昭和五年十月十日印刷
昭和五年十月十五日發行
昭和十五年四月十五日再版發行

國譯一切經　律部九

【定價金一圓五十錢】

不許複製

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者　長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
株式會社　大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝{三三九四四番 三〇四〇番}

製本所　　兩角製本所

索　引

（本卷の索引は特に譯者の希望に基き從來の本文中よりの索引とせず註補のみによる索引である。尙頁數は通頁を表はす）

—ケ—

—コ—

—サ—

—シ—

一ヒ一

—フ—

—ヘ—

—ホ—

—マ—

—律部九索引終—

[141] 七滅諍法

佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、佛、阿難に告げたまはく、「僧に諍事あらんに、汝往いて斷滅して諍事を止めしめよ」と。阿難白して言さく、「云何がして僧の諍事を斷じて當に滅せしむべき」。佛言はく、『六群の比丘は僧[142]法の如く律の如く毘尼の如くに諍を斷じて滅し已るに、後更に諸比丘の諍事を擧げて、更に起さんとて是言を作さく、「[143]是處羯磨・非處羯磨なり」と、……[144]波夜提の中に廣く說けるが如し……』と。……乃至、世尊弟子僧の無量の[145]常所行事は、一切[146]七止諍法にて滅するなり、是を「常所行事は七止諍法もて滅す」と名くるなり。是故に說きたまへり、「若し比丘、僧、法の如く毘尼の如くに滅せるを知りつゝ、……乃至、後に更に擧げんには波夜提なり」と。七滅諍法竟る。

[147] 法隨順

「法」とは、二部毘尼の如し。「隨順」とは、此法に順行するなり。」

波羅提木叉の分別竟る。

摩訶僧祇律卷第二十二

詳說せり。

【一四五】常所行事。常所行事諍(kiccādhikaraṇa)にして、常に營む所の僧事法事に就ての諍ひをいふ。

【一四六】七止諍法。七滅諍法は註(七の一七)參照。

【一四七】法隨順。原漢文には七滅諍法竟法隨順法者如二部毘尼隨順者順行此法也波羅提木叉分別竟とあり。この文突如として此處に出づるは大に注意すべきなり。即ち上來二十二卷に示す所は一に戒本の註釋(分別)なるを示すなり。僧祇律戒本に諸大德是隨順法半月々々次說波羅提木叉二部毘尼隨順者隨順行此法。諸大德已說隨順法今問諸大德是中清淨不是中清淨不是中清淨不。諸大德是中清淨默然故是事如是持とある文の隨順法を釋せるなり。即ち本律解說に述べたる如く、僧祇律は戒本の骨子に依りて自由自在にその註釋を試みたるものなるを證するにあまりあり。是に因りて四分律・五分律・十誦律・有部律等も皆其部派に於ける戒本の大註釋なるを知るべく、巴利律にも大廣解竟る (mahāvibhaṅgaṃ niṭṭhitaṃ) として戒本の註釋なるを示せり。

恣して、生草の上に大小便・涕唾せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。若し諸根を放恣して、水中に大小便・涕唾せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「生草の上に大小便・涕唾することを得ざれ、應に當に學すべし」と。水中に大小便・涕唾することを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[139] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は立ちながら大小便して、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、牛・驢・駱駝の如くに、立ちながら大小便せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が立ちながら大小便せる。今日より後、立ちながら大小便することを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[140]「立ちながら大小便することを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

立ちながら大小便することを得ざるも、若し脚に濕土あり一衣を汚すを畏れんには、立つを得て無罪なり。脚若しは病み、若しは瘡あり、若しは腫れたらんには立つを得て無罪なり。若し諸根を放恣して、立ちながら大小便せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「立ちながら大小便することを得ざれ、應に當に學すべし」と。

刀を捉れると弓箭を持てると　杖並に傘蓋を持てると　後より行くと騎乘人と　道外と生草
上と　水中と立便利となり。　第六跋渠竟る。

止當先使淨人行然後比丘行無罪とあり。行ずるとは大小便せしむるなり。

【一三九】 衆學法第六十六、立大小便戒。

【一四〇】 Na ṭhito agilāno uccāraṃ vā passāvaṃ vā karissāmīti S. K.

【一四一】 七滅諍法 (satta adhikaraṇasamathā dhammā)。註(七の一七・一二の四八・七五、一三の一一・二三・二七・三八・五三)參照。原漢文には此の標擧を出さず。宋・元・明・宮本には七滅諍法第八の文あり。

【一四二】 原漢文には如法如律如毗尼とあるも宋・元・明・宮本には如律の二字なし。

【一四三】 是處羯磨・非處羯磨。是處の處は理卽ちコトハリの義なるべく、從つて如法羯磨・不如法羯磨の意なるべし。

【一四四】 波夜提法第四條の中に

せる。今日より後、生草上・水中に大小便涕唾することを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

[132]「生草の上に大小便・涕唾することを得ざれ、應に當に學すべし」。

[133]「水中に大小便・涕唾することを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

生草上に大小便・涕唾するを得ず、當に無草地に在りて(なす)べし。若し夏月、生草普く茂りて空缺せる處なからんには、當に駱駝・牛・馬・驢・羊の行處に在りて(なす)べし。若し復是なきには、當に塼・瓦・石の上に在りて(なす)べし。若し復無からんには、當に乾ける草葉上に在りて(なす)べし。若し復無からんには、當に木枝を以て承けて、糞をして先に木枝の上に墮して後に地に墮すべし。若し比丘、[134]經行せん時、生草上に涕唾するを得ず。[135]經行(處)の頭に、當に唾壺を著き、瓦・石・草葉以に細灰土を唾壺の中に著れ、然して後に上に唾すべし。[136]若し大小便涕唾して手脚を汙さんに、生草に拭ふを得ん。

[137]「水」とは、十種あり、上に說けるが如し。水中に大小便涕唾するを得ず、當に陸地に在りて(なす)べし。若し雨時に水卒に起浮して滿たんに、當に土塊の上に在りて(なす)べし。若し是なきには、當に瓦石の上、若しは竹木の上に於て、先に木上に墮し、然して然して後に水中に墮すべし。

[138]若し地を掘りて圊厠を作り、底より水出でんには、比丘先に上に在りて起ち止るを得ず。當に先に淨人をして行ぜしむべく、然して後に比丘行ぜんには無罪なり。若し圊厠の底に流水あらんに、當に木を以て承け已りて後、水中に墮すべし。若し大小便涕唾して手脚を汙さんに、水(中)にて洗ふを得るなり。水中にて大小便行を洗はんに無罪なり。若し比丘、水に入りて浴する時、中に唾するを得ず。若し岸を遠ざからんには、當に手中に唾して然して後に之を棄つべし。若し諸根を放

【一三二】Na harite agilāno uccāraṃ vā passāvaṃ vā kheḷaṃ vā karissāmīti S. K.

【一三三】Na udake uccāraṃ vā passāvaṃ vā kheḷaṃ vā karissāmīti S. K.

【一三四】經行。註(一の四四)參照。

【一三五】原漢文には經行頭當著唾壺瓦石草葉以細灰土著唾壺中然後唾上とあり。經行頭とは經行處のほとりなる意なるべし。

【一三六】原漢文には若大小便涕唾汙手脚不得拭生草とあり。宋・元・明・宮本には不の字なし。不の字の有無により律行上に相違を來す。今は後の水中得洗の文に照合して不の字を削除せり。これ直接の大小行にあらざればなり。

【一三七】十種水。註(一の一四三)の本文參照。

【一三八】原漢文には若掘地作圊厠底水出者比丘不得先在上起

の時）彼れ道中に在りと雖、爲に說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、（自ら）道外に在りて無病道中人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「道外に在りて道中の人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

[一二六・一二七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[一二八]波斯匿王は[一二九]東庫園の林池に詣りて觀ぜんと欲して侍者に語りて言はく、「明（日）當に夫人・婇女と與に出でゝ東園に遊看すべし、輭草上可しく掃灑莊嚴して牀褥を敷施すべし」と。時に六群の比丘聞き已りて先に彼に往き到り、輭草上に於て[一三〇]啼唾し、復樹葉を取りて不淨を裹み、池水中に著けて浮ば（しめ）ぬ。其日、王出づるに、夫人・婇女は（王）宮に在るの日久しくして常に遊看を思ひしかば、今、意に從ふを得て囚の獄を出づるが如くにして、園中に到りて諸の輭草を見て各各馳趣し、並に遙かに占めて言はく、「此は是れ我が[一三一]許なり、此は是れ我が許なり」と。即ち便ち上に坐せるに啼唾にて衣を汙せしかば、各池水に趣きて手を洗ひ衣を濺ぐに、池水上に諸の葉にて裹めるものあるを見て、又是念を作さく、「將に是れ諸の年少の（もの）、我等の當に出づべきを聞いて必ず諸香を裹みて此の水中に著れ、以て我輩を待さんとするなり」とて、各々之を諍ひ（取るらく）、「此は是れ我が許なり、此は是れ我が許なり」と。競うて葉裹を捉ふるに不淨潰出して諸の衣物を汙せしかば、展轉して相謂ひて言はく、「奇事なり、奇事なり、本是れ香なりと謂ひしに、乃し是れ不淨ならんとは」と。即ち王に白して言さく、「此は是れ奇怪なり、王先に勅して掃灑せ（しめ）たまひしに、今、不淨あること乃し爾らんや」。王、園民に問ふらく、「誰か此園を汙せる」。園民、王に白さく、「昨日、六群の比丘此中に在りて戲るゝこと良久しくして乃ち去りぬ、或は是れ彼が汙せしならんか」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて（言はく）、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝等云何が生草の上及び水中に大小便・啼唾

【一二六】衆學法第六十四、生草上大小便戒。
【一二七】衆學法第六十五、水中大小便戒。聖語藏本のみは毗舍離とす。寫經生の過誤なるべし。
【一二八】波斯匿王。註（八の二二六）參照。
【一二九】東庫園。東園なるも何故に東庫園とせしか明かならず。毗舍佉鹿母が世尊に獻ぜし東園精舍をいふには非ず。
【一三〇】啼唾。啼は嗁にして叫ぶ意なれば、恐らくは涕の同音寫なるべし。
【一三一】許。從なり、屬なり。我が坐すべき處なりとて占取するなり。

時)彼の騎乘人に、爲に說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、無病騎乘人の爲に法を說かんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「騎乘人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

[一二四]佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、道外に在りて道中なる梨車童子の爲に說法し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに、已れ道外に在りて道中の人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。而も此の童子には恭敬心なし、是の妙法を聞かんには、應に道を避けて聽いて、比丘をして道中ならしむべきに、云何が自ら は道中に在りしや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が道外に在りて人は道中に在るに、爲に說法せる。今日より後、道外にて道中の人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、[一二五]「道外にて道中の人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「道外」とは、比丘は道外に在るなり。「道中」とは、前にて聽く人なり。「說法」とは、上に說けるが如し。道外にて、無病道中人の爲に說法することを得ず、病には無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)比丘は語げて道外に在らしむるを得ず、恐くは彼れ疑を生ずるが故に。若し邊に淨人あらんには、當に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くも雖、無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かんに、時に防衞人言はん、「尊者は道外に在れ、我は道中に在らん。若し賊ありて出でんに我當に之を拒むべし。尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾

【一二四】衆學法第六十三、道中人說法戒。

【一二五】Na uppathena gacchanto pathena gacchantassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

るべし、尊者は後に在りて我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)爲に說かんに無罪なり。若し比丘、眼惡く、前人、杖を捉りて前に牽かんに、爲に說法せんには無罪なり。若し諸根を放恣して、無病人の後に在りて說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「人、前に在り、比丘、後に在りて爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

一三一 佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、騎乘せる梨車童子の爲に說法して、世人の護る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに、騎乘人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。而も此の童子には恭敬心なし、是の妙法を聞かんには應に下乘すべきに、云何が騎乘して聽法せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が無病騎乘人の爲に說法せる。今日より後、騎乘人に爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

一三二「騎乘人に爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「乘」とは、八種あり、象乘・馬乘・牛乘・驢乘・船乘・車乘・輿乘・輦乘なり。「說法」とは、上に說けるが如し。無病騎乘人の爲に說法することを得ざれ、病には無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)語げて下乘せしむべからず、恐らくは(彼れ)疑心を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんには、應に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖、無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かんに、時に防衛人言はん、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の

【一三一】衆學法第六十二、騎乘人說法戒。

【一三二】Na yānagatassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti. S. K.

應に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖、無罪なり。若しは法師、若しは律師にして、風雨・寒雪・大熱の時、蓋を捉れる(者)に、爲に說かんには無罪なり。若し諸根を放恣して、無病捉蓋人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「持蓋人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

三〇 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は梨車童子の後に隨うて行いて說法し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに、人の後に隨うて爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子には恭敬心なし、是の妙法を聞かんには、應に當に後に在りて而して聽くべきに」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、汝、云何が無病人の後に隨うて爲に說法せる。今日より後、人前に在り、後に隨うて爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

三一「人、前に在り、後に隨うて爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と」。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「後」とは、人前に在りて比丘後に在るなり。「說法」とは、上に說けるが如し。無病人の後に隨うて而して爲に說法することを得ざれ、病には無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)語げて後に在らしむるを得ざれ、恐らくは彼れ疑心を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんには、應に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖、無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かんに、時に防衛人言はん、「此處は賊常に善く前に在りて發すれば、我當に前に在

【三〇】衆學法第六十一、人在前隨後說法戒。

【三一】Na pacchato gacchanto purato gacchantassa agilānassa dhammaṃ desessāmîti S. K.

應に作意して淨人の爲に說くべく、（爾の時）王聽くと雖、無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かんに、時に防衞人言はん、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。（爾の時）彼れ杖を捉ると雖、爲に法を說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、無病捉杖人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「持杖人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

二七 佛、毗舍離城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、蓋を持てる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに、蓋を持てる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子には恭敬心なし、此の妙法を聞かんには、應に當に蓋を卻くべきに、云何が蓋を捉りて聽法せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて（言はく）、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、病なきに蓋を持てる人の爲に說法せる。今日より後、持蓋人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

二八「持蓋人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「蓋」とは、樹皮蓋・多羅葉蓋・二九多梨葉蓋・竹傘蓋・氈傘蓋・孔雀毛蓋・是の如き等の種々にして、能く雨・日を遮する者を皆「傘蓋」と名く。「說法」とは、上に說けるが如し。病なきに蓋を捉れる人の爲に說法するを得ず、病には無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。（爾の時）語げて蓋を卻けしむるを得ざれ、恐らくは（彼れ）疑を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんには、

【二七】衆學法第六十、持蓋人說法戒。

【二八】Na chattapāṇissa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

【二九】多梨葉蓋。明かならず。

はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。（爾の時）語げて弓箭を放てしむるを得ず、恐らくは彼人疑を生ぜんが（故に）。若し邊に淨人あらんには、應に作意して淨人の爲に說くべく、（爾の時）、王聽くと雖無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かんに、時に防衛人言はん、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。（爾の時）彼れ弓箭を捉ると雖、爲に說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、弓箭を捉れる人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「弓箭を持てる人の爲に說法することを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[二五]佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、杖を持てる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに、杖を捉れる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子には恭敬心なし、是の妙法を聞かんには、應に當に杖を捨つべきに、云何が杖を捉りて聽法せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が無病捉杖人の爲に說法せる。今日より後、持杖人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[二六]「持杖人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「杖を捉る」とは、一切の杖なり。「說法」とは、上に說けるが如し。病なきに杖を持てる人の爲には說法することを得ざれ。病者には無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說け」と。（爾の時）語げて杖を放てしむるを得ざれ、恐らくは（彼れ）疑心を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんには、

【二五】衆學法第五十九、持杖人說法戒。

【二六】Na daṇḍapāṇissa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

「持つ」とは、手に捉れるなり。「刀」とは、大刀・小刀・劍なり。「說法」とは、上に說けるが如し。

刀を持てる人の爲には說法するを得ず。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)語げて刀を放てしむるを得ざれ、恐らくは(彼れ)疑心を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんに、當に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖、無罪なり。若し比丘、嶮道恐怖處に在りて行かんに、時に防衛人言はん、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)彼れ刀を捉ると雖、爲に說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、刀を捉れる人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「刀を持てる人の爲に說法することを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

[二三]佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は弓箭を持てる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに、弓箭を持てる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子には恭敬心なし、是の妙法を聞かんには應に弓箭を放つべきに、云何が獵師の如くに弓箭を捉りて聽法せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝、實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が弓箭を持てる人の爲に說法せる」。佛言はく、「今日より後、弓箭を持てる人の爲に說法することを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[二四]「弓箭を持てる人の爲に說法することを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「持つ」とは、手に捉れるなり。「弓箭」とは、防衛仗なり。「說法」とは、上に說けるが如し。弓箭を持てる人の爲に說法するを得ざれ。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言

【二三】衆學法第五十八、持弓箭人說法戒。

【二四】Na āvudhapāṇissa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K. 巴利律第六十條なり。āvudha は劍杖等の武器を意味するも註釋には āvudhaṃ nāma Cāpo kodaṇḍo とあるによりて此戒に對配せしなり。cāpa は弓、kodaṇḍa は弩なり。

に著し、脚を脚趺上に著するなり。「說法」とは、上に說けるが如し。無病翹脚人の爲に說法するを得ず。病には爲に說かんに無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)彼に語げて正坐せしむるを得ず、恐らくは疑心を生ぜんが故に。彼邊に淨人あらんには、當に作意して彼人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖無罪なり。若し諸根を放恣して、無病翹脚人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「翹脚人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

坐及び臥せるもの、爲に說くと　高牀と著革屣と　著屐並に覆頭と　纏頭と抱膝蹲と翹脚せるもの、爲に說かざるとなり。第五跋渠竟る。

〔二二〕佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、刀を持てる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、俗人の如くに、刀を捉れる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子には恭敬心なし、是の妙法を聞かんには應に一心に合掌すべきに、云何が屠兒の如くに刀を捉りて聽法せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が刀を捉れる人の爲に說法せる。今日より後、刀を持てる人の爲に說法することを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、毘舍離城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔二三〕「刀を持てる人の爲に說法することを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

【二二】衆學法第五十七、持刀人說法戒。

【二三】Na satthapāṇissa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

く、「汝、云何が無病にして膝を抱へて蹲まれる人の爲に說法せる。今日より後、膝を抱へて蹲まれる人の爲に說法するを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一〇八]「膝を抱へて蹲まれる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「膝を抱へて」とは、手にて抱へ、衣にて抱へ、帶にて抱ふるなり。「說法」とは、上に說けるが如し。病人の爲に說かんには無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らん時、……乃至、邊に淨人あらんに、應に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖、爲に說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、無病抱膝人の爲に說法せんには、越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「膝を抱へて蹲まれる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

[一〇九]佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、脚を翹げて坐せる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎說人の　、に、脚を翹げたる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子には[illegible]心なし、是の妙法を聞かんには應に正坐すべきに、云何が脚を翹げて坐せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、無病翹脚人の爲に說法せる。今日より後、翹脚人の爲に說法するを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一一〇]「翹脚人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。病には世尊は無罪と說きたまへり。「翹脚」とは、髀を髀上に著し、膝を膝上に著し、膊を脛上

【一〇八】Na Pallatthikāya nisinnassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K. 此戒は僧祇律と巴利律第六十五條とにのみ存して餘律に存せず。

【一〇九】衆學法第五十六、翹脚坐人說法戒。

【一一〇】此戒は本律にのみありて他律に存せず。

實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、無病纒頭人の爲に說法せる。今日より後、纒頭人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一〇六]「纒頭人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「纒頭」とは、若しは衣にて纒ひ、若しは絹にて纒ふなり。「說法」とは、上に說くが如し。病にて頭に纒へる人の爲には說法するを得て無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲の故に王若しは地主に詣らんに、彼れ是言を作さん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)語げて纒を解かしむるを得ざれ、恐らくは疑心を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんには、當に作意して彼の爲に說くべく、(爾の時)王聽くと雖、無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かん時、防衞人言はん、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)彼人、纒頭すと雖、爲に說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、無病纒頭人の爲に說法せんには、越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「纒頭人の爲に說法することを得されれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

[一〇七]佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、梨車童子の、膝を抱へて蹲まれる人の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎說人の如くに、膝を抱へて蹲まれる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。而も此の童子には恭敬心なし、是の如きの微妙の法を聞かんには、應に如法に坐すべきに、云何が膝を抱へて蹲まりて聽ける」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言は

【一〇六】Na veṭṭhitasīsassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

【一〇七】衆學法第五十五、抱膝蹲人說法戒。

人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。而も此の童子に恭敬心なし、是の如きの微妙の法を聞かんには頭上の覆を却くべきに、云何が頭を覆ひて聽法せる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて（言はく）、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、無病覆頭人の爲に說法せる。今日より後、覆頭人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、

[一〇三]「覆頭人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「覆頭」とは、一切の頭を覆ふなり。「說法」とは、上に說けるが如し。病人の爲には說法することを得て無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らん時、……乃至、邊に淨人あらば當に立意して彼人の爲に說くべく。（爾の時）王聽かんには無罪なり。若し比丘、怖畏嶮道に在りて行かん時、防衞人言はく、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。（爾の時）彼れ頭を覆へりと雖、爲に法を說かんに無罪なり。若し諸根を放恣して、無病覆頭人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「覆頭人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

[一〇四]佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、纏頭せる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、[一〇五]伎說人の如くに、纏頭人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子に恭敬心なし、是の妙法を聞くに、云何が纏頭して說法を聽ける」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて（言はく）、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、

【一〇三】Na oguṇṭhitasīsassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

【一〇四】衆學法第五十四、纏頭人說法戒。

【一〇五】伎說人。宋・元・明・宮・聖本に皆、俳說人とせり。共にざれごとをいふ藝人なり。

[九八]佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、[九九]木屐を著けたる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎兒の如くに、屐を著けたる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。而も此の童子も恭敬心なし、是の如きの微妙の法を聞かんには、應に當に屐を脫ぐべきに、云何が屐を著けたるまゝに聽法せしや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、無病にして屐を著けたる人の爲に說法せる。今日より後、屐を著けたる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一〇〇]「屐を著けたる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪と說きたまへり。「屐」とは、[一〇一]十四種あり、金屐・銀屐・摩尼屐・牙屐・木屐・多羅屐・皮屐・欽婆羅屐・綖屐・芒屐・樹皮屐・婆迦屐・草屐、是の如き等の種々の屐を、是を「屐」と名く。「說法」とは、上に說けるが如し。若し比丘、塔事の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣るに、彼れ言はん、「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)應に語げて屐を脫せしむべからず。(彼れ)恐らくは疑を生ぜんが故に。若し邊に淨人あらんには、應に作意して淨人の爲に說くべく、(爾の時)王聽かんには無罪なり。若し諸根を放恣して、無病にして屐を著けたる人の爲に法を說かんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「屐を著けたる人の爲に法を說くことを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

[一〇二]佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、頭を覆へる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎兒の如くに、頭を覆へる

【九八】衆學法、第五十二、著屐人說法戒。
【九九】木屐。(dārupāduka)。
【一〇〇】Na Pādukārūḷhassa agilānassa dhammaṃ desessāmiti S. K.
【一〇一】十四種屐。十三種を列ぬるのみ。中に於て多羅屐は tāla 樹葉にて作れるもの、欽婆羅屐は羊毛 kambala にて作れるもの、婆伽屐は明かならず。
【一〇二】衆學法第五十三、覆頭人說法戒。

雖、比丘は無罪なり。若し諸根を放恣して、卑牀に在りて、高牀に坐せる人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「人、高牀に在り、比丘、卑牀に在りて說法を爲すことを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

九六 佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、革屣を著せる梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、諸の伎兒の如くに、革屣を著せる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。而も此の童子も妙法を說くを聞きつゝ恭敬心なく、革屣を脫せずして聽法せんとは」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、無病にして革屣を著けたる人の爲に說法せる。今日より後、革屣を著けたる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

九七「革屣を著せる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

「革屣」とは、若しは一重、若しは兩重なり。「說法」とは、上に說けるが如し。病なきに革屣を著けたる人の爲に說法することを得ず。病には佛は無罪と說きたまへり。若し比丘、塔事・僧事の爲に……乃至、邊に淨人あらんには、當に立意して彼人の爲に說くべく、(爾の時)王聽かんに無罪なり。若し比丘、嶮路恐怖處に在らんに、防衞人言はん、「尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。(爾の時)彼れ革屣を著くると雖、說(法)を爲さんに無罪なり。若し諸根を放恣して、病なきに革屣を著けたる人の爲に說法せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「革屣を著けたる人の爲に說法することを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

【九六】衆學法第五十一、著革屣人說法戒。

【九七】Na upāhanārūḷhassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

說かんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「人臥し、比丘坐して說法を爲すを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

九四 佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は卑小の牀に坐して、高牀上の軍將師子の爲に說法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、如ら伎兒に似たり、自ら卑小の牀に坐して高牀上の人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道か之あらん。然も此の師子軍將も恭敬心なし、是の如きの微妙の法を聞く時に、云何が自らは高牀に坐して、彼をして卑小の牀に坐して說法を爲さしむるや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、卑下牀に坐して、高牀上の人の爲に法を說ける。今日より後、人、高牀上に在り、己下きに在りて說法を爲すことを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

九五 「人、高牀に在り、比丘、卑牀に在りて說法を爲すことを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と」。

卑牀に二種あり、一には下牀を「卑」と名け、二には麤弊せるをも亦「卑」と名く。高には二種あり、高大なるを「高」と名け、妙好なる者をも亦「高」と名く。病には世尊は無罪と說きたまへり。「說法」とは、上に說けるが如し。卑牀に坐して、高牀上に坐せる人の爲に說法するを得ず、病人には無罪なり。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に王若しくは地主に詣らんに、彼れ「比丘よ、我が爲に法を說きたまへ」と言はんに、爾の時語げて起ちて坐を易へしむるを得ず、(彼れ)恐らくは疑を生ぜんが故に。若し邊に下人あらんに、應に作意して下人の爲に說くべし。(爾の時)王、高牀に坐して聽くと

【九四】衆學法第五十、人在高牀比丘在卑牀說法戒。

【九五】Na nīce āsane nisīditvā ucce āsane nisinnassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

供正遍知の自説なり。佛の所印可とは、聲聞の所説にして佛が善哉と讃じたまへるもの、是を「印可」と名く。立ちて坐人の爲に説法するを得ず、前人病まんには無罪なり。若し比丘、塔事の爲、僧事の爲に王若しは地主に詣らんに、彼れ「比丘よ、我が爲に法を説きたまへ」と言はんに、語げて起たしむるを得ず、恐らくは彼れ疑はんが故に。若し邊に立人あらんには、即ち作意して立人の爲に法を説け、王聽くと雖、比丘は罪無からん。若し諸根を放恣して、立ちて無病の坐人の爲に法を説かんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に説きたまへり、「人坐し、比丘立ちて説法を爲すを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と。

[九二] 佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は坐して、臥人の爲に説法して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、伎人の如くに坐して、臥人の爲に説法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。此の聽法人も恭敬心なし、是の如きの微妙の法を説くを聽くに、云何が臥して聽ける」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が坐して無病の臥人の爲に説法せる。今日より後、人臥し、比丘坐して説法を爲すことを得ざれ、病を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[九三]「人臥し、比丘坐して説法を爲すを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと説きたまへり。「説法」とは、上に説けるが如し。若し比丘、塔の爲、僧事の爲に、若しは王若しは地主に詣る時、彼れ「比丘よ、我が爲に法を説きたまへ」と言はんに、語げて起たしむるを得ず、恐らくは(彼れ)疑を生ぜんが故に。若し邊に坐人あらんには、當に坐人の爲に法を説け、王聽くと雖、比丘は罪なからん。若し諸根を放恣して、坐して無病の臥人の爲に法を

【九二】衆學法第四十九、人臥比丘坐説法戒。

【九三】Na sayanagatassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

比坐取らざらんには、應に沙彌及び[八六]園民に與ふべし。若し鉢を洗はん時、一粒をも瀉いで地に棄つるを得ざれ。若し有らば當に聚めて杈上・葉上に著くべし。若しは細粒、若しは麨にして聚むるを得べからざるには無罪なり。若し諸根を放恣して、鉢中の殘食を以て地に瀉がんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「鉢中の殘食を以て地に棄つるを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[八七]敊と舐と嗽と作聲と　全呑並に落粒と　振手と他鉢を看ると　端心と已の爲に索むると　羹を覆ふと膩手と棄となり。四跋渠說き竟る。

[八八]佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[八九]難陀・優波難陀は立ちて、坐せる[九〇]梨車童子の爲に說法して、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、彼れ伎人の如くに立ちて、坐せる人の爲に說法せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん。然も此の童子に恭敬心なく、是の如きの微妙の法を說く時は應に牀坐を與ふべきに、云何が坐ながらに聽いて彼をして立ちて說かしめたる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛は上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が、立ちて無病の坐人の爲に說法せる。今日より後、立ちて坐人の爲に說法するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまびて、毘舍離城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、[九一]「人坐し、比丘立ちて說法を爲すを得ざれ、病を除く、應に當に學すべし」と』。

病には世尊は無罪なりと說きたまへり。「說く」とは、前人の爲に其義を開解して、分別し演說して如說修行せしめんと欲するなり。「法」とは、佛の所說・佛の所印可なり。佛の所說とは、如來應

【八六】園民(Ārāmika)。註(六の二〇三)參照。

【八七】宋・元・明・宮聖の諸本には敊舐味の三字の代りに嚼飯及の三字とせり。作聲の中には、啑喋と吸食との二戒を含む。

【八八】衆學法第四十八、人坐比丘立說法戒。

【八九】難陀・優波難陀。註(八の五)參照。

【九〇】梨車童子。註(一の一〇五)離車子の下、及び註(一の五四)跋耆國毘舍離城の下參照。

【九一】Na ṭhito nisinnassa agilānassa dhammaṃ desessāmīti S. K.

く、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「膩手にて飲器を受くるを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「膩手にて飲器を受くるを得ず」とは、[80]比丘は食時に應に左手を護りて淨ならしむべく、當に左手を以て飲器を受け、脣に拄へて而して飲むべし。口に深く器の緣を含むを得ず、亦緣をして鼻額に觸れしむるを得ず。盡く飲むを得ず、當に少許を留め、當口處は之を瀉ぎ棄てゝ更に水を以て滌ぎ、次(第)に行らして下座に與ふべし。若し左手に瘡を病まんには、右手を鉢の緣上に就て膩を棄去して淨水にて洗へ。若し不淨ならんには、葉を以て承け取り、飲み已るに上に說くが如くにせよ。若し諸根を放恣して、膩手を以て飲器を捉らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「膩手を以て飲器を受くるを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[81]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は鉢中の餘食を蕩ひ已りて地に棄てしに、檀越嫌うて言はく、「尊者、此食は是れ[82]無子錢にて作せりと謂ふや、我れ妻子の分を奪へるは福德の爲の故なれば、[83]一粒も百功なり、云何が地に瀉ける。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、鉢中の殘食は地に瀉ぐを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[84]「鉢中の殘食を以て地に棄つるを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「鉢中の殘食は地に棄つるを得ず」とは、食時に當に腹を稱りて而して取りて、多く受くるを得ざるべし。若し[85]淨人、卒に多くを與へんには、未だ噉はざる時に應に減じて比坐に與ふべし。若し

【七九】 Na sāmisena hatthena Pāniyathālakaṃ Paṭiggahessāmīti S. K.

【八〇】 原漢文には比丘食時應護左手令淨當以右手受飲器拄脣而飲不得口深含器緣亦不得令緣觸鼻額不得盡飲當留少許當口處瀉棄之更以水滌次行與下座とあり。右手の二字を宋・元・明・宮・聖本によりて左手と改む。

【八一】 衆學法第四十七、殘食棄地戒。

【八二】 無子錢。子即ち利息を生ぜざる錢。

【八三】 一粒百功。巴利文には ekamekaṃ sitthaṃ kammasatena nipphajjatīti (Cv. V. 26) とあり。卽ち一々の粒も百の業作によりて成就せらるゝなりとの意。

【八四】 Na sasitthakaṃ Pattadhovanaṃ antaraghare chaḍḍessāmīti S. K.

【八五】 淨人 (Kappiyakāraka)。註(五の九五)參照。

七五 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は先に魚肉羹を受けて後に飯を以て上を覆へり。監食人は看見し已りて卽ち問うて言はく、「長老、魚肉羹を得たりや不や」。答へて言はく、「長壽、汝、色を見て自ら知れ、何の故に復問ふや」。監食人、行食人に問ふらく、「何を以て此中に魚肉羹を與へざる」。答へて言はく、「何の處か得ざる」。「此中未だ得ず」。又言はく、『我已に與へしに、何の故に「得ず」と言はるゝや』。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、飯を以て羹を覆うて更に得んと望むことを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、七六「飯を以て羹を覆うて更に得んと望むことを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

七七 若し比丘、食を迎へんに衣を汗すを慮へんには、盡く覆ふを得ず、當に一邊を露にすべし。若し一切覆はんには、前人「得しや未だしや」と問はんに應に答ふべし、「已に得たり」と。若し諸根を放恣して、飯を以て羹を覆ひて更に得んことを望まんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「飯を以て羹を覆ひて更に得んと望むを得ざれ、應に當に學すべし」と。

七八 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は膩手にて飲器を捉りしかば比坐惡みて受けざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに、佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、膩手にて飲器を捉るを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまは

【七五】衆學法第四十五、以飯覆羹戒。

【七六】Na sūpaṃ vā byañjanaṃ vā odanena paṭicchādessāmi bhiyyokamyataṃ upādāya 'ti S. K.

【七七】原漢文には若比坐迎食慮汗衣者不得盡覆當露一邊若一切覆者前人問得未應答已得とあり。若比坐を宋・元・明・宮・聖本には若比丘とせり。麗本に何故に比坐とせるか、單に誤寫とすべからず、何等か行事上の理由あるべきも今究め難し。今諸本により比丘と改む。

【七八】衆學法第四十六、膩手捉飲器戒。

らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「端心に鉢を觀じて食せんと、應に當に學すべし」と。

(七三) 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は飯を索め、羹を索めて、檀越の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、食上にて飯を索め羹を索めんとは」と。(即ち)問うて言はく、「尊者、我れ自恣に食を與ふるに、何の故に喚び索むるや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來る已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、食を索むることを聽さず」と。

復次に佛、迦維羅衛國釋氏精舍に住したまひぬ。如來應供正遍知は五事の利益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一病比丘の羸瘦痿悴せるを見たまひき。佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝の病何似」。答へて言さく、「世尊、我が病、苦にして適しまず」。佛、比丘に語げたまはく、「汝は隨病食・隨病藥を索むること能はざるや」。答へて言さく、「世尊の制戒、食を索むることを聽したまはざれば」と。佛言はく、「今日より後、病比丘には食を索むることを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、迦維羅衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

(七四) 「病なきに己の爲に食を索むることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

病なくして己の爲に羹飯を索むることを得ず、若し病みて多羹を須ゐんには索むることを得て無罪なり。若し諸根を放恣して、病なきに己の爲に食を索めんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「比丘病まざるに己の爲に食を索むることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

【七三】衆學法第四十四、無病索食戒。

【七四】Na sūpaṃ vā odanaṃ vā agilāno attano atthāya viññāpetvā bhuñjissāmīti S. K.

「嫌心もて比坐の鉢を視ることを得ず」とは、若し監食人にして食、何の處は得たり、何の處は得ざるかを看んには、看るを得て無罪なり。若しは六九共行弟子、若しは依止弟子にして病まんには、其鉢中を看て是れ應病食なりや不やを看るを得て無罪なり。若し上(坐)下坐(皆)得たりと爲すや不やを看んには無罪なり。若し諸根を放恣して、嫌心もて比坐の鉢を看んには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「嫌心もて比坐の鉢を看ることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

七〇佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に比丘ありて鉢を置いて前に在き、迴顧して比坐と共に語るに、六群の比丘は鉢を取りて餘處に著けり。七一行食、次に至るに鉢を視ざりしかば、地を捫摸して手を汙し、檀越より水を索めて手を洗ひぬ。時に檀越は飯匱を棄てゝ地に著いて嫌うて言はく、「我れ家務を廢して福を修せんとて僧に飯せしなれば、僧は應に齊集して食を受くべきに、今、行食の時に方に水を索めて手を洗はんとは。出家の人は當に端心に鉢を觀じて食すべきに、此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、當に端心に鉢を觀じて食すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

七二「端心に鉢を觀じて食せんと、應に當に學すべし」と』。

「端心に鉢を觀ず」とは、鉢を放てゝ前に在きて比坐と共に語るを得ざるなり。若し因緣ありて須く左右と共に語らんには、左手にて鉢上を撫へよ。若し行食人、第三人に到りし時、當に先に鉢を滌ぎて豫じめ擎げて至るを待つべし。若し諸根を放恣して、端心に鉢を觀じて食することを學せざ

【六九】共行弟子・依止弟子。註(一六の一二〇)及び註(一九の六〇・六一)參照。

【七〇】衆學法第四十三、端心觀鉢戒。

【七一】行食次に至るとは、上座より次第に食をめぐりほどこして順次に已の所に至りたるにとの意。

【七二】P. Sakkaccaṃ Piṇḍapātaṃ bhuñjissāmīti S. K.

老、何の故に手を振るや、蜈蚣・[六四]蜂蠆の爲に螫されしや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、手を振りて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[六五]「手を振りて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

若し手を振りて食せん時は、比坐に向うて手を振るを得ず。若し食、手に著かんに、當に已が前に向うて手を振り、若しは鉢中にて[六六]抖擻すべし。若し諸根を放恣して、手を振りて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「手を振りて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[六七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は嫌心もて比坐の鉢を看て、若し少なきを見ては便ち言はく、「貞廉自節なり、若し飽りて用ひざらんには當に我に與ふべし」と。若し大鉢を捉れるを見ては、復言はく、「咄咄、此の貪食の人、鉢は如ら大釜に似たり」。檀越の供ふる所(のもの)は正に是に滿す可けん、我等餘人は當に復那が得べき」と。諸比丘は聞き已りて慚愧せり。是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、嫌心にて比坐の鉢を看ることを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[六八]「嫌心もて比坐の鉢を看ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

【六四】蜂蠆。宋・元・明・宮本には蝭蝲とし、聖本には蟥蜂とせり。蝲はさそりなり。

【六五】Na hatthaniddhunakaṃ bhuñjissāmīti S. K.

【六六】抖擻。ふりはらふなり。

【六七】衆學法第四十二、嫌心視比坐鉢戒。

【六八】Na ujjhānasaññī Paresaṃ Pattaṃ olokessāmīti S. K.

て、食を全呑せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「食を全呑するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

〔六〇〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は飯食を落し、半は口中に入れ、半は地に墮して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如くに飯食を落さんとは」と。（卽ち）問うて言はく、「大德、此食は是れ〔六一〕無種錢にて作せりと謂呼へるや。我れ妻子の分をも奪ひて、布施して福を求めんとせしなり。此の一粒には百功乃し成ぜり、應に當に盡く食すべきに、何の故に地に棄つるや。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、飯食を落すことを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

〔六二〕「飯食を落すことを得ざれ、應に當に學すべし」と」。

食を受くる時、一粒をも地に落さしむるを得ず。若し淨人瀉す時、地に墮ちんには無罪なり。食を口中に著くる時、地に落さしむること勿れ。誤ちて地に落ちんには無罪なり。若し魚・肉・菓蓏・甘蔗を噉ふ時に、皮・核・滓・骨を縱橫に地に棄つるを得ず、當に足邊に聚むべし。若し諸根を放恣して、粒を落して食せんには越學法なり、狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「飯食を落すことを得ざれ、應に當に學すべし」と。

〔六三〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は手を振りて食して比坐比丘の衣を汗せしに、比坐卽ち問ふらく、「長

【六〇】衆學法第四十、落飯食戒。

【六一】無種錢。無子錢なるべし、利息を生ぜざる錢なり。

【六二】Na sitthāvakārakaṃ bhuñjissāmīti S. K.

【六三】衆學法第四十一、振手食戒。

僧に飯せしに、時に六群の比丘は飯を啜うて聲を作して食し、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、駱駝・牛・驢の如くに食を啜うて食せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、食を啜うて聲を作して食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[五六]「食を啜うて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

若し薄粥・乳・酪・羹・飯を食せんに、啜うて聲を作さしむるを得ず、當に徐々に咽むべし。若し諸根を放恣して、食を啜うて食せんに越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「食を啜うて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[五七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は食を全呑して[五八]嗗嗗として聲を作し、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、牛・驢・駱駝の食するが如くに嗗嗗として聲を作さんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、食を全呑するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[五九]「食を全呑するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

食を全呑して嗗嗗として聲を作さしむるを得ず。若し比丘、咽喉の病にて聲を作さんには無罪なり。若し咽喉乾燥せんに、當に水を以て之を通じ、然して後に食を咽むべし。若し諸根を放恣し

【五六】 Na surusurukārakaṃ bhuñjissāmiti S. K.

【五七】 衆學法第三十九、全呑食戒。

【五八】 嗗々。烏八の切にして音は軋なり。飲む聲なり。

【五九】 此戒は四分律・巴利律・有部律に存せず、梵本は此條逸失して無し。

に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、指を㗛うて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[五〇]「指を㗛うて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と」。

「指を㗛うて食するを得ざれ」とは、若し比丘、[五一]羹臛・甜膩物を食して指に著かんに㗛ふを得ず、當に鉢の緣上に一處に緊聚して、然して後に取りて食すべし。若し蜜・石蜜・鹽にして指頭に著かんには㗛ふを得て無罪なり。若し諸根を放恣して、指を㗛うて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「指を㗛うて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[五二]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて食を施せしに、時に六群の比丘は[五三]哮喋として聲を作して食し、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、豬鼠の食聲の如くなるは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、哮喋として聲を作して食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[五四]「哮喋として食するを得ざれ、應に當に學すべし」と」。

哮喋として聲を作すを得ず。若し諸根を放恣して、哮喋として食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「哮喋として聲を作して食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[五五]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、檀越あり、精舍中に於て供を設け

【五〇】此戒は僧祇律のみに存して餘律に存せず。
【五一】羹臛。肉のあつもの。
【五二】衆學法第三十七、哮喋食戒
【五三】哮喋。噍む貌卽ち音をなして嚼むなり。
【五四】Na Capucapukārakaṃ bhuñjissāmiti S. K.
【五五】衆學法第三十八、吸食食戒。

すべし。若し諸根を放恣して、指にて鉢を拭うて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「指にて鉢を拭うて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[四五] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中にて供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は手を舐めて食し、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、小兒の如くに、食を得て手を舐めて食せんとは」と。(卽ち)問うて言はく、「尊者、我れ自恣に飽食(せしめたる)に、何の故に手を舐むるや。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、手を舐めて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、

「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[四六]「手を舐めて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

反覆して手を舐めて食するを得ず。若し[四七]酥・油・蜜・石蜜にして手に著かんには、當に鉢の緣上に就て槩聚して一處に著け、然して後に取りて食すべし。若し諸根を放恣して、手を舐めて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「手を舐めて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[四八] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は[四九]指を唻して食し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、小兒の如くに指を唻うて食せんとは」と。(卽ち)問うて言はく、「尊者、我れ自恣に食を施せしに、何を以て指を唻うて食するや。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實

【四五】衆學法第三十五、舐手食戒。

【四六】Na hatthanillehakaṃ bhuñjissāmīti S. K. 此戒は四分律・五分律に存せず。

【四七】酥・油・蜜・石蜜。註(三の七九)七日藥以下參照。

【四八】衆學法第三十六、唻指食戒。

【四九】唻。吸ふなり。

「食を含みて語るを得ず」とは、若し食上にて和上・阿闍梨・長老比丘の喚ぶ時、咽むこと未だ盡きざるも、能く聲をして異らさらしめんには應ふるを得ん。若し能く(聲をして異らさらしむるを)得ざらんには、咽み已りて然して後に應へよ。若し前人嫌はんには應に答へて言ふべし、「我が口中に食あり、是故に即ちに應へざるなり」と。若し諸根を放恣して、食を含みて語らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「食を含みて語らざれ、應に當に學すべし」と。

交脚して家內に坐すると　叉腰と手足を動ずると　專意と等飯羹と　偏刳と頰を廻らして食すると　吐舌と及び大團と　張口と遙擲と半を嚙むと食を含みて語るとなり。　第三跋渠竟る。

[四二]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり。精舍に於て供を設け僧に飯せしに、時に六群の比丘は指を以て鉢を抆うて食し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、小兒の食するが如く、獄中の餓囚の食するが如くなるは」。(即ち)問うて言はく、「尊者、飮食極豐なるに何を以ての故に抆鉢を爲すや。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、指にて鉢を抆うて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、

[四三]「指にて鉢を抆うて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と」。

「指にて鉢を抆うて食するを得ず」とは、指を曲げて鉢を抆ふを得ざるなり。若し酥・油・蜜にして鉢に溼きたらんには、指を曲げて鉢を抆ふを得ず、當に指を以て[四四]拘聚して、然して後に撮みて食

【四二】 衆學法第三十四、指抆鉢戒。

【四三】 Na Pattanillehakam bhuñjissāmīti S. K. 此戒は四分律に存せず。

【四四】 拘聚。とりあつむる意。宋・元・明・宮本には跑聚とす。跑は足の爪にて土をひき搔く意なるも、恐らく抱の同音寫なるべく、抱はとる意なれば拘と同義なり。

僧に飯せしに、時に六群の比丘は半を噛みて食し、半は鉢中に還著せしに、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如くに半を噛みて食せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、半を噛みて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[三八]「半を噛みて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

半を噛みて食し、半は鉢中に還著するを得ず、當に段段に可口食にすべし。若し麨團大ならば、當に手中にて分ちて可口ならしむべし。若し[三九]菓蓏・甘蔗・若しは蕪菁根等を食せんと欲せんには、噛むを得て無罪なり。若し餅は當に手にて分齊を作して可口ならしむべし。若し諸根を放恣して、半を噛みて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「半を噛みて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[四〇]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍に於て供を設け僧に飯せしに、時に六群の比丘は食を含みて語り、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如く、蛇・牛・羊・驢の、食を含みて鳴喚するが如くせんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、食を含んで語るを得ず」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[四一]「食を含みて語るを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

【三八】 Na kabaḷāvacchedakaṃ bhuñjissāmīti S. K. 此戒は四分律に存せず。
【三九】 菓蓏。果は木實、蓏は草の實。
【四〇】 衆學法第三十三、含食語戒。
【四一】 Na sakabaḷena mukhena byāharissāmīti S. K.

以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[三一]「口を張りて飯食を待つを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「口を張りて飯食を待つを得ざれ」とは、比丘食時には當に[三二]雪山象王の食法の如くすべし。(即ち)食、口に入れ已るに、並に鼻を以て後の口の分齊を作し、前食咽ひ已りて、續いて後團を內るゝなり。口を張りて而して食を待つを得ず。若し口に瘡あらん」には、豫じめ口を張るを得んに無罪なり。若し諸根を放恣して、口を張りて飯食を待たんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「口を張りて飯食を待つを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[三三]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に於て供を設け僧に飯せしに、時に六群の比丘は口を張りて[三四]團食を擲げ、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、婬妷人の如くに團を擲げて而して食せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、團を擲げて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利の故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[三五]「團を擲げて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「團を擲げて食す」とは、飯を團りて遙かに口中に擲ぐるを得ざるなり。若しは酸棗、若しは葡萄、是の如きの種々、乃至、[三六]敖豆は挑りて擲げて噉ふも無罪なり。若し諸根を放恣して、團食を擲げんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「團を擲げて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[三七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍に於て供を設けて

[三一] Na anāhaṭe kabaḷe mukhadvāraṃ vivarissāmīti S. K.

[三二] 雪山象王食法。原漢文に比丘食時當如雪山象王食法食入口已並以鼻作後口分齊前食咽已續內後團とあり。後團は後のかためたる食をいふ。

[三三] 衆學法第三十一、擲團食戒。

[三四] 團食(Piṇḍa)。三指を以てにぎりかためたる食。五指を以てにぎりかたむるは如法ならざるなり。

[三五] Na Piṇḍukkhepakaṃ bhuñjissāmīti S. K.

[三六] 敖豆。聖本には故豆とす。敖は熬にあらざるか、卽ちいり豆なるべし。

[三七] 衆學法第三十二、囓半食戒。

せざれ、應に當に學すべし」。

[二七] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に就りて供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は大きく飯を團りて食し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如く、牛・羊・駱駝の如く、獄中の餓囚の如くに大きく飯を團りて食せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、大きく飯を團りて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、(舍衞城に依止して住せる者を)皆悉く集めしめ、十利を以て の故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[二八]「大きく飯を團りて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と」。

大なるを得ず、小なるを得ず、婬女人の如くに兩粒三粒にして食するを(得ざれ)。當に[二九]可口食にすべし。若し比丘、粳米を食して口に滿さんに無罪なり。若し諸根を放恣して、大きく飯を團りて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり「大きく飯を團りて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[三〇] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に就りて供を設けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は口を張りて飯食を待ち、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如く、龜・鼈・蝦蟆の如くに口を張りて食を待たんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、口を張りて飯食を待つを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて皆悉く集めしめ、十利を

【二七】衆學法第二十九、大團飯食戒。

【二八】Nātimahantaṃ kabaḷaṃ karissāmīti S. K.

【二九】可口食 (parimaṇḍala ālopa) 口に相應する大きさの食、小さき圓形の食片なり。

【三〇】衆學法第三十、張口待食戒。

至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[二四]「口中にて食を廻らして食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「口中にて食を廻らす」とは、飯團を含みて一頰より廻らして一頰に至(らしむ)るなり。當に一邊にて嚼まんには卽ち嚼む邊にて咽ふべし。若し比丘、麨・粳米を食せんには、當に一邊にて浸し一邊にて嚼まんに無罪なり。若し諸根を放恣して、口中にて食を廻らして食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「口中にて食を廻らして食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[二五]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に就りて供を設け僧に飯せしに、時に六群の比丘は舌を吐いて食し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如く、蛇の如く、鼠の如く、狗の如く、猫の如くに舌を吐いて食せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、舌を吐いて食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[二六]「舌を吐いて食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「舌を吐いて食す」とは、舌を吐き出して食を以て舌上に著け、然して後、口を合づるなり。若し直月及び監食人の、生・熟・鹹淡・甘酢を知らんと欲して、掌中に著けて舌にて舐むるを得んに無罪なり。若し病まんに、鹽を掌中に置きて舐むる得んに無罪なり。若し諸根を放恣して、舌を吐いて食せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「舌を吐いて食

【二四】 Na avagaṇḍakārakaṃ bhuñjissāmīti S. K.
この戒文は頰につめこまずして食せんとの意なり。卽ち食を頰ばりて未だ咽み下さゞるに更に食するを誡めたるもの、さればかゝる動作は自然に口中にて食を廻らすこともありうべきである。しかし巴利のこの戒文を僧祇の戒文に相當せしむるは無理なるが如きも、僧祇比丘戒本にはすでに不口中頰食食應當學と譯されあるを以て今この對配は誤りにはあらざるべしと考ふるのである。

【二五】 衆學法第二十八、吐舌食戒。

【二六】 Na jivhānicchārakaṃ bhuñjissāmīti S. K.

けて僧に飯せしに、時に六群の比丘は四邊の食を剜りて中央を留め、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸の人の如くに周帀して食を剜りて中央を留めんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、〔二二〕偏剜食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔二三〕「偏剜食するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「剜食」とは、四邊を剜りて中央を留むるなり。當に先に飯を受けて一邊に按著し、後に羹を受けて和合して食すべし。若し酥膩にして飯中に入らんに、羹を以ての故に偏剜して食を取るを得ず、當に次第して取るべし。若し人に與へんと欲せんには、半を截ちて與ふべし。若し諸根を放恣して、周帀して食を剜らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「偏剜食するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

〔二三〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に就りて供を設け僧に飯せしに、時に六群の比丘は口中にて食を廻らして食し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸人の如く、駝・牛・羊の如くに口中にて食を廻らして食せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、口中にて食を廻らして食するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃

【二二】偏剜食。元・明本には徧剜食とす。

【二三】巴利律・有部律・解脫戒經には此戒を缺く。梵文戒本には Na kavadacchedakaṃ piṇḍapātaṃ Paribhoksyāma iti çikṣā karaṇiyā とあるものなり。

【二三】衆學法第二十七、口中廻食戒。僧祇比丘戒本には不口中頰食食應當學とし、僧祇比丘尼戒本には不得口中廻食食應當學とあり口中に食を頰る(ほゝばる)と口中にて食を廻らすと相異るが如きもその戒條の位置より推して原語は同一なりしものなるべしと考へらる。

を洗ひ鉢を滌ぐを得て無罪なり。若し諸根を放恣して、一心に受食せざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「一心に受食せんと、應に當に學すべし」と。

〔一七〕佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、長者あり、精舍中に就りて僧に飯せしに、六群の比丘は先に多く羹を受け後に飯を受くるに、時に鉢中より溢出して地に墮ちたれば、檀越嫌うて言はく、「我れ妻子の分を奪うて衆僧に飯食せるに、食をして盡さんと欲して今地に棄てんとは。尊者知らずや、此の一粒の飯中には而も百功あるを」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、羹飯等受せよ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔一八〕「羹飯等受せんと、應に當に學すべし」と』。

「羹飯等受」とは、先に羹を取りて後に飯を取るを得ず、當に先に飯を取り、按じ已りて後に羹を取るべし。若し國の俗法として、先に羹を行して後に飯を行さんには、當に〔一九〕健鎡・拘鉢を取りて受くべし。若し無くば當に樹葉にて椀を作りて受くべし。復、葉なくば、鉢を以て羹を受くるを得るも、但飯を受くる時に應に手を以て遮し、徐々に鉢中に下して溢出せしむること莫るべし。若し比丘病まんに、宜しく多く羹を須うべきには、多く取ると無罪なり。若し諸根を放恣して、羹飯等受せざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「羹飯等受せんと、應に當に學すべし」と。

〔二〇〕佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士あり、精舍中に就りて供を設

【一五】直月。註(一六の一〇二)參照。
【一六】監食人 (Bhattuddesaka)。食物の分配を管理する比丘。知事の任務の一なり。註(三の二三九)摩々諦及び註(九の五四)維那の下參照。
【一七】衆學法第二十五、羹飯等受戒。
【一八】Samasūpakaṃ piṇḍapātaṃ bhuñjissāmīti S. K.
【一九】揵鎡・拘鉢。註(三の一一五)大揵。
【二〇】衆學法第二十六、偏刳食戒。

「手足を動じて家内に坐するを得ざれ」とは、動手・動足・舞手・舞足し、並に草を折りて坐するを得ず、當に安詳に靖住すべし。若し所問者あらんに、當に先に戒を護りて隨順して答ふべし。若し四塔を問はんには、「是れ[八]生處、是れ得道處、（是れ）轉法輪處、（是れ）般泥洹處なり」と指示するを得て無罪なり。[九]若し檀越にして比丘（のために）精舍を起さしめんと欲せんには、應に地の形勢を觀じて、隨うて便ち指示を作すべし、「此中に精舍を起すべし、此中に講堂を起すべし、此中に溫室を起すべし、此中に僧房を起すべし」と指示するを得んに無罪なり。若し諸根を放恣して、手足を動じて家内に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「手足を動じて家内に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[一一] 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、檀越あり、精舍中に於て供を設け僧に飯せんとて食を下きぬ。時に六群の比丘は方に水を索めて、手を洗ひ鉢を滌がんとせり。檀越聞き已りて卽ち熱き飯筺を持して地に擲ちて嫌うて言はく、「[一二]我れ家務を廢して寺に就りて供を設くるは、衆僧齊同して淨心修福を望めばなり。今、食を下かんと欲して方に索むる所あり、出家の人は應に專心に食を受くべきに、云何が食上にて多く索むる所ありや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、應に一心に受食すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一三]「一心に食を受けんと、應に當に學すべし」と』。

一心に食を受くる時、兩手に鉢を按じて脚前に在くを得ず、當に先に手を淨洗して鉢を滌ぐべし。[一四]行食至らば、當に一心に受くべし。若し[一五]直月・[一六]監食人にして後に來らんには、水を索めて手

【八】 生處・得道處・轉法輪處。註(三の一八三・一八四・一八五)参照。

【九】 般泥洹處(Idha Tathāgato anupādisesāya nibbāna-dhātuyā parinibbuto)。世尊の無餘涅槃界に入りたまひし地、俱尸那羅 (Kusinārā) の沙羅林 (Sala-Vana) なり。

【一〇】 原漢文に若檀越欲令比丘起精舍者應觀地形勢隨作便指示此中可起精舍此中可起講堂、此中可起溫室此中可起僧房得指示無罪とあり。

【一一】 衆學法第二十四、一心受食戒。

【一二】 我廢家務就寺設供望衆僧齊同淨心修福今欲下食方有所索……とあり。齋の字は宋・元・明・宮・聖本によりて齊の字に改む。齊同とは食上作法として平等に施して平等に受くるによりて布施の功卽ち淨心修福を得るとせるなり。

【一三】 Sakkaccaṃ piṇḍapātaṃ paṭiggahessāmīti s. k.

【一四】 行食。大衆の食上に於て上座より次第に食をめぐりほどこすをいふ。行食至るとは次第によりて己の處に至れるをいふ。

尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、腰に叉して家内に坐するを得ず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔五〕「腰に叉して家内に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「腰に叉す」とは、一手にて叉すると、兩手にて叉するとなり。腰に叉して家内に坐するを得ず。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前にて、腰に叉して坐するを得ず。若しは老病、若しは風動にて腰痛からんに、腰に叉するも無罪なり。若し瘙痓瘡癬にて藥を以て之に塗り、衣を汚すを畏るゝが故に腰に叉せんには無罪なり。若し上座の來るを見なば應に下すべし。若し諸根を放恣して、腰に叉して家内に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「腰に叉して家内に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

〔六〕佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は白衣家にて足を搖りて坐し、手を舞はし並に復、草を折りて、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、放逸なる伎兒の如くに、家内に坐して手足住まらざるとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、手足を動じて白衣家内に坐するを得ず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔七〕「手足を動じて家内に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

【五】 Na khambhakato antaraghare nisīdissāmīti s. k.

【六】 求學法第二十三、動手足家内坐戒。

【七】 Susaṃvuto antaraghare nisīdissāmīti s. k. 五分律には庠序入白衣舍坐、十誦律の善好入白衣舍坐に相當す。

巻の第二十二

衆學法を明すの餘

[一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時六群の比丘は交脚して白衣家に坐し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣の如くに交脚して家內に坐せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、交脚して家內に坐するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[二]「交脚して家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「交脚」とは、髀を髀上に著し、膝を膝上に著し、[三]膊腸を脚脛上に著し、脚を脚趺上に著するなり。交脚して家內に坐するを得ず、應に兩足を正しくすべし。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前にて、交脚して坐するを得ず。若し病には交脚して坐するを得るも、上座の來るを見なば當に正坐すべし。若しは足に塗り、(若しは)刺を挑らんとて交脚して坐せんには無罪なり。若し諸根を放恣して、交脚して家內に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「交脚して家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[四]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は腰に叉して白衣家內に坐し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・力士の如くに、腰に叉して家內に坐せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は此の因緣を以て往いて世

【一】衆學法第二十一、交脚坐家內戒。

【二】巴利・四分及び廣律の五分律に存せず、梵文戒本には Na Pāde Pādam ādāyāntargṛhe niṣatsyāma iti Çikṣā karaṇīyā とあるものなり。

【三】膊腸。膊はきりにく、腸は腓膊なり。腓はこむら、ふくらはぎなり。

【四】衆學法第二十二、叉腰坐家內戒。

爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、家内に蹲坐するを得ず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔一五四〕「膝を抱へて家内に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「膝を抱ふ」とは、手にて抱へ、衣にて抱ふるなり。膝を抱へて家内に坐するを得ず。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前にて、膝を抱へて坐するを得ず。若し病時には、衣にて裹みて禪帶を著するを得るも、長老比丘に見えん時は當に脱すべし。若し屛處・私房中にては膝を抱へて坐するを得るも、若し長老比丘の來るを見んには正坐に還れ。若し諸根を放恣して、膝を抱へて家内に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「膝を抱へて家内に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

身を搖り並に頭を搖り　臂を掉ると好く身を覆ふと　諦視と並に小聲と、　笑はざると頭を覆ひて坐すると　反抄と膝を抱へて坐するとなり。　第二跋渠竟る。

摩訶僧祇律巻第二十一

【一五四】Na pallatthikāya antaraghare nisīdissāmīti s. k.

【一五一】、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は衣を抄して白衣家に坐し、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・婬泆女人の賣色の如くに、衣を抄して家內に坐して肘脇を露現せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。(來り已るに)佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、衣を抄して家內に坐するを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【一五二】「衣を抄して家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「衣を抄す」とは、一邊抄・兩邊抄なり。衣を抄して家內に坐するを得ず。若しは食を乞ひ、若しは食を取る時、衣を汚すを畏るゝが故には衣を抄するを得るも、但肘をして現はれしむること莫らんには無罪なり。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前に坐せんに、衣を抄するを得ず。若し抄せんには、一邊を抄するを得るも兩邊を抄するを得ず。若し偏袒せんには左邊を抄し、若し通肩して被たらんには右邊を抄するを得ん。若し長老比丘を見なば、應に還し下すべし。若し諸根を放恣して、衣を反抄して家內に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「衣を反抄して家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

【一五三】佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は膝を抱へて白衣家內に坐して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・憍逸せる俗人の如くに、膝を抱へて坐せんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に

【一五一】衆學法第十九、抄衣坐家內戒。

【一五二】Na ukkhittakāya antaraghare nisīdissāmīti s. k.

【一五三】衆學法第二十、抱膝坐家內戒。又は蹲坐家內戒とすべし。

笑ふを得ず。若し可笑事あらんには、齗を出し齒を現はして大笑するを得ず、應に當に之を忍んで無常・苦・空・無我の想を起し、死想を思惟すべし。當に自ら舌を齧むべし、若し復止まざらんにも齗を現はして大笑するを得ず、當に衣角を以て口を遮して之を制すべし。若し諸根を放恣して、白衣家内に坐して笑はんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「笑うて家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[一四八]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は頭を覆うて白衣家內に坐し、世人の護る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、婬泆女人の如くに、頭を覆うて家內に坐せること採蜜人の如し」と。(卽ち)問うて言はく、「尊者は頭痛を患ひ、日の(ため)頭を炙かるゝを畏ると爲すや、何の故に頭を覆へる。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。(來り已るに)佛、六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、頭を覆うて家內に坐するを得ず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、[一四九]「頭を覆うて家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と」。

「頭を覆ふ」とは、全く頭及び兩耳を覆ふなり。頭を覆うて家內に坐するを得ず。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前にて、頭を覆うて坐するを得ず。若し風寒雨時に若しは病み、若しは頭風を患はんにも全く覆ふを得ず、當に半を覆ひて一耳をして現はれしむべし。若し長老比丘に見えんに、時に當に[一五〇]拋却すべし。若し屛處・私房にて頭を覆はんには無罪なり。若し諸根を放恣して、頭を覆うて家內に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「頭を覆うて家內に坐するを得ざれ、應に當に學すべし」と。

【一四八】衆學法第十八、覆頭坐家內戒。

【一四九】Na oguṇṭhito antaraghare nisīdissāmīti s. k.

【一五〇】拋却。拋は挽の同音寫なるべし。挽却はひきしりぞくるなり。

る者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[143]「小聲に家內に坐せんと、應に當に學すべし」と』。

高聲に大喚して家內に坐するを得ず。若し喚ばんと欲せんには、應に彈指すべし。若し前人覺らざらんには、當に近邊の人に語るべし。若し精舍中の食上、若しは和上・阿闍梨・長老比丘の前に坐せんに、高聲に大喚するを得ず。若し語らんと欲せん時は、比坐に語りて是の如くに展轉して第二第三して彼をして知るを得せしめよ。若し諸根を放恣して、高聲に大喚して家內に坐せんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「小聲に家內に坐せんと、應に當に學すべし」と。

[144]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は白衣家內に坐して、展轉調戲して共に大笑し、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・婬泆女人の如くに[145]作姿して笑うて家內に坐せんとは」と。(卽ち)問うて言はく、「尊者、此中に何事の笑ふべき(こと)ありや、何の故に齗を出せる、齒を賣らんと欲するや、此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。(來り已るに)佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、出家人にして云何が[146]賢聖毗尼の中にて齗を出して大笑せる。今日より後、家內に坐して笑ふを得ざれ」。佛、諸比丘は告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[147]「笑うて家內に坐せざらんと、應に當に學すべし」と』。

白衣家內にて笑うて坐するを得ず。若し精舍內の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前に坐せんに、

【一四三】 Appasaddo antaraghare nisidissāmīti s. k.

【一四四】 衆學法第十七、戲笑坐家內戒。

【一四五】 作姿。宋・元・明・宮・聖本には作呵呵となす。作姿は呵呵として笑ふ貌を示せるものならん。

【一四六】 賢聖毗尼。前註（一一五）聖人毗尼の下參照。

【一四七】 Na ujjhaggikāya antaraghare nisidissāmīti s. k. 原漢文には不得笑坐家內應當學とあるも、宋・元・明・宮本によりて得の字を削除せり。これ巴利戒文にも相當すればなり。

沙門釋子なる、婬泆人の如く盜賊の如くに、他家内に在りて坐して他の婦女を看んとは」と。（即ち）問うて言はく、「尊者、何物を失ふと爲してか東西顧視するや、出家の人は應に諦視して家内に坐すべきに、此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、應に諦視して家内に坐すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一四〇]「諦視して家内に坐せんと、應に當に學すべし」と』。

諦視して家内に坐する時、馬の如くに頸を延べて低視するを得ず、當に平視すべし。檀越が熱器を持し來れるを覺らずして、手面を[一四一]搪突せしむること勿れ。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前に在りて坐する時、左右に顧視するを得ず、當に平視して坐すべし。若し諸根を放恣して、諦視して家内に坐せざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「諦視して家内に坐せんと、應に當に學すべし」と。

[一四二]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は白衣家内に入りて坐し、高聲に大喚し共に相嘲話して世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、高聲に大喚して商人の、伴を失へるが如く、放牧人の大喚するが如きは」と。（即ち）問うて言はく、「尊者、何の故に大喚するや、出家の人は應に小聲にして坐すべきに、云何が大喚せる。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、應に小聲にして家内に坐すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せ

【一四〇】Okkhittacakkhu antaraghare nisidissāmiti s. k.

【一四一】搪突。原漢文には勿令不覺檀越持熱器來湯突手面とあり。湯突は搪突の同音寫なるべし。今、宋・元・明・宮本によりて搪に改む。

【一四二】衆學法第十六、小聲坐家內戒。

[一三七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群比丘は垢膩の破衣を著して肘を露はし・腰を(露はし)・脇を(露はし)、難陀・優波難陀は細生疎衣を著して形體を露現して、共に白衣家に坐して世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・貴人の如くに細生疎衣を著せんとは」と。弊衣を著せるを見ては復言はく、「如ら奴僕・客作賤人に似たり、破壞せる垢衣を著して肘脇を露現して家內に坐せること、沙門釋子は應に好く身を覆うて家內に坐すべきに、此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、應に好く身を覆うて家內に坐すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一三八]「好く身を覆うて家內に坐せんと、應に當に學すべし」と』。

「好く身を覆ふ」とは、應に織物を用ひて內衣と作すべし。若し疎物を用ひんには、應に兩重三重にすべし。若し內衣疎ならば、欝多羅僧は應に織物を用ふべし。(若し)欝多羅僧疎ならば、僧伽梨は應に織物を用ふべし。僧伽梨疎ならば、欝多羅僧は應に織物を用ふべし。坐する時衣上に坐するを得ず、當に一手にて衣を褰げ一手にて坐具を案じ然して後に安詳として坐すべし。若し精舍中の食上、和上・阿闍梨・長老比丘の前には、應に好く身を覆うて坐すべし。若し諸根を放恣して、好く身を覆うて家內に坐することを學せざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「好く身を覆うて家內に坐せんと、應に當に學すべし」と。

[一三九]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は白衣家內に入り、坐して他の婦女小兒の行來出入(及び)閣に上り閣を下るを看て、世人の譏る所と爲るらく、「云何が

【一三七】衆學法第十四、好覆身坐家內戒。

【一三八】Supaṭicchanno antaraghare nisīdissāmīti s. k.

【一三九】衆學法第十五、諦視坐家內戒。

得され」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔二三〕「頭を搖りて行いて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

若しは老羸病、若しは〔二四〕痟頭、若しは風雨寒にて頭を振り搖らんには無罪なり。若し諸根を放恣して、頭を搖りて家內に入らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「頭を搖りて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

〔二五〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は臂を掉りて白衣家に入り、擬ねて檀越の面に觸れ、他の手中の酥油の瓶器を破りて世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、力士の如く兇人の(如く)に臂を掉りて家內に入らんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、臂を掉りて白衣家內に入ることを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔二六〕「臂を掉りて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

臂を掉りて行いて家內に入ることを得ざるも、若し先に是れ王子・大臣にして本習未だ除かざらんには、應に當に敎言すべし、「汝今出家したれば、當に此の俗儀を捨てゝ比丘法に從ふべし」と。若し人を喚ばんと欲せんに、雙べて兩手を擧ぐるを得ず、當に一手を以て招くべし。若し諸根を放恣して、臂を掉りて家內に入らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「臂を掉りて家內に入ることを得ざれ。應に當に學すべし」と。

【二三】Na sīsappacālakaṃ antaraghare gamissāmiti s. k.

【二四】痟頭。痟は痛なるも今は病の義にして頭病の意なり。

【二五】衆學法第十三、掉臂入家內戒。

【二六】Na bāhuppacālakaṃ antaraghare gamissāmiti s. k.

された、應に當に學すべし」と』。

〔二九〕內衣被と上服と　好覆と諦視入と　小聲と笑ふを得ざると　覆頭と反抄衣と　指行及び叉腰となり。　學の初跋渠竟る。

〔三〇〕佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は身を搖りて白衣家に入り、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・婬女の如くに、身を搖りて家內に入らんとは。此の壞敗の人、何の道か之れあらんや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より以後、身を搖りて家內に入るを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔三一〕「身を搖りて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

若し老病にて身振ひ、風雨寒雪にて振ひ搖るゝには無罪なり。若し諸根を放恣して、身を搖りて家內に入らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「身を搖りて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

〔三二〕佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は頭を搖りて白衣家內に入り、世人の譏る所となるらく、「云何が沙門釋子なる、婬泆人の如く、鼠の如く狼の如くに頭を振り動かして家內に入らんとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、頭を搖りて白衣家に入るを

【二九】この六句は宋・元・明・宮・聖本に存せずして、第十四衆學法の上に七句として附加せり。

【三〇】衆學法第十一、搖身入家內戒。

【三一】Na kāyappacālakaṃ antaraghare gamissāmīti s. k.

【三二】衆學法第十二、搖頭入家內戒。

を得され」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔二三四〕「脚指にて行いて家內に入ることを得され、應に當に學すべし」と』。

內に入らんに若し遲水時には、先に脚指を下して後に脚跟を下すを得ず、當に先に脚跟を下し然して後に脚指を下すべし。若し脚心に瘡あらんに、當に側脚にて行き、(若しは)敝瘡物を作りて之を繫ぎ、先に脚跟を下して後に脚指を下すべし。若し諸根を放恣して、平脚にて行くを學ばさらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「脚指にて行いて家內に入ることを得され、應に當に學すべし」と。

〔二三五〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は腰に叉して白衣家に入り、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣・力士の如くに、腰に叉して人家內に入らんとは」。此の壞敗の人、何の道か之れあらんや」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、腰に叉して白衣家に入るを得され」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔二三六〕「腰に叉して家內に入ることを得され、應に當に學すべし」と』。

〔二三七〕「腰に叉す」とは、兩手にて腰に叉するなり。腰に叉して行いて家內に入るを得ず。若し腰・脊痛み若しは〔二三八〕風腫には、腰に叉するを得て無罪なり。若し癰・瘡・癬にて藥を以て上に塗り、衣を汚すを畏るゝが故に腰に叉せんには無罪なり。若し諸根を放恣して、腰に叉して家內に入らんには越學法なり。狂癡して心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「腰に叉して家內に入ることを得

【二三四】脚指行。つまだて行くなり。五分律第四十一條の企行(跂行)、有部律第二十一條の足指行に相當す。此戒は巴利・四分・十誦及び梵文戒本にも存せず。

【二三五】衆學法第十、叉腰入家內戒。

【二三六】Na khambhakato antaraghare gamissāmiti s. k.

【二三七】兩手にて腰を拄ふるなり。

【二三八】風腫。宮・聖二本には風動とあり。本律第十七卷に風腫・水腫とあれば今も風腫を正しとす。

に入り、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・(王)子・大臣の如く、婬泆女人の色を賣ぐが如くに、衣を反抄して人家内に入りて坐し、肘脇を露現せんとは」。(即ち)問うて言はく、「尊者は來りて共に鬪はんと欲するや、何の故に衣を反抄して脇を現はせる。此の壞敗の人、何の道かありとや爲ん」と。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、衣を反抄して家内に入るを得ず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

[22]「衣を反抄して家内に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「衣を反抄す」とは、兩邊を反抄して肩上に著くるなり。衣を反抄して行いて家内に入るを得ず、若し風雨時には一邊を抄するを得、若し[23]偏袒右肩には左邊を抄するを得ん。若し通肩して被んには右邊を抄するを得るも、肘をして現はれしむるを得ず。乞食時に衣を汚すを畏るゝが故には、反抄するを得て肘現はれざらんに無罪なり。若し諸根を放恣して、衣を反抄して家内に入らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「衣を反抄して家内に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

[24]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は脚指にて行いて白衣家に入り、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、婬女の如く、傴人の(如く)、蝦蟇の如くに行かんとは。此の壞敗の人、何の道かありとや爲ん」。諸比丘は聞き已りて是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、脚指にて行いて白衣家に入る

【二二】Na ukkhittakāya antaraghare gamissāmiti s. k.

【二三】偏袒右肩。註(一の一一三)參照。

【二四】衆學法第九、脚指行入家內戒。

「笑ふことを得ざれ」とは、若し笑ふ可き事あらんには、齗を出し齒を現はして呵々として笑ふを得ず、應に制して之を忍ぶべし。當に無常・苦・空・無我の想を起し、死想を思惟すべし。若し止む可からずば、當に自ら舌を齧むべし。若し復止むる能はずば、當に衣角を以て口を遮して徐々に抑制すべし。若し諸根を放恣して、大笑して家內に入らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「笑うて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

二七 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は頭を覆うて白衣家內に入り、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、放逸せる婬女の如く、二八 賊細作の如く、新婦の如く、採蜜人の如くにして、頭を覆うて行いて家內に入らんとは」。(卽ち)問うて言はく、「尊者は眼痛を患ふるや、日、頭を炙くを畏るゝや、何の故に頭を覆へる、此の壞敗の人、何の道か之れ有らん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り。」佛言はく、「今日より後、頭を覆うて白衣家內に入ることを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

二九 「頭を覆うて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

「頭を覆ふ」とは、盡く覆ひて兩耳に及ぶなり。頭を覆うて行いて白衣家に入るを得ず。若し大寒雨雪して頭風を患はんに、半頭一耳を覆ふを得ん。若し諸根を放恣して、頭を覆うて家內に入らんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「頭を覆うて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と。

三〇 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は衣を反抄して白衣家

【二七】衆學法第七、覆頭入家內戒。
【二八】賊細作、賊の間者。
【二九】Na oguṇṭhito antaraghare gamissāmîti s. k.
【三〇】衆學法第八、反抄衣入家內戒。

やせん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、當に小聲に家內に入るべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「[二〇]小聲に家內に入らんと、應に當に學すべし」と』。

高聲に大喚して家內に入るを得ず、若し喚ばんと欲する時は應に[二一]彈指すべし。若し前人聞かざらんには、應に[二二]比坐に語るべし。若し諸根を放恣して、小聲に家內に行き入ることを學せざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「小聲に家內に入らんと、應に當に學すべし」と。

[二三]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は共に調戲語笑して白衣家內に入り、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・王子・大臣・婬欲放逸人の如くに、共に相調戲語笑して家內に入らんとは」。(卽ち)問うて言はく、「尊者は何の故に[二四]齗を現はせる、齒を賣らんと欲するや。此中に亦伎兒なし、何等をか笑ふと爲す。此の壞敗の人、何の道かありとやせん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が[二五]聖人毗尼中に於て、齗を現はして笑うて相與に調戲せしや。今日より後、戲笑して家內に入ることを得ざれ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「[二六]笑うて家內に入ることを得ざれ、應に當に學すべし」と』。

【二〇】Appasaddo antaraghare gamissāmīti s. k.

【二一】彈指(ダンシ=aṅgulipothana)。註(一九の四九)參照。時間を示す時の彈指(タンジ=accharā)とは相違す、註(一七の二一)參照。

【二二】比坐。隣坐の比丘なり。

【二三】衆學法第六、現齗笑入家內戒。

【二四】齗。はぐき。

【二五】聖人毗尼。賢聖毗尼なり、如來所制の法毘尼に依りて賢聖等しく道を修むる中に於てとの意。

【二六】na ujjhaggikāya antaraghare gamissāmīti s. k.

内に入らんには越學法なり。若し狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「好く身を覆ひて家内に入らんと、應に當に學すべし」と。

[一〇七] 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は白衣舍に入りて、象を看、馬を看、駱陀を看、鳥を看、伎兒の歌舞を看て、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、東西を顧視すること如ら[一〇八]細作に似たり」。(卽ち)問うて言はく、「尊者、何物を失せりと爲すや、左右に顧視すること覓むる所あるが如し。出家の人は應に諦視して家内に入るべきに、此の壞敗の人、何の道かありとやせん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛の言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後當に諦視して家内に入るべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一〇九]「諦視して家内に入らんと、應に當に學すべし」と」。

諦視して行く時、馬の如くに頭を低れて行くことを得ざれ。當に平視して行いて、惡象・(惡)馬・(惡)牛を防ぐべし。當に擔輦人の行くに、東西を視瞻するを得ず、若し看んと欲する時は、身を廻らして所看の處に向ふが如くすべし。若し諸根を放恣して、諦視して家内に入ることを學せざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「諦視して家内に入らんと、應に當に學すべし」と。

[一一〇] 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は高聲に大喚して白衣家内に入り、世人の譏る所となりて是言を作さく、「尊者は賈客の、伴を失せるが如く、放牧人の高聲大喚するが如くなり。汝、出家人は應に小聲に家内に入るべきに、此の壞敗の人、何の道かありと

背上從兩腋下入挽著兩肩上是名婆藪天被衣とあり。

【一〇一】 Parimaṇḍalaṃ pārupissāmiti s. k.

【一〇二】 原漢文には齊整被衣時不得如纒軸無當通肩被著紐齊兩角左手捉捉時不得手中出角頭如羊耳とあり。元・明・宮本に紐の字を細とす、今細の字に改む。

【一〇三】 衆學法第三、好覆身入家内戒。

【一〇四】 細生疎衣。うすものなるべし。

【一〇五】 客作賤人。人の爲に種々の雜事を作す賤人。

【一〇六】 Supaṭicchanno antaraghare gamissāmiti s. k.

【一〇七】 衆學法第四、諦視入家内戒。

【一〇八】 細作。間者卽ちまはしもの。衆學法第七にも賊細作とあり。

【一〇九】 Okkhittacakkhu antaraghare gamissāmiti s. k.

【一一〇】 衆學法第五、小聲入家内戒。

[一〇二]齊整に衣を被はん時、軸に纏ふが如くするを得ず、應に當に通肩に被著し、細く兩角を齊へて左手にて捉ふべし。捉ふる時、手中より角頭を出して羊耳の如くするを得ざれ。婬女の賣色法の如くに左右に好たりや不好たりやを顧視するを得ざれ。應に如法に齊整なりや、高からず下からざるやを看るべし。若し泥作時には手にて抄擧するを得ん。若し諸根を放恣して如法に衣を被はざらんには越學法なり。狂癡にして心亂れたらんには無罪なり。是故に說きたまへり、「齊整に衣を被はんと、應に當に學すべし」と。

[一〇三]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、難陀・優波難陀は、[一〇四]細生疎衣を著して形體露現せり。又復六群の比丘は垢膩破衣を著し、腰・脇・背・肘を露現して共に檀越家に入り、世人の嫌ふ所となるらく、「沙門釋子を看よ、王・大臣の如くに細生疎衣を著して形體を露現せり」と。弊衣を著せるを見ては是言を作さく、「沙門釋子を看よ、是の如きの衣服を著して形體を露現せること、如ら奴僕・[一〇五]客作賤人の、家內に入るに似たり。此の壞敗の人、何の道かありとやせん」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、當に好く身を覆ひて家內に入るべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一〇六]「好く身を覆ひて家內に入らんと、應に當に學すべし」と』。

若し安陀會を作らんに、當に緻物を用ひて作るべし。若し疎ならんには當に兩重三重に作るべし。若し安陀會にして疎ならんには、欝多羅僧は當に緻物を用ひて作るべし。若し欝多羅僧にして疎ならんには、僧伽梨は當に緻物を用ひて作るべし。若し諸根を放恣して、好く身を覆はずして家

空中の淨居天言はくとして佛に內衣著法を告げ、有部律には諸天ありて佛に白して淨居天法の如くせらるべしと指示せりとす。淨居天は色界の第四禪に不還果を證せる聖者の生ずべき處五地ありとす。即ち無煩天・無熱天・善現天・善見天・色究竟天にして、唯聖人の居る處なる故に五淨居天といふ。

【九四】 Parimaṇḍalaṃ nivāsessāmiti sikkhā karaṇīyā.

【九五】 原漢文には齊整著內衣時不得如纏軸當反執右邊執左邊上角屈著內とあり。內衣を著くる作法なり。

【九六】 越學法。越は順ぜざる意、學法を疎かにせる罪即ち越毘尼罪なり。

【九七】 衆學法第二、齊整著三衣戒。

【九八】 婆羅天(Baladeva)。ステッド氏巴利辭典には力の神にしてクリシュナ(Kaṇha)の兄とせり。

【九九】 婆藪天(Vāsudeva)。富の神にしてクリシュナとせり。根橋易土集に慧琳音義に云々として、婆藪天古音、此名寶、亦名地亦名物也とあり、富の神に相應するが如し。

【一〇〇】 原漢文には婆羅天被衣者衣加頂上從兩腋下外出是名婆羅天被衣婆藪天被衣者衣加

[九四]一齊整に内衣を著せんと、應に當に學すべし」と』。

[九五]齊整に内衣を著せん時、軸に纒ふが如くするを得ず、當に反して右邊を執り、左邊の上角を執りて屈して内より著すべし、應に齊整に著して、婬女の法として賣色せんに左右に好たりや不好たりやを顯視するが如くするを得ず、應に看て如法齊整に著せしむべきなり。若し諸根を放恣して、齊整に内衣を著することを學するを欲せざらんには[九六]越學法なり。狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に說きたまへり、「齊整に内衣を著せんと、應に當に學すべし」と。

[九七]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は下く衣を被ひ、高く衣を被ひ、[九八]婆羅天(の如くに)衣を被ひ、[九九]婆藪天(の如くに)衣を被へり。「下く衣を被ふ」とは踝に齊しくし、「高く衣を被ふ」とは膝に齊しくするなり。[一〇〇]「婆羅天(の如くに)衣を被ふ」とは、衣を頂上に加へて兩腋より下は外に出づるを、是を「婆羅天(の如くに)衣を被ふ」と名く。「婆藪天(の如くに)衣を被ふ」とは、衣を背上に加へて兩腋の下より入れ挑めて兩肩上に著くを、是を「婆藪天(の如くに)衣を被ふ」と名く。是の如きの過の故に世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、王・大臣・童子・貴樂人の如くに、是の如くに高く衣を被ひ、下く衣を被はんとは。此の壞敗の人、何の道かありとやせん」と。諸比丘は聞き已りて、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、高く下く衣を被ひ……乃至、婆藪天(の如くに)衣を被ふを聽さず、當に齊整に衣を被ふべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[一〇一]「齊整に衣を被はんと、應に當に學すべし」と』。

衣戒。

【九〇】内衣、四分律に涅槃僧、十誦律には泥洹僧、有部律には泥婆珊、巴利律には Nivāsana とせり。Dickson のパーリ戒本(The pātimokkha)には内衣を安陀會(Antaravāsaka)となせり。中下根の機類は涅槃僧をつけて其上に安陀會を著せるものなるべく、上根の機類は泥洹僧を著せずして直に安陀會を著せるものなるべし。安陀會と涅槃僧と二つの言語あることより見ても安陀會卽ち涅槃僧にあらざること明かなり。然し衆學法第三・第十四に安陀會にして疎ならは欝多羅僧は綴物を用ひよ、内衣にして疎ならば欝多羅は綴物を用ひて形體を露現せしめざれとの戒文解釋によれば此兩戒は内衣卽ち安陀會となせるが如し。

【九一】石榴花者一邊花奄麥飯團者惣頭如麥飯團とあり。一邊花奄の意明かならず。惣頭とは臍輪の上あたりに於て衣の端を惣べて團飯の如くするをいふなるべし。

【九二】壠起。田の中の高き處、うねなり。

【九三】淨居天法。原漢文には汝等當如是著内衣如淨居天法屈右邊留左邊著内衣とあり。淨居天法に就ては十誦律には

り。　四悔過法竟る。

[八八]衆學法を明すの初

[八九]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は下く[九〇]內衣を著し、高く內衣を著し、參差して內衣を著し、百襵して內衣を著し、石榴花の(如く)に內衣を著し、麥飯團の(如く)に內衣を著し、魚尾の(如く)に內衣を著し、多羅樹葉の(如く)に內衣を著し、象鼻の(如く)に內衣を著せり。「下く」とは踝に齊しく、「高く」とは膝に齊しく、「參差」とは齊正ならず、「百襵」とは多く襵を作し、「石榴花」[九一]とは一邊花奄なり、「麥飯團」とは頭を惣ぶるに麥飯團の如くし、「魚尾」とは兩角を垂るゝこと魚尾の似くし、「多羅樹葉」とは[九二]攏起して多羅樹葉の如くし、「象鼻」とは一角を偏垂するなり。是の如きの過の故に世人の譏る所と爲るらく、「沙門釋子の著衣せるを看よ、王子・大臣・婬欲人の如く、是の如くに高・下・參差……乃至、象鼻の(如く)せり、此の壞敗の人、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が高く・下く……乃至、象鼻の(如く)に內衣を著して、世俗人の譏る所と爲りしや。今日より後是の如くに內衣を著するを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、集め已るに佛は僧前に於て、自ら內衣を著して諸比丘に告げたまはく、「汝等當に是の如くに內衣を著して、[九三]淨居天法の如くに右邊を屈し左邊に襵して內衣を著すべし」と。十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【八八】衆學法(Sekhiyā dhammā)。此法一條毎に應當學叉は式叉迦羅尼の語を添ふる故に衆學法といふ。式叉迦羅尼は尸叉罽賴尼ともなし、sikkhā karaṇiyā の音譯なり。若し此等の學法に違犯せんには突吉羅=トラキ(Dukkaṭa)罪となるなり。僧祇律にては是を越毗尼罪といへり。而して突吉羅罪中故意に作せると故意ならざるとにより、一人前に懺悔すると自ら責心懺悔するとある如くに僧祇にては越毗尼罪と越毗尼心悔とに分てり。而して衆學法の條數は諸律に於て最も差異多し。即ち僧祇比丘衆學は六十六條、巴利比丘衆學は七十五條、有部比丘衆學九十九條、四分比丘衆學百條、五分比丘衆學百條、最も多きは十誦比丘衆學の百〇七若しは百十三條なり。以て諸部派の此法に對する見解相異せる一般を知るべきなり。尙、衆學法の制處に就て僧祇律と四分律は一切舍衞城となし、五分律は一切王舍城とせり。十誦律は舍衞・王舍・迦毗羅衞とし、有部は更に婆羅痆斯・江猪山を加へ、巴利律は殆んど舍衞城なるも Kosambi, Bhaggā, Bārāṇasī を制處とせるもの二三あり。

【八九】衆學法第一、齊整著內

羅門家・毗舍家・首陀羅家なり。「比丘先に請はれざるに」とは、先に請はれざるに〔八五〕謂請想し、餘人を請ぜしに謂已想するなり。「而も往く」とは、若し家中、若しは園裏、若しは田中なり。「自ら手づから取る」とは、手と從手と受器と從器受となり。「噉ふ」とは、餅果等なり。「食」とは、五正食なり。是の比丘應に餘の比丘邊に向うて悔過して是の如くに言ふべし、「長老、我れ可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。前人應に問ふべし、「汝自ら罪を見るや不や」。答へて言はく、「見る」。應に語るべし、「更に犯すこと莫れ」。答へて言はく、「頂戴して持たん」と。「波羅提提舍尼」とは、上に說けるが如し。

若し僧已に學家羯磨を作さんには、烏鳥の、射方を避くるが如くに、絕えて往かざることを得ず、應に時々に往看して說法を爲し法事を論ずべきなり。若し學家にして布施せんと欲せんには、應に語ぐべし、「且く汝が邊に置け、我自ら時を知らん」と。若し先に僧を請じて後に〔八六〕羯磨を作さんに、大價の重物を取るを得ず、小々の輕物を取るを得ん。若し學者言はん、「尊者、何の故に是施を受けざる、我れ貧なりと謂へるや」。爾の時應に語るべし、「汝、貧ならず。世尊の所說の如くに、須陀洹の人は〔八七〕四法を成就して、聲聞中に於て最も大富たり。何等をか四とす。一には如來應供正遍知に於て堅固の信根を生じて沙門・婆羅門・諸天・世人の能く壞せざる所、二には法に於て堅固の信根を生じ、三には僧中に於て堅固の信根を生じ、四には戒に於て堅固の信根を生じて沙門・婆羅門・諸天・世人の能く壞せざる所、是を四法成就と名けて、如來聲聞中貧ならずして最も大富たり」と。若し精舍中に來りて僧に飯せんとて、衆の供養及び非時漿を作さんに捨て去るを得ず、當に佐けて牀褥を敷きて供養具を施すべく、應に受用を爲し已らんに、廣く爲に說法すべし。是故に說きたまへり。

阿蘭若處住と　無病に尼食を受くると　比丘尼の指授すると　羯磨せる學家にて食するとな

〔八五〕謂請想。請はれたりとおもふ想ひをなしてとの意。次の謂已想も已を請ぜられたるなりとおもふ想ひをなしてとの意なり。

〔八六〕羯磨。學家羯磨なり。

〔八七〕四法成就。四不壞淨（Cattāri sotāpannassa angāni）なり、佛・法・僧・戒の四法に於て壞せざるの堅固信あるをいふ。出家たると在家たるとを問はず、預流果の聖者の成就する四法なり。而して五分律にはこの見諦得果の居士を敬愛し、僧に園田あらば與へて耕さしめ、若し園田なきには或は他家にて食を乞うてその居士家に至りて食してその遺餘を分ち、若し又無きには僧坊に將ゐ至りて房舍臥具を給し、次第に從うて食を與へ非時漿飲を與へ、若し又分つべきの衣あらば分を與ふべし。又學家の婦女は諸比丘尼が亦是の如くに愛護すべしと記せり。佛教々團が篤信なる在家を護ること、かくの如くに周到せるを見るべきなり。

んとす。白することと是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、大臣毗闍は布施太だ過ぎて錢財竭盡したれば、僧は饒益せんと欲せしが故に與に學家羯磨を作せるも、毗闍今自ら說くに、家業具足して前よりも三倍せりとて、已に僧中に於て捨學家羯磨を乞へり。僧は今、毗闍に捨學家羯磨を與へんとす。[七八]諸大德よ、僧は(今)毗闍に捨學家羯磨を與へんとすることを忍するや(不や)、(忍せんには僧よ)默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」。

是れ第一羯磨なり、第二第三も亦是の如くに說きて、

「僧は已に毗闍に捨學家羯磨を與へ竟りぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

是の捨學家羯磨は、[七九]衆現前にして[八〇]徒衆現前には非ざるなり。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[八一]「若し比丘、僧(與に)學家羯磨を作さんに、比丘先に請はれざるに而も往いて自ら手づから食を受けて、若しは噉ひ若しは食せんに、是の比丘應に餘の比丘邊に向うて悔過して言ふべし、「長老、我れ可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。是れ波羅提提舍尼法なり」。

「學家」とは、婦は[八二]須陀洹にして夫は[八三]斯陀含、婦は須陀洹にして夫は[八四]阿那含、婦は斯陀含にして夫は須陀洹、婦は斯陀含にして夫は阿那含、婦は阿那含にして夫は須陀洹、婦は阿那含にして夫は斯陀含、夫は須陀洹にして婦は斯陀含、夫は須陀洹にして婦は阿那含、夫は斯陀含にして婦は須陀洹、夫は斯陀含にして婦は阿那含、夫は阿那含にして婦は須陀洹、夫は阿那含にして婦は斯陀含、二俱に須陀洹、二俱に斯陀含、二俱に阿那含なるあり。「家」とは、四姓家にして、刹利家・婆

【七八】原漢文に諸大德忍僧與毗闍捨學家羯磨默然若不忍者便說とあり。羯磨の下に宋・元・明・宮・聖本皆、忍者僧の三字あり、今よりて此を補へり。

【七九】衆現前。聖語藏本には界現前とあり。されば同一結界地內の一切大衆現前せる處にて行ふべしとの意なるべし。

【八〇】徒衆現前。別の處には眷屬現前とせる處あるも、前の衆現前との差別は明了ならず。

【八一】原漢文には有諸學家僧作學家羯磨とあり。有諸學家の四字を宋・元・明本には若比丘の三字とす。今これによりて改む。

【八二】須陀洹。註(四の六七)參照。

【八三】斯陀含。註(四の六九)參照。

【八四】阿那含。註(四の七一)參照。

是れ十五日なり、汝且く家に還りて身體を沐浴して新淨の衣を著し、諸の眷屬と與に衆僧(の所)に來り詣りて汝が所願を乞へ」。毗闍は敎の如くに還りしに、後に佛は諸比丘に告げたまはく、『毗闍は本、布施すること太だ過ぎたれば、僧は饒益せんと欲するが故に學家羯磨を作せり。毗闍今自ら說くらく、「居業富足して先よりは三倍せり」と。今、僧に從うて〔七五〕捨學家羯磨を乞はんと欲すれば、僧は應に捨を與ふべし』。毗闍は家に歸りて身體を洗浴し、易へて新衣を著し、諸の眷屬と與に僧坊に來入して具に上事を說くに、爾の時、僧は與に捨學家羯磨を作さんに、應に〔七六〕求聽羯磨を作して是の如くに說くべきなり、

「大德僧聽きたまへ、大臣毗闍は布施すること太だ過ぎて錢財竭盡したれば、僧は饒益せんと欲するが故に與に學家羯磨を作しぬ。而るに今は財業富足せり。若し僧時到らば僧は大臣毗闍の爲に、僧中に於て捨學家羯磨を乞はんと欲す。諸大德は大臣毗闍が捨學家羯磨を乞ふことを聽すや(不や)。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

爾の時、大臣毗闍は僧中に來入して頭面に禮足し、胡跪合掌して是の如くに白言すらく、

「大德僧聽きたまへ、我は毗闍なり、先に富みたるも後に貧しくして、僧は憐愍の故に我が與に學家羯磨を作したまへり。我れ今、生業具足して前より三倍したれば、今僧に從うて捨學家羯磨を乞はんとす。唯願はくは僧よ、我に捨學家羯磨を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、爾の時應に毗闍を置くに〔七七〕眼見不聞處に著くべし。羯磨せんには應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是の大臣毗闍は布施太だ過ぎて錢財竭盡したれば、僧は饒益せんと欲せしが故に與に學家羯磨を作せるも、是の毗闍自ら說くに、家業具足して先よりも三倍せりとて、已に僧中に於て捨學家羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧は今、毗闍に捨學家羯磨を與へ

【七五】捨學家羯磨。學家羯磨を加せるを解除して、改めて供養を受くることを僧伽の決議によりて聽許する羯磨なり。

【七六】求聽羯磨。大臣毗闍が捨學家羯磨を乞はんとする意志あることを僧伽の大衆に告知し、大衆の前にて乞法を作すことを聽すや不やに就て僧伽の同意を求むる羯磨なり。同意を得たる上にて毗闍は胡跪合掌して捨學家羯磨を乞ふなり。

【七七】眼見不聞處。具足戒を受けざる者は僧伽作法卽ち僧事法事に預るを得ず、從つて羯磨の聲を聞くを得ざらしむ。故に今毗闍は具足戒を受けざる在家なる故に、僧衆の作法を遙かに見るを得るも羯磨の聲の聞えざる處に連れ行くのである。

若しは五正食に非ざらんには、敎ふるも無罪なり。是故に說きたまへり。

〔七一〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。……〔七二〕大臣毘闍の因緣、此中に應に廣說して乃し〔七三〕仙彌尼刹利に至るべし……。佛、諸比丘に告げたまはく、「大臣毘闍は布施太だ過ぎて錢財竭盡したれば、僧は應に爲に〔七四〕學家羯磨を作すべし」と。羯磨の法は應に是說を作すべきなり、「大德僧聽きたまへ、大臣毘闍は布施太だ過ぎて錢財竭盡せり。若し僧時到らば僧は大臣毘闍の爲に學家羯磨を作さんとす。白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、大臣毘闍は布施太だ過ぎて錢財竭盡せり。僧は今、大臣毘闍の爲に學家羯磨を作さんとす。諸大德、大臣毘闍の與に學家羯磨を作すことを(忍するや不や)。忍せんには默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ」。是れ第一羯磨なり、第二第三も亦是の如くして、「僧は已に大臣毘闍の與に學家羯磨を作し竟りぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

(旣にして)大臣毘闍乃至、仙彌尼刹利還りしに、疲極して身に塵土を蒙りつゝ先に家中に問ふらく、「諸の阿闍梨は頻し數來りしや不や」と。答へて言はく、「來りぬ。但施す所ありしに、時に一切受けざりき」。毘闍聞き已りて心に不樂を生じ、竟に洗浴せずして往いて世尊に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「世尊、諸比丘は何の故に我家の供養を受けたまはざるや」。佛、毘闍に告げたまはく、「汝、布施すること太だ過ぎて錢財竭盡したれば、如來は饒益せんと欲するが故に、汝の爲に學家羯磨を作せるなり。是の因緣を以て、諸比丘は汝の施を受けざりしなり」。毘闍即ち佛に白して言さく、「世尊、我家今は富みて往昔よりは三倍せり、唯願はくは世尊、今日より已後、諸比丘は我家の施を受くることを聽したまはんことを」。佛、毘闍に告げたまはく、「今

〔七一〕提舍尼第四、學家受食戒。諸律皆第三條とす。四分は王舍城、五分は拘舍彌、十誦・有部は維耶離、巴利は舍衞城を制戒處とす。
〔七二〕大臣毘闍。明かならず。根橋易土集に毘闍耶、大臣の名なり、本行集經(四一)に出づとあり。本行集經第四十三に毘閣耶第一大臣の名出でたり。四分・巴利には制緣人の名をあげず、五分は瞿師羅長者、十誦は象師首羅、有部は師子長者とせり。
〔七三〕仙彌尼刹利。彌尼刹利は刹利大臣なる彌尼にして波斯匿王に反逆せし人なるも、仙の字を加へたるはいかなる故か。或は彌尼刹利を征服せんとせる征人達多即ち乙師達多を略稱せるにあらざるか。
〔七四〕學家羯磨(Sekhasammata kamma)。自ら三寶に歸依すること厚く、家財消盡するに至るまでも僧伽に供養して惜むことなき見諦得果の學家に對し、その資財回復するまで比丘をして食を乞ふことなからしむる作法なり。僧祇律は白四羯磨(Ñattiçatutthakamma)とせるも、有部・十誦・五分・四分・巴利の諸律は皆白二羯磨(Ñattidutiyakamma)とせり。

諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、
『若し比丘、白衣家内にて食を請ぜんに、比丘尼立ちて指示して言はく、「是に飯を與へよ、是に羹・魚・肉を與へよ」と。諸比丘は應に是の比丘尼に語りて言ふべし、「姉妹、小らく住めよ、諸比丘の食し竟るを待て」と。若し諸比丘中に乃至、一比丘も是の比丘尼に語りて「姉妹、小らく住めよ、諸比丘の食し竟るを待て」と言ふ者なからんには、是の諸比丘は應に餘の比丘邊に向うて悔過して是の如くに言ふべし、「長老、我(等)可呵法に墮せり、此法悔過せん」と、是を波羅提提舍尼法と名く』。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「白衣家」とは、俗人家なり。「請ず」とは、若しは今日若しは明日なり。「食」とは、五正食・五雜正食なり。「比丘尼」とは、二部衆中にて具足を受けたるなり。「與へよ」とは、「是に飯を益へよ、是に羹を與へよ、是に魚・肉を與へよ」と(言ふなり)。「應に比丘尼に語るべし」とは、見・聞・知に齊りて應に敎げて是言を作すべし、「姉妹、小らく住めよ、諸比丘の食し竟るを待て」と。若し止むれば善し、若し止めざらんには第二第三に語げよ。若し語げずして受けんには越毗尼罪、食せんには悔過法を犯ずれば、是比丘應に餘の比丘邊に向うて悔過して是の如くに言ふべし、「長老、我れ可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。前人應に問ふべし、「汝、是罪を見るや不や」。答へて言はく、「見る」。應に語るべし、「愼んで更に作すこと莫れ」。答へて言はく、「頂戴して持たん」と。「波羅提提舍尼」とは、上に説けるが如し。

三呵に滿たずして而して食せんには越毗尼罪、三呵を滿たすも止めざらんに食せんには無罪なり。一人呵し已らんには一切、食するも無罪、見ず聞かざらんには食せんに無罪なり。尼自ら檀越と作らんには無罪なり。若し檀越未だ曾て僧を請ぜることあらずして儀法を知らざらんに、爾の時比丘尼、形像を安置せしめて〔七〇〕益食法を敎ふるを得て、然して後に應に坐すべし。若しは請ぜず、

【七〇】原漢文には若檀越未曾請僧不知儀法爾時比丘尼得敎安置形像敎益食法然後應坐若不請若非五正食敎無罪とあり。益食法は食を益むる法、卽ち食上法なり。

る」。應に語ぐべし、「愼んで更に作すこと莫れ」。答へて言はく、「頂戴して持たん」と。「波羅提提舍尼」とは、上に說けるが如し。

若し比丘病まざるに、俗人家内に在りて非親里比丘尼邊より、自ら手づから食を受けんに、受くる時越毘尼罪、食する時悔過法を犯ずるなり。非親里に[六五]非親里想して食を受けんには悔過を犯じ、(非親里に)[六六]非親里疑想して食を受けんにも悔過を犯ず。非親里に親里想して食を受けんには越毘尼罪、親里に非親里想して食を受けんに越毘尼罪、(親里に)親里疑想して食を受けんには越毘尼罪。親里に親里想せんには無罪なり。餘人の爲に受けんには越毘尼罪、病には無罪、病人の爲に受けんに無罪、病人の殘を食せんには無罪なり。若し式叉摩尼・沙彌尼にして食を持し來らんに、語げて地に放たしめ、然して後に餘人邊に受けんに無罪なり。比丘尼自ら持し來りて地に放ち已りて是言を作さく、「尊者、我が爲の故に受けたまはんことを」と、(かくして)受けんには無罪なり。比丘尼住處にて受けんには無罪なり。是故に說きたまへり。

[六七]佛、[六八]王舍城迦蘭陀竹園精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時[六九]偸蘭難陀比丘尼の知識家は僧に食を請ぜしに、偸蘭難陀比丘尼は六群の比丘の前に立ち、指示して檀越に語げて言はく、「是の比丘に飯を與へよ、是の比丘には羹を與へよ、是の比丘には魚・肉を與へよ」と。檀越聞き已りて偏に六群の比丘にのみ益めしに、諸比丘嫌うて言はく、「云何が六群の比丘は比丘尼の偏に益めしめたる食を受けて而も呵せざるや」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛は上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が比丘尼の偏に益めしめたる食を受けて而も呵せざりしや」。佛、諸比丘に告げたまひて、王舍城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に

【六五】非親里想(Aññātikasaññi)。非親里なる思ひをなすなり。

【六六】非親里疑想(Aññātikavematiko)。非親里なりやとの疑想をなすなり。

【六七】提舍尼第三、白衣家內尼偏心授食戒。諸律皆第二條とす。四分・有部のみ舍衞城を制戒處とす。

【六八】王舍城迦蘭陀竹園精舍。註(一の一七一・五の四九)參照。

【六九】偸蘭難陀比丘尼。註(八の二三〇)參照。

門を閉ぢて前ま(しめ)ず、若し已に門に入らんには驅出して與へざりき。如來應供正遍知は五事利益の故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、阿利吒の身に瘡痍あるを見たまひ、佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘、汝が身力調和せりや不や」。答へて言さく、「世尊、但、飢苦を患ふるなり」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、食を乞ふこと能はざるや」。答へて言さく、「世尊、我能く食を乞ふも、但、身體に瘡痍ありて人の惡賤する所、乞食を行ずる毎に若し未だ門に入らざるには門を閉ぢて前ま(しめ)ず、若し門に入るを得んに驅出して(食を)與へざるなり」。佛言はく、「汝、尸利摩比丘尼の邊に往いて食を乞ふこと能はざるや」。答へて言さく、『世尊の制戒、「白衣家內にて非親里比丘尼の邊より自ら手づから食を受くるを得ず」と。彼は我が親里に非ず、是故に往かざるなり』。佛言はく、「今日より後、病比丘には往くことを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘病まざるに、白衣家內にて非親里比丘尼邊より自ら手づから食を受けて、若しは噉ひ若しは食せんに、是の比丘應に餘の比丘邊に悔過して言ふべし、「長老、我れ可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。是を波羅提提舍尼法と名く』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「非親里」とは、父親に非ず、母親に非ざるなり。「病」とは、世尊は無罪なりと說きたまへるも小々の病を謂ふにはあらず、謂く、疥・黃爛・瘡痍・癰痤の(如き)、人の惡賤する所を是を名けて「病」と爲す。「白衣家內」とは、俗人家內なり。「比丘尼」とは、[六四]二部衆中にて具足を受けたるなり。「自ら手づから受く」とは、手と從手と受器と從器受となり。「噉ふ」とは、餅菓等なり。「食」とは、五正食なり。是の比丘應に餘比丘に向うて悔過すべし、「長老、我れ可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。前人應に問ふべし「汝、罪を見るや不や」。答へて言はく、「見

【六四】二部衆中にて具足を受くとは、比丘尼となるには比丘尼僧前にて具足戒を受け、次で比丘僧前にて再び受けて初めて比丘尼の資格を與へらるゝ故なり。

未だ得ざりき。此比丘、尸利摩の後に隨うて一家に入るに、先に三日、食を失せしを以ての故に、身體虚羸して迷悶して地に倒れぬ。時に諸の婦人見已りて驚起して扶けんと欲せしに、比丘尼言はく、「住めよ住めよ、我れ何の故に地に倒れしやを思惟するを待て」と。即ちに便ち憶念するに、諸の上尊の爲に食を乞うて自らは食を失せしが故に、悶極して地に倒れたるを(知りしかば)、(即ち)起ち已りて自ら塵土を拂拭し、衣服を正し已りて是の思惟を作さく、「[五七]布施を能くせんには無上の利あり、布施を憶念せんに歡喜心を生ず、歡喜に因るが故に清淨の三昧を得、三昧を以て五陰の生滅を觀見し、布施莊嚴もて心、諸根を調伏す」と。即ち[五八]金剛三昧に入りて一切の[五九]漏を盡し、佛法の中に於て[六〇]三明作證せり。尸利摩比丘尼、證を得已るに、爾の時婦人は將ゐ入れて洗浴し已り、牀を敷いて坐せしめ然して後に食を與へぬ。彼比丘は故ほ門外に在りて立てるに、婦人見已りて「恐らくは復食を索むるならん」とて、故に戸を當ひて立てり。比丘尼、戸を遮りて立てるを見て心に疑を生じ、「何の故に戸を遮りしや」とて頭を傾け看るに、比丘の衣角を見しかば(即ち)言はく、「是れ我が上尊なり、食を乞うて得ざるなり」とて、即ち語りて言はく、「尊者、入りて食をとらるべし」。婦人言はく、「阿尼、且、食せよ、我當に更に求めて之に與ふべけん」。比丘尼言はく、「今、世は飢儉なり、何の處にか更に得ん、復食を持して與へよ」と。婦人嫌うて言はく、「沙門釋子は慈心あることなし。云何が三日、食を失して飢極して命、垂んとせるに、而も復從うて食を索むるや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の諸比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、[六一]白衣家內にて[六二]非親里比丘尼の邊より自ら手づから食を取るを聽さず」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者[六三]阿利吒は身に瘡痍あり、人の惡賤する(所と)爲りて人、食を與へず、乞食を行ずる每に、時に若し未だ門に入らざるには

【五七】原漢文には能布施者有無上利憶念布施生歡喜心因歡喜故得清淨三昧以三昧觀見五蘊生滅布施莊嚴心調伏諸根即入金剛三昧盡一切漏於佛法中三明作證とあり。

【五八】金剛三昧(梵 Vajra-samādhi)。金剛の能く一切に無碍なるが如く、能く一切諸法に通達する三昧をいふ。金剛喩定、金剛定ともいひ、三乘の行人最後に一切の煩惱を斷じて各究竟の果を得る三昧なり。今は阿羅漢果を證せんとする最後定なり。僧祇律に是語を存するは注意すべし。增一阿含(三七)にも是語あり。

【五九】漏。煩惱なり、註(一の六四)漏患煩惱の下參照。

【六〇】三明作證。三明は宿命・天眼・漏盡の三通、註(四の二〇七)參照。作證は證果を成ずるなり。

【六一】白衣家內。白衣は在家居士なり。その家內にての意。註(一の一九五)白衣の下參照。今巴利戒文には antaragharaṃ paviṭṭhāya とせり。

【六二】非親里比丘尼。註(八の二三四)參照。

【六三】阿利吒(Ariṭṭha)。註(一七の一五四)參照。

に出でよ」と。外に出で已りて、比丘應に受くべきなり。若し比丘病みて外に出づること能はざらんには、內にて受くるも無罪なり。若し比丘の親里にして飲食を持して園若しは池林中の遊觀處に到り、食を持して比丘に與へんには、隨意に受けんに無罪なり。若し比丘道行せんに、時に是念を作さく、「某精舍に至りて當に食すべし」と。(然るに)過ぎて餘處に食せんには、應に悔過すべきなり。若し某精舍に至り(已り)て、彼の時に值ひて請を受けんに、隨ひ去るは無罪なり。是故に說きたまへり。

[五四]佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。……[五五]尸利摩比丘尼の因緣應に廣く說くべし、……乃至、佛、諸比丘に語げたまはく、「我が[五六]聲聞尼の中、福德第一なるは尸利摩比丘尼なり」と。是時、世、飢儉せしかば乞食するも得がたかりき。爾の時、尸利摩比丘尼は時到りて入聚落衣を著し鉢を持し、毘舍離城に入りて次(第)に行いて食を乞ひしに、比丘を見て卽ち問うて言はく、「尊者、食を得しや不や」。比丘卽ち空鉢を以て之を示すに、比丘尼見已りて是念を作さく、「是は我が所尊なるに、而も食を乞うて得ざるとは」と。便ち己が鉢中の食を持して比丘に與ふるに、比丘は食を得て精舍に還り到り、餘比丘を喚んで共に食しぬ。諸比丘問うて言はく、「長老、何の處にて是の好食を得しや」。答へて言はく、「尸利摩比丘尼の邊にて得たり」。諸比丘聞き已りて各々往いて索め、是の如くして次第に乃し五百比丘に至り盡く皆食を得、然して後に自ら求めしに、日時已に過ぎしかば食を失して精舍に還り到りぬ。明日晨朝に諸比丘は復衣を著し鉢を持し、比丘尼精舍の門に至りて立ちしに、比丘尼見已りて卽ち入りて尸利摩に語りて言はく、「諸比丘は今門外に在りて相待てり」と。尸利摩聞き已りて弟子に語りて言はく、「衣鉢を取り來れ、我、諸の上尊の爲に食を乞はん」。是の如くして次第に五百人に供給し已り、然して後自ら求めしに、日時復過ぎしかば食を失して而して還りぬ。第三日に至りても亦復是の如くし、……乃至、次第に五百人に供給せしが唯一人

【五四】提舍尼第二、受比丘尼食戒。諸律皆第一條なり。諸律皆舍衞城を制戒とす。四分・十誦・有部は蓮華色比丘尼を緣とするも、巴利律には名を出さず、五分律には和伽羅母優婆夷出家して比丘尼となりたるを緣とす。

【五五】尸利摩比丘尼。明かならず。有部律には蓮華色比丘尼の出家因緣を出せり。

【五六】聲聞尼。弟子比丘尼なり。聲聞は註(一の二一)參照。

し、「長老、我れ[五一]可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。(是を)初波羅提提舍尼法(と名く)』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「阿練若處」とは、上に說けるが如し。「先に語げず」とは、語に二あり、分數と不分數となり。「分數」とは、先に「當に爾許爾許種の飲食を送るべし」と語ぐるなり。「不分數」とは、直に「當に食を送るべし」と言ひて種數を列ねざるなり。「外にて受けず」とは、精舍外ならざるなり。「內に受く」とは、精舍內なり。「病」とは、下病・冷病・風病の是の如き比の病にして、外に出でゝ食を取るに堪へざるものなり、是故に世尊は無罪なりと說きたまへり。「自ら手づから受く」とは、手と從手と受器と從器受となり。「噉ふ」とは、餅・果等なり。「食す」とは、五正食なり。若しは噉ひ若しは食せんに、是の比丘應に餘比丘に向うて悔過して言ふべし、「長老、我れ可呵法に墮せり、此法悔過せん」と。前人應に問ふべし、「汝、罪を見るや不や」。答へて言はく、「見る」。應に語ぐべし、「愼んで更に作すこと莫れ」。答へて言はく、「頂戴して持せん」と。「波羅提提舍尼」とは、是罪、人に向うて發露して覆藏せざればなり。

[五二]若し是比丘の爲に送食し餘比丘に語げ餘比丘受けんに無罪、若し是比丘の爲に送食し是比丘に語げ餘比丘受けんに無罪、若し是比丘の爲に送食し是比丘に語げ是比丘受けんに無罪、若し餘比丘の爲に送食し餘比丘に語げ餘比丘受けんに無罪なり。[五三]若し「送食せよ」と先に語ぐるに、有分數と無分數と(あり)。有分數ならんには、比丘、(伽藍)內に在るを得て當に種數を憶して相應せんには取り、相應せざらんには語げて還さしむべし。若し疏ありて來らんには、疏を看て相應せんに取り、相應せざらんに還さしめよ。若し印封して來らんには、封印を看て完きには取り、完からざらんには還さしめよ。若し先に語ぐるに無分數にして、(食)來らんには、當に精舍の門外に出でゝ受くべし。若し卒に門に來り入らんには受くるを得ず。若し淨人あらば應に「淨人に與へよ」と語ぐべし。若し淨人なからんに、語げて地に放たしめ、淨人の來るを待ちて應に淨人に語るべし、「此食を持して外

根食・莖食等をくらふ場合に用ふる語なり。巴利戒文には khādeyya とす。

【五〇】 食すとは輭き物卽ち飯・麨・麪魚・肉等の五正食をくらふ場合に用ふる語なり。巴利戒文には bhuñjeyya とせり。

【五一】 可呵法。呵すべき法卽ち不相應なる懺悔すべき法を犯せる意、巴利文には āvuso dhammaṃ āpajjiṃ asappāyaṃ pāṭidesanīyaṃ, taṃ paṭidesemīti とあり。

【五二】 原漢文には若爲是比丘送食語餘比丘餘比丘受無罪、若爲是比丘送食語是比丘餘比丘受無罪、若爲是比丘送食語是比丘是比丘受無罪、若爲餘比丘送食語餘比丘餘比丘受無罪とあり。この文は律行上難解なり。

【五三】 原漢文には若送食先語有分數無分數有分數者比丘得在內當憶種數相應者取不相應者語令還若有疏來者看疏相應取不相應遣還とあり。疏とは品目を書きつらねたる目錄の如きもの。

や不や」。其中に到れるは到れりと言ひ、半到れるは半到れりと言ひ、三分中の一分到れるは一分到れりと言ひ、到らざりしは到らずと言へり。親里聞き已りて即ち瞋恚して言はく、「弊惡の死人、汝をして食を送らしめしに何ぞ敢て取りて食へる」。即ちに便ち此を鞭打するに、使人苦痛を得て大に啼き喚んで言はく、「是の沙門に坐りて我をして[四二]打を得せしめぬ」。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の諸比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、諸比丘に語げたまはく、「[四三]汝、云何が阿練若處に住しつゝ、先に外に語げず、外にて受けずして、內にて自ら手づから取りて食せしや。今日より後、阿練若處に住せんに、先に外に語げず、外にて受けずして、內にて自ら手づから(食を)取るを聽さず」と。

復次に佛、迦維羅衛釋氏精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。如來應供正遍知は五事の利益を知るが故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、比丘羸病して顏色萎黃せるを見て、知りて而して故に問ひたまはく、「比丘、氣力足せりや不や」。答へて言さく、「病、苦なり、世尊」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、[四四]隨病藥・[四五]隨病食を服すること能はざるや」。白して言さく、『世尊の制戒、「阿練若處に住せんに、先に外に語げず、外にて受けず、內にて自ら手づから(食)を取ることを聽さず」と。世尊、我病みて外に出づること能はざれば、是故に羸瘦病苦せるなり』。佛言はく、「今日より病比丘には內にて(食を)取るを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、迦維羅衛に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

『若し比丘、[四六]阿練若處に住せんに、[四七]先に語げず、不病比丘、外にて受けず、[四八]內にて自ら手づから取りて若しは[四九]噉ひ若しは[五〇]食せんに、是の比丘應に餘比丘の邊に悔過して是の如くに言ふべ

丘尼は十一條とせり。

【三九】　提舍尼第一、阿練若安坐受食戒。諸律皆第四條にして僧祇のみ第一條とす。

【四〇】　迦毗羅衛釋氏精舍。釋迦搜國迦毗羅衛尼拘類園(Sakkesu kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme)なり。諸律皆同處なり。

【四一】　看るは、訪ひうかゞふ意。

【四二】　打。打擲の意。原文に令我得打とあり。

【四三】　原漢文には汝云何阿練若處住先不語外外不受內自手取而食とあり。外に語げずとは親里若しは檀越に前につぐべきにつげざるなり。外にて受けずとは阿練若住處の外に出でゝ受くべきに出でゝ受けずして阿練若住處內にて食を受くるは提舍尼罪なりとの意。

【四四】　隨病藥(Gilānabhattaṃ)。

【四五】　隨病食(Gilānabhesajjaṃ)。

【四六】　阿練若處(araññakasenāsanaṃ)。

【四七】　先に語げず(pubbe appaṭisaṃviditaṃ)。自の親里家に對して某々種の飲食を送れと語ぐべきをつげずしてとの意。

【四八】　內にてとは、伽藍內(ajjhārāme)の意なり。

【四九】　噉ふとは、堅き物卽ち

らんには越毘尼罪なり。僧中にて應に[三五]誦利者をして說かしめ、餘人は專心に聽くべきなり。佛言はく、「波羅提木叉を誦する時、餘比丘は坐禪及び餘業を作すを得ず、皆應に專心に共に聽くべし」と。若し四事を聽いて十三事を聽かざらんに越毘尼罪、十三事を聽いて二不定法を聽かざらんに越毘尼罪、二不定を聽いて三十事を聽かざらんに越毘尼罪、三十事を聽いて九十二事を聽かざらんに越毘尼罪、九十二事を聽いて四波羅提提舍尼を聽かざらんに越毘尼罪、四波羅提提舍尼を聽いて衆學を聽かざらんに越毘尼罪、衆學を聽いて七滅諍を聽かざらんに越毘尼罪なり。若し中間に聽かざるに隨うて、隨うて越毘尼罪を得、一切聽かざらんに波夜提なり。[三六]此罪趣に人に向うて悔過するを得ず、當に衆の中持戒にして威德ありて人の敬難する所の者に於て前に於て悔すべし。前人應に呵して言ふべし、「長老、汝善利を失せり、半月(半月)に波羅提木叉を說く時に、汝尊重せず、一心に念ぜず、耳を攝して聽法せざればなり」と、呵し已らんに波夜提悔過するなり。是故に說きたまへり。

食家と入王宮と　鍼筩と　[三七]牀二褥と　坐具と覆瘡衣と、　雨衣と如來衣と　無根謗第十と迴向と遮布薩となり。第九跋渠竟る。

四　[三八]提舍尼の初

[三九]佛、[四〇]迦毘羅衞釋氏精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は阿蘭若處に在り、時に諸の釋種の父母・姉妹・親里家より使を遣して、飲食を齎して比丘所に送與せしめしに、齋食人、道中に於て半を食し、或は三分中の一分を食し、或は都べて食ひ盡せり。是の諸比丘、家に歸りて[四一]看る者ありしに、親里問うて言はく、「我先に種々の飲食を送りしが、悉く達したりと爲す

篇罪なり。

【三二】・四衆戒。五篇罪中、越毘尼を除ける四篇罪なり。三衆戒・二衆戒は五篇罪中より二を除き三を除きたるものなり。

【三三】一衆戒及び偈。四波羅夷法と戒序となり。

【三四】一衆戒及び偈と餘者僧常聞とを誦すべしとは、巴利文には nidānaṃ uddisitvā cattāri pārājikāni uddisitvā avasesaṃ sutena sāvetabbaṃ とあり。戒序と四波羅夷法とを說いて餘者僧常聞（餘は大衆の常に聞く所の如しとの意）と唱ふべしとの意なり。これ略式說戒の作法にして、餘者僧常聞の餘とは四波羅夷法以外の僧殘法等の諸篇をいふ。四分律(三六)にも此語を存せり。

【三五】誦利者。波羅提木叉誦讀に堪能なる人。

【三六】原漢文には此罪不得趣向人悔過當於衆中持戒有威德人所敬難者於前悔前人應呵言……とあり。

【三七】牀二褥。波夜提第八十四條過量牀足戒と、波夜提第八十五條兜羅貯褥戒とを含む。

【三八】提舍尼。波羅提提舍尼(Pāṭidesanīya)の略、註(五の二〇)參照。比丘に四條、比丘尼に八條あるも、有部律比

『若し比丘、[二七]半月(半月)に波羅提木叉を說く時、是言を作さく、「我今始めて是法、[二八]修多羅に入りて半月(半月)に波羅提木叉中に說くを知りぬ」と。諸比丘は彼比丘の本若しは二たび若しは三たび波羅提木叉を說く中に坐せるを知り、況んや復多からんに、彼比丘、知らざりしを以ての故に脫るゝを得るにあらず、所犯の罪に隨うて如法に治せよ。應に呵して言ふべし、[二九]「長老、汝善利を失せり、半月(半月)に波羅提木叉を說く時、汝尊重せず、一心に念ぜず、耳を攝して聽法せざりしなり」と。呵して已らんに波夜提なり』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「半月」とは、若しは十四日(若しは)十五日なり。「波羅提木叉」とは、十二修多羅なり。「說く」とは、謂つて是語を作すなり、「我今始めて是法、半月(半月に說く)波羅提木叉の中に攝せるを知れり」と。是の比丘(等)、彼が若しは二たび若しは三たび、波羅提木叉を說く中に坐せるを知り、況んや復多からんに、彼比丘は知らざるを以ての故に罪なしとせず、所犯の罪に隨うて法の如く毘尼の如くに治するなり。應に呵して言ふべし、「長老、汝、善利を失せり。半月(半月)波羅提木叉を說く時、汝は尊重せず、一心に念ぜず、耳を攝して聽法せざればなり」と。呵し已りて波夜提悔過するなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

具足を受け已らんに、應に[三〇]二部毘尼を誦すべきなり。若し二部を誦する能はざらんに、當に一部を誦すべし。若し一部を誦する能はずば、當に廣く[三一]五衆戒を誦すべし。若し能はざらんには、當に廣く[三二]四衆戒を誦すべし。若し復能はざらんには、當に廣く三衆戒を誦すべし。若し復能はざらんには、當に廣く二衆戒を誦すべし。若し復能はざらんには、當に廣く[三三]一衆戒及び偈を誦すべし。若し布薩の時は廣く五衆戒を說く(べき)も、若し復能はざらんには當に廣く四衆戒を誦すべし。若し復能はざらんには、當に廣く三衆戒を誦すべし。若し復能はざらんには、當に廣く二衆戒を誦すべし。若し復能はざらんには、當に廣く[三四]一衆戒及び偈と餘者僧常聞とを誦すべし。誦せざ

【二七】 半月半月(anvaddhamāsaṃ)。新月の日と滿月の日に布薩式を擧げて戒經を讀誦するなり。註(二の五五)二十四布薩の下參照。

【二八】 修多羅に入るとは、新たに制せられたる戒條が戒經の中に編入(suttāgato suttapariyāpanno)せらるゝをいふ。

【二九】 原漢文には長老汝失善利半月說波羅提木叉時汝不尊重不一心念不攝耳聽法とあり。巴利戒文の呵言には tassa te āvuso alābhā tassa te dulladdhaṃ yaṃ tvaṃ pātimokkhe uddissamāne na sādhukaṃ aṭṭhikatvā manasikarosīti とあり。aṭṭhikatvā manasikaroti の語はその眞實を見出す意卽ち眞劍に聽くことなるも戒文の不一心念不攝耳聽法の語に字句の上よりは相應せず。梵文戒本には tasya te āyuṣman ..... durlabdho na sulabdho .....anvardhamāsaṃ prātimokṣasūtroddiçyamāne na satkṛtya çṛṇoṣi ..... ekāgracittenāvahito çrotreṇa..... na avāhṛtyā ? çṛṇoṣi とありて能く相應せり。

【三〇】 二部毘尼(Ubhatovinaye)。比丘・比丘尼の兩部毘尼なり。

【三一】 五衆戒。波羅夷等の五

や、我れ之に施さんと欲す」。應に語ぐべし、「犯戒の僧あることなし」。若し復問はん、「何處の比丘は精勤修業にして能く物を愛護し、恒に此に住して我をして常に見得せしむるや」。(應に)語ぐべし、「某甲比丘は精勤修業にして能く物を愛護し常に此に住すれば、彼の比丘に施さんに恒に見ゆるを得べけん」。若し言はん、「我れ此物を持して尊者に施與せんと欲す」。應に語ぐべし、「僧に施せ」。若し「我已に僧に施したれば、意、尊者に施さんと欲す、願はくは爲に之を受けたまへ」と言はんに、取るも無罪なり。若し比丘、物、僧に向ふを知りて已れに迴向せ(しめ)んには尼薩耆波夜提、餘人に迴向せ(しめ)んには波夜提なり。[二〇] 若し比丘、(此)僧に向ふ物なるを知りて餘僧に迴向せんに越毘尼罪、(此の)衆多人(に向ふ)物を(餘の)衆多人に迴向せんに越毘尼罪、乃至、(此の)畜生(に向ふ物)を彼の畜生に迴與せんに越毘尼心悔なり。是故に說きたまへり。

[二一] 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は、半月(半月)に[二二]波羅提木叉を說くに、時に[二三]四事を說く時默然し、[二四]十三事を說く時瞋り、[二五]三十事(を說く)時語り、九十二波夜提(を說く)時便ち起ちて是言を作さく、[二六]「長老、此は是れ世尊の說なりや、世尊は何處に在りて說きたまひしや。若し我久しく世に在らんには、是の如き事の比の所聞轉多からん。此れ便ち是れ法母とせんも、更に禁戒を生じて遂に滋からん」と。諸比丘は是語を聞いて慚愧し、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群の比丘に語げたまはく、「此は是れ惡事なり。如來は饒益せんと欲するが故に諸弟子の爲に制戒して、半月(半月)に波羅提木叉を說か(しむ)るに、汝云何が嫌遮せる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

【二〇】 原漢文には若比丘知向僧物廻向餘僧越毗尼罪衆多人物廻向衆多人越毗尼罪乃至畜生廻與彼畜生越比尼罪心悔是故說とあり。譯文の如くに補はすんば此文を解し得ず。越毗尼罪心悔の罪の字は宮內省本に依りて今削除せり。

【二一】 波夜提第九十二、不尊重布薩戒。道宣律師は恐擧先言戒とし、光師は詐驚張戒とせり。四分・巴利第七十三條、五分第六十四條、十誦・有部第八十三條なり。十誦律は倶舍彌國にて制戒すとせるも他律皆舍衛城とせり。

【二二】 波羅提木叉。註(一の二三)參照。今は戒經(Pāti-mokkha)をいふ。

【二三】 四事。四波羅夷法。

【二四】 十三事。十三僧伽婆尸沙法。

【二五】 三十事。三十尼薩耆波夜提法。

【二六】 原漢文には長老此是世尊說耶世尊在何處說若我久在世者如是事比所聞轉多此便是法母更生禁戒遂滋とあり。此便是法母の譯文に疑あり。

與へんことを勸むること、上に說ぐが如し。優婆夷猶ほ言はく、「我家に更に餘物なし、適、尊者に迴施せんと欲するも、然も先に以に僧に許したれば迴轉すべからず」。優波難陀言はく、「與ふると與へざると汝が意に任さん」と、是語を作し已りて卽ちに便ち捨て去りぬ。時に優婆夷は是念を作さく、「此衣適難陀に與へんと欲せんに然も僧は是れ良福田たり、適僧に施さんと欲せんに然も難陀には大力勢ありて恐らくは我が與に不饒益事を作さん」と、是を思惟し已りて遂に復施さゞりき。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「癡人、此の三惡事を作さんとは。施者は福を失し、受者は利を失し、衆僧を輕毀せり」と。佛、優波難陀に語げたまはく、「汝常に聞かずや、我れ無量の方便を以て少欲を讚歎して多欲を毀呰せしを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、物、僧に向ふを知りて餘人に迴向せんに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り若しは他より聞くなり。「物」[一八]とは、八種あり、……乃至、淨不淨(物)なり。「向ふ」とは、物の分處已に定まれるなり。「僧」[一九]とは、八種あることと上に說けるが如し。「迴」とは、轉じて餘人に與へんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し人、物を持ち來りて比丘に問うて言はく、「尊者、我れ此物を以て施さんと欲す、當に何の處にか施すべき」。應に語ぐべし、「汝が心に樂ふ處に隨うて便ち之を與ふべし」。若し復問はん、「何の處にか大果報を得るや」。應に語ぐべし、「僧に施さんに大果報を得ん」。復問はん、「何處の僧は持戒なり

【一八】物。時藥・夜分藥・七日藥・盡壽藥・隨物・重物・不淨物・淨不淨物の八種物なり。註(三の四一)時藥の本文參照。
【一九】八種僧。比丘僧・比丘尼僧・客僧・去僧・舊住僧・安居僧・和合僧・不和合僧の八種なり。註(一一の九五)淨不淨物の次の本文參照。

誇らんに越毘尼罪、驅出せんと欲せんに偸蘭遮なり。淸淨に淸淨想して誇らんに偸蘭遮、驅出せんと欲せんに波夜提なり。不淸淨に不淸淨想して毀呰せんに波夜提なり。比丘を誇るは波夜提、比丘尼を誇るは偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼を誇らんに越毘尼罪、俗人を誇らんに越毘尼心悔なり。是故に說きたまへり。

[一四] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に比丘あり乞食時到りて衣を著し鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞うて一家に到るに婦人の言はく、「尊者、我れ某日に至りて當に僧に飯し並に衣を施すべし」。比丘答へて言はく、[一五]「善い哉・優婆夷、當に及ぶの時、爲に身・命・財に於て三堅法を修し、常に修習して行めて留難せしむること莫るべし」。乞食比丘、精舍に還り已りて諸比丘に語るらく、「長老、我れ汝に善事を語らん」。問ふ、「何等の善事なりや」。答へて言はく、「某甲家にて彼日に到り、當に僧に飯し並に衣を施すべし」と。時に難陀・優波難陀去ること遠からずして語聲を聞いて卽ち問ふらく、「彼家何處にありて姓字は何等なりや、門戶は那に向へる」と。具に問うて知り已り、明日晨朝に往いて其家に到りて優婆夷に謂ひて(言はく)「我れ好聲を聞きぬ」。「尊者、何等の聲を聞きしや」。聞くならく、「汝、僧に飯し衣を施さんと欲すと、實に爾りと爲すや不や」。[一六]答へて言はく、「始め是心ありしも、但、中間に留難の知るありて當に果すべきや不やを恐る」。優波難陀、優婆夷に語りて言はく、「汝可しく是衣を持して難陀に施與すべし」。答へて言はく、「我家に更に餘物なし、正に是衣あるも本僧に施さんと欲すれば今[一七]迴轉すべからず」。優波難陀卽ち毀呰して言はく、「何等か是れ僧、老烏も亦僧なりや、老鵄も亦僧なりや、僧は穿臼・漏槽の滿ち足るべからざるが如くなり。僧は汝に於て何の利益ありや、能く汝の爲に男を活かし女を活さかさんや、能く王家に至りて官事を斷理せんや。難陀は能く汝の爲に多利益事を作さん、但、是衣を持して難陀に施與せよ」と。優婆夷答ふるに、辭、初の如くなりき。時に難陀は復優波難陀に

とすべき事實も犯處も實ならずとの意なり。對面四目とは誇る人と誇らるゝ人との四目を對面すること、卽ち面と向ひて無根の誹謗をなすことなるべし。註(六の二〇六)參照。

【一四】 波夜提第九十一、廻僧物施餘人戒。五分第九十一條、巴利第八十二條、四分・十誦・有部に此戒存せず。これによりて僧祇・巴利・五分の三律はその關係に於て極めて密接なるものなるべしと推定し得る。巴利は舍衞城、五分は王舍城を制戒處とせり。制緣人に於ては巴利は六群比丘とし五分は難陀・優波難陀とせり。

【一五】 原漢文には善哉優婆夷當及時爲於身命財修三堅法常修習行勿令留難とあり。三堅法は布施することなり、註(一一の九〇)參照。留難は故障起き來りて布施すること能はざるに至るをいふ。

【一六】 原漢文には答言始有是心但恐中間有留難知當果不とあり。諸本皆留難知とあるも恐くは留難起の寫誤なりしなるべし。原文のまゝに知るありてとなせるも、起るありての意に解すべきなり。

【一七】 迴轉(Pariṇāma)。迴向なり、僧に施すべき物を個人に轉じ迴らして與ふるなり。

當に彼人に語げて信心を生ぜしめたまはるべし、長夜に誹謗せしめて不饒益を得せしむる莫らんことを」。佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群の比丘に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して、梵行人に於て應に恭敬を起し、身に慈を行じ、口に慈を行じ、意に慈を行ずべきを說けるを。汝今云何が無根僧伽婆尸沙法を以て謗れる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、瞋恨して喜ばず、無根僧伽婆尸沙法を以て他比丘を[一〇]謗らんに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「瞋」とは、[一一]九惱事及び[一二]非處起瞋第十なり。「恨」とは、凡夫及び學人に不喜者あり、乃至、阿羅漢にも有り。「無根」とは、事現はれず、又彼事を見ず、彼事を聞かず、彼事を疑はざるなり。「僧伽婆尸沙」とは、十三事の中若しは一々もて謗らんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、瞋恨せんに二の相似あり、清淨と不清淨となり。清淨者言はん、「汝、我れ何罪を犯ぜるを見しや、十三事中若しは一なりや若しは二なりや」。彼見ず・聞かず・疑はず・決了ならざるに、若しは屛處、若しは衆多、若しは僧中にて是言を作さく、「我は汝が僧伽婆尸沙を犯ぜるを見たり、我は汝が僧伽婆尸沙を犯ぜるを聞け、我は汝が僧伽婆尸沙を犯ぜるを疑へり」と。[一三](しかも見實ならず・見根實ならず)、聞實ならず・聞根實ならず、疑實ならず・疑根實ならず、本より曾て見妄・聞妄・疑妄にして、見爾らず・聞爾らず・疑實ならざるに、四目を對面して謗らんには語々に波夜提なり。清淨に不清淨想して謗らんに偸蘭遮、驅出せんと欲せんに波夜提なり。不清淨に清淨想して

め次で僧聽かざる時は衆多人(tambahula)、即ち三人以下の比丘中に於て諫め、僧聽かざる時は僧中(saṃgha)にて三諫するなり。今の文は之に準じて屛處にて謗り、衆多人中にて謗り、僧中にて謗りて漸次に公式に誹謗せる相を示せるなり。

【八】無根僧伽婆尸沙法(amūlaka saṃghādisesa)。事實無根なるに瞋根を以て僧殘罪を犯せりといひて謗るなり。

【九】瞋恨不喜(duṭṭha dosa appatīta)。

【一〇】謗る(anuddhaṃseyya)。

【一一】九惱事。註(四の一九五)九惱の下參照。

【一二】非處起瞋第十。註(六の二〇二)參照。これ十瞋なる名目ありて、前の九惱までを第九とし、それに非處起慎第十を加へて十瞋として瞋を解明せしものなるべし。

【一三】原漢文には(而見不實見根不實)聞不實聞根不實疑不實疑根不實本曾見妄聞妄疑妄見不爾聞不爾疑不爾對面四目謗語語波夜提とあり。括弧內の八字は遺落せるものと考へらる丶故に補へり。見根・聞根・疑根とは見の根本・聞の根本・疑の根本にして犯罪の對境をいへるなり。即ち僧殘罪・

卷の第二十二

單提九十二事法を明すの十

[一]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[二]尊者陀驃摩羅子をして、僧、拜して[三]九事を典知せ(しむ)るに……上に說けるが如し……乃至、陀驃摩羅子は右手の小指より光を放ちて明を作し、次に隨うて房を付ふるに、[四]阿練若は阿練若と共じ、乞食は乞食と共じ、糞掃衣は糞掃衣と共じ、一坐食は一坐食と共じ、常坐は常坐と共じ、露坐は露坐と共じ、草蓐は草蓐と共じ、經唄は經唄と共じ、法師は法師と共じ、學律は學律と共じ、阿羅漢は阿羅漢と共じ、三明は三明と共じ、六通は六通と共じ、無威儀は無威儀と共ぜり。爾の時、六群の比丘は陀驃に語りて言はく、「長老、我等六人は與に共に一處に住せ(しめ)よ」。答へて言はく、「待て、汝(等)は伴中の最下坐なれば、次に房を得て隨意共住せよ」。時に是(等)の伴下坐は次に弊房・(弊)臥牀・(弊)坐牀・(弊)褥枕諸物を得たるに皆悉く弊故せり、又[五]別房食も亦復麤惡なりしかば、自ら相に謂ひて言はく、「長老陀驃は我が生怨の如し、我に弊房麤食を與へぬ。是の長老にして若し久しく梵行に住せんには、方に我等をして大苦惱を得せしめん。然るに世尊の制戒、[六]無根波羅夷法もて謗るを得ざれば、今當に僧伽婆尸沙法を以て謗るべし」と。即ちに往いて其所に到りて是言を作さく、「長老、汝は僧伽婆尸沙罪を犯ぜり」。答へて言はく、「我に是罪なし」。彼言はく、『誰か復賊を作して「我は是れ賊なり」と言はんや、但汝、僧伽婆尸沙罪を犯ぜり』。即ち[七]屏處にて謗り、衆多人中にて謗り、僧中にて謗るらく、「陀驃比丘は僧伽婆尸沙罪を犯ぜり」と。時に陀驃比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「汝に是事ありや不や」。答へて言さく、「無きなり」。佛言はく、「汝に此罪なけん、世尊は汝の清淨なるを知れり」。陀驃言はく、「世尊は我が罪なきを知らると雖、唯願はくは世尊、

【一】波夜提第九十、無根僧殘謗他戒。四分第八十條、巴利第七十六條、五分第七十五條、十誦・有部第六十九條なり。十誦は維耶離、有部は王舍城を制戒處とし、他は舍衛城とす。制緣人亦諸律各異るも、十誦・有部・僧祇は大體類似す。

【二】尊者陀驃摩羅子。註(六の一七〇)參照。

【三】九事。註(六の一七一)の本文參照。

【四】阿練若。阿練若住者(Araññaka)の意なり。阿練若以下無威儀までの註解は註(六の一七八—一九〇)參照。

【五】別房食。別請なるべし。僧請は律中にては四月請・常請・更請・盡形壽請の四種を擧げ、若し檀越の財力缺乏して大衆を常請するを得ざるには僧中より夏數の次第に從うて順次に一人づゝ檀越家に行いて食することを聽され或は食を送りて僧中に至るあり、或は八日食・布薩日食・月初日食等に食を僧中に持ち行くも常布施と名け得るとあれば、今の別房食も大衆請食に對する別請食をいへるものなるべし。

【六】無根波羅夷法。註(六の一九六)參照。

【七】屏處・衆多人中・僧中。犯罪者に訓誡を與ふる際、初に一人(ekapuggala)して諫

ならず、廣は三肘にして一は舒手ならざるなり。「下」とは、長は四肘半、廣は三肘にして一は舒手ならざるなり。[三二]下、三曼陀羅を覆ふに至らんに、泥洹僧と作すなり。是故に説きたまへり。

摩訶僧祇律卷第二十

【三二】原漢文には下至覆三曼陀羅作泥洹僧とあり。三曼陀羅(timaṇḍala)とは臍(nābhimaṇḍala)と兩膝(jānumaṇḍala)となり。泥洹僧(nivāsana)は内衣即ち裙なり。即ち泥洹僧の著し方は三輪を覆ふ樣にせよとの意なり。

く)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、當に自の身量に隨うて作衣すべし」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、[二〇四]如來の衣量に倣うて作衣せんに、若し量を過ぎんには、截ち已りて波夜提なり。

如來の衣量は[二〇五]長九修伽陀搩手・廣六搩手なり、是を如來の衣量と名く」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「如來の衣量」とは、如來應供正遍知なり。「搩手」とは、如來の搩手は長二尺四寸なり。長とは縱、廣とは橫なり。「修伽陀」とは、長九修伽陀搩手・廣六修伽陀搩手なり。若し過ぎんには、截ち已りて波夜提悔過せよ。截たずして悔せんには、越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

長さ應量にして廣さ過量に、若しは自ら作し若しは人をして作さしめんに、作し成ぜんには波夜提、受用せんには越毗尼罪なり。廣さ應量にして長さ過量に、中は應量にして邊は過量に、邊は應量にして中は過量に、若しは屈量・縮量・水灑量にして乾かし已りて長大ならしめんと欲せんに、若しは自ら作し若しは人をして作さしむるとも、作し成じ已るに波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。[二〇六]作す時當に減量すべく、過量なるを得ず、當に自の身量に隨ふべし。僧伽梨に三種あり、上と中と下となり。「上」とは、[二〇七]長五肘・廣三肘なり。「中」とは、長は五肘にして[二〇八]一は舒手ならず、廣は三肘にして一は舒手ならざるなり。[二〇九]「下」とは、長は四肘半、廣は三肘にして一は舒手ならざるなり。[二一〇]衣を著する時、緣相降ること二指に作すべし。欝多羅僧に三種あり、上と中と下となり。「上」とは、長五肘・廣三肘なり。「中」とは、長は五肘にして一は舒手ならず、廣は三肘にして一は舒手ならざるなり。「下」とは、長は四肘半、廣は三肘にして一は舒手ならざるなり。安陀會を作すに亦三種あり、上と中と下となり。「上」とは、長五肘・廣三肘なり。「中」とは、長は五肘にして一は舒手

【二〇四】如來の衣量(sugatacīvarappamāṇaṃ)。

【二〇五】長九修伽陀搩手・廣六搩手(dīghaso nava vidatthiyo sugatavidatthiyā, tiriyaṃ cha vidatthiyo)。卽ち長さ二丈一尺六寸、廣さ一丈四尺四寸、唐尺にて長さ一丈七尺二寸、廣さ一丈一尺五寸程の大衣なり。

【二〇六】作す時に減量すべしとは、如來の衣量よりは減量にすべしとの意なり。

【二〇七】長五肘・廣三肘。一肘は二尺なれば長さ一丈廣さ六尺を上僧伽梨の衣量とす。

【二〇八】一は舒手ならずとは、一は捲肘なりとの意なり。舒手は二尺、捲肘は一尺八寸なれば、中僧伽梨の衣量は長さ九尺八寸、廣さ五尺八寸なり。

【二〇九】下者長四肘半廣三肘一不舒手。長さ九尺、廣さ五尺八寸なり。

【二一〇】原漢文には著衣時緣相降二指作とあり、著衣法を示すなり。緣(へり)相降ること二指とは踝上二指の處に衣緣が降る樣に着せよとの意なべし。

と作すを得ん。此の雨浴衣は四月半受用し、八月十五日に至りて應に僧中にて唱言すべし、「諸大德、今日、僧雨浴衣を捨せん」と。是の如く三唱して捨し已らば、受持して三衣と作し、若しは淨施するを得、餘用と作すを得ん。是故に說きたまへり。

[191] 佛、王舍城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時諸比丘は[192]留縷衣を著し、諸の外道も亦留縷衣を著せり。時に優婆塞、比丘を禮せんと欲して誤まりて外道を禮し、[193]呪願異るを聞いて比丘に非ざるを知り、即ち便ち慚愧しぬ。時に外道弟子、外道を禮せんと欲して誤まりて比丘を禮し、是の如くに參錯せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、比丘衣は應に[194]截縷作淨・[195]染作淨すべし」。外道は比丘と異を作さんと欲するが故に[196]朱羅を留め、[197]赤石にて染衣し、[198]三奇杖を捉りて[199]軍持を持するなり。

復次に佛、舍衞城に住したまひしに、曠野の比丘、[200]拘舍耶衣を得て染めんと欲して染汁を煮るに、……上の[201]三種染衣色中に說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひしに、毗舍離の比丘、欽婆羅(衣)を得て、……亦[202]上に說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひしに、時に尊者孫陀羅難陀は、是れ佛の姨母の子にして三十相ありき。食後・舍衞城より出づるに阿難後に隨ひ、……亦上の[203]三色衣中に說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひしに、爾の時、尊者阿羅軍荼は佛の衣量に效うて作衣し、著して舍衞城に入るに、是の比丘身短く衣長くして地に曳いて行きしかば、世人の爲に譏らるらく、「沙門釋子は衣を曳いて而して行けり」と。又、人呵して言はく、「汝知らずや、瞿曇沙門の衣は己が父母の作せるには非ずして、敗れては復更に得るなれば、是故に是の如きなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「阿羅軍荼を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言は

【一九一】波夜提第八十九、過量作衣戒。巴利律は第九十二條、他は第九十條なり。

【一九二】留縷衣。割截せざる衣、縫ひ目なき衣。

【一九三】呪願。註(一の八七)參照。

【一九四】截縷作淨。衣財を割截淨するなり。

【一九五】染作淨。壞色と點淨とをなすなり。

【一九六】朱羅(Cula)。周羅とも音譯す、髻なり。

【一九七】赤石。註(一八の二〇)參照。

【一九八】三奇杖。註(一六の二五)參照。

【一九九】軍持。註(三の一二一)參照。

【二〇〇】拘舍耶衣。俱舍耶衣(Koseyya)なり、絹衣。

【二〇一】三種染壞色中。註(一八の二四)憍舍耶衣の本文參照。波夜提第四十八條中にあり。

【二〇二】上に說けるが如しとは、註(一八の二七)𣰽欽婆羅衣の本文參照。

【二〇三】三色衣中とは、註(一八の二八)孫陀羅難陀の本文參照。

受用せんに越毗尼罪なり。屈量・縮量・水灑量にして乾かし已りて長大ならしめんと欲し、若しは自ら作し若しは人をして作さしむるに、作し成ぜんに波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。

比丘、五法成就せんに、僧應に拜して分雨浴衣(人)と作すべきなり。何等をか五とす、愛に隨はず・瞋に隨はず・怖に隨はず・癡に隨はず・得と不得とを知るなり。羯磨せんには應に是說を作すべきなり。

[一八七]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、若し僧時到らば僧は某甲比丘を拜して分雨浴衣(人)と(作さんとす)。白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、僧は今、某甲比丘を拜して分雨浴衣(人)と(作さんとす)。諸大德は某甲比丘を分雨浴衣(人)と(作すことを)忍するや。忍せんには僧默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に某甲比丘を拜して分雨浴衣(人)と(作すことを)忍し竟りぬ。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

羯磨を作し已らんに、應に衆僧中にて唱言すべし、[一八八]「諸大德、是中、分物せんに參差不同なり、相降ること四指八指ならんに、理として計するを得ず」と。若し唱へざらんには、越毗尼罪を得ん。

[一八九]四月一日より雨浴衣を得て、上座より次第に付へよ。得已らんに裸浴を聽さず、又、[一九〇]雨浴衣を著するを得ず、應に餘の故衣を著すべし。若しは屍處若しは深水に在りて裸浴せんには無罪なり。雨浴衣を著して衆僧治堂舍作及び白灰作・泥作・覆屋作・通水溝・抒井作を作すを得ず、當に餘の故衣を著すべし。是の雨浴衣は三衣と作すを得ず、淨施するを得ず、餘用して持して薪草を取り及び互麨を盛るを得ず、著して池水・汪水中に入りて浴するを得ず。大雨時に著するを得るも、小小の雨には著するを得ず。若し大雨卒に止みて垢膩未だ淨せざらんには、著して池水・汪水中に入りて浴するを得ん。若し比丘病みて服藥し・吐下し・頭に刺して血を出し及び露地にて食せん時、持して幔障

【一八七】分雨浴衣人拜差白二羯磨文。

【一八八】諸大德是中分物參差不同相降四指八指理不得計とあり。註(一一の二五)參照。

【一八九】四月一日。これ春殘半月より作衣し受用するなり。註(一一の二二)半月の下參照。

【一九〇】雨浴衣の文の上に(小々の雨時に)の語を置くべきなり。

きたまへり。

[181]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。……[182]三十事中に[183]毗舍佉鹿母の廣く說けるが如し……乃至、十二由延內に比丘に[184]雨浴衣を施せり。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、世尊は比丘に雨浴衣を作すことを聽したまふに、時に諸比丘は縷を截たずして合縷して作しぬ。世尊は五事の利を以ての故に比丘日の一たび諸比丘の房を行りたまふに、合縷せる氈の垢汚不淨なるを日中に曬せるを見て、佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何等の衣にして、合縷して作りて不淨此の如くなりや」。答へて言さく、「世尊、如來、雨浴衣を作すことを聽したまふや、諸比丘は合縷して作りて垢汚不淨せるなり」。佛、諸比丘に語げたまはく、「汝等云何が合縷して雨浴衣を作せる。今日より後、應量作せよ、[185]長六修伽陀搩手・廣二搩手半なり」。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、雨浴衣を作さんに應量作せよ、長六修伽陀搩手・廣二搩手半なり。若し量を過ぎんに截ち已りて波夜提なり」と』

「比丘」とは、上に說けるが如し。「雨浴衣」とは、世尊の所聽なり。「應量」とは、長六修伽陀搩手・廣二搩手半なり。[186]長と廣と修伽陀と搩手とは、上に說けるが如し。若し量を過ぎんには、截ち已りて波夜提悔過するなり。截たずして悔せんには、越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

長は應量にして廣は過量に、廣は應量にして長は過量に、中に應量にして邊は過量に、邊は應量にして中は過量ならんに、若しは自ら作し若しは人をして作さしむるとも、作し成ぜんに波夜提、

【一八一】波夜提第八十八、過量雨浴衣戒。四分・五分・有部第八十九條、巴利第九十一條、十誦第八十七條なり。

【一八二】三十事中。三十尼薩耆波夜提第二十五雨浴衣戒なり。註(一一の一五)の本文參照。

【一八三】毗舍佉鹿母。註(七の一四九)及び註(一一の一七)毗舍佉鹿母因緣の下參照。

【一八四】雨浴衣(Vassikasāṭika cīvara)。雨期に用ふる浴衣。

【一八五】長六修伽陀搩手・廣二搩手半(dighaso cha vidatthiyo sugatavidatthiyā, tiriyaṃ aḍḍhateyyā)。

【一八六】原漢文には長・廣・修伽陀搩手者如上說とあり。前の尼師壇戒戒文解釋に、「長とは縱、廣とは橫なり。修伽陀とは如來應供正遍知なり。搩手とは如來の修伽陀搩手は長さ二尺四寸なり」とあるをいふなり。

見て、佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何等の衣にし合縷して作り、不淨此の若くなりや」と。答へて言さく、「世尊が覆瘡衣を作ることを聽したまふに、諸比丘は合縷して作り、膿血にて垢汚せしなり」。佛、諸比丘に語げたまはく、「汝、云何が合縷して覆瘡衣を作れる」。今日より後、覆瘡衣を應量作せよ」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、覆瘡衣を作らんに應量作せよ、[177]長四修伽陀搩手・廣兩搩手半なり。若し過ぎて作らんに、截ち已りて波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「覆瘡衣」とは、世尊の所聽にして應量の長廣なり。「修伽陀搩手」とは、上に說けるが如し。若し量を過ぎんには、截ち已りて波夜提悔過せよ、截たずして悔せんには越毘尼罪なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

長さ應量にして廣さ過量に、廣さ應量にして長さ過量に、中央は應量にして邊は過量に、邊は應量にして中央は過量ならんに、若しは自ら作り若しは人をして作らしむとも、作し成ぜんに波夜提、受用せんには越毘尼罪なり。[178]屈量・縮量・水灑量にして乾かし已りて長大ならしめんと欲し、(若し)作し成ぜんに波夜提、受用せんに越毘尼罪なり。當に應量に作すべし。是の覆瘡衣は隨身衣なれば三衣と作すを得ず、淨施するを得ず、薪草を取り巨磨を盛るを得ず。聚落に入らんと欲する時は、當に先に著し然して後に僧伽梨を著して紐を施すべし。[179]聚落を出で已らんに、僧伽梨を脫して抖擻し襞氎して常處に擧著せよ。覆瘡衣は燥けるを脫ぎて瘡を剝ぎて血をして出さしむる勿れ、當に合著して水に入るべし。僧の常の所浴處に入るを得ず、當に屛處に在りて浸漬して液かしめ、然して後之を脫し浣濯して淨ならしむべし。浴し已るに、持して身を拭ふを得ん。後の日に用ふる時も亦復是の如し。[180]乃至、瘡差差え已らば三衣と作し、及び淨施し餘用するを得るなり。是故に說

【一七四】 波夜提第八十七、過量覆瘡衣戒。四分・五分・十誦・有部は第八十八條、巴利第九十條なり。五分律のみ毘尼茶比丘を制縁人とせり。

【一七五】 瘡痂。ひぜんなり。

【一七六】 覆瘡衣 (Kaṇḍupaṭicchādi)。

【一七七】 長四修伽陀搩手・廣兩搩手半。諸律皆、長四修伽陀搩手・廣兩搩手 (dighaso catasso vidatthiyo sugatavidatthiyā, tiriyaṃ dve vidatthiyo) とせるに僧祇律のみ廣兩搩手半とせるは大に異れり。

【一七八】 屈量・縮量・水灑量。前註(一七二)參照。

【一七九】 原漢文には出聚落已脫僧伽梨抖擻襞氎擧著常處覆瘡衣勿令燥脫剝瘡血出當合著入水とあり。抖擻襞氎は塵を拂ひて疊むなり。氎は疊の同音寫なるべし。燥脫以下の譯文再考を要すべし。

【一八〇】 原漢文には乃至瘡差差已得作三衣及淨施餘用とあり。宋・元・明・宮本には差の字を瘥となす。瘥は病の意及び癒ゆる意あれば、今上の差を病の意とし、下の差を癒ゆる意に解せり。

「尼師壇」とは、世尊の所聽なり。「應量」とは、長二修伽陀搩手・廣一搩手半なり。長とは縱、廣とは横なり。「修伽陀」とは、如來應供正遍知なり。「搩手」とは、如來の搩手は長さ二尺四寸なり。[一七一]「一搩手を益す」とは、二重三重に頭を對せて却刺するなり。若し量を過ぎんには、截ち已りて波夜提悔過するなり。截たずして而して悔せんには、越毘尼罪なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

長は應量にして廣は過量ならんに、若しは自ら作し若しは人をして作さしむるとも、作し成ぜんに波夜提、受用せんに越毘尼罪なり。廣は應量にして長は過量ならんに、中央は應量にして邊は過量ならんに、邊は應量にして中央は過量ならんに、若しは自ら作し若しは人をして作さしむるとも、作し成ぜんに波夜提なり、受用せんに越毘尼罪なり。[一七二]氎量・縮量・水灑量にして乾かし已りて長大ならしめんと欲し、若し作し成ぜんには波夜提、受用せんには越毘尼罪なり。作す時當に應量作すべく、過量なるを得ざれ。尼師壇は是れ隨坐衣なれば三衣と作すを得ず、淨施し及び新草を取り互薦を盛るを得ず、唯敷いて坐するを得ん。[一七三]若し道路行には長く疊みて衣嚢上・肩上に著けて擔ふを得るなり。是故に說きたまへり。

[一七四]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。世尊は五事饒益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、膿血[一七五]瘡痂の、衣に著せるを日中に在りて曬せるを見たまひ、佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何等の衣にして不淨なること此の若きや」。答へて言さく、「世尊、諸比丘は疥瘡を病み是故に衣を汚せしなり」。佛言はく、「今日より後、[一七六]覆瘡衣を作すを聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、世尊は覆瘡衣を作すことを聽したまふに、已にして諸比丘は縷を截たず合縷して作せり。世尊は五事饒益を以ての故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、縷を合はせて作れる覆瘡衣の、膿血に垢汚して日中に曬せるを

は、長廣各々に一搩手を增すなり。而して巴利戒文には dasā vidatthi とあり、緣に一搩手を增す意なるも、恐らくは四方の緣に半搩手づゝを增すこととなるべし。

【一七〇】截ち已りて(chedanakam)とは前の戒文の如く、過量の分を截ち竟りて然して後に波夜提懺悔するなり。

【一七一】原漢文には益一搩手者二重三重對頭却刺とあり。二重三重對頭とは衣財の合せ目を組み合はせてくける意ならんか。却刺は返し針に縫ふなり。

【一七二】原漢文には氎量縮量水灑量欲令乾已長大若作成波夜提受用越毘尼罪とあり。文意明かならず。次の覆瘡衣戒には屈量・縮量・水灑量とせり。氎量とは屈量、即ち廣長の氎を折り屈げて作れるものなるべし。縮量はいかなる方法か知り難し。水灑量は衣財に水を灑ぎて縮めたる時の應量、後に乾かして引き伸ばして長大なる尼師壇に作るものなるべし。

【一七三】原漢文には若道路行得長氎著衣囊上肩上擔とあり。長氎は、宋・元・明・宮本に長疊とあるにより、氎は疊の同音寫なれば、氎をたゝみてと讀めり。

若舍利弗は心迴轉すべからざるや」。佛言はく、「但に今日心迴轉すべからざるのみには非じ、一六六過去世の時以に曾て是の如くなりき。……一六七蛇本生經の中に廣說せるが如し……爾時の蛇とは卽ち舍利弗是なり。彼時に心堅くして迴轉すべからざりしなり」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。五事饒益の故に如來應供正遍知は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、僧褥・臥具の中央は鮮好にして兩邊は垢汚せるを見たまひ、佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、是れ何等の臥具なる、中央鮮好にして兩邊垢汚せるは」と。答へて言さく、「世尊が尼師壇を制したまひしも、小にして盡く覆ふを得ざるが故に、覆處を齊りては淨にして不覆處は汚れたるなり」。一六八佛言はく、「今日より後、兩重に作すことを聽さん。輒爾に課を厭ふを得ず、小故氎を持して覆うて當に兩重に作すべし。若し欽婆羅を用ひんには一重に作せよ、劫貝は二重に作せよ」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者阿那律は尼師壇を持して肩上に著きて世尊の足を禮せしに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「汝の肩上なるは是れ何等なりや」。答へて言さく、「世尊、是れ尼師壇なるも太だ小なり。唯願はくは更に益したまはんことを」。佛言はく、「更に益すこと幾許ならんに乃し足するや」。答へて言さく、「一搩手なり」。佛言はく、「一搩手を益すことを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、尼師壇を作さんに應量作せよ、長二修伽陀搩手・廣一搩手半に一六九更に益すこと一搩手なり。若し過ぎて作さんに、一七〇截ち已りて波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「作す」とは、若しは自ら作し、若しは人をして作さしむるなり。

riyam diyaḍḍham)。修伽陀搩手は註(六の一〇九)參照。卽ち長さ四尺八寸、廣さ三尺六寸の大さなり。

【一六四】舍利弗日中立罰。

【一六五】原漢文には佛語諸比丘非爲不樂彼身風冷病得止乃適然日月星宿在虛空中尙可迴轉舍利弗以受如來罰心不可迴轉とあり。何故に日月迴轉と舍利弗心不迴轉とを對比せしや明かならず。

【一六六】原漢文には過去世時以曾如是とあり。以曾の以は已の同音寫なるべしと考へらる故に今すでにと讀めり。

【一六七】蛇本生經。賢愚經第三七瓶金施品(大正藏4. 368a)に相當すべし。舍利弗前生に金七瓶を得て愛念して蛇身を受け、後に三寶に供養するの意を生じて盡く僧に施して忉利天に生じたる物語なり。

【一六八】原漢文には佛言從今日後聽兩重作不得輙爾厭課持小故氎覆當兩重作若用欽婆羅一重作劫貝二重作とあり。小なる爲に不覆處は汚れたるなれば正に大きくすべきである。然るに兩重に作すと制するは、因緣と制戒と符合せざるが如し。考ふべし。欽婆羅は羊毛、劫貝(Kappāsa)は劫貝樹の綿卽ち木綿なり。

【一六九】更に益すこと一搩手と

五日に一たび諸比丘の房を行りたまひ、諸比丘の牀褥臥具垢膩不淨にして處々沾汚せることと[一五九]曼陀羅の如きを日中に著きて曝曬せるを見て、佛、諸比丘に問ひたまはく、「是れ誰が牀褥臥具にして垢穢不淨なる」。答へて言さく、「是れ諸比丘の臥具なり、物を以て覆はざれば是故に汚れしのみ」。佛言はく、「今日より後、[一六〇]尼師壇を作ることを聽さん」と。復次に佛、尼師壇を作ることを聽したまひしに、已にして諸比丘は[一六一]縷を合はせて作りぬ。五事饒益の故に如來應供正遍知は五日に一たび諸房舍を行りたまふに、縷を合せたる氎の垢膩不淨にして處々沾汚せることと曼陀羅の如きを日中に著きて曝曬せるを見たまひて、佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ誰の、縷を合はせて作れる尼師壇にして、垢膩不淨なるや」。答へて言さく、「世尊が尼師壇を作ることを聽したまふに、諸比丘は縷を合はせて作りしなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等云何が縷を合はせて尼師壇を作れる、今日より後當に[一六二]應量作すべし、[一六三]長二修伽陀搩手・廣一搩手半なり」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時衆多比丘、講堂上に在りて論議して是言を作さく、「長老、世尊は尼師壇の大小を制したまひしも、若し坐處に敷かんに兩膝則ち無く、若し兩膝に敷かんに坐處復無きなり」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、比丘に問ひたまはく、「僧中の上座は是れ誰ぞや」。答へて言さく、「舍利弗なり」。佛、舍利弗に語げたまはく、「衆多の梵行人是論を作すに、汝云何が默然して而して聽きしや。今當に[一六四]汝を罰して日中に在りて立た(しむ)べし」と。舍利弗、罰を受けて卽ち日中に立ちしに、時に諸比丘は各前みて悔過して白して言さく、「世尊、尊者舍利弗は身體輭弱なれば、願はくは其愆を恕して、樂しまさらしむること勿らんことを」。[一六五]佛、諸比丘に語げたまはく、「樂しまさら(しめ)んが爲には非じ、彼身は風冷の病なれば日を得んに乃し適然たり。日月星宿は虛空中に在りて尚ほ迴轉すべきも、舍利弗は如來の罰を受けたるを以て心迴轉すべからざるなり」。諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、云何が尊

坐具の六字とせるも、尼師壇卽ち坐具なるに何故に尼師壇と坐具とを別にせしか疑なき能はず、故に今依用せずして原文のまゝに師子座とせり。師子座は佛は人中の師子なれば佛の所座を師子座といふも、今は無畏獅子吼の法を說く座卽ち說法時の高座をいふ。

【一五七】波夜提第八十六、過量尼師壇戒。四分・五分・有部第八十七條、巴利・十誦第八十九條。

【一五八】五事利益。註(五の一一)の本文參照。

【一五九】曼陀羅(Maṇḍala)。輪圓具足又は聚集と譯し、諸尊諸德を聚集し具足して一大法門を成就するに名くるも、今は諸所に斑點ありて穢れたる相を形容せしなり。

【一六〇】尼師壇。註(八の一二)參照。

【一六一】縷を合はせて作るとは、原漢文に諸比丘合縷作とあるもの、諸律本の緣起及び本律以下の文に照合するに縷すぢの如き長き衣段を合はせて廣長の尼師壇を作れりとの意なるべし。後の波夜提第八十九條に留縷衣とあるも之に同じ。

【一六二】應量(Pamāṇika)。

【一六三】長二修伽陀搩手・廣一搩手半(dīghaso dve vidatthiyo sugatavidatthiyā, ti-

者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

『若し比丘、兜羅綿紵褥に、若しは坐し若しは臥せんに、[一四九]挽き出し已りて波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「兜羅」とは、[一五〇]阿伽兜羅・婆迦兜羅・鳩吒闍兜羅・角兜羅・草兜羅・迦尸兜羅・華兜羅、諸の餘の兜羅等を、是を「兜羅」と名く。是中、兜羅紵褥は挽き出し已りて波夜提悔過するなり。挽き出す時抖擻して盡さしめ、若し盡さゞらんには水を以て手を沾し、摩治して淨せしめて然して後[一五一]波夜提悔するなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し自ら作りて終日坐せんに一波夜提、起ち已りて還坐せんに、坐するに隨うて一々に波夜提なり。[一五二]他の許に坐せんには越毘尼罪なり。[一五三]若し(兜羅を)枕に紵へて頭に枕し足を楷へんに越毘尼罪、若し病みて頭に枕し足を楷へんには無罪なり。若し兜羅を以て皮枕に紵へんに二越毘尼罪を得ん、皮及び兜羅(に依りて)なり。若し比丘、聚落に入り、兜羅、風吹いて比丘の衣に著かんに、衣と合して坐せんには越毘尼罪なり、應に拂ひ去りて而して坐すべきなり。若し車に兜羅を載せ、若しは擔ひ若しは負はんに、風吹いて比丘の衣に著き、衣と合して坐せんには越毘尼罪なり、應に拂ひ去りて而して坐すべきなり。若し草兜羅を敷かんに、比丘は坐するを得ざれ。若し比丘、角兜羅(あり)田中を行いて衣に著かんに坐するを得ず、應に拂ひ去るべし。若し草兜羅・華兜羅(あり)田中を行いて衣に著かんに坐するを得ず、應に拂ひ去るべきなり。若し草・華兜羅を敷き、上に坐せんに越毘尼罪。草・華兜羅を[一五四]斂めて坐せんに越毘尼罪、[一五五]作田中も亦越毘尼罪なり。若し律師・法師の爲に[一五六]師子座を敷き、華を散じて上に著かんに坐するを得ず、拂ひ去りて而して坐するに無罪なり。是故に說きたまへり。

[一五七]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。[一五八]五事饒益あるが故に如來應供正遍知は、

たりと誘り、一は此等の中には蟲生じ易くして自ら蟲命を殺すに至る故に、沙門は慈悲を知らずとの非難を受けたるにより兜羅綿を褥の中に貯ふるを禁ぜるなり。紵は貯の同音寫なり、四分律には褚の字とす、皆同じ。

【一四九】挽き出し已りてとは、巴利戒文に uddālanakam とあるものに相當し、兜羅綿を引きぬきて、然して後に波夜提懺悔せよとの意なり。

【一五〇】阿伽・婆迦・鳩吒闍等の兜羅の種類、明かならず。婆迦は波師迦花卽ち雨時に生ずる花にあらざるか。

【一五一】原漢文には波夜提の三字のみなるも宋・元・明・宮本には波夜提悔とあり、今之に依りて悔の字を加へたり。

【一五二】他許坐者越毘尼罪とあり。他許とは他に屬する兜羅牀なり。

【一五三】原漢文には若紵枕枕頭楷足越毘尼罪若病枕頭楷足無罪若以兜羅紵皮枕得二越毘尼罪皮及兜羅とあり。

【一五四】原漢文には歛の字とするも、宋・元・明・宮本には斂の字とす。今斂に改む。

【一五五】作田。はたけづくりの意なるべし。

【一五六】師子座(sīha-āsana)。宋・元・明・宮本には尼師壇及

言はんに、若し久住せざらんには地を鑿り脚を埋めて量を齊りて止めよ、若し久住せんには應に埋處を齊りて木箭にて脚を盛りて爛壞せしむること勿るべし。若し比丘、聚落に入り檀越家に至りて坐せんに、若し牀脚高からんには脚を懸けて坐するを得ざれ。若し是れ知舊ならんに、應に[一四四]承足机を索むべし。若し知舊に非ざらんには、應に塼・木を索め足を承けて而して坐すべし。若し[一四五]福德舍中にて牀高きに坐せんには無罪なり。是故に說きたまへり。

[一四六]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、齋日にて、月の八日・十四日・十五日、城内の人民出でゝ世尊を禮覲せり。波斯匿王子も亦出でゝ禮拜し、次いで難陀・優波難陀の所に至りて語りて言はく、「比丘、我に觀看處を示せ」。答へて言はく、「甚だ善し」。卽ち將ゐて閣上に至りて示して言はく、「王子、是の柱・梁・椽棟・[一四七]櫨欂・枅衡の彫文刻鏤して種々に彩畫せるを看よ」と。次いで己が房に至り、青色の地に好坐牀を敷き、[一四八]兜羅綿貯褥を敷きて兩頭に枕を安じ、白氎を以て上を覆へるを見、見已りて卽ち問ふらく、「是れ誰が所有ぞや」。答へて言はく、「我が許なり」。王子言はく、「此の大嚴麗は尊者の宜しき所に非ず」。答へて言はく、「若し我が宜しき所に非ざらんには、誰か復應に畜ふべき」。王子答へて言はく、「王・王子・大臣の應に服飾すべき所なり」。復言はく、「我れ王子に非ずや、世尊若し出家したまはずんば應に轉輪聖王と作りて四天下に王たり、汝等は一切是れ我が人民たるべかりしなり。然るに世尊は是の處を樂はず、出家して佛と成り法輪王と作りたまへり。我は是れ法輪王の子、服飾、設復此に過ぐるとも猶ほ尙ほ是れ宜しきに、況んや此の麤物をや」。王子聞き已るに、慚愧して言なかりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白す。佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が兜羅綿貯褥を以てして世人の爲に譏られしや。今日より後、兜羅綿貯褥を聽さず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる

---

niyā)をいふ。

【一四二】截ち已りてとは、巴利戒文に chedanaka とあるに相當するもの、前註(一二六)の破り已りてとある言葉と同じ形にして、過量の牀は截り取り已りて而して波夜提懺悔をせよとの意なり。

【一四三】原漢文に入陛者齊孔已下截已波夜提悔過不截悔者越毗尼罪波夜提者如上說とあり。截已波夜提の五字を二度に讀むべきものと考へらる。

【一四四】承足机(pādapīṭha)。

【一四五】福德舍。註(一一六の三)福舍の下參照。

【一四六】波夜提第八十五、兜羅綿貯褥戒。四分第八十五條、巴利第八十八條、五分第八十四條、十誦・有部第八十六條なり。

【一四七】櫨欂。欂は宋・元・明・宮本に枓となせり。櫨欂は卽ち櫨欂にして枅なり、柱の上の方木なり、前の欂枓と同じくして、ますがたなり。

【一四八】兜羅綿貯褥。兜羅(tūla)は草木花絮の總名、白楊樹花・楊柳花・蒲臺花綿等にして薩婆多論(九)には貴人の用ふるものといへり。當時の人々は七日の間節會をなして此等の花を神樹に供養するに諸比丘は取り來りて臥褥中に貯へ入れたるにより、一は貴人に似

時、齋日にて、月の八日・十四日・十五日、城内の人民出でゝ世尊を禮拜せしに、波斯匿王子も亦來りて禮拜し、次いで難陀・優波難陀の所に至りて語りて曰はく、「尊者、我に觀看處を示せ」。……乃至、難陀の房中に到りて見已りて卽ち問ふらく、「何の故に此の牀脚を截りしや」。答へて言はく、「齊りて截れる已上は世尊の所聽なり」。王子言はく、「若し世尊が齊りて截れる已上を聽したまはゞ、而も今還以て牀に榰へんに本と何ぞ異らん」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、牀脚は量に應じて復榰ふることを聽さず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……

乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、牀脚を作らんに應量作せよ、高さ[一四〇]修伽陀の八指にして[一四一]梐に入れるを除く。

若し量を過ぎて作らんに、[一四二]截ち已りて波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「作る」とは、若しは自ら作り、若しは人をして作らしむるなり。臥牀・坐牀に各十四種あること上に說けるが如し。是中、量を過ぐるには犯ず。「八指」とは、佛の八指なり。「過ぐる」とは、過量なり。「修伽陀」とは、如來應供正遍知なり。「[一四三]梐に入る」とは、孔を齊れる已下なり。「截ち已りて波夜提なり」とは、(截ち已りて波夜提)悔過するなり、截たずして悔せんには越毘尼罪なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し自ら作りて終日上に坐せんに一波夜提、若し起ち已りて還坐せんに、坐するに隨うて一々に波夜提なり。他の牀にして上に坐せんには越毘尼罪なり。脚牀を梐へんにも亦應量にして當に堅牢ならしむべし。若し客比丘來り、次第に牀褥を付へんに過量牀を得なば、應に知事者に語りて言ふべし、「我に鋸を借し來れ」。問ふらく、「何等をか作すや」。答へて言はく、「此牀を過量なれば、截りて如法ならしめんと欲す」。若し知事者、「截ること莫れ、檀越見んには或は能く喜ばざらん」と

同音寫にして、㲮旃は㲮㲪卽ち毛布又はまうせんなるべし。

【一三〇】波夜提第八十四。過量牀脚戒。四分第八十四條、巴利第八十七條、五分・十誦・有部は第八十五條とす。

【一三一】榱。たるき。

【一三二】櫨料。ますがた。

【一三三】枅衡。柱上の横木、棟を承くるもの。枅は枅の省字。

【一三四】重蹬。高牀に登る爲のふみだんなり。明本には凳となす、登の古文なり。

【一三五】拘執褥。註（三の一二四）拘㲮枕の下參照。

【一三六】許。從の義、我に從屬せる物との意。

【一三七】轉論聖王。註（一の二五）參照。

【一三八】斷頭。きれはしなり。

【一三九】榰。いしずゑ、どだいにする意。

【一四〇】修伽陀八指（aṭṭhaṅgulapādakaṃ sugataṅgulena）。修伽陀卽ち如來の指にて八指の高さなり。一尺六寸なり。

【一四一】梐。原漢文に高修伽陀八指除入梐とあり。宋・元本には梐の字なし。明本は八陛とし、宮本は入髀とす。梐は梔なり、木を交互するなり、然し梐も髀も陛の同音寫にして、陛の字は鑿を以て穿ちて露はれしめざる處の意なり。牀脚の見えざる部分（heṭṭhimāya

銅・鐵・白鑞・鉛・錫・[一二八]鍮石・白銅・竹・木・[一二九]欽婆羅𣰽𣯍・鳥翮・乃至、鉢嚢帶を用ふべきなり。是故に說きたまへり。

[一三〇]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時齋日にて、月の八日・十四日・十五日、城内人民は城を出でゝ世尊を禮拜せり。時に波斯匿王の(王)子も亦來りて禮拜し、次第に難陀・優波難陀の所に至りて頭面に禮足し已りて白して言さく、「我れ觀看せんと欲す、願はくは我に處を示したまへ」。答へて言はく、「甚だ善し」。卽ち將ゐて閣上に至りて童子に語言すらく、「是の柱[一三一]梁・[一三二]椽棟・[一三三]櫨科・枅衡の雕文刻鏤して種々に彩畫せるを看よ」と。次いで難陀の住處に至るに、青色の地に高大の牀を敷き、[一三四]重𨄔を施置して[一三五]拘執𣯍を敷き兩頭に枕を施せるを見、見已りて卽ち尊者に問ふらく、「是れ誰が牀𣯍なりや」。答へて言はく、「我が[一三六]許なり」。王子言はく、「此の大嚴麗は比丘の宜しき所に非ず」。卽ち復問うて言はく、「若し我が宜しき所に非ずんば誰か應に畜ふべき者ぞ」。答へて言はく、「若しは王(若しは)王子にして應に服飾すべき所たり」。比丘言はく、「我は王子に非ずや。若し世尊出家したまはずんば、應に[一三七]轉輪聖王と作りて四天下に君し、汝等は一切是れ我が人民たるべかりしなり。然るに世尊は是の處を樂はず、出家して佛と成り法輪王と作りたまへり。我は是れ法輪王の子、設復服飾すること此に過ぐるとも猶ほ尙ほ是れ宜しきに、況んや此の麤物をや」。王子聞き已るに、慚愧して言なかりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝等は云何が牀𣯍を嚴飾して世人の譏る所と爲りしや。今日より後、量を過ぎて牀を作ることを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。世尊の制戒、量を過ぎて牀を作ることを聽さゞれば、諸比丘は量の如くに截ち已り、卽ちに[一三八]斷頭を以て還牀脚に[一三九]擔へぬ。爾の

芻用骨牙角作針筒成者應打碎波逸底迦とあり。卽ち僧祇の破已は有部の應打碎に相當し、巴利律に yo pana bhikkhu aṭṭhimayaṃ vā dantamayaṃ vā visāṇamayaṃ vā sūcigharaṃ kārāpeyya, bhedanakaṃ pācittiyan ti とある bhedanakaṃ の語に相當して四分の剗刮者に相當するに非ず。但し十誦律戒文には此に相當する語なきも戒文解釋に於て、波夜提悔過をなす前に「汝針筒を破りしや不や」の問をなし、「已に破りぬ」と答へたる上にて波夜提悔過をなさしむるなり。有部律にも此の行事を示す。五分律にも戒文解釋に於て亦應に先に壞して然して後に悔過すべしとあり。故に僧祇の破已の二字は打ち碎きて捨て已り、而して波夜提悔過すべきを示すもの、戒文にこの二字を存するは僧祇律と巴利律と有部律とのみなるは注意すべし。

【一二七】摩伽羅牙(makaradanta)。巨鯨の齒牙。

【一二八】鍮石。自然銅のまじりけなきもの。

【一二九】欽婆羅𣰽𣯍。欽婆羅(kambala)は羊毛なり。宋・元・明の三本には𣯍の字を𣰽となす。𣰽(てふ)は恐らく氈の誤寫なるべく、氈と𣯍とは

足して前に在りて而して立ちぬ。〔一二五〕舍利弗問うて言はく、「姉妹、家内何似、事業増せりや不や」。答へて言はく、「家内は粗可なるも但、事業増さゞるなり」。問うて言はく、「何の故に」。答へて言はく、『尊者、我家の夫主、諸比丘を請じて鍼筩を施與せしに、諸比丘或は一を取りて去り、或は二三を取りて乃し十を取るに至り、牙盡きて骨を取り、骨盡きて角を取り、索むる者衆多にして以て命に供ふるなかりき。尊者、我家は是を仰みて生活し、兒子に衣食し、官の賦調に供へしなり。尊者は是れ我が敬重する(所)なれば是言を作すならくのみ。是を以ての故に夫主在るに「在らず」と言ひ、覺めたるに而も「眠れり」と言へり』と。爾の時、尊者舍利弗は是の女人の爲に隨順して説法し、歡喜を發し已りて精舍に來還し、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「諸比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、象牙・骨・角にて鍼筩を作すことを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔一二六〕「若し比丘、牙・骨・角にて鍼筩を作さんに、破り已るに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「牙」とは、象牙・魚牙・〔一二七〕摩伽羅牙・豬牙、是の如きの諸の餘牙等なり。「骨」とは、象骨・馬骨・牛骨・駝骨・龍骨、是の如きの諸の餘骨等なり。「角」とは、牛角・水牛角・犀角・鹿角・羊角、是の如きの諸の角等なり。「作す」とは、若しは自ら作し、若しは人をして作さしむるなり。破り已りて波夜提悔過せよ、破らずして悔過するは越毘尼罪なり。「波夜提」とは、上に説けるが如し。

爾の時、世尊は「牙・骨・角にて鍼筩を作すを聽さず」と制戒したまひしかば、時に諸比丘は便ち金・銀・瑠璃・玻瓈・玉寶を持して之を作せり。佛言はく、「金銀寶等にて鍼筩を作すことを聽さず、應に

第入比丘不得捨出爾時坐無罪若比丘中間爲大小行出不得復入入者波夜提とあり。

【一二一】波夜提第八十三、骨牙鍼筩戒。四分・巴利・五分第八十六條、十誦・有部第八十四條なり。四分・五分は王舍城、十誦・有部は舍衞城を制戒處とするも巴利律のみは Sakkesu kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme となせり。

【一二二】法與。十誦律に達摩提那、有部律に達摩とあるに相當す。其他の律には名を出さず。

【一二三】鍼筩(Sūcighara)。針筒なり。

【一二四】原漢文には索者衆多無以供命とあり。命は生活の意とするよりも諸比丘の命令の意に解すべきなり。

【一二五】原漢文には舍利弗問言姉妹家内何似事業増不答言家内粗可但事業不増とあり。事業増不とは商買隆盛なりや不やの意。

【一二六】戒文には若比丘牙骨角作鍼筩破已波夜提とあり。四分律には若比丘作骨牙角針筒刳刮者波逸提とあり。刳刮はゑぐりけづる意なれば骨牙角をゑぐりけづりて針筒を作る意なり。梵本・十誦・五分には僧祇の破已、四分の刳刮に相當する語なし。有部律には若復

で丶然して後に入るを得ん。若し已に出でんには應に入るべし」と。比丘入り已り、王夫人寶物後より次第に入らんに比丘捨てゝ出づるを得ず、爾の時坐せんに無罪なり。若し比丘、中間に大小行を爲さんとて出でんに復入るを得ず、入らんには波夜提なり。若し王常に池林に遊觀し、中に於て王の行宮を作り、王夫人寶物盡く出でゝ中に在るに、七重の門ありて若し一門・二(門)・三(門)・乃至、六門に入らんに無罪、第七門に一脚入れんに越毗尼罪、兩脚、門限を過ぎんには波夜提なり。若し王遊觀し已り、夫人寶物盡く出でゝ行宮已に空しくして衆人入らんには、比丘入るも無罪なり。若し王信心愛敬して手にて比丘を牽かんに、入るは無罪なり。是故に說きたまへり。

[一二一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。舍衞城內に作象牙師あり、[一二三]法與と名く。時に比丘あり其家に到りて語るらく、「檀越、我が爲に[一二二]鍼筩を作れ」。卽ちに便ち爲に作りて大ならず小ならず光色滑澤せしに、持し來りて房に還りぬ。諸比丘見已りて問うて言はく、「長老、何の處にて是の大ならず小ならず光色滑澤せるを得しや」。答へて言はく、「象牙師法與は我が爲に之を作れり」。諸比丘聞き已りて各々往いて牙師に索むるに、念じて曰はく、「諸比丘は皆當に須用すべけん」。又念ずらく、「衆僧は是れ良福田なれば、我當に僧を請じて鍼筩を布施すべし」と。卽ち祇洹に詣り頭面に僧足を禮し已りて白して言さく、「我は法與なり、僧を請じて鍼筩を施さんと欲す」。諸比丘聞き已りて各々往いて取るに、或は一を取りて去り、或は二三を取りて乃し十を取るに至りて象牙遂に盡きぬ。檀越言はく、「牙已に盡きぬ、今は唯骨あるのみ、須ゐんには當に作るべし」。答へて言はく、「皆須ゐん」。骨盡くるに復白さく、「骨亦盡きぬ、今は唯角あるのみ、須ゐんには當に作るべし」。答へて言はく、「皆須ゐん」。[一二四]索むる者衆多にして以て命に供ふるなかりき。爾の時、尊者舍利弗は時至りて入聚落衣を著し鉢を持して、舍衞城に入りて食を乞うて次(第)に其家に至れり。時に法與の婦、信心歡喜して食を持して出でゝ施すに、先に舍利弗を識りしかば卽ち頭面に禮

經と同じく、經のことなり。中阿含中、十事過患の出據明かならず。

【一二五】剎利灌頂王 (rañño khattiyo muddhāvasitto)。剎利は王族、灌頂王は卽位の大禮をなせる王の意。註(二の一二五)初受位の下參照。

【一二六】寶未だ藏せずとは、巴利戒文に anikkhantarājake aniggataratanake とあるものに相當するも、僧祇の戒文は少しく遺落せるにあらざるか。四分律戒文・五分律戒文には王未出寶未藏寶とあり、王未出とは王未だ婇女を出さず未だ本處に還さゞるをいふ。未藏寶とは王夫人等の金銀眞珠[illegible]等の衆寶瓔珞を未だ藏擧せざるなり。

【一二七】門限。王及び王夫人の寢室の門限(indakhila = sayanighara ummāro)なり。

【一二八】優伽羅王種・捨伽耶王種・婆那王種。明かならず。

【一二九】原漢文には王夫人未藏寶者王夫人未出寶未藏者王寶未出至過門限者波夜提とあり。王寶とは王の寶卽ち王の夫人をいふならん。王夫人が衆寶瓔珞を藏擧して內宮を出づるをいふ。

【一三〇】原漢文には應答言王夫人寶盡出然後得入若已出者應入比丘入已王夫人寶物從後次

言はく、「大王、是中に過あれば如來は見已りて、復入ることを聽さゞるなり」。波斯匿王、佛に白して言さく、「是中に何の過患ありしが、聞くを得べきや不や」。佛、大王に告げたまはく、『[二三]十事の過患あれば比丘をして王宮に入るを得(せしめ)ざるなり。十事とは、……[二四]中阿含縦經の中に說くが如し……(是故に)比丘をして王宮に入るを得(せしめ)ざるなり」と。王、佛に白して言さく、「世尊、佛は過患を見て比丘を制して王宮に入るを得ざら(しめ)たまへり。我本未だ信を生ぜざりし時は自身の右手すらも猶ほ尙ほ信ぜざりき、況んや復比丘をや。佛已に戒を制したまへり、但當に隨順すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、[二五]刹利灌頂王宮に入らんに、王夫人[二六]寶未だ藏せざるに、入りて[二七]門限を過ぎんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「王」とは、刹利種・婆羅門種・[二八]優伽羅王種・捨伽耶王種・婆那王種の是の如き等の比なり。或は是れ王にして刹利に非ざるに入らんには無罪、(或は)是れ王、是れ刹利なるも灌頂せしに非ざるには入るも無罪、(或は)是れ王、是れ刹利、是れ灌頂なるも國土なきには入るも無罪、(若し)是れ王、是れ刹利、是れ灌頂にして國土あらんには入るを得ざるなり。「宮に入る」とは、內宮に入るなり。[二九]「王夫人未だ寶を藏せず」とは、王夫人未だ出でざるなり。「寶未だ藏せず」とは、王寶未だ出でざるなり。門限を過ぐるに至らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し王新に宮殿を作り、信心歡喜して比丘に語げて言はく、「尊者、我が爲の故に願はくは先に受用したまはんことを」と。比丘應に語ぐべし、「世尊の制戒、(王)宮に入ることを得ざるなり」。王復言はく、「尊者、頗し方便ありて開通するを得るや不や」。[三〇]應に答へて言ふべし、「王夫人の寶盡く出

【二三】十事の過患（Dasa ādīnavā）。五分律（九）・十誦律（一八）・有部律（四五）・Vin. 4. 159 に存し、四分律に存せず。（1）王醉うて時に餘の宮女に近づきつゝ醉醒めて便ち忘れ、彼忽ち娠あらんに必らず比丘を疑はん。（2）宮女、比丘を見て或は戯笑あらんに、情ありやを疑ふが故に。（3）王に密謀ありて外人知るを得んに、便ち當に是れ比丘の傳ふ所なりと疑はん。（4）王宮内にて寶物を亡失せんに便ち是れ比丘の取る所なりと疑はん。（5）若し一臣位を奪はんに外人必らず言はん、比丘に由りての故なりと。（6）若し罪に遭ふあらんに外人必らず比丘の所爲なりと疑はん。（7）若し未だ官を得べからざるに而も王之に與へなば亦復是れ比丘の力なりと疑はん。（8）王好んで出でゝ遊觀して勞費事多からんに亦復比丘の然らしむる所なりと疑ひ嫌はん。（9）宮內諸の美色珍玩服飾多ければ、比丘之を見て必らず染著を生じて犯戒反俗せん。（10）王子中に反逆あらんに必らず復比丘の教ふる所なりと疑はん。此十事は五分律によるもの、巴利律と合致せず、寧ろ十誦律と巴利律と大體相似せり。

【二四】中阿含縦經。縦經は線

一鉢とを得んに、更に餘處に求むるを得ず。[一〇七]是中何者か犯にして、何者か不犯なる。(不犯とは)一切粥なり、魚肉粥を除く。粥とは、薪を取り、釜より出すに畫いて字を成ぜざる(もの)なり。一切の餅・一切の麨・一切の果にして別衆食に非ず、處々食に非ず、滿足食に非ざるには(不犯なり)。是故に說きたまへり。

[一〇八]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。……是中應に[一〇九]末利夫人の因緣を說くべきなり、……[一一〇]中阿含の中に說くが如し……乃至、長老比丘は次第に(王)宮に入りて敎誡せしに、爾の時尊者[一一一]優陀夷は次に入りて敎誡せり。時に末利夫人、[一一二]細塗施衣を著し、金銀珠璣にて衣上を莊校して宮內に在りて坐せり。時に優陀夷、(王)宮に入りしに夫人見已りて敬心もて卒に起ちしかば、金銀珠璣の重にて塗施衣滑りて地に墮ち、夫人慚愧して卽ちに便ち蹲住せしに、諸の侍人は身を以て之を障へぬ。時に優陀夷は見已りて却行して而して出で、精舍に還り到りて諸比丘に語りて言はく、「長老、波斯匿王の覆藏せる寶器は我今已に見たり」。諸比丘問うて言はく、「汝、何等をか見たりしや」。答へて言はく、「末利夫人を見たり」。諸比丘言はく、「長老、汝、出家人若し聚落に入らんには當に阿練若意を作し、色に戀著する莫く、見るとも見ざるが如く、聞くとも聞かざるが如くすべきなり」。答へて言はく、『我實に見たるを「見ず」と言ふべけんや』と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、比丘は王宮に入ることを聽さず」と。諸比丘は(王)宮に入らざりしが故に、諸の夫人は末利夫人に語ぐらく、「汝が諸比丘をして復來り入らざらしむるに坐りて、我等は法を聞き偈を誦するを得ざるなり」。末利夫人言はく、「何の故に我を怨むや、汝自ら王に求めよ」。諸の夫人は卽ち王に白して言さく、「大王、諸比丘は何の故に復(王)宮に入りて敎誡せざるや」。時に波斯匿王は此語を聞き已りて往いて佛の所に詣り、稽首し禮足して却いて一面に坐して佛に白して言さく、「世尊、諸比丘は何の故に復(王)宮に入りて敎誡せられざるや」。佛

【一〇七】原漢文には是中何者犯何者不犯一切粥除魚肉粥粥者取新出釜畫不成字一切餅一切麨一切果非別衆食非處々食非滿足食是故說とあり。宋・元・明・宮本には一切餅を一切菜とせり。取新出釜の新は薪の字の同音寫なるべし。

【一〇八】波夜提第八十二、突入王宮戒。四分第八十一條、巴利第八十三條、五分第六十五條、十誦・有部第八十二條なり。而して有部律は前後五卷にわたりて此戒を記せり。

【一〇九】末利夫人の因緣。末利夫人(Mallikā devī)が波斯匿王妃となれる因緣譚なり。四分律(一八)に出づ。

【一一〇】中阿含中。その出據明かならず。

【一一一】優陀夷。五分・巴利は阿難とす。

【一一二】原漢文には時末利夫人著細塗施衣金銀珠璣莊校衣上在宮內坐とあり。細塗施衣は美しき模樣あるうすものなるべし。

若し比丘、同食を離れて餘行せんと欲せんには應に白して去るべく、白せずして去らんには波夜提なり。若し他處に於て[102]五正食・[103]五雜正食を食せんには二波夜提、白せずして同食を離れて處處食せんに、若しは[104]施食法を作し、若しは衣時ならんには二倶に無罪なり。若し比丘、住處に食なく、若し人ありて食を請ぜんには、即ち彼處を名けて「同食(處)」と爲す。若し彼處に於て餘行せんと欲せんには應に白して去るべく、白せずして去らんには上に說けるが如し。若し比丘、聚落中にて請を受けんに即ち彼處を「同食」と名け、日早くして餘行して經過せんと欲せんには應に白して去るべく、白せずして去らんには上に說けるが如し。若し聚落中にて僧に食を請ぜんに、比丘あり過りて其家に到るに檀越言はく、「尊者、我れ今日僧に飯せんとす、尊者も亦我が請を受けたまへ」と、(その時)比丘受けんには即ち「同食」と名け、日時尙ほ早くして比丘復餘行せんと欲せんには應に當に白して去るべく、白せずして去らんには波夜提なり、餘は上に說けるが如し。若し檀越、僧に食を請じ、比丘、食を乞うて過りて其家に到るに檀越言はく、「我れ今僧に食を請ぜり、尊者も亦我が請を受けたまへ」と、(その時)若し比丘受けんには亦「同食」と名くるなり。[105]比丘尋いで自ら思惟すらく、「檀越の信施は心重なり、我れ消すこと能はず、如かず、乞を行じて趣いて命を支ふるを得んには」と、(即ち)捨て去らんと欲せんには應に白して去るべく、白せずして去らんには波夜提なり、餘は上に說けるが如し。若し二比丘各に食處ありて倶に聚落に向ふ道中にて議して言はく、「我等今日先に一家にて食し、然して後次第に共に餘家にて後食を食せん」と。(その時)一比丘は應に白して去るべく、白せずして去らんには波夜提なり。若し先食家に至りて五正食・五雜正食を得んに二波夜提、離同食と處々食となり。若しは施食法を作し若しは衣時ならんには二倶に無罪なり。第二人も亦是の如し。若し比丘、食を乞うて家々に一升・二升・乃至、一斛を得て取らんに無罪なり。若し一家に或は四升の米飯、或は麨八升、或は麥飯[106]一升・二升と、若しは魚肉半鉢(若しは)

【一〇一】離衣宿。尼薩耆波夜提第二條。

【一〇二】五正食。註(一五の九八)參照。

【一〇三】五雜正食。註(一六の八一)參照。

【一〇四】施食法。註(一六の五八)參照。

【一〇五】原漢文には比丘尋自思惟檀越信施心重我不能消不如行乞趣得支命欲捨去者應白去不白去者波夜提とあり。

【一〇六】一升二升。宋・元・明・宮本には三鉢他とせり。恐くは斗二㪷の寫誤なるべく、前文に照合し且つ宋本等の三鉢他の文に照合して一斗二㪷なること明かなり。

すして行いて餘家に至ることを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時佛、阿難に告げたまはく、『汝、諸比丘に語へ、「安居已に訖りぬ、諸の檀越は安居衣を施せしや」と』。阿難卽ち諸比丘に語ふに、諸比丘言はく、「世尊の制戒、同食處にて食前食後に、比丘に白せずして行いて餘家に至るを聽したまはず。我等は諸の梵行人と與に同食共住すれば、[九一]敬難の故に敢て數白せざるなり」と。阿難は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、[九二]衣時を聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、同食處にて食前食後に、比丘に白せずして行いて餘家に至らんに、餘時を除いて波夜提なり。餘時とは衣時なり、是を餘時と名く」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「同食」とは、或は米[九三]四升を飯と作し、或は麨[九四]八升、或は麥飯[九五]斗二升と、魚肉を若しは半鉢若しは一鉢とを、是を「同食」と名く。「食前」とは、未だ食せざるなり。「食後」とは、食し已らんに日早しと雖ども故ほ「食後」と名くるなり。「行いて餘家に至る」とは、刹利家・婆羅門家・毗舍家・首陀羅家なり。「白す」とは、若しは「非時に聚落に入らん」と白し、若しは「比丘尼精舍に往かん」と白し、若しは「說法處を離れん」と白するを、名けて「白す」とは名けず。應に白して言ふべきなり、「長老憶念したまへ、我は某甲なり、同食を離れて行いて餘家に至らん」。答へて言はく、「爾り」と。「餘時を除く」とは、世尊は無罪なりと說きたまへり。「餘時」とは衣時なり。「衣時」とは、[九六]迦絺那衣あるには一月、迦絺那衣あるには五月にして、衣時の中間には五罪を捨す、(卽ち)[九七]別衆食・[九八]處々食・[九九]離同食不白・[一〇〇]畜長衣・[一〇一]離衣宿するも無罪なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

【八八】原漢文には便瞋比丘言置令凡夫人若死墮惡道阿闍梨但自憂已莫憂他人とあり。
【八九】後食(pacchābhatta)。朝食なる前食(purebhatta)に對し晝食を後食といふ。
【九〇】同食處(sabhatta ni-mante)。同一界內の比丘僧が請ぜられて同じく食する處。優波難陀の因緣とこの制禁とは合致せざるが如し。
【九一】敬難。制禁を敬ひはゞかりてとの意。
【九二】衣時(cīvaradānasamaya, cīvarakārasamaya)。註(八の四二)衣已に竟りの下、註(八の四三)迦絺那衣の下參照。
【九三】四升。宋・元・明・宮本には一鉢他の三字となす。
【九四】八升。宋・元・明・宮本には兩鉢他の三字となす。
【九五】斗二升。宋・元・明・宮本には三鉢他の三字となす。
【九六】迦絺那衣(kaṭhina)。註(八の四三)參照。
【九七】別衆食。波夜提第四十條、梵本虫蝕の故に本律に此戒なし。
【九八】處々食。波夜提第三十二條。
【九九】離同食不白。波夜提第八十一條。
【一〇〇】畜長衣。尼薩耆波夜提第一條。

罪、若し更に餘道より行かんには應に白すべく、白せずして去らんには波夜提なり。若し塗足油・非時漿を求め明日食を勸化せんと欲せんには、白し已りて當に去るべく、白せずして去らんには波夜提なり。若し聚落中に僧伽藍あり、道上に屋ありて連接して覆へるには、去らんに無罪なり。餘道より去らんには應に白すべく、白せずして去らんには波夜提なり。是故に說きたまへり。

不滿と賊と共に伴たると　掘地と四月請と　未學と共に飲酒と、輕他と默然聽と　默起と非時入となり。**第八跋渠竟る。**

[87]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優波難陀は晨に起きて入聚落衣を著し、檀越家に到りて優婆夷に語りて言はく、「凡夫人若し死して命盡きなば多く惡道に墮せん、汝當に我が說法を聽くべし」と。時に優婆夷は家業を料理し衆事に忽務にして聽法に暇なければ、[88]便ち比丘を嫌うて言はく、「置け、凡夫人をして若ひ死して惡道に墮せしむとも、阿闍梨は但自ら已を憂ひて他人を憂ふること莫れ」と。[89]後食竟りて弟子をして鉢を蕩がしめ、復其家に入りて前の如くに語りて曰はく、「優婆夷、凡夫人若し死なんに惡道に墮せん、汝當に我が說法を聽くべし」。時に優婆夷は夫主・兒子に飲食し竟り、後に自ら食して聽くを得べからざりしかば、復比丘を嫌うて言はく、「置け、凡夫人をして若ひ死して惡道に墮せしむとも、阿闍梨は但自ら已を憂ひて他人を憂ふること莫れ」。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、食後に去いて何等の事を作さんとせしや」。答へて言さく、「多事なり世尊、我れ醫療を作して衆病を治せんと欲せしなり」。佛言はく、「汝、云何が[90]同食處にて食前食後に、比丘に白せずして行いて餘家に至れる。今日より後、同食處にて食前食後に、比丘に白せ

---

rājakulāni)。

【七七】 持國龍王(Virūpakkha ahirājakula)。Virūpakkha は廣目にして持國に相應せず、今しばらく持國龍王に配對せり。

【七八】 伊羅國龍王(Erāpatha ahirājakula)。

【七九】 善子龍王(Chabyāputta ahirājakula)。

【八〇】 黑白龍王(Kaṇhāgotamaka ahirājakula)。

【八一】 無足衆生(apādaka)。

【八二】 兩足衆生(dvipādaka)。

【八三】 四足衆生(catuppada)。

【八四】 多足衆生(bahuppada)。

【八五】 五百弓。註(一一の八五)長五肘弓の下、及び註(八の一九七)五肘弓量の下參照。

【八六】 原漢文には若得宿處應從檀越索隨所安還出聚落語諸比丘已得宿處爾時諸比丘應浴洗手足欲飲非時漿者即於此飲之若入聚落勿令人識沙門夜食衣囊襆器分張持去著僧伽梨安紐捉杖持革屣展轉相白然後當入已到宿處とあり。隨所安とは、隨處に安んずべき所を索むる意なり。

【八七】 波夜提第八十一、食前食後至餘家戒。四分第四十二條、巴利第四十六條、五分第八十二條、十誦・有部第八十一條なり。巴利・五分は王舍城、其他は舍衞城を制戒處となす。

せる聚落なり。「白す」とは、若しは言はく、「食家を離れん」と白せんに名けて「白す」とは爲さず、若しは言はく、「尼精舍に往いて敎誡せん」と白せんに名けて「白す」とは爲さず、若しは言はく、「說法處を離れん」と白せんに名けて「白す」とは爲さず、應に白して言ふべし、「長老、我れ非時に聚落に入らん」と。前人言はく、「爾るべし」と。「比丘」とは、界內現前にして徒衆現前に非ず。「餘時を除く」とは、若し比丘種々に疾病し、（若しは）蛇の爲に螫されんに、醫を喚ばんが爲の故なるは世尊は「無罪なり」と說きたまへり。

若し二比丘、阿練若處に在りて住し、若し倶に行かんと欲せんには展轉して相白するなり。若し一人先に行き、後なる人復行かんと欲せんには應に餘比丘に白すべし。若し餘比丘なきには應に是念を作すべし、「若しは道中、若しは門、若しは聚落、若しは尼精舍にて比丘を見なば當に白すべし、白し已りて然して後に非時入聚落せん」と。若し比丘、道路行して聚落中より聚落中を過ぎんに、路邊に塔若しは天祠あらんも、當に道に順うて直に過ぐべし、若し道を下りて左旋右旋して去らんには波夜提なり。若しは火起り、若しは種々の惡獸來りて人を逐はんには、意に隨うて去らんに無罪なり。若し比丘、遠く道路行して、日暮れて聚落に入りて宿らんと欲せんに、囊襆を荷負して入ることを得ず。若し村外に水あらんに應に林中に止息し、先に二比丘をして淨洗浴し・僧伽梨を著し・紐を施さしめ、展轉して相白して遣して聚落に入りて宿止處を求めしむべきなり。(八六) 若し宿處を得んに、應に檀越に從うて隨所安を索め、還聚落を出でゝ諸比丘に語ぐべし、「已に宿處を得たり」と。爾の時諸比丘は應に手足を淨洗すべし。非時漿を飮まんと欲せんには卽ち此に於て之を飮みて、若し聚落に入らんに人をして「沙門は夜に食せり」と譏らしむること勿れ。衣囊襆器は分ち張きて持ち去り、僧伽梨を著し・紐を安じ、杖を捉り・革屣を持し、展轉して相白し、而して後に當に入り已りて宿處に到るべし。復出でゝ薪・草・水を取らんと欲せんには、若し本道より出づるには無

五分	四分	僧祇	巴利
毘樓羅阿叉蛇	＝毗樓勒叉	＝持國	＝Virūpakkhā
伊羅漫蛇	＝多奢伊羅婆尼	＝伊羅國	＝Erapatha
舍婆子蛇	＝施婆彌多羅	＝善子	＝Chabyāputta
瞿曇蛇	＝瞿曇冥	＝黑白	＝Kaṇhāgotamaka

此中僧祇律の譯語は相應せざるものあるも大略の推定はされ得る樣である。ともかくこの龍王を念ずるに於ての僧祇と巴利との前後の文體は全く一致しており、四分・五分と甚しく相違せるは大に注意すべきである。

【七七】四大龍王（Cattāri ahi-

ん」。時に比丘言ふ能はず、是の如く三たびに至りて白して言はく、「長老、我れ非時に聚落に入らせずして非時に聚落に入るを聽したまはず。是の比丘而も報へざれば、我當に其の行業に任すべし、復如何を知らんや」と。(彼の比丘)即ちに便ち命終しぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。[七五]佛、諸比丘に語げたまはく、『彼若し慈心もて[七六]四大龍王の名を稱せんには、應に死に至らざりしなるべし。何等をか四とす、[七七]持國龍王・[七八]伊羅國龍王・[七九]善子龍王・[八〇]黑白龍王なり。「我に慈あり、[八一]無足衆生」、「我に慈あり、[八二]兩足衆生」、「我に慈あり、[八三]四足衆生」、「我に慈あり、[八四]多足衆生」、「我に慈あれば無足衆生、我を害すること莫れ」、「(我に慈あれば)兩足衆生、我を害すること莫れ」、「(我に慈あれば)四足衆生、我を害すること莫れ」、「(我に慈あれば)多足衆生、我を害すること莫れ」。一切衆生は應に無漏一切賢聖の善心を得て、相視て惡意を興すこと莫るべし。設使比丘にして是の四大龍王の名を稱せんには、應に死に致すべからざりしならん。今日より後、急時を除くを聽さん』と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、阿練若處に住しつゝ非時に聚落に入らんに、比丘に白せずば餘時を除いて波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「阿練若處に住す」とは、若し城邑・聚落を離るゝこと[八五]五百弓にして弓長五肘なり、其の中間に於て人の住するなきを是を「阿練若處」と名く。「非時」とは、後食已に竟らんに、時早しと雖猶ほ是れ非時なりとす。「聚落」とは、垣墻にて障へたる、乃至、亂居

【七五】原漢文には佛語諸比丘彼若慈心稱四大龍王名者應不至死何等四持國龍王伊羅國龍王善子龍王黑白龍王我有慈無足衆生我有慈兩足衆生我有慈四足衆生我有慈多足衆生我有慈無足衆生莫害我兩足衆生莫害我四足衆生莫害我多足衆生莫害我一切衆生應得無漏一切賢聖善心相視莫興惡意設使比丘稱是四大龍王名者應不致死從今日後聽除急時とあり。大正藏・縮藏・卍藏の訓點加點は領得し難し。後の我有慈無足衆生には莫害我を添へて讀むべく、又、我有慈の三字を兩足衆生・四足衆生・多足衆生の上に添補して意を取るべきものと考へらる。而して此文に相應するは巴利律(Cv.5.6)に存するのみ。五分律(二十六)には八種の蛇名を知らず慈心にて向はず、又呪を說かざる故に害せらる。八種とは提樓賴吒蛇・恒車蛇・伊羅漫陀・舍婆子蛇・甘摩羅阿叉蛇・瞿曇蛇・難陀跋難陀羅阿濕波羅呵蛇・毘樓蛇なりと記せり。四分律(四二)にも八龍王蛇として毘樓勒叉・伽寃・瞿曇冥・施婆彌多羅・多奢伊羅婆尼・伽毗羅濕波羅・提頭賴吒龍王の七王を擧げたり。四分・五分の中巴利及び僧祇律の四大龍王に相應する龍王は次の如し。

には應に白並に與欲すべし。白せずして與欲せんには波夜提、白して而して與欲せさらんには越毘尼罪、白せず與欲せさらんに一波夜提・一越毘尼、白並に與欲せんに無罪なり。[七〇]若し大小便せんと欲し、須臾に還りて僧事を廢せさらんには無罪なり。若し「設し晩れて來らん」と、是念を作さんには應に白並に與欲すべきなり。若し法を說き毘尼を說かんには、應に白して去るべく、白せずして去らんには越毘尼罪なり。若し比丘、衆多比丘に誦經を聽さんに應に白して去るべし、白せずして去らんには越毘尼罪なり。若し誦經者、誦するを止めて餘語を作さんに去るは無罪なり。若し比丘、他比丘に受經を聽さんに應に白して去るべし、白せずして去らんには越毘尼罪なり。若し比丘、他に[七一]誦經を聽さんに應に白して去るべし、白せずして去らんには越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

[七二]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘にして阿練若處に住せる(もの)、非時に聚落に入りて世人の嫌ふ所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、阿練若處に住しつゝ非時に聚落に入らんとは、何の欲求する所ぞ」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に語りたまはく、「汝、云何が阿練若處に住しつゝ非時に聚落に入りしや、正に應に世人の譏る所爲るべし。今日より後、阿練若處に住する(もの)、比丘に[七三]白せずして非時に聚落に入るを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時一比丘の、阿練若處に住せるありき。時に一比丘、房を塗りしに蛇の爲に螫され、伴に語りて言はく、「長老、我れ蛇の爲に螫されぬ」と。答へて言はく、「待て、我れ僧伽梨を取りて當に往いて[七四]耆域醫師を呼ぶべし」と。衣を取る中間に卽ち便ち音を失せり。彼れ衣を取り已りて白して言はく、「長老、我れ非時に聚落に入ら

【七〇】原漢文には若欲大小便須臾還不廢僧事無罪若作是念設晩來者應白並與欲とあり。作是念と設晩來とは轉倒して譯出せり。

【七一】原漢文に讀經とせるも、今宋・元・明・宮本によりて誦經と改む。

【七二】波夜提第八十、非時入聚落戒。四分・五分第八十三條、巴利第八十五條、十誦・有部第八十條なり。十誦・有部及び本律の記述は他律と遙かに相違せり。

【七三】白せずとは、問はずして(anāpucchā)の意なり。

【七四】耆域醫師。註(五の一二三・一二四)參照。

弟子・依止弟子の與に擧羯磨[六七]を作さんと欲せしに、時に優波難陀は弟子の與に擧羯磨を作さんとすと聞いて卽ちに便ち起ち去りぬ。後に比丘、坐處の空なるを見て檢校すらく、「誰か來りて誰か來らざる、是れ誰の坐處なりや」。比丘言はく、「是れ優波難陀の坐處なり」。是の如くして僧和合せざりしかば、各々起ち去りて羯磨を作すを得ざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を喚び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、優波難陀に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝云何が、僧、斷事せんと欲するに、默然して起ち去りて比丘に白せざりしや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きにあらず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

「若し比丘、僧、斷事[六八]せんと欲するに、默然して起ち去りて比丘に白せさらんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「僧、斷事せんと欲す」とは、二種あり、一には法・毗尼を說き、二には折伏羯磨[六九]……乃至、別住羯磨を作すなり。「默然して起ち去る」とは、起ちて座を離れ去るなり。「白せず」とは、若し「非時に聚落に入らん」と白せんには名けて「白す」とは爲さず、「尼精舍に往いて教誡せん」と白(せんに)は名けて「白す」とは爲さず、「食處を離れん」と白せんには名けて「白す」とは爲さゞるなり。若し僧集まりて法・毗尼を說かんには、應に白して言ふべし、「說法の座を離れ去らん」と。答へて言はく、「爾り」と。若し僧集まりて折伏羯磨……乃至、別住羯磨を作さんには、應に白並に與欲すべし。比丘、現前僧中に白せずして去らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し僧集まりて折伏……乃至、別住羯磨を作さんと欲するに、比丘去らんと欲せん

【六七】擧羯磨。註(七の五二)參照。

【六八】斷事(Vinicchayakutha)。僧伽に於ての判決。

【六九】折伏羯磨……別住羯磨。六作捨法なり、註(七の四七)以下參照。

然するを得ず、應に彈指・動脚して聲を作すべく、若し默然せんには堂内の比丘は應に出づべきなり。若し比丘、餘比丘と共に鬪諍して恨を結びて是の罵言を作さく、「我要らず當に此の惡人を殺し、然して後に捨て去るべし」と。比丘聞き已らんに彼人に語るを得べし、「長老、好く自ら警備せよ、我れ惡聲あるを聞けり」と。諸の客比丘來るありて若しは講堂・溫室・禪坊中に在り、若しは摩々帝[六二]若しは知事人往いて客比丘を看んに、客比丘の是言を作すを聞かん、「長老、我等當に某庫藏・某塔物・某僧淨廚・某比丘衣鉢を盜むべし」と。是語を聞き已らんに默然して應に還るべし、還り已りて應に衆僧中にて唱言すべし、「諸大德、某庫藏・某塔物・某僧淨廚・某比丘衣鉢は當に警備すべし、我れ惡聲を聞けり」と、(かくして)應に前人をして知らしむべきなり。若し比丘多く弟子あり、日暮に竊に來りて諸房を按行して如法なりや不やを知らんとして、若し世俗の談話[六三]を說き、若しは王を說き賊を說き、是の如きの種々言說を聞かんに、便ち入りて呵責するを得ず、自ら來り已るを待ちて然して後に誨責して曰へ、「汝等信心出家して人の信施を食めり、應に坐禪・誦經すべきに云何が世俗非法の事を論說するや、此れ出家隨順の善法には非じ」と。若し經說の義を論じて問難答對するを聞かんに、便ち入りて讃歎するを得ず、自ら來り已るを待ちて然して後に讃歎せよ、『汝等能く共に經說の義を論じて佛法事を講ぜること、世尊說きたまへるが如くなり、「比丘集まる時當に二法を行ずべし、一には賢聖默然、二には講論法義なり」と』。[六四]若し比丘、聚落に入りて行び語りて而して去かんに、後より比丘來ばんには默然するを得ず、應に謦欬動脚して聲を作すべし。若し前人故ほ語らんには、隨ひ進まんに無罪なり。若し比丘前に去り、後より比丘行び語りて而して來らんには、前なる比丘は默然するを得ず、應に謦欬動脚して聲を作すべし。若し比丘、塔を遶る時、食後に林中に入り坐禪せんと欲する時も亦復是の如し。是故に說きたまへり。[六五]

佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、比丘僧集まりて優波難陀の共行[六六]

【六二】摩々帝。註（三の二三九）參照。

【六三】世俗の談話。これ即ち巴利律(Mv.5.6.3)の畜生物語(tiracchānakathā)なる語に相當し、正しからざる、子供らしき幼稚なる話との意なり。即ち國王、盜賊、王臣、軍兵、怖畏、戰爭、飲食、衣服、臥處、華鬘、香、親族、車乘、村邑、都城、地方、勇士、街道、寶藏、死靈、種々雜多の物語、世間の物語、海の物語、あることと無きことの物語等なりとせり。此等は皆出家相應の善法に非ざるなり。

【六四】原漢文には若比丘入聚落行語而去後比丘來不得默然應謦欬動脚作聲若前人故語者隨進無罪とあり。

【六五】波夜提第七十九、默然起去戒。四分第七十五條、五分第五十三條、巴利第八十條、十誦・有部第七十七條なり。

【六六】共行弟子・依止弟子。註（一九の六〇・六一）參照。

は一々に越毘尼罪を得ん。是故に說きたまへり。

[五九]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は諍訟して、同住しつゝも和せざりき。時に六群の比丘屏處にて盜聽し、此語を聞き已りて彼人に向うて說き、彼語を聞き已りて此人に向うて說きぬ。是に於て此彼更に諍訟を生じて同止するも和せずして云はく、「是れ法・非法」、「是れ律・非律」、……乃至、「是れ[六〇]應羯磨・是れ不應羯磨なり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の六群の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群の比丘に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、此を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘、諸比丘諍訟する時默然立聽すらく、「彼れ說くあらんには我當に憶持すべし」と、是の因緣を作して異ならざらんには波夜提なり』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「諍訟」とは、「是れ法・非法」、「是れ毘尼・非毘尼」、……乃至、「是れ應羯磨・是れ不應羯磨なり」と(諍ふなり)。「立聽」とは、若しは壁を隔て、若しは籬を隔て、若しは戶邊、若しは幔を隔て、若しは石を隔て、若しは草を隔てゝ立聽すらく、「彼れ說くあらんには我當に憶持すべし」と、是の因緣を作して異ならざらんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し二比丘、堂裏に在りて私語せんに、若し比丘入らんと欲せんには應に[六一]彈指・動脚して聲を作すべし。若し前人默然せんには應に還り出づべく、若し前人故ほ語りて止めざらんには入るも無罪なり。若し一比丘先に堂內に在りて坐し、二比丘私語して外より入り來らんに、堂內の比丘は默

【五九】 波夜提第七十八、屏聽四諍戒。四分第七十七條、巴利第七十八條、五分第六十條、十誦・有部第七十六條なり。

【六〇】 應羯磨・不應羯磨。如法羯磨・不如法羯磨なり。

【六一】 彈指。註(一九の四九)參照。

丘、[五五]作衣鉢事若しは病因縁（事）にて來るを得ざらんには、[五六]欲を與へんに無罪なり。若し「來ること莫れ」と語るに、他を輕んじて來らんには波夜提なり。若し僧中に事ありて須らく僧に見えんと欲せんに、僧に白して聽さんには來るも無罪なり。若し「長老、坐せよ」と言はんに、他を輕んじて坐せざらんには波夜提なり。若し坐處に瘡癬あり、僧に白して聽さんには坐せざるも無罪なり。若し「坐すること莫れ」と語らんに、他を輕んじて坐せんには波夜提なり。若し老病羸弱にして久しく立ちて悶極せんに、僧に白して聽さんには坐するも無罪なり。[五七]若し語げて語らしめんに、他を輕んじて語らざらんには波夜提なり。若し才劣り言輕しくして人、敬用せざれば、設し語らんには羯磨成就せず・僧和合せざらんとて、僧に白して聽さんには語らざるも無罪なり。若し「語ること莫れ」と語げんに、他を輕んじて語らんには波夜提なり。若し是念を作さく、「設し語らざらんには羯磨成就せず・僧和合せざれば、事須らく我語を（もちゐん）」とて、僧に白して聽さんには語るも無罪なり。若し語げて去らしめんに、他を輕んじて去らざらんには波夜提なり。若し是念を作さく、「若し我去らんには此中、羯磨成就せず・事、斷ぜざれば、當に僧に白すべし」とて、聽さんには去らざるも無罪なり。若し「去ること莫れ」と語げんに、他を輕んじて去らんには波夜提なり。若し是念を作さく、「若し我去らざらんには羯磨成就せず・事、斷せざれば、當に僧に白すべし」とて、聽さんには去るも無罪なり。[五八]若し僧中にて「來れ」と語ぐるに來らず、「來ること莫れ」と（語ぐるに）而も來り、「坐せよ」と（語ぐるに）而も坐せず、「坐すること莫れ」と（語ぐるに）而も坐し、「語れ」と（語ぐるに）而も語らず、「語ること莫れ」と（語ぐるに）而も語り、「去れ」と（語ぐるに）而も去らず、「去ること莫れ」と（語ぐるに）而も去らんには一々に波夜提罪を得るなり。若し衆多人中・師徒中にて「來れ」と語ぐるに而も來らず、……乃至、「去れ」と（語ぐるに）而も去らざらんには一々に越毘尼罪を得ん。若し和上・阿闍梨にして「來れ」と語ぐるに而も來らず、……乃至「去れ」と（語ぐるに）而も去らざらんに

【五五】作衣鉢事。作衣事・鉢事なり。鉢事とは綴鉢又は薫鉢事等なり。

【五六】欲（Chanda）。如法羯磨事に缺席する場合、僧伽の決議に同意を表するをいふ。Pārisuddhi は布薩の時に戒淨潔なる意志を表するもの、共に欲なるも言葉に使ひわけあり。註（一七の一四八）參照。

【五七】原漢文には若語令語輕他不語者波夜提若才劣言輕人不敬用設語羯磨不成就僧不和合白僧聽者不語無罪とあり。

【五八】原漢文には若僧中語來不來莫來而來坐而不坐莫坐而坐語而不語莫語而語去而不去莫去而去一々得波夜提罪とあり。譯文の如くに補はずば此文意は解し難し。

しむるに而も坐することを肯んぜざりしかば、諸比丘は復、「長老、坐すること莫れ」と語るに、即ちに言はく、「汝等盡く坐しつゝ我に坐する莫れと語らんとは」とて便ち坐せり。比丘は復「長老、汝可しく是事を論ずべし」と語るに、答へて言はく、「我語らず」と。比丘は復「長老、語ること莫れ」と語るに、即ち言はく、「汝等盡く語りつゝ我に語ること莫れと語らんとは」とて、便ち語りて止めず餘人を妨廢せり。諸比丘は復「長老、可しく小らく出づべし」と語るに而も出づることを肯んぜず、比丘復「長老、出づること莫れ」と語るに即ちに便ち出で去れり。故に僧は和合せず各々起ち去りて、羯磨を作すを得ざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「闡陀比丘を喚び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり。闡陀、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して隨順して輭語するを歎說し佷戾するを毀呰せるを。汝、云何が佷戾して自ら(意を)用ふるや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、此を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、拘睒彌に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、他を[五三]輕んぜんに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「他を輕んず」とは、八事あり、來れと語るに而も來らず、來る莫れと(語るに)而も來り、坐せよと(語るに)而も坐せず、坐すること莫れと(語るに)而も坐し、語れと(語るに)而も語らず、語ること莫れと(語るに)而も語り、去れよと(語るに)而も去らず、去ること莫れと(語るに)而も去らんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、僧集まりて[五四]折伏羯磨・不語(羯磨)・擯出(羯磨)・發喜(羯磨)・擧(羯磨)・別住羯磨を作さんと欲せんに、一切盡く應に來るべし。若し他を輕んじて來らざらんには波夜提なり。若し比

陀(1)佷戾若喚來必不來若語莫來(2)脫有來理卽遣使語長老莫來彼言住住汝等(3)盡往語我莫來卽便來入僧中比丘語令坐而不肯坐……とあり。難解なり。佷戾は佷戾なり、ねぢけもどること。脫有來理の四字の脫は己の身を抽いて出づる意、理は性質の意なるべしと思はる。盡往語の往は向うて來りたづぬる意なるべし。この文は闡陀の反對性を僧衆が利用せしものならんか。

【五三】輕他(Anādariya)。他を尊敬せざるなり。

【五四】折伏羯磨等。六作捨法なり、註(七の四七)六作捨法以下參照。

て釀せる(もの)、是の如きは草滴・髮滴をもロに入るゝを得ず、況んや復器にて飲まんには波夜提なり。「米飯醪」とは、米飯糵と水とを器中に於て釀せる(もの)、……乃至、飲まんには波夜提なり。「麥飯醪」とは、麥飯糵と水とを器中に於て釀せる(もの)、……乃至、飲まんには波夜提なり。「木麥醪」とは、[四四]木麥飯醪と水とを器中に於て釀せる(もの)、……乃至、飲まんには波夜提なり。「麨醪」とは、麨糵と水とを器中に於て釀せる(もの)、是の如きは草滴・髮滴をもロに入るゝを得ず、況んや復器にて飲まんには波夜提なり。

食後に水を飲むは無罪、麴を食せんに越毘尼罪、飯と麴とを和せるを飲まんには波夜提なり。石蜜を食して水を飲まんに無罪、糵を食せんに越毘尼罪、二種合せるを飲まんには波夜提なり。穀酒・石蜜酒を飲まんに波夜提、葡萄酒を飲まんに越毘尼罪、[四五]修樓を飲み、[四六]難提を飲み、糟を噉はんに皆越毘尼罪なり。[四七]墟邏果・迦比哆果・比邏婆果・拘陀羅果の此の諸果を食して人をして醉はしめんに、食せんには越毘尼罪なり。[四八]十四種漿を除く、菴婆羅漿……乃至、[四九]耶婆果漿にして、澄清を得たるは一切飲むことを聽すなり。若し酒色・酒味・酒香に變じたるは、一切飲むことを聽さず。酢漿の、人をして醉はしめんには亦飲むことを聽さず、[五〇]甘蔗苦酒・葡萄苦酒及び酢漿を除く。是故に說きたまへり。

[五一]佛、拘睒彌國に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、僧和合して羯磨を作さんと欲せり。時に尊者闡陀來らざれば使をして往かしめ喚んで闡陀比丘に語ぐらく、「僧和合して羯磨を作さんと欲す、長老、來れ」と。而も來ることを肯んぜざりしかば、[五二]諸比丘は言はく、『闡陀は佷戾なれば若し「來れ」と喚ばんには必らず來らず、若し「來る莫れ」と語らんには脫して來るの理あり』と。即ちに使を遣して語らしむらく、「長老、來る莫れ」と。彼言はく、『住めよ、住めよ、汝等盡く往うて我に「來ること莫れ」と語ることを』とて、即ちに便ち來りて僧中に入りぬ。(復)比丘語りて坐せ

【四四】木麥飯醪。木麥飯蘗の誤りなるべし。今原文のまゝとせり。木麥は明かならず。
【四五】修樓。酒の一種。
【四六】難提。酒の一種。
【四七】原漢文には食墟邏果・迦比哆果・比邏婆果・拘陀羅果此諸果食者令人醉食者越毘尼罪とあり。此諸果の下の食者の二字を省略せり。墟邏果・迦比哆果・比邏婆果・拘陀羅果は明かならず。
【四八】十四種漿。註(三の六八)の本文參照。こゝに十四種漿を除くとは菴婆羅漿等の十四種漿は聽許されたるものなりとの意なり。
【四九】耶婆果漿。十四種漿の中に見當らず、いかなる漿なるか知り難し。
【五〇】甘蔗苦酒・葡萄苦酒。苦酒は麥酒の如きをいふも、今は甘蔗酒の本來の味に苦みを帶ぶる故に甘蔗酒・葡萄酒を甘蔗苦酒・葡萄苦酒といへるものなるべし。
【五一】波夜提第七十七、輕他戒。四分・巴利第五十四條、五分第五十八條、十誦・有部第七十八條なり。四分・巴利・十誦は拘睒彌とし、五分は舍衞、有部は王舍城とす。而して五分は六群比丘、有部は象師子となす。
【五二】原漢文には諸比丘言闡

日より後、石蜜酒を飲むことを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、[三八](酒)・石蜜酒を飲まんに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「酒」とは、十種あり、和・甜・成・動・酢・漬・黃・屑[三九]・澱・淸なり。「和」とは、飯屑・麴屑を水に和して器中に著れたるもの、是の如きは草滴・髮滴をも口に入るゝを得ず、況んや復器にて飲まんには波夜提なり、是を「和」と名くっ「甜」とは、和釀已に訖り、始めて變じて甜を生ぜんに、……[四〇]乃至、飲まんには波夜提なり、是を「甜」と名く。「成」とは、氣味成就せんに、……乃至、飮まんには波夜提なり、是を「成」と名く。「動」とは、酒勢已に壞せるを、……乃至、飲まんには波夜提なり、是を「動」と名く。「酢」とは、酒味壞變して酢を成ぜるを、……乃至、飮まんには波夜提なり、是を「酢」と名く。「漬」とは、淨浣せる白㲲を酒中に漬し著れ、數々出して曬し、曬し已りて復漬し、遠く曠野を行く時㲲を漬して絞り取り、……乃至、飲まんには波夜提なり、是を「漬」と名く。「黃」とは、澄黃にして未だ淸ならざるを、……乃至、飲まんには波夜提なり、是を「黃」と名く。「澱」とは、酒下の濁澱せるを、……乃至、飲まんには波夜提なり、是を「澱」と名く。「淸」とは、(酒)上澄淸して油色の如く、是の如きは草滴・髮滴をも口に入るゝを得ず、況んや復器にて飲まんには波夜提なり、是を「淸」と名く。「石蜜酒」とは、十種あり、和・甜・成・動・酢・漬・黃・屑・澱・淸なり。「和」とは、石蜜と[四一]蘗とを水に和して器中に著れたる(もの)、是の如きは草滴・髮滴をも口に入るゝを得ず、況んや復器にて飲まんには波夜提なり。餘の九事は、上に說けるが如し。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

[四二]麲麥人醪と米飯蘗と麥飯醪と[四三]木麥醪と麩醪となり。麲麥人醪とは、麲麥人蘗と水とを器中に於

【三八】宋・元・明・宮本には若比丘飲酒石蜜酒波夜提とあり。卽ち酒と石蜜酒との二種をあげたり。後の戒文解釋には兩種を擧ぐる故に、今の戒文に酒の一字を加へたり。巴利戒文には Surāmeraya として二種を擧げたり。

【三九】屑。下の十種解釋中に遺落せり。

【四〇】乃至。如是不得草滴髮滴入口況復器の十三字を乃至せるなり、以下皆然り。

【四一】蘗。麴なり。麹と同じ。

【四二】麲麥人醪。麲麥人は豌麥の心卽ち大麥の心なり。醪は濁酒なり。

【四三】木麥醪。明かならず。

而して故に問ひたまはく、「是れ何の比丘にして、如來の前に在りて脚を舒べて而して臥せるや」。比丘答へて言さく、「善來比丘なり、飲酒すること多きに過ぎて是故に醉臥せるなり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「此の善來比丘は先に曾て晝に寢たりしや不や」。「不なり、世尊」。復比丘に問ひたまはく、「善來未だ醉はざるの時、頗し曾て佛前にて脚を舒べて臥せしや不や」。「不なり、世尊」。復比丘に問ひたまはく、「多く飲酒し已るに醉はざらしめんと欲するも爾るを得べきや不や」。「不なり、世尊」。復諸比丘に問ひたまはく、「設使、善來比丘飲酒せざるの時、微妙不死の法を說くを聞いて、當に是れ善利を失はんと欲して聽受せざるべきや不や」。「不なり、世尊」。佛、諸比丘に語げたまはく、「是の善來比丘は本能く惡龍を降伏せしに、今は[三五]蝦蟆を降すことをすら能くするや不や」。答へて言さく、「能はず」。佛言はく、「設使、菴婆羅龍聞かんには其の不樂を生ぜん、今日より後飲酒することを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[三六]尊者那夷翅は[三七]石蜜酒を飲むこと多きに過ぎて、精舍に來り還れり。爾の時、世尊は大會にて法を說きたまふに、酒勢發盛し昏悶して地に蹋れ、世尊の前に在りて脚を舒べて而して臥せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何の比丘にして如來の前に在りて脚を舒べて而して臥せるや」。答へて言さく、「世尊、是れ那夷翅比丘なり、石蜜酒を飲むこと多きに過ぎて是故に醉臥せるなり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「那夷翅比丘は先に曾て晝に寢しことありしや不や」。「不なり、世尊」。復比丘に問ひたまはく、「那夷翅は未だ醉はざるの前に頗し曾て脚を佛前に舒べて臥せしや不や」。「不なり、世尊」。復比丘に問ひたまはく、「若し多く飲酒し已るに、醉はざらしめんと欲するも爾るを得べきや不や」。「不なり、世尊」。復比丘に問ひたまはく、「那夷翅は飲酒せざりし時、是の如きの微妙不死の法を說くを聞いて、當に是れ善利を失はんと欲して聽受せざるべきや不や」。「不なり、世尊」。佛言はく、「今

【三五】蝦蟆(Maṇḍūka)註(一四の六七)參照。
【三六】尊者那夷翅。明かならず、諸律中に此名なし。
【三七】石蜜酒(Guḷāsava ma[illegible]raya)。

るに見えんに當に從うて諸問すべし。彼れ所說あらんに我當に受行すべし」と、是語を作さんには波夜提なり。若し是語を作さく、「長老、六作捨法、所謂、折伏羯磨・不語羯磨・驅出羯磨・發喜羯磨・擧羯磨・別住羯磨を作さんに、當に學すべし、犯ずること莫れ」と、是語を作す時答へて言はく、「我れ汝が語に隨はず、若し餘の長老の寂根多聞にして持法深解なるに見えんに當に從うて諸問すべし。彼れ所說あらんに我當に受行すべし」と、是語を作さんには波夜提なり。[二六]若し是語を作さく、「長老、此の六作捨法(の中)、已に折伏羯磨を作さんに、行法に隨順して折伏して柔輭ならん、是の如くして應に捨すべきなり、……乃至、別住羯磨も亦復是の如し、……當に學すべし、犯ずること莫れ」と、是語を作す時答へて言はく、「我れ汝の語に隨はず、若し餘の長老の寂根多聞にして持法深解なるに見えんに當に從うて諸問すべし。彼れ所說あらんに我當に受行すべし」と、是語を作さんには波夜提なり。若し言はん、「長老、當に賢善の持戒を學して經法を受誦すべし、當に[二七]須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果を得べけん」と、[二八]是教を作す時答へて「常に當に學すべきあり」と言ふを得ず、應に答へて言ふべし、「我れ是を爲めんが故に出家せり」と。是故に說きたまへり。

[二九]佛、[三〇]拘睒彌國に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、拘睒彌界に惡龍ありて[三一]菴婆羅と名け、能く[三二]亢旱して雨らさらしめ、苗稼收めず人民飢饉に、是の如くに種々に災患せりき。時に[三三]尊者善來比丘は往いて惡龍を降し、……[三四]善來比丘經の中に廣說せるが如し……。惡龍を降伏し已るに、乃し國土豐樂に人民德に感ずるに至りぬ。恩を知り恩を報ぜんとて、五百の大家ありて善來の爲の故に各常施の幢幡を立て、牀座を施設し、僧を請じて供養し、別に善來比丘を請ずるに其の造る所の家は則ち種々に美食を設けぬ。時に一家ありて食を施せるの後渴に因りて酒を施すに、色味水に似たりしかば得て而して之を飮みて精舍に還り向ひぬ。爾の時世尊は大會にて法を說きたまひしに、酒勢發盛して昏悶して地に躃れ、世尊の前に當りて脚を舒べて而して臥しぬ。佛知りて

【二五】六作捨法。註(七の四七―五三)參照。

【二六】原漢文には若作是語長老此六捨法已作折伏羯磨隨順行法折伏柔輭如是應捨乃至別住羯磨亦復如是當學莫犯……とあり。

【二七】須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果。註(四の六七・六九・七一・七二)參照。

【二八】原漢文には作是教時不得答言有常當學應答言我爲是故出家とあり。難解なり。

【二九】波夜提第七十六、飲酒戒四分・巴利第五十一條、五分第五十七條、十誦・有部第七十九條なり。

【三〇】拘睒彌國。四分・巴利・十誦には支提國(Ceti)とし、五分・僧祇・有部は拘睒彌とす。支提國は十六大國の一なるもその位置明かならず。

【三一】菴婆羅(Amba)。十誦律には菴婆羅提他龍とし、巴利律には Ambatittha(アムベ池)に住せる龍とせり。

【三二】亢旱。あたりさからひてひでりにするなり。

【三三】尊者善來(Āyasmā Sāgata)。四分律等には音譯して娑伽陀比丘とせり。有部律には娑伽陀比丘の出家因緣を詳記す。

【三四】善來比丘經。出據明かならず。

觸り」。佛、闡陀に語りたまはく、「此は是れ惡事なり、汝當に聞かずや、我れ無量に方便して隨順を稱歎して違逆を毀呰せしを。汝、云何が懺悷[二一]して自ら(意を)用ひたる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて拘睒彌國に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し諸比丘、教へて「當に學すべし、五衆罪を犯ずること莫れ」と語るに、若し是言を作さく、「我今汝が語に隨はず、若し餘の長老の寂根多聞[二二]にして持法深解なるに見えんに我當に諸問すべし、彼れ所說あらんに我當に受行すべし」と、是語を作さんには波夜提なり」。比丘、法利を得んと欲せんには、應に學すべし、亦應に餘比丘に問ふべきなり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「五衆罪」とは、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毗尼罪なり。「犯ずること莫れ」とは、教へて十二事を學ばしむるなり[二三]。十二事とは、所謂、戒序・四波羅夷・十三僧伽婆尸沙・二不定・三十尼薩耆波夜提・九十二波夜提・四波羅提提舍尼・衆學法・七滅諍法・隨順法なり。「當に學すべし、犯ずること莫れ」と、是語を作す時答へて言はく、「我れ汝の語に隨はず、若し餘の長老の寂根多聞にして持法深解なるに見えんに當に從うて諸問すべし。彼れ所說あらんに我當に受行すべし」と、是語を作さんには波夜提なり。若し言はん、「長老、五衆罪の中、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毗尼罪あり、當に學すべし、犯ずること莫れ」と、是語を作す時答へて言はく、「汝が語に隨はず、若し餘の長老の寂根多聞にして持法深解なるに見えんに當に從うて諸問すべし。彼れ所說あらんに我當に受行すべし」と、是語を作さんには波夜提なり。是の如くに、[二四]「四衆罪・三衆罪・二衆罪・一衆罪(即ち)四波羅夷、應に當に學すべし、犯ずること莫れ」と、是語を作す時答へて言はく、「我れ汝が語に隨はず、若し餘の長老の寂根多聞にして持法深解な

【二一】・懺戾。很なり、たがひもどるなり。原漢文には懺戾自用とあるのみ、今前後の文に照合して懺戾自用意として譯出す。

【二二】寂根多聞持法深解。巴利文には Byattuṃ, vinayadharmaṃ の二語即ち深解と持律とを以て示さるに相當す。梵文戒本には Sūtradharāṇ Vinayadharāṇ mātṛkādharāṇ の三語即ち修多羅を持ち、毗尼を持ち、摩多羅迦(阿毘曇)を持てる者と示せり。

【二三】十二事。註(七の一四)十二修多羅の下參照。

【二四】四衆罪。五衆罪中より越毗尼罪を除けるもの、三衆罪は更に四波羅提提舍尼を除けるもの、二衆罪は更に兩波夜提を除けるもの、一衆罪は僧伽婆尸沙法を除けるものなり。

一倉を謂ひしには非じ、更に餘倉あり、今日より但來れ」と。是の如くして受けんには無罪なり。食・酥・甘蔗を請ぜんにも亦復是の如し。若し檀越言はん、「尊者、我が請食を受けよ、此の牛乳を盡さん」と。比丘之を受けんに、應に數々聲乳者に問ふべく、若し聲休みぬと言はんに復受くるを得されれ。若し言はん、「何ぞ以て來らざる」と。答へて言はく、「我先に請を受くるに此の牛乳を盡すに(あり)、乳今已に盡きぬれば是故に來らざるなり」。若し言はん、「我れ一牛のみを(謂ひしには)非じ、更に餘牛あり、今日より但來れ」と。是の如くして受けんには無罪なり。若し檀越、「尊者、我が請食を受けよ、[一六]女夫此に住まるを齊らん」と言はんに、比丘應に受くべし。若し女夫去らんには、復受くるを得ざれ。若し言はん、「何の故に來らざる」と。答へて言はく、「我先に請を受くるに女夫の住まる(間)を齊れり、女夫今去りぬれば是故に來らざるなり」。若し「更に我が請を受けよ」と言はんに、是の如くして受けんには無罪なり。若し「尊者、我が前食を受けよ」と言はんに、後食を索むるを得ざれ。若し後食を請ぜんに、前食を索むるを得ざれ。若し非時漿を與へんことを請ぜんに、藥及び餘物を索むるを得ざれ。若し塗足油を與へんことを請ぜんに、非時漿を索むるを得ざれ。若し藥を與へんことを請ぜんには、應に從うて藥を索むべきなり。若し「尊者、盡壽我が衣・食・臥具・醫藥を請ぜんことを受けよ」と言はんに、爾の時意に隨うて索むるを得て無罪なり。是故に說きたまへり。

[一七]佛、[一八]拘睒彌國に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は[一九]闡陀に語りて言はく、「長老、當に學すべし、[二〇]五衆罪を犯ずること莫れ」。答へて言はく、「我今汝が語に隨はず、我若し餘の長老の寂根多聞にして持法深解なるに見えんに我當に從うて諸問すべし、彼若し所說あらんに我當に受行すべし」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「此の闡陀比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に

【一六】女夫。明らかならず、娘の夫をいふか。

【一七】波夜提第七十五、拒勸學戒。四分・巴利第七十一條、五分第六十三條、十誦・有部第七十五條なり。

【一八】拘睒彌國。註(六の一四六)參照。四分・巴利も同じ。五分・十誦は舍衞城、有部は王舍城を制戒處となす。

【一九】闡陀(Channa)。註(六の一四七)參照。四分・巴利共に闡陀を制緣人となす。五分は六群、十誦は跋提、有部は朱荼半託迦とす。而して十誦・有部共に偷蘭難陀比丘尼が跋提又は朱荼半託迦を謗るとなせり。

【二〇】五衆罪(Pañcavidha āpatti)。五篇罪なり、註(七の四四)參照。

人、梨車の摩訶男は家所有愛重の(もの)、佛・比丘(僧)に於て匱惜する所なきに、何の故に擾亂せしや。今日より後、四月別請[八]を聽さん、應に受くべし、更請[九]・長請[一〇]を除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、[一一]四月別自恣請せんに應に受くべし、若し過ぎて受けんには波夜提なり、更請・長請・自恣請を除く」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「四月」とは、或は夏四月、或は冬四月、或は春四月なり。「別[一一]請」とは、私請なり。「過ぎて」とは、四月を過ぐるなり。「更請を除く[一二]」とは、世尊の說にして無罪なり。「長請を除く」とは、盡形壽請[一三]なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し檀越、比丘に語りて言はん、「尊者、我が夏四月請を受けたまへ」と。比丘若し受けんに、應に過ぎて[一四]八月十六日に至るべからず、受けんには波夜提なり。若し冬請・春請を受けんにも亦是の如し。檀越の請は必定ならず、或は四月、或は一月、或は半月なるあらん、若し期滿ち已らんに更に受くるを得されれ。若し檀越言はん、「尊者、常に此間に住せんには我長く食を施さん」と。(爾の時)若し比丘、一宿を離れて行かんには、復食するを得ざるなり。若し檀越言はん、「尊者、何を以ての故に來らざる」と。答へて言はく、『汝先に言へり、「常に此に住まらんには當に食を施すべし」と。我已に離れて宿せり、是故に來らざるなり』。檀越言はく、「離るとも離れざるとも、今日より但來れ」と。是の如くして受けんには無罪なり。檀越言はく、「尊者、我が請食を受けよ、此の倉穀を盡さん」と。比丘之を受けんに、應に數々問ふべく、典倉者[一五]若し「噉ひ盡せり」と言はんに復食するを得ざれ。若し檀越言はん、「尊者、何ぞ以て來らざる」と。答へて言はく、「我先に請を受くるに此の倉穀を盡すに(ありき)、穀今已に盡きぬれば是故に來らざるなり」。若し言はん、「尊者、我れ

【七】原漢文には梨車摩訶男家所有愛重於佛比丘無所匱惜何故擾亂從今日後聽四月別請應受除更請長請とあり。
【八】四月別請 (Cātumāsa-paccayapavāraṇā)。
【九】更請(Punapavāraṇā)。更めて請ずるなり。
【一〇】長請(Niccapavāraṇā)。常請とも盡形壽請ともいひ、日々僧中の一人を請ずるなり。
【一一】四月別自恣請。四月別請なり。自恣請はほしいまゝに必要なるだけ取らんことを請ずる意なれば、Pavāraṇā なる語の中に自恣請の意含まるゝなり。
【一二】除更請者世尊說無罪とあり。世尊說とは世尊所聽卽ち世尊の聽したまひし所との意なり。
【一三】盡形壽請。長請なり。
【一四】八月十五日にて安居竟る故に、四月十五日より八月十五日までの四ケ月は請を受くべきも、十六日はもはや夏時にあらずして冬時となる故に波夜提罪となるなり。
【一五】典倉者(Bhaṇḍāgārika)倉庫を預り司る者。

巻の第二十

單提九十二事法を明すの九

[一]佛、[二]舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[三]梨車の摩訶男は僧に藥を施さんことを請ぜり。時に六群の比丘は摩訶男が僧に藥を施さんことを請ぜりと聞き、當に之を試惱すべしとて明日に早起し、入聚落衣を著して其家に到り共に相問訊して(言はく)『我聞く、「檀越は僧に藥を施さんことを請ぜり」と、實に爾りと爲すや不や』。答へて言はく、「實に爾り、尊者、所須ありや」。答へて言はく、「藥を須ゐん」。「何等の藥を須うるや」。答へて言はく、「爾所の酥と爾所の油と、爾所の蜜と爾所の石蜜と、爾所の根藥・莖藥・花藥・果藥とを須ゐん」。彼言はく、「[四]即日に未だ具はらず、辦ふることを須ゐんには當に與ふべけん」。比丘言はく、「汝當に藥を備へて然して後に僧を請ずべきなり。一比丘に藥を供ふるは、一大象に給するが如くなり。我今一人のみにて藥を索むるに尙得る能はず、況んや復衆多をや。汝但名譽を求めて、實心あることなし」。彼言はく、「尊者、王家の庫藏にすら尙爾所の藥なし、況んや復我家をや。辦ふることを須ゐんには當に與ふべし」。比丘言はく、「[五]與ふると與へざるとは當に汝が意に任すべし」と、言ひ已りて便ち出で去りぬ。檀越、後に於て即ち衆藥を辦へ、自ら往いて白して言はく、「先に索むる所の藥、今者已に辦へぬ、便ち可しく來りて取らるべし」。比丘聞き已りて並に笑ふて言はく、「我れ前に但汝を試みしなり、實には藥を須ゐざるなり」。彼曰はく、「何の故に相試みしや、我家中の所有は佛・比丘僧に於て[六]匱惜あることなきに」。比丘言はく、「檀越、瞋りしや」。答へて言はく、「實に瞋りぬ」。「若し瞋らんには我當に悔過すべし」。彼曰はく、「我れ悔過を受けず、自ら可しく佛に向うて悔過すべし」。比丘即ち佛に向うて悔過するに、佛言はく、「何の故なりや」。即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「癡

【一】波夜提第七十四、請食過受戒。四分・巴利第四十七條、五分第六十二條、十誦・有部は第七十四條なり。

【二】舍衞城。諸律皆迦維羅衞城尼拘律樹園(Sakkesu Kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme)とせり。

【三】梨車摩訶男。利車はLicchavī にして梨車族の摩訶男(Mahānāma Sakka)なり。摩訶男は釋種族なるに、僧祇律に利車族となせるは注意すべし。

【四】即日、今日直ちにの意。

【五】原漢文には與以不與當任汝意とあり。

【六】匱惜。匱はとぼし、又はつくすなり。匱も惜も共に惜むなり。

に、時に當に淨人をして泥を却かしめ、然して後自ら塼を擿むを得、基際に至るに淨人をして擿ましむべし。[一七二]若し壁泥かならざらんには、曾て雨を被れるを以て淨人をして兩三行を擿ましめ、然して後自ら擿み、地際に至るに復淨人をして擿ましめよ。若し[一七三]塼・坏聚にして雨を被り已らんに自ら取るを得ず、淨人をして上を取ること兩三重ならしめ、然して後自ら取り、地際に至るに復淨人をして取らしめよ。若し上を覆ひたるには自ら取るを得、地際に至りて應に淨人をして取らしむべし。塼聚も亦是の如し。若し死土に雨を被り已らんに、比丘自ら取るを得ず、淨人をして雨にて浛へる所の際を取り盡さしめ、然して後自ら取らんに無罪なり。若し鼠壤にして雨を被らんに取るを得ず、應に淨人をして取らしむべし。若し新雨の後に比丘は自ら井を抒むを得ず、應に淨人をして抒ましむべし。若し淨人小にして能はざらんには、當に先に淨人を下して擾して濁らしめ、然して後に自ら抒むべし。若し[一七四]涌水・洸水は新雨の後に比丘自ら抒むを得ず、若し牛馬の、先に渉らんには自ら抒むを得ん。若し泥は雨を被れる後は自ら取るを得ず、淨人をして取らしめよ。若し池泥・洸泥は新雨の後には比丘自ら取るを得ず、淨人をして取らしめよ。若しは水濱若しは屋の流水道は新雨の後は比丘自ら抒むを得ず、淨人をして抒ましめよ。若し大小行して水を用ふる時、手にて地を摩らんに波夜提なり、當に灰土・[一七五]豆末を用ふべし。若し[一七六]雨澇にて土を推して一處に聚めんに、比丘自ら取るを得ず、淨人をして取らしめよ。若し甕・瓶の器物にして露地に在りて雨を經已らんに、比丘自ら取るを得ず、淨人をして取らしめよ。若し洗脚木にして雨を經たる後は自ら取るを得ず、若し木・石・塼・瓦の種々諸物にして露地に在らんに、雨後には比丘自ら取るを得ず、淨人をして知らしめよ。地を掘らんに波夜提、[一七七]牛沙なるには越毘尼罪、[一七八]純沙なるには無罪、石・[一七九]礓石・糞・灰も亦是の如し。是故に說きたまへり。

摩訶僧祇律卷第十九

【一七二】原漢文には若壁不泥者以曾被雨使淨人擿兩三行然後自擿至地際復使淨人擿とあり。これ雨を被れる土及び地際の土は生地となれる故にして、中間の土は死土なればなり。

【一七三】塼坏聚。塼はまろき土塊、坏は瓦の未だ燒かざるもの、此等の聚積をいふ。

【一七四】洸水。湧き出る水。

【一七五】豆末。宋・元・明・宮本には豆磨となす。豆末は豆の粉、豆磨は牛糞なり。

【一七六】雨澇。大雨にて大水出でたる時。

【一七七】牛沙。沙と土との半ばせる地。

【一七八】純沙。沙地なり。

【一七九】礓石。礫石なり。

若し重ねて語りて掘らしめ、疾く掘ら(しめ)んに語々に波夜提なり。若し比丘、地をして平かならしめんと欲し、方便を作して地を掃かんに越毗尼罪、若し傷くること蚊脚の如きにも波夜提、方便を作さゞらんに無罪なり。若し方便して木を牽曳して地を破かしめんと欲せんに、牽く時越毗尼罪、若し傷くること蚊脚の如きにも波夜提、方便を作さゞらんに無罪なり。若し牛馬を驅りて地を破かしめんと欲せんにも亦是の如し、方便を作さゞらんに無罪なり。若し地をして平かならしめんと欲して故に經行せんに、行ずる時越毗尼罪、傷くること蚊脚の如きにも波夜提なり。住・坐・臥も亦是の如し、故ならざらんには無罪なり。若し比丘、河邊の[一六五]坎上にて脚を以て蹹墮せんに[一六六]蹹蹹に波夜提、池の坎岸の邊を行きて土崩れんに無罪なり。[一六七]若し土塊にして一人にて勝へざるを破かんには波夜提、減一人の重さなるを破かんには無罪なり。若し比丘、木・石・塼・瓦・鍬・钁を捉りて地に擲たんに、故ならざらんには傷くと雖無罪なり。若し營事の比丘、多く塔物・僧物ありて地中に藏せんと欲せんに、若し露處の[一六八]生地に在りては自ら掘るを得ず、當に淨人をして知らしむべく、若し覆處の[一六九]死地に在りては自ら掘りて藏するを得るなり。若し地に杙を打たんと(欲せん)に越毗尼罪、傷くること蚊脚の如きにも波夜提なり。杙を抜かん時越毗尼罪、傷くること蚊脚の如きにも波夜提なり。若し比丘、氈氎を張らんと欲して釘を四角に須ゐんに、若し覆處の死地には自ら釘たんに無罪、若し露處の生地ならんには當に淨人をして知らしむべく、拔く時も當に淨人をして知らしむべし。[一七〇]●若し比丘、房内にて壁に釘ちて成功を毀損せんに越毗尼罪、若し先に故孔あるには無罪なり。若し比丘、外、雨を被る地を傷くること蚊脚の如きにも波夜提なり。若し地に書かんと欲せんに越毗尼罪、傷くること蚊脚の如きにも波夜提、末土に書かんに無罪なり。若し營事の比丘、[一七一]摸式を作さんと欲せんに、當に板・木・塼上に畫くべし。若し泥にて覆へる朽故の房舍を撤せんと欲せんに、時に自ら撤するを得ず、當に淨人をして(撤せ)しむべし。若し壁を壞せんと欲せん

【一六五】坎上。けはしき岸の上。

【一六六】蹹蹹。ふみおとす度毎にとの意。

【一六七】原漢文には若土塊一人不勝破者波夜提破減一人重者無罪とあり。一人不勝とは一人の力にて舉ぐる能はざる程度の土塊なり。減一人重とは一人の力を要せざる程の重さの土塊を意味するなり。

【一六八】生地(Jātapathavī)。死土に對する語、草木の生長しうる地なり。

【一六九】死塊(Ajātapathavī)。生地に對す。

【一七〇】原漢文には若比丘房内釘壁毀損成功越毗尼罪若先有故孔無罪とあり。成功は成就されたる工事、故孔は古き孔なり。

【一七一】摸式。宋・元・明・宮本には摸拭となす。下繪、設計圖の如きものか。

基を作し、塼を作り泥を作りて世人の譏る所となるらく、「沙門瞿曇は無量に方便して殺生を毀呰して不殺を讃歎せしに、而も今自ら手づから地を掘りて基を作し、塼を作り泥を作りて故に命根を傷破せること、此は是れ[一六一]敗人、何の道か之あらんや」。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「營事の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に語げたまはく、「此中に命根なしと雖、出家の人の應に作すべからざる所、當に少事少務なるべくして、世人の爲に譏られ他の善福を失せ(しむ)ること莫れ。今日より後自ら手づから地を掘るを得ず」。佛、諸比丘に告げたまひて曠野に依止せる諸比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『…… 乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、自ら手づから地を掘り、若しは人をして掘らしめんとて指示して[一六二]掘れよと語げんに波夜提なり」』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「自ら手づから」とは、若しは身・身分・身方便なり。「身」とは、擧身跳躑して走り來り走り去りて地を壞せしめんと欲せんには波夜提なり、是を「身」と名く。「身分」とは、若しは手・若しは脚・若しは膝・若しは肘・若しは指爪なり、是を「身分」と名く。「身方便」とは、若しは鍬・钁・斧・鑿・竹・木にて自ら手づから地を掘り、若しは遙かに擲げて壞せしめんと欲して壞せんには波夜提なり。「地」とは、生と作となり。「生」とは、大地なり、是を「生」と名く。「作」とは、基作と上作となり。[一六三]「基作」とは、露地・牆壁なり。「上作」とは、重閣・屋上に土を覆ふなり、是を「上作」と名く。「自ら掘る」とは、自ら掘り人をして掘らしめ、乃至「是地を掘れ」と言はんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し自ら方便して[一六四]多掘せんに一波夜提、若し中間に止住せんに一々に波夜提なり。「人をして」とは、他人をして掘らしめて前人多掘せんに一波夜提、

【一六一】敗人。壞敗人の略、善業を壞敗せる人なり。

【一六二】「掘れ」といふ時は不淨語を使用することになる故に波夜提罪となる。若し「地を知れ」といはゞ淨語を使用する故に無罪なり。

【一六三】基作。土臺より作る仕事。

【一六四】多掘。つゞけさまに掘るなり。

して皆[一五五]羅漢を成じぬ。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が五百群賊は世尊の恩を蒙りて自然に解脱せしや」。佛言はく、「但に今日我(恩)を蒙りて解脱せしのみにはあらじ、過去世の時已に曾て我(恩)を蒙りしなり。……[一五六]獼猴本生經の中に廣說せるが如し……。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、賊と與に期して共に道行し、乃し聚落の間に至らんに波夜提なり」と」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「賊」とは、劫ひ盜むなり。「期す」とは、若しは今日・明日・一月・半月なり。「道」とは、三由延・二由延・一由延・一拘盧舍・半拘盧舍にして、乃し聚落に至らんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。賊と與に共に期して道行するを得ず、若し比丘、行かんと欲する時は當に車伴・人伴を求むべし。賊の相貌に三事あり、て知るべし、香と色と莊嚴となり。「香」とは、曠野中に在りて熟肉・生肉を食するの氣なり。「色」とは、常に恐怖する の色なり。「莊嚴」とは、終日結束して面黑く髮黃にして兇惡なること[一五七]閻羅人に似たり。是の三種を名けて賊相となし、應に共行すべからざるなり。若し賊詐り稱して好人と作り好衣服を著し、空迥處に到りて展轉して相語るらく、「今日當に是の聚落に入りて牆壁を破壞し財物を劫奪すべし。沙門・婆羅門たるを問はず一切盡く取らん」と。當に知るべし、「是れ賊なり」と。是時卽ちに便ち捨離することを得ず、且く隨順して去き、若し聚落に近かんに方便して捨て去るべし。若し賊覺らんには應に語るべし、「長壽、我正に此に(還り)到らんのみ」と。若し賊と與に共に期して道行せんに波夜提、女賊と與に共に行かんにも亦是の如し。偸金賊と與に共に行かんに波夜提、[一五八]叛負債人と與に共に行かんに越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

[一五九]佛、[一六〇]曠野精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、營事の比丘は自ら地を掘りて

【一五五】羅漢。阿羅漢なり、註(四の七二)參照。

【一五六】獼猴本生經。六度集經第六(大正藏 3. 32b)に是に相應する本生譚あり。

【一五七】閻羅人(Yamapurisā)。閻羅は閻摩羅闍の略、罪人を縛する義、生死罪福の業を司典し、鬼卒を役使して治罰する閻魔王の使人、卽ち鬼卒なり。

【一五八】叛負債人。叛逆人と負債人なり。

【一五九】波夜提第七十三、掘地戒。四分・巴利は第十條、五分律第五十九條、十誦・有部は第七十三條なり。

【一六〇】曠野城(Aggāḷavi cetiya)。註(六の七七)曠野精舍の下參照。有部律のみは舍衞城とせり。

く、「比丘、是れ何等の衆多の人聲なりや」。比丘答へて言さく、「世尊、是の五百群賊は王の敎令を被りて將に之を殺さんと欲す、是れ其聲ならくのみ」。佛、阿難に告げたまはく、『汝往いて王に語れ、「汝は是れ人王なり、當に民を慈むこと子の如くすべきに、云何が一時に五百人を殺すや」と』。阿難は敎を受けて卽ち王所に詣りて具に佛語を說くに、王言はく、「尊者阿難、我れ是事を知れり、若し一人を殺さんに罪報甚だ多し、況んや復五百人をや。但是賊は數々來りて我が聚落を壞し人民を抄掠せり、若し世尊能く是人をして復賊を作さざらしめんには可しく放ちて活かしむべし」と。阿難卽ち還りて王の所說を以て具に佛に白すに、佛、阿難に語げたまはく、『更に往いて王に語れ、「王、但放ち去れ、我能く此人をして今日より後更に賊を作さざらしめん」と』。阿難は敎を受け已りて先に刑處に到り、監殺者に語りて言はく、「是の諸の罪人は世尊已に救ひたまへば可しく便ち殺すべからず」。復賊に語りて言はく、「汝能く出家するや不や」。賊言はく、「尊者、我本若し出家したらんには此苦に遭はざりしならん、今甚だ願樂す、何に由りてか得べき」。阿難卽ち王所に至りて是言を作さく、『世尊は王に語げたまへり、「我能く此人をして今日より後更に賊を作さざらしめん」と』。王卽ち[一五二]監官に勅すらく、「可しく生命を原すべきも、且く未だ縛を解かされ、世尊に送詣せんに佛自ら之を放ちたまはん」。爾の時、世尊は彼人を度せんと欲するが故に露地に在りて坐したまふに、賊遙かに佛を見たてまつりて繫縛自に解け、頭面に禮足して却いて一面に住しぬ。佛は其の宿緣を觀じて隨順して布施・持戒の行業の報應・[一五三]苦習盡道の四眞諦法を說法したまふに、卽ちに是時に於て[一五四]須陀洹道を得たりき。（佛）問うて言はく、「汝等は出家を樂ふや不や」。答へて言さく、「世尊、我等先に若し出家したらんには此苦に遭はざりしならん、唯願はくは今者我を度して出家せしめたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ」と。是語を作したまひし時、五百の群賊は擧身の被服變じて三衣となり、自然に鉢器ありて威儀庠序たること、如ら百歲の舊比丘の似くに

【一五二】原漢文には王卽勅監官可原生命且未解縛送詣世尊佛自放之とあり。
【一五三】苦習盡道。苦集滅道の四聖諦法なり。註（四の二一六）四聖諦の下參照。
【一五四】須陀洹道（Sotāpatti-magga）。普通には須陀洹果に對してその因を須陀洹道といふも、今は恐らくは須陀洹果（Sotāpanna phala）を意味するものなるべし。註（四の六七）參照。

舍衛の比丘、安居竟りて毘舍離に詣らんと欲するに、諸比丘は道を失うて彼の賊中に墮ちぬ。賊即ち驚愕して比丘に問ふらく、「比丘、汝は是れ何人ぞや」。答へて言はく、「我は出家人なり」。「何道の出家なりや」。答へて言はく、「釋種の出家なり」。問うて言はく、「大德、汝那に去らんと欲するや」。答へて言はく、「毘舍離に向はんと欲せしに道を失して此に到りしなり」。卽ち其道を示すに、時に比丘、賊に問ふらく、「長壽、汝は何に去らんと欲するや」。答へて言はく、「毘舍離に向はんとす」。比丘復言はく、「當に共に伴と作すべし」。彼卽ち答へて言はく、「我等は是れ賊にして他物を劫奪し、[一四九]榛木を徑涉して行いて路を擇ばざるなり。汝は是れ善人なれば云何が我に隨はんや、此は是れ直道なれば可しく是に從うて去るべし」。比丘復請ひ願ふらく、「我を將ゐ去りて復我をして重ねて失道に遭はしむること勿れ」。賊答ふるに初の如くにして、是の如きこと三たびに至るに、語言未だ竟らざるに追捕尋ね至り、比丘をも合せ捉へて將ゐて王所に至りて是の如きの言を作さく、「大王、此は是れ群賊なり」。王言はく、「先に比丘を將ゐ來れ」。來り已るに王言はく、「汝は出家人なるに云何が賊を作せしや」。比丘答へて言はく、「我は是れ賊に非ず」。「何の故に相隨ひしや」。比丘は上事を以て具に王に向うて說くに、王言はく、「比丘を遣し去らしめて此賊を將ゐ來れ」。來り已るに賊に問うて言はく、「此の出家人は是れ汝の伴なりや不や」。答へて言はく、「伴には非じ」。「何の故に相隨へしや」。賊は上事を以て具に王に向うて說くに、王言はく、「賊を將ゐ去りて更に比丘を喚び來れ」。來り已るに王は比丘に問ふらく、『汝は出家人なるに云何が賊を作せしや、妄語して官を撤いて脫るゝを得んことを望むや、賊は道へり、「汝は是れ伴なり」と、何を以て(伴に)非ずと言ふや』。比丘答ふるに初の如くなりしかば、王卽ち禁官に勅して比丘を放ちて去らしめ、賊を如法に治罪せんとせり。便ち五百の群賊を取りて[一五〇]迦毘羅華鬘を著け、鼓を打ち鈴を搖りて[一五一]四交道頭に唱喚して出し、將に之を殺さんと欲するに賊大に啼哭せり。佛知りて而して故に問ひたまは

【一四九】榛木。茂れる木、森林なり。

【一五〇】迦毘羅華鬘。迦毘羅(Kapila)は赤色なり、赤色の華鬘をいふ。

【一五一】四交道頭。四つ辻なり。

二十」と名く。春時に生まれ安居竟に具足を受けんに、是を「滿二十」と名く。前安居時に生まれ前安居竟に具足を受けんに、是を「滿二十」と名く。後安居時に生まれ後安居竟に具足を受けんに、是を「滿二十雨」と名く。滿二十雨ならんに、時に人の半は滿と謂ひ半は不滿と謂はんに、不滿と謂へるは越毗尼罪にして、滿と謂へるは無罪なり、是人を「受具足」と名く。滿二十雨ならんに、時に人の一切が不滿と謂はんに、一切越毗尼罪にして、是人を「受具足」とは名けず。滿二十雨にして一切が滿と謂はんに、一切無罪にして、是人を「善く具足を受けたり」と（名く）。若し比丘、人の二十に滿たざるを知りつゝ與に具足を受けんに、此の諸比丘は應に呵責すべく已にして波夜提悔過すべきなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し人あり來りて具足を受けんと欲せんに、月滿てるには應に與に具足を受くべく、滿たざるには應に語りて滿つるを待たしむべし。若し前人知らざらんには、當に其の父母親里に問ふべし。若し復知らざらんには、當に[一四三]生年板を看るべし。若し復是なからんには、當に其の顏狀を觀ずべし。觀ずる時、直に形體を觀ずるを得ず。或は貴樂家の子には形大なるも年少なるあれば、當に其の手足成就せりや不やを[一四四]觀ずべし。若し是の如くして復知らざらんには、當に何王の何歲・國土の豐儉・[一四五]旱澇の時節を問ふべし。是故に說きたまへり。

[一四六]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、舍衞・毗舍離の二國は[一四七]嫌ありて、年々に互に相抄伐せりき。時に毗舍離の人、舍衞に來りて人民を抄劫し、物を得て去りて本界に還り入り、安隱の想を生じて仗を解きて止息せり。舍衞王は是念を作さく、「我れ國王たり、應に隣敵を卻けて民を安んずべし、云何が賊をして人物を劫掠せしめんや」。卽ち[一四八]將士に勅すらく、「汝に仰りて追捕して必ず擒獲せしめよ、若し得ざらんには足して空しく還らされ」と。將士念言すらく、「王教嚴重なり、事應に宜しく速かなるべし」とて、卽ちに兵衆を集め蹤を尋ねて掩襲せり。時に

【一四三】生年板。戶籍謄本の類なり。

【一四四】原漢文には若復無是者當觀其顏狀觀時不得直觀形體或貴樂家子形大年少當觀其手足成就不とあり。形體とは男根なるべし。貴樂家子は良家の子の意なり。

【一四五】旱澇。ひでりとおほみづなり。

【一四六】波夜提第七十二、與賊期行戒。四分第六十七條、巴利・五分第六十六條、十誦・有部第七十一條なり。

【一四七】嫌。疎隔して憎みきらふなり。

【一四八】原漢文には卽勅將士仰汝追捕必使擒獲若不得者不足空還とあり。仰汝は汝をたのみて、汝の力によりての意。不足空還は空しく還るに足らずとの意なるも、死すとも還らざれとの意なり。

具に世尊に白すに、佛言はく、「摩訶羅を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、摩訶羅、汝、云何が人の、年未だ二十に滿たざるを知りつゝ而も與に具足を受けしや」。佛言はく、「今日より後、年未だ二十に滿たざるに而も具足を受くるを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、人の、年二十に滿たざるを知りつゝ、與に具足を受けんに波夜提なり。[一三九]諸比丘は應に呵責すべく、是人は「受具足」とは名けざるなり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他の人より聞くなり。「滿たず」とは、不滿二十雨・減二十年なるを、是を[一四〇]「不滿二十」と名く。減二十雨・滿二十年なるを、是を「不滿二十」と名く。減二十雨・過二十年なるを、是を「不滿二十」と名く。冬時に生まれ還冬時に受くるも、未だ安居竟を經ざるは是を「不滿」と名く。春時に生まれ還春時に受くるも、未だ安居竟を經ざるは是を「不滿」と名く。前安居に生まれ還[一四一]前安居に受くるも、未だ前安居竟を經ざるは是を「不滿」と名く。[一四二]後安居に生まれ還後安居に受くるも、未だ後安居竟を經ざるは是を「不滿」と名く。此人減二十ならんに、時に人の半は減と謂ひ半は滿と謂はんに、半、減と謂へるは波夜提にして滿と謂へるは無罪、此人を「受具足」と名く。此人年減二十ならんに、時に人の一切が不滿と謂ひつゝ與に具足を受けんに、一切波夜提にして此人を「受具足」と名けず。此人年減二十ならんに、時に人の一切が滿と謂ひて與に具足を受けんに、一切無罪にして此人を「受具足」と名く。滿二十雨・減二十年なるを、是を「滿二十」と名く。滿二十雨・滿二十年なるを、是を「滿二十」と名く。滿二十雨・過二十年なるを、是を「滿二十」と名く。冬時に生まれ安居竟を經て具足を受けんに、是を「滿

【一三九】原戒文には諸比丘應呵責是人不名受具足とあり、應呵責は具戒を與ふべからざるに與へたる諸比丘は應に譴責(gārayha)せらるべきなりとの意。是人とは受者なり。

【一四〇】原漢文には不滿者不滿二十雨減二十年是名不滿二十、減二十雨滿二十年是名不滿二十、減二十雨過二十年是名不滿二十、冬時生還冬時受未經安居竟是名不滿、春時生還春時受未經安居竟是名不滿、前安居生還前安居受未經前安居竟是名不滿、後安居生還後安居受未輕後安居竟是名不滿とあり。難解なり、大正藏・縮藏・卍藏の加點訓點凡て文意に相應せず。僧祇律の此文によりて見るに生年滿二十歲なりとも受具足の資格なきなり。卽ち生まれよりて滿二十夏安居竟に於て受戒資格具はるとなすなり。諸律には此意現はれず。

【一四一】前安居。註(八の一四七)參照。

【一四二】後安居。註(八の一四八)參照。

に語るらく、「若し供なからん時は我家に來りて食したまへ、我れ自今已後若し人の供ふることなき日は我れ當に食を施すべし」。年少比丘は是語を聞き已りて卽ち便ち請を受け、供なき日に至りては其家に到りて食しぬ。[一三三]鹿母、佛を長請せしに、時に尊者阿難は日々に請食の爲の故に彼に到るに、十六群比丘其家に在りて食するを見ぬ。此の諸の年少は憍恣を起して言はく、「母、此食太だ多し」。答へて言はく、「子、之れを減ぜん」。復言はく、「太だ少し」。答へて言はく、「子、當に益むべし」。是の如くに或は冷熱・堅輭・甜酢・鹹淡を嫌うて、是の如きの種々に稱適すべきこと難きに、鹿母は信心多慈にして答へて言はく、「子、索むるに隨うて隨に與へん」。阿難見已りて是念を作さく、「若し此は是れ不信家ならんに便ち惡心を起さん」と。是の因緣を以て往いて佛に白して言さく、「善い哉、世尊、願はくは今日より小兒の與に具足戒を受くることと勿らんことを」。佛言はく、「今日より後、年未だ二十に滿たざるには、與に具足を受くるを得ず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[一三四]摩訶羅父子二人、家に在りて信ありしが家を捨てゝ道を修せり。其子なる沙彌、五百の比丘に供給せしに、諸比丘は或は楊枝を索め、或は樹葉を索めて、是の如くに衆多にして供ふることを得る能はざりき。時に摩訶羅念じて言はく、「我に正しく一子ありて五百比丘に供給せしに、索むる所衆多にして供ふることを得ること能はざりき。是の如くんば久しからずして、必ず當に病を生ずべけん。[一三五]然るに世尊の制戒、「年未だ二十に滿たざるには應に與に具戒を受くべからず」と。應に且に與に之に受くべからざるを知ると雖、其をして苦を免れしめん』と。卽ち比丘を將ゐて出でゝ[一三六]戒場上に到りて與に具足を受けしめぬ。具足を受け已るに、諸比丘は猶ほ前法の如くに喚んで言はく、「沙彌、我が與に淨楊枝及び草・樹葉を[一三七]知れ」と。彼卽ち答へて言はく、「我已に具足を受けしに、云何が故は沙彌と喚ぶや」。諸比丘言はく、「誰か汝の與に受けしや」。答へて言はく、「我が[一三八]婆樓醯なり」。諸比丘は是の因緣を以て

【一三三】原漢文には鹿母長請佛時尊者阿難日々到彼爲請食故見十六群比丘在其家食とあり。到彼と爲請食故とを轉置して譯出せり。到彼爲請食故を爲請食故到彼として譯出せり。

【一三四】摩訶羅父子。愚かなる父子。摩訶羅は註（三の二三八）參照。

【一三五】原漢文には然世尊制戒年未滿二十不應與受具戒雖知不應且與受之令其免苦卽將比丘出到戒場上與受具足とあり。

【一三六】戒場（Upasampadāsī-mamaṇḍala）。戒壇なり、初には平地なりし故に戒場といひ、後に土を盛りて壇となせる故に戒壇といふ。

【一三七】知れとは律の淨語、持ち來れの意なり。

【一三八】婆樓醯。父の義なり。荷物を擔ひ運ぶ者を bhāraṃ-三 といふ如くに、子供を擔ふもの、子供を持つ者を bāla+vahi=bālohi と構成することは可能なる故に、bālohi は婆樓醯に相當し、子供を擔ふものとは卽ち父の義に適合するなり。此の構成語の推定は泉芳璟氏によりて指示されたる所である。

一々に處を徙して坐せんに一々に波夜提なり。若し家中にて作務して淨人の來往斷えざらんには無罪なり。若し門、道に向ひ、道中の行人、比丘の、食を乞ふ頃も斷えざる如きには、彼を卽ち淨人に當つるに無罪なり。　若し比丘・女人、閣上に於て共に坐し、閣下にて淨人遙に比丘を見、比丘も亦淨人を見んには無罪なり。比丘と女人と閣下に在りて坐し、閣上に人あらんにも亦是の如し。或は見にして聞に非ず、或は聞にして見に非ず、亦見にして亦聞、見に非ず聞に非ざるあり。「見にして聞に非ず」とは、淨人遙かに比丘・女人の共に坐せるを見るも、語聲を聞かざらんに越毘尼罪なり。「聞にして見に非ず」とは、語聲を聞いて其人を見ざらんに越毘尼罪なり。「亦見にして亦聞なり」とは、共に坐せるを見、語聲を聞かんに無罪なり。「見に非ず聞に非ず」とは、波夜提なり。盲の淨人は越毘尼罪、聾の淨人は越毘尼罪、盲聾の淨人は波夜提、一は盲、一は聾なる淨人は無罪なり。若し淨人眠らんには、當に動りて覺まさしむべし。此罪は亦是れ聚落、亦阿練若、亦是れ時、亦非時、亦是れ晝、亦是れ夜、是れ屛處にして露處に非ず、是れ空靜にして衆多に非ず、是れ近にして遠に非ざるなり。是故に說きたまへり。

故奪及び疑悔と　捨せざると藏すると畏怖と　水戯と指にて相擬すると　共行と同室宿と

空靜處と亦然り。第七跋渠竟る。

一三〇佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、一三一毘舍佉鹿母は、一三二祇洹僧を長請し、次第に其舍に到りて食せしに、時に毘舍佉鹿母は頭面に僧足を禮し、次第に而して下りて十六群比丘の所に到るに、其の年少にして身色柔輭なるに而も能く捨家せるを見て、女人、慈多くして兒子の想を起し、亦敬法の故に卽ちに便ち問うて言はく、「祇洹の衆僧は供なき時、尊者は何の處にて食を得たまふや」。答へて言はく、「時到らば衣を著し鉢を持して家々に食を乞ふなり」。卽ち尊者

【一三〇】波夜提第七十一、未滿二十受具戒。四分・巴利第六十五條、五分第六十一條、十誦・有部第七十二條なり。四分・巴利・十誦は王舍城を制處とし、五分・有部は舍衞城とす。

【一三一】毗舍佉鹿母。註(七の一四九・二五()參照。

【一三二】祇洹僧。祇園精舍の比丘僧なり。

は阿闍梨は時々に來りて我を看よ」と、……[128]二不定法中の因縁に廣說せるが如し、……乃至、佛、優陀夷に告げたまはく、「癡人、在家俗人すら尙ほ出家人所應の行法と不應の行法とを知れるに、汝、信心出家しつゝ而も出家所應の行法を知らず。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず。今日より後、女人と共に獨、[129]空靜處に坐するを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、女人と與に獨、空靜處に坐せんには波夜提なり」と」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「女人」とは、若しは母・姉妹、若しは大若しは小、在家・出家なり。「獨」とは、獨一女人にして更に餘人なきなり。設し餘人ありとも、若しは眠・癡狂・心亂・苦痛・嬰兒・非人・畜生ならんに、是人ありと雖ほ「獨」と名くるなり。「空靜」とは、寂靜處なり。「坐」とは、共に坐せんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、女人と與に共に坐して、竟日坐せんには一波夜提、若し比丘・女人にして中間に起ちて更に坐せしに一々に波夜提なり。若し比丘、請を受けて檀越家に到りて坐し、女人、食を下き已りて比丘の前に坐し、復、起ちて食を益めんに、是の如くに復起ち復坐せんに一々に波夜提なり。一女人、比丘邊に坐し、一女人來往して食を益めんに、女人出づる時は比丘應に起つべきなり。起つ時輒爾に起つを得ず、彼女疑ひ謂ひて「比丘に異想あり」とて呼ぶを恐れてなり。應に先に語るべし、「姉妹、我れ起たんと欲す」。問うて言はく、「何の故に起つや」。答へて言はく、「世尊の制戒、女人と共に獨り空靜處に坐するを聽したまはざれば、是故に起たんのみ」。女言はく、「尊者起つこと莫れ、我自ら起たん」とて、起たんには無罪なり。(若し比丘、)減七歲女(と共に)階道の板上に在りて坐し、坐し已りて復第二の板上に坐し、坐し已りて復起ちて第三の板上に坐せんに、是の如く

【一二八】二不定法中の因緣。本律第七卷の註(一四五)の本文なり。

【一二九】空靜處(Raho)。寂靜處なり。

り半障てるには越毘尼罪、覆あるも障なきには無罪、障あり覆あるには波夜提、障あり半覆へるには越毘尼罪、障あり覆なきには無罪なり。比丘と女人と倶に室内なるには波夜提、比丘は室内に女人の半身は屋内に在らんに越毘尼罪なり。比丘は屋内に女人は屋外ならんに越毘尼罪、女人は屋内に比丘(屋)に屋内ならんに波夜提、女人は屋内に比丘は半身屋内に在らんに越毘尼罪、女人と比丘と倶外に在らんに無罪なり。若し[二二四]佛生日大會・得道日大會・轉法輪日大會・羅云大會・阿難大會・般遮于瑟大會に若し通夜說法せんには、當に露地に在るべし。若しは風雨若しは雪墮ちて寒からんには、當に屋裏に入りて正身に坐すべし。若しは老若しは病にて坐する能はざらんには、當に障隔を施すべし。障隔には踈物を用ふるを得ず、高さ肩腋を齊るべし。若し比丘、道路行して聚落に入りて宿する時、當に房を別にし隔を別にすべし。若し屋なきには當に露地に宿すべく、若し風雨寒雪には當に屋內に入りて正身に坐すべし。若し老病劣弱にして坐する能はざるには、當に障隔を作すべし。若し障なきには、女人にして可信ならんには應に語言すべし、「優婆夷、汝先に眠れ、我れ坐せん」。比丘眠らんと欲する時に語りて起さしめよ、「我れ眠らんと欲す、汝眠ること莫れ、眠らんには汝に福なけん」と。若しは雌象、……乃至、雞、若しは(雌)駱駝・牛・驢にして頭を繫ぐる時は未だ罪を得ず、頭を委ねて眠らんには波夜提なり。若し雌狗にして頭を舒ぶる時は無罪、頭を屈して眠る時は波夜提。(雌)鵝・孔雀・鷄にして頭を舒ぶるには無罪、頭を屈して翅下に著くるには波夜提。象にして正立せる時は無罪、[二二五]猗眠せん時は波夜提なり。若し衆多比丘房内に在りて眠るに、母人、眠れる女兒を抱いて入らんには、一切の眠れる比丘は波夜提なり。若し[二二六]維那・知事人は應に母人に語りて言ふべきなり、「汝正しく兒を豎にして、抱へて入れ」と。是故に說きたまへり。

[二二七]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優陀夷は一知識にして聚落を同じくせる婆羅門と與なりき。婆羅門の女出で嫁ぎて異聚落に至るに、信を遣して語るらく、「父若し

【二二四】佛生日大會等。註(三の一八三)次下參照。

【二二五】原漢文には倚時波夜提とあるも、今宋・元・明・宮本により猗眠時波夜提と改む。猗眠はしなやかに眠る貌なり。

【二二六】維那。註(九の五四)參照。

【二二七】波夜提第七十、與女屏處坐戒。四分・巴利第四十五條、五分第四十四條、十誦第二十九條、有部第二十八條なり。四部・十誦・有部及び本律は迦留陀夷を制緣人とするも巴利・五分は跋難陀(Upananda)とせり。

女・母に語りて言はく、「可しく將ゐて家に歸り其の宿處を借すべし」。母即ち語りて言はく、「沙門、我に隨うて家に還れ、當に宿處を借すべし」。比丘即ち隨うて家に還り至るに、一房を與へて語りて言はく、「沙門、此中に可しく宿すべし」。比丘即ち草蓐を敷いて結跏趺坐し、母子食し訖りて自の眠處に還れり。是の比丘、道行して疲極せしかば〔二二〕偃息して而して臥するに、女、母の眠熟し已るを伺ひ徐々に竊に起きて比丘の所に至りて其の草蓐を牽けり。比丘覺め已りて起ちて正身に坐するに、女人の性弱くして即ち便ち却き去りぬ。去り已るに比丘還復臥するに、此女須臾にして復來れり。世尊所說の如く五種の人ありて夜多く眠らず、何等をか五とす、女人欲想を起して男子を憶ふ故に夜多く眠らず、男子欲想を起して女人を憶ふ故に夜多く眠らず、賊盜心ありて夜多く眠らず、王國事を憂念するが故に夜多く眠らず、精進の比丘、道業を修習して夜多く眠らざるなり。此の女人も眠るを得ずして復竊に起き來りて其の草蓐を牽くに、比丘覺め已りて起ちて正身に坐し、乃し〔二三〕夜了に至りぬ。明日、佛の所に至るに、佛、遙かに見已り、知りて而して故に問ひたまはく、「誰か汝を燒觸せしや、顏色悅ばず」。即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、女人と與に室を同じうして宿せんに波夜提なり」と」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「女人」とは、若しは母・姉妹、若しは大若しは小、在家・出家なり。「室」とは、障を同じくし覆を同じくせるなり。「宿す」とは、倶に眠るに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

共に一房なりとも隔あり戶を別にせるには無罪、房を異にすとも隔なきには波夜提、房を共にし隔を共にせるには波夜提、房を別にし戶を異にせるには無罪なり。覆あり障あるには波夜提、覆あ

【二二】偃息。ねころびて休むなり。

【二三】夜了。宋・元・明・宮本には地了となす。明相出現の時なり。

與に共に期して道行することを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、女人と與に共に期して道行し、乃し聚落の中間に至らんに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「女人」とは、若しは母若しは姉妹、若しは大若しは小、在家・出家なり。「共に期す」とは、若しは今日若しは明日・半月・一月なり。「道」とは、三由延・兩由延・一由延・半由延・一拘盧舍・半拘盧舍にして、乃し聚落の中間に至らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、女人と與に共に期して道行し、一々聚落の中間を經んに一々に波夜提、若し還來せんには亦一々に波夜提なり、……餘は九十二第三跋渠中の[三〇]比丘尼と與に共に期して道行に著く中に廣說せるが如し、此中、女人を以て異と爲すのみなり。是故に說きたまへり。

[三一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、阿那律は塔山に在りて夏安居し竟り、舍衞城に還りて世尊を禮覲し問訊せんとして、行路の中間にて日冥せしかば、聚落に入りて宿止處を求めんと欲せり。時に聚落中に一母人あり、一女を將ゐて村を出でゝ水を取らんと欲するありて道路に相逢ふに、女、比丘の顏貌端正にして威儀庠序たるを見て即ち欲想を生ぜり。比丘、聚落に入りて遍く宿處を求むるに得ざりしかば是念を作さく、「當に還外に出でゝ樹下に於て宿すべし」とて、即ち便ち還出づるに復彼の母子に逢ひぬ。時に女、母に問うて言はく、「此の沙門は冥に向うて何處に去らんと欲するや」。答へて言はく、「知らず」。女言はく、「阿母、可しく問ふべし」。母即ち問うて言はく、「沙門、冥に向うて聚落を出でゝ何所に至らんと欲するや」。答へて言はく、「我れ聚落に入りて宿處を求むるに得ざりしかば、還外に出でゝ樹下に止宿せんと欲するなり」。

【三〇】第二十六波夜提、與尼期行戒なり。

【三一】波夜提第六十九、與女同宿戒。四分第四條、巴利第六條、五分第五十六條、十誦・有部第六十五條なり。

言はく、「是の沙門は汝を偸み去りしや」。答へて言はく、「爾らず」。何の因にて相隨ひしや」。[一一七]答へて言はく、『夫主に打たれ、夫の瞋未だ息まざるを以て復恐らくは重ねて打たん、失命を懼るゝに因るが故に是故に避け走るに、遇比丘を見たりしかば即ち問うて言はく、「尊者、何處に去くや」。答へて言はく、「我れ城を出でんと欲す」。我言はく、「尊に隨うて去かんと欲す」。比丘言はく、「此は是れ王道なり、何ぞ問はるゝを用ひん」と。事實は是の如し、彼れの偸む所には非じ』と。即ち婦人を遣し出して復比丘を呼び來りて問うて言はく、『汝、出家人にして他婦を偸み去りつゝ、云何が妄語して脫るゝを得んと望むや。[一一八]向には女人言へり、「汝實に偸めり」と。汝何ぞ言はざる』。比丘答へて言はく、「爾らず」。復更に重ねて問ふに答辭初の如くなりしかば、比丘を遣し出さしめて、復女人を喚びて問うて言はく、『弊死の女人、夫を棄てゝ逃走しつゝ、妄語して官を欺きて脫るゝを得んと望むや。向には比丘言へり、「實に汝を偸めり」と。汝何ぞ言はざる』。答へて言はく、「實に爾らず」。是の如くに三たび問ふに答辭初の如くなりしかば、即ち女人を留めて比丘を喚び來り、情狀を對驗し顏色を觀望して其の虛實を知るに答辭初の如くなりき。官、比丘に問ふらく、「汝の鉢何を以て破れしや」。答へて言はく、「破れしのみ」。「衣何の故に裂壞せしや」。答へて言はく、「裂けたるのみ」。「肘膝何を以て傷破せしや」。答へて言はく、「傷けるのみ」。[一一九]婦は夫の未だ(瞋を)息めざるを瞋り、彼比丘の苦を受くること是の如くなるに而も官に語らざるを憐みて即ち官に向うて說くに、官は是を聞き已りて極めて大に瞋恚して是の如きの言を作さく、「弊惡の罪人、汝こそ便ち是れ王の、更に餘す無き人なれ」とて、即ちに官人に勅して料理せしめ、比丘には其の湯藥を給し衣鉢を與へ、即ちに是人を取りて獄中に繫著し、家の財物を籍して官庫に沒入せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、比丘に語げたまはく、「何の處にか一切の王家に是の信心(ある)を得ん、此れ與に共に期せざるに過患あること是の如し、況んや復共に期せんをや、今日より後女人と

【一一七】原漢文には答言夫主見打以夫瞋未息復恐重打因懼失命故是故避走遇見比丘……とあり。

【一一八】原漢文には向者女人言汝實偸汝何言不とあり。何言不の三字を今は何不言として譯せり。後も然り。

【一一九】原漢文には婦瞋(1)夫未息憐彼比丘受苦如是而不語官卽向官說官聞是已極大瞋恚作如是言弊惡罪人汝便是王(2)更無餘人卽勅官人料理比丘給其湯藥與衣鉢卽取是人繫著獄中(3)籍家財物沒入官庫とあり。難解なり。(1)夫未息の下に瞋の字を入るべきならん。(2)更無餘人とは更に餘るなき人、赦すべき餘地のなき人卽ち罪人なりとの意なるべし。(3)籍家財物とは家財物を帳に記錄して之れを官に取りあぐるなり。

す、應に方便を作して起ちて物を取らしむべきなり。若し檀越家に坐し、婦女來りて比丘の足を禮して前に在りて坐せんに、(坐すること)正しからざらんには、語げて慚愧せしむるを得ず、當に方便を作して發遣して物を取らしむべし。若し姦婬女來りて比丘を試弄せんとて、故に正しく坐せざらんには、語るを得され、但當に避去すべし。是故に說きたまへり。

一二五 佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。時に一人あり、其婦不可意なりしかば瞋恚し極打して便ち出しぬ。婦是念を作さく、「彼瞋りて息まず、若し更に打たんには定んで死なんこと疑なし、今當に走り避くべし」とて即ちに便ち門を出づるに、比丘あり食を乞うて還りて城を出でんと欲するを見て婦人即ち問うて言はく、「阿闍梨、何處に去かんと欲するや」。答へて言はく、「城を出でゝ去かんと欲す」。婦人言はく、「我れ尊に隨うて去かんと欲す」。一二六 比丘言はく、「姉妹、此は是れ王道なり、何爲ぞ問はるゝを(用ひん)」と。即ち後に隨うて去くに、其夫後に是念を作さく、「我婦は打を得て或は能く走り去らん」とて、即ちに入るに其婦を見ざれば、即ち餘人に問うて言はく、「何處に去りしや」。答へて言はく、「適に出でゝ是道に隨うて去りぬ」。即ち後より逐ふに其婦、比丘の後に隨うて去れるを見、即ち瞋恚を生じて是の罵を作して言はく、「弊惡の沙門、我婦を誘ひ去れり」とて、便ち比丘を捉へて熱打し、將ゐて斷事官の所に詣りて是言を作さく、「此の比丘は我婦を誘ひ去りしなり」と。斷事人言はく、「一々に將ゐ來りて事實を撿問せん」とて、即ち比丘に問ふらく、「汝、出家人にして云何が他婦を將ゐて走りしや」。答へて言はく、「爾らず」。「何の因にて相隨へしや」。答へて言はく、「我れ食を乞うて還りて城を出でゝ去らんと欲せしに、婦人我れに問ふらく、『何處に去らんと欲するや』と。我れ答へて言はく、『城を出でゝ去らんと欲す』。婦人言はく、『我れ隨ひ出でんと欲す』。我れ答へて言はく、『姉妹、此は是れ王道なり、何ぞ問はるゝを用ひん』。事實は是の如し」と。斷事人言はく、「比丘を將ゐ出して婦人を呼び來れ」。(婦人を喚び來るに)問うて

【一二五】波夜提第六十八、與女期行戒。四分第三十條、巴利・五分第六十七條、十誦・有部第七十條なり。

【一二六】原漢文には比丘言姉妹此是王道何爲見問即隨後去とあり。

我を形笑せり」。佛即ち婆羅門の與に隨順說法して示教利喜したまふに、歡悅して而して去りぬ。去り已りて佛言はく、「十六群比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「婆羅門ありて極めて醜陋なるに端正の婦を將ゐたるを、汝見已りて實に笑ひしや不や」。答へて言さく、「婆羅門を笑はざりき」。「汝、誰を笑ひしや」。答へて言さく、「世尊、齋日に優鉢羅比丘尼・脂梨沙彌尼來りて我所に到りしに、坐すること正しからざりし故に我見已りて互相に指示せり、是故に笑へるのみ」。佛言はく、「梵行尼にして坐すること正しからさらんに、汝當に方便して起たしむべきに、云何が之を笑ひしや。今當に汝を罰し、是に因りて諸弟子の爲に制戒せん」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

〔一二一〕「若し比丘、指を以て相指ざゝんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。一指を以て指ざゝんに波夜提、乃至、五指も亦是の如し。一切手指は波夜提、拳を以て指ざゝんに偸蘭遮、若しは木若しは竹にて指ざゝんに越毘尼罪なり。若し比丘、共に諍ひて指を以て相指ざゝんに波夜提。〔一二二〕若しは直月若しは知事人、次食を差せんに指を以て指さして「某甲去け」と言はんに波夜提、若し竹木を捉りて指ざゝんに越毘尼罪にして、應に語りて言ふべし、「某甲は當に次食に去くべし」と。若し沙彌眠るに喚起せんと欲せんには應に〔一二三〕彈指すべく、若し覺らざらんには指を以て挃くを得ず、當に衣を牽き挽いて覺らしむべし。若し諸比丘、俗人家に在りて坐するに、〔一二四〕摩訶羅比丘坐して正しからさらんには、應に「汝、正坐せよ」と語るべく、若し覺らさらんには應に「汝が衣を正しくせよ」と語るべく、復覺らさらんには應に語言すべし、「摩訶羅、汝の形體を覆へ」と。若し比丘、比丘尼精舍中に至りて坐し、比丘尼、比丘の足を禮し已りて比丘前に在りて坐するに、若し坐すること正しからさらんには、語げて慚愧せしむるを得

【一二一】諸律皆繫擽(指にて戯れて腋下をつくなり、こそぐるなり)とせるに、僧祇律のみは戒緣を異にし、戒文また指にてゆびざすことを制せり。巴利戒文には aṅgulipatodaka とし、梵文戒本にも aṅgulipratodanāt として、指にてつく意なり。

【一二二】原漢文には若直月若知事人差次食以指指言某甲去波夜提とあり。次食とは檀越の長請に對して僧中より夏臘の次第によりて差遣して食せしむるをいふ。

【一二三】彈指。前註(四九)參照。

【一二四】摩訶羅比丘。戒行に明かならざる愚癡比丘の意、註(三の一二三八)參照。

り。「澆漾」とは、戯れを以て故に水中に在りて岸上に澆漾せんに越毗尼罪、岸上にて其水中に澆漾せんには越毗尼罪、水中にて水中を澆漾せんに波夜提、陸地にて陸地に澆漾せんには越毗尼罪なり。若し比丘病み、頭を刺して血を出して迷悶し、若しは熱病にて迷悶せんに、冷水を以て灑ぐは無罪なり。若し比丘誦經の時眠睡せんに、冷水を以て灑ぐは無罪なり。若し比丘、食上にて沙彌撓亂せんに、俗人の不信を恐るゝが故に〔一〇五〕知事者が水を以て澆漾するは無罪なり、是れを「澆漾」と名く。

若し和上・阿闍梨の爲に洗浴せんに、水にて背に書くは越毗尼罪。若し比丘、食上にて戯の故に水を以て書きて、鉢・鍵鎡・器上に字を作さんに越毗尼罪。若し脚を洗ふ時水を以て木上に書き、及び瓮・甕・瓶に畫かんに一々に越毗尼罪。指を以て水を彈じて聲を作さんに越毗尼罪、水を以て空中に跳げて接取せんに越毗尼罪なり。是故に說きたまへり。

〔一〇六〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し、爾の時月八日・十四日・十五日は〔一〇七〕齋日にして、比丘尼來りて佛の所に詣り頭面に禮拜して問訊せり。時に十六群比丘は佛を去ること遠からずして、一處に在りて坐せり。〔一〇八〕優鉢羅比丘尼・脂梨沙彌尼も亦來りて禮拜問訊し、禮拜問訊し已りて十六群比丘の所に往き、同じく年少にして相好樂するを以ての故に彼中に至りて坐するに、坐すること正しからざりし故に彼れ見已りて更相に指示して笑へり。時に婆羅門あり極めて醜陋にして〔一〇九〕僂脊傴脚なるが一年少端正の婦を將ゐ來るに、諸比丘の笑ふを見已りて是念を作さく、「此の諸の沙門は我が醜陋なるに端正の婦を將ゐたるを見て必ず當に我を笑ふなるべし」と。即ち瞋恚して言はく、「沙門釋子は儀則を知らず、而も我を〔一一〇〕形笑せり」と。諸比丘即ち答へて言はく、「我れ汝を笑はず」。婆羅門言はく、「爾らず、正しく我を笑へるのみ」と、是語を作し已りて往いて佛の所に至りて是言を作さく、「奇異なり瞿曇、沙門釋子は儀則を知らず、我が醜陋なるに端正の婦を將ゐたるを見て而して

【一〇五】知事者。知事人なるも即ち今は食監人（Bhattuddosaka）なり。註（三の二三九）摩摩諦の下及び註（九の五四）維那の下參照。

【一〇六】波夜提第六十七、指か而笑戒。四分第五十三條、巴利第五十二條、五分第五十四條、十誦・有部第六十三條なり。僧祇律の戒條は他律と全然異れるは注意すべし。

【一〇七】齋日。浄住日なり、此日浄戒を持して浄住するなり。

【一〇八】優鉢羅比丘尼。蓮華色比丘尼なり。註（五の五〇）參照。

【一〇九】僂脊傴脚。せむし、あしなへ。

【一一〇】形笑。すがたをそしり笑ふ意。

如し」と。王見已りて心大に歡喜して是の如きの言を作さく、「善い哉、我れ善利を得たり、願はくは世尊及び比丘僧は盡壽に我が國內に在りて良福田たらんことを」と。諸比丘は王の嫌へるを聞きしが故に、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「十六群比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「我れ今汝を罰し、汝に因りて當に諸比丘の爲に制戒せん」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、水中にて戲れんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「水」とは、十種あり。「戲る」とは、跳・渡・還渡・沒・出・撥・拍・[100]澆濺せんに波夜提なり。「波夜提」とは上に說けるが如し。「跳」とは、[101]戲れて故に水中に跳入せんに波夜提、若し岸を行いて崩れて水に墮ち、若しは船にて行いて岸を衝き木石撥て水中に墮ちんには無罪なり、是を「跳」と名く。「渡」とは、戲を以て故に水を渡らんに波夜提、若し行いて渡らんと欲し、若しは物を渡し、[102]若しは河の彼岸に僧事・塔事の宜しく數々經理すべきあり、若しは浮を學ばんと欲して渡らんには無罪なり。「還」とは、戲れを以て故に水を還り渡らんに波夜提、若し忘失する所ありて物の爲の故に還り渡りて取らんに無罪なり。「沒」とは、戲れを以て故に沐沒せんに波夜提、若し鉢・小鉢・[103]銅釬器物にして水に墮ちんに、沒し取らんには無罪、澡洗の爲の故に(墮ちんに)、沒するは無罪なり。「出入」とは、戲れを以て故に水に入り水より出でんに波夜提、物を取らんが爲の故なるは無罪なり。「撥」とは、戲れを以て故に水を撥かんに波夜提、若し水上熱くして冷水を取らんが爲の故に下水を撥き取らんには無罪なり。「拍」とは、戲れを以て故に水を拍たんに波夜提、若し水上に[104]倒孑蟲あり、拍ちて下に入らしめて無蟲水を取らんに無罪な

【一〇〇】澆濺。澆は水の回狀する貌、濺は水の溢るゝ貌。
【一〇一】戲れて(Hāsadhamme)。
【一〇二】原漢文には若河彼岸有僧事塔事宜數々、經理若欲學浮渡者無罪とあり。浮は水泳なるべし。
【一〇三】銅釬器物。釬は金鐵を固むる藥なるも、恐らく銅釬は銅盂の寫誤にあらざるなきか、盂は鉢又は椀の意なれば解し易きも銅釬とありては解し難し。諸本皆釬とす。
【一〇四】倒孑蟲。ぼうふり。

せんには)越毗尼罪、下、俗人に至らんに越毗尼心悔なり。是故に說きたまへり。

[九一]佛、舍衛城に住したまふに諸天・世人の供養する所と爲り、利益したまふ所多かりき。爾の時舍衛城中に姊妹二人あり妊身して未だ產せず、家に在りて信あり出家して道を爲めしも、諸比丘尼は其の腹相を見て卽ち便ち驅出せんとして、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「家に在りし(時に)妊身せるは無罪なり」と。此の比丘尼後に男子を生みて[九二]童子迦葉と名け、年八歲に至りて出家して道を爲めて阿羅漢を成じぬ。十六群比丘と共に各澡盥を持して[九三]阿耆羅河邊に到りて澡浴せんとて水に入り、仰覆浮戲し渡河來往し水を拍ちて沐浴せり。爾の時[九四]波斯匿王は重樓上に在りて四望觀看せしに、王未だ佛法を信ぜざりしかば是事を見已りて倍不信を生じ、卽ち[九五]末利夫人に語りて言はく、「汝家が事ふる所の[九六]福田を看よ」と。夫人は深信無疑にして迴らし顧看せずして卽ちに答へて言はく、「大王、或は是れ年少出家の始めて具足を受けて未だ戒律を知らざる、或は世尊未だ此戒を制したまはざれば是故に爾らんのみ」。王、夫人に語げて言はく、『喩へば家長語る時眷屬隨從するが如く、和上・阿闍梨語る時弟子隨從し、沙門瞿曇語る時弟子皆「是の如し世尊、是の如し[九七]修伽陀」と言ふが如くなるに、我れ汝と共に語るに而も汝は迴らして顧看すらなさず』と。[九八]爾の時、尊者童子迦葉は其の水中に於て頂なる第四禪に入り、天耳を以て王の語聲を聞いて卽ち諸の伴比丘に語りて是言を作さく、「長老、王は倍不信を生じ末利夫人も心に不悅を生ぜり、今當に彼をして歡喜心を發さしむべし」と。[九九]皆言はく、「善い哉」とて、各々卽ち澡盥を提げて中に水を盛滿して以て前に著きて結跏趺坐し、次第行列して虛を陵いで而して逝き、王殿上の空中よりして過ぎぬ。時に末利夫人は露處に在りて坐し、其の坐影を見已りて卽ち便ち仰觀するに、次第行列して結跏趺坐し、前に皆澡盥ありて虛に乘じて而して去れること如ら鴈王に似たるを見、是事を見已りて心大に歡喜して卽ちに王に白して言さく、「我家の福田を看たまへ、神德あること是の

註(三の一六〇)參照。

【九〇】 百足蟲。蜈蚣、むかでなり。

【九一】 波夜提第六十六、水中戲ぶ。四分第五十二條、五分第五十五條、巴利第五十三條、十誦・有部第六十四條なり。

【九二】 童子迦葉(Kumāra kassapa)。

【九三】 阿耆羅河 (Aciravati nadi)。

【九四】 波斯匿王 (Rājā pasenadi)。憍薩羅國王にして後に佛教に歸依す。

【九五】 末利夫人(Mallika devi)。

【九六】 福田(Puññakkhetta)。僧寶なり、註(二の四二)無上福田の下參照。

【九七】 修伽陀(Sugata)。善逝卽ち佛の十號の一。

【九八】 原漢文には爾時尊者童子迦葉於其水中入頂第四禪以天耳聞王語聲……とあり。四禪定中の第四禪定は最高なる故に頂の字を添へたるなるべし。

【九九】 原漢文には皆言善哉各各卽提澡盥盛滿中水以著於前結跏趺坐次第行列陵虛而逝於王殿上空中而過とあり。此文には十七群比丘は權化の聖者なるを示す意趣あるべし。

吐き、乃至、一指を曲げて嗱嗱と（言ひて）恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざらんにも波夜提なり、是を「色」と名く。「聲」とは、象聲・馬聲・驢聲の是の如き等の種々聲、或は長聲して卒に止め・[八〇]卒聲して長く引き、乃至、耳を[八一]殻して恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「聲」と名く。「香」とは、是言を作さく、「長老、是中に蛇香・[八二]富單那惡鬼香・蝎香あり」と、是の種々恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「香」と名く。「觸」とは、熱・冷・輕・重・滑・澁なり。「熱」とは、若しは火を以て若しは日を以て衣・鉢・鍵鎡を炙り、戶鑰を揩りて熱せしめて彼身に觸れて是言を作さく、「長老、火起れり火起れり」と、是の如きの恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「熱」と名く。「冷」とは、若しは扇風・衣風を以て、若しは水を灑ぎて是言を作さく、「長老、雨雪、雨雪」と、是の如きの恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「冷」と名く。「重」とは、重き[八三]拘攝・重旃を持ちて上に押して是言を作さく、「長老、壁倒れん壁倒れん」と、是の如きの恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「重」と名く。「輕」とは、諸の輕細衣を以て上を覆うて是言を作さく、「長老、雲墮ちぬ雲墮ちぬ」と、是の如きの恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「輕」と名く。「滑」とは、若しは[八四]優鉢羅花莖・[八五]拘牟頭華莖・[八六]須犍提花莖若しは[八七]戶鉤にて彼身に觸れて是言を作さく、「長老、是れ蛇是れ蛇なり」と、是の如きの恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「滑」と名く。「澁」とは、[八八]鉢頭摩花莖・[八九]分陀利花莖にて彼身に觸れて是言を作さく、「長老、此は是れ[九〇]百足蟲なり」と、是の如怖の恐怖の相を作さんに、彼若しは畏れ若しは畏れざるにも波夜提なり、是を「澁」と名く。

比丘を恐怖せんには波夜提、比丘尼を（恐怖せんには）偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼を（恐怖せ

【八〇】卒聲。暴急に聲を發するなり。
【八一】殻。元・明兩本には悚、宮本には聲の字となす。そばたてるなり。
【八二】富單那惡鬼香。富單那（Pūtana）は臭餓鬼と譯し、その惡鬼身形の臭穢なる香なり。
【八三】拘攝重旃。原漢文には重者持重拘攝重旃押上作是言長老壁倒壁倒作如是恐怖相彼若畏若不畏波夜提是名重とあり。旃の字を宋・元・宮本には坑、明本には氈の字となし、押の字を明本には壓の字となす。拘攝重旃は恐くは拘執重氈の同音寫なるべく、拘執（Kocchapa）は敷具、重氈は敷物類なるべし。註（三の一二四）拘執枕の下參照。
【八四】優鉢羅花莖。青蓮華の莖、註（三の一五七）參照。
【八五】拘牟頭華莖。黃蓮華の莖、註（三の一五九）拘物頭の下參照。
【八六】須犍提花莖。根橘易上集に四阿含暮抄下云、須犍提此云極香花とあり。註（三の一六一）參照。
【八七】戶鉤。原漢文には戶拘とせるも明本によりて鉤の字に改む。
【八八】鉢頭摩花莖。赤蓮華の莖、註（三の一五八）參照。
【八九】分陀利花莖。白蓮華、

り。[七四]三種鉢の中、若し一々を藏せんに波夜提、若し[七五]鍵鎡及び餘器(を藏せんに)は越毗尼罪なり。尼師檀を藏せんには波夜提、餘の敷具を藏せんに越毗尼罪なり。鍼筒は鍼ありて合せて藏せんに波夜提にして、鍼なきには越毗尼罪、縷ある鍼を藏せんに波夜提、縷なき鍼(を藏せんに)は越毗尼罪、縷ある鍼より但、縷を脱取して藏せんに越毗尼罪なり。戲笑して比丘の衣を藏せんに波夜提、比丘尼(の衣を藏せん)に偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼(の衣を藏せん)に越毗尼罪、下、俗人に至らんに越毗尼心悔なり。是故に說きたまへり。

[七六]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は禪坊の中より起ちて屏處闇地に在りて立ち、耳を[七七]悚し・面を皺め・眼を反て・舌を吐き・[七八]嘷々の聲を作して十六群比丘を恐怖せ(しめ)ぬ。十六群比丘聞き已りて卽ち心に恐怖し、聲を擧げて啼喚せしに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何等の小兒の啼聲なりや」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何を以ての故に爾せしや」。答へて言さく、「戲樂の故に」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、梵行人を惱ましつゝ而も戲樂なりと言はんとは」。佛言はく、「汝、彼を輕んずること莫れ、彼若し入定せんに能く神力を以て汝を擲ちて他方世界に著かん。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、比丘を[七九]恐怖せ(しめ)んには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「恐怖」とは、色・聲・香・味・觸にて(恐怖せしめんに)波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。「色」とは、闇地に在りて耳を悚し・面を皺め・眼を反て・舌を

【七三】僧祇支。註(八の二二四)參照。
【七四】三種鉢。上中下の三種なり、註(一〇の一〇〇・一〇二・一〇三)參照。
【七五】鍵鎡。助食器なり、註(三の一一五)參照。
【七六】波夜提第六十五、恐怖比丘戒。分・巴利第五十五條、五分第七十三條、十誦・有部は第六十六條なり。制戒處・制戒緣に於て五分・巴利・僧祇・有部はいづれも舍衞國・六群比丘なり。然るに四分は婆羅棃毗國、十誦は毗耶離國摩俱羅山中とし、四分は那迦波羅比丘とし十誦は象守比丘とせり。那迦波羅(Nāgapāla)は譯して象守となし得べし。此の一戒に於てその制戒處及び制緣人に兩系統ありしを見るべきなり。
【七七】悚。竦又は聳に通じ、おそれそびやかす貌。
【七八】嘷々。呼ぶ聲。
【七九】恐怖(Bhiṃsā)。

言はく、「長老、此の僧伽藍は大なれば但之れを求めよ」。即ち求めて久しきを經るも得ざりしかば、[六六]復言はく、「長老、我に何物かを雇へよ、當に汝を助けて求むべし」と。是語を聞き已るに、是れ彼が藏せるを知りぬ。食後に復、[六七]尼師檀及び[六八]鍼筩を藏せしに、諸比丘食し已り林中にて坐禪せんと欲して、尼師檀を求むるに得ざりしかば即ち言はく、「長老、誰か我が尼師檀を持ち去りしや」、復比丘ありて言はく、「誰か我が鍼筩を持ち去りしや」と。六群の比丘笑うて言はく、「長老、此の僧伽藍は大なれば但遍く求めよ」。即ち求めて久しきを經るも得ざりしかば、復語りて言はく、「汝、我に何物かを雇へよ、當に汝を助けて求むべし」と。是語を聞き已るに、是れ彼が藏せるを知りぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何を以ての故に爾せしや」。答へて言さく、「戲樂の爲の故に」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、諸の梵行人を惱ましつゝ而も戲樂なりと言はんとは。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛言はく、「今より已後、戲笑して他の衣・鉢・尼師檀・鍼筩を藏するを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、他の衣・鉢・尼師檀・鍼筩を藏して、乃し戲笑に至らんに波夜提なり」と」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「衣」とは、[七〇]七種衣なり。「鉢」とは、[七一]瓦鉢・[七二]鐵鉢なり。鉢に三種あり、上と中と下となり。「尼師檀」とは、世尊の聽したまへる所の如し。「鍼筩」とは、筩の中に鍼を有するなり。「藏す」とは、若しは自ら藏し若しは人をして藏せしむるものにして、乃し戲笑に至らんにも波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

三衣の中、若し一々衣を藏せんには波夜提、若し、僧祇支及び餘衣等(を藏せんに)は越毗尼罪な

下參照。
【六〇】共行弟子。和上を一にせる兄弟弟子(Bhātika saddhivihārika bhikkhu)なり。
【六一】依止弟子(Antevāsika)。阿闍梨の下に五年の間(巴利律は十年とせり)依止して戒行を習ひ敎を受くるをいふ。
【六二】對面淨施。眞實淨施なるべし。
【六三】對他面淨施。展轉淨施なるべし。
【六四】原漢文には復(1)對餘人不捨受用者波夜提(2)不識衣越毗尼罪無三衣越毗尼罪一時捨一時受越毗尼罪(1)對餘人の意明かならず。(2)不識衣とは衣を憶識せざるなり。
【六五】波夜提第六十四、藏他衣鉢戒。四分第五十八條、五分第七十八條、巴利第六十條、十誦・有部第六十七條なり。
【六六】原漢文には復言長老雇我何物當助汝求とあり。雇は顧にして、何物かを顧みよとは與ふる意なり。
【六七】尼師檀。註(八の一一)參照。
【六八】鍼筒。註(三の一二〇)參照。
【六九】戲笑(Hasāpekkha)。
【七〇】七種衣。註(八の四四一五〇)參照。
【七一】瓦鉢(mattikāpatta)。
【七二】鐵鉢(ayopatta)。

持せん」。是は我が三衣の數なり、此の僧伽梨は先に受持せしも今此の僧伽梨を捨せん。是は我が三衣の數なり、今此の欝多羅僧を受持せん。是は我が三衣の數なり、先に受持せしも今此の欝多羅僧を捨せん。是は我が三衣の數なり、今此の安陀會を受持せん。是は我が三衣の數なり、先に受持せしも今此の安陀會を捨せん。是は我が三衣の數なり今此を受持せん、是は我が三衣の數なり、離宿せずして受持せん」と。餘衣の長[五八]一肘・廣一肘以上は、盡く應に淨施すべきなり。[五九]淨施法は是言を作すなり、「長老、我が此の長衣は某甲に施與せん、某甲は我れに於て計意せざれば、若しは浣染時・縫時(若しは)因緣事あらんに、我れ當に捨し、用ひて受持すべけん」と。已にして淨施し已りて衣架上に著き、日々に當に憶念記識すべし。若し忘れんには當に[六〇]共行弟子・[六一]依止弟子に語るべし、「此は是れ我が三衣なり、汝當に日々に我れを助けて憶識すべし。若し弟子なきには應に衣角の頭に書して字を作すべし。若し自身にて、[六二]對面淨施しつゝ、捨せずして受用せんには波夜提なり。若し對面せずして而して自ら淨施を說きたるは、捨せずして受用せんに越毗尼罪なり。若し[六三]對他面淨施しつゝ捨せずして受用せんには波夜提、[六四]復、對餘人(淨施)しつゝ捨せずして受用せんには波夜提なり。衣を識せざるは越毗尼罪、三衣なきには越毗尼罪、一時捨して一時受(用)せんに越毗尼罪、捨せずして三衣と作して受用せんに波夜提、捨せずして塔用・僧用と作し・人に與へんに越毗尼罪なり。對面して前にて淨施を說くを得ずば、當に餘人邊に淨施を說くべし。是故に說きたまへり。

佛、[六五]舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時六群の比丘、食前に他の僧伽梨を取り、他の鉢を取りて異處に藏著せり。是の比丘、乞食時到りて聚落に入らんと欲して僧伽梨を求むるに得ず、復比丘あり鉢を求むるに得ざりしかば、是の比丘、諸比丘に問ふらく、「長老、誰か我が僧伽梨を持ち去りしや」、復問ふらく、「誰か我が鉢を持ち去りしや」と。時に六群の比丘便ち笑うて

【五四】五種の人。比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼の五衆邊に衣を淨施するなり。

【五五】「捨せず」とは、前註(五三)の中の(3)の意にして前に受持せる三衣を捨するなり。

【五六】原漢文には若比丘有多衣忘不識應取一切々集著一處當捨作是言此衣淨施與某甲某甲於我不計意今還捨若是三衣者(1)應別捨(此間に文の遺落あるべし)是我三衣數此僧伽梨先受持今捨此僧伽梨是我三衣數今受持此欝多羅僧是我三衣數先受持今捨此欝多羅僧是我三衣數今受持此安陀會是我三衣數先受持今捨此安陀會是我三衣數今受持此是我三衣數(2)不離宿受持とあり。(1)前後の文より推して應別捨の下に是我三衣數今受持此僧我梨の十二字遺落せるものと考へらる。(2)不離宿受持とは能く衣を護持して離衣宿戒を犯さゞる樣に受持せんと口言するなり。

【五七】識せずとは、記識せざる意なり、註(八の六六)參照。

【五八】肘。一肘量は姬周の一尺八寸、唐尺にて一尺四寸四分程なり。註(六の一三五)一搩肘の下、及び註(八の一九七)五肘弓量の下參照。

【五九】この淨施法は展轉淨施なり。註(八の四〇)淨施法の

就・衆不成就なり」と、語らんには越毘尼罪なり。若し譫狂・僂脊・脚跛にして身體成就せざらんに、未だ具足を受けざらんには[五〇]應に語言すべし、「且く爾は彼に住せよ」と。若し餘處に於て具足を受け來らんには、語りて疑悔せしむるを得ず、語らば越毘尼罪なり。若し病人來りて受具足を欲せんに、應に語るべし、「且く爾は(彼)に住せよ」と。若し彼便ち餘處に於て具足を受け來らば、語りて疑悔せしむるを得ず、語らんには越毘尼罪なり。若し比丘を疑悔せんには波夜提、比丘尼には偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼には越毘尼罪、若し俗人には越毘尼心悔なり。是故に說きたまへり。

[五一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は數々衣を易著して、食前に一衣を著し、食後に餘衣を著せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何等の衣なりや」。答へて言さく、「是は我が[五二]淨施衣なり」。[五三]佛言はく、「汝云何が淨施衣、他に與へつゝ捨せずして而して三衣と作して受用せしや、今日より後、淨施衣、捨せずして而して受用することを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼に衣を與へて後、捨せずして而して受用せんには波夜提なり」と」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「與ふ」とは、淨施にして[五四]五種の人に與ふるなり。[五五]「捨せず」とは、後に捨せざるなり。「受用」とは、三衣と作して受用するに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

[五六]若し比丘、多衣あり忘れて[五七]識せざらんに、應に一切衣を取りて集めて一處に著くべし。當に捨せんに是言を作すべし、「此衣淨施して某甲に與へしも、某甲は我に於て計意せざれば今還捨せん」と。若し是れ三衣ならんには應に別に捨すべきなり、「(是は我が三衣の數なり、今此の僧伽梨を受

【五〇】原漢文には應語言且爾住彼とあり。且爾は三本及び宮本には但爾とす。今改めず。

【五一】波夜提第六十三、淨施衣不問主輙著戒。四分・巴利は第五十九條、五分第八十一條、十誦・有部第六十八條なり。五分と巴利の戒緣は他律よりも類似する點多し。

【五二】淨施衣。註(八の四〇)淨施法の下參照。

【五三】原漢文には佛言云何淨施衣與他不捨而作三衣受用從今日後不聽淨施衣不捨而受用とあり。不捨の捨は難解なり、(1)淨施法を廢捨する意なるか、(2)淨施を受けたる比丘若しは沙彌が承諾して本主に還す意なるか、(3)或はこの淨施衣を三衣として受用するに先に受持せる三衣を捨せずして受用するを難ずる意なるか、今は前後の文より推して(3)の意なるべしとも考へらるゝが正しくは(2)の意に解すべきなり。これ巴利戒文の apaccuddhārakaṃ に相當すべく、淨施を受けたる比丘乃至沙彌が還し與へず、且つ承諾せざるに受用せんには波夜提なりと文意と相應すればなり。惟ふに眞實淨施の場合には(2)の意、展轉淨施の場合には(3)の意に解すべきものなるべし。

して他をして疑悔せしめんと欲せんに、前人若しは疑悔し若しは疑悔せざらんにも皆波夜提なり、是れを「形相」と名く。「病」とは、是言を作さく、「長老、世尊の制戒、無病に具足を受くるを聴したまへるに、汝は癬疥・黄爛・癰疽・痔病の是の如きの種々諸病ありつゝ而も具足を受けたれば、受具足とは名けざるなり」と、是語を作して疑悔を起さしめんと欲せんに、彼れ若し疑悔し若しは疑悔せざらんも皆波夜提なり、是れを「病」と名く。「罪」とは、是言を作さく、「長老、世尊の制戒、清淨者に具足を受くるを聴したまひしに、汝は波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毗尼罪を犯じつゝ而も具足を受けたれば、受具足とは名けざるなり」と、是語を作して疑悔せしめんと欲せんに、彼れ若し疑悔し若しは疑悔せざらんも皆波夜提なり、是れを「罪」と名く。「罵詈」とは、是言を作さく、「長老、世尊の制戒、歡喜者に具足を受くるを聴したまへるに、汝は歡喜せずして瞋恚罵詈して而も具足を受けたれば、受具足とは名けざるなり」と、是語を作す時疑悔せしめんと欲せんに、彼れ若しは疑悔し若しは疑悔せざらんも皆波夜提なり、是れを「罵詈」と名く。[四六]「結使」とは、是言を作さく、「長老、世尊の制戒、[四七]黠慧人に具足を受くるを聴したまへるに、汝は癡にして黠からざること泥團の如く羊・[四八]角鵄・白鵠の如くなるに具足を受けたれば、受具足とは名けざるなり」と、是語を作す時疑悔せしめんと欲せんに、彼れ若しは疑悔し若しは疑悔せざらんも皆波夜提なり、是れを「結使」と名く。

若し人あり來りて具足を受くるを欲せんに、若し滿二十ならんには受具足を與へ、若し滿たざるには「且く住まりて二十に滿つるを待て」と語言せよ。若し彼れ便ち餘處に於て具足を受け來らんには、語げて疑悔せしむるを得ず、語げんには越毗尼罪なり。若し比丘、受具足に臨める時、若し羯磨不成就なるには應に[四九]彈指して語言すべし、「長老、汝の羯磨不成就なり」と。若し臨める時語らざらんには、後に語るを得ず。疑悔を起さしめんとて言はく、「汝、受具足の時白不成就・羯磨不成

【四六】結使。煩惱は心身を繫縛し苦果を結成すれば結といひ、衆生に隨逐し衆生を驅使すれば使といふ。今三毒の煩惱別してその根本たる愚癡をあげて正見正智なきを難ずるなり。

【四七】黠慧人。わるがしこき人の意なるも、今は聰明なる人、賢善なる人の意なり。

【四八】角鵄。みゝづくなり。

【四九】彈指(anguliphoṭana)。承認又は不承認のしるしとして指を彈くなり。又弟子が和尙を問訊する時も三度彈指し、喜びの時も今の拍手すると同じく彈指す。又、弟子を警告する時も彈指す。今は不承認の意を示すなり。

是故に啼けるのみ」』。佛言はく、「六群比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何の故に是の如くせしや」。答へて言さく、「我れ戲樂の故なり」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、梵行人を惱まして而も戲樂なりと言はんとは」。佛言はく、「汝彼れを輕んずること莫れ、彼れ若し入定せんに神足力を以て能く汝を擲ちて他方世界に著かん。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず。今日より後、他比丘をして疑悔せしむるを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、故に他比丘をして疑悔を起して須臾にも樂まざらしめんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「故に」とは、先に方便を作すなり。「疑悔」とは、七事あり、生と羯磨と形相と病と罪と罵言と結使となり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。「生」とは、是言を作さく、「長老、世尊の制戒、年滿二十ならんに具足を受くるを聽したまへり。汝は二十に滿たずして而も具足を受けたれば、受具足とは名けざるなり」と、是語を作して疑を生ぜしめんと欲せんに、前人若しは疑ひ若しは疑はざるにも皆波夜提なり、是れを「生」と名く。「羯磨」とは、是の如きの言を作さく、「長老、世尊は[三五]一白三羯磨に[三六]遮法なきを制戒したまへり。(然るに)汝は[三七]白不成就・[三八]羯磨不成就・[三九]衆不成就にして、是の如くに一々に不成就なれば受具足に非ず受具足とは名けざるなり」と、是語を作して他をして疑悔せしめんと欲せんに、[四〇]前人若しは疑悔し若しは疑悔せざらんにも皆波夜提なり、是れを「羯磨」と名く。「[四一]形相」とは、是の如きの言を作さく、「長老、世尊は身體成就せんに具足を受くるを聽さんと制戒したまへり。(然るに)汝は曲脊・[四二]跛蹇・[四三]眼瞎・[四四]傴脚・[四五]搕頭・鋸齒にして身不具足なるに、而も具足を受けたれば受具足とは名けざるなり」と、是語を作

【三五】一白三羯磨。一白と三羯磨の作法をなすもの、此二を合して白四羯磨(ñatti-catuttha-kamma)と稱す。註(二の二一)參照。
【三六】遮法(antarāyikā dhammā)。白四羯磨作法により大衆の同意認許を求むる時に異議を申し立つるをいふ。
【三七】白不成就。註(一五の六〇)參照。
【三八】羯磨不成就。註(一五の六一)參照。
【三九】衆不成就。註(一五の五九)參照。
【四〇】前人。憂悔せしめんと欲する對人。
【四一】形相。他人を非難するに、形貌・種族・職業等を以て毀呰するなり。
【四二】跛蹇。蹇はまがる貌、ちんばなり。
【四三】眼瞎。一眼なり。
【四四】傴脚。あしなへ。
【四五】搕頭。搕は榼の同音寫なるべく、榼は酒器なり。酒樽の如き頭の形。

受くる時越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「道」と名く。「河」とは、若し僧伽藍・河邊に近くして、比丘、岸上に在りて經行せんに畜生の來るあり、比丘見已りて是念を作さく、「今當に此の畜生をして一も活くるを得る者なからしむべし」とて、殺心にて驅りて[二九]非濟處若しは[三〇]迴波旋覆處・[三一]尸收摩羅處に向うて彼岸に渡ら(しめ)、復、師子虎狼處及び王の遊獵處あらんに、驅る時越毘尼心悔、苦痛を受くる時越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「河」と名く。

一比丘、殺心にて刀を捉る時越毘尼心悔、苦痛を受くる時越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり。是の如くに二比丘、衆多比丘も亦是の如し。若し比丘、殺の爲の故に刀を與へて使を遣し、若しは一人・若しは二人・乃至衆多人も亦是の如く使して復轉使を遣して乃し衆多人に至らんに、刀を與ふる時越毘尼心悔、苦痛を受けんに越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり。是の如くに藥・毒・塗・吐・下・墮胎にも、刀の中に廣く說けるが如し。若し比丘五法を成就して畜生命を斷ぜんに波夜提なり。何等をか五とす、畜生と[三二]畜生想と殺心と身業を起すと命根を斷ずるとなり、是れを「五法」と名く。是故に說きたまへり。

[三三]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は十六群比丘をして[三四]疑悔せしめんと欲して故に是の如きの言を作さく、「世尊の制戒、年滿二十ならんに具足を受くるを聽すなり。汝等未だ二十に滿たずして而も具足を受けたれば、受具足とは名けざるなり」と。是語を聞き已りて卽ち便ち大に啼くに、佛は啼聲を聞いて知りて而して故に問ひたまはく、「是れ何等の小兒の啼聲なりや」。比丘答へて言さく、『是れ六群比丘、十六群比丘をして疑悔せしめんと欲するが故に是の如きの言を作さく、「世尊の制戒、年滿二十ならんに具足を受くるを聽すなり。汝等は未だ二十に滿たずして而も具足を受けたれば、受具足には非ざるなり」と。是語を聞き已りて

[二九] 非濟處。渡るに適せざる處。

[三〇] 迴波旋覆處。水のうずまきめぐる處。

[三一] 尸收摩羅處。鰐のおる處。

[三二] 畜生想(Pāṇasaññī)。

[三三] 波夜提第六十二、疑惱比丘戒。四分第六十三條、巴利第七十七條、五分第五十二條、十誦・有部第六十二條なり。十誦律のみ王舍城とす、他は皆同じ。

[三四] 疑悔(Kukkucca)。憂悔の心を生ずるなり。

波夜提[二二]、胎を殺さんと欲して胎死なんには亦波夜提、若し畜生にして人胎を懷せんに越毘尼罪なり、是れを「墮胎」と名く。

（若し比丘、畜生命を斷たんと欲せんに）、行・毘陀羅呪・屑末・羂・弶・坑埳・道・河なり。「行」とは、畜生あり若しは五・若しは十・若しは二十、行列を作して行く時、若し前なるを殺さんと欲して誤りて中なるを殺し、中なるを殺さんと欲して誤りて後なるを殺し、後なるを殺さんと欲して誤りて中なるを殺し、中なるを殺さんと欲して誤りて前なるを殺さんに皆越毘尼罪なり。若し前なるを殺さんと欲して前、死し、中なるを殺さんと欲して中、死し、後なるを殺さんと欲して後、死なんには皆波夜提[二三]、若し一切當なくして死なんには波夜提なり、是れを「行」と名く。「毘陀羅呪」[二四]とは、若し比丘、畜生を殺さん爲に毘陀羅呪を讀まんに、死人を起して呪を誦する時越毘尼心悔、心驚き毛豎つ時越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「毘陀羅呪」と名く。「屑末」[二五]とは、若し比丘、畜生を殺さんが爲の故に、屑末を作りて衆生の身に坌ぎ、乾枯して死なしめんと欲して方便を作す時越毘尼心悔、彼身に觸るゝに越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり。「羂」とは、若し比丘、殺心にて畜生の常行處・食處・飲水處に於て羂を施す時越毘尼心悔、彼身に觸れんには越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「羂」と名く。「弶」[二六]とは、若し比丘、殺心にて畜生の常行處・食處・飲水處に於て弶を施す時越毘尼心悔、彼身に觸れんには越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「弶」と名く。「坑埳」[二七]とは、若し比丘、殺心にて畜生の常行處・食處・飲水處に於て坑埳を作り、草土を以て上を覆ひて作る時越毘尼心悔、中に墮つる時越毘尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「坑埳」と名く。「道」とは、若し比丘、道頭[二八]に於て經行し、殺心にて畜生の來るを見、見已りて是念を作さく、「今當に此をして一も脫を得る者なからしむべし」とて、殺心にて驅りて師子虎狼の恐怖處若しは國王の獵處に向は（しめんに）、驅る時越毘尼心悔、苦痛を

【二二】欲殺胎胎死者亦波夜提若畜生懷人胎越毘尼罪是名墮胎とあり。原文のまゝに譯出せしも意味をなさず。恐らくは若欲墮畜生胎過壞人胎とあるべき所、卽ち若し畜生の胎を墮さんと欲して過ちて人胎を壞せんに越毘尼罪なりと譯すべきものなるべし。過失墮胎罪なり。

【二三】原漢文には若一切無當死者波夜提とあり。若しすべて前とか後とか中とかの當なくして殺さんには波夜提なりとの意。

【二四】毘陀羅呪。註（四の七六）參照。

【二五】屑末。粉末の毒藥。

【二六】弶。弓わなを以て鳥獸を張り取るなり。

【二七】坑埳。註（四の七九）參照。

【二八】道頭。道の交叉點、十字街の如し。

手若しは脚、若しは膝若しは肘、若しは齒若しは爪等の一々を用ひて殺すを、是れを「身分」と名く。「身方便」とは、若しは手にて杖木瓦石等を捉り、若しは就いて打ち若しは遙かに擲ちて死なしめんと欲して死なんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、畜生命を斷たんと欲せんに、若しは刀・藥・塗・吐・下・墮胎なり。「刀」とは、大小の刀、乃至鉞にして、若し比丘殺心にて刀を捉る時越毗尼心悔、彼身に觸れんに越毗尼罪、命根斷ぜんには波夜提なり、是れを「刀」と名く。「藥」とは、三種あり、生と合と毒となり。「生」とは、〔一九〕尼樓國土・〔二〇〕欝闍尼國土の如き、毒草ありて「迦羅」と名く、是れを「生」と名く。「合」とは、獵師の合藥の如し、若しは根・若しは莖・若しは葉・若しは花・若しは果にして、衆草和合藥を是れを「合」と名く。「毒」とは、蛇毒・鼠毒・狼毒・猫毒・狗毒・熊羆毒・人毒なり。是の如きの種々の若しは生・若しは合・若しは毒、是の如きの一切を是れを「藥」と名く。若し比丘、殺心にて畜生を殺さんと欲して合藥せん時越毗尼心悔、彼身に觸るゝに越毗尼罪、命根斷ぜんに波夜提なり、是れを「藥」と名く。「塗」とは、若し比丘、殺心にて藥を以て畜生に塗らんと欲する時是念を作さく、「若し頭・脚・身に塗りて枯乾して死なしめん」と、（次いで）藥を捉る時越毗尼心悔、彼身に觸れんには越毗尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「塗」と名く。「吐」とは、若し比丘、殺心にて吐藥を合せて膿血を吐き腸を吐きて死なしめんと欲して合藥せん時越毗尼心悔、彼身に觸るゝには越毗尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり、是れを「吐」と名く。「下」とは、若し比丘殺心にて下藥を作り、彼れをして膿血〔二一〕腸肚を下して死なしめんと欲せんに、藥を作らん時越毗尼心悔、彼身に觸るゝに越毗尼罪、是れに因りて死なんには波夜提なり。「墮胎」とは、若し比丘、殺心にて畜生の胎を墮さんと欲するに、方便を作す時越毗尼心悔、彼身に觸るゝに越毗尼罪、母を殺さんと欲して而も胎を墮さんには越毗尼罪、胎を殺さんと欲して而も母死なんには越毗尼罪、母を殺さんと欲して母死なんには

【一九】尼樓國土。拘留國(Kuru)なるべし。註(一の一二)十六大國の下參照。倪樓國の倪を尼の音なりとして尼樓國となせるにあらざるか。註(四の六一)參照。

【二〇】欝闍尼國土。註(四の六三)參照。

【二一】腸肚。腸及び胃嚢なり。

[14]佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、人あり鎧を著し弓箭を持して精舍中に入り、鎧を脫し仗を放ちて樹下に止息せり。精舍の中庭前の沙地に、衆の[15]鴿鳥ありて中に在りて戲食せしに、時に優陀夷は鳥を見已りて卽ち語るらく、「長壽、我れに弓箭を借せ、我手を試みん」。答へて言はく、「爾るべし」。卽ち弓を捉り五箭を並び注ひ、弓を挽いて放發せしに五鴿を射殺しぬ。卽ち取りて毛を[16]撼し、木を以て之れを貫き、持して世尊に授ぐらく、「此は是れ鳥肉なり」と。佛言はく、「何の處にて得しや」。答へて言さく、「人あり鎧を著し弓箭を持して精舍の庭前に至り樹下に止息せしかば、從うて弓箭を借り手を試みんとて鳥を射しに、本習へる射法猶ほ故ほ失せざりき」と。佛言はく、「癡人、此は是れ惡法なり、應に早く捨棄すべきに、方に本習へる手猶ほ故ほ在りと言はんとは。汝常に聞かずや、我れ無量の方便を以て殺生を毀訾して不殺を讚歎せるを。而も今是の惡不善の法を作せること、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、衆生に應に慈心を起して救護すべきに、云何が優陀夷は反りて其命を奪ひて而して慈心なきや」。佛言はく、「但に今日慈心を起さざりしのみにはあらじ、過去世の時已に曾て是の如くなりき。……[17]釋提桓因本生經の中に廣說せるが如し……」。佛、諸比丘に告げたまひて、毘舍離城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、故に[18]畜生命を奪はんに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「故に」とは、先に方便を作すなり。「畜生命を奪ふ」とは、若しは身・身分・身方便なり。「身」とは、一切身もて衆生の身上に於て跳蹈し、若しは推墜して彼をして死なしめんと欲して死なんには波夜提なり。「身分」とは、衆生を害せんと欲するが故に、若しは

---

(7)歌舞觀聽戒(Naccagītavāditavisūkadassanā v.)。
(8)塗飾香鬘戒(Mālāgandhavilepanadhāraṇamaṇḍanavibhūsanaṭṭhānā v.)。
(9)高廣大牀戒(Uccāsayanamahāsayanā v.)。
(10)受金銀戒(Jātarūparajatapaṭiggahaṇā v.)。

[12] 五戒(Pañca-veramaṇiyo)。前の十戒の中初五戒に相當す。但し第三戒は不邪婬戒(Kāmesu micchācārā veramaṇī)とせり。これ在家に正婬を開すればなり。

[13] 往觀三軍陣。三とは往觀軍陣についての三條の意にして三宿を意味するには非ざるべし。

[14] 波夜提第六十一、奪畜生命戒。五分律のみ第五十一條、他の諸律は皆第六十一條なり。制戒處制緣人皆舍衞城・優陀夷とするも本律と十誦律のみは毘舍離とせり。

[15] 鴿鳥。野鴿卽ちのばとなり。

[16] 撼。手にて拔きとるなり。

[17] 釋提桓因本生經。出據明かならず。

[18] 畜生命(Tiracchānagatapāṇa)。

佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、他比丘の麤罪を犯ぜるを知りつゝ、覆藏せんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り若しは他より聞くなり。「麤罪」とは、四波羅夷・十三僧伽婆尸沙なり、是れを「麤罪」と名く。「覆藏」とは、他をして知らしむるを欲せざるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

比丘にして他の麤惡罪を犯ぜるを見んに覆藏するを得ず、覆藏せんには波夜提なり。應に人に向うて說くべし、說く時輙ちに人に向うて說くを得ず、當に[七]善比丘若しは[八]同和上・阿闍梨に向うて說くべし。若し彼の犯罪比丘兇暴に、若しは王力・大臣力・兇惡人力に依り、或は奪命の因緣を起し、梵行者を毀傷せんには[九]應に是念を作すべきなり、「彼の罪行業は必ず自ら報あらん、彼自ら應に知るべし。喩ふるに火を失せんに但自ら身を救はんが如し、焉んぞ餘事を知らん」と。爾の時、但、根を護りて相應せんに無罪なり。若し比丘、他比丘の四事・十三僧伽婆尸沙を犯ぜるを知りて、若し一々に覆藏せんには波夜提、三十尼薩耆・九十二波夜提にして若し一々に覆藏せんには越毘尼罪、四波羅提提舍尼・衆學法にして一々に覆藏せんには越毘尼心悔なり。若し比丘尼の八波羅夷・十九僧伽婆尸沙を覆藏して一々に覆藏せんには偸蘭遮、三十尼薩耆・百四十一波夜提にして若し一々に覆藏せんには越毘尼罪、八波羅提提舍尼・衆學法にして若し一々に覆藏せんには越毘尼心悔なり。[一〇]式叉摩尼十八行法に(於て)更に學法を受くるに、若し一々に覆藏せんには越毘尼罪、沙彌・沙彌尼の[一一]十戒にして若し一々に覆藏して更に出家法を與へんに越毘尼罪、下、俗人[一二]五戒に至らんに若し一々に覆藏せんには越毘尼心悔なり。是故に說きたまへり。

蟲水と無衣と　婬處と屏處坐と　[一三]往觀三軍陣と　打と掌刀と覆藏となり。第六跋渠竟る。

【七】 原漢文には說時不得輙向人說當向善比丘說若同和上阿闍梨若彼犯罪比丘兇暴云々とあり。當向善比丘若同和上阿闍梨說とあるべきならん。

【八】 同和上・同阿闍梨。註(一八の一〇七)參照。

【九】 原漢文には應作是念彼罪行業必自有報彼自應知喩如失火但自救身焉知餘事爾時但護根相應無罪とあり。根を護るとは眼耳鼻舌身の五根を攝して放逸せしめざるなり。註(四の三一)攝持諸根の下參照。

【一〇】 原漢文には式叉摩尼十八行法更受學法若一々覆藏者越毘尼罪とあり。式叉摩尼十八行法を犯すも一々に覆藏して改めて學法を授けんには越毘尼罪なりとの意。十八行法とは註(六の二一四)及び註(二の二五)式叉摩尼の下參照。

【一一】 十戒(Dasa sikkhāpadāni)。
(1)殺生戒(Pāṇātipātā veramaṇī)。
(2)不與取戒(Adinnādānā v.)。
(3)不淨行戒(Abrahmacariya v.)。
(4)妄語戒(Musāvādā v.)。
(5)飲酒戒(Surāmerayamajjapamādaṭṭhānā v.)。
(6)非時食戒(Vikālabhojanā v.)。

巻の第十九

單提九十二事法を明すの八

[一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、優波難陀は兄なる難陀の共行弟子に語りて是の如きの言を作さく、「[二]阿浮婆、汝と共に聚落に入り彼間にて當に汝に飲食を與ふべし。我れ若し彼にて[三]非威儀事を作さんに、汝當に覆藏して人に向うて說くこと莫るべし、我れは是れ汝の叔父なれば、我れ亦汝が和上の罪を覆はん」。答へて言はく、「正に我が父・祖翁及び和上をして罪あらしめんにも尙覆藏せず、況んや復叔父なるをや。汝自ら我が和上の罪を覆藏すべけんも、我れ終に汝が罪を覆藏すること能はず」。優波難陀是語を聞き已りて即ち是念を作さく、「今日當に汝をして苦惱事を得せしむべし」と。即ち共に城に入りて長者家に到るに、檀越見已りて歡喜問訊し即ち留まりて食せんことを請ひぬ。優波難陀復是念を作さく、「我れ當に日時至らんと欲するを觀望して遣して精舍に還らしめて衆食に及ばざらしむべし。復此供をも失して進退(共に)食を失せんに、時に苦惱を得るに足らん」と。是念を作し已り、時至りて即ち彼を遣して還さしめしに、食を失するを恐るゝが故に日時を並び看て疾く疾く還るに、衆、食すること已に訖り祇洹門間に出でゝ[四]傍佯經行せしが、遙かに彼の來り、口脣乾燥して未だ食を得ざるに似たるを見て即ち戲調して言はく、「汝朝に[五]敎化比丘に隨うて城に入りて何等の種々美食を得しや」。答へて言はく、「唯、苦惱ありしのみ、何の處にか食を得ん」。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず、今日より後、比丘の[六]麤罪を知りて覆藏することを得ず」。

【一】波夜提第六十、覆他麤罪戒。四分・巴利は第六十四條、五分は第七十四條、十誦・有部は第五十條なり。

【二】阿浮婆。原漢文には阿浮婆とあるも、宋・元・明・宮本によりて阿浮婆と改む。是語は恐らくは āvuso の音譯にして「友よ」の意なるべし。然して梵語に此に相應する語のなきより見るに、僧祇律にこの巴利語を存するは注意すべき所である。

【三】非威儀事(anācāra)。行住坐臥の四威儀に於ての如法ならざる行作。

【四】傍佯經行。宋・元・明・宮本には彷徉とす。共に同音寫なり。經行は註(一の四四)參照。

【五】敎化比丘。優婆難陀は說法に巧みなりし故に敎化比丘といひて冷笑せしなり。

【六】麤罪(duṭṭhullāpatti)。四波羅夷法・十三僧殘法等の犯罪なり。

敬供養すべしと(說けるを)。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず、今日より後、掌刀を以て相擬するを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒しだまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、掌刀を以て比丘に擬せんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「掌」とは、手掌なり。「刀」とは、手指なり。「擬す」とは、打相を現ずるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

一指を擧げて擬せんに波夜提、乃至、五指も亦是の如し。一切の手指にて擬せんに波夜提、拳にて擬せんに偸蘭遮なり。掌刀にて比丘に擬せんに波夜提、比丘尼に(擬せんに)偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼に擬せんに越毗尼罪、下、俗人に至らんに越毗尼心悔なり。若し惡象馬・(惡)牛羊狗の是の如き等の種々惡獸來らんには、掌刀を以て擬するを得ず、杖木瓦石を以て地を打ち恐怖して去らしむるを得ん。若し是の諸の獸畜來りて塔寺に入り、諸の形象及び花果樹を壞せんに、亦地を打ちて恐怖して去らしむるを得ん。是故に說きたまへり。

摩訶僧祇律卷第十八

「比丘」とは、上に說けるが如し。「打つ」とは、若しは身・身分・身方便なり。「身」とは、一切身にして是れを「身」と名く。「身分」とは、若しは手・若しは脚・若しは肘・若しは膝・若しは齒・若しは爪甲なり、是れを「身分」と名く。「身方便」とは、若しは杖・木瓦石等を捉りて打ち若しは遙かに擲つなり、是れを「身方便」と名く。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、比丘を打たんに波夜提、比丘尼を打たんに偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼を打たんに越毘尼罪、下、俗人に至らんに越毘尼心悔なり。若し惡象馬・(惡)牛羊狗の、是の如きの種々惡獸來らんに打つを得ざるも、杖・木瓦石等を捉りて地を打ちて恐怖の相を作すを得ん。若し賊來りて塔寺中に入り、形像に觸突し花果樹を壞せんに、亦杖・木瓦石等を以て地を打ち恐怖して去らしむるを得ん。是故に說きたまへり。

[一五一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。世尊は「比丘相打つを聽さず」と制戒したまひしかば、爾の時、六群の比丘、禪坊中に於て、起ちて側掌刀を以て十六群比丘に擬して是の如きの言を作さく、「我れ[一五二]掌刀を以て汝が面を斫り墮さん」と。彼れ恐怖の故に即ち便ち大に啼くに、佛は啼聲を聞いて知りて而して故に諸比丘に問ひたまはく、「是れ何等の小兒の啼聲なりや」。答へて言さく、「是れ六群の比丘、禪坊に於て、起ちて側掌刀を以て十六群比丘に擬して是言を作さく、『我れ掌刀を以て汝が面を斫り墮さん』と。彼れ恐怖の故に即ち便ち大に啼きしなり」。佛言はく、「六群比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何の故に是の如くせしや」。答へて言さく、「戲樂を以ての故なり」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、諸の梵行人を惱ましつゝ而も戲樂なりと言はんとは」。佛言はく、「汝、彼人を輕んずること莫れ、彼人若し入定せんに、能く神力を以て汝を擲ちて他方世界に著かん。汝常に聞かずや、我れ無量の方便を以て梵行人所に於て、應に身口意を起して慈を行じ恭

【一五一】波夜提第五十九、擲比丘戒。擲は uggirati 即ち掌を打ち擧げて捕つに擬するなり。

【一五二】掌刀(tulasattika)。

看見せずんば無罪、方便を作して看見せんには波夜提なり。若し比丘[一四六]林榛に於て經行せんに、時に群賊、村を劫ひ已りて比丘邊に從うて過ぎんに、後に賊を逐ふ人、賊を尋ねて比丘所に至りて比丘に問ふらく、「賊を見しや不や」。比丘妄語するを得ず復處を語るを得ずして、[一四七]「指押を看る」と語言するを得ん。若し比丘、城里に住し賊ありて來りて城を圍まんに、王、比丘に語るらく、「盡く出で﹅城に上り多人の相を現ぜよ」と。(爾の時)故に看見せずば無罪、方便を作して看見せんには波夜提なり。是故に說きたまへり。

[一四八]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時六群の比丘、禪坊中に於て、起ちて拳を以て[一四九]十六群比丘の頭を[一五〇]搗ちしに、即ち便ち大に啼きぬ。佛は啼聲を聞いて知りて而して故に問ひたまはく、「是中何等の小兒の啼聲なりや」。答へて言さく、「是れ六群の比丘、禪坊中に於て、起ちて拳を以て十六群比丘の頭を搗ち、是故に啼聲あり」。佛言はく、「六群比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何を以ての故に爾りしや」。答へて言さく、「戲樂の爲の故に」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、諸の梵行人を惱ましつ﹅而も反つて樂なりと言はんとは」。佛、六群比丘に語りたまはく、「彼人を輕んずる莫れ、彼人若し入定せんには、神足力を以て汝を擲ちて他方世界に著かん。汝常に聞かずや、我れ無量の方便を以て梵行人所に於て、應に身口意を起して慈を行じ供養恭敬すべしと(說けるを)。云何が是の惡不善事を作せる、此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きにあらず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、比丘を打たんには波夜提なり」と』。

【一四六】林榛。榛は茂なり。

【一四七】指押(Nakha)。註(一四の八四)參照。

【一四八】波夜提第五十八、瞋打比丘戒。

【一四九】十六群比丘。註(一四の一四一)參照。

【一五〇】搗。頭にあてるなり。

ては、……乃至、一々に毀呰し讃歎し已りて卽ち便ち敎へて言はく、「汝應に是の如く是の如くに乘象・乘馬・御車・捉弓・捉楯・捉矟を作すべきなり」と。諸の不能者は是語を聞き已りて卽ちに瞋恚して言はく、「何の處にか更に怨賊を覓めんや、此れ卽ち是れ賊なり、我等當に共に之れを殺すべし」。彼れ讃を得たる者是の如きの言を作さく、「此の諸比丘は皆是れ王種・大臣(種)・刹利種にして皆兵法を知れり、汝等何ぞ善く學ばずして而して反つて他を怨むや」。諸の毀られし者是語を聞き已りて、瞋心卽ち滅して內に自ら慚愧しぬ。諸比丘是語を聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、事緣ありて軍中に三宿するを得んに、若し軍發行・牙旗・諍鬪・勢力を觀んには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「三宿」とは、極まること三宿を齊るなり。「觀る」とは、方便して故に往き、若しは高處より下きに至り、下處より高きに至るなり。「軍」とは、四種軍なり、上に說けるが如し。「牙旗」とは、若しは師子形若しは半月形なり。「諍」とは、口諍なり。「鬪」とは、兩衆、刄を交ふるなり。「勢力」とは、强弱相傾ち、其の事勢を觀ずるを是れを「勢力」と名く。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、道路にて行いて軍に逢はんに、故に看見せざらんには無罪、若し方便を作して看見せんには波夜提なり。若し抄賊、村中より來り、比丘、道中にて相逢はんに、故に看ずんば無罪、方便を作して看見せんには波夜提なり。　若し比丘、林野中にて經行せんに、時に群賊來るも故に

けるが如し。「三宿」とは、極まること三宿を齊り、若し過ぎんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、一夜時に步軍に在り、二夜に象軍に在り、三夜に馬軍に在り、四夜に車軍に在りて中に宿せんには波夜提なり。若し一夜に象軍に在り、二夜に馬軍に在り、三夜に車軍に在り、四夜に步軍に在りて中に宿せんには波夜提なり。若し一夜に馬軍に在り、二夜に車軍に在り、三夜に弓軍に在り、四夜に【一四一】槊軍に在りて中に宿せんには波夜提なり。若し一夜に弓軍に在り、二夜に弓軍に在り、三夜に矛軍にあり、四夜に刀軍に在りて中に宿せんには波夜提なり。若し一夜に弓軍に在り、二夜に槊軍に在り、三夜に刀軍に在り、四夜に【一四二】外邏軍に在りて中に宿せんには波夜提なり。若し一夜に矛軍に在り、二夜に刀軍に在り、三夜に外邏軍、四夜に見闘處を離れんに無罪なり。若し塔の爲に僧の爲に營事して訖らざらんに、應に軍を離れて一宿し已らば更に宿するを得るなり。若し城邑遠くして往く能はずば、應に軍の見闘處を離れて宿すべし。宿する時應に軍の外邏人に語りて言ふべし、「我れ夜に某處に在りて宿せんと欲すれば、是れ異人と謂ふこと勿れ」と。若し軍人來りて僧伽藍に到りて中に住せんに、應に捨て去るべからず、多く宿すと雖無罪なり。是故に說きたまへり。

【一四三】佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘、【一四四】再三軍中宿し、已にして試兵處に到り乘象を能くせざる者を見ては卽ち毀訾して言はく、「此人象に乘ずるも如ら瞎に乘ぜるに似たり、若し軍陣に入らんには必ず自ら身を喪ひ復、官象を失せん、王の【一四五】廩祿を費さんのみ」と。乘象を能くする者を見ては是の如く讃じて言はく、「此人善く乘象を能くし鉤を捉りて牽挽し左旋右旋すること皆悉く巧便なり、若し陣に入らんには必ず能く賊を破り又身命を全うせん、是の如きの人は應に王祿を食むべきなり」と。乘馬・乘車・捉弓・(捉)刀楯・(捉)矛矟を能くせざるを見

【一四一】槊軍。矟と同じ。宋・元・明・宮本には楯軍とせり。槊は周尺にて一丈八尺ある矛をいふ。矛と楯と離れざれば、今槊軍とありとも諸本の楯軍に相違せるにはあらず。

【一四二】外邏軍。みはりをする軍隊。

【一四三】波夜提第五十七、觀軍戰戒。四分・巴利は第五十條、五分・十誦・有部は第四十七條なり。この戒緣起は前戒の緣起と同じくして戒文と關係なきが如し、これ戒緣起なるもの確實性少なく後人の添補なるべしと推しうる所以である。

【一四四】再三軍中宿。軍中に再宿又は三宿してとの意。再三に軍中に宿する意にあらず。

【一四五】廩祿。官より給するふち米。

て言はく、「平正にして美滿せり、實に工射と爲す、應に官祿を受くべきなり。此を以て陣に入らんに、必ず自ら身を濟ひ、又弓を失はざらん」と。刀楯を持てるを觀んに、不能者を見ては便ち毀訾して言はく、「人に效うて楯を持てるも[136]布刀を捉れるが如し、此を以て陣に入らんに、必ず自ら身命を喪ひ、又[137]官仗を失はん」と。若し能者を見んに又讚歎して言はく、「善く刀楯を用ふること至りて巧能と爲す、此を以て陣に入らんに、必ず自ら身を全うし、又王仗を失はざらん」と。是の如くに四種兵を毀訾し讚歎し已るに、毀呰を得たる者は各々怒りて曰はく、「何ぞ但に彌尼刹利のみ是れ我等の怨ならんや、今此の沙門も亦復是れ[138]賊なり、我等を毀辱せり、當に共に之を殺すべし」。稱讚を得たる者は毀を得たる者に語りて言はく、「此の諸の沙門は皆是れ王種或は大臣種或は[139]刹利種なり、皆本具法を習うて戰陣に明曉せり、彼の所言の如くに汝等宜しく學ぶべきに、而も反りて彼れを怨むこと甚だ大癡と爲す」と。諸の、毀を得たる者、此語を聞き已りて深く自ら慚愧せり。尊者阿難は此事を見已りて念じて曰はく、「我れ今宜しく去るべし、若し久しく此に住まらんに或は過患を生ぜん」と。即ち精舍に還るに佛知りて而して故に阿難に問ひたまはく、「汝已に征人達多の爲に法を說き訖りしや」。阿難即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きにあらず、是を以て善法を長養すべからず、今日より後、因緣あらんに軍中に入りて三宿するを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、因緣あらんに軍中に到りて[140]三宿するを得ん、若し過ぎんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「因緣」とは、若しは僧事・塔事・私己事なり。「軍」とは、上に說

【一三六】布刀。刀布のことなるべし。刀布は昔の錢にして、刀とは刀の形せる古錢の名、布は廣く流布するにより布といふ。

【一三七】官仗。仗は劍戟の總名なれば、前に刀楯とあるとも相違せるにあらず。

【一三八】賊。國を亂す者、亂臣賊子の意。次下に怨賊とあると同じ。

【一三九】刹利種(Khattiya)。四姓の一なること註(一の七七・六の三八)參照。但し、王種も大臣種も皆刹利種なるも、今此等より別立して刹利種を立てたるは恐らくは武士階級を意味するものなるべし。

【一四〇】三宿。有部律は二宿を限り、四分・十誦は二宿を限りとするも三宿の明相未出までは不犯とし、五分・巴利は二三宿(Dvirattatirattā)を聽し、僧祇亦三宿を聽せり。

彌尼と曰ひ叛逆して順はざりき。時に波斯匿王は大臣、[一三三]征人達多を遣し、四種兵を領して往いて討伐せんと欲せり。爾の時、征人達多は信を遣して世尊に白して言さく、「我れ今征行せんとす、願はくは諸比丘を遣して我が爲に妙法を說きたまはんことを」。是に於て世尊は阿難に告げたまはく、「汝、軍中に往いて征人達多の爲に法を說け」と。阿難到り已るに大臣即ち爲に種々供養を設けぬ。爾の時、六群の比丘は阿難の爲に種々供養を設くるを知りて復、軍中に往き、食し已りて又試兵處を觀じ、[一三四]不能者を見ては因りて毀呰して言はく、「汝等人に效うて象に乘ずるも如ら豬に騎れるに似たり、(たゞ)王の飮食を費さんのみ。此れを以て陣に入らんに、必ず自ら身を喪ひ、又王象を失はん」と。若し能者を見ては因りて讚歎して言はく、「善く乘象を能くせり、鉤を捉ること甚だ工に、左右の迴轉(また)鬭法に明曉せり、應に官祿を食むべきなり。此を以て陣に入らんに、能く自ら身を濟ひ、又象を失はざらん」と。若し馬に乘れるを觀ては、不能者を見て便ち毀呰して言はく、「汝、人に效うて馬に乘ずるも如ら驢に騎れるに似たり、(たゞ)王の飮食を費さんのみ。此を以て陣に入らんに、必ず自ら身を喪ひ、又王馬を失はん」と。若し能者を見ては便ち讚歎して言はく、「汝善く乘馬を能くせり、轡を執ること甚だ工に、左右の迴轉皆方便あり、應に王祿を受くべきなり。此を以て陣に入らんに、必ず能く身を濟ひ、又馬を失はざらん」と。若し車に乘ぜるを觀ては、不能者を見て毀呰して言はく、「汝、人に效うて車に乘ずるも上牀法の如くなり、(たゞ)王の飮食を費さんのみ。此を以て陣に入らんに、必ず自ら身を喪ひ、又王車を失はん」と。若し能者を見ては讚歎して言はく、「工に能く執御して進退を善くし、左右の迴轉甚だ方便あり、應に王祿を受くべきなり。此を以て陣に入らんに、必ず能く身を濟ひ、又車を失はざらん」と。若し步軍を觀んに、不能射者を見ては便ち毀呰して言はく、「人に效うて弓を執るも如ら[一三五]拼毳に似たり、徒に官祿を食むのみ。此を以て陣に入らんに、必ず自ら身命を喪ひ、又官弓を失はん」と。(若し)好射者を見ては讚歎し

【一三三】征人達多。四分律は利師達多・富羅那を、五分律は尼師達多・富羅那を、十誦律は乙師達多・富蘭那須達多を遣はして軍人の爲に說法せんことを請ずとせり。今の征人達多は聖人達多、(征と聖は同音寫)、聖人達多は乙師達多(Isi-datta)なるべしと考へらる。本律卷十一の註(五六)の本文には仙人達多とあるによりて證し得べし。

【一三四】不能者。功妙ならざる者。

【一三五】拼毳。明かならず。拼は除なり。彈なり。毳は獸の柔き細毛なり。即ち細毛を彈くが如くに、矢を放つも勢ひなき貌を侮れる語にあらざるか。

「難陀、優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に然り」。佛、諸比丘に告げたまはく、「何ぞ一切諸王にして皆信心あること是の如きを得るあらんや、今日より後、軍中に入りて與に相見ゆるを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、軍の發行するを觀んに波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「軍の發行」とは、戎器を執持して他國に詣るなり。軍に四種あり、象軍・馬軍・車軍・步軍なり。「象軍」とは、四人して象足を護るを是れを「象軍」と名く。「馬軍」とは、八人して馬足を護るを是れを「馬軍」と名く。「車軍」とは、十六人して車を護るを是れを「車軍」と名く。「步軍」とは、三十二人の兵仗を執持せるを是れを「步軍」と名く。是れを「四種軍」と名く。若し比丘此の四種軍に於て、若し一々の軍を觀んに波夜提なり。若し比丘、軍を觀んと欲して聚落中より阿練若處に往き、阿練若處（より）聚落中に往き、下處より高處に至り、高處より下（處）に至り、覆處より露處に至り、露處より覆處に至りて往いて觀見せんには波夜提なり。若し比丘、聚落・城邑に入り（若しは）道中にて軍陣に逢ひ、作意さずして見んには無罪なり。若し作心にて頭を擧げ頭を下げ、窺ひ望みて見んと欲せんには波夜提なり。若し王出で若しは大象出づる時、街巷中窄くして滿つるに、比丘爾の時一處に在りて住して作意せずして看んには無罪、若し作意して看んと欲せんには越毘尼罪を得るなり。若し比丘、象・馬・牛等の鬪、乃至鷄鬪を看んに越毘尼罪を得ん。若し軍來りて精舍に詣らんに、作意せずして看んには無罪、若し作意して看んには越毘尼罪を得、下、人の口諍に至らんに、看んには越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

【三三】佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、憍薩羅國に剎利大臣あり、名けて

【三三】波夜提第五十六、軍中過三宿戒。四分・巴利第四十九條、五分・十誦・有部は第四十六條なり。

り、男子は是れ女人を食と（爲し）女人は是れ男子を食と（爲す）に名く。「家」とは、婆羅門・刹利・毗舍・首陀羅家なり。「婬處」とは、夫婦行欲の處なり。「坐」とは、共に一處に坐するなり、（若し坐せんに）波夜提なり。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り若しは他の人より聞くなり。「食家」とは、上に説けるが如し。「屛處」とは、男女の行婬しうべき不羞の處なり。復、屛處と名くるあり、若しは闇中若しは戸を閉ぢたるを皆「屛處」と名く。「坐」とは、共に一處に坐するなり、（若し坐せんに）波夜提なり。「波夜提」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、彼の夫婦と與に一處に坐せんには一波夜提、外なる比丘の遙かに見えざらんには二波夜提、（卽ち）婬處坐と屛處坐となり。戸扇を閉ぢて坐せんに、外なる比丘の遙かに見えざらんには二波夜提、若し外なる比丘の見えんには一波夜提なり。共に門屋の中に坐せんにも亦是の如し。中庭若しは甘蔗聚障若しは穀聚障若しは墻障にも亦是の如し。若し比丘の伴あらんには不犯、衆多の白衣の伴ありと雖亦犯ず。一切是れ男ならんには無罪、一切是れ女ならんにも無罪なり。是故に説きたまへり。

[一二八]佛、舍衞城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾の時、憍薩羅大臣にして[一二九]彌尼刹利と名くるが反叛せり。時に[一三〇]波斯匿王は四種兵を集め、良日を選擇して諸大臣と與に鐘を椎ち鼓を撃ちて往いて討伐せんと欲せり。爾の時、尊者難陀・優波難陀は往いて軍前に到りて而して立ちしに、王見已りて卽ち蓋を卻け曲躬して遙かに敬ひぬ。時に諸臣見已りて卽ち嫌うて言はく、「是の沙門釋子の、時を知らざるを看よ、今大王、逆寇を討伐せんと欲するに、軍前に當りて立てり」。[一三一]又大王を嫌ふらく、「將士衆は是の如きの吉日に利を求めんとして一剃髪沙門を見たり、而も便ち蓋を卻けて曲躬して遙かに敬はんとは」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、

【一二八】波夜提第五十五、觀軍戒。四分・巴利第四十八條、五分・十誦・有部は第四十五條なり。

【一二九】彌尼刹利。刹利種族なる大臣の彌尼との意なり。

【一三〇】波斯匿王（Rājā pase-nadi）。勝軍王とも義譯す。佛陀に歸依せること篤かりき。

【一三一】原漢文には又嫌大王將士衆如是吉日求利見一剃髮沙門而便卻蓋曲躬遙敬とあり。

自ら手づから食を與ふるを得ず、當に淨人をして與へしめ、若し淨人なきには上法の如くして與ふべし。若し外道來りて米糒汁・飯汁・漿を索めんにも、亦自ら手づから與ふるを得ず。若し外道、衆僧中より食を乞はんに、自ら手づから與ふるを得ず當に地に放ちて與ふべし。若し外道に信心ありて供養せんと欲せんに、比丘爾の時亦自ら手づから飲食を與ふるを得ず。外道をして飲食を作さしむるを得、食を授けしむるを得ん。食し已りて殘らんには與へよ、與ふる法は上に說けるが如し。

是故に說きたまへり。

一二四 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優陀夷は知識せる婆羅門と與に村を同じくして住せり。此の婆羅門の女出で嫁ぎて異村に在りて住せしが、信を遣し還して父に白して言はく、「時々に來りて我れを看よ、若し尊、來るを得ずば願はくは阿闍梨優陀夷をして時々に來りて我れを看せしめよ」。……前の一二五二不定中に廣說せるが如し、……乃至、佛、優陀夷に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、在家人すら尙ほ沙門の儀法を知れるに、汝等出家人云何が應坐と不應坐處とを知らざる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、一二六食家婬處と知りて坐せんには波夜提なり」。

「若し比丘、一二七食家屛處と知りて坐せんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り若しは他より聞くなり。「食」とは、麨・飯・麥飯・魚・肉、是の如きの種々を名けて「食」と爲す。復、食あり、眼識にて色を見て愛念を起して欲著を生ずるに名け、耳・鼻・舌・身も亦是の如し。復、食あり、釜は蓋を以て食と爲し、臼は杵を以て食と爲し、斛は斗を以て食と爲すに名け、是の如きの比は皆名けて食と爲す。復、食あ

【一二四】波夜提第五十三、食家婬處坐戒。波夜提第五十四、食家屛處坐戒。四分・巴利は第四十三・四十四條、五分・十誦・有部は第四十二・四十三條なり。四分律と本律とのみ優陀夷を制緣とし、他律は凡て優波難陀とせり。

【一二五】二不定法。註（七の一四五）の本文參照。

【一二六】食家婬處。食家中の可婬處なるも巴利律には有食家即ち Sabhojanekule とあるのみ。食家は夫婦家にして、夫は妻を、妻は夫を食ひあふ故に食家といふとせり。

【一二七】食家屛處。食家中の屛覆處即ち Raho paticchanna asana なり。

に是れ汝が婿たりしなるべし、何の故ぞ、獨り汝にのみ兩番を與へたれば」と。阿難聞き已りて悅ばず、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より自ら手づから無衣外道出家男女に食を與ふるを聽さず」と。諸比丘、佛に白して言さく、「云何が是の外道は恩分を知らざるや」。佛言はく、「但に今日恩分を知らざるのみにはあらじ、過去世の時已に曾て是の如くなりき。……[129]仙人獼猴本生經の中に廣說せるが如し……」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、無衣外道出家男女に自ら手づから食を與へんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。[130]「無衣」とは、若しは無衣にて入り有衣にて出で、有衣にて入り無衣にて出で、有衣にて入り有衣にて出で、無衣にて入り無衣にて出づるなり。「出家」とは、外道出家にして[131]不蘭迦葉・乃至、尼揵子なり。「自ら手づから」とは、若しは手にて與へ手にて受け、器にて與へ器にて受くるなり。「食」とは、五正食・五雜正食なり。與へんには波夜提にして、「波夜提」とは上に說けるが如し。

若し比丘、父母・兄弟・姉妹にして外道中に在りて出家して來らんには、亦自ら手づから食を與ふるを得ず、當に淨人をして食を與へしむべく、若し淨人なきには語げて自らをして食を取らしめよ。若し外道噉ひ盡すを恐れんには應に語げて言ふべし、「我れに授與し來れ」と。得已るに應に隨意に減取すべく、已にして若しは牀杌(若しは)地上に著きて應に語りて言ふべし、「汝自ら食を取れ」と。若し是れ[132]親里外道にして是の嫌言を作さく、「汝今便ち[133]旃陀羅と作して我れを遇するや」。比丘應に答へて言ふべし、「汝、出家せしも處を得ざるなり、世尊の制戒は是の如し、汝若し食せんには便ち食せよ、若し食せざらんには意に隨へ」。若し比丘、外道をして作さしむる時も、亦

べし。

【一二六】四月に一たび剃髮すとは諸律と相違せり。佛弟子は二月に一剃髮、髮の長さ兩指卽ち二寸を超えざる間に剃るべきなり。僧祇に四月とせるは常人の二倍とせるものか、

【一二七】一番。ひとつがひ、卽ち兩個なり。

【一二八】原漢文には阿難故當是汝婿何故獨與汝兩番とあり。

【一二九】仙人獼猴本生經。出據を明かにせず。

【一三〇】無衣者若無衣入有衣出有衣入無衣出有衣入有衣出無衣入無衣出とあり。無衣のこの解釋は不適當にあらざるなきか。こゝには巴利戒文註解の如くに無衣外道について述ぶべき所なれば、この僧祇律註解は意味をなさゞるが如し。

【一三一】不蘭迦葉・乃至、尼揵子。六師外道なり、註(二の三四)參照。

【一三二】親里外道。父親若しは母親相續の外道。

【一三三】旃陀羅(Caṇḍāla)。四姓の外に在りて屠殺を業とするもの。

言ふべし、「長老、自ら看よ」と。若し知識・[107]同和上・(同)阿闍梨には、應に語ぐべし、「此水蟲あり、當に漉水して用ふべし」と。

若し有蟲に[108]無蟲想して用ひんに越毗尼罪、若し無蟲に有蟲想して(用ひんに)越毗尼、若し有蟲に有蟲想して用ひんに波夜提、若し無蟲に無蟲想して用ひんに無罪なり。是故に說きたまへり。

[109]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[110]尊者阿難は名字、吉具足し、性、吉具足し、家、吉具足して、此の三事(具足)の故に世人の重んずる所と爲り、吉日至る每に(卽ち)若しは[111]新舍に入る(時)・[112]嫁娶(の時)・[113]穿耳の時、恒に先づ阿難を請じぬ。時に一家あり尊者阿難に食を請ぜしに、一外道出家人の黑色靑眼にして大腹なるあり、阿難の所に來りて食を索め、阿難卽ち與ふるに手に掬ひて噉ひ已り手を以て身に拭うて而して去りぬ。復一外道あり來り問うて言はく、「汝、何の處にて食を得しや」。答へて言はく、「我れ此の[114]剃髮居士邊より得たり」。阿難は此語を聞き已りて心に悅ばず、後に來り乞へる者には與へざりき。阿難は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、阿難に語げたまはく、「此人、恩分を識らず、今日より自ら手づから[115]無衣外道出家人に食を與ふるを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時世尊は[116]四月に一たび剃髮したまひしに、世人は佛の剃髮したまふを聞き、故に送りて種々に供養したりき。時に世飢儉にして、五百の人ありて常に世尊に隨うて殘食を乞ひぬ。佛、阿難に問ひたまはく、「殘食ありや不や」。答へて言さく、「餠あり」。佛言はく、「分ちて乞食人に與へよ」。阿難卽ち人々に付くるに[117]一番を與へしに、中に外道出家女あり、阿難餠を捉りて與ふるに時に兩番相著き去れり。彼(等)得已りて共に一處に在りて食して是言を作さく、「此餠乃し極めて美好なり、但恨むらくは少に止一番を得たるのみ」。兩番を得たる者是言を作さく、「我れ兩番を得たり」。一番を得たる者言はく、[118]「阿難は故當

【一〇七】同和上・同阿闍梨 (Upajjhāyamatta, ācariyamatta)。その夏數及びその德行に於て和上に等しき長老、阿闍梨に等しき長老なる意。

【一〇八】無蟲想 (Asappāṇakasaññī)。

【一〇九】波夜提第五十二、外道與食戒。四分・巴利第四十一條、五分第四十條、十誦・有部第四十四條。

【一一〇】原漢文には爾時尊者阿難名字吉具足性吉具足家吉具足此三事故爲世人所重每至吉日若入新舍嫁娶穿耳時恒先請阿難とあり。註(一五の一五〇)姓・字・眷屬成就の下參照。

【一一一】新舍に入る時。註(一五の一五二)參照。

【一一二】嫁娶の時(Vivāhamaṅgala)。

【一一三】穿耳の時。註(一五の一五四)參照。

【一一四】剃髮居士。阿難を侮りさげすみて言へる言葉なり。

【一一五】無衣外道出家人。無衣外道(Acelaka)と外道出家人(Paribbājaka)の二語に分ちて讀むべく、裸形外道及び其他の外道人に食を與へざれとの意なり。次の戒文に無衣外道出家男女とあるを巴利戒文には acelakassa vā paribbājakassa vā paribbājikāya vā……とあるによりて推し得

をして水を看せしむるを得るに至れ。水を看ん時、[一〇五]課を厭ふを得ず、當に至心に看るべし、太だ速きを得ず、太だ久しきを得ず、當に大象の一たび迴る頃、若しは竹を載せたる車を一たび迴らす頃の如くすべし。蟲なからんに應に用ふべく、若し蟲あらんには應に漉して水を用ふべし。三階ありて下・中・上なり、若し下分に蟲なく中分・上分に蟲あらんには、應に下分の蟲なき水を取りて用ふべし。若し中分に蟲なく上分・下分に蟲あらんには、應に中分の水を取りて用ふべし。若し上分に蟲なからんに、應に上分の水を取りて用ふべし。若し上分に蟲あらんには、應に手を以て水を拍ちて蟲をして水底に入らしめ已りて取用すべきなり。若し三分盡く蟲あらんには、爾の時應に水を漉して用ふべし。若し水中の蟲、極細微ならんには、手・面を洗ひ及び大小行に就用するを得ず。若し檀越家にて比丘に食を請ぜんに爾の時、應に問ふべし、「汝、水を漉せしや未だしや」。若し「未だ漉さず」と言はんに、應に前人を看るべし。是れ可信ならんには應に敎へて水を漉さしむべく、若し不可信ならんには語げて漉さしむるを得ず、蟲を傷殺すること莫らんとて、比丘應に自ら漉して用ふべく、蟲水は應に自の器中に著るべし。應に何處より水を取りしやを問うて、來處に隨うて蟲水を還送して中に瀉ぐべし。若し先に水を取りし處遠からんには、若し池水にして七日内に消盡せざるを見なば、蟲水を以て中に著るゝを得ん。若し池水なきには、當に器中に水を盛り持ち來りて之れを養ふべし。若し天大に雨りて瀑流水あらんに、蟲を以て中に瀉ぎて是の念言を作せ、「汝、大海に入り去れ」と。若し比丘、道中に行いて渴して水を須ゐんに、井に到りて水を取らん時當に細看して蟲なきには用ふるを得べく、若し蟲あらんには當に上法の如くに淨漉して用ふるを得べし。若し水に蟲あるを知らんに、汲水罐・器綳を持ちて人に借すを得ず。若し池水・[一〇六]汪水は當に看已りて用ふべく、若し蟲あるを見んには、「長老、此水に蟲あり、蟲あり」と唱言して、前人をして疑を生じて樂しまざらしむるを得ざれ。若し前人問うて言はく、「此水に蟲ありや不や」と。應に答へて

【一〇五】課。水を看ることは比丘としての爲すべき行事にして、その規定を厭ふを得ずとの意なるべし。

【一〇六】汪水。水のふかくひろき貌。

れ波羅脂國より來れり」。佛言はく、「比丘よ、汝に伴ありしや不や」。答へて言さく、「二人ありて伴と爲せしに、道中にて渇乏せしも水なく、一井に到りしに井水に蟲あり、我れ即ち之れを飲むに水氣の力に因りて世尊を覲たてまつるを得しも、彼れ戒を守りて飲まず、即ちに便ち渇死せり」と。佛言はく、「癡人、汝は我れを見ざるに我れを見るを得たりと謂へるのみ、彼の死せる比丘こそは已に先に我れを見たるなれ。若し比丘放逸懈怠にして諸根を攝せざらんに、是の如きの比丘は我れと共に一處なりと雖、彼れ我れを離るゝこと遠く、彼れ我れを見ると雖我れ彼れを見ざるなり。若し比丘ありて海の彼岸に在りとも、能く不放逸にして精進懈らず諸根を斂攝せんに、我れを去ること遠しと雖、我れ常に彼れを見、彼れ常に我れに近きなり」と。（又）佛、比丘に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず。今日より後、水に蟲あるを知らんに飲むことを得ざれ」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止せる比丘を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、水に蟲あるを知りて飲まんには波夜提なり」』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知りて」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「蟲」とは、魚・鼈・[九八]失收摩羅等に非ずして、小々の[九九]倒子の諸蟲・乃至、極細微形の眼所見の者を謂ふ。「水」とは、十種あり上に說けるが如し。「飲む」とは、齊りて腹に入るゝなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

比丘、[一〇〇]具足を受け已るに、餘に當に[一〇一]漉水囊と應法の[一〇二]澡盥とを畜ふべきなり。比丘行かん時は應に漉水囊を持すべし、[一〇三]若し無きには下、受持せる欝多羅僧の一角の頭に至れ。[一〇四]水を看ん時、應に天眼を以て觀るべからず、亦闇眼の人をして看せしむるを得ず、下、能く掌中の細文を見る者

【九八】失收摩羅。鰐魚なり、註(三の六八五)參照。
【九九】倒子。ぼうふり。
【一〇〇】具足。註(一の一〇〇)具足戒の下參照。
【一〇一】漉水囊。註(三の一一八)參照。
【一〇二】澡盥、口すゝぎ手を洗ふための澡瓶即ち軍持をいふならん。
【一〇三】原漢文には若無者下至受持欝多羅僧一角頭とあり。
【一〇四】原漢文には看水時不應以天眼觀亦不得使闇眼人看下至能見掌中細文者得使看水とあり。

比丘、上の諸時なきには、當に[九五]陶家浴法を作して、先に兩髀・兩脚を洗ひ、後に頭面・腰背・臂肘・胸腋を洗ふべし。是故に說きたまへり。

然火と過三宿と、與欲と入聚落と、謗經と擯同止と、沙彌と三色衣と、取寶と半月浴となり。

第五跋渠竟る。

[九六]佛、毘舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優陀夷は道を行きて渴極まり、聚落に入りて女人より水を索むらく、「姉妹、我れに水を施せ」。女人卽ち水を以て之れに與へしに、水中に蟲ありき。優陀夷見已りて是念を作さく、「我れ但此の蟲なき處を飲まん」。飲む時蟲、水に隨うて口に入りしかば、飲み已りて心に疑を生じぬ。卽ち是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく「汝、云何が水に蟲あるを知りつゝ而も飲みしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず、今日より後、水に蟲あるを知らんに飲むことを得ず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に南方、[九七]波羅脂國に二比丘あり、伴と共に舍衞に來詣して世尊を問訊せんとせり。中路にて渴乏せしも水なく、前んで一井に到りしに一比丘は水を汲みて便ち飲み、一比丘は水を看るに蟲を見しかば飲まざりき。飲水の比丘、伴比丘に問うて言はく、「汝何ぞ飲まざる」。答へて言はく、「世尊の制戒、蟲水を飲むことを得ず、此水に蟲あり是故に飲まざるなり」。飲水比丘復重ねて勸めて言はく、「長老、汝但水を飲め、渴死して佛を見るを得ざらしむること勿れ」。答へて言はく、「我れ寧ろ身を喪ふとも佛戒を毀たず」と、是語を作し已るに遂に便ち渴死しぬ。飲水比丘漸々に往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝何れより來りしや」。答へて言さく、「我

【九五】陶家浴法。やきもの師卽ち泥細工に從事する人々の簡單なる浴法。浴法といふも唯手足等を別々に洗ひ拭ふに過ぎざるなり。

【九六】波夜提第五十一、飲蟲水戒。四分・巴利第六十二條、十誦・有部第四十一條、而して五分律に缺く。四分・巴利は舍衞城・六群比丘を緣とし、十誦・有部は拘睒彌・闡那比丘を緣とせり。

【九七】波羅脂國。明かならず。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、天晴れしも少雲起るありて須臾にして大雨せり。佛、諸比丘に告げたまはく、[八五]「此は是れ閻浮提最初の吉雨なれば、汝等應に雨中に洗浴して能く身中の諸病瘡癬を除くべし」。諸比丘は心に疑ふらく、「世尊の制戒浴するを得ず、我等云何がして當に浴すべき」。佛言はく、「今日より後、雨時には浴するを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、[八六]減半月に浴せんに、餘時を除いて波夜提なり。餘時とは、春後一月半・夏初一月、是の二月半は是れ熱時、(並に)[八七]病時・[八八]作時・[八九]風時・[九〇]雨時・[九一]行時、是れを餘時と名く」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「半月」とは、若し十五日に浴せんに滿十五日を數へて復應に浴すべし。若し十四日・十三・十二・十一・十・九・八・七・六・五・四・三・二・一日に浴せんに、應に浴せる日より要らず滿十五日を數へて乃し應に更に浴すべし。「餘時を除く」とは、世尊は無罪なりと說きたまへり。「熱時」とは、春後一月半・夏初一月、是の二月半を「熱時」と名く。前後を取るを得ず、當に現在を取るべし。「作時」とは、若しは僧の一切作時・比丘作(時)・泥作(時)・治房舍(時)、若しは水溝を通じ、若しは井を抒み、若しは房舍に泥り、若しは地を掃き、若しは和尙・阿闍梨を洗浴し、乃至、塔院・僧院を掃くに下、五六(たび)[九二]掃帚を動かすに至るをも、「作時」と名くるを得、浴せんに無罪なり。前後を取るを得ず、當に現在を取るべし。「風時」とは、若し比丘、風、塵土を吹いて身を坌さんに、洗浴するを得て無罪なり。前後を取るを得ず、當に現在を取るべし。「雨時」とは、若し天雨らんに洗浴するに無罪なり、前後を取るを得ず、當に現在を取るべし。「行時」とは、[九三]三由延・二由延・下至ること[九四]一拘盧舍に、若しは來り若しは去るを是れを「行時」と名け、洗浴せんに無罪なり、前後を取るを得ず、當に現在を取るべし。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し

【八五】 閻浮提。註(一の一六一・四の一七七)參照。閻浮提最初の吉雨とは、久しぶりに降り來れる善き雨との意なるべし。
【八六】 減半月(Orenʼ addhamāsaṃ)。半月以内に、半月を經ざる內にとの意。
【八七】 病時(Gilānasamaya)。
【八八】 作時(Kammasamaya)。
【八九】 風時 }(Vātavuṭṭhisamaya)。
【九〇】 雨時 }
【九一】 行時 (Addhānagamanasamaya=半由旬行時)。
【九二】 掃箒。はらきなり。
【九三】 由延(Yojana)。註(二の一四六)參照。
【九四】 拘盧舍(梵 Krośa)。註(九の二一三)參照。

復次に佛、舍衛城に住したまひて安居し竟り、諸比丘と與に憍薩羅國に往いて人間に遊行したまひき。道中、草木深邃なるも、下は則ち熱氣に吸はれ、上は則ち日の爲に炙かれて大に苦惱を生じ、馳走して水に向ふこと鹿の池に赴くが如くなりき。佛知りて而して故に問ひたまふに、諸比丘は具に上事を說いて(言さく)、「是の如きの苦を以ての故に、諸比丘は競ひ走りて水に赴きしなり」。佛言はく、「今日より後、行時には浴するを得ることを聽さん」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。五事利益あるが故に世尊は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、比丘ありて疥瘙を病めり、佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝調適なりや不や」。答へて言さく、「調適ならず、我れ疥瘙を病みて痒く、數々浴するを得んには便ち樂しきも、世尊の制戒、浴するを得ざれば是故に樂しまざるなり」。佛言はく、「今日より病比丘には浴するを聽さん」と。

復次に佛、曠野精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時營事比丘、泥を擎き塼を擎きて種々の作事を作せしも、敢て浴せざるが故に卽ち便ち[八四]持臥せり。明日、淸旦に脚上に泥土の處あり、佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝が脚上何の故の泥處ぞ」。答へて言さく、「世尊、我れ營事して泥、身を汙せしも、犯戒を畏るゝが故に敢て浴せず、是故に脚に泥土あり」。佛言はく、「今日より作時には浴するを聽さん」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は大風起るに値ひて塵土にて身を坌し、復、天雨に値ひしも諸比丘敢て浴せず、故に卽ち便ち持臥せり。明日、淸旦に世尊を問訊せしに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝が身上何を以て垢汚あること是の如きや」。答へて言さく、「世尊、昨日風吹いて塵土にて身を坌せり、復、天雨に値ひしも敢て浴せず、故に身上に垢汚あるなり」。佛言はく、「今日より大風時には浴するを聽さん」と。

【八四】持臥。もちこらへて臥するなり、身の汗穢を辛抱して臥する意。巴利文には Te sedagatena gattena sayanti (汗によごれたる身のまゝに寢みぬ)とあり。

丘僧の浴するなり。「象溫泉」とは、象及び一切の人の浴するなり。爾の時、諸比丘は王溫泉に入りて浴せしに、時に王は油を以て身に塗り溫泉に入りて浴せんと欲して泉監に問うて言はく、「溫泉、空なりや不や」。泉監答へて言はく、「泉中、空ならず、諸比丘ありて浴せり」。王言はく、「諸比丘の浴し訖るを聽せ、我れ今先に世尊に詣でゝ還りて當に浴すべし」とて、世尊の所に到り頭面に禮足し已り、還りて復(泉)監に問うて言はく、「池中、空なりや未だしや」。答へて言はく、「未だ空ならず」と。是の如く三たびに至るに、猶ほ比丘ありて洗浴して止めざりき。王言はく、「浴するを聽せ、喚びて出でしむること勿れ、我れ當に宮中に還りて浴すべし」。諸人聞き已りて皆嫌責して言はく、「[八二]沙門釋子は自ら善好有德なりと言ひつゝ、而も池中を固めて大王をして浴するを得せしめざりき」と。諸比丘聞き已り、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「何の處にか王ありて盡く能く是れを忍ばんや、今日より浴するを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、世尊制戒して浴するを聽したまはざりしかば、諸比丘は浴するを得ざるが故に身垢汚臭せりき。爾の時、世尊は諸の大衆の爲に法を說きたまひしに、諸比丘は下風處に在りて坐せり、(これ)汚臭、諸の梵行人に熏ずるを恐るゝが故なりき。佛知りて而して故に問ひたまはく、「諸比丘は何の故に獨り一處に坐すること宛ら恨人の似きや」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊制戒して浴するを聽したまはず、故に身垢汚臭せり、梵行人に熏ずるを恐るゝが故に、下風に在りて而して住せるなり」。佛言はく、「今日より後、半月に一浴するを聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は春月熱きに、洗ふを得ざるが故に身體痒悶せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、熱時一月半、浴するを得ることを聽さん、[八三]春後一月半・夏初一月、是れを二月半と名く」と。

【八二】原漢文には沙門釋子自言善好有德而固池中不令大王得浴とあり。固池中は池中を獨占してとの意なるべし。

【八三】春後一月半・夏初一月。巴利文に diyaḍḍho māso gimhānaṃ ti vassānassa paṭhamo māso とあり。春とは頗遇拏(Phagguṇa)月卽ち十二月の十六日より阿娑颰訶(Āsāḷha)月卽ち四月の十五日までをいふ。春後一月半は三月(ゼッタ月)一日より四月十五日までなり。夏とは阿娑颰訶月卽ち四月の十六日より渴底迦(Kattika)月卽ち八月の十五日までをいふ。夏初一月とは四月十六日より五月(サーワナ月)の十五日までなり。これを熱時(Uṇhasamaya, Pariḷāhasamaya)二月半(Aḍḍha-teyyamāsā)と名け、陰曆の五月一日より七月十五日までに相當す。

に寶藏を得しや不や」。應に答へて言ふべし、「得たり」。若し已に用ひたらんには應に答へて言ふべし、「得たるも已に用ひて此塔を作せり」。王（若し）「已に作さんには止めよ、此の功德は我れに屬せん」と言はんに、（卽ち「彼の用なり」と名く）。若し已に半を用ひて半在らば、王（若し）「已に用ひたらんには止めよ、在らんには我れに還せ」と言はんに、在る者を應に王に與ふべし。若し王「汝、地中の寶物は應に我れに屬すべきを知らざりしや、汝何ぞ以て用ひたる、盡く我れに還し來れ」と言はんに、比丘爾の時應に塔物を以て還すべく、若し塔に物なきには應に塔の爲に物を乞うて還すべきなり。若し王問うて「佛法戒律の中には云何」と言はんに、比丘應に答へて言ふべし、「佛法中、若し塔地中に物を得んに卽ち塔用と作し、若し僧地中に物を得んに卽ち僧用と作す」と。王若し「佛・法の用に從へ」と言はんには無罪なり。[七九] 若し寶藏上に鐵劵ありて姓名せんに、若し彼王「諸大德、寶藏上に是の如きの姓名あるを見しや不や」と問はゞ、[八〇] 比丘應に答へて言ふべし、「見たり」と。已に用ひて塔を作し成ぜんに、若し彼れ「此は是れ我家の先人の物なり、汝何ぞ以て用ひたる、用ひし者を應に我れに還すべし」と言はんに、（應に塔物を用ひて還すべし）。（王）若し「已に塔を作し成ぜんには、功德は我れに屬せん」と言はんに無罪なり。（王）若し「已に半を用ひ半在らんには我れに還せ」と（言はんに）、比丘爾の時應に在者を還すべし。（王）若し「汝何ぞ以て我家の先人の物を用ひたる、一切盡く我れに還し來れ」と言はんに、爾の時應に盡く還すべし。若し塔に物あらば應に用ひて還すべく、若し無きには乞うて還せ。（王）若し「此は先人の物なるも先人已に死せり、此の功德は卽ち彼に屬せん」と言はんには無罪なり。新僧伽藍を作り、新塔を作らんとて物を得んにも亦復是の如し。是故に說きたまへり。

[八一] 佛、王舍城に住して廣く說きたまへること上の如し。王舍城に三溫泉あり、王溫泉・比丘溫泉・象溫泉なり。「王溫泉」とは、王と王の後宮夫人及び佛・諸比丘の浴するなり。「比丘溫泉」とは、佛・比

【七九】 若寶藏上有鐵劵姓名若彼王問諸大德見寶藏上有如是姓名不とあり。鐵劵姓名は鐵ふだに姓名を記せる文書なり。

【八〇】 原漢文には比丘應答言見已用作塔成若彼言此是我家先人物汝何以用用者應還我若言已作塔成者功德屬我無罪とあり。用者應還我の次に應用塔物還の五字遺落せしにあらざるか。宋・元・明・宮本には用者應還とありて我の一字無きより見るに、これを王の語と見ざるものゝ如し。今前後の文に照合してこれを王語と見て譯出せり。

【八一】 波夜提第五十、半月洗浴戒。四分第五十六條、巴利第五十七條、五分第七十、有部と十誦とは第六十條なり。

に受くるを得ん、與へし者卽ち是れ施主たるが故に無罪なり。若し比丘、聚落に入りて遺衣物あるを見、或は風にて吹き來らんには、便ち糞掃衣想を作して取るを得ず、若し曠路無人にて衣物あるを見んに應に取るべし、若し衣上に寶あるを見なば應に脚を以て躡み之れを斷棄して持ち去るべし。去る時應に隱藏すべからず、應に露に捉へて人をして之れを見せしむべく、若し衣上に穢汙ありて人の賤む所と爲らんには覆うて以て持ち去るを得ん。若し取る時衣裏に寶物あるを覺えざらんには、住處に還り至り、見已りて應に淨人に與へて知掌せ(しめ)て醫藥直と作すべし。若し聚落を出づる時若しは道中にて衣を見んに、衣上に久しき塵土あらば當に取るべく、取り已るに覆藏することを得ざれ、當に露現して持ち去るべし。若し主ありて比丘を逐はんに應に語ぐべし、「長壽、何の故に走るや」。答へて「我れ衣を失せり」と言はんに、應に言ふべし、「此は是れ汝が衣なりや」。若し「是なり」と言はんには應に還すべく、應に是の敎言を作すべし、「汝當に佛法僧に歸すべし、若し世尊制戒したまはずば汝設し此衣を見んとも交得べからじ」と。[七七]若し故壞せる僧房を更に治せんと欲して地を掘り基を起して寶藏を得んには、若し淨人信ずべからずば應に當に王に白すべきなり。王(若し)「此物應に我れに入るべし、我れ今比丘に施して功德を作さん」と言はんに、卽ち施主と名くるなり。若し已に半を用ひ半在らんに、王(若し)「汝何ぞ以て我物を用ひたる、若し已に用ひたらんには止めよ、在らんには送り來れ」と言はんに、比丘應に在者を送りて還すべし。王若し「何ぞ以て我物を用ひたる、盡く送り來れ」と言はんに、比丘已に物を用ひたらんには應に僧物を用ひて還すべく、若し僧に物なくは應に物を乞うて還すべし。(王)若し「已に用ひたらんには止めよ、功德は我れに屬せん」と言はんに、卽ち[七八]「彼の用なり」と名く。若し故塔を治して金銀寶物を得んに、若し淨人信すべからずば當に王に白すべく、淨人信ずべきには取るを得て停むること三年に至り、三年已るに應に用ひて塔事の種々用と作すべきなり。若し王家覺りて比丘に問うて言はく、「汝、此中

【七七】原漢文には若故壞僧房欲更治掘地起基得寶藏者若淨人不可信者應當白王とあり。故壞僧房の四字を故に僧房を壞してと讀み得んも、今此文は新築にあらずして修繕する場合を現はす文と見る故に故壞せる僧房と譯せり。

【七八】原漢文には卽名彼用とあり、彼用とは王の布施なりと名くとの意なり。

んに、應に問うて言ふべし、「汝、何處にて失ひしや」と。答へて相應せんには應に與ふべし。若し人の識るなからんには、應に停めて三月に至るべし。(三月)已るに若し塔園中にて得たる者は即ち塔用と作し、若し僧園中にて得たるには當に[七三]四方僧物用と作すべし。[七四]若し是れ貴重物にして寶瓔珞・金・銀ならんには、爾の時に(直に)露現して唱令するを得ざれ。得寶の比丘は應に審かに數を諦め、何の相貌あるかを看て然して後に乃し擧ぐべきなり。若し人ありて來り問ふらく、「我れ寶物を忘れぬ、見し者ありや不や」。比丘爾の時、應に問ふべし、「汝何の處に忘れしや、汝の寶は何の相貌ありや」。若し相應せざらんには應に語言すべし、「此の僧伽藍は廣大なれば汝爲に廣く求むべし」。若し相應せんには應に寶を出して示言すべし、「長壽、此は是れ汝の物なりや不や」。若し「是れなり」と言はんに、比丘は一人前に於て與ふるを得ず、應に衆多人を集めて教言すべし、「汝、佛法僧に歸依せよ、若し世尊制戒したまはずば汝の眼に看るとも猶ほ得べからざるなり」と。若し「我が此の寶の邊に更に餘物ありき」と言はんに、應に言ふべし、「長壽、我れ止此れを得しのみ、更に餘物を見ざりき」と。應に語言すべし、「汝は是れ惡人なり、汝但此れを得んに已に過多と爲す、云何が方に更に餘物を索めんと欲して人を謗るや。若し世尊制戒したまはざらんには、汝此物に見えざりしならん」と。若し是の如くして猶ほ復了せざらんには、應に優婆塞の邊に將ゐ至るべし。應に是言を作すべし、「我れ本正しく此物を得て盡く以て還歸せしに、而も今方に誣謗せられぬ」と。[七五]爾の時、優婆塞は應に罵りて言ふべし、「是の如き是の如きの子、汝此物を得んに已に過多と爲す、而も今反つて比丘を謗らんとは、汝但去れ、我れ當に汝と與に對を作して此事を料理すべけん」と。[七六]若し人の來るあることなきには、至ること三年にして、上の如くに所得の處に隨うて、當に界りて之れを用ふべし。

若し比丘、聚落に入りて地に遺物を見んに應に取るべからず、若し人ありて取りて比丘に與へん

【七三】四方僧物用。一結界地内の比丘僧の受用すべきものにあらずして、四方より來れる比丘僧の物として受用するなり。

【七四】原漢文には若是貴重物寶瓔珞金銀者爾時不得露現唱令得寶比丘應審諦數看有何相貌然後乃擧とあり。

【七五】原漢文には爾時優婆塞應罵言如是如是子汝得此物已爲過多而今反謗比丘汝但去我當與汝作對料理此事とあり。料理の二字を宋・元・明・宮本には斷事となす。

【七六】原漢文には若無有人來者至三年如上隨所得處當界用之とあり。界りてとは塔地に得たるは塔用とし、僧園にて得たるは四方僧用とする如くに限界を設けて互用せざるなり。

を爲さゞらんには當に受けずと言ふべきなり。汝、云何が人の寄物を受けつゝ、而も[六六]掌を爲さゞりしや。今日より後、園內には若しは寶若しは[六七]名寶(あらんに)、若しは自ら取り若しは人をして取擧せしむるを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、迦維羅衞に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、若しは寶若しは名寶(あらんに)、園內には若しは自ら取り若しは人をして取らしめんに、餘時を除いて波夜提なり。餘時とは、比丘若しは寶若しは名寶(あらんに)、若しは自ら取り若しは人をして取らしめんに是念を作すなり、「主ありて求めんには與へん」と、是れを餘時と名く」」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「園內」とは、塔園內・僧園內なり。「寶」とは已成器にして、所謂、天冠・寶蓋・瓔珞・[六八]拂柄・[六九]寶屐の是の如き等の寶所成の器なり。「名寶」とは、錢・金・銀・眞珠・琉璃・珂貝・珊瑚・琥珀・玫瑰・赤寶・銅・赤銅・鉛・錫・白鑞・鐵等なり。「取る」とは、[七〇]淨なるは自ら手にて取るを得、若し不淨なるは淨人をして取らしむるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。「餘時」とは、若しは塔園內若しは僧園內にて、若しは寶若しは名寶あるを見て、若し淨なるは自ら取り、若し不淨なる人をして取擧せしめんに、[七一]是念を作さく、「主ありて求めんに當に與ふべし」と、是の如きの念を作して異らざるなり。

若し[七二]佛生時大會・得道時・轉法輪時・阿難・羅睺羅大會時に、爾の時諸人若し衣及び嚴身具・種々諸物を忘れ、比丘(若し)衣鉢等の物を忘れんに、若し比丘見んには當に取るべく、取らんには應に唱令して問ふべし、「此は是れ誰が物ぞ」と。若し是れ主ならんには與へよ、若し識る者なきには應に柱上の顯現處に懸著して人をして之れを見せしむべし。若し人ありて「此は是れ我物なり」と言は

【六六】掌。つかさどりまもるなり。

【六七】名寶。文下に寶とは已成器、卽ち天冠・寶蓋等なり。名寶とは錢・金・銀等とあり。名の字は似の義なり(十誦律に依る)。巴利戒文註釋には ratana と ratanasammata とし、ratana は眞珠・琉璃・車渠・珂貝・珊瑚・銀・金・璧玉・瑪瑙なりとし、ratanasammata は人々の受用し役立つ物なりとせり。五分律の註解は巴利律に相應せり。

【六八】拂柄。寶を以て莊嚴せる拂子の柄。

【六九】寶屐。寶を以て莊嚴せる木製のはき物。

【七〇】淨。錢・金・銀は比丘は觸るゝを得ざる故に不淨物にして、眞珠・琉璃等は觸るゝを得るも著するを得ざる故に淨不淨物と名く。この淨の意は恐らくは淨不淨物を意味するものなるべし。

【七一】原漢文には作是念有主求當與作如是念不異とあり。主ありて求めんには當に與ふべしとのかくの如きの念をなして、他の念卽ち盜心等の異心をなさゞる意なり。

【七二】佛生時大會等。註(三の一八三—一八七)佛生處以下參照。

して其喚ぶを聞かず、行くこと漸々に遠くして耳に環なきを覺えて卽ち還り覓め、遙かに比丘に問うて言はく、「我が耳環を見しや不や」。比丘答へて言はく、「耳環此に在り、我れ向に見已りて卽ち遙かに汝を喚びしも、但、汝去くこと疾くして喚聲を聞かざりしなり」。時に童子言はく、「今何處に在りや」。答へて言はく、「此に在り」。童子卽ち耳環を取りて著け已るに、比丘を捉へて反覆熟打して罵りて言はく、「是の如き是の如きの子、我れ若し來らざらんには汝當に我が環を持して去るべかりしなり」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「寶を取らざるにすら已に過患を生ず、況んや復取る者をや」と。

復次に佛、迦維羅衞國釋氏尼拘律樹園に住して廣く說きたまへること上の如し。時に釋子あり諸比丘に飯せんとて、諸の宗親と與に共に食を行せしに、六四金釧を著すること重くして食を行すに便ならず、卽ち釧を脫して比丘の脚邊に置いて而して是言を作さく、「此釧を阿闍梨の足邊に置かん」と。比丘食し已りて捨てゝ起ちしに、後に人之れを見て卽ち便ち持ち去れり。是の釋子、食を行し訖り、已にして厚ち卽ち還歸せしに忘れて釧を取らず、家に還り已るに乃し釧なきを覺え、便ち本處に還りて求索するに見えず、卽ち復所寄の比丘を覓めて見已りて白して言はく、「阿闍梨、我れ向に寄する所の釧を還したまへ」。六五比丘答へて言はく、「我れ憶するに、汝が寄ねし釧は故ほ本處に在らん、我れ取り來らざるなり」。釋子言はく、「我れ寄ぬるに所を得ずして而して此釧を失へり」とて心中悅ばず、卽ち佛の所に往いて頭面に禮足して佛に白して言さく、「我れ向に釧を以て某比丘に寄ねしに、掌視を爲さずして而して今之れを失へり」。佛、釋子の爲に隨順して法を說いて示敎利喜したまふに、歡喜心を發して而して去りぬ。去ること久しからずして佛言はく、「彼の比丘を呼び來れ」。卽ち呼び來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に告げたまはく、「汝若し人の寄を受けんには當に掌視を爲すべし、若し受くること

【六四】金釧。うでわの如き臂に絡ひたる飾物なり。

【六五】原漢文には比丘答言我憶汝寄釧故在本處我不取來とあり。

すべき者是衆に過ぐるなし、願はくは常に我が國中に在らんことを、我れ當に盡形に供養すべけん」。王卽ち諸夫人に告ぐらく、「是れ汝(等)の瓔珞なれば各々還取せよ、雜亂して好者を競ひ取るを得ざれ」。諸比丘は王の外道師の是語を作せるを聞き、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「寶悉く現在して取らざるにすら已に人の謗を生ず、況んや復取る者をや、今日より後、寶を取るを聽さず」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[六一]利昌童子は雜寶の腰帶、價直千萬なるを著し、[六二]駟馬車に乘じて城を出でゝ遊戲せしに、寶帶重滑して地に墮つるを覺えざりき。時に比丘あり後よりして而して來り、寶帶地に在るを見て卽ち呼んで言はく、「童子童子、汝の寶帶を取れ」。車聲の響の故に童子に聞えず、是の比丘、後人の得るを恐るゝが故に邊に在りて立住せり。童子前行して乃し帶を失へるを覺え、卽ちに車を馳せて還るに遙かに比丘を見ぬ。卽ち便ち問うて言はく、「汝、後に於て來るに頗し帶を見しや不や」。比丘答へて言はく、「我れ帶あるを見て向に遙かに汝を喚びしも汝自ら聞かざりき」。童子卽ち復問うて言はく、「何處に在りと爲すや」。答へて言はく、「此に在り」。童子卽ち前んで帶を取りて腰に帶き已るに、便ち比丘を捉へて手脚を痛打して熱せしめ、種々に嫌罵して言はく、「若し我れ還らざりせば汝は帶を持ちて去りしならん」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「取らざるにすら已に過患を生ず、況んや當に取る者をや」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、比丘は[六三]蘇河上に在りて衣を脫して洗浴せり。時に梨車童子あり亦河に詣りて浴せんとて、卽ち耳環を脫し衣を以て上を覆ひ水に入りて而して浴しぬ。浴し已り岸に上りて衣を著し環を忘れて而して去りしに、比丘後より出でゝ此の耳環を見て卽ち遙かに呼んで言はく、「童子童子、耳環、地に在り」と。童子去ること疾く

種々工師とは、象師・馬師・車師・射師・……奴隷・料理人・理髮師・庭園子等の技術師をいふ。此等の人々も出家せば現在に沙門果を得るや不やと問へるなり。(2)現法沙門果經(Sāmaññaphala s.)は長阿含經第十七(大正藏 1.107a, D. 1. 47–51)に出づ。僧祇の文は巴利文と能く符合す。

【六〇】青衣。後宮の老女官。註(一の七四)耆舊青衣の下參照。

【六一】利昌童子。離車卽ち利車毘(Licchavi)族の童子なり。註(一の一〇五)參照。

【六二】駟馬車。兩服兩驂卽ち四頭立ての馬車。

【六三】蘇河。明かならず。

と[五七]三帀して而して住し、童子に語りて言はく、「世尊大衆は寂然淸淨にして功德成就せり、願はくは我が子、[五八]優陀夷跋陀をして功德成就して亦是の如きを得せしめん」と。佛、大王に告げたまはく、「求願する所に隨うて皆當に之れを得べけん」と。時に王は座を敷いて佛を請じて坐せしむるに、佛語げたまはく、「大王自ら坐せよ、佛は自らに座あり」。時に王は頭面に佛足を禮し、佛足を禮し已りて却いて一面に坐し、佛に白して言さく、「世尊、所問あらんと欲す、唯願はくは聽許したまはんことを」。佛、大王に告げたまはく、「問はんと欲する所を恣にせよ、當に汝の爲に說くべし」。
[五九]王、佛に白して言さく、「世尊、此中の種々工師、佛法中に於て出家して、現世に沙門果を得べきや不や」。……現法沙門果經の中に廣說せるが如し……。爾の時、說法久しきを經しかば、諸の夫人は寶瓔珞を著くること重きが故に、各々解いて座前に置きぬ。時に阿闍世王は殺父罪あるが故に心常に驚怖し、城中の皷聲・吹貝聲・象聲・馬聲を聞いては王は大に怖畏せしかば、卽ち諸夫人に告ぐらく、「還りて城に入る可し、還りて城に入る可し」と。夫人去ること速かにして、忘れて瓔珞を取らずして宮中に還り、已にして明、淸旦に到り王の大夫人、瓔珞を著けんと欲して求覓するに得ざりき。著衣人言はく、「昨(夜)來ること倉卒なりき、恐らくは忘れて彼に在らん」。是の如くに諸夫人も皆瓔珞を忘れたりと云へり。是の如くに衆多ならんに、若し王に白さんには王或は嫌責せん。爾の時、[六〇]靑衣あり、王に白して言さく、「諸夫人は昨夜還ること速かなりしかば、多く瓔珞を忘れぬ」と。時に外道婆羅門あり、是れ王師にして王と共に坐に在り、卽ち王に語げて言はく、「若し忘れて彼に在かんに、諸沙門は皆當に藏去すべければ、假令往いて求むとも會らず得べからざらん」。時に王は可信人を遣して試みに往いて推求せしに佛・大衆の儼然として而して坐せるを見、及び諸夫人の瓔珞悉く本處に在りて日光照耀して光餤赫然たるを見たりき。卽ちに收めて持ち還り具に以て王に白すに、王大に歡喜して言はく、「佛・諸沙門は眞に良福田なり、無貪無欲にして特に信

【四八】 紐褋。宋・元・明・宮本には細補とせり。風に吹きはらはれざる爲の紐を案じ、及び古き衣に新しきを褋して縫ひつくるにも作淨せよとの意なるべしと考へらるる故に今宋本等の細補に改めず。
【四九】 波夜提第四十九、提寶戒。四分第八十二條、巴利第八十四條、五分第六十九條、十誦第五十八條、有部第五十九條なり。
【五〇】 韋提希(Vedehi)、頻毗沙羅王妃なり。
【五一】 阿闍世王。註(一の一九二)參照。
【五二】 不蘭迦葉。註(二の三四)六師の下參照。
【五三】 薩遮尼乾子(Saccaka nigaṇṭhaputta)。註(九の四八)尼乾子の下參照。
【五四】 耆舊童子。註(五の一二四)參照。
【五五】 菴婆羅園(Amba-vana)。註(一の一七七)參照。
【五六】 特象。牝象なり。
【五七】 三帀。帀は匝に同じ、めぐること。註(五の六四)右遶三匝の下參照。
【五八】 優陀夷跋陀 (Udāyi-bhadda kumāra)。
【五九】 原漢文には王白佛言世尊此中(1)種々工師於佛法中出家可現世得沙門不如(2)現法沙門果經中廣說とあり。(1)

する處を得べきや」。大臣答へて言はく、「[五二]不蘭迦葉は王舍城中に在り、是れ大沙門にして亦大衆あれば、王應に彼に往いて能く善根を長養すべきなり」。王は默然として答へざりき。復一臣ありて言はく、「是の[五三]薩遮尼乾子は王舍城中に在り、是れ大沙門なれば可しく彼に往詣して能く善根を長養すべし」。是の如くに一々の大臣にして是れ外道弟子ならん者は、各々其師を稱讃して皆言はく、「應に彼に往詣して能く善根を長養すべし」と。爾の時、[五四]耆舊童子は阿闍世王の後に在りて蓋を執りて而して侍しぬ。王、童子に告ぐらく、「衆人皆語るに汝何の故に默然して言はざる、應に何の處に詣りて善根を長養するを得べき」と。童子、王に白さく、「世尊は今我が[五五]菴婆羅園中に在し、千二百五十比丘と與に共に彼に在りて住したまへり。若し彼に往かんには、善根を長養すべけん」。王即ち其の所言を可として便ち耆舊童子に告ぐらく、「汝速に五百の[五六]牸象を嚴駕して、一々の象上に一夫人を載せよ」。時に耆舊童子即ち敎の如くに嚴駕し、嚴駕し訖るに往いて王に白して言さく、「嚴駕已に辦はりぬ、宜しく是れ時を知るべし」。時に阿闍世王は五百夫人と與に夜半の時、炬燈明を執り前後に圍遶せられて、王舍城を出でゝ菴婆羅園に詣りぬ。園門に到らんと欲するに、時に諸比丘は皆悉く坐禪せしかば、王即ち悚然として顧みて童子に謂へらく、「汝は云へり、千二百五十比丘の在るありと。汝、園中云何が是の如きの大衆にして寂然として聲なきや、汝將に我れを欺誑するならんとするや」。童子報へて言はく、「實に王を欺かず、但當に直に前むべし」。童子即ち指示して言はく、「此の大堂の中燈明を燃せる處、世尊は中に當りて坐したまへり、威德特尊魏々として無上なること、猶し牛王の牛群中に在るが如く、師子王の衆獸中に在るが如く、雪山六牙白象王の象群中に在るが如くなり。猶し恒河の深淵澄靜して聲なきが如くに、大衆默然たること亦復是の如し。又大海は無量の水の歸する如くに、世尊大衆の功德も無量なること亦復是の如し」と。爾の時、阿闍世王は小しく復前行して下乘し、歩み進みて佛の所に至り、佛・大衆を遶るこ

礦物にして顏料となす。俗に岩紺青といひ、この紺青の中にて腹中空なるあり、即ち內部が空洞となれるものを空靑といひしならん。

【三八】名字泥。原漢文に名字泥者阿梨勒醉醯勒阿摩勒合鐵一器中是名名字泥とあり。合鐵一器中は鐵の一器中に合するを譯して、即ち鐵器中に入るゝ意なりとすべきか。いづれにしても阿梨勒等のタンニン質物と鐵分の化合によりてタンニン鐵(墨)を作るなり。

【三九】阿梨勒・醉醯勒・阿摩勒。註(三の九九―一〇一)參照。

【四〇】作淨。點淨すること。

【四一】曇多羅僧。註(八の一五)參照。

【四二】安陀會。註(八の一六)參照。

【四三】雨浴衣。註(三の一一三)參照。

【四四】覆瘡衣。註(三の一一二)參照。

【四五】尼師壇。註(三の一一一・八の一二)參照。

【四六】四指。拇指の幅を通常一寸とし佛の拇指の幅を二寸とす。今修伽他拇指といはざる故に常人の拇指の幅と見るべく、即ち極大は四寸なり。

【四七】並作。二、四、六等の偶數にするを得ず、奇數にて點淨せよとの意なるべし。

若し新僧伽梨を得て作淨せんには善し、作淨せざらんには波夜提なり。是の如くに[四一]鬱多羅僧・[四二]安陀會・[四三]雨浴衣・[四四]覆瘡衣・[四五]尼師壇を(得て)作淨せんには善し、作淨せざらんには波夜提なり。欽婆羅衣は二種淨を作す、截縷淨と青點淨となり。截縷淨を作して・青淨を作さゞらんに波夜提、青淨を作して・截縷淨を作さゞらんに越毗尼罪、青淨を作さず・截縷淨を作さゞらんに一波夜提・一越毗尼罪を得ん、截縷淨を作し・青淨と作さんには無罪なり。氎衣は三種淨を作す、截縷淨と染淨と青淨となり。截縷淨を作し・染淨を作して・青淨を作さゞらんに一波夜提を得、青淨を作して・截縷淨を作さず・染淨を作さゞらんに二越毗尼罪を得、截縷淨を作さず・染淨せず・青淨を作さゞらんに一波夜提・二越毗尼罪を犯じ、上の三種淨を作さんには無罪なり。芻麻衣は三種淨すること氎衣に同じ。憍舍耶は二種淨すること欽婆羅衣に同じ。舍那衣・麻衣・駈牟提衣は三種淨すること氎衣に同じ。青・黑・木蘭にて作淨せんに、亦復是の如し。作淨する時大なるを得ず小なるを得ず、極大は[四六]四指を齊り、極小は豌豆の如くせよ。若し呵梨勒・鞞醯勒・阿摩勒を持ちて鐵上に研いて汁を取りて點淨を作さんに、[四七]並作するを得ず、或は一・或は三・或は五・或は七・或は九とし、華形の如くして作淨するを得ざれ。若し氎を浣ふ時、泥ありて上に墮ち、若しは烏鳥の泥足にて上を踏まんに、卽ち名けて「淨せり」と爲す。若し衆多の雜碎新物を得んに、若し一處を合補せんには一處を作淨し、若し各々別補せんには一々に作淨せよ。若し新に僧伽梨を作らんに、趣に一角に作淨し、若しは一條・若しは半條にて補はんにも亦作淨せよ。鬱多羅僧・安陀會及び一切衣、乃至、新[四八]紐揲も亦作淨せよ。是故に說きたまへり。

[四九]佛、王舍城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時[五〇]韋提希の子なる[五一]阿闍世王は、十五日、月盛滿の時、洗浴塗身して新淨の衣を著し、諸群臣と與に正殿上に在りき。時に王は一大臣に語げて言はく、「今是れ月盛滿の日なり、我等當に何處の沙門・婆羅門に詣らば、能く善根を長養

【三〇】耳垂埵相。八十種好の第四耳輪垂埵相なり。原文には腄とせるも今埵の字に改めたり。腄はつゐ、すゐの音、埵はたの音なり。腄はきずあとの皮の堅きをいひ、埵は土の堅きをいふ。卽ち耳輪長く垂れて堅きなり。今の文に三十二相の中に耳輪垂埵相ありとせるは注意すべきなり。

【三一】點壞色衣。原漢文に佛言從今日後當作點壞色衣とあり。點壞色衣は衣を點淨し壞色することゝ見るべきならん。卽ち點淨と染淨との兩意を示すものなるべし。

【三二】三種壞色(Tiṇṇaṃ dubbaṇṇakaraṇānaṃ)。註(九の六一)參照。

【三三】青・黑・木蘭(Nīla, kaddama, kāḷasāma)。十誦律には青・泥・茜となす。

【三四】欽婆羅衣等。註(八の四四—五〇)參照。中に於て氎衣は劫貝衣卽ち綿衣なり。憍舍耶衣は俱舍耶衣なり。

【三五】銅青。原漢文に銅青者持銅器覆苦酒瓮上著器者是名銅青とあり。苦酒は酢なり。銅と醋とによりて銅青を生ず。卽ち人造綠青なり。

【三六】藍澱青。藍の沈澱せるを用ひて染むるなり、藍汁には非ず。

【三七】空青。銅の化學物たる

姨母子にして大愛道の所生なり、三十相ありて[二九]白毫相と[三〇]耳垂埵相とを少きしが、乞食し已りて舍衛城中より出づるに、時に尊者阿難は後に在りき。諸比丘は食し已りて祇洹精舍の門間に在りて經行し坐禪せしに、遙かに其の來れるを見て是れ世尊なりと謂ひ、卽ちに皆起迎して叉手合掌して言はく、「世尊、來ませり、世尊、來ませり」と。孫陀羅難陀も亦叉手合掌して是言を作さく、「諸長老、我れは是れ孫陀羅難陀なり、我れは是れ孫陀羅難陀なり」と。諸比丘は其語を聞き已りて各慚愧を懷き、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後當に[三一]點壞色衣と作すべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、新衣を得んに、當に[三二]三種壞色の若しは一々にて壞色すべし。[三三]青・黑・木蘭なり。若し三種の一々にて壞色を作さずして受用せんには波夜提なり」と」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「得る」とは、若しは男、若しは女、若しは在家・出家人邊より得るなり。「新衣」とは、最初成なり。「衣」とは、[三四]欽婆羅衣・氎衣・芻摩衣・憍舍耶衣・舍那衣・麻衣・驅牟提衣なり。「三種壞色の若しは一々にて壞色す」とは、青・黑・木蘭なり。「青」とは、銅青・長養青・石青なり。「[三五]銅青」とは、銅器を持ちて苦酒瓮の上を覆ひて器に著ける者、是れを「銅青」と名く。「長養青」とは、是れ[三六]藍澱青なり。「石青」とは、是れ[三七]空青なり。是等を持ちて點淨を作すなり。「黑」とは、名字泥と不名字泥となり。「[三八]名字泥」とは、[三九]呵梨勒・鞞醯勒・阿摩勒を鐵に合して器中に一にするを、是れを「名字泥」と名く。「不名字泥」とは、實泥若しは池泥・井泥の是の如きの一切泥なり。「木蘭」とは、若しは呵梨勒・鞞醯勒・阿摩勒の是の如き比を、生鐵上にて磨して持ちて點淨を作すを、是れを「木蘭」と名く。比丘、新衣を得んに、[四〇]作淨せずして受用せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

【二五】神足。註(一の七〇・二の一七二)參照。

【二六】截縷淨と青淨。衣に點青淨することゝ、衣を割截することゝなり。衣を割截するにより割截衣と稱し、後に井田法によりて五條七條等の整然たる割截衣相を制定せらるゝに至りしなるべし。割截することは外道衣と異り、且つは執著なき衣財となる故に「淨せり」といふを得るなり。次にこの青淨は衣財全體を青色に染むることにあらず點青淨のことなり。衣財の作淨法には割截淨と染色淨と點淨との三種ある中、この憍舍耶衣と次の欽婆羅衣とには割截と點淨との二種淨を指示したまへるなり。

【二七】麁欽婆羅衣。細輭なる羊毛衣。

【二八】孫陀羅難陀(Sundarananda)。難陀は佛の小弟、波闍波提の子なり。孫陀羅は難陀の出家前の妃たりし故に、他の難陀に擇びて孫陀羅難陀と標示せるなり。

【二九】白毫相。如來の三十二相の一、眉間に白色の毫相あり、右に旋りて宛轉すること日の正中する如く、之を放てば光明あり、初生の時五尺、成道の時は一丈五尺ありしといふ。毫は長細の毛なり。

せんに)越毘尼罪、不驅に驅想して(畜養せんに)越毘尼罪、驅に驅想して(畜養せんに)波夜提、不驅に不驅想して(畜養せんに)無罪なり。是故に說きたまへり。

[一五]佛、王舍城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は[一六]未截縷の[一七]氎衣を著し、外道も亦未截縷の衣を著せり。時に優婆塞、比丘を禮せんと欲して而も外道を禮し、[一八]呪願を聞き已りて乃ち是れ外道なりしを知りしかば、優婆塞は心に慚愧を懷けり。外道の弟子も外道を禮せんと欲して而も比丘を禮し、呪願を聞き已りて乃ち是れ比丘なりしを知りしかば、外道弟子も心に慚愧を懷きぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後當に異衣を作すべし、[一九]截縷と染色となり」。比丘卽ち縷を截ち染めて異色と作すに、時に外道も[二〇]赤石を持つて衣を染めて色を作せり。(たゞ)[二一]周羅を畜め[二二]三奇杖を持てるを異と作せるのみ。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[二三]曠野比丘、[二四]憍舍耶衣を得て、染汁を煮て染めんと欲せり。世尊は[二五]神足に乘じて空中より比丘の所に往き、知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、何等を作さんと欲するや」。答へて言さく、「染汁を煮て憍舍耶衣を染めんと欲す」。佛言はく、「憍舍耶は軟細にして染汁は麁澀なれば、此衣を損壞せん」。佛言はく、「今日より後、憍舍耶衣は二種淨を作せ、[二六]截縷淨と靑淨となり」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、毘舍離の比丘、[二七]軟欽婆羅衣を得て、染汁を煮て染めんと欲せり。佛は神足を以て往いて其所に到り、知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝、何等をか作すや」。答へて言さく、「染汁を煮て欽婆羅を染めんと欲す」。佛言はく、「欽婆羅は軟細にして染汁は麁澀なれば、損壞して衣を破らん」。佛言はく、「今日より後、欽婆羅衣は二種淨を作すことを聽さん、截縷淨と靑淨となり」。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者[二八]孫陀羅難陀は、佛の

【一五】 波夜提第四十八、不染壞著新衣戒。此戒は諸律皆三種壞色することのみ示して點淨するものたること明かならず、但五分律のみは此點に於て明了なり。

【一六】 未截縷。縷は糸すぢなるも、衣段の意に解すべきなり。後皆然り。割截なき衣段なり。

【一七】 原文には疊衣とあるも、宋・元・明宮本に氎となすによりて今改む。後も亦然り。疊も氎も同音寫なれば、疊衣とあるとも誤寫にはあらず。

【一八】 呪願。註(一の八七)參照。

【一九】 截縷と染色。衣段を割截してつぎ合はすことゝ、靑黑木蘭の三種色中の一にて染むるとなり。以て外道と異相なるべきを制したまひしなり。

【二〇】 赤石。染衣に用ふる赤石とは、赤土のことにはあらざるか、壁の赤塗に使用する土なるべし。

【二一】 周羅(Cuḷa)。髻なり。

【二二】 三奇杖(Tidaṇḍa)。註(一六の二二五)參照。

【二三】 曠野比丘。曠野(Āḷavi)に住せる比丘の意。註(六の七七)曠野精舍の下參照。

【二四】 憍舍耶衣。絹なり。註(九の一六九)參照。

若し比丘にして、沙彌、悪見を捨てずして驅出し、未だ如法と作さゞるを知りつゝ、誘喚畜養して共に食し共に室を同じうして住せんには波夜提なり」と。

「沙彌」とは、法與沙彌等の如し。「世尊」とは、一切の良福田・一切智人・一切見人なり。「法」とは、佛の所說・佛の所印可なり。「佛の所說」とは、佛の自說なり。「印可」とは、諸の弟子說にして佛の印可したまひし(所)なり。「說く」とは、句々分別して解說するなり。「知る」とは、是等の智知なり。「障道の法」とは、五欲にして、眼に色を見て愛念し心に悅びて欲著を生ずるなり、是の如くに耳・鼻・舌・身細滑も亦是の如し。「習ふ」とは、此事を行ずるなり。「道を障へず」とは、初禪・二禪・三禪・四禪・[一三]四無色定を障へず、須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を障へざるなり。「諸比丘」とは、若しは一人、若しは多人、若しは僧なり。「是の沙彌」とは、法與沙彌等の如し。「世尊を謗ず」とは、實取せず、善取せざるなり。「三諫」とは、若しは一人、若しは衆多人、若しは僧(中にて)諫むるに、捨つれば善し、若し捨てざらんには應に驅出すべきなり。「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「驅出」とは、僧伽藍より驅出するなり。「沙彌」とは、法與沙彌等の如し。「未だ如法と作さず」とは、未だ悪見を捨てず、僧未だ入るを聽さゞるなり。「畜」とは、依止を與ふるなり。「養」とは、衣・鉢・疾病醫藥を與ふるなり。「共食」とは、法食・味食なり。「共住」とは、共に一僧伽藍に住するなり。「同室」とは、共に覆を一にし、障を一にせるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し沙彌ありて和上・阿闍梨の嫌ふ所と爲らんに、比丘呼びて「共に住せよ、我れ當に汝に衣・鉢・醫藥を與ふべし、當に汝に經を敎ふべし」と誘ふを得ず。若し彼れ、是の沙彌此れに因りて還俗せんことを知らんには、軟語して誘ひ取るを得ん。誘ひ取り已りて應に沙彌に語りて言ふべし、「和上・阿闍梨の恩は重くして報じ難し、汝當に彼の目下に還るべし」と。若し驅に[一四]不驅想して（畜養

【一三】四無色定。註（四の二一三）参照。

【一四】不驅想（Anissitukasañ-ñi）、僧伽藍外に驅出されたるに驅出されざる想をなすなり。

所に至りしに、(六群比丘)見已りて讃じて言はく、「善來」と。(次いで)非時漿を與へ、房舍を與へ、牀褥・臥具を與へ、衣・鉢・病痩醫藥を與へぬ。沙彌は是の種々供給を得已るに、祇洹門前に到りて諸比丘に語りて言はく、「長老等は我れを驅りて衆より出さんには、我れは更に住處を得ること能はずと謂へるや、我れ今乃ち更に梵行人を得て共住し、我れに房舍・牀褥・臥具を與へ、我れと法食・味食を共にし、我れに衣・鉢・病痩醫藥を與へぬ。諸長老にして若し早く我れを驅りしならんには、我れ當に早く是の如きの樂住を得べかりしならんに」と。諸比丘は是語を聞き已りて心に悅ばず、卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群の比丘に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝云何が沙彌惡見を捨てずして衆僧は如法に驅出せるを知りつゝ、汝云何が住を共にし、法食・味食を共にせしや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し沙彌にして是の如きの言を作さく、「如來は婬欲は障道の法なりと說きたまひしも、我れは婬欲を習ふも障道すること能はずと解知せり」と。諸比丘は應に沙彌を諫めて是言を作すべし、「汝、沙彌よ、世尊を謗ずること莫れ、世尊を謗ぜんには不善なり。世尊は婬欲を習ふに實に障道すと說きたまへり。汝此の惡見を捨てよ」と。諸比丘、是の沙彌を諫むるに、故ほ捨てざらんには、應に是の如くに第二第三諫すべし。(第二第三諫せんに)若し捨つれば善し、若し捨てざらんに諸比丘は應に是言を作すべし、「今日より汝、沙彌は應に佛は是れ我師なりと言ふべからず、亦比丘と共に三宿するを得ず、汝去れ、此中に住するを得ざれ」と。

謗ぜんには不善なり、汝、世尊が婬欲を習はんに實に障道すと說きたまへるを善取せざるなり。我れ今慈心もて汝を諫むるは饒益せんと欲するが故なれば、汝我語を取れ、一諫已に過ぐるも餘の二諫の在る(あり)、汝此事を捨つるや不や」と。若し捨てざらんに、應に第二第三諫すべきこと亦復是の如し。多人中にて三諫せんにも亦復是の如し。若し捨てざらんには、僧中にて應に求聽羯磨を作すべきなり、

『大德僧聽きたまへ、是の法與沙彌は是言を作さく、「如來の說法は我れ解知せり、世尊は婬欲は障道の法と說きたまひしも、婬欲を習ふに障道すること能はず」と。已に屏處にて三諫し、多人中にて三諫せしも而も捨てざれば、若し僧時到らば僧は今亦應に三諫して此事を捨てしむべし』と。

僧中にて應に問ふべし『沙彌、汝實に是語を作さく、「如來の說法は我れ解知せり、世尊は婬欲は障道の法と說きたまひしも、婬欲を習ふに障道すること能はず」と。已に屏處にて三諫し、多人中にて三諫せしも而も捨てざりしや』と。答へて「實に爾り」と言はんに、僧中にて應に是諫を作すべきなり、「汝、沙彌、世尊を謗ずること莫れ、世尊を謗ずるは不善なり、汝は(世尊が)婬欲を習はんに實に障道すと(說きたまへるを)善取せざるなり。衆僧慈心もて汝を諫むるは、汝を饒益せんが爲の故なれば汝當に僧語を取るべし。一諫已に過ぐるも餘の二諫の在る(あり)、汝當に此事を捨つべし」と。若し捨てざらんに、第二第三亦是の如くに諫むるなり。(第二第三亦是の如くに諫めしも)猶ほ故ほ捨てざりしかば、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、『是の法與沙彌は是の如きの言を作さく、「世尊は婬欲は障道の法なりと說きたまひしも、我れは婬欲を習ふに道法を障ふること能はずと解知せり」と。已に屏處にて三諫し、多人中にて三諫し、僧中にて三諫して捨てざらんには、應に衆より驅出すべし』と。驅出し已るに、往いて六群の比丘

【二】 一諫已過餘二諫在汝當捨此事若不捨第二第三亦如是諫猶故不捨諸比丘以是因緣往白世尊とあり。文の連絡上、第二第三亦如是諫の八字を二度に讀むべきなり。

さるなり。「共に食す」とは、法食・味食を共にするなり。「共住」とは、同界なり。「同室」とは、共に同じく覆を一にし、障を一にせるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し一比丘ありて和上・阿闍梨の嫌ふ所とならんに、比丘、誘引して「我れ汝に衣鉢・疾病醫藥・牀褥・臥具を與ふれば、汝當に我邊に在りて住して受經・誦經すべし」と言ふを得ず。若し彼比丘の因緣を觀じて、若し是れ必ず當に捨戒して俗に就くべからんには誘ひ取るを得ん。[八]誘ひ取り已らんに當に教へて言ふべし、「汝當に知るべし、和上・阿闍梨は共恩甚重にして報じ難し、汝應に彼の目下に還りて住すべし」と、無罪なり。擧に[九]不擧想して共住・共食せんに越毗尼罪、不擧に擧想して共住・共食せんに越毗尼罪、擧に擧想して（共住・共食せんに）波夜提、不擧に不擧想して（共住・共食せんに）無罪なり。是故に說きたまへり。

[一〇]

佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、阿利吒に沙彌あり[一一]法與と字くるが是言を作さく、「長老、如來の說法は我れ解知せり。世尊は婬欲は障道の法なりと說きたまひしも、婬法を習ふに障道すること能はず」と。時に諸比丘は是言を作さく、「沙彌よ、汝、世尊を謗ずること莫れ、世尊を謗ぜんには不善なり、汝は世尊が婬法を習はんに實に障道すと說きたまひしを善取せざるなり」と。一諫・二諫・三諫せしも止めざりしかば、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白しぬ。佛、諸比丘に語げたまはく、『是の法與沙彌は是語を作さく、「如來の說法は我れ解知せり、世尊は婬法は障道すと說きたまひしも、婬を習ふに障道すること能はず」と。汝等當に屛處に三諫し、多人中に三諫し、僧中に三諫して此事を捨てしむべし』と。屛處にて應に問ふて言ふべし、「汝、沙彌は實に是語を作せり、「如來の說法は我れ解知せり、世尊は婬欲を習ふは障道の法なりと說きたまひしも、婬法を習ふに障道すること能はず」と。汝已に三諫せしも止めざりしや』と。答へて言はく、「實爾り」。爾の時、屛處にて應に諫むべし、「沙彌、汝、世尊を謗ずること莫れ、世尊を

【七】捨戒。戒を捨てゝ還俗すること、註（一の一一七）參照。

【八】誘取已當教言汝當知和上阿闍梨共恩甚重難報汝應還彼目下住無罪とあり。目下の二字、宋・元・宮本には自下とす。若し自下とせば「汝應に彼に還りて自ら下住すべし」と譯すべきも、目下の方正しかるべし。後の第四十七波夜提にも目下とし、諸本皆自下とせざるによりて知らる。目下は膝下と同じ。

【九】不擧想（Anukkhitta-kasaññī）。擧羯磨を加へられて別住せるに、擧羯磨を加へられざる想を作して共住・共食するなり。

【一〇】波夜提第四十七、隨擯沙彌戒。四分・巴利は第七十條、五分は第五十條、十誦・有部は第五十七條とす。

【一一】法與。四分律には羯那・摩睺迦の二沙彌とし、有部律は利刺・長大の二沙彌、十誦は摩伽なる一沙彌、巴利は Kaṇḍaka なる一沙彌とせり。五分律には名を出さず。

卷の第十八

單提九十二事法を明すの七

[一]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に阿利吒比丘は惡見を捨てず、衆僧、擧[二]羯磨を作し已るに、尊者難陀・優波難陀の所に往きぬ。(難陀・優波難陀)見已りて讚じて言はく、「善來」と。即ち起ちて迎へて小牀坐・洗足水を與へ、塗足油・非時漿を與へ、房舍・牀褥・臥具を與へ、[三]法食・[四]味食を共にせり。阿利吒比丘は祇洹精舍の門前に到りて諸比丘に語りて言はく、「長老、汝等は阿利吒比丘の與に擧羯磨を作して、更に住する處なしと謂ふや。我れ乃し更に諸の梵行比丘を得て共住し、我れに房舍・牀褥・臥具を與へ、我れと法食・味食を共にせり。汝等早く我れを擧げしならんには、當に早く是の如きの好住處を得べかりしならんに」と。諸比丘は是語を聞き已りて慙愧して樂しまず、即ち是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀等を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が衆僧、擧羯磨を作し已れるを知りつゝ、復、法食・味食を共にせしや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、比丘惡見を作して捨てず、僧、擧羯磨を作して若し[五]未だ如法と作さゞるを知りつつ、共に食し共に室を同じくして住せんには波夜提なり」」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他人より聞くなり。「惡見」とは、阿利吒等の契經を謗ぜるが如し。「未だ如法と作さず」とは、僧未だ[六]解擧擯羯磨を與へ

【一】波夜提第四十六、隨擧比丘戒。四分・巴利は第六十九條、五分は第四十九條、十誦・有部は第五十六條とす。

【二】擧羯磨。不捨惡見擧羯磨なり、註(一七の一六二)の下參照。

【三】法食(Dhammasambhoga)。法を說き示すなり。

【四】味食(Amisasambhoga)。食を與ふるなり。

【五】未だ如法と作さず(Akatānudhamma)とは、惡見不捨擧羯磨を解いて從前の比丘の位に未だ復權させざる意なり。

【六】解擧擯羯磨。擧擯は摘發して擯出すること、その擧擯を解いて從來の比丘に復權せしむる羯磨なり。

り。「波夜提」とは、上に說けるが如し。[一七]乃し三諫に至りて若し捨てんには好し、若し捨てざらんには、僧は應に與に擧羯磨を作して波夜提悔過すべきなり。是故に說きたまへり。

摩訶僧祇律卷第十七

【一七】原漢文には乃至三諫若捨者好若不捨者僧應與作擧羯磨波夜提悔過是故說とあり。三諫するも捨てざる罪によりて波夜提悔過し、更に擧羯磨によりて其惡見を捨つるまで別住行法を修せしむるなり。別住行を修するとはいへ僧殘罪となりたるが故に修するには非ず、此戒の罪體は波夜提なり。

是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、『阿利吒比丘は契經を謗じて是言を作さく、「如來の說法は我れ知れり、世尊は障道法を說きたまひしも、此法を習ふに障道すること能はず」と。已に屛處にて三諫し、多人中にて三諫し、僧中にて三諫するも此事を捨せざれば、汝等應に阿利吒比丘の與に擧羯磨を作すべきなり」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘、是語を作さく、「長老、世尊の說法は我れ知れり、世尊は障道法を說きたまひしも、此法を習ふに障道すること能はず」と。諸比丘は應に是比丘を諫めて是言を作すべし、「長老、汝、世尊を謗ずること莫れ、世尊を謗ぜんには不善なり、世尊は是語を作したまはず、世尊が障道法を說きたまはんには實に能く障道するなり、汝此の惡事を捨せよ」と。諸比丘、是の比丘を諫むるも故ほ堅持して捨てざらんに、是の如くに第二第三諫して捨つれば善し、若し捨てざらんに僧は應に與に擧羯磨を作すべきなり。已にして波夜提を得ん』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「世尊」とは、是れ一切智人・一切見人なり。「法」とは、世尊の所說・世尊の所印可なり。「世尊の說」とは、世尊の自說なり。[一七三]「印可」とは、諸の弟子說にして世尊が印可したまひし所なり。「說く」とは、句々分別して說くなり。「知る」とは、[一七四]是等の智知なり。「障道の法」とは、五欲にして、眼に色を見て愛念し心に悅びて欲著を生ずるなり、是の如くに耳・鼻・舌・身細滑も亦是の如し。「習ふ」とは、是事を行ずるなり。「障道すること能はず」とは、[一七五]初禪・二禪・三禪・四禪・[一七六]須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果を障へざるなり。「諸比丘」とは、若しは一人、若しは衆多人、若しは僧なり。「是の比丘」とは、阿利吒比丘の如し。「世尊を謗ずること莫れ」とは、實取せず、好取せざるなり。「三諫」とは、若しは一人、若しは衆多人、若しは僧(中にて諫むる)な

【一七三】印可。弟子の所說を稱美し許可して證明し、以て佛說と同じ價値ありとなしたまふなり。

【一七四】原漢文には知者是等智知とあり。宋・元・明・宮本には是智等智知とあるも後の第四十七波夜提には同じく是等智知とありて、諸本亦是智等智知とせざる故に今宋本等に依らず。智知は分別して知ることなるべし。

【一七五】初禪・二禪・三禪・四禪。註(四の二二一)四禪の下參照。

【一七六】須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果。註(四の六七・六九・七一・七二)參照。

此法を習ふに障道すること能はず」と。已に三諫せしも止めざりしや』と。答へて言はく、「實に爾り」。爾の時屏處にて應に諫めて是言を作すべし、「阿利吒、汝は契經を謗ぜり、此は是れ惡見にして善見ならず、當に惡道に墮して泥犂中に入るべし。長老、我れ慈心もて汝を諫むるは饒益せんと欲するが故なれば、汝當に此事を捨つべし」と。阿利吒言はく、「是れ好見なり、善見なり。我が父母・知識より已來相承して常に此見を用ふれば、我れ今、父母・知識に問はずして而して此見を捨すること能はず」と。若し是の如くに第二第三に諫むるも、猶ほ故ほ止めざらんには乃し衆多人中に至りて三諫し、若し止めざらんには應に衆僧中にて〔一七二〕求聽羯磨を作すべきなり、

『大德僧聽きたまへ、阿利吒は契經を謗じて是言を作せり、「如來の說法は我れ知れり、世尊は障道法を說きたまひしも、此法を習ふに障道すること能はず」と。〔一七三〕已に屏處にて三諫し、多人中にて三諫せしも此事を捨せざれば、若し僧時到らば僧は今亦復僧中に於て三諫して此事を捨せしめんとす』と。

次いで衆僧中にて應に問ふべし、『長老阿利吒、汝實に契經を謗じて是言を作さく、「如來の說法は我れ知りぬ、世尊は障道法を說きたまひしも、此法を習ふに障道すること能はず」と。已に屏處にて三諫し、多人中にて三諫せしに、此事を捨せざりしや』と。答へて「實に爾り」と言はんに、僧中にて應に諫むべきなり。諫法せんには是言を作せ、「阿利吒、汝、契經を謗ずること莫れ、契經を謗ぜんには惡道に墮して泥犂中に入らん。長老、僧は汝を饒益せんと欲すれば、汝當に僧語を受くべし。一諫已に過ぐるも餘二諫の在る(あり)、汝當に此事を捨すべし」と。阿利吒言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。我が父母已來相承して此見を用ふれば、我れ父母に問はずして而して此見を捨すること能はざるなり」と。是の如くに第二第三諫するも、猶ほ故ほ止めざりしかば、諸比丘は

【一七一】阿利吒言是好見善見我相承已來父母知識常用此見我今不能不問父母智識而捨此見とあり。後の文に我父母已來相承用此見我不能不問父母而捨此見とあるに照合して、今、原文を改めて我父母知識已來相承常用此見として譯出せり。

【一七二】求聽羯磨。僧中にて三諫することの同意(聽羯磨)を求むるなり。註(六の一一九)求聽羯磨の下參照。

【一七三】若不捨僧應與作擧羯磨已得波夜提とあり。三諫するも捨てざる時は惡見不捨擧羯磨(pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya kamma)を作して別住行法を修せしむるも、然も罪體は波夜提なり。有部律にはこの羯磨を不捨惡見捨置羯磨と名く。

作さんと欲して、聚落中にて遣さんには波夜提なり。將ゐ去り已るに、驅遣するを得ず。若の力むるとも二人食を得る能はずば、遣還するを得て無罪なり。若し能く二人食を得んに、應に共に食すべし。若し藥を取り醫師を呼ばんが爲に、遣さんには無罪なり。若し得る能はさらんには、應に時に發遣すべきなり。若し請食處あらんに、應に請食處に遣して食せしむべし。若し請食處なくして精舍中に食あらんには、精舍中に遣還して食せしめよ。若し請食なく、精舍中にも食なくば語言するを得ん、「長老、汝自ら行いて食を求めよ」と。若し彼れ非威儀事を作して、視瞻端しからざらんには、發遣せんに無罪なり。若し熏鉢・染衣事を作さんとて發遣せんには無罪なり。比丘を驅らんには波夜提、比丘尼を驅らんには偸蘭遮、[一六二]學戒尼・沙彌・沙彌尼を驅らんには越毘尼罪、下、俗人に至りては越毘尼心悔なり。是故に説きたまへり。

[一六三]佛、舍衞城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に尊者[一六四]阿利吒は[一六五]契經を謗じて是の如きの言を作さく、「如來所説の法は我れ知れり、世尊は[一六六]障道法を説きたまひしも、此法を習ふに障道する能はず」と。時に諸比丘は是言を作さく、「長老阿利吒、契經を謗ずること莫れ、此は是れ[一六七]惡見にして善見ならず、惡道に墮して[一六八]泥犁中に入らん」と。一諫二諫三諫せしも止めざりしかば、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白さく、『阿利吒は契經を謗じて是言を作さく、「如來の説法は我れ知れり、世尊は障道法を説きたまひしも、此法を習ふに障道すること能はず」と。一諫二諫三諫せしも止めざるなり』と。佛、諸比丘に告げたまはく、『是の阿利吒は契經を謗じて是言を作さく、「如來の説法は我れ解知せり、世尊は障道法を説きたまひしも、此法を習ふに障道すること能はず」と。一諫二諫三諫して止めざらんには、汝等當に[一六九]屏處に於て三諫し、多人中にて三諫し、衆僧中にて三諫すべし』と。屏處にて諫めんには、應に當に問うて是言を作すべきなり、『長老阿利吒、汝、契經を謗じて是言を作さく、「如來の説法は我れ知れり、世尊は障道法を説きたまひしも、

【一六二】學戒尼。式叉摩那尼なり。

【一六三】波夜提第四十五、惡見違諫戒。四分・巴利は第六十八條、五分は第四十八條、十誦・有部は第五十五條なり。

【一六四】阿利吒(Ariṭṭha)。有部律のみ無相苾芻とせり。ariṭṭha なる語に完全なる、傷つかざる等の意味あれば、現象差別の有相の不完全なるに對して無相寂靜の完全なる義ある故に阿利吒比丘を無相苾芻と意譯せるものなるべし。巴利律には Ariṭṭhassa ...... gaddhabādhipubbassa ...... として、出家前に鷹づかひであつた阿利吒比丘……とありて、その前身が記されておる。これは他律に見えざる所にして、暗誦によりて相傳されたる中の記傳的史料がかゝる所に殘されたものとして興味ある所である。

【一六五】契經。註(二の一〇七)參照。今は法と律と共に契經といひしなり。

【一六六】障道法 (Antarāyikā dhammā)。婬欲法なり。

【一六七】惡見(Pāpikā diṭṭhi)。邪惡なる見解。

【一六八】泥犁(Niraya)。註(一の一四七)地獄の下參照。

【一六九】屏處・多人中・衆僧中三諫。註(七の二三)參照。

難陀の[157]共行弟子に語りて是の如きの言を作さく、「汝と共に聚落に入り、彼に到りて當に汝に美飲食を與へん。我れ若し[158]非威儀事を作さんに、汝、人に向うて說くこと勿れ、我れは是れ汝の叔父なればと」と。……此中應に[159]三十事の中に廣說せるが如し、……乃至、難陀に語りて言はく、「汝の弟子は云何が梵行人の前に在りて我が過を說きしや」と。難陀卽ち弟子を嫌うて(言はく)、「汝は是れ繫物なり、云何が梵行人の前に在りて我弟の過を說きしや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、優波難陀に語りたまはく、『此は是れ惡事なり、汝云何が比丘に語りて是言を作しつゝ、「汝と共に聚落に入り、彼に到りて當に汝に美食を與ふべし」と、到り已るに發遣して還さしめしや。今日より後、遣還することを聽さず』と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

『若し比丘、比丘に語りて是の如きの言を作さく、「共に聚落に入り、彼に到りて當に汝に食を與ふべし」と。若しは自ら與へ、若しは人をして與へしめて後、驅去せんと欲して是言を作さく、「汝去れ、我れ汝と共に住し共に語るを樂しまず、我れ獨住獨語を樂しむ」と。是の因緣を作して異らずして驅らんには波夜提なり』」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「聚落」とは、上の[160]盜戒の中に說けるが如し。「後に[161]與へず」とは、自ら與へず、又人をして與へしめざるなり。是言を作して、「長老、汝去れ、我れ汝と共に住し共に語るを樂しまず、我れ獨住獨語を樂しむ」とて、驅らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

道中にて非威儀を作さんと欲して、道中にて遣還せんには越毗尼罪なり。聚落中にて非威儀事を

罪と判ずるなり。

【一五六】波夜提第四十四、瞋恚驅出聚落戒。四分律第四十六條、五分律傳七十六條、巴利律第四十二條、十誦・有部は第五十一條なり。

【一五七】共行弟子(Bhātika saddhivihārika bhikkhu)。五分・十誦・有部律にはこの共行弟子の名を達摩比丘と爲せり。

【一五八】非威儀事(Anācāra)。在家の歡心を求めんが爲に身口の上に種々の不作法を爲すなり。註(七の一〇〇)の本文參照。

【一五九】三十事。三十尼薩耆波夜提中の第二十四奪衣戒(註一一の九)の本文參照。

【一六〇】盜戒中とは、註(三の二八)聚落の本文なり。

【一六一】戒文には「與ふ」とあるに、こゝには「與へず」とありて前後相違せり。巴利戒文には若しは與へ若しは與へしめずして…とあり。

ひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘、欲を與へ已りて後、[一四七]瞋恚喜ばずして是の如きの言を作さく、「我れ欲を與へず、好まざるに與へんに羯磨成就せず、我れ此の欲を與へじ」と。(言はんに)波夜提なり』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。與欲に二種あり、不問與と問與となり。「問與」とは、[一四八]取欲人に何等の事を作さんとするかと問ふに、答へて[一四九]「折伏羯磨を作さんとす」と言はんに、折伏羯磨欲を與へ、……乃至、擧羯磨に擧羯磨欲を與へ、是の如くに一々羯磨を問ひ已りて與欲するを、是れを「問與」と名く。「不問與」とは、「我れ羯磨欲を與へん」と、是の如くに三說せんに、是の如くして通じて「一切羯磨欲を與ふ」と名くるを得るなり、唯、[一五〇]布薩と[一五一]自恣とを除く、是れを「不問與欲」と名く。「後」とは、羯磨を作し竟れるなり。「瞋恚喜ばず」とは、瞋とは[一五二]九惱及び[一五三]非處起瞋第十に名け、恚とは學人凡夫に有るに名け、……乃至、羅漢にも亦不喜あり。是の如きの語を作さく、「我れ欲を與へず、好まざるに與へんには羯磨成就せず、我れ是の欲を與へじ」と(言はんに)波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、僧集まりて羯磨を作さんと欲せんには、一切盡く應に來るべきなり。若し緣事あらんに、若しは熏鉢・染衣、若しは病・塔事・僧事・有緣事なり、爾の時當に與欲すべし。[一五四]欲を與へ已りて後に是言を作すを得ざれ、「我れ若し彼に聞かんには、此事應に如是作なるべからず」と。若し先に已に欲を與へて羯磨せんには、後當に隨喜すべし。若し僧中に欲を與へ已り、後に更に違せんには波夜提、[一五五]若しは衆多人中、若しは長老比丘前、若しは和上・阿闍梨前に欲を與へ已り、後に更に違せんには越毗尼罪なり。是故に說きたまへり。

[一五六]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時優波難陀は是れ難陀の弟にして、

【一四七】瞋恚喜はずしてとは、巴利戒文には khiyadhammaṃ āpajjeyya とあり、沈欝の狀態に陥入りて、即ち後悔してとの意なり。
【一四八】取欲人。缺席者の意志即ち欲(Chanda)を僧伽に傳達する比丘。
【一四九】折伏羯磨(Tajjaniya kamma)。註(七の四八)參照。南京はセツプク、北京はシャクブクと讀めり。
【一五〇】布薩。註(二の五四)中間布薩の下參照。
【一五一】自恣。註(四の二四八)參照。
【一五二】九惱。註(四の一九五)參照。
【一五三】非處起瞋第十。天を怒り大雨を怒る等、怒るべからざる所に對して怒ると前の九惱とを加へて十瞋とせるものなるべし。註(六の二〇二)參照。
【一五四】原漢文には不得與欲已後作是言我若彼聞者此事不應如是作とあり。我若し彼羯磨の席上にありしならば是の如きの決議は作すべからざりしにといふなり。
【一五五】大衆僧伽の決議に異議を述ぶるは罪重き故に波夜提とし、若し衆多人即ち三人以下の人々の前にてはたとひ和上たりとも罪輕くして越毗尼

當に織物を用ひて作し、猫子の過ぐるをも容るゝを得ざるべし。若し比丘、道行に在る時、未受具戒人と共に屋を同じくして三宿するを得んも、第四夜には當に別宿若しは露地に宿すべし。若し天、風雨雪寒ならんに、時に當に屋に入るべし。是の如きには、上の、縵を張りて障を作せるが如くにせよ。若し障縵なきには、坐して地了に至れ。若し老病にして坐する能はざらんには、若し未受具足人にして可信ならんには應に語りて言ふべし、「汝眠れ、我れ當に坐すべし」と。比丘眠らんと欲する時は、當に呼びて覺ましむべし、「我れ眠らん、時に汝坐せよ、若し(汝)眠らんには汝に福徳なけん」と。此の同室宿戒の罪未だ悔過せざるに、復、共に宿せんには罪轉た增長すれば、悔過し已りて當に別房に宿し、更めて共に宿するを得べし。是故に說きたまへり。

[一四三]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時比丘僧集まりて羯磨を作さんと欲せり。時に優波難陀來らざりしかば、卽ち使を遣し往いて喚んで言はく、「長老、僧集まりて羯磨を作さんと欲して長老を喚べり」と。優波難陀は戒律相を知りしかば[一四四]羯磨欲を與へぬ。羯磨欲を與へ已るに、取欲の比丘言はく、「汝、欲を與へて後に復餘言あること勿れ」と。時に優波難陀の共行弟子に、僧中にて[一四五]擧羯磨を作し、擧羯磨を作し已るに和上の邊に來り到りて是言を作さく、「和上、何を以て是の欲を與へしや」。師言はく、「何を以ての故に」。弟子言はく、「衆僧は我が爲に擧羯磨を作せり」。師言はく、「我れ知らざりしなり」と。(優波難陀)是語を聞き已りて便ち是言を作さく、[一四六]「長老、我れ欲を與へず、好まざれば。好まざるに(欲)を與へんには羯磨成就せず、我れ此の羯磨欲を與へじ」と。時に諸比丘聞き已りて慚愧して樂しまず、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに……乃至、佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が欲を與へ已りて復「與へず、羯磨成就せず、我れ是の欲を與へず」と言ひしや。汝云何が問はずして便ち欲を與へしや、今日より後、事を問はずして欲を與ふるを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたま

【一四三】波夜提第四十三、與欲後悔戒。

【一四四】羯磨欲。原漢文には優波難陀知戒律相與羯磨欲與羯磨欲已取欲比丘言汝與欲後勿復有餘言とあり。大正藏・縮藏・新藏の加點・訓點凡て誤まれり。羯磨欲とは巴利戒文に Dhammikānaṃ kammānaṃ chandaṃ datvā……とありて如法羯磨事に意志を與へつゝとの意なり。缺席しつゝも僧の決議に同意を表するを羯磨欲といふ。布薩の時の欲は Pārisuddhi にして戒清淨なることを傳ふるなり。

【一四五】擧羯磨(Ukkhepaniya-kamma)。罪を摘發して比丘の資格を停止する羯磨なり。註(七の二七・五二)參照。

【一四六】原漢文には長老我不與欲不好不好與羯磨不成就我不與此羯磨欲とあり。

く』……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、未受具戒人と同室すること、三宿を過ぎんには波夜提なり」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「未受具足」とは、比丘・比丘尼を除くなり。比丘尼は具足を受けたりと雖、亦共に三宿するを聽さず。「三宿」とは、限りて三宿を齊るなり。「同室」とは、共に覆を一にし、障を一にするなり。(覆を一にし、障を一にして)宿せんには、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

一房なるも戸を別にして隔あるには無罪、房を異にせるも戸を共にせるには波夜提、房を一にし戸を一にせるには波夜提、房を異にし戸を異にせるには無罪なり。障あり覆あるには波夜提、障あり半覆へるには越毗尼罪、障ありて覆なきには無罪なり。覆あり障あるには波夜提、覆あり半障てるには越毗尼罪、覆あり障なきには無罪なり。比丘、房内に宿し、未受具戒人も房内に宿せんに波夜提なり。比丘、房内に宿し、未受具戒人の半身、内に在らんに越毗尼罪、若し盡く外に出でたるには無罪なり。未受具戒人、房内に宿し、比丘も房内に宿せんには波夜提なり。未受具戒人、房内に宿し、比丘半身、内に在らんに越毗尼罪、若し盡く外に出でたるには無罪なり。若し比丘、房内に在りて先に臥し、未受具足人後に來り入りて臥せんに[一四一]一々波夜提。若しは比丘若しは未受具足人、夜中に若しは起きて大小行し、若しは起き已りて還眠らんに、是の如きの一々に波夜提なり。若し衆多の未受具足人先に入りて眠り、比丘後に來りて眠らんに一波夜提を犯す。中間に若しは起きて大小行し已りて還臥せんに、起きるに隨うて一々に波夜提なり。若し三宿、未受具戒人と與に同室宿せんに、第四宿時には當に房を異にし若しは露地に(宿す)べし。(若し)露地にて天大に風雨雪寒ならんに、時に當に還房に入りて坐して地了に至るべし。[一四二]若し比丘、老病にして坐するに堪へざらんには、當に縵を以て障てゝ若しは頂を齊り、若しは腋を齊りて縵を下して地に至るべし。

【一三七】和上(Upajjhāya)。具臘十歲以上の有德有智の者にして持戒多聞にして弟子の憂悔を除き能く弟子の惡邪を拔き得べき比丘は和上となり得るなり。然し今は和上法制定以前にして舍利弗出家してより未だ十夏を經ざるなり。

【一三八】跏趺。結跏趺坐なり、註(一の一六)參照。

【一三九】地了。曉なり、明相出でゝ手掌の文(アヤ)の見えそむる頃。

【一四〇】羅睺羅六年在胎本生譚。佛本行集經第五十五(大正藏3. 907a)に出づるも利波都仙人に相應する名なし。

【一四一】一々波夜提。一々とは夜中に大小行に起き、還りて復眠るごとき、或は夜中に目覺めて又眠るが如きその一々に波夜提を犯すとの意。

【一四二】若比丘老病不堪坐者當以縵障若齊頂若齊腋縵下至地當用緻物作不得容猫子過とあり。縵に文なき繒なり。

せしかば卽ち尊者舍利弗の房前に往いて戸を扣くに、(舍利弗)問ふらく、「汝は是れ誰ぞや」。答へて言はく、[一三七]「和上、我れは是れ羅睺羅なり」。(舍利弗)語りて言はく、「汝但彼に住せよ」と。復、尊者大目連の房前に到りて戸を扣くに、(目連)問うて言はく、「汝は是れ誰ぞや」。答へて言はく、「阿闍梨、我れは是れ羅睺羅なり」。(目連)語りて言はく、「汝但、彼に住せよ」と。是の如くに復餘房に至るに、皆言はく、「彼間に住せよ」と。卽ち往いて世尊の厠屋中に到り、厠板に枕して而して臥せるに、夜に黑蛇ありて亦風雨を畏れしが故に來りて厠屋中に入らんと欲せり。佛は常に衆生を觀じたまひしかば、此の黑蛇の、厠屋に入らんと欲するを見て、蛇の、羅睺羅を惱まさんを畏るゝが故に、卽ちに光明を放ち自ら厠上に至りて是言を作したまはく、「汝は是れ誰ぞや」と。「世尊、我れは是れ羅睺羅なり」。佛言はく、「羅睺羅よ、汝乃し此に在りしや」。答へて言さく、「世尊、我れ是の處を得んに已に過多と爲す」と。佛卽ち金色細滑の手を以て扶けて起さしめ、身上の塵土を拂拭し已りて自房に將ゐ入れ、牀前を指示して言はく、「汝、此中に住せよ」と。時に如來已に諸弟子の與に制戒したまひしかば、是故に此戒に順行せんとて、是故に世尊は[一三八]跏趺して坐し、[一三九]地了に到り已りて諸比丘に告げたまはく、「如來は慈心の故に、羅睺羅に因みて諸弟子をして安樂住を得せしめん。今日より後、未受具戒人に三夜、同室宿を得ることを聽さん、四夜には時に應に別住すべきなり」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、何の因緣ありて、羅睺羅は六年、胎に在りしや」。

[一四〇]佛、諸比丘に告げたまはく、「往昔、仙人ありて梨波都と名け、王に詣りて相見えんことを求めぬ。王、仙人に報ずらく、「汝、且らく無憂園中に住せよ、須臾にして當に與に相見ゆべけん」と。是教を作し已りて、乃し六日に至るも與に相見えざりき。爾時の王とは、羅睺羅是れなり。是の因緣を以ての故に六年、胎に在りしなり、……生經の中に廣說せるが如し。佛、諸比丘に告げたまひて迦維羅衞に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまは

二十九(大正藏1.607c)なり。佛陀の王宮生活の相を此處に說示すべきも柔輭線經に讓りて今略すとの意なり。

【一二九】烏本生經。出據明かならず。

【一三〇】魔波旬(Māraṃpāpimā)。註(一の六五)參照。

【一三一】鼈本生經。出據明かならず。

【一三二】父子相見。成道後本國なる迦維羅衞に歸りて羅睺羅王子と相見えたまひし光景、乃至大愛道・耶輸陀羅・羅云の出家の情況等、卽ち佛傳の大部分を此處に插入すべきなりとの意なり。

【一三三】大愛道(Mahāpajāpati)釋尊の繼母、比丘尼の最初なり。

【一三四】耶輸陀羅(Yasodharā)。出家前の釋尊の妃、大愛道と共に出家す。

【一三五】羅云(Rāhula)。釋尊の子羅睺羅とも音譯す。六年胎內にありて如來成道の夜生まれたりと傳へらる。舍利弗を師として最初の沙彌となる。學行第一とせらる。註(三の一八七)羅睺羅大會處の下參照。

【一三六】厠屋(Vaccakuṭī)。佛は厠を須ゐたまはずといへるは、大衆部としての佛身論考察に資する所あり。

に越毘尼罪なり。[221] 若し食消れざらんに、鐵を燒き脚を鎟して腹を案ふるを得て罪なし。若し草縫に火を跋まんに越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

[222] 佛、[223] 曠野精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、營事比丘、人を雇うて塼を作り泥を作りしに、是の作人或は僧の食堂中・禪坊中・溫室中に宿して、涕唾・不淨・大小便して處々穢汙し、諸比丘の坐禪・行道を妨げぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「營事比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に作人を雇ひ、處々穢汙して諸比丘の坐禪行道を妨げしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何の故に爾りしや」。答へて言さく、「我れ作人をして早く作し晩く止めて、價直を盡すを得せしめんと欲してなり」と。佛言はく、「爾りと雖今日より後、[224] 未受具足人と與に同室宿するを得されと」と。

復次に佛、菩薩たりし時家に在りしに、父王愛惜して「[225] 恐らくは轉輪王種滅せん」とて、愁憂涕淚して出家を聽さゞりしが、[226] 羅睺羅を懷姙せるを以ての故に便ち捨てゝ出家せりき。[227] 佛、諸比丘に告げたまはく、「如來柔輭の樂は人能く過ぐるあることとなし、父王は爲に三時殿を作れり、春と夏と冬となり、……[228] 柔輭線經の中に廣說せるが如し、……乃至、如來は等正覺を成ずるを得たり」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊は何の故に乃し六年苦行したまへること是の如きや」。佛言はく、「但に今日のみには非じ、……[229] 鳥本生經の中に廣說せるが如し……」と。諸比丘、佛に白して言さく、「云何が[230] 魔波旬は恒に世尊を壞亂せんと欲せしや」。佛言はく、「但に今日のみには非じ、……[231] 鼈本生經の中に廣說せるが如し……」と。迦維羅衞國にての[232] 父子相見は、應に此中に廣く說くべく、……乃至、[233] 大愛道・[234] 耶輸陀羅・[235] 羅云の出家も、應に此中に廣く說くべきなり。佛、親里の爲の故に迦維羅衞國に還りたまふに、諸の淸信人は佛の爲に[236] 廁屋を作れり。佛は須ゐたまはずと雖、世人に順ふが故に受けたまへり。時に尊者羅睺羅は露地に眠りしに、時に夜、風雨

に、[illegible]本に火とせるは正し。

【二二二】原漢文には若食不消得燒鐵鎟脚案腹無罪とあり。今の脚の字は物の下部を示すものなるべし。鐵脚を燒鎟する意なるべし。

【二二三】波夜提第四十二、未具同宿戒。此戒は四分・巴利は波夜提第五條、五分律は第七、十誦・有部は第五十四條なり。

【二二三】曠野精舍（Aḷaviyam Aggāḷave Cetiye）。諸律皆同じ、但有部律のみ舍衞城とす。僧祇律の制戒の因緣は諸律と大に異る。

【二二四】未受具足人（Anupasampanna）。未だ具足戒を受けず比丘位にのぼらざる人、卽ち沙彌以下在家俗人をも含む。

【二二五】轉輪王種。轉輪王は註（一の二五）參照。種は後を嗣ぐ者。

【二二六】羅睺羅（Rāhula）。世尊の子、舍利弗を師として最初に沙彌となる。

【二二七】原漢文には佛告諸比丘如來柔輭樂人無有能過父王爲作三時殿春夏冬如柔輭線經中廣說乃至如來得成等正覺とあり。譯文無理あらんを恐る。或は如來は柔輭にして人を樂しましむること能く過ぐるものあることなしと譯し得ん。

【二二八】柔輭線經。中阿含經第

[20]「若し比丘、病なきに自ら爲に火を然さんとて、若しは草・(若しは)木・(若しは)牛屎を、若しは自ら然し、若しは人をして然さしめんに波夜提なり、因緣(ある)を除く」と』。

「比丘」とは、上に說けるが如し。病まんには罪なし。「病」とは、若しは[21]鮮・疥瘙・黃爛・風病の是の如きの種々病に、火を須ゐて樂なるを得んには、然すを聽すなり。「草」とは、一切の草及び蘆・荻・竹等なり。「木」とは、一切の木の若しは破れたる、若しは完き(もの)なり。[22]「牛屎」とは。若しは自ら然し、若しは人をして然さしめんに、因緣(ある)を除いて世尊は無罪なりと說きたまへり。「因緣」とは、若しは[23]直月、若しは食事を監知し、若しは次に直りて、火を然し燈を然し、溫室中に火を然し、若しは和上・阿闍梨の爲に火を然し、若しは水を煖め、若しは[24]熏鉢・染衣に火を然さんには無罪にして、(是等の)因緣を除いて(然火せんには)波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し薪火を持して薪上に著け、草上・牛屎上・木札上・糞掃上に著けんに波夜提、是の如くに……乃至、糞掃火を持して薪上・草上・牛屎上・木札上に著けんにも亦是の如し。比丘、草木火中に向きて、已に然えたる者あり、未だ然えざる者あらんに、比丘[25]跋聚せんには波夜提なり。若し火を跋きて未燒地に落さんに越毗尼罪、鐵・摶・瓦を持して火聚を跋くを得んに罪なし。若し火を旋して輪を作らんに波夜提なり。若し比丘、火に向き、火上にて草を截りて火中に著れんに、截るに從うて一々に波夜提なり。若し草木の火を然さんに波夜提、若し莖種を然さんに二波夜提を得ん、(即ち)然火と[26]殺種とを犯ずるなり。若しは破れ、若しは[27]火淨し、若しは因緣事ありて然さんには罪なし。若し[28]秸に穀あり、若しは[29]穰に穀あるを然さんには、二波夜提を得ん、然火と殺種となり、應に[30]火にて作淨すべく、因緣ありて然さんには罪なし。若し髮・馬毛・駱駝毛等を然さんに越毗尼罪を得、若し皮を然さんに越毗尼罪を得ん。若し餅を燒かんに越毗尼罪、若し毒藥及び炭を燒かん

【二〇】若比丘無病自爲然火若草木牛屎若自然若使人然波夜提除因緣とあり。自爲(Visibbanāpekkho = tappitukāmo)とは自の安樂・放逸・樂欲の爲にとの意なり。

【二一】鮮。たむし。

【二二】原漢文には牛屎者若自然若使人然除因緣世尊說無罪とあり。若自然若使人然は牛屎の說明にあらず。恐らく牛屎者の下に說明を略せるものと考へらる。除因緣とは病等の因緣ある場合には無罪なりとの意なれば、因緣を除いてとは「因緣ある場合には」として解すべきなり。

【二三】直月。註(一六の一〇二)參照。

【二四】熏鉢。註(六の一四二)參照。

【二五】跋聚。跋は拔の同音寫なるべくぬきあつめうつしあつむる意なるべし。次の跋も拔の字として解すべきなり。

【二六】殺種。波夜提第十一、壞生種戒を犯ずるなり。

【二七】火淨。作淨作法の一。果物を食せにん一度火を點ずるなり。

【二八】秸。禾藁、わらしべ。

【二九】穰。禾莖。

【三〇】火作淨　宋・元・明・宮本には水とす。穀物は火淨すべくして水淨することなき故

を逐ひぬ。諸比丘は展轉して相語り、高聲に大喚すらく、「蛇出でぬ、蛇出でぬ」と。佛知りて而して故に問ひたまはく、「諸比丘は何の故に高聲に大喚するや」。答へて言さく、「非時に寒雨せしかば、諸の年少比丘は空中木を持して火を然せるに、木中に蛇ありて熱を得るが故に出で丶諸比丘を逐へり。諸比丘は見已りて展轉して相語りて、是故に大聲せしなり」。佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、諸比丘に告げたまはく、「火を然さんに七事ありて利益なし。何等をか七とす、一には眼を壞し、二には色を壞し、三には身羸れ、四には衣垢壞し、五には牀褥を壞し、六には犯戒の因縁を生じ、七には世俗の言論を增すなり。此の七過あるが故に、今日より後火を然すを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。世尊は五事利益の故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一比丘の[一〇三]疥瘙を患へるを見たまひぬ。佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、調適なりや不や、苦ならざるや不や」。答へて言さく、「我れ疥瘙を病みて樂しまず、火にて身を炙らんには安樂なるを得んも、世尊の制戒、火を然すを得ざれば是故に樂しまざるなり」。佛言はく、「今日より後、病比丘には火を然すを得ることを聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者[一〇四]難提・[一〇五]金毗魯・[一〇六]跋提は[一〇七]塔山に在りて安居し竟り、舍衞城に至りて世尊を禮覲せしに、[一〇八]被雨衣の染色脫壞せるを著しき。佛は知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、何の故に被雨衣(の染色脫壞せる)を著するや」。答へて言さく、「世尊の制戒、火を然すを得ざれば、是故に[一〇九]煮染して更に染むるを得ざるなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、因縁(ある)を除かん」と。佛、舍衞城に依止せる比丘を皆集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【一〇三】疥瘙。ひぜんなり。瘙は創又は瘡に同じ。
【一〇四】難提(Nandiya)。
【一〇五】金毗魯(Kimbila)。
【一〇六】跋提(Bhaddiya)。阿那律に導かれて出家し、高貴第一なり。難提・金毗羅と共に和合住して修道せり。
【一〇七】塔山。所在明かならず。
【一〇八】被雨衣(Vassikasati-ka)。雨時に着する雨浴衣なり。
【一〇九】煮染。染汁を煮染するは臭氣なからしむる爲なり。

難に告げて言はく、『……乃至、無明は有爲行にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり』と。是の比丘、是語を聞き已るに是の如きの念を作さく、「色は是れ我に非ず、是れ我所有に非ず、亦我中に色あるに非ず、色中に我あるなり」と。佛、是の比丘の心中の所念を知り已りて(復阿難に告げて言はく)、『……乃至、無明は有爲行にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり』と。是の比丘、是語を聞き已るに是念を作さく、「若し色は是れ我に非ず、是れ我所有に非ず、我中に色あるに非ず、色中に我あるに非ざらんには、受は是れ我にして、想・行・識も亦是の如くならん。若し五陰は是れ我に非ず、我所有に非ず、我中に五陰あるに非ず、五陰中に我あるに非ざらんには、云何がして而して我あらんや」と。佛、阿難に告げたまはく、「若し是の如くに觀ぜんに、五陰は一切諸行にして、無明……(乃至)觸・受より愛を生ず。阿難よ、愛は何を因とし、何を緣とし、何より生し、何より轉ずるや。愛は受を因とし、受を緣とし、受より生じ、受より轉ず。阿難當に知るべし、受は觸を因とし、觸を緣とし、觸より生じ、觸より轉ず。阿難當に知るべし、觸は六入を因とし、六入を緣とし、六入より生じ、六入より轉ず。阿難、當に知るべし、六入は是れ有爲行にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。……乃至、無明は有爲行にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。是の如くに阿難、若し比丘是の如くに知り、是の如くに觀ぜんに、次第に有漏を盡すを得ん」と。是の比丘、是語を聞き已るに、法眼淨を得たりき。比丘復重ねて思惟すらく、「一切諸法は皆悉く空寂にして、我なく我所有なし」と。佛、阿難に語げたまはく、「是の比丘、是の思惟を作す時、一切法を受けざれば、諸漏を盡すを得て心、解脫を得たり」と。佛、比丘の爲に是法を說きたまひし時、五百の比丘は心に解脫を得て皆羅漢を成じぬ。

爾の時、世尊は諸比丘と與に共に住したまひしに、秋月に非時に寒雨せしかば、比丘は[一〇二]空中の大木を持して火を然せしに、木中に先に大蛇ありて、蛇は火熱を得て、卽ち出でゝ頭を擧げて諸比丘

【一〇二】空中大木。中に空洞ある大木の意。

是の如くに知り是の如くに見んに、諸漏を盡すを得ん」。是の比丘、世尊の語を聞き已りて卽ち是念を作さく、「色は是れ我なり」と。爾の時世尊は是比丘の心の所念を知りて復阿難に告げたまはく、『是の比丘は是の如きの念を作せり、「色は是れ我なり」と。[九九]阿難當に知るべし、若し比丘ありて是の如きの觀を作すも、色は是れ一切諸行にして、無明……(乃至)觸・受より愛を生ず。阿難、愛は何を因とし、何を緣とし、何より生じ、何より轉ずるや。阿難、當に知るべし、愛は受を因とし、受を緣とし、受より生じ、受より轉ず。阿難、當に知るべし、受は觸を因とし、觸を緣とし、觸より生じ、觸より轉ず。阿難、當に知るべし、觸は六入を因とし、六入を緣とし、六入より生じ、六入より轉ず。阿難、當に知るべし、六入は是れ有爲法にして、因緣和合して生ずれば[一〇〇]無常磨滅の法なり。觸は是れ有爲法にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。受は是れ有爲法にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。愛は是れ有爲法にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。行は是れ有爲法にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。無明は是れ有爲法にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり。是の如くに阿難、若し比丘是の如くに知り是の如くに觀ぜんに、次第に有漏を盡すを得ん』と。是の比丘、是語を聞き已るに是の如きの念を作さく、「色は我に非ず、色は是れ[一〇一]我所有なり」と。佛、彼の比丘の心中の所念を知りて復阿難に告げて言はく、『是の比丘は是の如きの念を作さく、「色は我に非ず、色は是れ我所有なり」と。阿難、當に知るべし、若し比丘是の如きの觀を作さんも、色は一切諸行にして、無明……(乃至)觸・受より愛を生ず。愛は何を因とし、何を緣とし、何より生じ、何より轉ずるや。阿難、當に知るべし、愛は是れ受を因とし、受を緣とし、受より生じ、受より轉ず。……乃至、無明は有爲行にして、因緣和合して生ずれば無常磨滅の法なり』と。是の比丘、是語を聞き已るに是の如きの念を作さく、「色は是れ我に非ず、是れ我所有に非ず、我中に色あるなり」と。佛、是の比丘の心中の所念を知りて(復阿

【九九】阿難當知若有比丘作如是觀色是一切諸行無明觸受生愛、阿難愛何因何緣何生何轉、阿難當知愛者受因受緣受生受轉、阿難當知受者觸因觸緣觸生觸轉、阿難當知觸者六入因六入緣六入生六入轉、阿難當知六入是有爲法因緣和合性無常磨滅法、觸是有爲法因緣和合生無常磨滅法、受是有爲法因緣和合生無常磨滅法、愛是有爲法因緣和合生無常磨滅法、行是有爲法因緣和合生無常磨滅法、無明是有爲法因緣和合生無常磨滅法、如是阿難若比丘如是知如是觀次第得盡有漏とあり。

【一〇〇】無常磨滅の法(Anicca dukkha vipariṇāmadhamma)。無常、苦にして變化すべき法。

【一〇一】我所有(Mama)。

目連、此偈を說き已りて尊者阿難に語るらく、「世尊は今、波利耶婆羅林賢樹下に在して、象王の供養を受けたまへり。汝往かんと欲せんには、今正に是れ時なり」。尊者阿難還りて諸比丘の所に到りて是の如きの言を作さく、「世尊は今波利耶婆羅林賢樹下に在して、象王の供養を受けたまへり。我等今共に世尊の所に往いて禮覲問訊せん」。諸比丘は阿難の語を聞き已りて、卽ち便ち共に去りて波利耶婆羅林賢樹下に往きぬ。世尊を去ること遠からずして、阿難は諸比丘に語りて言はく、「長老、如來應供正遍知は阿練若處に在せば、應に徑に往くべからず、長老等少く此に住まる可し、我れ當に先に往くべし」。答へて言はく、「善い哉」。阿難卽ち往いて佛(所)に詣るに、佛遙に阿難の來るを見て是の如きの言を作したまはく、「善來、阿難、久しく汝を見ざりき」。尊者阿難は頭面に佛足を禮し已りて是の如きの言を作さく、「世尊、病少く惱少くして安樂住したまひしや不や」。佛言はく、「如來は病少く惱少く安樂住して象王の供養を受けぬ」。(又)阿難に問うて言はく、「比丘僧は病少く惱少く安樂住せしや不や、乞食疲れず行道如法なりしや不や」。答へて言さく、「世尊、比丘僧は病少く惱少く安樂住せり、乞食疲れず行道如法なりき」。卽ち復白して言さく、「五百の比丘今林外に在り、來りて覲奉らんと欲す、唯願はくは聽許したまはんことを」。佛言はく、「入るを聽さん」。阿難卽ち諸比丘の所に往いて語りて言はく、「長老、大善利を得ん、世尊は入るを聽したまへり」。諸比丘卽ち阿難に隨ひて倶に佛の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住しぬ。時に坐中に一比丘ありて是の如きの念を作さく、「云何が比丘、是の如くに知り是の如くに見んに、次第に漏盡を得んや」と。是の默念を作せるも、敢て佛に問はざりき。世尊は彼比丘の心の所念を知りて卽ち阿難に告げたまはく、「此坐中に一比丘ありて是の如きの念を作さく、「云何が比丘、是の如くに知り是の如くに見んに、次第に漏盡を得んや」と。默して是念を作せるも而も敢て問はざりき」と。佛、阿難に告げたまはく、「我れ先に已に諸比丘の爲に、[九八]陰・界・入・十二因緣觀を說きぬ。若し比丘

〇）參照。

【九八】陰・界・入・十二因緣。註（八の一二五—一二八）參照。

世尊は憍薩羅國より遊行して、[九四]波利耶婆羅林賢樹下に到りて住したまひき。時に五百の群象遊行し、象王は恒に後に在りて濁水殘草を得たれば、群衆を厭患するが故に亦復獨り來りて此の樹下に詣りぬ。象王既にして樹下に至りて佛を見已るに、卽ち鼻を以て草を拔き、地を踏みて平かならしめ、鼻を以て水を盛り、地に灑ぎて塵を掩ひ、又輭草を取りて敷いて以て座と爲し、膝を屈して佛を請じて坐せしめ、佛の坐し已るを見て卽ち便ち佛に三月供養せんことを請じ、佛、象王の意を知りて卽ちに其請を受けたまひぬ。佛、是事に因みて而して頌を說いて曰はく、

「獨善は憂ひなきこと、空野の象の如し、戒を樂み行を學せんに、寧すれぞ伴を用ひて爲せん」。

爾の時、象王は好藕根を取りて、淨洗し已りて世尊に授與せしかば、佛住まりて三月、象王の供養を受けたまひぬ。爾の時、五百の比丘は三月、佛を見たてまつらざりしが故に、往いて尊者阿難の所に詣りて白して言はく、「長老、我等久しく佛を見たてまつらず、又法を聞かざりき。我等今往いて世尊を禮覲して法敎を聽受せんと欲す」。阿難答へて言はく、「諸長老、可しく小く此に停まるべし。須らく我が還るを待つべし」。答へて言はく、「善い哉」。阿難卽ち尊者大目連の所に往いて是の如きの言を作さく、『長老、五百の比丘、我が所に來り詣りて言はく、「久しく佛を見たてまつらず正法を聞かざれば、往いて佛(所)に詣り禮覲供養して法敎を聽受せんと欲す」と。長老、佛は何の處に在すと爲すやを觀ぜよ』と。目連卽ち三昧に入りて一切世間を觀ずるに、佛は波利耶婆羅林賢樹下に在して、象王の供養を受けたまへるを見しかば、見已りて卽ち阿難に向うて此頌を說いて曰はく、

「[九五]蓮花池に捨離して、身體鮮に滿足し、身は無垢清淨にして、獨り靜林中に樂めり。[九六]甘露の深法を得ては、[九七]相好の身具足し、心は清淨無垢にして、衆を捨てゝ靜林に樂めり」。

【九二】 孔雀鳥本生經。生經第五卷佛說孔雀經(大正藏3.104c)に烏と孔雀との對比をなせり。

【九三】 原漢文に到時とある故に到るの時と譯出せるも、時到りてとの意なり。

【九四】 波利耶婆羅林賢樹(Bhaddasāla vana)。波利耶は Bhadda の音譯にして吉祥なる、高雅なる等と譯さるべきもの、婆羅は堅固の義なる故に堅固林とも好堅林ともいひ、その堅固の義をも併せて婆羅林賢樹といへるならん。世尊涅槃したまふ時婆羅の雙樹は悉く白く變じて白鶴の如くなりしかば鶴樹ともいひ、その相の吉祥高雅なりしを記する爲に波利耶の語を添ふるに至りたるにはあらざるか。Mv. 10.4.6 には Pārileyyake Rakkhitavanasaṇḍe Bhaddasālamūle とあり、且つ後の頌までの一段に相當するものを出せり。

【九五】 蓮花地に捨離してとは、世の供養を捨離して蓮華池に赴き、象王の藕根の供養を受けて身體輕安を得てゐるとの意なるべし。

【九六】 甘露(Amata)。註(一の一一)參照。

【九七】 相好の身。三十二相八十種好の身。註(二の二九・三

滅して[86]法眼淨を得たり」と。須深摩即ち頭面に佛足を禮し、胡跪合掌して佛に白して言さく、「世尊、我れ如來の正法中に於て、[87]賊心出家せり、法を偸まんが爲の故に。世尊の大慈、唯願はくは我が悔過を受けたまはんことを」。佛、須深摩に告げたまはく、「汝癡なること小兒の如くなり、佛法中に於て法を偸まんが爲の故に賊心出家せんとは。我れ汝の悔過を受けん」と。佛、須深摩に告げたまはく、「譬へば人ありて罪を王に於て犯ぜんに、王、人をして支節を裂解し、耳鼻を[88]刵劓し、鋸解刀折し、段々に斫截し、象踏・馬蹹して、是の如くに種々に苦毒して命を斷ぜしむるが如し。[89]汝、佛法中に於て法を偸まんが爲の故に賊心出家せること、罪是に過ぐれば、我れ汝の悔過を受けん、賢聖法中に於て增長することを得るが故に。今日より後復更に作すこと勿れ」と。[90]世尊は須深摩を度したまへるを以ての故に、(又)毗舍離の栴檀鉢に(因り)て外道を降伏せんとて目連、神足を作せるが故に、人民、倍、敬信を生じて利養を得たりき。是れに因りての故に諸の外道は橫作して世尊を誹謗せり、……[91]孫陀利經の中に廣說せるが如し。佛未だ出世したまはざりし時、外道は種々供養を得たりしも、佛旣に出世したまひてよりは、一切外道は皆利養を失へり。何を以ての故に、佛法深妙なるを知るが故なること、[92]孔雀鳥本生經の中に廣說せるが如し。

爾の時、世尊は世の供養を厭ひて、還りて舍衞城に向ひたまひ、[93]到るの時、入聚落衣を著し鉢を持して舍衞城に入り、次(第)に行いて食を乞ひ、食し已りて彷徉經行して自ら牀褥を收め、衆僧及び侍者に語らずして、佛のみ獨り憍薩羅國に遊行したまひき。爾の時、諸比丘は阿難の所に往いて阿難に語りて言はく、「長老、世尊は食後に彷徉經行し已りて自ら牀褥を收め、衆僧及び侍者に語らずして、佛のみ獨り憍薩羅國に遊行したまひしや」。阿難答へて言はく、「長老、若し如來應供正遍知は、食後に彷徉經行して自ら牀褥を收め、諸比丘及び侍者に語らずして獨り遊行したまはんには、寂靜を求めんと欲したまふが故なれば、諸比丘は應に隨從すべからざるなり」。爾の時、

【八六】 法眼淨。註(五の六三)參照。
【八七】 賊心出家。沙門釋子の安樂にして食得やすきを見て、供養を得好き臥處を得んとの欲心より衣食のために出家して修道の爲の故の出家にあらざるをいふ。今は法を盜まん爲に出家せるものなるも、その盜心に於て衣食も法も同じき故に賊心出家といへり。
【八八】 刵劓。刵は耳きり、劓は鼻きり。
【八九】 原漢文には汝於佛法中賊心出家爲偸法故罪過於是我受汝悔過於賢聖法中得增長故從今日後勿復更作とあり。爲偸法故の四字を、賊心出家の四字の前に轉置して譯せり。
【九〇】 原漢文には以世尊度須深摩故毗舍離栴檀鉢降伏外道目連作神足故人民倍生敬信得利養とあり。目連の神通現示は四分・巴利・十誦は王舍城とし、五分は離車とする故に僧祇の毘舍離と合す。こゝに目連が神足を現すとあるも諸律には賓頭盧とせり。
【九一】 孫陀利經。外道が孫陀利(Sundari)美女を謀殺して世尊を誹謗せること Jātaka (2. P. 415)及び法顯傳に出でたり。佛說孫陀利宿緣經(大正藏 4.164b)には其前生の因緣を記せり。

ん、世尊が解說する所あらんに我れ當に受持すべし」と。是念を作し已りて坐より起ちて往いて佛所に詣り、頭面に禮足して卻いて一面に住し、具に上事を以て廣く世尊に白して(言さく)、「是事云何」と。佛、須深摩に告げたまはく、「先なるは[八四]法智にして後なるは比智なり」。須深摩又佛に白して言さく、「世尊の所說は隱略なれば、我れ猶ほ未だ解せず」。佛、須深摩に告げたまはく、「汝未だ解せずと雖、故ほ先なるは法智にして後なるは比智なり」。須深摩、佛に白して言さく、「善い哉世尊、我れ猶ほ未だ解せず、唯願はくは世尊、廣く我が爲に說きたまへ」。佛、須深摩に告げたまはく、「我れ還りて汝に問はん、汝の解せる所に隨うて我れに答へよ。須深摩よ、意に於て云何、生に緣るが故に老死ありや不や」。答へて言さく、「是の如し、世尊」。佛言はく、「善い哉、須深摩、意に於て云何、無明の緣の故に諸行を生ずるや不や」。答へて言さく、「是の如し」。佛言はく、「善い哉、須深摩、意に於て云何、生緣滅するが故に老死滅するや不や、……乃至、無明滅するが故に諸行滅するや不や」。答へて言さく、「是の如し」。「善い哉、須深摩」。佛、須深摩に告げたまはく、「若し比丘、此法中に於て正しく觀じ正しく知らんに、應に得べき所の者盡く皆得るや不や」。答へて言さく、「是の如し」。又須深摩に問ひたまはく、「汝、生に緣るが故に老死ありと知るや不や」。答へて言さく、「是の如し」。「無明に緣るが故に諸行ありや不や」。答へて言さく、「是の如し」。又問ひたまはく、「生緣滅するが故に、老病死・憂悲苦惱・[八五]盛陰、滅するや不や」。答へて言さく、「是の如し」。「無明滅するが故に諸行滅するや不や」。答へて言さく、「是の如し」。佛、須深摩に告げたまはく、「汝是の如きの法を知らんには、汝、天眼・宿命智・諸解脫を得しや不や」。答へて言さく、「得ず、世尊」。佛、須深摩に告げたまはく、「汝自ら是の如きの諸法を知ると言ひつゝ、而も復是の諸功德を得ずと言はんに、誰か當に信ずべき者ぞ」と。須深摩、佛に白して言さく、「世尊、我れ無明惡邪の爲に纏縛せられしが故に是の如きの邪見を生ぜしなり。我れ世尊の所に從ひて廣く正法を聞き、惡邪見を

【八三】 慧解脫(Paññāvimutti) 阿羅漢にして未だ滅盡定を得ざるもの、是れ涅槃を證する智慧の障を解脫して智見洞達せしをいふ。若し更に定の障を解脫せんには俱解脫(Ubhatobhāgavimutti)の人といふなり。

【八四】 法智・比智。 比智は類智なり。欲界の四諦を觀ずる智を法智と名け、色・無色二界の四諦を觀ずる智を比智といふ。註(二の六九)及び註(二の七一)未知智の下參照。

【八五】 盛陰。 五盛陰苦にして心身の總苦なり。盛陰とは五陰の勢用熾盛なるに名く。

て是言を作さく、「我れ已に證を得たり、我生は已に盡きぬ、梵行は已に立して更に[七七]後有を受けず」と。是語を說き已るに、頭面に佛足を禮して而して退きぬ。是の諸比丘去りて未だ久しからずして、須深摩は頭面に佛足を禮し已りて、彼の比丘所に詣りて共に相問訊し、問訊し已りて一面に在りて坐して諸比丘に問うて言はく、『長老、向に佛所に在りて自ら「我れ已に證を得たり、我生は已に盡きぬ、梵行は已に立して更に後有を受けず」と言ひしや』。答へて言はく、「是の如し」。時に須深摩復問うて言はく、「長老、是の如くに知り是の如くに見なば、清淨の天眼を得て、衆生の此に死して彼に生ぜる好色惡色・善趣惡趣を見、衆生にして身に惡を行じ・口に惡を行じ・意に惡を行じ・賢聖を誹謗し・自ら邪見を行じ・人をして邪見を行ぜしめ・身壞命終して三惡道に墮せるを見ん。又衆生にして身に善を行じ・口に善を行じ・意に善を行じ、自ら正見を行じ・人をして正見を行ぜしめ・身壞命終して善處なる天上・人中に生ぜるを見ん。是の如きの[七八]過人清淨の天眼を、長老は得たりや不や」。答へて言はく、「得ず」。復問ふらく、「尊者、是の如くに知り是の如くに見なば、[七九]宿命智を得て過去の一生・二生・三生・四生・五生・十生・百生・千生・乃至[八〇]劫成・劫壞の(間の)名姓種族、此に死して彼に生じ、彼に死して此に生ぜる、是の如きの[八一]無數劫事を知らん、長老は知るや不や」。答へて言はく、「知らず」。復問ふらく、「[八二]離色・過色・無色・寂滅・解脫・身證具足住、是の諸の解脫を長老は得たりや不や」。答へて言はく、「得ず」。須深摩言はく、『向には問ふ所の諸法を皆「得ず」と言ひつゝ、云何が世尊の前に於て自ら「我れ已に證を得たり、我生は已に盡きぬ、梵行已に立して更に後有を受けず」と言へること、誰か當に信ずべき者ぞ』と。諸比丘答へて言はく、「長老、我れは是れ[八三]慧解脫の人なり」。須深摩言はく、「所說簡略にして義相未だ現れざれば、宜しく更に廣說すべし」。比丘言はく、「義相未だ現れずと雖、我れ自ら慧解脫人なることを了知せるなり」。時に須深摩は諸比丘の語を聞き已りて是念を作さく、「我れ當に往いて世尊の所に詣りて是の如きの事を問は

単提九十二事法を明すの六　五〇九

具足戒なり、註(一の一〇〇)參照。

【七六】四月試住(Catumāsaparivāsa)。外道への心を離れて佛の教に歸依し眞に柔[illegible]の心となりたるやを四ケ月の間別住せしめて試むるなり。

【七七】後有(Punabbhava)。後の存在なり。再び迷界の生を受くることなしとの意。

【七八】過人清淨の天眼。常人に過ぎたる色界天趣の清淨の天眼。天眼(Dibbacakkhu)は清淨の眼根を以て麁細遠近の一切の諸色及び衆生の未來に於ける生死の相を前知するもの、而して今は人中に於て禪定によりて肉眼の上に彼の淨眼を修得せるをいふ。

【七九】宿命智(pubbenivāsānussatiñāṇa)。宿命知證通ともいひ、自分及び六道衆生の宿世の生涯を知るに於て無碍なる通力なり。

【八〇】劫成・劫壞。註(一の六八)劫の下參照。

【八一】無數劫事。限りなき永き劫の間の生滅の事相。

【八二】離色過色無色等。この色(Rūpa)は五根五境等の變壞障碍する無常の物の總稱。これら有爲事を離れ、超過し、有爲事なき狀態に入り、心寂靜に、心解脫を得、身證して具足住するをいふ。

爾三鉢と美食となり。[六八]別衆食は後にあり。第四跋渠竟る。（祇洹精舍中の梵本蟲蝕し、脫して此の別衆食戒なし。）

[六九]佛、舍衛城祇樹給孤獨園に住したまひき。爾の時世人篤信にして恭敬尊重して[七〇]衣・食・牀臥・病瘦醫藥を供養せり。爾の時、出家外道も亦舍衛城に在りしが、[七一]世人は恭敬尊重して衣・食・牀臥・病瘦醫藥を供養せざりき。時に衆多の出家外道あり、論議堂に集まりて是の如きの論を作さく、「是の沙門瞿曇は舍衛城祇樹給孤獨園に住し、世人深信し恭敬尊重して、衣・食・牀臥・病瘦醫藥を供養せるに、[七二]我等は尊重供養の衣・食・牀臥・病瘦醫藥を得ず。誰か能く沙門瞿曇法中に往いて出家して梵行を修する（者やある）。彼法を誦習し已りて我が法中に還りて我等展轉相敎へんに、亦當に還び供養を得て彼と異ることなかるべけん」と。時に外道は是の如きの論を作し已りて皆言はく、「[七三]須深摩は我が衆中に於て最も第一たり、可しく遣して沙門瞿曇法中に到りて出家して彼の律儀を受け、還來して此に入らしむべし」と。時に彼の外道は須深摩に語りて是の如きの言を作さく、「沙門瞿曇は祇洹精舍にありて多人、供養尊重するに、我等は此利を得ず、汝今可しく沙門瞿曇法中に往いて出家して梵行を修すべし。彼經を受誦し已りて我が法中に還りて展轉相敎へんに、亦當に還び供養を得て彼と異ることなかるべけん」と。須深摩は是語を聞き已りて舍衛城を出で、祇洹精舍に往くに、精舍の門間に諸比丘ありて經行・坐禪せるを見ぬ。須深摩即ち諸比丘の所に往き、共に相問訊して一面に在りて坐して是言を作さく、「我れ本是れ外道なり、今、[七四]如來法中に於て出家して[七五]具足を受けんと欲す、此中應に何等を作すべきや」と。諸比丘答へて言はく、「若し本是れ外道にして如來法中に於て出家せんと欲せんには、當に之れを[七六]試むること四月なるべし。四月過ぎ已りて諸比丘の意を得なば、當に出家を與ふべし」と。時に須深摩は即ち敎を受けて四月を行し、過ぎ已るに諸比丘の意を得て便ち受具足を與へ（られ）、具足を受け已りて世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住しき。爾の時、衆多の比丘ありて來りて佛の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住し

【六八】別衆食戒（Gaṇabhojana）は僧祇比丘戒本にては波夜提第四十條に存するも、祇洹精舍中の梵本蟲蝕して別衆食戒廣解は存せざる故に其より寫せる本律梵本にもこの別衆食戒を缺くとの意なるべし。解題一の註（二）參照。但別衆食は後に在りと記するも後に存せざるは怪しむべし。

【六九】波夜提第四十一、露地燃火戒。此戒の制處は四分は曠野城、五分・十誦は憍薩羅國遊行中、有部は王舍城、而して巴利律は Bhaggesu Suṃsumāragire Bhesakaḷāvane migadāye として諸律に超異せり。

【七〇】衣・食・牀臥・病瘦醫藥。註（六の八六）參照。

【七一】原漢文には世人不恭敬供養尊重衣食牀臥病瘦醫藥とあるも、今宋・元・明・宮本によりて恭敬供養を供養恭敬と改む。

【七二】原漢文には我等不得尊重供養衣食牀臥病瘦醫藥とあり。

【七三】須深摩（Susima）。雜阿含卷十四に須深とあるに相應す。（大正藏 2. 96b, S.12.70）。

【七四】如來法中（Imasmiṃ dhammavinaye）。この法と律とに於ての意。

【七五】具足（Upasampadā）。

(量)蜜・(量)石蜜・(量)乳・(量)酪にも亦是の如し。若し比丘、食を乞うて麨・飯を得て滿鉢ならんも、鍵鎡中に所得なきには、從うて漿を索むるを得ん。若し檀越にして、「漿なし、正に肉汁あり、須ゐんには當に與ふべし」と言はんに、爾の時、取るを得ん。若し復問うて言はく、「亦肉あり、須ゐんには當に與ふべし」と。爾の時、器に滿して取るを得て罪なし。亦笮甘蔗家より甘蔗漿を索むるを得るも、若し「甘蔗漿なし、正に石蜜あれば須ゐんには當に與ふべし」と言はんに、比丘須ゐんには滿鉢を取るを得て罪なく、亦勸めて伴に與ふるを得ん。亦笮油家に到りて麻滓を乞ふを得るも、若し主人にして「我れに麻滓なし、油を須ゐんには當に與ふべし」と言はんに、須ゐんには滿鉢を取るを得て罪なく、亦勸めて伴に與ふるを得ん。酪底の清汁を乞ふを得るも、若し「我れに酪底の清汁なし、正に乳酪あれば須ゐんには當に與ふべし」と言はんに、比丘須ゐんには滿鉢を取るを得て罪なく、亦勸めて伴に與ふるを得ん。甘蔗を乞ふを得んに、客比丘・遠行比丘の爲に美食を乞ふを得、若し自ら道行に在る時も亦乞ふを得ん。

若し比丘一處に乞うて八種美食を得、各々別に食せんに衆多の波夜提を得ん。若し比丘、八種食を異處に乞うて、一處にて食せんに一波夜提を得ん。衆多の處にて乞ひ、各々別に食せんに衆多の波夜提を得ん。一處にて幷び索めて種々食を得、合して一時に食せんに一波夜提を得ん。不病時に乞うて病時に食せんに、越毗尼罪を得ん。病時に乞うて不病時に食せんに罪なし。病時に乞うて病時に食せんにも罪なし。不病時に乞うて不病時に食せんに波夜提なり。〔六七〕不隨病に煮て隨病に食せんに無罪、隨病に煮て不隨病に食せんに越毗尼罪を得、隨病に煮て隨病に食せんに無罪なり。不隨病に煮て不隨病に食せんに無罪なり、何を以ての故に、出家人は他に因りて活命するが故なり。是故に說きたまへり。

施一食と處々と、食足と强ひて彼に勸むると、食を受けずして食すると、非時と停食食と、

【六七】原漢文には不隨病煮隨病食無罪、隨病煮不隨病食得越毗尼罪、隨病煮隨病食無罪、不隨病煮不隨病食無罪何以故出家人因他活命故とあり。病に相應する樣に煮たるにあらざるものを病の時に食するは無罪、病に相應する樣に煮たるものを病ならざるに食せんには越毗尼罪、病に適應する樣に煮たるを病に食し、病に適應せしめんとて煮たるにあらざるを病ならざる時に食するも無罪なり。他の布施によりて正命の生活をなす出家人は、食の相應・不相應を意得して混ずべからずとの文意なり。

若し比丘、熱病ならんに、醫言はく、「此病は應に酥を服すべきなり」と。(爾の時、)酥を乞ふを得るも、不信家に往いて索むるを得ざれ。何を以ての故に、索むる時比丘を譏るらく、「但、美味を貪らんとて故に酥を索む」と。比丘の長短を譏嫌せんには、往いて索むるを得ざれ。當に信心の優婆塞家に到りて索むべく、得ん時は當に自ら籌量すべし。若し比丘、風病ならんに、醫言はく、「應に油を服すべきなり」と。爾の時、油を乞ふを得るも、窄油家より乞ふを得ず、亦不信家に到るを得ざるなり、……酥の中に說けるが如し。若し比丘、[六六]水病ならんに、醫言はく、「此れ應に蜜を服すべきなり」と。爾の時、復蜜を乞ふを得るも、採蜜家に到りて乞ふを得ず、亦不信家に到りて乞ふを得ざるなり、……酥の中に說けるが如し。若し比丘、乾痟病ならんに、醫言はく、「此れ應に石蜜を服すべきなり」と。(爾の時)窄甘蔗家に到りて索むるを得ず、不信家に到りて索むるを得ざるなり、……酥の中に說けるが如し。若し比丘、冷に中らんに、醫言はく、「應に石蜜と酪との二種合服を用ふべし」と。(爾の時)不信家に到りて索むるを得ざるなり、……酥の中に說けるが如し。若し比丘、下病ならんに、醫言はく、「此れ應に乳を服すべし」と。爾の時、放牛人の邊より乳を乞ふを得るも、得る時當に籌量して取るべし。若し比丘、吐下せしめんと欲して吐下藥を服せんに、醫言はく、「當に先に魚汁を服すべし」と。爾の時、魚汁を乞ふを得んも、捕魚家より乞ふを得ず、不信家に到りて乞ふを得ざるなり、……上に說けるが如し。若し比丘、頭を刺して血を出さんと欲し、若しは吐下藥を服せんに、醫言はく、「此れ應に肉汁を服すべし」と。爾の時、肉汁を乞ふを得んも、屠家・不信家に到りて乞ふを得ざるなり、……上に說けるが如し。若し比丘食を乞うて、行いて量酥人の邊に到るに、量酥人言はく、「尊者、何等を求めんと欲するや」。答へて言はく、「食を乞はんと欲す」。白して言はく、「食なし、正しく此酥あり、若し須ゐんには當に與ふべし」と。比丘爾の時須ゐんには、滿鉢を受くるを得て罪なけん。若し伴あらば、勸め與ふるを得て罪なし。是の如くに量油・

【六六】水病。水腫なり。

に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群の比丘に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して少欲を讃歎して多欲を毀呰せしを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからざるなり。今日より後、美食を乞うて食するを聽さず」と。

復次に佛、五八迦維羅衛國釋氏尼拘律樹精舍に住したまひき。佛は五事饒益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、病比丘を見たまひぬ。佛知りて而して故に問ひたまはく、「汝の病何似、損ありと爲すや不や」。答へて言さく、「損ならず」。佛言はく、「汝、五九隨病食・六〇隨病藥を索むること能はざるや」。答へて言さく、「能く乞はんも、但世尊の制戒、美食を乞ふことを聽したまはざるが故に敢て乞はざるなり。我れに檀越もなく、人の與ふる者もなし」と。佛言はく、「今日より後、病比丘には美食を乞ふことを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、迦維羅衛に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し諸の家中に是の如きの六一美食あらん、六二酥・油・蜜・石蜜・乳・酪・魚・肉なり。是の如きの美食、不病比丘にして身の爲に索めんには波夜提なり」と。

「家」とは、上に說けるが如し。「酥・油・蜜・石蜜・乳・酪・魚・肉」とは、上の六三第二盜戒の中に說けるが如し。是の如きを名けて美食と爲し、病者には世尊は無罪なりと說きたまへり。「病」とは、黃爛・六四癰痤・痔病・六五不禁・黃病・瘧・病・咳嗽・痟羸・風腫・水腫、是の如きの種々を、是れを名けて「病」と爲す。「身の爲に」とは、己の爲に索むるなり。若しは自ら索め、若しは人をして索めしめて食せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

【五八】迦維羅衛國釋氏尼拘律樹精舍。註（一〇の一三三）參照。

【五九】隨病食（Gilānabhatta）。病に適應する食。

【六〇】隨病藥（Gilānabhesajja）。病に適應する藥物。

【六一】美食（Paṇītabhojanāni）。

【六二】酥(Sappi)・油(Tela)・蜜(Madhu)・石蜜(Phāṇita)・乳(Khīra)・酪(Dadhi)・魚(Maccha)・肉(Maṃsa)。これ八種美食とせらるゝ物なり。巴利律には Navanīta（生酥）を入れて九種を列ぬ。

【六三】第二盜戒中、註（三の七九）の本文參照。こゝには酥・油・蜜・石蜜・脂・生酥を說いて乳・酪・魚・肉を說かず。

【六四】癰痤。癰は危險なる腫物、痤は小さき腫物。

【六五】不禁。常に大小便を漏出する病。

自らは一鉢を受け已りて女人に語りて言はく、「若し比丘ありて來らば是の一鉢を與へよ、復來るあらば是の第二鉢を與へよ。後若し復來るあらば更に與ふること莫れ。若し與へんには、汝に福徳少けん」と。比丘、食を持して出で已るに、道中にて若し比丘に逢はんには、應に是の如きの言を作すべし、「某甲家に食あり、汝當に自ら分を取るべし」と。第二比丘にも亦復是の如し。

送女餅に非ず、行道糧に非ず、比丘の爲にして、送・糧の爲ならず、自恣與ならざるとなり。「送女餅に非ず」とは、瞎眼女を送るが如きに非ざるなり。「道糧に非ず」とは、無畏估客等の如きに非ざるなり。「比丘の爲に」とは、比丘の爲に作して餘人の爲ならざるなり。「送・糧の爲ならず」とは、此の二事を除いて餘人の爲に作せるは、取るを得て不犯なり。「自恣に與へざるに」とは、得るに隨うて持し去るなり。若し瞎眼女去いて後母與へんには、取るを得て罪なし。若し女、壻家に至り已りて與へんに、取るを得て罪なし。若し估客發ち去り已りて、估客婦後に與へんに取るを得て罪なし。若し估客、所在に到り已りて與へんに、取るを得て罪なし。[五六]若し彼家の嫁女(若しは)娶婦の飲食、(若しは)節會日に、比丘往いて其家に到るに、主人是の如きの言を作さく、「尊者、我れ信を遣して請ぜんと欲するも、恐くは得べからざらん、何に況んや自ら來るをや」と。是の如きには、自恣に取るを得て罪なけん。是故に説きたまへり。

[五七]佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾の時六群の比丘、酥家に到りて酥を乞ひ、油家に油を乞ひ、乳家に乳を乞ひ、酪家に酪を乞ひ、蜜處に蜜を乞ひ、石蜜家に石蜜を乞ひ、魚家に魚を乞ひ、肉家に肉を乞うに、世人の譏る所と爲りて是の如きの言を作さく、「瞿曇沙門は無量に方便して少欲知足にして養ひ易く滿ち易きを讃歎し、多欲厭くことなくして養ひ難く滿ち難きを毀訾したまへり。而るに今是の沙門は麁食を乞ふ能はずして而して酥家より酥を乞ひ、……乃至、肉家に肉を乞へり。此の壞敗の人、何の道か之れ有らん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊

を取りて他の二鉢分を居士婦の家に云ひ置きて去るなり。

【五六】若彼家嫁女娶婦飲食節會日比丘到其家云々とあり。嫁女は女を嫁がし、娶婦は女を娶るなり。即ち嫁女及び娶婦の時の飲食又は祭日にとの意なり。

【五七】波夜提第三十九、索美食戒。四分・巴利は舍衛、五分は王舍城、十誦・有部は迦維羅衛城を制戒處とす。

り已るに佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、施者は量を知らざるも、受者は應に量を知るべきなり。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからざるなり。今日より後は行粮を乞ふことを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、王舍城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、「若し比丘、[四九]白衣家に往いて[五〇]自恣に餠・麨を與へんに、兩三鉢を受けて外に出で、不病比丘と共に食するを得ん。若し過ぎて受けて外に出で不病比丘と共に食せざらんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、若しは一、若しは二、若しは衆多なり。「白衣家」とは、[五一]刹利・婆羅門・毘舍・首陀羅家にして、自恣に若しは餠、若しは麨を與ふるなり。「餠」とは、所謂大小麥・米・豆の是の如き等の種種餠なり。「麨」とは、大小麥・米・豆の是の如き等の種々麨なり。「三鉢」とは、極まること三鉢を受くるを得るなり。「持して外に出づ」とは、意の向ふ所に從ふなり。「不病比丘」とは、力能ありて其家に往くなり。「不病比丘と食を共にす」とは、齎す所の食、來りて應に共に食すべきなり。若し共に食せずんば波夜提にして、「波夜提」とは上に說けるが如し。

[五二]送餉・行粮の餠・麨は、比丘の爲に[五三]送・粮と爲せるにあらず。「自恣に送・餉を與ふ」とは、瞎眼女を送る等の如し。「行粮」とは、無畏估客主等の如し。「餠・麨」とは、上に說けるが如し。「比丘の爲ならず」とは、本餘人の爲に作爲せる送・粮なり。「自恣に與ふ」とは、瞎眼女・[五四]瞎眼母の自恣に與へしが如く、估客・估客婦の自恣に比丘に與へたるが如し。三鉢を受くるを得て持して外に出で、應に不病比丘と共に食すべきなり。[五五]若し比丘、是念を作さく、「誰か能く(この)多事を作して爲かせん」とて、優婆夷に語りて言はく、「一鉢を盛りて器中に著れ、復一鉢を盛りて餘の器中に著れよ」と。

として送るために造られたる(Pahiṇakatthāya paṭiyattaṃ)所の煎餠類。

【四六】 估客主。商人なるも今は隊商者(Sattha)をいふ。僧祇律には無畏商主として名をあぐるも、諸律には名を出さず。

【四七】 行粮(Nattha)。旅の爲に用意せられたる(Patheyyatthāya paṭiyattaṃ)所の麨餠類。

【四八】 迦蘭陀竹園。註(五の四九)參照。

【四九】 白衣家。在家居士なり、註(一の一九五・八の一八二)參照。

【五〇】 自恣。註(九の四五)の自恣參照。註(四の二四八)の自恣にあらず。

【五一】 刹利・婆羅門・毘舍・首陀羅。印度古代の四姓なり、註(六の三八―四一)參照。

【五二】 送餉。贈るための食。

【五三】 送粮。送餉と行粮となり。

【五四】 瞎眼母(Kāṇamātā)。むすめ瞎眼の母。

【五五】 原漢文には若比丘作是念誰能作多事爲語優婆夷言盛一鉢著器中復盛一鉢著餘器中自受一鉢已語女人言云々とあり。多事をなすとは、他比丘に食べさする爲に三鉢をもち行くことなり。自らの分のみ

盡き、婦は時に還らさるを以ての故に、其夫大に瞋りて是言を作さく、「我れ今信を遣して往いて喚ぶに、但禮具辦はらずと言ひて而して遂に來らず、心ず外心あらん」と。即ちに便ち去ら遣めて更に他女を求めしに、[四二]瞎眼の母は女の遣はれしを聞いて即ち大に悲泣し、女も亦愁惱すらく、「母、時に送らさるに坐りての故に便ち遣はれしなり」と。諸の[四三]比舍の人問うて言はく、「汝等何の故に愁憂涕泣するや」。即ち上事を以て具に[四四]隣里に答ふるに、隣里の人責言すらく、「汝何ぞ先に女を送り已りて、別に飲食を作して諸比丘に施さゞりしや」と。諸比丘聞き已りて、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「此の諸比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、[四五]送女食を受くるを聽さず」と。

復次に佛、王舍城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に城中に[四六]估客主ありて無畏と名け、諸の估客と與に共に遠行せんと欲しぬ。時に估客の婦、家中にて爲に種々に[四七]行粮を辦へしに、諸比丘は次(第)に行いて食を乞ひ、往いて其家に到るに、估客の婦、見已りて信心歡喜して問うて言はく、「尊者、麨を須うるや不や」。答へて言はく、「須ゐん」。即ち行粮を分けて鉢に盛滿して比丘に施與せしに、比丘得已りて持して[四八]迦蘭陀竹園精舍に還り入り、諸の知識比丘を喚びて共に食しぬ。諸比丘問うて言はく、「汝何の處にて是の好食を得しや」。答へて言はく、「某甲估客家にて得たり」。諸比丘聞き已りて即ち其家に往き、是の如くして人々往いて乞ふに、行粮都べて盡きぬ。是の如くに第二第三日と粮を辦へしに、諸比丘は隨ひ來りて乞ひ盡し、乃し第四日に至りて粮を辦へ已りて行くに、伴に及ばずして賊の劫ふ所と爲り、財物都べて盡きぬ。估客の婦聞き已りて憂惱悲泣するに、隣人問うて言はく、「汝何の故に是の如きや」。即ち具に上事を以て隣人に答ふるに、隣人言はく、「汝何ぞ先に粮を辦へて行人を發遣し、然して後別に諸比丘に施すことを作さゞりしや」。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是の諸比丘を呼び來れ」。來

【三三】淨扟。宋・元・明・宮本には洗扟とせり淨扟は食不淨を淨くせん爲に擇びとるなり。

【三四】鍮銚。鍮は三足ある鍋、銚は小さき釜。

【三五】知らしむとは律の淨語なり、淨人に「是を知れ」といはゞ淨人は米を入るゝことなるを察知するなり。

【三六】清粥。雜粥に對する語なるべし。今の文は非時中の所作なり。

【三七】泔汁。しろみづ。

【三八】波夜提第三十八、食過受戒。五分律のみ王舍城を制處となす。

【三九】吉祥會(Nāma-karaṇa-maṅgala)。今は幸運に向ふ樣に幸運なる日を選びて命名する式をいふなり。

【四〇】瞎眼(Kāṇa)。片眼一目の意なるも、今ことさらに娘の名とせり。四分律には伽若那女とし、十誦律には眛眼なりしが故に眛眼と名けたりとせり。巴利律は四分律と一致して五分律と相應せず。

【四一】相師。吉凶を占ふ人。

【四二】原漢文には瞎眼母聞女被遣即大悲泣女亦愁惱坐母不時送故便見被遣とあり。

【四三】比舍。隣近の人。

【四四】隣里。比舍のこと、隣人なり。

【四五】送女食(Pūrva)。贈り物

の)淨人をして粥を煮て與へしめよ。若し淨人なきには、淨穀を得已りて、比丘自ら舂いて粥と作して淨人に與ふるを得ん。淨人若し食して盡さゞるも、比丘は餘比丘に與ふるを得ず。是故に說きたまへり。

[三八]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に居士ありて一女を生みしに、端正にして雙なかりしかば父母歡喜せり。月を滿し已りて爲に[三九]吉祥會を作すに、父母は是念を作さく、「此女端正にして世に希有たり、若し國王聞かんには或は能く强取せん。我れ當に爲に不吉の字を作さん」とて、即ち字けて[四〇]瞎眼と爲せり。此女漸々に長大せしに、王の[四一]相師之れを見て、即ち問うて言はく、「此れ誰が家の女ぞ」。人ありて答へて言はく、「某甲居士の女なり」。王の相師是念を作さく、「此の女人の相は應に王の大夫人たるべきなり」。相師即ち王に白して言さく、「某甲に女あり、貴相にして應に皇后たるべし、便ち可しく之れを納るべし」と。王即ち人を遣して往いて此女の名字は何等なるかを問はしむるに、即ち答へて言はく、「瞎眼と字く」と。即ち還りて王に報ずるに、王言はく、「此字不吉なり、我が須うる所に非ず」と。後に人ありて娶り、已にして父母呼びて家中に歸りしが、夫主、使を遣して婦を呼ばしむるに、婦家答へて言はく、「當に送るべし」とて、即ち送女の具を辦へ、種々の餅を作りぬ。比丘次(第)に行いて食を乞うて其家に到るに、女の母、比丘を見て信心歡喜して言はく、「尊者、餅を須うるや不や」。答へて言はく、「須ゐん」。即ち種々の餅を與へ、鉢に滿して持し去ら(しめ)ぬ。是の比丘、是餅を得已りて精舍に還り、諸の知識比丘を喚びて共に食せるに、諸比丘言はく、「長老、此餅甚だ好なり、汝何の處にて得たりしや」。答へて言はく、「瞎眼女の家にて得しなり」。諸比丘聞き已りて復其家に往くに、復得ること前の如くなりき。是の如くにして一々に往いて索めて、送女の具都べて盡きぬ。是の如くして第二第三日にも夫復人を遣して喚ぶに、復言はく、「小く待て、送禮の具を作さん」と。諸比丘日々に往いて乞うて都べて

即ち一須臾を過ぎて食すれば非時食と停食食の二戒を犯ずることになるとの意なり。

【三四】巨摩(Gomaya)。註(九の四六)牛屎の下參照。

【三五】草末。草を粉末にせるもの。

【三六】泥洹僧(Nivāsana)。內衣即ち裙なり。三衣の一たる安陀會衣(Antaravāsaka)と同じとすると異なりとすると兩說あり。次の文に僧伽梨・欝多羅僧を出して安陀會衣を出さゞれば今は泥洹僧とは即ち安陀會衣をいへるものと考へらる。

【三七】革屣(Upāhana)。踵を覆はず、足背を覆はざる革製の屣(ハキモノ)なり。

【三八】僧伽梨。註(八の一三・一四)參照。

【三九】欝多羅僧。註(八の一五)參照。

【三〇】入聚落衣。註(一の一八二)參照。

【三一】原漢文には若冬寒時內鉢著囊中欲到聚落邊若池水若流水上應淨洗手とあり。聚落邊に到らんと欲してとは、聚落近くに到りてとの意なり。

【三二】抒棄。抒は上より物を擇び取るなり。即ち不淨の指に觸れし飯を擇びとりて棄つるなり。宋・元・明・宮本には抒棄とせり。

洗し、洗ひ已るに鉢中、指に觸れし所の飯を當に[三二]抧棄して、已にして飯を瀉ぎて石上若しは草葉上に置くべし。飯を瀉ぐ時、不淨の手にて捉へし處より瀉ぐを得ざれ。瀉ぎ已るに、當に更に鉢を淨洗して還鉢中に盛著して而して食すべし。食し已りて若し殘食あらんに、當に石上に瀉聚して捨て去るべし。比丘、明日復聚落に入りて食を乞ふに都べて得る所なく、空鉢にして而して出でゝ作意せずして還、本の道より來り、本の石上の飯聚故ほ在るを見んに、若し淨人あらば當に淨人をして授けしめ已りて食するを得べし。若し淨人なきには、烏鳥の食せる處あらば當に[三三]淨抧し卻けて自ら取りて食するを得べし。若し淨人、不淨の手を持して鈔・飯を僧に行さんに、上座のみ不淨を得て、餘は「淨を爲せり」と名くるを得ん。若し淨人、淨鈔を持して不淨鈔の上に瀉がんに、其上を抧るを得ん。若し不淨鈔を持して淨鈔の上に瀉がんに、一切不淨なり。若し淨鈔を持して不淨器中に瀉ぎ置かんに、中央を抧取するを得ん。若し筐を抖擻せんに、一切不淨なり。若し比丘、鈔を食する時、手を以て口を摩するに、即ち不淨と名く、當に更に手を洗ふべし。若し兩手にて相揩摩せんには、即ち不淨と名く、當に更に洗ふべし。若し比丘病みて粥を須ゐんに、當に淨人をして煮せしむべし。若し阿練若處にて淨人得難きには、自ら淨洗するを得んも膩を受けざれ。[三四]鍮鋋に水を著れ、自ら火を然して沸かしむるを得んも、淨人をして[三五]知らしめて米を著れ、米を著れ已らば比丘復然すを得ず、當に淨人をして然さしむべし。沸き已りて若し淨人去らんと欲せんには、受け取りて自ら然して煮熟し、熟し已りて病人に與ふるを得ん。若し比丘、吐下藥を服するに、醫言はく、「應に[三六]清粥を與ふべし、若し得ざらんには便ち死なん、當に云何がすべき」と。爾の時、應に米を洮げる[三七]泔汁を以て槽に盛りて病比丘を漬すべし。若し病人堪へざらんには、破れざる稻・穬麥を取りて七過淨洗し、囊中に盛著して頭を繫ぎ、器を淨洗して之れを煮よ。稻の頭をして破れしむるを得ざれ、若し破れんには病比丘に與ふるを得ず。若し阿練若處にて淨人病まんに、還、(他

傳にては一須臾の十分の一即ち四分四十八秒は一 Khaṇalaya にして、その十分の一を Laya とする故に約二十九秒である。即ち須臾に於ては諸説一致せるも羅豫に至りては諸説一定せざるを知るべきである。彈指(Acchurā)はパチッと指を彈く間にして、僧祇律にては一羅豫の二十分の一、即ち $\frac{20}{144}$ ――七秒強となるも、巴利所傳は一羅豫即ち二十九秒の十分の一が Khaṇa (刹那)にして約三秒、その十分の一即ち $\frac{3秒}{10}$ を一彈指の間とす。探玄記(一八)には一彈指の頃に六十刹那ありとし、倶舍論にては一臘縛九十六秒の六十分の一が怛刹那(Tatkṣaṇa)その百二十分の一が一刹那(Kṣaṇa)なりとせり。諸説不同にして定め難きも、僧祇律にては一彈指は七秒強にして、その二十分の一が一瞬、一瞬の二十分の一を一念とし、諸經論よりも更に微細に時を分ちて解説せるは注意すべきである。

【二一】彈指(Acchartā saṅghāta)。前註參照。

【二二】羅豫(Laya)前註參照。

【二三】正午を過ぎて一秒たりとも過ぎたるに食すれば非時食を犯じ、正午より四十八分

は一波夜提にして、停置して須臾を過ぎて食せんには二波夜提を犯ず。（卽ち）[二三]非時食と停食食とを犯ずるなり。「非時受」とは、非時に受けて非時に食せんに一波夜提を得、停めて須臾を過ぎて食せんには二波夜提を得ん、非時食と停食食となり。是の如くに故受・不故受・多受・少受・疾疾受・徐徐受(等)、是の如きの種々差別も(亦爾り)。「雪(氷)」とは、比丘、雪を食せんと欲せんに、當に淨人より受くべし。若し淨人なきには、當に手を洗うて淨からしめ、自ら取りて食すべし。氷・雹も亦是の如し。是れを「氷雪」と名く。

比丘晨に起きては應に手を淨洗すべきなり、直麁に五指頭のみを洗ふを得ざれ。復腋を齊るを得ず、當に腕以前を齊りて淨からしむべく、粗魯に洗ふを得ざれ。揩りて血をして出さしむるを得ず、當に[二四]互摩・[二五]草末若しは灰土を以て手を淨洗すべし。揩りて聲を作さしめ、手を淨洗し已るに若し更に相揩らんには便ち不淨と名け、應に更に洗ふべきなり。若し鉢を洗ひ已るも濕めらん時、重ねて摩拭せんには已に不淨と名くれば、當に停めて燥かさしむべし。比丘、食前時には當に手を護淨すべし。若しは頭を摩で、若しは[二六]泥洹僧・[二七]革屣を捉へ、若しは酥・油を盛れる革囊を捉へんには、當に更に淨洗すること前の如くなるべし。若し[二八]僧伽梨・[二九]欝多羅僧を捉へんに、當に更に水を以て洗ふべし。比丘出でゝ食を乞はんと欲する時は、應に手を淨洗して[三〇]入聚落衣を著し、入聚落衣を著し已りて復手を洗ひ、鉢を持して聚落に入るべし。[三一]若し冬寒時には鉢を內れて囊中に著き、聚落邊に到らんと欲して、若しは池水、若しは流水上にて應に手を淨洗すべし。若し水なきには、當に聚落中に入り比丘住處に到りて水を乞うて手を洗ふべし。若し復無からんには、比丘尼精舍中に往いて水を求めよ。若し復無からんには、當に信心の優婆塞家に到りて淨水を求むべし。若し復無からんには、當に鉢囊を開いて鉢を出し、一處を捉へて食を乞ひ、食を得已りて還、聚落を出でゝ池水若しは泉流水に到り、當に鉢を淨草上に置き、然して後手を淨洗し、石若しは草葉を淨

古代の時間の單位にして今の四十八分に相當す。瑜伽論記(四)に牟呼栗多(ムフールタ)此云二須臾一とあり、而して俱舍論(一二)に三十須臾爲二一晝夜一とあれば、今の一晝夜二十四時間の三十分の一は四十八分である。今、僧祇律にも日極長の時卽ち最も日の長い時は十八須臾、從つて夜は極短十二須臾、日極短の時卽ち最も日が短かい時は十二須臾、從つて夜は極長十八須臾とあれば、一晝夜は三十須臾にして俱舍論の所說と一致す。巴利所傳亦此に一致す(チ氏巴利辭典 p. 250 Muhutto 參照)。されば此戒文解釋に於ける須臾の語は約一時間と心得べきなり。

僧祇律にては一須臾は二十羅豫、一羅豫は二十彈指、一彈指は二十瞬、一瞬は二十念とせり。羅豫(Lavo)は俱舍論等の臘縛(ラウ゛ァク・Lava)にして、僧祇律に羅豫と音譯せるは極めて注意すべく、大衆部と錫蘭上座部との親密なる關係あるを想像し得るものであらう。而して一羅豫は一須臾の二十分の一卽ち百四十四秒である。起世因本經第十(大正藏 1.414 b) 又は俱舍論にては三十臘縛が一須臾なれば一臘縛は九十六秒、巴利所

今日より後は汝非時に食するを聽さず、食を停めて食するを聽さず」と、……跋陀利線經の中に廣說せるが如し。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、阿那律は[12]仙人山岐黑方石上に在りて、穢爛せる麥飯を曬せり。佛卽ち神力を以て往いて其所に至り、知りて而して故に問ひたまはく、「汝、何等をか作すや」。[13]答へて言さく、「世尊、聲聞弟子に信心歡喜あれば、明日是に依るが故に聚落に入りて乞食せざらんと欲するなり」と。佛言はく、「汝、[14]衆因緣を省かんと欲すと雖、今日より後、汝に[15]非時食・[16]停食食を聽さず」と。佛、神力を以て卽ち舍衛に還り、佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、非時に食せんに波夜提なり。若し比丘、停食して食せんに波夜提なり」と。

[17]「比丘」とは、上に說けるが如し。[18]「非時」とは、若し時過ぐること髮瞬若しは草葉の如きも過ぎんに、是れを「非時」と名く。「食」とは、麨・飯・麥飯・魚・肉若しは雜なり。(非時に)食せんには波夜提にして、「波夜提」とは上に說けるが如し。

[19]「比丘」とは、上に說けるが如し。「停食」とは、時を過ぐること[20]須臾なるに名く。「須臾」とは、二十念を一瞬の頃と名け、二十瞬を一[21]彈指と名け、二十彈指を一[22]羅豫と名け、二十羅豫を一須臾と名く。日、極長の時には十八須臾あり、夜、極短の時には十二須臾あり、日、極短の時には十二須臾あり。「食」とは、五正食・五雜正食なり。若し一々に停食せんには波夜提にして、「波夜提」とは上に說けるが如し。

「時受」・非時受・故受・不故受・少受・多受・疾疾受・徐徐受・雪氷(受)あり。「時受」とは、時に受けて時に食せんに罪なし。若し時過ぐること、髮瞬若しは草葉(ほど)ならんに、此の時を過ぎて食せんに

【一二】仙人山岐黑方石（Isigi-ri-passa Kāla-silā）。王舍城五山の一、仙人山窟の邊りなる黑石上に在りてとの意。卽ち世尊は神力を以て舍衛城より沒して王舍城仙人山窟に現はれたまひしなり。

【一三】原漢文には答言世尊聲聞弟子有信心歡喜明日欲依是故不入聚落乞食とあり。

【一四】衆因緣。もろ〳〵の因緣事、卽ち煩はしき事柄をいふ。前の衆緣事と同じ。

【一五】非時食。註（三の二〇）參照。

【一六】停食食（Sannidhikārakam bhojanam bhuñjaku）貯へられたる食を食すること、比丘、乞食するを厭うて、一日を貯へて明日の食に當つるなり。

【一七】非時食戒戒文解釋。

【一八】原漢文には非時者若時過如髮瞬若草葉過是名非時、食者麨飯麥飯魚肉若雜食者波夜提とあり。髮・瞬も草葉も皆瞬時の譬にして、時卽ち正午を過ぎて後はしばらくなりとも非時なりとの意。若雜食者は若雜にて文を切るべきなり。これ麨飯麥飯魚肉は五正食にして、若雜の二字は五雜正食の意なればなり。

【一九】停食食戒戒文解釋。

【二〇】須臾（Muhutta）。印度

るべし。今日より後、前半日に食するを聽さん。當に(七)時を取りて若しは(八)脚影を作し、若しは刻漏を作すべし」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は食前に聚落に入りて乞食し、食後に諸園池水上にて世人聚集して遊戲せる處に詣りて乞食せしに、世人の譏る所と爲るらく、「汝等、是の沙門釋子を看よ、我等の家中に於て乞ひつゝ、今池上に來りて復我れに從うて乞ふこと、道法を壞失せり、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘聞き已り、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。卽ち呼び來り已るに、佛、上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、晨朝に乞食せるは用ひて何等と作せしや」。答へて言さく、「時に食しぬ」。復問ふ、「汝、食後に乞ふは復何等と作せしや」。(九)答へて言さく、「擧げて明日食と作すなり」。佛、比丘に告げたまはく、「汝云何が食を停宿して食するや、今日より非時に食するを聽さず、食を停めて食するを聽さず」と。

復次に佛、王舍城に住して廣く說きたまへること上の如し。(一〇)爾の時、尊者跋陀利は慚愧しつゝも意を得たるが故に、聚落に入る時、軍陣に入るが如くに、爾の時兩鉢を捉へて聚落に入りて食を乞ひ、一鉢を得已りて今日の食と作し、一鉢は明日の食と作せり。時に諸比丘は聚落に入りて乞食せんと欲して跋陀利を呼んで言はく、「長老、共に聚落に入りて乞食せん、來れ」。答へて言はく、「汝等自ら去け、我れ去く能はず」。諸比丘言はく、「長老、大に善利を得ん、汝能く一食にて二日安隱なるを得んとは」。答へて言はく、「我れ一食にて二日安隱なるを得ず、我れ聚落に入る時は軍陣に入るが如くに、故に便ち兩鉢を持して二日の食を幷せ乞ふなり」。諸比丘聞き已りて、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「跋陀利を呼び來れ」。卽ち呼び來り已るに、佛、跋陀利に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、(一一)衆緣事を省かんと欲すと雖、

【七】時を取るとは、脚影若しは刻漏によりて時限を量り知るなり。

【八】脚影。脚は日あしなるべく、されば脚影といふも日影(Chāyā)と解すべきならん。日影を量る方法知り難し。註(一の九一)食後一人半影の如きは日影法によりてその時間を知り得べきも今明かならず。

【九】原漢文には答言擧作明日食とあり。擧は藏擧の意。

【一〇】原漢文に爾時尊者跋陀利慚愧得意故入聚落時如入軍陣とあり。得意故の三字難解なり。佛意卽ち佛の聽許を得たるが故にとの意なるべきか。

【一一】衆緣事。衆の緣事卽ちもろ〳〵の煩はしき出來事の意なるも、今は日々に乞食するの煩はしさをいふ。

卷の第十七

單提九十二事法を明すの六

[一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時佛、諸比丘に告げたまはく、「如來は[二]一食を以ての故に、身體輕便にして安樂住を得たり。汝等も亦應に一食すべし、一食の故に身體輕便にして安樂住を得ん」。爾の時、[三]尊者跋陀利は佛に白して言さく、「世尊、我れ一食に堪へず、何を以ての故に、我れ朝暮に食せんには乃し安樂なるを得るなり」。佛、跋陀利に告げたまはく、「汝、一食する能はずば、晨に起きて二鉢を持して村に入りて乞食せよ、一鉢は朝食、一鉢は中食なり、故に是れ二食なり」。是の如くに第二第三に教ふるも、猶ほ「堪へず」と言へり。爾の時、諸弟子は盡く世尊の教を受けしに、唯、跋陀利のみを除きぬ。跋陀利は慚愧の故に、三月佛の所に到らざりしこと、[四]跋陀利線經の中に廣說せるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、諸比丘は[五]非時に乞食して、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、非時に乞食せんとは。道果を忘失せり、何の道か之れあらんや」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「汝等出家人、非時に乞食せんには、正に應に世人の譏る所たるべし。今日より後、非時に乞食するを聽さず」と。此中亦應に[六]優陀夷線經の中に廣說せるが如し。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、比丘(ありて)[七]日暝に食せしに、世人の譏る所と爲るらく、「云何が沙門釋子なる、夜に食せんとは、我等在家人すら尙ほ夜に食せず、此輩、沙門の法を失せり、何の道か之れあらんや」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等夜に食せんには、正に應に世人の嫌ふ所た

【一】 波夜提第三十六、非時食戒。四分・五分・巴利は王舍城、十誦・有部は舍衞城。四分・五分は優陀夷、巴利・十誦・有部は十七群比丘とせり。
波夜提第三十七、停食食戒。四分・五分は王舍城、巴利・十誦・有部は舍衞城とす。四分・有部は迦羅比丘、五分は一阿練若比丘・十誦は上勝比丘、巴利はBelaṭṭhasīsa 比丘とせり。この二戒は僧祇に於ては同時制なり。

【二】 一食(Ekāsanabhojana)。十二頭陀行の一坐食に相當すべきものなり。

【三】 尊者跋陀利(Āyasmā Bhaddāli)。

【四】 跋陀利線經(Bhaddāli s.)。中阿含經第五十一跋陀和利經(M.65)。

【五】 非時(Vikāla)。正午までを時とし、午後を非時とす。

【六】 優陀夷線經。中阿含第五十迦樓烏陀夷經(M. 66, Laṭukikopama Sutta)。

[一八七]作淨するを得せしめ已るに、一人は牛頭を扶け擧げ、一人は紐を解いて是言を作さく、「受受」と。是れを名けて「受」と爲す。蕪菁根も亦是の如し。[一八八]若し牛、蕪菁根を食せんに、時に比丘、牛頭を捉へて頓に遞ら(しめ)「受々」と(言はんに)、名けて「受」と爲すを得んも但し非威儀なり。比丘、道に隨うて行くに、時に淨人邊にて嚢を合せて麨を受けんに、繩未だ地を離れずば名けて「受」と爲すを得んも、但し非威儀なれば當に繩を合せて授けしむべし。是故に說き給へり。

摩訶僧祇律卷第十六

單提九十二事法を明すの五

【一八七】作淨。水淨若しは火淨するなり。

【一八八】原漢文には若牛食蕪菁根時比丘捉牛頭頓遞受受得名爲受但非威儀とあり。頓遞受受の文難解なり。これ牛より無理に蕪菁根を取りて比丘のものとせん時の作法なるべし。これ「受」といひうるも非威儀なりとの意なるべし。

し、若しは葉、(若しは)弊鉢にて(食を)下さんに、遙かに是言を作すべし、「受受」と。(食を)下す時覺えて、鉢中に墮す時覺えざらんにも、名けて「受」と爲すを得ん、但し非威儀なり。墮す時覺えて、初め下す時覺えざるにも、名けて「受」と爲すを得ん、但し非威儀なり。下す時も、鉢中に墮す時も盡く覺えんに、是れを「善受」と名く。若し比丘、乞食の時、若し烏鳥にして肉段を比丘の鉢中に墮さんに、下す時覺えて墮す時に(覺えしに)非ざるを、是れを名けて「受」と爲すも、但し非威儀なり。墮す時に覺えて下す時に(覺えしに)非ざるを、是れを「受」と名くるも、但し非威儀なり。下す時に覺え、墮す時にも覺ゆるを、是れを「善受」と名く。是れを「心念受」と名く。「道路」とは、若し比丘、商人と共に行かん」と欲して商人に語りて言はく、「我れに淨人を借せ」。答へて言はく、「爾る可し」。發つ時に臨みて便ち言はく、「我れに淨人なきも牛あれば、尊者須ゐんには當に取るべし」。(即ち)淨人をして長囊に種々の粮食を盛り、日々の食分を計りて一齊に作し已り、紐にて牛上に結び著けしめんに、食時に至りて當に淨人をして取らしむべし。若し淨人なからんには、一人は紐を挽き、一人は承け取りて口に「受受」と言はんに、是れを「受」と名く。若し囊中の粮食盡くるも道里未だ所在に至らさらんには、當に囊を解き淨洗し已りて更に粮食を求めて囊中に著れ、紐にて結ぶこと前の如くすべし。道行に在る時、當に隨時に牛に食を與へ、凉處に著し、苦惱せしむるを得ざれ。到り已らんに、牛を本主に還すべし。若し比丘、道に隨うて行いて甘蔗園の邊を過ぎんに、甘蔗園を守る人に從うて乞はんには是の如きの言を作せ、「長壽、我れに甘蔗を施せ」。答へて言はく、「尊者自ら取りたまへ」。比丘言はく、「長壽、我れは自ら取るを得ざるなり」。又復言はく、「若し食せんと欲せんには便ち自ら取りたまへ、若し食するを欲せざらんには便り去りたまへ」[一八六]。比丘爾の時、繩紐を以て好き甘蔗を繫ぎて牛頭に著け、是の如きの言を作せ、「是の衆生を知れ」と。甘蔗園の邊に火聚あらんに、即ちに牛を驅りて行いて火を過ぎ、牛をして燒かしめざれ、甘蔗をして

【一八六】原漢文には比丘爾時以繩紐繫好甘蔗著牛頭作如是言知是衆生とあり。知是衆生の「知る」は淨語にして貰ひ行かん或は持ち行かんとの意なるべし。

し、「後の升を解きて相離れしめ已りて我れに授けよ」と。若し璅にして解くを得べからざらんには、比丘當に葉を從ひ索め已りて葉上に瀉さしめて受くべし。是れを「器受・非器受」と名く。「牀受」とは、若し比丘、牀上に坐して若しは(坐)禪し若しは眠り、淨人、食を持し來りて中に著きて抱か(しめ)んに、若し覺むれば即ち「受」と名け、若し覺めざらんには、覺めたる時、(若し)食せんと欲せば當に淨人より更に受くべし。若し食するを欲せずば、當に自ら捉り已りて淨人に授與すべし。是の如くに牀上に著き、牀邊に懸けんにも亦是の如し。若し比丘、棧閣上に淨食若しは衣鉢あらんに、衣鉢を取る時[181]淨物を動かさんに、一切盡く不淨にして、若し堅くして動ぜずんば罪なし。若し比丘、衣架上に酥瓶・油瓶あり、比丘、衣を取る時動ぜんには亦是の如し。是れを「牀(受)」と名く。「船」とは、船上に、[182]十七種穀を載せ、穀上に[183]遽篨を敷き、若しは席にて上を覆はんに、比丘上に在りて坐するを得んも應に名字を(言ふ)べからず、若し名字を(言はんに)は是れを「不淨」と名く。若し此船卒かに風の爲に吹かれて、若しは流れを下り、若しは廻波に漂ひて、船、岸に上らんには、一切皆不淨なり。若しは繩、若しは[184]竹筥にして水を離れざらんには是れ淨なり。是れを「船」と名く。「乘」とは、若しは大車上に十七種穀を載せ、穀上に遽篨を敷き、(若しは)席にて上を覆はんに、比丘上に在りて坐らんに應に字名を(言ふ)べからず、字名を(言はんに)は即ち不淨なり。若し小車上に淨物若しは衣鉢あらんに、若し比丘、衣鉢を取る時淨物を動ぜんには、一切不淨なれば應に淨人に語るべきなり、「我が與に衣鉢を取れ」と。牛を以て淨と作すを得ず、上る時應に淨人をして先に上らしめ、然して後に比丘上り、下る時は比丘先に下りて淨人は後に下るべきなり。若し載せて坂を下る時、車翻じて地を離れて牛を離れんに一切皆不淨なり。若し坂を下らんに、若し車翻ずるも牛身及び繩尾にして車を離れざらんには一切是れ淨なり。是れを「乘」と名く。「心念受」とは、[185]登翟國あり、是れ邊地邪見の人にして比丘を惡むが故に食を授けず。爾の時當に滿荼邏もて地を規りて作相

【一八一】淨物。不淨物(錢・金・銀)並に淨不淨物(眞珠・琉璃・珂貝・珊瑚・頗梨・車渠・瑪瑙・璧玉)を除ける時藥・夜分藥・七日藥・盡壽藥・隨物・重物等なり。註(三の一二六・一二九・及び四一)參照。

【一八二】十七種穀。註(三の五五)時藥の本文に列名せり。

【一八三】遽篨。籧篨なり、あんぺら・たかむしろのこと。

【一八四】竹筥。ふなざをなり。

【一八五】原漢文には心念受者有(1)登翟國是邊地邪見人惡比丘故不授食爾時當(2)滿荼邏規地作相若葉弊鉢下遙作是言受受とあり。難解なり。(1)登翟國は明かならず。(2)滿荼邏は恐らく曼荼羅(Maṇḍala)と同じく輪圓具足の義なるべく、今は地上に圓形を描いて鉢想をなし、そこにて食を受けんとの相を作すならん。

ず、七日(藥)と作して受持するを得ん。若し「長老、汝、淨油を取り來れ」と言ひ、比丘誤りて七日油を持ち來らんに即語するを得ず、應に來り至るを待ち已りて問うて言へ、「長老、是れ何等の油なりや」。答へて「淨油なり」と言はんに、當に「置け置け」と語るべし。故ほ七日油と名く。是の如くに石灰瓶を取れと語りて誤りて麨瓶を持ち、屑末瓶を取れと語りて誤りて鹽瓶を持ち、遲瓶を取れと語りて誤りて石蜜瓶を取り、竹束を取れと語りて誤りて甘蔗束を取り、染樹皮束を取れと語りて誤りて脯束を持ち來らんに、……廣說せること上の如し。比丘、比丘に語りて言はく、「長老、汝往いて審悉に灰瓶を[一七三]看已りて持ち來れ」と。此の比丘往いて手を瓶中に內れて麨を把らんに、此瓶を看るは故は是れ淨なるも、若し把れる麨を還瓶中に著れんには即ち「不淨」と名く。是の如くに屑末瓶・遲瓶も亦是の如し。[一七四]若し「汝、審悉に竹を看已りて持ち來れ」と言はんに、比丘往いて甘蔗を拔いて看る時は故は是れ淨なるも、若し束中に還し刺さんに擧束、不淨なり。是の如くに脯束も亦爾り。若し[一七五]淨廚屋破れて穿漏せんに、淨人に語りて言はく、「廚裏の一切物を出せ」と。出し已るに當に鼠孔を塞ぎ、地を掃いて[一七六]拒磨を用ひて之れに塗り、壁底には[一七七]塼墼を作り、次(第)を以て大なる者は下に在き、小なる者は上に著くべし。比丘、中央に在りて立ち、指示して乳・酪・酥・油・蜜・石蜜・鹽を安置するを得るなり。廚屋の壞れたるを見んに而も治せざるを得ず、當に法と律とに隨うて治事すべし。是れを「廚屋」と名く。「器受非器(受)」とは、一切の葉の若し捲けるは是れ器にして、舒べたるは非器なり。若し盤に緣ありて深きこと、[一七八]穬麥を沒するは、名けて「器」と爲す。若しは牀若しは坐牀の繩の、[一七九]緻織せるは是れ器にして、希織せるは非器なり。船、水中に在らんに非器にして、岸上に在らんには是れ器なり。若し車にして牛に駕する時は非器、牛なき時は是れ器なり。若し比丘乞食の時、店肆の家にして斗を以て麨を盛りて比丘に與へ、斗に諸舛を[一八〇]璅連して、或は五升・四升・三升・二升・一升を相連ねんに、比丘爾の時應に施主に語りて言ふべ

【一七三】看る。手にすくひあげて調べ看るなり。以下皆然り。
【一七四】若言汝審悉看竹已持來比丘往拔甘蔗看時故是淨、若還到束中擧束不淨とあり。擧束は全束即ち束全體の意なり。
【一七五】淨廚屋(Rasavati)。食廚なり。淨の字を附せるは淨廁といふ如くに、比丘の戒行をして淨らかならしむ爲の故に設けられたるものなれば、廚屋そのものが淨なりといふには非ざるなり。
【一七六】拒磨。巨磨即ち牛屎なり、註(九の四六)參照。
【一七七】塼墼。塼は甎・つちくれ、墼はもりつち。
【一七八】穬麥。穬麥、即ち大麥なり。穬は礦の同音寫なるべし。
【一七九】緻織。希織に對す。細かに編むなり。希織はあらく編めるなり。
【一八〇】璅連。瑣連にして瑣は連と同義なり。

なくして比丘自ら屋を覆はんに、比丘ありて屋上の比丘に語りて言はく、「食時至れり、下りて食すべし」と。比丘言はく、「作すことを廢して上下せんこと亦復難ければ、此間にて食せんと欲す、食を上せ來る可し」と。(屋下の比丘)淨人に語りて言はく、「食を持して器中に著れて上げよ」と。(屋上)比丘、長竿鉤を下して淨人に語ぐるに、「是の鉤上に著けよ」と。(次いで)是言を作さく、「受受」と、是れを「受」と名く。繩を下さんにも亦是の如し。是れを「屋上」と名く。「淨廚」とは、若し新に僧伽藍を作らんに、應に東廂・北廂に在りて廚屋を作すべからず、應に南廂・西廂に在りて廚屋を作すべし。應に風道を開き、利水の道を通じ、[一六五]盪滌せる瀊水を出すべし。廚屋中にて當に[一六六]食棧を作すべし。食を作す時、若し淨人小ならんには、比丘自ら銅釜鑊を淨洗するを得ん。水を著れ已りて應に淨人に語ぐべし、[一六七]「汝、洗米を知れ」と。若し淨人小にして作すこと能はずば、手を捉りて洗は敎め瀉抒せしむるを得ん。飯若しは食器を覆はざらんには、語げて覆はしめよ。若し淨人なきには、若し淨席・淨氈・淨板あらば自ら覆ふを得んも、但し懸放して上を覆へ。若し穀を曬す時、比丘、穀上に在りて行かば、當に脚處を淨人をして[一六八]抆去せしむべし。若しは師子・虎・狼に逐はれ、(若しは)女人欲心にて比丘を逐はんに、捨て走りて看ざらんには踏むと雖罪なし。若し穀聚に天雨らんには、當に淨人をして覆はしむべし。若し淨人なきには、淨席にて遙かに擲げて上を覆ふを得、淨き塼石を捉りて擲げて上を鎭ふを得ん。若し新に僧伽藍の淨廚を作り、裏に種々物ありて、淨油あり、[一六九]七日油あり、或は麨瓶・石灰瓶・鹽瓶・[一七〇]草屑瓶・石蜜瓶・泥瓶・甘蔗束・竹束・[一七一]脯束・染樹皮束(あらんに)、淨屋中の一處に在りし比丘、比丘に語りて言はく、「汝、七日油を取り來れ」と。比丘誤りて淨油を捉り來るに、比丘遙かに見て是れ[一七二]淨油なりと知ると雖、即語することを得ざれ。其の驚懼して器物を破るを恐るるが故に、來り至るを待ち已りて問うて言へ、「長老、是れ何等の油なりや」。答へて、「七日油なり」と言はんに、當に「置け置け」と語るべし。名字を(言ふを)得

【一六五】盪滌瀊水。あらひすゝぎたる米汁。
【一六六】食棧。食品を貯ふる棚。
【一六七】洗米を知れ。律行上の淨語にして、米をとげよといふ場合の淨語なり。
【一六八】抆去。抆は捻なり、つまみ去ること。
【一六九】七日油。註(三の四三)七日藥、及び(三の七九)七日藥の下參照。
【一七〇】草屑瓶。碎末にせる草を入れたる瓶、藥物なるべし。
【一七一】脯束。乾肉なるも、恐らくは果實の乾したるを束ねたるものなるべし。
【一七二】淨油。七日油は七日の間病比丘が受けて用ふるを得るもの、七日過ぎなば淨施すべきであるから、淨油とは恐らく淨施せる油なるべし。

樹上にて果を食せんに、比丘言はく、「我に果を與へよ」と。淨人卽ち樹を搖りて果を落し、比丘の器中に墮んには名けて「受」と爲すを得ん、但し非威儀なること是の如し。若し脚を以て若しは手を以て若しは口を以て果を下す時、果、技葉に觸れんには、比丘當に更に心を生じて「受受」と言ふべし、(是れを)「受」と名くるを得ん。若し繩にて繫ぎ懸けて下さんに、若しは脚若しは手にて繩を放ちて下す時、若し枝葉に觸れんには、亦當に「受受」と言ふべし、是れを名けて「受」と爲す。若し淨人、[一六二]麨豆を食せん時、比丘得んと欲して卽ちに從ひ索めて是言を作さく、「我に麨豆を與へよ」と。淨人與ふるを欲せざらんに、比丘、淨人の手を搦き[一六三]衣裓中に瀉ぎ著れて「受受」と言はんに、名けて「受」と爲すを得んも、但し非威儀なり。獼猴、樹上にて果を噉ふに、比丘果を得んと欲して獼猴に語りて言はく、「我に果を與へよ」と。獼猴樹、を動かして果を下し、比丘、器を以て承け取らんに、器中に墮ちなば名けて「受」と爲すを得んも、但し非威儀なること是の如し。若しは手若しは脚・口中にて果を下さん時、若し枝葉に[一六四]摖らんに當に更に心を生じて「受受」と言はゞ名けて「受」と爲すを得べし。是れを「樹上」と名く。「井中」とは、若し比丘、阿練若處に在りて住し、井水滿つるに、淨人なくして比丘自ら井を抒まんに、比丘ありて言はく、「時到れり、可しく出でゝ食すべし」と。井中の比丘言はく、「我れ若し出でんには水更に還滿つれば、我れ此間にて食せんと欲す、食を下し來る可し」と。淨人應に飲食を盛りて一器の中に著れ、繩紐を以て繫いで食を下すべし。時に井底の比丘應に淨人に語げて言ふべし、「繩を下さば手にて捉へん」と。若し井腹の邊に生草木あらば、應に敎へて之れを避けて下さしむべし。井底に至り已るに、比丘應に一手にて繩を挽き一手にて承け捉りて是言を作すべし、「受受」と。是れを「受」と名く。若し井水淸からんには自ら取りて飲むを得、若し濁らんには淨人に語りて言へ、「新淨の瓶を持して紐に繫いで水を下せ」と、上に說けるが如し。是れを「井中」と名く。「屋上」とは、若し比丘、阿練若處に在りて住し、淨人

【一五九】非威儀。註(五の九六)參照。
【一六〇】稍稍。小さく分つこと。
【一六一】鐺鑊。釜の類なり。鐺は足かなへ、鑊は足なきかなへ。
【一六二】麨豆。麨は遨の寫誤なるべし、宮本には遨豆とせり。遨と熬とは同音寫として、いりまめの意なるべきか。
【一六三】衣裓。淨人不欲與比丘搦淨人手瀉著衣裓中言受受得名爲受但非威儀とあり。衣裓は形函の如くにして一足あり、花を盛りて手に擎げて供養する具。一說に長方形の切にて肩に掛け、手を拭ひ物を盛るとせり。比丘の衣法に斯の如き物なき故に前說正しかるべし。
【一六四】摖。宋・宮本には棠とし、元・明本には觳とす。摖は摚と同じく、棠も牚にして文樘と同じ。ひかへばしらなるも今は枝葉に觸るゝ意。觳は殼と同じくして、つきあたる意。されば摖・棠・觳いづれも同音寫なるも、觳の字最も適當なるべし。

曳いて塵起り、來りて坋さんにも亦復是の如し。[一四九]若し淨人、草葉を行す時、比丘應に語げて言ふべし、「懸放せよ」と。若し鹽・果・菜を行さんに、應に語ぐべし、「懸放せよ」と。若し淨人、果を行して草上に墮さんに、即ちに轉じ去らんには名けて「受」と爲さず、小くして停まらば名けて「受」と爲すを得、（若し）果にして堅ならば取りて洗うて噉ふを得、（若し）爛れたらんには應に取るべからず。若し淨人、麨を行さんとて麨器を[一五〇]抖擻し、[一五一]麨坋、器中に墮ちんに、若し作意して受けんには即ち名けて「受」と爲し、若し作意せざらんには當に更に受くべし。若し淨人、器を持して麨を行し、器、比丘の鉢中に墮らんに、即ちに墮ちん時、手を以て撥ひ去らんには、器故ほ「淨なり」と名く。若し停まること須臾ならんにも、即ち「不淨」と名く。若し是れ銅器ならば、當に淨洗して用ふべし。若し是れ木器にして[一五二]膩、中に入らんには當に棄つべく、若し膩入らざらんには削り用ふるを得ん。若し飯を行す時、器を抖擻して飯、空中を迸りて來らんに、比丘、受意を作さんには即ち名けて「受」と爲し、若し受心を作さゞらんには當に更に受くべし。酥・乳・酪・肉・菜・醬等を行さんにも、亦復是の如し。若し[一五三]五年大會を作す時・[一五四]佛生日・[一五五]得道日・[一五六]轉法輪日・[一五七]阿難大會を（作す）時・[一五八]羅睺羅大會を（作す）時に、若し淨人得難からんには、比丘應に菜聚の邊に到りて菜を受くべく、鹽・麨・飯を行さんにも亦是の如し。若し淨人擧ぐるに地を離れざるも、亦名けて「受」と爲すを得ん、但し[一五九]非威儀なり。比丘應に淨人に語るべし、「汝擧げて地より離して我に授けよ」と。若し淨人小にして擧ぐる能はざらんには、應に言ふべし、「汝、[一六〇]稍稍に分ちて我に授けよ」と。羹・餅・飲食を受けん時も亦復是の如し。若し酥瓶を受けん時に、繩、地に著かば應に語るべし、「是繩を合せて擧げよ」と。若し淨人小にして擧ぐる能はずば、應に「稍稍に減じて我に授けよ」と教ふべきなり。是の如きの一切、若しは、[一六一]鐺鑊熱して受くるを得ざらんには、當に兩木を以て地に横へ置き、比丘は脚にて上を躡みて當に是言を作すべし、「受受」と。是れを「食上」と名く。「樹上」とは、淨人、

【一四八】若比丘食時女人行衣曳地塵起來坋亦復如是とあり。行は大衆に順々に食をめぐり施す意なり。

【一四九】原漢文に若淨人行草葉時比丘應語言懸放、若行鹽果菜應語懸放とあり。懸放の意、行事上いかなる作法なるか解し難し。後の文に懸放覆上或は遙擲覆上の語あれば、懸放は懸かに放つこと即ち遙かに擲つ意なるべし。

【一五〇】抖擻。梵音、頭陀（Dhūta）.即ち煩惱をふりはらふ義なるも、今は但にはらひつくす意なり。

【一五一】麨坋。麨粉なるべし。坋は粉の同音寫ならん。原漢文には若淨人行麨抖擻麨器麨坋墮器中若作意受者即名爲受若不作意者當更受とあり。

【一五二】膩。あぶらじむ、あぶらけなり。

【一五三】五年大會。註（三の一八八）般闍于瑟大會處參照。

【一五四】佛生日。註（三の一八三）佛生處參照。

【一五五】得道日。註（三の一八四）得道處參照。

【一五六】轉法輪日。註（三の一八五）轉法輪處參照。

【一五七】阿難大會時。註（三の一八六）尊者阿難大會處參照。

【一五八】羅睺羅大會時。註（三の一八七）羅睺羅大會處參照。

能はざれば、口中の氣臭くして諸の梵行人に熏ぜこんとを恐るゝが故に、下風に在りて住せるなり」。佛言はく、「今日より水及び齒木を除くを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、[139]與へざるに取りて口中に著くるは、水及び齒木を除いて波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「與へざるに」とは、他が與へず、前人より受けざるなり。「口中に著けて食す」とは、水及び齒木を除くなり。水に[140]十種あること、前に說けるが如し。若し水濁らんには應に受くべく、若し水の性として黃色ならんには飮むも罪なし。「齒木」とは二種あり、一は[141]擗、二は團なり。若し比丘、口中に熱氣ありて瘡を生ぜんに、醫言はく「應に齒木を嚼むべし」と。[142]汁を咽まんには應に當に受くべく、水及び齒木を除いて世尊は罪なしと說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

食上・樹上・井中・屋上・淨廚・器受・非器受・牀・船・乘・心念受・道路となり。「食上」とは、若し食時に牀を敷かんとて、若しは長板、若しは甘蔗束、若しは[143]蘿蔔束、若しは穀豆嚢上に種々の[144]坐褥を敷いて上を覆はんに、比丘坐する時應に身を動かすべからず、應に問ふべからず。若しは動かし、若しは「此は是れ何等なりや」と問はんに、是れを[145]「不淨」と名く。[146]若し比丘、食時に風、塵を吹いて來りて鉢下の草を坋すも、食を坋さずんば食するを得、草葉は當に受くべきなり。若し草葉及び食を坋さんには、一切更に受けよ。比丘の食時に、若しは牛、若しは駱駝等行いて脚下の塵來り坋すも、食を汙さずば食するを得、草葉を坋さんには當に更に受くべし。若し草葉及び食を坋さんには、一切更に受けよ。若し畜生、身を振ひて塵來らんに、若し[147]作意して受けんには名けて「受」と爲すこと得ん。若し衆鳥の塵來らんにも亦是の如し。[148]若し比丘、食時に女人行し、衣を地に

【一三九】水及び齒木(Udakadanta-ponā)。水及び齒を淨むるもの。

【一四〇】水十種。河水・池水・井水・龍淵水・淸水・溫泉水・不病水・雨滂水・空中水・長流水なり。第三卷の註(一四三)の本文參照。

【一四一】擗は齒木の頭を分け割きたるもの、團は分け割かざるものなり。

【一四二】原漢文には咽汁者應當受とあり。宋・元・明三本には因汁者應當受とす。嚼みたる汁を咽む場合には、淨人より受くべきなりとの意なるべし。

【一四三】蘿蔔束。大根・蕪菁根の束なり。

【一四四】原漢文には坐床褥とあるも、今宋・元・明・宮本により て坐褥として床の字を省略せり。

【一四五】不淨問。何故に「不淨」と名くるか明かならず。頭陀行者として不相應なる故に、不淨の動作、不淨の問とすとの意なるべきか。

【一四六】原漢文に若比丘食時風吹塵來坋鉢下草不坋食者得食草葉當受とあり。草葉當受とは一度受けたる草葉なるも、塵の爲に坋されたる故に更に受け直す作法を示すなり。

【一四七】「作意して受く」とは、受意を作すことなり。

る所なくして池水の邊に到るに、還、前の婦人の灑掃して地に塗り、淨草を敷きて祭具を安置し、祀を祭ること已に訖りて飯を以て四邊に灑散して是の如きの言を作さく、「賢烏來り食へ、賢烏來り食へ」と。爾の時、尊者は一樹下に在りて立てるに、尊者の威神力の故に衆烏來りて食する者なかりき。時に此の婦人、尊者を見已りて是の如きの言を作さく、「汝、瞎眼せる烏の如くに常に人に隨逐す」と。婦人罵り已りて卽ちに還るに、時に尊者は祭食を收拾して精舍に還り向ひぬ。諸比丘は見已りて更に相謂ひて言はく、「是尊者は食を求むるに極苦すれば得難きなり」と。諸比丘問うて言はく、「尊者、食を得しや不や」。答へて言はく、「得たりしも、但彼の中に多過ありて甘からざりき」。卽ち問ふらく、「何の過ありしや」。答へて言はく、「是の如く、是の如し」。諸比丘聞き已りて往いて世尊に白さく、「此の罵れる女人は幾罪を得ると爲すや」。佛言はく、「多罪を得ん」。比丘復問ふらく、「幾を齊りて多と爲すや」。佛、比丘に語りたまはく、「[一三四]此の女人は五百世中常に瞎眼烏と作り、一切の受身に皆當に餓死すべけん」と。佛言はく、「阿那律を呼び來れ」。卽ちに呼び來り已るに佛、阿那律に問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、阿那律に語りたまはく、「汝、少事を欲すと雖、今日より與へざるに自ら手づから取ることを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時[一三五]、世尊は自ら手づから取ることを得ざれと制したまひしに、諸比丘は聞き已りて、[一三六]水及び[一三七]齒木をも皆人より受けしが、淨人ある者は便ち得て、淨人なき者は苦く得ること能はざりき。爾の時、世尊は大衆の爲に法を說きたまふに、比丘ありて自ら口邊の臭きを聞き[一三八]、衆人の下風に在りて而して坐して、口の臭氣をして諸の梵行人に熏ぜしむるを欲せざりき。佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、何の故に彼に在りて坐して瞋恨人の如くなりや」。諸比丘は佛に白して言さく、「世尊は、授けざるに取ることを得ざれと制戒したまひしかば、諸比丘は水及び齒木をも皆人より受け、淨人ある者は得るも淨人なき者は苦く得ること

ふ。一穀の量は二寸なり、註(一〇の一一五)一大指の下參照。

【一三二】鬼神食。鬼神(Devatā)は非天非人の類を總稱するも別して夜叉(Yakkha)をいふ。鬼子母神の如し。又惡鬼・羅刹・餓鬼等の鬼類、及び地上の神々、樹神・水神・森神等に具へたる食をも鬼神食といふべし。

【一三三】牛屎(Gomaya)。註(九の四六)參照。

【一三四】この五百生瞎眼記莂(豫言)は、有部律の不受食學處の下にも出でたり。

【一三五】原漢文には世尊制不得自手取とあるも、宋・元・明・宮本には不授不得取(授けざるには取ることを得ざれ)とあり。

【一三六】水。水は大開量として、水豐かなる處にては受けずして飮むを得るなり。

【一三七】齒木。楊枝なり。前註(六)參照。

【一三八】聞くとは嗅ぐなり、聞香の如し。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知りて」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「食」とは、五正食・五雜正食なり。「足」とは、八種あること上に說けるが如し。「本處を離れて」とは、八種(あり)、上に說けるが如し。「惱ます」とは、前人に觸擾して樂しまざらしめんと欲するなり。「殘食を作さず」とは、五非法成就せんに「殘食(法)を作せり」とは名けず、五法成就せるを「如法に殘食(法)を作せり」と名くるなり。强ひて食を勸めて[二二七]食せんには、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。五非法成就せんに、比丘、盡命に殘食(法)を作して食するを得ず。五法成就せんに、盡命に殘食(法)を作して食するを聽すなり。中間の廣說は上の如し、……乃至、足に不足の想して食を勸めんに越毘尼罪、不足に足の想して食を勸めんにも越毘尼罪、足に足の想を作して食を勸めんに波夜提、不足に不足の想して食を勸めんに罪なし。此中に不犯とは、一切の粥、初めて釜より出して畫いて字を成ぜざる(もの)、一切の果、一切の菜は是れ不犯なり。是故に說きたまへり。

[二二八]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[二二九]尊者阿那律は一切[二三〇]糞掃にして、糞掃鉢・糞掃衣・糞掃食・糞掃革屣なりき。云何が糞掃鉢なりや。比丘の破鉢、[二三一]滿五綴にして擲棄せるをば、阿那律取り已りて更に綴りて受持せるを、是れを「糞掃鉢」と名く。「糞掃衣」とは、里巷中に棄弊せる故衣を取りて、淨浣補染して受持せるを、是れを「糞掃衣」と名く。「糞掃食」とは、若し他が祠祀に棄てたる[二三二]鬼神食を、是の長老は自ら取りて食するなり、是れを「糞掃食」と名く。「糞掃革屣」とは、諸比丘が著くる所の革屣斷壞して棄てたる者を拾ひ取りて、更に補治して著くるを、是れを「糞掃革屣」と名く。是の長老、時到りて衣を著し鉢を持して城に入り、食を乞はんと欲して初めて城門に入らんとするに、一婦女の、篋を挾んで飯を持し、草・[二三三]牛屎並に火にて祀を祭るの具を持して而して出づるを見ぬ。是の尊者見已りて是念を作さく、「此中、食を得るの理あるべきも、我れに於て樂たれば當に更に求むべし」と。卽ちに便ち捨て去りて巷より巷に至るに、遍く得

【二二七】食せんには。强ひて食を勸むるだけにては波夜提とならず、勸むることによりて前人が一口にても食することに於て(bhuttasmiṃ)、勸めたる比丘は波夜提罪をうるなりとの意。

【二二八】波夜提第三十五、不受食戒。制緣處は五分律は王舍城、巴利律は毗舍離、四分・十誦・有部・僧祇は舍衞城とせり。制緣人は五分は大迦葉、十誦・有部は摩訶哥羅、四分・巴利は一比丘とせり。五分と巴利とは類似する所なし。此戒の解明亦極めて余律に超えたり。

【二二九】尊者阿那律(Āyasmā anuruddha)。甘露飯王の子、摩訶那摩の弟にして、出家して能く梵行を修して眠らざりし爲に眼を失せしも天眼第一なり。糞掃衣比丘として行修實に嚴なりき。

【二三〇】一切糞掃(Sabbapaṃsukūlika)。衣・鉢・食・革屣等の一切、居士よりの施を受けず、屍林塚間等に棄てられたるもののみを用ふるなり。有部律には棄死屍處を深摩舍那處とせり。

【二三一】滿五綴(Pañcabhandana)。五綴(南京律―ゴテイ)は、北京律―ゴテツ・破鉢を綴れる所、五ケ所を有するをい

時、二人同じく一請を受けぬ。時に尊者目連の弟子、餅を得て半を食し、半を持して外に出でゝ阿難の弟子に語げて是の如くに言はく、「長老、汝、餅を食せんと欲するや不や」。問うて言はく、「汝、何の處にて餅を得たりや」。答へて言はく、「我れ彼の食處より持し來れり」と。即ちに便ち食を取りぬ。食し已るに便ち是言を作く、「長老、汝、犯罪せり」。問うて言はく、「何等の罪ぞ」。答へて言はく、「世尊の制戒、比丘、食足し已りて坐を離れ、殘食法を作さずして更に食するを聽したまはざれば」と。[二三三]阿難の弟子言はく、「汝、云何が我れに中らんと欲して、殘食法を作さずして而して我をして食せしめしや」と。目連の弟子言はく、「汝、前に論議の時、何の故に辯才を以て强ひて我れを折辱せしや」と。遂に共に靜ひ諍ひて世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住し、上の因緣を以て共に世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「意に於て云何、我れ諸の[二三四]聲聞の爲に[二三五]九部法を說けり、所謂、修多羅・祇夜・授記・伽陀・優陀那・如是語・本生・方廣・未曾有なり。諸の聲聞は此の九部法を說くを聞き已りて、諸弟子をして論議して勝負を諍はさしめんと欲すと爲すや」。答へて言さく、「不なり、世尊」。佛、諸比丘に語げたまはく、「若し爾らずば、我れ諸の聲聞の爲に此の九部法を說いて、諸の聲聞をして說の如くに修行せしめんと欲するや不や」。答へて言さく、「是の如し、世尊」。時に二比丘は卽ち世尊の前に於て相向ひて悔過せしに、佛言はく、「自ら法を知れるを恃みて他を輕んずることを得ざれ、亦比丘、食し已りて足せるを知りつゝ、殘食法を作さずして、强ひて勸めて食せしむるを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞けるものも當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、彼れ食し已りて足せるを知りつゝ、坐を離れて殘食法を作さずして、[二三六]惱まさんと欲するが故に食を勸めんには波夜提なり」と。

【二三三】原漢文には阿難弟子言汝云何欲中我不作殘食法而數我食とあり。明本には欲の下に故(コトサラニ)の字ありとす。欲中我は我にあてつけて我をして犯戒せしめんと欲してとの意なるべし。

【二三四】聲聞。佛弟子なり、註(一の二一)參照。

【二三五】九部法。九分敎なり、註(一の二〇)修多羅等の下參照。

【二三六】惱まさんと欲するが故に。戒に觸犯せしめんと欲して(āsādanāpekkho)との意なり。

自恣に食を得んや、水菜尙ほ足せず、況んや復餘食をや」と言はんに、當に知るべし、是れ足せざるを。應に彼の比丘に從うて殘食法を作すべきなり。若し「我が檀越家、自恣に食を與へぬ」と言はんに、當に知るべし、已に足せるを。〔一八〕僧應に方便を作して、應に檀越の善心を破すべからざるべし。若し衆中に大沙彌あらんに、〔一九〕戒場上に將ゐ至りて〔二〇〕受具足を與へ、教へて殘食法を作さしめ已りて然して後に當に食すべし。

若し比丘、五雜正食を食し、五正食を離して殘食と作さんに、是れを「作せり」と名けず。若し足せずして更に食せんには罪なし。若し足して起ちて坐を離れて更に食せんには、越毘尼罪を得ん。若し比丘、五正食を食し、五雜正食を離して殘食と作さんに、「作せり」と名けず。若し足せずして食せんには罪なし。若し食足して坐を離れて更に食せんには波夜提なり。若し比丘、五正食を離し、五雜正食を離して殘食と作さんには、「殘食と作せり」と名けず。足せずして更に食せんには罪なし。若し足して、起ちて坐を離れて更に食せんには越毘尼罪を得ん。若し比丘、五正食・五雜正食を食して殘食と作さんに、是れを「如法に殘食と作せり」と名く。若し食未だ足せずして更に食せんに罪なし。若し足して、起ちて坐を離れて更に食せんには罪を犯ずるなり。此中何者か犯にして、何者か非犯なりや。若し一切の粥、新に釜より出して畫いて字を成ぜざる(もの)、一切の果、一切の菜、別衆食に非ざる、處々食に非ざる、足食に非ざる、多く堅裏に積める(もの)は不犯なり。是故に說きたまへり。

〔二一〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、阿難に二〔二二〕共行弟子あり、一を滿茶と名け、二を阿毗耆と名け、尊者大目連の二共行弟子、一を阿闍都と名け、二を舍舍都と名けぬ。共に各々是の如きの言を作さく、「誰か多聞、誰か辯才なる」と。時に阿難の共行弟子は辯才利根にして、目連の弟子は論議するも如かず、行住坐臥に常に左右に隨逐して其短を伺求せりき。或

〔一八〕僧應に方便を作してとは、檀越の供養は尊重すべきが故に、その施意を空しくせざらんが爲に、種々に方便して餘食法をなして受けて、檀越の善心を生ぜしむる樣にすべしとの意なり。

〔一九〕戒場(Upasampadāsīmamaṇḍala)。受戒場なり、後に壇を築きて戒壇と稱するに至れり。

〔二〇〕受具足(Upasampadā)。註(一の一〇〇)參照。今、大沙彌卽ち二十歲以上の沙彌あらんに、急ぎ具足戒を授けて大比丘となし、次で殘食法を教へて作さしめ、以て檀越供養の意を空しくせざらしむるなり。

〔二一〕波夜提第三十四、勸足食戒。犯處を五分律のみ王舍城とせり。犯緣人を四分律には兄弟二比丘とし、有部律には老弟子比丘と教授師とし、其他は二比丘とせり。僧祇律は更に多くの實名を列ぬるは注意すべきなり。

〔二二〕共行弟子(Bhātika saddhivihārika bhikkhu)。共に和上を一にして住する兄弟弟子なり。

倶に「殘食(法)を作せり」と名くるを得。餘の種々器も亦是の如し。若し比丘、食足し已りて檀越家に往くに、主人言はく、「阿闍梨、能く餅を食するや不や」。答へて言はく、「我れ食し已りて足しぬ」と。(時に)[一二四]知法の優婆塞是言を作さく、「某甲家に比丘ありて未だ足せず、若し食を須ゐんには我れ當に往いて殘食法を作すべし」と。比丘若し須ゐんには應に答へて言ふべし、「爾る可し」と。檀越(即ち)器を淨洗して中に種々美食を盛滿し、比丘受け取りて好細の氎を持して裹みて外の塵土をして入ることを得せしむる莫れ。(次いで)淨人の手中に著きて是言を作さく、「汝去いて殘食を作し已りて持ち來れ」と。淨人、食を持して彼比丘の所に到りて是の如きの言を作さく、[一二五]「尊者、我が家中に食あるも足食せる比丘(ある)のみ、願はくは尊者、我が爲に殘食と作したまへ」と。彼の比丘應に手を淨洗し、此食を受け已りて淨人に語りて言ふべし、「汝、我が邊に近く申手內に在りて立て」と。比丘、彼鉢中に於て一口を食し已りて是の如きの言を作さく、「我が手中の器中所有の食は一切須ゐず、殘食と作して汝に與へん」と。(かくして)淨人持し來りて比丘に授與せんに比丘は食することを得るなり。若し更に餘の已足の比丘ありて須ゐんには、亦共に食するを得ん。若し國土にして比丘少き處にては、比丘食し已るに、大檀越ありて種々飲食を持して至らんに、比丘已に起ち去らば當に云何がすべき。若し彼間に直月・維那・諸知事人ありて未だ食足せざらんには、當に彼人の邊に從うて殘食と作すべし。若し彼れ已に食足せんには、若し上座にして未だ足せずば、當に上座の邊に於て殘食と作すべし。[一二六]若し上座羞ぢて人中にて作す能はずば、當に坐を合はせて上座を舉げて屛處に至りて殘食と作すべし。若し上座已に足せんには、客比丘來るあらば當に問ふべし、「長老、今日[一二七]自恣足せりや未だしや」。若し客比丘答へて言はん、「我れ未だ夏安居を得ざれば、云何が自恣足を得んや」と。當に知るべし、是人律相を知らざるを。更に應に問ふべし、「汝食せしや未だしや」。若し「已に食せり」と言はゞ、復問へ、「檀越、自恣に與へし不や」と。若し「長老、何の處にか

【一二四】知法の優婆塞。比丘の律行の相を心得て、餘食法の爲すべきを知つてをる在家の信者。

【一二五】原漢文には尊者我家中有食未足食比丘願尊者爲我作殘食とあり。難解なり。未足食比丘は有足食比丘とせずは、律行上より解し難し。餘食法は足食せる比丘が食せんとする時の作法なれば、未足食とありては餘食作法をなす必要なきなり。故に未足食の未の字を削除して足食として譯出せり。

【一二六】原漢文には若上座羞不能人中作者當合坐舉上座至屛處作殘食とあり。合坐舉上座とは、坐牀に坐せる場合に上座と坐牀と離れざる樣に舉げて屛處に運び行くなり。若し離るれば「離本處」となりて餘食法成就せざるなり。

【一二七】自恣足。ほしいまゝに足せること、卽飽食・足食の意なり。この自恣は abhihaṭṭhuṃ pavāreti の意。然るに次の文に客比丘の答へとしての自恣足は、安居竟日の自恣卽ち pavāraṇā の意に解せるなり。若し比丘にして是の如きの答をなさんには、この比丘は未だ戒相に明かならずと知るべしとの文意なり。

「處不善」とは、行時に食せんに行足[一二]、住時に食せんに住足坐時に食せんに坐足、臥時に食せんに臥足なるを知らざるを、是れを「處不善」と名く。「食不善」とは、五正食・五雜正食は是れ足にして餘は足に非ざるを知らざるを、是れを「食不善」と名く。「境界不善」とは、手中に在る者は是れ足にして、地に在る者は足ならざるを知らざるを、是れを「境界不善」と名く。「申手不善」とは、申手內に在るは是れ足にして、申手外なるは是れ足ならざるを知らざるを、是れを「申手不善」と名く。「遮不善」とは、遮せるは是れ足にして、遮せざるは是れ足ならざるを知らざるを、是れを「遮不善」と名く。是の如くに此の五非法を成就せんには、盡命、殘食(法)を作して食するを聽さゞるなり。若し五如法を成就せんには、盡壽殘食(法)を作して食するを聽す。何等をか五とす。善處・善食・善境界・善申手・善遮なり。「善處」とは、行時に食せんに行に足すと知り、立時に食せん に立に足すと知り、坐時に食せんに坐に足すと知り、臥時に食せんに臥に足すと知るを、是れを「善處」と名く。「善食」とは、五正食・五雜正食は是れ足にして、餘は足に非ずと知 るを、是れを「善食」と名く。「善境界」とは、食、手中 に在るは是れ足に して、地に在るは足に非ずと知るを、是れを「善境界」と名く。「善申手」とは、申手內は是れ足にして、申手外は足に非ずと知るを、是れを「善申手」と名く。「善遮」とは、遮せるは是れ足にして、遮せざるは足に非ずと知るを、是れを「善遮」と名く。此の五法を成就せんに、盡命、殘食(法)を作して食するを聽すなり。

[一三]若し比丘、食を持して來りて殘食(法)を作さんと欲する時、卽ち鉢上の椀中に於て(のみ)殘(食)と作さんには、正しく椀中にて(のみ)「殘食(法)を作せり」と名くを得て、鉢中の食を「作せり」とは名けざるなり。若し椀中の食汁にして鉢中に流入せんには、倶に殘食と名くるを得ん。若し比丘、兩鉢を並せて殘食(法)を作さんことを索めんに、若し前人正に一鉢中の食を食せんには、正に一鉢を殘食と作すを得ん。若し二鉢上の若しは餅、若しは菜にて鉢を通覆して上に横はれるには、一

【一二】行足。行歩中に食せんには、その行歩中に飽足すべく、住まりて飽足せんには非法なりとの意。

【一三】原漢文には若比丘持食來欲作殘食時卽於(1)鉢上椀中作殘者正得椀中名作殘食鉢中食不名作、若椀中食汁(2)流入鉢中得倶名殘食、若比丘並兩鉢索作殘食若前人正食一鉢中食者正一鉢得作殘食若(3)二鉢上若餅若菜通覆鉢横上者二倶得名作殘食等種々器亦如是とあり。(1)鉢上椀中とは鉢中の椀の中にある食の意にして、椀とは鍵鎡等(註三の一一五)の助食器なり。(2)流入鉢中とは助食器中の食が鉢の中に流入する時は、鉢中の食と助食器中の食と一體になる故に倶に殘食法を作せることになるなり。(3)二鉢上に餅又は菜の一邊を以て兩鉢の上に横へて通じて覆うて殘食法を作せば、兩鉢を共に殘食法を作せりと名くることが出來るとの意なり。

五非法ありて「殘食（法）を作せり」とは名けず。何等をか五とす。離處・離食・離境界・[一〇八]離申手・離語なり。[一〇九]「離處」とは、若し殘食（法）を作さんが爲に、比丘の行時に與へて食を噉ひ、住時・坐時・臥時に殘食法を說かんに、是れを「作せり」とは名けず。是の如くに住・坐・臥時に與へて食を噉ひ、行時・住時・坐時に殘食法を說かんに、是れを「離處」と名く。[一一〇]「離食」とは、與へず噉はずして殘食と作し、即ちに便ち「與へん」と說かんに、「作せり」と名けず。是れを「離食」と名く。「離境界」とは、食、地に放けるを殘と作して、手中に非ざらんには「作せり」と名けず。是れを「離境界」と名く。「離申手」とは、舒手の外に（置いて）殘食と作して申手內に非ざるには「作せり」と名けず。是れを「離申手」と名く。「離語」とは、口に是言を作さゞるなり、「我が手中の鉢中の食、我今一切須ゐず。是の殘食は長老に與へん」と。是れを「離語」と名け、「作せり」とは名けず。是れを「五非法ありて殘食（法）を成作せず」と名くるなり。

五如法ありて「如法に殘食（法）を作せり」と名く。何等をか五とす。不離處・不離食・不離境界・不離申手內・不離語なり。「不離處」とは、若し殘食（法）を作さんが爲に、比丘の行時に與へて噉ひ、即ちに行時に殘食法を說かんに、是れを「作せり」と名く。是の如くに住時・坐時・臥時にも亦是の如し。是れを「不離處」と名く。「不離食」とは、食を噉ひ已りて即ちに殘食法を說きて與ふるを、是れを「不離食」と名く。「不離境界」とは、手中に在きて殘食（法）を作し、地に在けるに非ざるを、是れを「不離境界」と名く。「不離申手」とは、申手內にて殘食（法）を作し、申手の外に非ざるを、是れを「不離申手」と名く。「不離語」とは、爲に噉ひ已りて是言を作さく、「我が手中の鉢中の所有飯食は、我れ今一切須ゐず。是の殘食は長老に與へん」と。是れを「不離語」と名く。是れを「五如法ありて殘食を作せり」と名く。若し五非法を成就せんに、[一一一]盡命、殘食（法）を作して食することを得ざるなり。何等をか五とす。處に於て不善・食に於て不善・境界に於て不善・申手に於て不善・遮に於て不善なり。

爲す。

【一〇七】乘。牛馬駱駝等の乘物なり。

【一〇八】離申手。手を伸ばして屆く範圍に食を置かざる場合なり。宋・元・明・宮本には伸手とせり。申は伸の同音寫なれば誤りにあらず、今改めず。以下皆然り。

【一〇九】原漢文には離處者若爲作殘食比丘行時與噉食住時坐時臥時說殘食法是不名作とあり。離解なり。行時に、殘食法の爲に食を受けたるには、やはり行時に一部分を噉うて「我が手中の鉢中の食は我今一切須ゐず、是の殘食は長老に與へん」と口に言ひあらはして與者に還すなり。然るにこの作法を住時、坐時、臥時になすならば、その殘食法は成就せりとは名けずとの意なり。

【一一〇】離食者不與噉作殘食即便說與不名作是名離食とあり。不與噉は不與不噉なるべし。食を與へず、又、相手の比丘が一部分を噉はずして、直に殘食法を說いて還すとも、それは殘食法を作せりとはいはれぬとの意なり。

【一一一】盡命。盡形壽ともいふ、即ち生涯の意。

鈔囊を放ちて一處に置き、檀越より水を乞うて飲まんと欲するに、檀越、是念を作さく、「此の比丘必らず當に鈔を須うべけん」と。即ち問うて言はく、「鈔を須うるや不や」。比丘是念を作さく、「此の檀越は必らず家中より鈔を取りて我に與へんと欲するならん」とて、答へて言はく「須う」と。時に檀越即ち比丘の鈔囊を捉りて比丘に授くるに、比丘、已が鈔を惜むを以ての故に便ち「置け置け」と言ひ、是の如くに語り已りて起ちて坐を離れ、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「自己足」と名く。「起ちて座を離る」とは、離に八處あり、行と住と坐と臥と長牀と坐牀と船と乘となり。[一〇四]「住」とは、比丘立ちて食し自恣に食を與けんに、應に足の中間に立つべく、若しは行き、若しは坐し、若しは臥せんには皆「本處を離る」と名け、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。行・坐・臥も亦是の如し。若し比丘、長牀上に在りて坐して自恣に食を與けんに、若し上座若しは和上・阿闍梨の來るを見るも、起ちて坐を離れて避くるを得され。身を曳くを得るも、牀を離れて移避せされ、若し(其時)牀脚折るゝには、即ち「本處を離る」と名け、若し殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「長牀」と名く。「坐牀」とは、若し比丘獨り坐牀上に在りて坐し、自恣に食を與くるに、[一〇五]若し背後に塔、若しは僧、若しは和上・阿闍梨あるを覺えんに、應に牀を離れて身を廻らささるべきなり。若し雨らんには、當に傘蓋を持して上を覆ふべし。若し蓋なきには、牀に合せて覆處に擧著するを得ん。[一〇六]若し擧ぐる時地に到らば、即ち「本處を離る」と名け、若し殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「坐牀」と名く。「船」とは、若し比丘、船上に在り、自恣に食を與ふるに、若し船、岸に築き、若しは木石に觸れ、若しは廻波にて比丘の身、本處を離れんに、殘食を作さずして食せんには波夜提なり。[一〇七]「乘」とは、若し比丘、乘上に在り、自恣に食を與ふるに、若し乘にて坂を上り坂を下るに、若し乘翻じて身、本處を離れんには、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「乘」と名く。

先行飯摶恐觸足當先下菜臺冷水如是起離坐已不作殘食食者波夜提とあり。觸足の二字、宋・元・明・宮本には人の一字となす。飯摶は飯團にして飯のことなり、强ち握り飯をいふにはあらざるべし。

【一〇二】直月。禪家にはシッガツと讀めり。直は當にして一月づゝ夏次(法臘の次第)によりて僧事法事を指授することに當るをいふ。

【一〇三】維那。キナ又はヰノと讀む。註(九の五四)維那の下、註(九の五五)知牀褥人の下、註(三の二三九)摩々諦の下、註(六の一七二)の本文等參照。

【一〇四】原漢文に(1)住者比丘立食(2)自恣與食(3)應立足中間若行若坐若臥皆名離本處不作殘食食者波夜提行坐臥亦如是とあり。(1)住とは立時なり。(2)自恣は註(九の四五)參照。(3)應立足中間とは、立食の場合に兩足を整へてその中間に身を置き、妄りに足を左右に動ずるを得ずとの意なるべし。

【一〇五】原漢文には若坐方覺背後有塔若僧若和上阿闍梨應不離牀廻身とあり。宋・元・明・宮本には坐方の二字なし。今刪除せり。

【一〇六】原漢文に若擧時到地とあり、元・明兩本には擧を舁と

「用ひず」と言ひて過ぎ去ら(しめ)、起ちて坐處を離れて殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是を「穢汙足」と名く。「雜足」とは、[九五]淨人、乳・酪器に麨・飯を盛りて行さんに、比丘見已りて之れを惡みて「用ひず」と言ひて過ぎ去ら(しめ)、起ちて坐を離れて殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「雜足」と名く。「不便足」とは、淨人、食を行さんに比丘問うて言はく、「是は何等なりや」。答へて言はく、「麨なり」。[九六]比丘言はく、「此れ我が風病を動さん、我れに便ならず」とて過ぎ去ら(しめ)、是の如くして起ちて坐を離れて殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。若し飯を行す時、[九七]比丘問うて言はく、「堅とや爲ん、輭とや爲ん」。答へて言はく、「堅なり」。比丘言はく、「此の硬米は消し難くして我れに便ならず」とて過ぎ去ら(しめ)、若し「輭なり」と言はんに比丘言はく、「此の[九八]爛雜食は我れに便ならず」とて過ぎ去ら(しむ)。若し肉を行す時、比丘問うて言はく、「是れ何等の肉なりや」。答へて言はく「牛肉なり」。[九九]比丘言はく、「牛肉は性として熱なれば我れに便ならず、下き過ぎよ」と。若し「水牛の肉なり」と言はんに、比丘言はく、「冷性にして消し難ければ、下き過ぎよ」と。若し「鹿肉なり」と言はんに、比丘言はく、「此肉は風性なれば、下き過ぎよ」と。是れを「不便足」を名け、是の如くにして起ちて坐を離れ已り、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「不便足」と名く。「諂足」とは、[一〇〇]淨人、五正食・五雜正食を行さんに、比丘、多口を畏れて「足せり」と言はず、手に作相を現じ、若しは頭を搖り、若しは鉢を縮めて相を作し、起ちて座を離れて殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是れを「諂足」と名く。「停住足」とは、淨人、五正食・五雜正食を行すに、比丘言はく、[一〇一]「長壽、先に飯摶を行すこと莫れ、足に觸るゝを恐るればなり。當に先に菜・鹽・冷水を下くべし」と。是の如くにして起ちて坐を離れ已り、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。若し[一〇二]直月・[一〇三]維那と作りて、等しく指示して相を現ぜんには「足せり」とは名けず。是れを「停住足」と名く。「自已足」とは、比丘乞食して一家に至り、

【九五】淨人。給仕人なり、註(五の九五)參照。又園民ともいふ、註(六の二〇三)參照。
【九六】原漢文には比丘言此動我風病我不便過去如是起離坐不作殘食食者波夜提とあり。
【九七】原漢文には比丘問言爲堅輭答言堅とあり。爲堅輭は爲堅爲輭として讀むべきが故に今補へり。
【九八】爛雜食。たゞれ亂れたる食。
【九九】原漢文には比丘言牛肉性熱我不便下過、若言水牛肉比丘言冷性難消下過、若言鹿肉比丘言此肉風性下過是名不便足とあり。下過の二字難解なり。下過とは衆僧列席の際に淨人が上座より次第に食をおろし行くをいふならん。其時、食を用ひないならば「我に適せざれば過ぎて下けよ」との意なるべし。
【一〇〇】原漢文には淨人行五正食五雜正食比丘畏(1)多口不言足現手作相若搖頭若(2)縮鉢作相起離座不作殘食食者波夜提とあり。(1)多口不の三字を宋・元・明・宮本には口の一字となせり。この時は「口に足せりと言ふを畏れて」と譯すべきも今は原文に從へり。(2)縮鉢とは「鉢をひきこめて」との意なるべし。
【一〇一】原漢文に比丘言長壽莫

て言さく、「六十比丘の病めるありて爲に食分を迎へ、食盡くす能はずして墻邊に棄著せしに、衆鳥は此の殘食を諍ふが故に大聲を出せるのみ」。佛、諸比丘に語げたまはく、「若し病比丘の食盡さゞらんには、看病比丘は[九一]殘食法[九二]を作し已りて食するを得ることを聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、看病比丘は殘食法を作して食し已るに猶ほ故ほ盡きず、衆鳥共に諍ふこと上に說けるが如し。佛知りて而して故に比丘に問ひたまはく、「衆鳥何を以て鬪諍するや」。諸比丘、佛に白して言さく、「看病比丘、殘食法を作して食し已るに、猶ほ盡す能はずして墻邊に棄著せり。是を以ての故に衆鳥は食を諍うて聲を作せるなり」。佛言はく、「今日より一人、殘食(法)を作さんに、餘人盡して食するを得ることを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、食已に足して起ちて坐を離れんに、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり」

と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「食」とは、五種あり、麨・飯・麥飯・魚・肉なり。復五雜正食あり、是れを「食」と名く。「足」に[九三]八種あり、一には自恣足、二には少欲足、三には穢汙足、四には雜足、五には不便足、六には諂足、七には停住足、八には自己足なり。「自恣足」とは、檀越、自恣に麨・飯・麥飯・魚・肉及び雜正食を與へて自恣に食を勸むるに、比丘言はく、「我れ已に滿ち足りぬ」と。是れを「自恣足」と名く。是の如くして起ちて坐を離れ、殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。「少欲足」とは、檀越、自恣に五正食及び五雜正食を與へんに、比丘、手を動かして少取相を現じ、是の如くして坐を離れ已りて殘食(法)を作さずして食せんには波夜提なり。是を「少欲足」と名く。「[九四]穢汙足」とは、食を行ずる時、淨人の手に疥瘡及び諸の不淨(あり)、比丘見て之れを汙しめ、

六十比丘病比丘の七字を六十病比丘の五字に改めたり。五分律には八十病比丘とせり。

【九一】看病比丘(Gilānupaṭṭhāka bhikkhu)。

【九二】殘食法(Atiritta)。

【九三】八種足。

【九四】原漢文に穢汙足者行食時淨人手疥瘡及諸不淨比丘見汙之言不用過去起離坐處不作殘食食者波夜提とあり。汙之の二字、今、「之をはづかしめて言はく」として譯出せり。

と欲する比丘なりや」。答へて言はく、「非なり」。又問ふ、「是れ我家にて食せる比丘なりや」。答へて言はく、「是なり」。復問うて言はく、「何等をか作せる」。比丘言はく、「婆羅門、汝知らずや」。答へて言はく、「知らず」。(比丘言はく)、「此の比丘、食少かりしかば更に足して滿さしめんとするなり」。時に婆羅門、心に卽ち悅ばずして是言を作さく、「沙門釋子は是れ實語の人なるに而も今實ならず、足せざるに足せりと言ひ、用ふるに用ひずと言ひ、滿ざるに滿てりと言へり、此の壞敗の人、何の道かあらんや」と。心に嫌ふを以ての故に、竟に佛(所)に詣らずして、是に於て便ち還りぬ。

諸比丘聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「比丘、汝云何が食足し已りて起てるに、坐を離れて而して更に食せしや、今より以後、食、足し已るに坐を離れて更に食するを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、諸比丘は菜を噉ひて足せりと言ひ、鹽を噉ひて足せりと言ひ、水を飮み已るにも皆名けて足せりと爲して、坐處を離れては更に噉食せざりしかば身體羸瘦せりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『今より已後、五正食(若しは)五雜正食を食するを聽さん。是れを名けて「足す」と爲す』と。爾の時、諸比丘は坐處に在りて少食を得已りて名けて足食と作し、更に復食せざりしかば、猶ほ故ほ羸劣せりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、[八九]佛言はく、「一坐に五正食(若しは)五雜正食を食せんに自恣に與ふるを是れを「足す」と名く。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、[九〇]祇洹精舍に六十の病比丘ありて六十分の食を迎へぬ。病比丘の食殘りて盡きざりしかば、墻邊に棄著せしに、烏鳥共に噉ひて鬪諍して聲を作せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、此の象鳥は何を以て聲大なりや」。諸比丘、佛に白し

待することなり。

【八三】　畫いて字を成ぜざる如き粥は薄粥なれば、朝に於てこれを食して十一時頃に大食を受けて食すとも處々食を犯ぜざるなり。若し朝食に於て飯麨魚肉等を食し若しは厚粥を食して又大食を受けんには處々食を犯ずるなり。

【八四】　原漢文には一切菜一切麨一切餠一切果非處々食非別衆食非足食多積舍里不犯是故說とあり。宋・元・明・宮本には餠一切の三字なし。

【八五】　波夜提第三十三、不作殘食法食戒。五分律のみ王舍城、他は舍衞城なり。僧祇律は諸律よりも遙に廣く此戒を釋せるは注意すべし。

【八六】　果蓏。果は木の實、蓏は草の實。

【八七】　經行。註(一の四四、五の一〇九)參照。

【八八】　食足(Bhuttāvī pavārita)。食、滿ち足りて坐を離れたるをいふ。坐を離れたる上にては再び食するを得ず。かくて食中に臀骨を動ずるすら犯戒なりとせらるゝに至る。

【八九】　原漢文には佛言一坐食五正食五雜正食自恣與是名足とあり、

【九〇】　原漢文には祇洹精舍有六十比丘病比丘迎六十分食とあり。宋・元・明・宮本によりて

鉢（若しは）半鉢とを得んには、餘處にて更に取ることを得ず。此中、何等か是れ犯にして、何等か不犯なる。[八三]若し粥にして初めて釜より出すに、畫いて字を成ずるは犯、若し字を成ぜざるは不犯なり。[八四]一切菜・一切麨・一切餅・一切果、（及び）處々食に非ざると、別衆食に非ざると、足食に非ざると、多く舍里に積めるとは不犯なり。是故に說きたまへり。

[八五]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、婆羅門ありて僧を請じて食を施せり。時に種々飲食を辦へ訖り、淨水を灑し牀褥を敷き已りて是の如きの念を作さく、「阿闍梨は是れ一食の人、當に須らく早食すべけん」と。即ちに往いて祇洹に到り、頭面に僧足を禮して胡跪合掌して是の如きの言を作さく、「我れは某甲なり、僧に食を請じて食具に已に辦へぬ、願はくは僧時を知りたまへ」と。爾の時、比丘時到りて衣を著し鉢を持し、往いて其家に到りて次第に坐し已るに、時に婆羅門自ら手づから種々飲食を下きて自恣に飽滿せしに、婆羅門復自ら食を持して順行して強ひて勸めぬ。諸比丘皆言はく、「用ひず、飽滿せり」と。諸比丘は食し訖りて、緣なき者は徑ちに精舍に還り、緣ある者は諸の檀越に過るに、檀越見已りて歡喜し、禮拜問訊して是言を作さく、「阿闍梨、前食を須うるや不や、[八六]果蓏を須うるや不や、粥を須うるや不や。若し阿闍梨、所須あらんには我れ當に作すべし」。比丘言はく、「我れ某甲婆羅門家に於て食し已りて飽滿せり」。時に檀越、比丘の食時未だ過ぎざるを知りて是言を作さく、「阿闍梨、日、故ほ早ければ、宜しく此餅を持して精舍に還りて食したまへ」と。比丘即ち鉢を授くるに、鉢に盛滿せる餅を與へしかば、祇洹門間に還り到りて坐して此餅を食し、復、餘比丘を喚びて共に食せり。時に婆羅門自ら食し訖りて其婦に語りて言はく、「餘食を以て諸の隣近に餉れ、我れ世尊の所に往詣して禮覲問訊せんと欲す」と。（次いで）遙に比丘の祇洹門間に在りて坐して共に餅を食せるを見て、見已りて一[八七]經行の比丘の所に往いて問うて言はく、「此は是れ客比丘なりや」。答へて言はく、「非なり」。（問ふ）、「是れ行かん

の文はこの麨漿を食しつゝある時に迎食至りたれば、その處置について是非を示せるなり。

【七八】麨を以て重に貿ふるとは、口中に食を含みつゝ施食法を說くは衆學法第三十三條に違犯するも、若し麨漿を食しつゝ迎食を受けんには波夜提第三十二條即ち今の處々食戒を犯ずる故に、衆學法違犯の輕罪（越毗尼罪）を以て處々食違犯の重罪（波夜提罪）に換ふるなり。

【七九】此食未だ熟せずとは、調熟せざる意なるべし。

【八〇】五正食。註（一五の九八）參照。

【八一】五雜正食。四分律（四二）に五種食（飯・麨・乾飯・魚・肉）聽許の下に、粳米飯・大麥飯・床米飯・粟米飯・俱跋陀羅飯（稌米飯）等の種々雜飯をも聽し、十誦律（一三）には蒲闍尼食中に五種正食と五種似食とを別けてゐる。即ち床・粟・穬麥・莠子・迦師飯（碎麥）の五種である。僧祇律には五雜正食の種類を舉げざれば知り難きも、十誦の五種似食に類すと見るべきであらう。

【八二】長請。五分律（八）に我今當請諸比丘盡壽與藥、即往長請諸比丘とあれば、長請とは盡形壽請にして即ち終身請

ば、我れ今餘家に到らんと欲す」と。爾の時應に白し已りて去るべく、若し白せずして去るは波夜提なり。若し彼間にて、(八〇)五正食・(八一)五雜正食を得て食せんには二波夜提、處々食と離食處不白となり。若しは病、若しは施食法を作して食せんには無罪にして、衣時には二俱に無罪なり。若し檀越是の如きの言を作さく、「阿闍梨、若し食なき時は我家に來りて食したまへ」と。比丘往いて其家に到りて是言を作さく、「長壽、我れ今日當に此間にて食すべし」。優婆塞言はく、「善い哉、正に爾らん、當に辦ふべし」。若し食未だ熟せざるに、此の比丘、餘家に往かんと欲せんには當に白して去るべく、若し白せざらんには上に說くが如くに罪を得ん。若し比丘、次(第)に行いて乞食して一家に到るに、檀越言はく、「今日此間にて諸比丘を請じて食すれば、願はくは阿闍梨も亦我が請を受けて復餘處にて食したまふこと勿れ」。若し比丘、請を受けんには卽ち「食處」と名く。若し乞食比丘、請を受け已りて是念を作さく、「誰か能く是の重信の施食を受けんや」とて、若し捨て去らんと欲せんには應に白し已りて去るべし。若し白せずして去らんには、上に說くが如くに罪を得ん。若し比丘、大功德名稱ありて、衆多の人、送食し來るあらんに、諸の檀越の意を取らんと欲して一切、諸食を受けんには處々食を犯じて波夜提を得ん。若しは施食法を作し、若しは病には無罪にして、若し衣時には二俱に無罪なり。二比丘ありて各々別に一家の(八二)長請を受くるに、第一比丘、第二比丘に語りて言はく、「長老、今日共に我が檀越家に到りて食せん」とて去かんに、第二比丘は應に白し已りて去くべく、若し白せずして去かんには上に說くが如くに(罪を得ん)。若し第二比丘請ぜんには、亦是の如し。「比丘食處」とは、麥飯三鉢他邏、(若しは)麨二鉢他邏、(若しは)米一鉢他邏を飯と作せると、魚・肉若しは二鉢(若しは)半鉢とにして、是中の一々は是れ比丘食なり。若し一家にて或は三升を得、或は二升を(得)、或は一升・半升を(得んに)、是の如くして衆多を乞ひ得んに無罪なり。若し一家にて三鉢他麥飯、(若しは)麨二鉢他、若しは一鉢他米を飯と作せると、魚・肉若しは一

照。

【七六】 三鉢他邏。原漢文には若麥飯三鉢他邏若麨二鉢他邏若一鉢他邏米作飯魚肉若一鉢若半鉢是中若得一々是名比丘食とあり。麥飯三鉢他邏と、麨(粉製のもの)二鉢他邏と、なまごめ一鉢他邏を飯となせるとは皆同じ分量となるべし。次に魚肉若一鉢若半鉢とあるは、魚肉を一鉢他邏と、其他の可食物を半鉢他邏とを含むとの意に解すべきなり。而して三鉢他邏は秦舛の二斗なれば四鉢他邏半は秦の三斗(本律翻譯當時の斗量)となる。とは強ち一人の一食量をいふに非ずして、比丘乞食して受け得べき分量を規定せるものにして、乞食して得たる比丘は精舍に還りて同法の比丘と分食するなり。鉢量については、註(一〇の一〇〇—一〇四)參照。

【七七】 原漢文には若外有請家者卽名比丘食比丘爾時信人迎食迎食未至比丘若受麨作麨糗送食至送食比丘若知戒相者應小住待彼比丘作施食法已然後授食とあり。送食の送を宋・元・明・宮本には迎食とせり。今送を改めて迎となせり。已糗とはいかなるものか明かならざるも、粉製のものをどろ〳〵にせしものなるべし。今

んとて食せんには無罪なり。[六五]「衣時」とは、[六六]迦絺那衣なきには一月、迦絺那衣あるには五月、彼の衣(時)中の間は五戒を捨するを得て無罪なり。(五戒とは)所謂[六七]別衆食・[六八]處々食・[六九]不白離同食處・[七〇]畜長衣・[七一]離衣宿なり。餘時には、世尊は無罪なりと說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

[七二]比丘要らず當に(1)日數を知るべし。應に(2)施食し、(3)臘數を知り、(4)受持する所の衣・(5)別衆食・(6)病不病を憶すべし。若し人、今日幾なりやと問はんに、昨日は是れ幾日なりしやと逆問することを得ず。當に月の一日二日、乃至、十四・十五日を知るべし。月の大・月の小、悉く應に知るべし。比丘、清旦に當に施食の念を作すべし、「今日、食を得んに某甲に施さん、某甲は我に於て計らはざれば我れ當に食すべし」と、是の如くに三說せよ。日々に自ら若干の[七三]臘數なるを憶せよ。當に[七四]受持の三衣と及び受けずして[七五]淨施を作す者とを憶し、別衆食(及び)若しは病若しは不病を念ずべし。幾を齊りて名けて比丘食と爲すや。[七六]若し麥飯二鉢他邏、若しは麨二鉢他邏、若しは一鉢他邏米を飯と作せると、魚・肉若しは一鉢若しは半鉢とにして、是中若し一々を得んに是を「比丘食」と名く。若し僧伽藍中にて食を作さんに、食未だ熟せざるに若し比丘、麨を受けて麨漿と作して飲まんに處々食を犯じて波夜提を得ん。若しは施食法を作し、若しは病には不犯なり。若し衣時には二俱に不犯。[七七]若し外に請家あらんには、即ち「比丘食」と名け、比丘爾の時、人を倩うて食を迎へんに、迎食未だ至らざるに、比丘若し麨を受けて麨漿と作し、(次いで)迎食至らんに、迎食せる比丘にして若し戒相を知らば應に小らく住まりて彼の比丘の、施食法を作し已るを待ちて、然して後に食を授くべきなり。若し迎食せる比丘にして戒相を知らずして、便ち疾く食を授けて施食法を作す容からざらんには、比丘爾の時、口中に食あらば應に食を含んで施食法を說くべし、[七八]輙ち以て重に貿ふるが故に。若し比丘、一家に到るに檀越語りて言はく、「阿闍梨、今日當に我家にて食したまふべし」と、此を即ち「食處」と名く。比丘是念を作さく、[七九]「此食未だ熟せざれ

【六五】衣時。註(一一の六〇)參照。

【六六】迦絺那衣。註(八の四二)參照。

【六七】別衆食。波夜提第四十條。四分律第三十三條。

【六八】處々食。波夜提第三十二條。四分律第三十二條。

【六九】不白離同食處。波夜提第八十一條。四分律第四十二條。

【七〇】畜長衣。尼薩耆第一條。

【七一】離衣宿。尼薩耆第二條。

【七二】六念法。原漢文には、「比丘要當知日數應施食知臘數憶所受持衣別衆食病不病」とあり。これ僧祇律比丘戒本の最初に存する六念法なるものなり。註(四の二二五)の六念にあらずして、日々の律行上の六念なり。此處に六念の解釋を施せるは注意すべし。即ち僧祇廣律は正しく戒本の註釋にして、其に古來より相傳せる犯戒緣起を添へ、且つ持犯方規を示して一大廣律を編成せしものなるべしと考へらるゝなり。

【七三】臘數。歲數(生年歲にあらず)・夏數なり。二十歲にして大比丘戒を受けてより幾夏を經しやを憶念するなり。

【七四】受持の三衣。受持作法を經たる常用の三衣なり。

【七五】淨施。註(八の四〇)參

岸に渡る」。

佛、偈を說き已りて安詳として坐に就きたまふに、諸比丘も亦次第に坐せしが、諸の外道は後に渡りしかば、比丘の下に在りて行いて而して坐しぬ。爾の時、檀越手づから自ら種々の飮食を斟酌して、世尊及び弟子衆に供養したりき。爾の時、諸比丘は心に疑ふらく、「世尊は處々食するを得ずと制戒したまへり、我等云何が當に復食するを得べき」とて、卽ち起ちて佛に白すに、佛言はく、「施食法を作すを聽さん」と。應に是の如きの言を作すべきなり、

「我れ今日、食を得んに、某甲比丘乃至、沙彌尼に施與せん。彼れ、我れに於て計らはざれば、我れ當に食すべし」と。

是の如くに三說するなり。爾の時、檀越は各々念言すらく、「誰か應に呪願すべき」。或は尼乾子と言ふあり、或は不蘭迦葉と言ふ(あり)、是の如きの外道等は各云はく、「應に呪願すべし」と。爾の時、多人ありて言はく、「沙門瞿曇は上座なり、法として應に呪願すべきなり」と。爾の時、世尊は九十六種の(外)道の中に在りて自ら高顯ならず、他人を輕んぜず、隨順して呪願したまへり、……生經中に廣く說くが如し。爾の時、世尊復廣く衆人の爲に、隨順說法して示敎利喜したまふに歡喜して而して去りぬ。佛、祇洹に還りて諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、處々食せんに餘時を除いて波夜提なり。餘時とは病時・衣時なり、是を餘時と名く」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「處々食」とは、數々食するなり。「餘時を除く」とは、病時なり。「病」とは、熱病・風病、是の如き等の病なり。若し食し已りて更に食せんに、身安隱なるを得

【五八】施食法。この法は次の戒條に於ける餘食法とは相違す。餘食法は足食戒を犯さゞる爲にして、施食法は處々食を犯さゞる爲の便法なり。

【五九】原漢文に於我不計とあり。不計とは僧祇比丘戒本によるに不計意にして意にかけず、知らず、著せざる意なり。

【六〇】呪願。註(一の八七)參照。

【六一】尼乾子。註(九の四八)參照。

【六二】不蘭迦葉。富蘭那迦葉、弗蘭那迦葉、布刺拏迦葉波とも音譯す。註(一一の三)及び註(二の三四)六師の下參照。

【六三】沙門瞿曇。世尊のことなり。沙門は註(一の六三)、瞿曇は註(八の一九四)參照。

【六四】生經。漢譯生經中に此に類するものなきも、世尊が外道の中に在りて自ら高顯ならず最も謙讓の態度を以て呪願したまふの記は賢愚經卷第二(大正藏 4. 361a. 17)に出でたり。

して與に[五〇]箄栰を縛し、各先に渡らんと欲して而も水激急に、適、岸に渡らんと欲するも還りて復漂還し、[五一]竟夜に疲苦するも、衣鉢散壞し、沒溺寒凍しつゝ、岸邊に在りて日に向うて而して蹲り、乃し食時に至るも能く渡る者なかりき。爾の時、祇洹精舍に人ありて僧に供へしかば、佛住まりて時を待ちたまひしに、諸比丘中に年少の者ありて皆是言を作さく、「世尊は今出でたまはんとして何ぞ乃し太だ晩きや、恐らくは諸の外道は上座處を得ん」と。爾の時、世尊は時到りて衣を著し鉢を持し、威儀庠序として大衆と與に倶に河上に詣りたまふに、諸の外道見已りて各〻相謂ひて言はく、「我等竟夜に諸の方便を造し、是の如くに苦惱しつゝも能く渡る者なきに、此の剃髮の沙門は當に云何がして渡るべき」と。爾の時、佛は目連に告げたまはく、「汝自ら時を知りて、諸比丘をして安隱に渡るを得せしめよ」と。爾の時、目連即ち神力を以て[五二]七寶の橋を造作し、種々の雜寶にて以て[五三]欄楯と爲し、上に[五四]寶綫を施すに七寶にて絞絡して其上を[五五]羅覆し、衆の名花を雨らし、衆の伎樂を作し、衆の名香を燒き[illegible]は雲の如くなりき。諸の外道、是の橋を見已りて皆大に歡喜して各〻是言を作さく、「此の諸の沙門は徐々として而して來れば、我等當に先に渡りて第一坐處を取るべきなり」とて、即ち皆奔走し競抄して橋に趣き、各先に渡らんと欲して是、橋上を踏むに皆悉く水に墮ち、諸の外道の服飾・[五六]三奇杖・軍持等の物、皆水中に落ちて流に隨うて而して去りしが、佛の神力の故に死者なからしめぬ。是に於て世尊は諸比丘と與に、威儀庠序儼然として而して進みたまふに、佛は最も前にたり、諸比丘は次第して而して行き、目連は最後にして、進み歩む處に隨うて寶橋即ちに滅しぬ。佛、諸比丘と與に渡り已るに、佛、目連に告げたまはく、「汝、可しく河をして還復すること故の如くにし、諸の外道等をして各々方便して箄栰に乘じて渡らしむべし」と。佛既に渡り已りて[五七]一切身を廻して而して偈を以て說いて言はく、

「先に此岸を渡りし衆は、已に生死の海を渡りしなり、世の爲に流漂せ(られ)ず、正智にて彼

耆宿長者並に其他あらゆる主となれるものを請ぜりと解すべきならんも、しかし Sārt-thavāha(梵・巴)の音譯として、即ち商隊の引率者の意に解して、薩薄主を商隊主と解する方適當なるべし。

【四八】　原漢文には先前一日佛告目連宜知是時とあり。

【四九】　神足。註(一の七〇)參照。

【五〇】　箄栰。註(三の一六四)參照。

【五一】　竟夜。終夜なり。

【五二】　七寶。註(三の一二七・一二八・一三〇・一三二・一三五)參照。

【五三】　欄楯。欄は手摺の横木、楯は竪木なり。

【五四】　寶綫。寶珠を連綴して綱となし上を覆へるもの、羅網なり。

【五五】　羅覆。うすものにて覆ふなり。

【五六】　三奇杖・軍持。前註(二五・二六)參照。

【五七】　一切身を廻らすとは、象王の一切身を廻らして眺むるが如く、如來が振りかへりて眺めたまふには、首のみを廻らすにあらずして、一切身を廻らしたまふなり。佛の泰然自若たる威儀を見るべきなり。

佉鹿母言はく、「阿闍梨、世人は正に請食のみを以て限と爲すも、若し我食を食せんには我れ當に施衣すべく、若し食せずんば我れ施衣せざるなり。阿闍梨、此れ[三九]施衣時なり、可しく往いて佛に白すべし、或は[四〇]開聽あらん」。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「毗舍佉鹿母は是れ黠慧にして聰明なり、今日より施衣時を聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、衆人勸化して大會を設け、[四一]九十六種出家人に供養飯食せんと欲して、優婆塞の所に至り勸化して物を索むる者ありき。優婆塞言はく、「我れ[四二]要を作さんと欲す。若し我が諸師をして上座と作さしめんには、當に汝に物を與ふべし」と。勸化人言はく、『汝聽け、若し外道を信向する者ありて亦是言を作さく、「若し我が諸師をして上座と作さしめんには、當に汝に物を與ふべけん」と。我れ當に云何がして人々に其上座を許すを得べき。汝但我れに物を與へよ、我當に某月某日[四三]阿耆河岸上に在りて其の處を莊嚴し、[四四]竪幢幡を施(設)し、行列せる寶樹の間に妙座の細輭快樂なるを敷き、餚饍を設供して斯の大會を作すべく、諸の出家人中、先に至れる者あらんに卽ち上座と爲さん』と。諸の優婆塞は佛・僧は是れ[四五]良福田なるを以ての故に卽ちに便ち物を與へしも、物を與へ已りて尊者阿難の所に往いて頭面に禮足して具に上事を白して(言さく)、「尊者、當に何の方便を以てか諸比丘をして上座たるを得せしめ、外道をして恥辱せしむべき」。尊者阿難卽ちに佛の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住し、上の因縁を以て具に世尊に白して(言さく)「諸の勸化人は食を辦具し已りて九十六種の諸の出家人を請じ、復、波斯匿王及び群臣太子・諸の聚落主・[四六]宿舊なる長者並びに[四七]薩薄主を請じ、某時に至りて皆阿耆河上なる大會處に詣りて我が供食を受けたまへ」と。[四八]先つこと前一日にして佛、目連に告げたまはく、「宜しく是れ時を知るべし」と。尊者目連卽ち[四九]神足を以て、河水をして瀑漲して泡沫、岸に彌はしめぬ。諸の外道は各是言を作さく、「我れ當に先に渡りて第一坐處を取るべし」と。諸の外道各各通夜

【三九】施衣時(Cīvaradānasamaya)。安居竟りて後一ケ月間卽ち七月十六日より八月十五日までは施衣時にして又作衣時(Cīvarakārasamaya)なり。この時には衣を添へての食供養(Sacīvarabhatta)ある故に、衣を得て作し成ぜん爲に處々食は聽さるゝなり。註(一一の六〇)衣時の下參照。

【四〇】開聽。禁ぜられたるを開き許す意。

【四一】九十六種出家人。註(一〇の五三・二の三四)參照。

【四二】要(Katikasaṇṭhāna)。言要卽ち誓約なり。

【四三】阿耆河。阿耆羅河なり、註(一五の一二五)參照。

【四四】竪幢幡。竿柱高く秀でゝ頭に寶珠を安じ、種々の綵帛を以て莊嚴するを幢といひ、長帛下に垂るゝを幡といふ。竪はいづれも長き故に形容せる語なるべし。

【四五】良福田。註(二の四二)無上福田の下參照。

【四六】宿舊長者。宿舊は耆宿に同じ。年老にして德望あるものをいふ。長者は註(一の七九)參照。

【四七】薩薄主。枳橘易土集によるに薩薄は薩䕸・薩婆と同じく梵音 Sarva を寫せるもの、從つて薩薄主は一切主の義なれば、國王・群臣・聚落主・

利喜したまひ已るに、即ち佛に白して言さく、「世尊、我れ僧に供へし餘食を當に何の處にか置くべき」と。佛言はく、「汝、某甲地上に到り、淨掃して地を治め、食を持して彼に置け。[三〇]波斯匿王、[三一]彌尼利利と與に共に闘ひ、如かずして軍今退還して當に彼に於て住すべければ、汝可しく此食を以て之を上るべし。王來りて池に入り、洗浴して更に新衣を著せんに、即ちに向者種々飲食を持して大王に奉獻し、並に將士に及ぼせ。飢渇中より來りて是の種々飲食を得んに皆大に歡喜せん。勅して賞せしめて種々珍寶を賜ひ、園民現りに善利を得て喜慶すること量り無からん」と。（次いで）佛言はく、「彼に食せる比丘を呼び來れ」と。即ちに呼び來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝、云何が先に人請を受けつゝ而も餘處に於て食せしや。比丘よ、汝知らずや、人の宅神・樹神に事ふる所の如くに、若し餘行せんと欲せんには先に當に[三二]主人食を食し已りて然して後に餘行すべし。汝等は隨順行ならず、先に人請を受けつゝ而も餘處に於て食せんとは。今より以後、[三三]處々食を聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。世尊は[三四]五事利益の故に、五日に一たび諸比丘の[三五]房を行りたまふに、病比丘あるを見て佛知りて而して故に問ひたまはく、「[三六]比丘よ、汝の所患何等なりや、今增すとや爲ん、損すとや爲ん」。答へて言さく、「我が患苦にして損するなし。我れ先に[三七]數々食するを得たる時は身安樂なるを得たりしも、世尊の制戒、數々食するを得ざるが故に我病損せざるなり」。佛言はく、「今日より病時には數々食するを聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。[三八]毗舍佉鹿母は年々に僧を請じて飯食し施衣せりき。時に祇洹精舍に六十の病比丘あり、來りて其家に到りしに、毗舍佉鹿母言はく、「阿闍梨、祇洹精舍に五百の衆僧あり、今何の因緣ありて正に六十比丘のみありて來れる」。諸比丘は優婆夷に語げて言はく、「世尊の制戒、處々食するを得ず、唯病者に聽したまへり、是故に諸の病比丘のみ來りしなり」。毗舍

學手現少著相とあり、少しく入れよと手まねしていふなり。

【二九】摩訶羅。摩訶羅比丘なり、即ち愚なる比丘の意。註（三の一二三八）參照。

【三〇】波斯匿王。註（八の二二六）參照。

【三一】彌尼利利。僧祇律には波斯匿王の大臣にして、而も王に反逆せる者となせり。

【三二】主人食。第一施主の供養食なり。

【三三】處々食（Parampara-bhojana）。續いて處々に食を取るなり。

【三四】五事利益。註（五の一一）の本文參照。

【三五】房を行る（Senāsanacārikā）とは、坐臥處を巡るなり。

【三六】原漢文に、比丘所患何等今爲增損とあり。爲增損は爲增爲損の略なり。損すとは病快方に向ふことなり。

【三七】數々食（サクサクジキ）。註（三三）の處々食に同じ。

【三八】毗舍佉鹿母。註（七の一四九）參照。篤信にして預流果の智證を得たる優婆夷なること、註（七の一五九）可信優婆夷の下參照。

通夜に肉を煮て種々の飲食を作し、淸旦に牀褥を敷置し、淨水を漉し已りて往いて僧に白さく、「時到れり」。僧、衣を著し鉢を持し、來りて其家に到りて次第に坐し已るに、檀越自ら種々の美食を下き、自恣に飽滿して卽ち精舍に歸れり。園民是の念を作さく、「阿闍梨は是れ一食の人、當に須らく早く食すべきなり」とて、通夜に種々の飲食を辦具し、牀褥を敷置し、淨水を漉し已りて往いて祇洹に到り、頭面に僧足を禮し、胡跪合掌して白して言さく、「時到れり」と。爾の時、諸比丘は前食を以て飽滿せしが故に、請の至れるを見ると雖猶し聞かざるが如くなりき。時に園民念言すらく、「甚奇なり、甚希なり、諸の阿闍梨は是れ一食の人、法として應に飢想なるべきに、今請食するを聞くも猶し聞かざるが如くなり。若し外道、請食を聞かんには、便ち[25]三奇杖・[26]軍持を捉りて前に在りて而して去かん」。[27]是の如くに第二第三に讚歎し已るに、諸比丘は方に起ちて彷徉し、大小行し、嚬伸緩帶にして、威儀安詳として往いて其舍に到れり。次第に坐し已るに園民手づから自ら食を下き、滿杓して而して上座に與ふるに、手を擧げて[28]少著の相を現ぜり。園民復是言を作さく、「諸の阿闍梨は是れ一食の人なるに、此の種々食中に於て都べて貪想なし」と。園民是念を作さく、「若し上座は食すること少きも、下座は應に食すること多かるべし」と。是の如くに第二第三(上座)より乃し年少(比丘)に至りて復是言を作さく、「阿闍梨は是れ一食の人なるに、此の飲食に於て都べて貪想なし」と。爾の時、下座中に一晩學の[29]摩訶羅ありて是の如きの言を作さく、「我等今日食の爲に來りしにあらじ、意、汝が意の爲の故に來りしなり。我等已に餘處に於て飽食し竟りぬ。汝若し信ぜずば我が脚上の肉汁を看よ」と。園民聞き已りて心中に悅ばず、卽ち食器を棄てゝ地に置き而して嫌恨して言はく、「諸の阿闍梨は先に我が請を受けつゝ、云何が復餘處に於て而して食せしや」。心嫌止まず、卽ち佛の所に往いて頭面に禮足し、却いて一面に住して佛に白して言さく、「云何が諸比丘は先に我が請を受けつゝ、而も餘處に於て食せしや」。佛卽ち園民の爲に隨順說法し示敎

【二五】 三奇杖(Tidaṇḍa)。婆羅門遊行者の持物としての杖にして、本律第廿九卷には三掎杖とし、同處の宋・元・明・宮本には三岐杖とせり。掎は偏なりとあるから不正の義、卽ち奇と同じ。岐はふたまたにわかる義なれば三岐は三つまたにわかれたるをいふ。故に三奇杖は三つまたにわかれたる奇妙なる杖との意なり。言葉と思惟と行爲との支配力を表象すといはる。

【二六】 軍持(Kuṇḍikā)。註(三の一二一)參照。

【二七】 原漢文には如是第二第三讚歎已諸比丘方起彷徉大小行嚬伸緩帶威儀安詳往到其舍とあり。嚬伸緩帶は顔をしかめ、あくびして悅ばず怠けたる貌なり。緩帶の帶は怠の字の同音寫にはあらざるか。

【二八】 少著の相。原漢文には

しし」と。園民聞き已りて即ち祇洹に詣り、頭面に僧足を禮し、右膝を地に著けて合掌して白して言さく、「我れは園民某甲なり、明日、供を設けて一切僧を請ぜん、唯願はくは請を受けたまはんことを」と。僧即ち請を受けぬ。爾の時長者あり、舊錢五百を用ひて[二〇]二牛を買得し、得已りて駕を試み看んと欲して車に著け、中てゝ打ち走りて一由延を往返せるに、車鞅急なりしが故に一牛即ちに死せしかば便ち大に憂惱して苦住して樂しまずして(言はく)、「云何が貴價にて牛を買ひつゝ、未だ用ひざるに便ち死にしや」と。(爾の時)知識せる居士あり語げて言はく、「汝何の故に樂しまざること是の如きや」。居士具に上事を說いて即ち語りて言はく、「汝何ぞ以て[二一]堅法を作さざる」。問う、「云何が堅法なる」。答へて言はく、「堅法とは、汝往いて祇洹に詣りて僧を請じ、此肉を持して供へて衆僧に飯せよ」。彼人聞き已りて即ち祇洹に到り、僧中に入りて頭面に僧足を禮し、[二二]胡跪合掌して是の如きの言を作さく、「[二三]我れは某甲なり、明日僧を請じて薄か微供を設けん、願はくは我請を受けたまはんことを」。舊知識の比丘あり、即ちに往いて語りて言はく、「汝、請法を解せず、何ぞ先に我に語らざりしや、我當に汝に僧を請ずることを教ふべかりしに」。彼即ち答へて言はく、「阿闍梨、我れ五百舊錢にて二牛を買得し、一牛已に死せしかば我れ今此牛の肉を以て堅法を作さんと欲するなり」。比丘言はく、「僧は已に人請を受けたり」。檀越言はく、「我れ已に食を作しぬ、今當に云何がすべき」。知識比丘言はく、「我れ今汝に教へん、更に往いて衆僧に白せ、「我れ僧に明日、前食を請ぜん」。若し問はん、「汝、何等の前食を作すや」。汝當に答へて言ふべし、「麥飯・肉段を作さん」」と」。教へ已るに即ちに往いて僧所に到り、頭面に禮足して胡跪合掌して是の如きの言を作さく、「我れは某甲なり、僧を請じて明日に前食を設けん、願はくは我が請を受けたまへ」。比丘問うて言はく、「汝、何等の前食をか作すや」。答へて言はく、「麥飯・肉段を作さん」。語りて言はく、「[二四]長壽、汝明日淸旦に早く辦へよ」。答へて言はく、「爾り、願はくは諸の尊者には明旦早く來りたまはんことを」。即ちに便ち家に還り、

の家に入るなり。これ等のめでたき式を吉日を選びて擧ぐるに際してとの意。註(一五の一五二―一五四)參照。

【一七】波夜提第三十二、處々食戒。僧祇の戒條は他の諸律の戒條と全然相違せり。諸律は皆貧しき少年が雇はれて世尊及び衆僧を供養するの資を作れることを記せり。而して巴利律のみに雇はれ主 Kira-[illegible] の名を出せり。四分・有部・五分は王舍城、巴利は毗舍離、十誦・僧祇は舍衞城を制戒處とす。

【一八】僧園民。僧伽藍園に仕へる民の意なり、註(六の二〇三)參照。

【一九】原漢文に若祇洹無人供日唯願見語我當設供令僧自恣飽滿とあり。祇洹は祇洹精舍なり。自恣は註(九の四五)參照。

【二〇】原漢文に買得二牛得已欲試看駕著車中打走往返一由延車鞅急故一牛即死とあり。車鞅は車を掌ることなり。

【二一】堅法。布施なり、註(九の六六)三堅法參照。

【二二】胡跪合掌。註(一の一一四・一一五)參照。

【二三】原漢文には我某甲明日請僧薄設微供願受我請とあり。

【二四】長壽。註(二の一一八)、無病長壽の下參照。

若し[一四]十六間屋の一間中一家、施一食處にして、「若し我が屋中に在りて宿せんには我當に食を與ふべし」と(言はんに)、若し比丘、僧事の爲に、塔事の爲に、自ら事を爲さんとて一間中に到りて宿し一食し已りて事を料理せんと欲せんに、事了らざらんには應に第二間中に到るべく、宿・食し已りて當に去るべきなり。若し事にして復了らざらんには乃し十六間中に至りて宿・食し已り、事訖らんに當に去るべし。若し復了らざらんに更に食することを得ず、當に乞食すべし。乞食せん時、[一五]同村相助せんには亦從うて乞ふべく、還りて其家に從うて乞ふことを得ざれ。當に餘村中に往いて乞食し已りて、當に彼の村中に卽して宿し、宿し已りて更に來りて事を料理すべし。若し事了らざらんに、復上の如くに十六間中にて食するを得ん。若し事了らざらんには、復離れ去りて一宿を隔て已りて、復來りて食し、事を料理することを得ん。[一六]若し彼家にして(若しは)女を遣し、(若しは)婦を迎へ、(若しは)新舍に入らんに是の如きの言を作さく、「我れ使を遣して往いて師を請ぜんにも猶ほ恐らくは得難きに、何に況んや今見えつゝも而も去かんと欲するをや」と。比丘爾の時請を受けて食せんには無罪なり。是故に說きたまへり、「……戒文を略せしなり……」と。

[一七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[一八]僧園民年々に穀麥新熟の時、僧に食を供へぬ。云何ぞ、年々に新熟するとは。稻の熟る時、麥の熟る時、豆の熟る時、蘇・油・石蜜の時、各々少許の分を取りて一處に置き、衆僧に供ふるに擬せり。時に園民、比丘に語げて言はく、「我れ當に年々に新穀熟するの時、僧に食を施せり。[一九]若し祇園に人の供ふる無くば、日に唯願はくは語る(べし)、我れ當に供を設けて僧をして自恣に飽滿せしむべけん」と。爾の時、諸の居士は信心もて種々飲食を供養して、前食・後食缺くる日有ること少かりしが中間に遇一空日ありしかば便ち往いて語げて言はく、「長壽、明日祇洹に供なし、汝先に供を設けんと欲せり、今可しく時に及ぶべ

[一四] 十六間屋。原漢文には「若十六間屋一間中一家施一食處若在我屋中宿者我當與食若比丘爲僧事爲塔事自爲事到一間中宿一食已欲料理事事不了者應到第二間中宿食已當去…」とあり。十六間屋とは十六夫婦ありて各々一間中に住せる長屋と見るべきものなるべし。

[一五] 同村相助。原漢文には「若復本作舍時同村相助者亦不得從乞當往餘村中乞食已當卽彼村中宿宿已更來料理事」とあり。同村とは、十六間屋のある其の聚落の全體の住民が資を出し合うて相助けて施一食處を作りておる場合には、他村に至りて乞食して其の聚落にて乞食すべからず、而して他村にて一宿したる上にて歸り來りて僧事を作すべしとの意なり。他村にて一宿せる上にて、歸り來りて再び十六間屋中にて食するを得るとは實に妙味ある持律の相である。

[一六] 原漢文には若彼家遣女迎婦人新舍作如是言我遣使往請師猶恐難得何況今見而欲去とあり。これ他村に一宿し他村にて乞食せんとて去らんとする場合に、檀越の懇請ある時は、續いて宿し食するも無罪なりとの意なり。遣女は娘を嫁がすなり、迎婦は兒に娶るなり、入新舍は初めて新築

汝云何が身口を以ての故に檀越の嫌ふ所と爲りしや。今日より施一食處にて比丘は[一〇]過一食するを得ず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、比丘あり聚落中に在りて夏安居し訖り、來りて舍衞に詣りて世尊を禮觀せんと欲せり。時に檀越あり、聚落中に在りて福舍を作り四方僧に一食を施せしが、是の比丘行いて此舍に過るに所須を供給せること前に說く所の如し。比丘食し已りて而して出づるに、風病發動せしかば自ら念ずらく、「我れ行くこと能はず、世尊は施一食處にて過一食するを聽さずと制戒したまへり、我れ今且らく住して但、其食を受けざらん」と。念じ已りて即ち還りて舍に入り、檀越初の如くに所須を供給せしも比丘受けず、明日に至りて復[一一]前食を與ふるに亦復受けずして、是に於て即ち去りて心に念ずらく、「我れ某村に到りて當に乞食すべし」と。比丘、聚落に至るに日時已に過ぎて即ち便ち食を失し、四大飢羸して世尊の所に至り稽首禮足して却いて一面に住しぬ。佛知りて而して故に問ひたまふに、即ち上事を以て具に世尊に白しぬ。佛言はく、「善哉善哉、比丘よ、汝、正法に隨順して信心出家し、少欲順行して命の爲ならざる故に、世尊の制戒、護りて而して犯ぜざりしなり」と。佛言はく、「今より已後、福德舍中にて若し病比丘には過一食するを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止して住せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、施一食處にて[一二]不病比丘は應に一食すべし。若し過一食せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「施一食處」とは、世尊の聽したまひし所なり。「食」とは、[一三]五種食にして上に說けるが如し。「不病」とは、身に疾患なきなり。身に疾患ありて路を進むこと能はざらんには、住まりて食せんに無罪なり。若し病まざるに過一食せんには波夜提にして、「波夜提」とは上に說けるが如し。

【一〇】過一食。二食三食を得ること。

【一一】前食(Purebhatta)。朝食にして小食とも前食ともいふ。此に對して中食を大食とも後食ともいふなり。中食に於て比丘は飽足するも、朝食は薄粥にして、草葉を以て畫きて字を成ぜざる程度の物を食す。即ち比丘は一食制を嚴守する故にその補助食として少しく薄粥をとるなり。されば前食・後食といふとも、比丘は決して二食者にはあらざるなり。然し次戒の下に前食に麥飯・肉段を施すとあれば、僧祇律は强ち薄粥にあらざるが如きも、麥飯・肉段等の五正食及び厚粥を食せば食力十分となる故に中食はとることを得ざるなり。しかるに更に中食供養を受けんには處々食戒を犯ずることになるなり。

【一二】不病比丘(Agilāna bhikkhu)。

【一三】五種食(Pañca bhojanāni)。註(一五の九八)參照。

卷の第十六

單提九十二事法を明すの五

[一]佛、[二]舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に比丘あり、聚落中に在りて安居し竟りて來りて舍衞城に向ひて世尊を禮覲せんと欲せり。時に居士あり、聚落中に在りて[三]福舍を作り[四]四方僧に一食を施せるに、此の比丘來りしかば居士見已りて歡喜して言はく、「善來、大德」と。卽ち牀褥を敷き水を與へて脚を洗ひ、塗足油及び[五]非時飮を給し、夜は燈明を燃し臥具を敷置して安隱に寢まし め、晨に起きては又[六]楊枝・[七]淨水を給し、施すに適身の美食を以てせり。比丘食し已りて便ち是念を作さく、「我れ遠くより來りて飢乏せしに今日是の如きの適身の飮食を得たり、且らく小停して[八]四大を消息すべく、然して後當に往いて世尊を覲奉るべし」と。是の如くに念じ已りて、晝は阿練若處に在りて住し暮ては則ち舍に還るに、檀越之れに見ゆること前の如くにして歡喜せり。是の如くすること乃し三日に至るに檀越問うて言はく、「大德、今日何の處に在りて食せしや」。答へて言はく、「此間にて」。又問ふ、「昨日何の處にて」。亦言はく、「此間にて」。又問ふ、「先日何の處にて」。又言はく、「此間にて」と。檀越嫌うて言はく、「我家窮儉にして自ら力めて此に於て四方僧の爲に一食施處を作せるなれば、大德應に久しく停まるべからず。若し我家豐饒ならんには當に自恣に一切僧に施すべし」と。比丘念言すらく、「檀越此の恨聲を出せり、我自ら當に去るべし」と。是に於て漸行して前んで佛の所に至り、[九]稽首禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「汝何の處に在りて安居せしや」。答へて言さく、「某聚落に在りて」。「發し來りて幾時ぞ」。答へて言さく、「爾許なり」。時に佛、比丘に問ひたまはく、「何の因緣ありて道里遠からざるに、來るに日經ること久しきや」。比丘卽ち上事を以て具に世尊に白すに佛言はく、「此事不可なり、

【一】 波夜提第三十一、食過受戒。

【二】 舍衞城。諸律皆舍衞城とするも五分律のみ王舍城とす。諸律皆六群及び舍利弗を制戒の緣となすも、僧祇律には其等の名を出さず。

【三】 福舍(Āvasathāgāra)。功德積集のために遊行者を休息せしめて一食を供養する處。或は puññāgāra ともなし得べし。今の戒文には施一食處(Āvasatha)とあり。

【四】 四方僧(Cātuddisa saṃgha)。界內現前僧に對する語にして、四方僧とも十方僧ともいひ、諸方遊行し來れる僧の意。卽ち諸方に住する佛弟子全體を總稱せる語なり。

【五】 非時飮。非時漿(Vikālapānāni)にして正午以後初夜中に飮みうべき種々の果漿等なり。註(三の四二・六八)夜分藥の下參照。

【六】 楊枝(Dantakaṭṭha)。齒をつゝくもの、齒木なり。

【七】 淨水(Mukhodaka)。口すゝぐ水。

【八】 四大消息。體をやすめるなり。四大は註(一の一四二)參照。

【九】 稽首禮足。稽は至なり、下拜して首、地に至り、地につけて足を禮するなり。卽ち頭面作禮と同じ。

比丘ありて來れり」と。優婆夷言はく、「善い哉、我れ故に遣して請ぜんにも猶ほ得ること能はざるに、何に況んや自ら來れるをや」と、(是れを)「讃歎」とは名けず。優婆夷言はく、「當に多く麨・餅・飯・好食を與へて平等に與ふべし」と、(是れも)「讃歎」とは名けず。若し飲食少くして、更に檀越に語げて爲に一掬の麨を作さんには波夜提なり。「請」(有請讃歎なり)とは、名を稱して請ずるなり。比丘尼、檀越に語げて言はく、「某甲徒衆は多聞精進なり、當に遍じて一切を請ずべし」と、(是れを「讃歎食」と名く。若し「某甲衆の中には多聞精進なり、是の比丘の爲の故に遍じて二十人を請ぜよ」と言はんに、是の一人を名けて「讃歎」と爲し、餘は不犯なりとす。

若し是の如きの讃歎食あらんには、當に展轉して貿へて食せよ、食を捨して而して去ることを得ず。若し此坐(の比丘)垢穢不淨にして與に貿ふるを喜まざらんには、當に是念を作すべし、「此の鉢中の食は是れ某甲比丘の[一六三]許なり、我れ當に食すべし」と。(是の如くに作法せんには)無罪なり。若し比丘尼、優婆夷に語げて言はく、「尊者某甲には可しく長請供養すべし」と、此れを即ち名けて「讃歎」と爲す。若し「尊者某甲は常乞食なるべし」と言はんには、名けて「讃歎」とは爲さざるなり。

是故に説きたまへり。

僧差せざると日冥と、白せざると食の爲の故にと、共坐と同道して行くと、船上及び衣を與ふると、作衣と讃歎食となり。第三跋渠竟る。

摩訶僧祇律卷第十五

【一六三】許。從屬の意。

く出でゝ復來り還らざるや」。尼答ふらく、「我れ知らず、汝、世尊の所に往いて廣く斯事を問へ、當に汝の爲に說きたまふべし」。是の檀越卽ち佛の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住し、上の因緣を以て廣く世尊に白すに、佛言はく、「諸比丘を呼び來れ」。呼び來り已りて佛、具に上事を問ひ(且つ言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より後、舊檀越を除くを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、比丘尼讚歎食と知りて(食せんには)、〔一六二〕舊檀越を除いて波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「讚歎」とは、其德を稱美するなり。「食」とは、五種なり、麨・麪・飯・魚・肉なり。「舊檀越を除く」とは、世尊は無罪なりと說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

(歎とは、)唱等供時歎・始下食時歎・有初作食時歎・作食辦已歎・有請時歎(等)なり。

「唱等供時歎」とは、食を下すこと都べて訖りて、「等供せりや」と唱ふる時、更に餘比丘ありて來らんに、比丘尼・優婆夷に語げて言はく、「更に比丘ありて來れり」と。優婆夷言はく、「善い哉、我れ歡喜して故に使を遣して請ずるも尙ほ得ること能はざるに、何に況んや自ら來れるをや」と。是れを「讚歎」と名けず。若し比丘尼言はん、「此は是れ阿練若なり、若しは乞食なり、(若しは)糞掃衣なり、(若しは)露坐草蓐なり」と、是の如くに歎じて食を得て食せんには波夜提なり。「下食時(歎)」とは、初め食を下す時、更に餘比丘ありて來らんに、亦上の如し。「作(食)時歎」とは、初めに作す時に、更に餘比丘ありて來らんに、亦是の如くに說くなり。「作竟歎」(作食辦已歎なり)とは、一切、供辦を作し訖るに、更に餘比丘ありて來らんに、比丘尼、優婆夷に語げて言はく、「更に

【一五六】 呪願。註(一の八七)參照。

【一五七】 四大飢羸。身體飢ゑつかれてとの意。四大とは註(一の一四二)參照。

【一五八】 賢鳥生經。出據明かならず。

【一五九】 來去屈伸威儀庠序。原漢文には、來去屈申とあり、今、宋・元・明三本により來去屈伸とせり。申と伸と同音寫なれば誤りに非ざるなり。以下皆然り。來るにも去くにも、臂を屈むるにも伸ばすにも、その他の行住坐臥の威儀に於て秩序整然として威德あるをいふ。

【一六〇】 衣服・飲食・病瘦醫藥。註(六の八六)參照。

【一六一】 人力。しもべ。

【一六二】 舊檀越(Pubbe gibisamārambhā)。檀越にして從前より是比丘を知りて、供養せんとの意ある場合には無罪なりとの意。

「實に爾りや」。答へて言はく、「是の如し」。阿難即ち鳥齧を以て擲吐せしかば、是日、食を失して(一五七)四大飢羸して、往いて佛の所に至り頭面に禮足して却いて一面に住しぬ。佛知りて而して故に問ひたまはく、「阿難、汝何の故に四大飢羸せしや」。阿難即ち上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に問ひたまはく、「汝知るや不や」。答へて言さく、「知らず」。佛言はく、「此罪是れ知りて、是れ知らざるには非ざるなり」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の乞食比丘は阿難をして樂しまざらしめしや」。佛言はく、「但に今日阿難をして樂しまざらしめしのみならず、……」と。(一五八)賢鳥生經の中に廣く說くが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、長老比丘、時到り入聚落衣を著し、鉢を持し城に入りて次(第)に行いて食を乞ふに、(一五九)來去屈伸威儀庠序たりき。時に一長者ありて是の如きの言を作さく、「善い哉、大德、大に善利を得ん、是の如きの出家人に(一六〇)衣服・飲食・病瘦醫藥を施さんには」。又是の念を作さく、「我れ若し(一六一)人力あらんには、亦當に是の如き等の出家人に供養すべけん」。時に比丘尼あり、聞き已りて長者に語げて言はく、「長壽、汝但食直を出せ、我れ當に相けて料理を爲すべし」。是の檀越は信心歡喜して即ち食直を與へしに、比丘尼言はく、「長壽、汝當に比丘を請ずべし」。答へて言はく、「我れ知らず、願くは我が爲に請ぜよ」。比丘尼即ち種々に飲食を辦へ已りて檀越に語げて言はく、『長壽、食具已に辦はれり、汝往いて比丘所に至りて白して言へ、「時到れり」と』。檀越言はく、『我れ知らず、尼よ、但我が爲に往いて「時到れり」と白せよ』。比丘尼即ち往いて「時至れり」と白すに、比丘來りて檀越家に入りて坐せり。坐し訖るに、比丘尼、檀越に語げて言はく、「此の種々供養は可しく汝自ら行すべし」。檀越言はく、「阿姨、我が爲に行せ」。諸比丘は是念を作さく、「此は是れ比丘尼の讚歎する所の食なりや不や」と。疑ひ已りて即ち出づるに、是の如くにして一人二人して乃至、一切衆都べて出でぬ。檀越、比丘尼に問うて言はく、「諸の尊者は何の故に盡

此食を食ふ時は此戒に觸犯するなり。

【一五〇】姓・字・眷屬成就。本律第十七卷の終りに名字吉具足・性吉具足・家吉具足とあるに同じ。阿難の名字(Nāma)、阿難の生れ・家譜・門閥(Gotta)、阿難の父母兄弟等の眷屬又は此等を總稱せる良家(Kula)の三事に於て善く具足して守護(rakkhita)せられて、從つて阿難に福德自らに備はりて名稱ありきとの意なるべし。

【一五一】學地(Sekha)。未だ無學位なる阿羅漢に達せざる地位にある人。

【一五二】入舍の時(Geha-ppavesana mangala)。入舍式なり。

【一五三】剃髮の時(Cūḷā-karaṇa mangala)。剃髮式なり。

【一五四】貫耳の時(Kaṇṇa-vijjhana mangala)。貫耳式なり。獨り入舍・剃髮・貫耳の時のみならず、命名式・結婚式・新產の時・新器具を作りし時等に於て、幸福となり得べき吉日を選びて式を擧げ、以てその前途を祝福するなり。即ち阿難は此等の祭式には最も緣起よき人として請ぜられしものなるべし。

【一五五】教。教命即ちいひつけなり。

請じたればなり。我れ若し當に請ずべくんば亦是の長老を請ぜん」。時に尊者大迦葉は此語を聞き已りて心喜悦せずして卽ち問うて言はく、「姉妹、汝向に是れ小象・老烏なりと言ひしに、今復是れ龍象大德なりと言へり。若し前言、實ならんには後言、虛なり、若し後言、實ならんには前言、虛なり、二言の中何れをか實と爲すや」。尊者大迦葉は威德尊重にして、此の二句を以て比丘尼を詰責せしに、比丘尼恐懼して便ち走りて地に倒れ、身體を傷破したりき。闡陀見已りて卽ち尼に問うて言はく、「汝誰に觸擾して乃し是の如くに身體を傷破せしや」。答へて言はく、「我れ大迦葉を惱亂せしなり」。卽ち語げて言はく、「汝、觸す可からざる者に便ち觸せるなり」。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「此中、讚歎せざるにも猶ほ過患あり、況んや復讚歎せるをや。今日より後、比丘は比丘尼の[149]讚歎食を受くることを聽さず」と。

復次に尊者阿難は舍衞城に於て福德名稱ありき。世尊は三事具足すと說きたまへり、(卽ち)[150]姓・字・眷屬成就し、[151]學地の中に於ては多聞第一・給侍第一にして、舍衞城をして福德あるの里たらしめぬ。新舍處を作りては盡く阿難を請じ、若しは[152]入舍の時、[153]剃髮の時、[154]貫耳の時、一切盡く阿難を請ぜり。時に長者あり、尊者阿難を請じて新舍會を設けぬ。云何が新なる。新屋・新牀・新器・新飯・新酥油・新兒婦・新衣を著し・新扇を持つなり。阿難食する時、一乞食比丘ありて外に在りしが、阿難卽ち檀越に語るらく、「外なる乞食比丘にも可しく食を與ふべし」と。檀越、阿難の[155]敎を聞き已りて歡喜し、鉢に種々の美食を盛滿して持ちて乞食比丘に與ふるに、乞食比丘得已りて立ちて阿難を待てり。阿難食し訖りて[156]呪願し、已にして便ち出づるに、乞食比丘、阿難を見已りて問うて言はく、「尊者、食せしや未だしや」。答へて言はく、「已に食せり」。復阿難に問ふらく、「食、意に適ひて好なりしや不や」。阿難問うて言はく、「汝何の故に食せずして、乃し我れに食の適と不適とを問ふや」。乞食比丘言はく、「尊者、食する所の食は、是れ比丘尼の讚歎する所なり」。阿難言はく、

を目的とせるにあらずして、偶然に現前に食を請ぜられたるなれば、乞食行に違反せず、宿請を受くることにはならぬとの意なり。

【一四三】諸大德聲聞。大德なる佛弟子なり。聲聞は註（一の二一・五の一二）參照。

【一四四】闡陀以下は僧祇律に於ける六群比丘の名なり。巴利律の六群比丘の名は註（六の一九二）參照。此戒に於て巴利律には Devadatta(提婆達多)、Kokālika(拘婆離)、Kaṭamorakatissaka（迦留羅提舍）、Khaṇḍadeviyā putta(騫茶達多)、Samuddadatta（三文達多）の五人を引用せるも、餘律には名を列せず。

【一四五】摩醯沙滿多(梵 Mahesadatta)。

【一四六】馬師(Assaji)。註(七の九八)參照。

【一四七】滿宿(Punabbasu)。註(七の九八)參照。

【一四八】大龍象(Mahānāgā)。諸大弟子の大德威力を大象に譬へしなり。龍は大象の形容なり。

【一四九】比丘尼讚歎食(Bhikkhunīparipācitaṃ piṇḍapātaṃ)。平等に食供養すべきに、或比丘を讚歎して食を多く與へしめて不平等に供養せんに、

むるものにして波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。非親里比丘尼の與に衣を刺すを得ず、(若し刺さんには)針々に越毘尼罪、綖盡きて針を脫するに波夜提なり。若し人をして刺さしむるにも亦是の如し。是故に說きたまへり。

[一三七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、檀越あり、尊者舍利弗・大目連・[一三八]離波多・[一三九]劫賓那・[一四〇]阿若憍陳如等を[一四一]宿請せり。唯、尊者大迦葉のみは、宿請を受けざりき。(卽ち大迦葉は)明日、時到りて入聚落衣を著し鉢を持し、次(第)に行いて食を乞うて其門に到るに、時に檀越婦女見已りて歡喜し、卽ち前みて頭面に禮足し却いて一面に住して白して言さく、「諸大德比丘は今日盡く集まりて我家の請を受けたまへり、惟願はくは尊者亦我が請を受けたまはんことを」と。時に尊者大迦葉は是念を作さく、[一四二]「此は是れ現前なれば卽ち其請を受けて更に餘行せざらん」とて、卽ち先に內に入りて坐せり。時に偸蘭難陀比丘尼、食を請うて其家の中庭に到るに、檀越婦、地を灑掃し器を蕩ひ、諸の供具を辦へしかば、卽ち問うて言はく、「優婆夷、汝何等をか作さんとするや」。時に婦人、營事忙據にして應ふるを得ず、是の如くに第二第三に問ふに答へざりしか言ば、偸蘭難陀卽ち言はく、「汝今奇なり、事大自憍にして重ねて喚ぶに而も應へざるとは」。婦人答へてはく、[一四三]「我れ今日、諸大德聲聞、舍利弗・目連等を請ぜり、是を以て忩務にして應ふることを得べからざるなり」。偸蘭難陀卽ち言はく、「汝今請ずる所の(もの)は大象群中に於て大象を取らずして而も小象を取り、大鳥群中に孔雀を取らずして而も老烏を取れり。謂ふ所の大象とは、[一四四]闡陀・迦留陀夷・[一四五]三文陀達多・[一四六]摩醯沙滿多・[一四七]馬師・滿宿及び侍者大德阿難なり。汝若し我れをして請ぜしめんには、我れ當に汝の爲に是の如きの大德を請ずべけん」と。時に尊者大迦葉聞き已りて大謦欬して聲を作せるに、偸蘭難陀聞き已りて問うて言はく、「此は是れ誰が聲なる」。婦人答へて言はく、「此は是れ長老大迦葉なり」。比丘尼卽ち讚歎して言はく、「汝大に善利を得ん、乃し是の如きの[一四八]大龍象を

【一三七】波夜提第三十、食尼讚歎食戒。五分律と巴利律は王舍城とす。

【一三八】離波多(Revata)。離越・離日ともいひ、禪定第一と稱せらる。律の中には石蜜を作るに米を擣きて中に著るゝを聞いて、非時に食するの可否を疑ふの記あり。

【一三九】劫賓那 (Mahākappina)。能く諸の聲聞衆を敎誡すること第一と稱せらる。

【一四〇】阿若憍陳如(Añña koṇḍañña)。五比丘中第一に證悟せし人、了本際ともいふ。此處に巴利律には舍利弗・目連・大迦旃延 (Mahākaccāna)・摩訶俱稀羅(Mahākoṭṭhita)・摩訶劫賓那・Mahācunda・阿那律(Anuruddha)・離婆多・優婆離(Upāli)・阿難 (Ānanda)・羅睺羅(Rāhula)の諸大弟子を列ぬるは諸律と相違せり。比較的僧祇律に類似するは注意すべきなり。

【一四一】宿請。前日より明日食を請ずるなり。迦葉尊者は乞食頭陀行者なる故に、四依の本制を護りて宿請食を受けざるなり。

【一四二】現前。原文には此是現前、卽受其請更不餘行、卽先入內坐とあり。宋・元・明三本には更不餘行食とあり。現前とは、預じめ此家に行くこと

丘尼に衣を與ふることを聽したまふや不や」。佛言はく、「今日より後、親里尼に衣を與ふることを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、[一三三]非親里比丘尼に衣を與へんには、[一三四]貿易するを除いて波夜提なり」と。

比丘尼・親里・衣とは、皆上に說けるが如し。「貿易を除く」とは、世尊は無罪なりと說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。上の三十事の[一三五]「比丘尼より衣を取る」中に廣く說けるが如し。是故に說きたまへり。

[一三六]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、善生比丘尼は是れ尊者優陀夷の本二なりしが、衣財を持して優陀夷に與へて言はく、「尊者、我が爲に衣を作したまへ」と。優陀夷即ち受けて爲に衣を作し竟りて男女和合の像を作し、作し已りて襞疊し箱中に置きて比丘尼に與へぬ。比丘尼、得已りて持して精舍に還りて開き看、見已りて歡喜して諸比丘尼に示して言はく、「諸の阿夷よ、此の尊者優陀夷の作事巧妙なるを看よ」と。諸比丘尼嫌うて言はく、「此は是れ覆藏の物なり、云何が出して人に現示するや」。諸比丘尼見已りて往いて大愛道に白し、大愛道は即ち是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」。即ち呼び來り已るに佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、非親里比丘尼の與に衣を作さんには波夜提なり」と。

「比丘・非親里尼」とは、上に說けるが如し。「作衣」とは、若しは自ら刺し、若しは人をして刺さし

【一三三】非親里比丘尼。註（八の一二三四）參照。
【一三四】貿易（Parivattaka）。交換するなり。
【一三五】尼薩耆波夜提第四、取非親尼衣戒。
【一三六】波夜提第二十九、與尼作衣戒。

著し、來りて佛の所に至り頭面に禮足して而して去りしに、乃し七年を經て弊故衣を著し、來りて世尊の所に至り頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「汝先に無歳時には新好の染衣を著せしに、今何の故に弊故衣を著せるや」。答へて言さく、「我れ七年(前)より已來、好衣を得ては比丘尼に與へしなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「設使、親里比丘にして是の如きの弊故衣を著しつゝ、好衣を以て親里尼に與へんには當に取るべきや不や」。答へて言さく、「取らず」。「設使、親里比丘にして是の如きの弊故衣を著しつゝ、能く好衣を以て親里比丘尼に與ふるや不や」。答へて言さく、「與へず」。佛言はく、「今日より非親里尼に衣を與ふることを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、南方より一比丘の來るありて、多く衣鉢を有せり。是比丘に姉ありて、佛法中に於て出家せり。即ち[一三二]尊者阿難に語るらく、「我を送りて往いて姉尼を看出か(しめ)よ」と。尊者阿難は即時にして送りて比丘尼精舍の門に到り住り、「某甲比丘尼在りや不や」を問ふに、比丘尼問うて言はく、「喚ぶ者は是れ誰なりや」。答へて言はく、「我は是れ阿難なり、及び某甲比丘なり」。比丘尼言はく、「尊者、小く住まりたまへ」とて、即ち房に[illegible]を整きぬ。已にして内に入りて半戸を開いて喚んで言はく、「尊者、來り入りて坐せよ」。即ち入りて坐し已り、共に相問訊するに、須臾にして便ち辭て去りぬ。時に彼の比丘、尊者阿難に語りて言はく、「我れ故に遠くより來りて姉を看るに、姉出でずして我れを看ること、何を以て[illegible]なりとや爲ん」。尊者阿難善く[一三三]相法を知りしかば此の比丘に語りて言はく、「汝、汝が姉の出でざる意を知らざるか」。答へて言はく、「知らず」。阿難言はく、「汝が姉の、衣服弊壞して羞づるが故に出でざるなり、汝に多く衣あり、何の故に與へざるや」。是の比丘言はく、「世尊の制戒、比丘尼に衣を與ふることを得ざれば」。阿難言はく、「汝、我れに與へよ、當に汝の爲に佛に從うて聽を乞はん」。阿難即ち佛の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住し、上の因緣を以て具に世尊に白して(言さく)、「親里比

【一三二】原漢文には、即語尊者阿難、送我往看姉尼去、尊者阿難即便送到比丘尼精舍門住とあり。文少しく補へり。讀みやすく、[illegible]易き意ならん。

【一三三】相法。人相を見てその幸不幸を占ひ知るが如くに、その相よりして貴賤を判斷するなり。

して、諸比丘渡り已りて方に比丘尼を渡しぬ。比丘尼渡り已りて其の食處に至るに、歳數にて次第せしかば是の如きの中間に、[二二七]日時已に過ぎて悉く皆食を斷ちぬ。大愛道瞿曇彌、食を失して卽ち往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住するに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「瞿曇彌、何の故に羸極せしや」。大愛道卽ち上の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より、去かんに直に渡るを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に、聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、比丘尼と與に期して共に船に載りて水を上り水を下らんには、[二二八]直渡を除いて波夜提なり」。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「期す」とは、若しは今日、若しは明日、若しは半月、若しは一月なり。「直に渡るを除く」とは、世尊は無罪なりと說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、比丘尼と共に、共に期して同じく載り、一聚落間を經るに一波夜提を得ん。若し聚落なき空地なるには、一拘盧舍を(經るに)一波夜提なり。若し比丘、比丘尼と與に、共に船に載りて岸邊に住まり、比丘尼船を下りて大小行せんに、時に船去らんと欲して比丘、比丘尼を喚んで、「姉妹、來れ」と言はんに、已にして名けて「期す」と爲し、若し一足を擧ぐるに越毗尼罪、二足を(擧げんに)波夜提を得ん。若し共に期して而して去かざらんには越毗尼罪を得、若し期せずして而して去くは無罪、共に期し共に去かんには波夜提、期せず・去かざるは無罪なり。後の四句も亦上の如し。是故に說きたまへり。

[二二九]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[二三〇]無歳の比丘あり、新好の染衣を

【二二七】日時。正午の時間なり。比丘・比丘尼は明相出より正午までを食時とし、正午以後は非時にして食するを得ず。

【二二八】直渡(Tiriyaṃtaraṇa)。法事僧事の要務の爲に、直に渡りて遊戲せざる場合には比丘と共に乘船するを得るとの意なり。

【二二九】波夜提第二十八、與尼衣戒。

【二三〇】無歳比丘。具足戒を受けてより安居を一度經て初めて一歳比丘又は一夏比丘と稱す。未だ一度も安居を經ざる比丘は無歳比丘なり。

や、我れに處を示せ、來れ」と言はんに、即ち名けて「期せり」と爲し、若し一足を擧ぐるに越毘尼罪、二足を(擧げんに)波夜提を得るなり。若し「去け去け、姉妹、我れに家處を示せ」と言はんには無罪なり。若し比丘尼、期して而も去かざるには越毘尼罪、期せずして默然して而して去くは無罪、共に期し・共に去かんには波夜提、期せず・去かざるには無罪なり。共に發ちて別に入らんには越毘尼罪、別に發ちて同じく入らんには越毘尼罪、共に發ち・共に入るは波夜提罪、別に發ち別に入るは無罪なり。是故に說きたまへり。

[233]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、是れ[234]吉祥日なりしかば、清旦より男女、[235]阿耆羅河上に集在して飮食し伎樂し遊觀せり。時に六群の比丘晨に起きて入聚落衣を著し、六群比丘尼の所に往いて問うて言はく、「今是れ吉祥日なり、汝に飮食ありや不や、當に共に河上に詣りて遊觀すべし」と。六群の比丘尼言はく、「正に爾り、當に辦ふべし、大德は並に可しく船乘を覓むべし」と。六群の比丘即ち往いて王家の船官に至り、上請して好船及び種々の莊嚴を取るに、(比丘尼は)即ち食具を持して船上に置き、比丘尼と共に同じく載り、流れに順うて上下して歌詠戲笑せしかば、世人の爲に譏らるらく、「汝等此の沙門釋種子を看よ、放逸無道にして猶し俗人の本より共に交通するが如し、此の壞敗の人、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。即ち便ち呼び來り、來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、比丘尼と與に共に期して船に載ることを得ざれ」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、阿耆羅河の彼岸にて[236]二部僧を請ぜしが、比丘・比丘尼、請を受けて渡らんとするに當り、時に比丘尼に上船を聽さず、而して比丘或は一人して一船に、或は二人して一船に、是の如く三四船に(載りて)乃し極めて輕きに至るも而も比丘尼を載せず

【二三三】波夜提第二十七、與尼同船戒。
【二三四】吉祥日(Mangala divasa)。月の一、三、五、七、十三日等、星宿の法によりて吉日良辰を定めて聚會若しは祭儀或は結婚・剃髮等を爲す。
【二三五】阿耆羅河(Aciravati)。舍衞城の東を流るゝ河。
【二三六】二部僧(Ubhatosaṃgha)。比丘・比丘尼の僧伽なり。

「若し比丘、比丘尼と與に[一七]期して道を共にし行かんに、餘時を除いて波夜提なり。餘時とは恐怖時なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「共に期す」とは、若しは今日、若しは明日、若しは半月、若しは一月なり。「道」とは、若しは三[一八]由延、若しは二由延、若しは一由延、若しは一[一九]拘盧舍なり。「餘時を除く」とは、恐怖時にして、世尊は無罪なりと說きたまへり。「恐怖」とは、須臾にも命を奪ひ、若しは物を失ひ、(若しは)梵行を毀たんとするを畏れ、(或は)是事なしと雖、若し是中に須臾にも命を奪ひ・物を失ひ・梵行を毀たんかとの疑あるを(いふなり)。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、比丘尼と共に一道を共にして一聚落の中間を行かんには一波夜提、若し[二〇]空地にして聚落なき(處)を(行くこと)一拘盧舍なるには一波夜提なり。

若し比丘、[二一]母・姉妹と共に出家し、共に車伴に隨うて行くに、車伴止息して發ち去るの時、比丘、比丘尼を呼びて、[二二]「來れ、速かに、(車)伴に及ばざらしむること勿れ」と、是語を作さんには波夜提にして、若し「去け去け、姉妹、伴を失せしむること勿れ」と言はんには無罪なり。若し比丘尼、下道にて止息するに、比丘喚びて、「來れ來れ、姉妹」と。言はゞ已に名けて「期せり」と爲し、若し一足を擧ぐるに越毘尼を得、二足を擧ぐるに波夜提なり。(若し)語げて、「去け去け、伴に及ばざらしむること勿れ」と言はんには無罪なり。比丘、商人と共に道行に從ひ、商人先に聚落に入りしかば比丘、道處を知らず、借問せんとて比丘尼を見て問うて「姉妹、我れに道を示し來れ」と言はんには、即ち「共に期せり」と名け、若し比丘尼來りて一足を擧ぐるに越毘尼を得、二足を擧げんに波夜提なり。「去け去け、我れに道を示せ」と言ふを得んに、不犯なり。若し聚落中にて比丘に食を請ぜんに、比丘、檀越家の處を知らず、比丘尼を見て即ち問うて、「某甲檀越家處を知るや不

【一七】期して(Saṃvidhāya)とは、日を定めて道行せんとを約束するなり。

【一八】由延。註(二の一四六)由旬の下參照。

【一九】拘盧舍。註(九の二一三)參照。

【二〇】空地(Suññāgāra)。人里を離れし地なるも、今は阿練若(Araññā)をいふなり。註(二の一八一)參照。

【二一】母・姉妹。已婚未婚の婦女の意。

【二二】來れと呼ぶ時は相共に期することになる故に波夜提罪となり、行けと云ふ時は相共に期することにならざる故に無罪となる。以下皆然り。

飲食飽滿して餘者を持ち去り、道行に在る時並んで共に語笑調戲しければ、世人の嫌ふ所と爲るらく、「汝(等)、沙門釋子を看よ、皆是れ年少にして同じく共に剃髮せるも、似ら婬女の造に相調戲するが如し、是輩の敗人、何の道か之れ有らんや」。諸比丘は聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。即ち呼び來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くならず、是を以て善法を長養すべからず。今より已去、比丘尼と與に期して道を共にして行くことを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。[二四]毗舍離の諸比丘、[二五]夏安居し訖りて來りて世尊を禮覲せんと欲せしに、諸比丘尼聞き已りて即ち比丘に問うて言はく、「諸大德は往いて世尊を禮覲せんと欲したまへり、何の日にか當に發たるべきや」と。諸比丘即ち去る日を語るに、女人[二六]長情にして、日を計へて即ち先に道を往き、次で住まりて諸比丘を待ちぬ。諸比丘は見已りて問うて言はく、「姉妹、何の所に至らんと欲するや」。答へて言はく、「祇園に往いて世尊を禮覲せんと欲す」。諸比丘は聞き已りて、犯戒せんことを恐畏するが故に即ち疾く疾く捨て去くに、諸比丘尼の中に年少の者あり即ち衣を褰げて後に隨うて疾く行いて逐ひしが、諸尼の中に羸老の者あり、行くも伴に及ばずして、賊の剝ぐ所と爲れり。諸比丘尼は上の因緣を以て大愛道に白し、大愛道は即ち世尊の所に往いて、頭面に禮足し却いて一面に住し、上の因緣を以て具に世尊に白して言さく、「……乃至、諸比丘にして諸比丘尼を將接せざらんには、誰か當に將接すべき」。佛言はく、「今日より後、恐怖時には道を共にして行くを得ることを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

【二四】毗舍離。註（一の五四）。跋耆國毗舍離城の下參照。
【二五】夏安居。註（一の一一八）安居の下參照。
【二六】長情。長は多の意。情あまりて、情たけてとの意なるべし。

は爾の時應に起つべし。默然として起ちて、比丘尼をして非法事を作さんと欲するかを疑はしむるを得ず。應に當に語言すべし、「我れ起たんと欲す」と。若し比丘尼問うて言はく、「何を以ての故に起つや」。應に答へて言ふべし、「世尊の制戒、比丘尼と與に共に坐することを得ざれば」。若し比丘尼言はく、「尊者、但坐したまへ、我れ當に起つべし」と。比丘爾の時、坐せんには無罪なり。(若し比丘尼)、……乃至、沙彌尼(と與に)、若し[一〇七]閣道の板蹬上に在りて坐し、一々の蹬に移りて上に坐せんに、比丘、爾の時、一々に移り坐するに隨うて波夜提なり。若し沙彌尼にして乃し[一〇八]減七歲に至る(もの)なりとも亦波夜提を犯す。

比丘、比丘尼と與に獨り屏處に坐するは波夜提にして、若し精舍の戶、道に向ひ、若しは行人斷えざる(等)の一切は、「女人の與に說法する(戒)」の中に廣く說けるが如し。是罪は是れ覆處にして是れ露處に非ず、亦是れ夜にして亦是れ晝なり、是れ一人にして衆多に非ず、是れ近にして是れ遠に非ざるなり。是故に說きたまへり。

[一〇九]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘は六群の比丘尼と與に道を共にして行きしに、日冥くして[一一〇]聚落に到らんと欲して、池水邊に在りて止息して宿處を求めんと欲せり。時に比丘尼、六群の比丘に白して言はく、「尊者は此に住まりたまへ、我れ當に聚落に入りて宿處を覓めん」と。即ち聚落に入りて宿處を求むるに、[一一一]主人唱從して所安を得たりき。宿所を得已るに、便ち出で、六群の比丘を迎へて白して言はく、「尊者、我れ已に住處を得たり、共に入りて安隱すべし」と。比丘、住し已るに、(比丘尼)白して言はく、「尊者、我れ村に入りて明日の飲食を勸化せんと欲す」と。(即ち)諸の女人の所に到りて是の如きの言を作さく、「比丘・比丘尼二衆の梵行僧倶に到れり、汝當に明日の食・[一一二]非時漿・塗足油を辦ふべし」と。諸の女人聞き已りて、[一一三]或は一人供を辦ふる(者)あり、(或は)二人供を(辦ふる)者あり、是の如くに人々悉く供具を辦へしに、

【一〇七】閣道の板蹬。元・明本には蹬を踏の字となせり。即ち閣上に至る踏板、踏段の意なり。

【一〇八】減七歲。滿七歲に對す。數へどしにして七歲になれる小女なりとも、との意なり。それより以下の沙彌尼はなき故なり。

【一〇九】波夜提第二十六、與尼期行戒。十誦律のみ王舍城とし、助提婆達多比丘尼とせり。有部には十二衆苾芻尼とせり。

【一一〇】聚落に到らんと欲して。聚落に到らんとて村落の近くに於ける又は村はづれの池のほとりに在りて止息してとの意なり。

【一一一】原漢文には、得主人唱從所安とあり。唱從はみちびきそひてとの意。

【一一二】非時漿。註(三の四二)夜分藥參照。

【一一三】原文には「或有辦一人供二人供者」とあり。今は或有辦一人供(者或有辦)二人供者として譯出せり。

生比丘尼の所に往き、屛處に在りて、蹲りて相向ひ、展轉して欲心を生じて身生起りて相看て住しぬ。爾の時、老病比丘尼あり、出で行いて遇ま見已りて心に慚愧を生じ、即ち便ち却き還りぬ。病比丘尼即ち是事を以て諸比丘尼に向うて說くに、諸比丘尼は善生比丘尼に語りて言はく、「汝、出家人にして云何が乃し此の非法事を作せしや、甚だ恥づべしと爲す」と。善生比丘尼即ち瞋恚して言はく、「奇なる哉、奇なる哉、是れ我が親里の比丘にして時々に來りて我れを看るなり。若し我れ與に共に相娛樂せざらんには、誰か復應に爾るべき。是れ我家の法なり、何の怪しむべきことか有らんや」と。是の如くにして諸比丘尼は一々に難詰せしに、是の善生比丘尼は辯才ありて能く一々に答へぬ。諸比丘尼は即ち是事を以て大愛道に白し、大愛道は即ち世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。即ち便ち呼び來るに、佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して梵行を讚歎して婬欲を毀呰せるを。汝云何が是の惡不善法を作せしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、一比丘尼と與に共に【一〇六】空屛處に坐せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「一」とは、一比丘・一比丘尼なり。人ありと雖、若し狂癡心亂(の者)・眠れる(者)・非人・畜生、是の如き比の人ありと雖故は「無人」と名くるなり。「空屛」とは、僻靜の處なり。「坐」とは、共に坐するなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘尼、一比丘に食を請じ、一比丘尼、比丘と共に坐せんに、一比丘尼來往して食を益め、食を益むる比丘尼去る時、比丘は一々時に隨うて波夜提を得るなり。若し比丘尼坐せんには、比丘

比丘尼)とせり。
【一〇五】本二(Purāṇadutiyikā)。出家前に於て共に同じく歡べるもの、即ち妻なり。

【一〇六】空屛處(Rahō)。人なき寂靜の處。

たまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、

「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘、比丘に語げて、「長老は食の爲の故に比丘尼を教誡するなり」と言はんに、波夜提なり』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「食」[九七]とは、麨[九八]・麪・飯・魚・肉なり。復次に食あり、色[九九]・聲・香味・觸に名く。「教誨」とは、若しは阿毗曇、若しは毗尼なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、比丘に語げて、「今飲食の爲の故に比丘尼を教誨するなり」と、是の如きの言を作さんには波夜提なり。若し、「醫藥[一〇〇]の爲の故に比丘尼を教悔するなり」と言はんには越毗尼罪を得ん。若し比丘、比丘尼に語げて、「彼の比丘は飲食の爲の故に汝等を教誡するなり」と、是の如きの語を作さんには越毗尼罪を得ん。若し比丘、比丘尼に語げて、「彼の比丘は醫藥の爲の故に汝等を教誡するなり」と、是の如きの語を作さんには越毗尼心悔を得ん。若し比丘、比丘に語りて、「汝、飲食の爲の故に式叉摩尼・沙彌尼を教誡するなり」と言はんには越毗尼罪を得ん。若し「醫藥の爲に」と言はんには越毗尼心悔を得ん。是の如くに廣說し、……乃至、優婆塞・優波夷に「飲食の爲の故に汝等を教誡するなり」と(言はんに)越毗尼罪を得ん。若し「醫藥の爲の故に汝等を教誡するなり」と言はんに越毗尼心悔を得るなり。是故に說きたまへり。

[一〇一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優陀夷[一〇二]は善生比丘尼[一〇三]と是れ本二[一〇四]なりしが、善生比丘尼、尊者優陀夷に語りて言はく、「我れ明日當に次にて序を守るべければ可しく來りて共に語るべし」と。明日、諸比丘尼は各々聚落に入りて食を乞ふに、時に優陀夷、善

【九七】食(Piṇḍapāta)。

【九八】麨・麪・飯・魚・肉は五種蒲闍尼食(Pañcabhojanāni)なり。根莖等の堅食(Khādaniya)に對して輭食といはるゝもの、四分律には飯・麨・乾飯・魚・肉とし、巴利律には Odana(飯)、Kummāsa(團子の如くにまるめたる食物)、Sattu(麥飯) Maccha (魚)、Maṃsa(肉)(Vin. 4. 83)とせり。僧祇律の麨は Kummāsa に、麪は Sattu に相當せしむべきものにして、本律第十六卷には麨・飯・麥飯・魚肉とあるによりて知らる。

【九九】色・聲・香・味・觸。五欲の境を列擧せるは、凡夫人の愛著喜樂の念を起さしむるものなる故に、その貪著する相を食といひしなり。

【一〇〇】醫藥の爲に (Gilāna-paccayabhesajja-parikkhārahetu)。

【一〇一】波夜提第二十五、與尼屏處坐戒。

【一〇二】尊者優陀夷。註(五の五二)參照。五分律のみは諸比丘として優陀夷の名なし。

【一〇三】善生比丘尼。四分律は偷蘭難陀比丘尼とし、十誦・有部は掘多比丘尼とし、五分律は名を出さず、巴利律は Udāyissa purāṇadutiyikā bhikkhunī (優陀夷の故二なりし

きの念を作すべし、「我れ若し道中にて比丘に見えなば當に白すべし、若し聚落中にて見えんには當に白すべし」と。若し比丘尼精舎の門に到らんに、即ちに入るを得ず、應に比丘ありて内に在りや不やを問ふべし。若し有らば喚びて來り出でんに白せよ、白し已りて當に入るべし。若し白せずして一脚を門に入るゝに越毘尼罪を得、若し二脚を入れんには波夜提を得るなり。[九二]若し比丘尼、比丘に食を請ぜんに、衆僧の上座は應に是の如きの白を作すべし、「比丘尼住處に入りて教誡せんとて去くなり」と。若し第一上座答對すること能はざらんには、第二上座應に白すべし。若し僧已に入りて坐し、比丘尼、事を問はんに、衆中の年少比丘にして辯才ある(もの)現前に答對して説法するは無罪なり。若し比丘尼(住處)と比丘住處と墻を隔てゝ相接し、比丘細妙の聲にて唄を作さんに、比丘尼遙に問うて言はく、「尊者、誰か能く是の如きの唄を作せしや」。答へて言はく、「我れ唄せしなり」。比丘尼言はく、「尊者能く是の如きの好唄を作せしや」。比丘言はく、「汝更に聞かんと欲するや」。答へて言はく、「聞かんと欲す」。比丘即ち更に唄せんには波夜提罪なり。若し比丘尼病まんに、比丘、唄を爲さんには無罪。若し此の比丘尼已に死して、比丘尼弟子、比丘に語りて「師已に死せり」と言はんに、比丘應に即ち止むべし。若し爲に[九三]無常唄を作さんには波夜提を得ん。若し比丘尼、比丘の足を禮する時、比丘是の如きの[九四]呪願を作さく、「汝をして一切の苦を盡して解脱を得せしめん」と、波夜提なり。應に語げて言ふべきなり、「善來」と。是故に説きたまへり。

[九五]佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾の時、六群の比丘晨朝に衣を著して祇洹門下に在りて住せしに、時に尼を教誡する比丘ありて門を出づるに、六群の比丘見已りて是の如きの言を作さく、「汝等今入城して諸根を放恣することを得ん、餘事の爲ならずして[九六]好飲食の爲の故に去くなれば」と。時に尼を教誡する比丘は慚愧せりき。諸比丘聞き已り、是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。即ち喚び來り、來り已るに佛、六群の比丘に問ひ

【九二】若比丘尼請比丘食衆僧上座應作如是白入比丘尼住處教誡去若第一上座不能答對者第二上座應白若僧已入坐比丘尼問事衆中年少比丘有辯才現前答對説法者無罪とあり。此の文意難解なり。

【九三】無常唄。比丘尼の無常即ち死を縁として無常偈を歌詠するなり。

【九四】呪願。註(一の八七)參照。

【九五】波夜提第二十四識教尼人戒。十誦律のみ王舍城とし、他は皆舍衛城とす。

【九六】好飲食の爲に(āmisa-hetu)。法の爲に比丘尼教誡に行くにあらずして、飲食を貪り得んが爲に行くなりと毀呰するなり。

捐することなし、善い哉、尊者、我が爲に法を說きたまへ」と。阿難言はく、「世尊の制戒、界內比丘に白せずして比丘尼の爲に法を說くことを得ず」。比丘尼言はく、「尊者に和南[八七]したてまつる」。答へて言はく、「安隱住せよ」。是言を作し已りて便ち還りて世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住するに、佛、知りて而して故に問ひたまふに、阿難卽ち上事を以て具に世尊に白しぬ。佛言はく、「汝若し爲に法を說きしならんには、彼の病卽ち差えて身、安樂なることを得しならん、今日より後、病比丘尼の爲には法を說くことを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、比丘尼住處[八八]に往いて敎誡せんと欲せんに、善比丘に白せざらんには餘時を除いて波夜提なり。餘時とは病時なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「敎」とは、敎詔するなり。「善比丘」とは、界內現前[八九]にして眷屬現前[九〇]に非ず。「白せず」とは、若し「我れ非時に聚落に入らん」と言ひ、若しは「同食を離れん」と言はんに、是れを名けて「白す」とは爲さゞるなり。「白す」とは、當に是の如くに言ふべし、「長老、憶念したまへ、比丘尼精舍に入りて敎誡せんことを白するを」と。彼れ應に言ふべし、「放逸すること莫れ」と。「餘時を除く」とは、比丘尼の病時にして、世尊は無罪と說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し二人、阿練若住處[九一]に在り、若し一人、比丘尼精舍に入らんと欲せんに、當に第二人に白して是言を作すべし、「長老、憶念したまへ、比丘尼精舍に入りて敎誡せんことを白するを」。彼れ應に言ふべし、「放逸すること莫れ」。答へて言はく、「頂戴して受けん」と。若し二人倶に往かんと欲せんには、當に展轉して相に白すべし。若し一人已に往きて一人後に復往かんと欲せんには、當に是の如

【八七】和南。稽首し敬禮するの義。註（九の二四）參照。

【八八】比丘尼住所（Bhikkhunūpassaya）。

【八九】界內現前。自己の屬する界內の比丘大衆の現前、卽ち現前僧（Sammukhibhūta saṃgha）なり。

【九〇】眷屬現前。明かならず。佛他の結界地の比丘も同じく佛弟子なれば同一眷屬なる故に、眷屬現前とは四方僧又は客來比丘を意味するか。和上・阿闍梨の弟子を眷屬といふこともあるも今は弟子眷屬の現前をいふには非るべし。

【九一】阿練若住處。註（一一の七六）參照。

當に先に前に在りて去いて比丘尼を教誡すべし」。有が言はく、「世尊の制戒、僧差せざるに比丘尼を教誡することを得ず」。六群の比丘言はく、「我等、羯磨事を知作せん」。即ち便ち[八四]界を出でゝ羯磨を作し、展轉して相に拜し已りて即ち比丘尼精舍に往いて是の如きの言を作さく、「姉妹、汝等和合僧せよ、我れ當に教誡すべし」。時に[八五]六群の比丘尼疾く疾く集まるに、時に衆中の善法の者是の如きの言を作さく、「誰か能く此の非法是の人の教誡を受けんや」。時に六群の比丘尼即ち自ら聚集せしに、俗事を論說し已りて便ち去りぬ。時に尊者難陀、時到りて衣を著し比丘尼精舍に往いて是の如きの言を作さく、「諸比丘尼盡く集まる(べし)、我當に教誡すべし」。時に諸の善比丘尼即ち和合せしも、六群比丘尼は來らざりき。難陀問うて言はく、「比丘尼僧和合せしや、未だしや」。答へて言はく、「未だし」。復問ふ、「誰か來らざる」。答へて言はく、「六群の比丘尼は來らず」。即ち使を遣して往いて喚ぶに、復來らずして是の如きの言を作さく、「我等先に已に六群の比丘より教誡を受けぬ」。難陀言はく、「尼僧和合せざらんには教誡することを得ず」と。言ひ已りて便ち還りて世尊の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住するに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「汝已に比丘尼を教誡せしや」。難陀即ち上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群の比丘に言はく、「汝、云何が僧差せざるに而も比丘尼を教誡せしや」。答へて言さく、「我等已に差を受け竟りぬ」。佛言はく、「痴人、誰か汝等を差せんや」。答へて言さく、「我等、界を出でゝ自ら展轉して相に差せるなり」。佛言はく、「今より已去、界外にて展轉して相に差して比丘尼精舍に往くことを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。[八六]大愛道瞿曇彌病みしに、時に尊者阿難往いて問訊して是の如くに言はく、「體力何如、所患損せりや不や、増すに至らざりしや」と。答へて言はく、「尊者、苦患

優波離問佛經・解說戒經及び本律に存して餘律には存せず。

【八二】舍衞城。五分律も舍衞とせるに、巴利律は釋翅搜迦維羅衞尼拘類園(Sakkesu Kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme)とせり。戒緣人は皆六群比丘とす。

【八三】羯磨事を知作すとは、比丘尼教誡人選出羯磨事を執り行ふなり。知はわきまへつかさどる意なれば、衆僧より離れて勝手に執作する意を含む。

【八四】界を出づるとは、結界地の外(Nissīma)に出づるなり。界内にては衆僧和合して同一に羯磨事を營むべき故に、若し界内にて衆僧より離れて四人以上の者相寄りて羯磨事を作さば別衆罪破僧罪を犯ずる故に界外に出づるのである。

【八五】六群比丘尼(Chabbaggiyā bhikkhuniyo)。律典中に其名を出さゞれば知り難し。恐らく六群比丘に對し偸蘭難陀比丘尼・掘多比丘尼・慈地比丘尼等を六群比丘尼として對稱せしものなるべし。

【八六】大愛道瞿曇彌(Mahāpajāpatī gotamī)。五分律には跋陀比丘尼病みて尊者舍利弗に說法を乞ふとせり。巴利律には長老比丘とあるのみ。

ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、僣差して比丘尼を教誡せんに、日沒より乃し[七五]明相未出に至らんには波夜提なり」

と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「僣差す」とは、十二法成就して、衆成就し、白成就し、羯磨成就せるを(言ふなり)。「教誡」とは、若しは阿毗曇、若しは毗尼なり。「冥」とは、日沒より明相未出に至る(間)にして、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

日沒せるに[七六]未沒想を作して教誨するは越毗尼、日未だ沒せざるに沒想を作して(教誨するも)越毗尼を得ん。日沒に沒想を作して(教誨するは)波夜提、日未だ沒せずして未沒想を作すは無罪なり。明相の四句も亦是の如し。比丘尼に式叉摩尼想(を作)して教誡して(日沒に至らん)には波夜提を得、式叉摩尼に比丘尼想を作して(教誡して日沒に至らんには)越毗尼罪を得、式叉摩尼に式叉摩尼想を作して教誨せんには無罪、比丘尼に比丘尼想を作して教誡して(日沒に至らんに)は波夜提なり。沙彌尼・外道出家尼・優婆夷の四句も亦是の如し。若し比丘尼、夜に比丘の足を禮するに、比丘、[七七]「苦を盡して解脱せよ」と言はんには波夜提にして、若し「善來」と言はんには無罪なり。若し[七八]一切四部衆、會して竟夜說法せん時、比丘、方便を作して比丘尼の爲に、大愛道出家經・[七九]黒瞿曇彌經・法豫比丘尼經を說かんには波夜提罪を得ん。若し正しく此經(のみ)を誦し、更に餘經を知らずして[八〇]次第に誦せんには無罪なり。若し夜に比丘、高座上に在りて說法する時是の如きの言を作さく、「一切衆、坐して明かに聽け」と、波夜提を得ん。若し是言を作さずして、爲に說かんには無罪なり。是故に說きたまへり。

佛、[八一]舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に諸の長老比丘は比丘尼を次第教誡せるに、時に六群の比丘は是(言)を作さく、「諸の長老比丘は比丘尼を次第教誡せしに、我等は得ず、我等

誡人(Bhikkhunovādaka)を選出し親任する(Sammannati)なり。

【七二】日沒(Atthaṃgate suriyo)。

【七三】城に還り入るとは、未だ祇洹精舍に比丘尼精舍なかりし時、比丘尼は皆舍衛城内なる釋種家によりて住せしに由りてなり。

【七四】竟日。終日なり。

【七五】明相。註(八の一一五)參照。

【七六】未沒想(Anatthaṅgatasaññī)。日未だ沒せざるの想を作すなり。

【七七】苦を盡して解脱せよといはゞ說法することになる故に犯戒となり、善來(Sāgata)といふ時は單に挨拶の言葉に過ぎざる故に此戒に觸犯せざるなり。

【七八】四部衆。比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷をいふ。

【七九】黒瞿曇彌經・法豫比丘尼經。出據明かならず。大愛道出家經は中阿含第二十八(大正藏 1,605)瞿曇彌經・四分律(四八)・五分律(二〇)・Cv. 10. 1 等に出づ。

【八〇】次第に誦するに無罪なりとは、强ち說法せんとの意志なき故なり。

【八一】波夜提第二十三、不白往尼精舍戒。五分律・巴利律・

て言さく、「世尊、未だ僧の羯磨を被らざれば、是を以て去かざるなり」。佛、諸比丘に語げたまはく、「[六六]十二事ありて成就せんに、僧當に拜して比丘尼を教誡する人と作すべし。何等をか十二とす。一には持戒清淨、二には多く阿毘曇を聞き、三には多く毘尼を聞き、四には戒を學し、五には定を學し、六には慧を學し、七には能く人の爲に惡邪を除き、八には[六七]能く自ら毘尼し能く他を毘尼し、九には辯辭あり、十には梵行を汙さず、十一には比丘尼の[六八]重禁を壞せず、十二には二十臘若しは[六九]過二十臘なり、是れを「十二法」と爲す」。某甲の人應に是說を作すべきなり、「[七〇]大德僧聽きたまへ、尊者難陀は十二法成就せり。若し僧時到らば、僧は難陀を[七一]拜して比丘尼を教誡する人と作さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、尊者難陀は十二法成就せり。僧は今、難陀を差して比丘尼を教誡せ(しめ)んとす。諸大德、難陀(をして)比丘尼を教誡せ(しむ)ることを忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に難陀を差して比丘尼を教誡せ(しむ)ることを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

爾の時、尊者難陀は諸比丘尼の爲に廣く法を說いて遂に[七二]日沒に至れり。諸比丘尼は暮に逼りて還りて[七三]城に入りしが、世人の嫌ふ所と爲りて是言を作さく、「沙門釋子は是の比丘尼を將ゐて[七四]竟日自ら娛樂し、日沒して乃し還せり、女人は愍れむべし、自在を得ざること乃し是の如きに至る。此の壞敗の人、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、難陀に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞

せり。而も般陀は唯一偈を說けりとして、拘那含牟尼佛偈なる欲得好心莫放逸、聖人善法當勤學、若有智慧一心人、乃能無復憂愁患(Adhicetaso appamajjato munino monapathesu sikkhato sokā na bhavanti tādino upasantassa sadā satimato)を引けるは注意すべし。而して善見律(十六)には周羅般陀となしつゝ偈文は四分律の入定者歡喜見法得安樂の文を引けるは注意すべし。

【六五】大愛道憍曇彌比丘尼。註(九の三・四)參照。

【六六】十二事成就。巴利律には八事具足とせり(Vin. 4. 51)。五分律・四分律は十法具足、有部律は七法、十誦律は五法とせり。

【六七】原漢文には、能自毘尼能毘尼他とあり。宋・元・明・宮本には能自毘尼毘尼他とあり。毘尼とは調伏の意なり。

【六八】重禁(Garudhamma)。比丘尼の八波羅夷なり。

【六九】過二十臘(Atirekavīsativassa)。二十夏以上の人なり。

【七〇】還差比丘尼教誡人羯磨文。此文白二羯磨なるも、巴利律は白四羯磨(Ñatticatuttha-kamma)なり。

【七一】拜するとは、比丘尼教

ぜざらんが爲の故に即ち還らん」とて、往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に舍利弗に問ひたまはく、「汝已に比丘尼を教誡せしや」。答へて言さく、「教誡せざりき、世尊」。佛言はく、「何の故なりや」。舍利弗、上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。即ち呼び來り已るに、佛は難陀・優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝云何が僧、差せざるに而も比丘尼を教誡せしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、僧[五七]差せざるに而も比丘尼を教誡せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「差せず」とは、僧、羯磨を作さゞるを「差せず」と名くるなり。[五八]十二事成就せざらんには、名けて「差せり」と爲さず。[五九]衆成就せず、[六〇]白成就せず、[六一]羯磨を作さんに成就せざるには、亦「差せず」と名へるなり。「教誡」とは、若しは[六二]阿毗曇、若しは毗尼なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘、僧差せざるに比丘尼を教誡せんには波夜提なり。是故に說きたまへり。

[六三]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に長老比丘は比丘尼を次第教誨せしに、時に[六四]尊者難陀は比丘尼を次第教誨すべかりしに、而も肯んじ去かざりき、爾の時、[六五]大愛道憍曇彌比丘尼、往いて佛の所に至り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、尊者難陀は次に(よりて)應に比丘尼を教誡すべきに而も肯んじ去かず、誰か當に應に去くべきや」と。是語を作し已りて頭面に佛足を禮して而して去りぬ。佛、比丘に語げたまはく、「難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀に問ひたまはく、「汝、次に(よりて)應に比丘尼を教誡すべきに、何の故に去かざるや」。難陀、佛に白し

【五七】差。衆僧の羯磨作法を經て差遣する意なり。註(一〇の一二一)參照。

【五八】十二事成就。次下に持戒清淨・多聞阿毗曇・多聞毗尼等の十二事を列す。此等を具足成就せる者のみが比丘尼を教誡し得るとするなり。

【五九】衆不成就。僧事を營むに、與かるべきだけの比丘來らざる時は、その決議等は一切効力なきなり。

【六〇】白不成就。白文(Ñatti)を唱告する時、その白文が不完全であり、不徹底であり、讀みあやまり等をすれば、その決議は効力を失するなり。

【六一】羯磨不成就。衆僧の中に反對者ありて決議を遮するものある時は、効力を失するなり。

【六二】阿毗曇(Abhidhamma)。普通に經律論の三藏の中、第三論藏を意味するも、本律第三十巻に阿毗曇者九部修多羅、毗尼者波羅提木叉廣略とあれば、今は九部經即ち佛所說の九分教をいふなり。九分教は註(一の二〇)參照。

【六三】波夜提第二十二、教誡尼至日沒戒。

【六四】十誦律・有部律・四分律。及び本律は難陀とするも、五分律と巴利律とは般陀即ち周利般特(Cūḷapanthaka)と

ん。是の如くに方便を作して屋師をして見せしめんと欲して、故に往いて和上・阿闍梨を禮拜して受經誦讀し、若しは經行し、若しは聚落に入りて、(此念を作さく、)「屋師は我れを見已りて當に疾く好覆すべけん」と。(かくして)見已らんに、好くするも好くせさるにも倶に波夜提を得ん。是の如くに一切方便を作さんには、波夜提を得るなり。若し方便を作さずして往き、見已りて好く疾く覆を爲さんには無罪なり。是故に說きたまへり。

種子及び異語と、嫌責と露地に敷くと、內に敷くと並に牽出と、先に敷けると重閣に置くと、蟲水と大房を作るとなり。第二跋渠竟る。

[五一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、[五二]長老比丘は次第(に隨うて)比丘尼を敎誡せしに、時に[五三]難陀・優波難陀は次第敎誡することを得ざりしかば自ら相謂ひて言はく、「諸長老比丘は悉く次第敎誡せしに我等は次第敎誡することを得ず、我等今當に自ら先に往いて敎誨すべし」と。即ち是念を作さく、「我れ當に誰の次第に依りて而して去くべきや、當に[五四]大目犍連の次第に依りて而して去かんに、彼の尊者は大神力あれば脫し可さゞらんには或は我等を捉へて遠く他方世界に擲たん。當に[五五]尊者大迦葉の次第に依りて而して去かんに、彼の尊者は大威德あれば若し理に合はさらんには或は能く大衆中に在りて我等を摧辱すべけん。[五六]尊者舍利弗は柔輭和雅なれば、當に其次に依るべし」と。是念を作し已りて即ち其次に依り、淸旦に衣を著し往いて比丘尼精舍に到りて是の如きの言を作さく、「諸姊妹和集せよ、我等來りぬ、相敎誡せん」と。時に諸比丘尼即ち衆を集むるに、彼の難陀比丘は多聞辯才にして善く說法を能くせるを(以て)、即ち比丘尼衆の爲に宜しきに隨うて法を說きぬ。時に尊者舍利弗、敎誡の時到りしかば、衣を著して比丘尼門屋の下に詣りて住まるに說法の聲を聞きぬ。時に諸比丘尼は遙に尊者舍利弗を見るも、法を恭敬するを以ての故に起ちて迎逆せざりき。時に尊者舍利弗、是事を見已りて即ち是念を作さく、「我れ今、法を斷

ち再覆三覆の意なるべし。屋根師に對し始めに約束(要)をする時再覆か三覆かを分明にせよとの意ならんか。然れども今は、分明に三たび約束せよと解する方適當なるべし。處分已とは約束終りて決定したる後に於てとの意なり。

【五一】波夜提第二十一、不差敎尼戒。

【五二】長老比丘(Therā bhikkhū)。德長じ年老いたる比丘の意なるも、普通、上位に對する尊稱とす。註(二の九六)上座の下參照。

【五三】難陀・優波難陀。註(八の五)參照。

【五四】大目犍連。註(四の一三九)參照。

【五五】尊者大迦葉(Āyasmā mahākassapa)。優留毗羅等の三迦葉に簡びて大迦葉といふ。頭陀行第一、世尊の遺法の散絕するを恐れて佛陀入滅直後の夏中に經律二藏の大結集をなせり。鷄足山に於ける迦葉の入寂の光景、及び彌勒成道の時世尊の衣鉢を傳授するの記は有部毗奈耶雜事卷四十に詳かなり。

【五六】尊者舍利弗。註(一の一五)參照。

て作さしめて而も價を與へざるとは。甚だ不可なりと爲す。（且つ）自らは其屋を遶ること猶し[46]盤馬の如くにして生草を傷殺す、此を敗壞の人、何の道か之れあらんや」と。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「闡陀を呼び來れ」。即ち喚び來り已るに佛、闡陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、闡陀に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くならず、是を以て善法を長養すべからざるなり」と。佛、諸比丘に告げたまひて、拘睒彌に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、大房を作り戸牖を施して經營せんには再三覆を齊らん。當に[47]草少き地に於て中に住すべし。若し過ぎんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「作る」とは、若しは自ら作り、若しは人をして作らしむるなり。「大」とは、過量なり。「房」とは、世尊の所聽なり。「戸を作る」とは、人の出入を通ずる處なり。「牖」とは、明を通ずる所なり。「經營」とは、敎語し指授するなり。「覆」とは、[48]十種あり。若しは草、若しは泥、若しは板、若しは石灰、若しは阿槃頭國覆（若しは）摩竭提國覆、（若しは）拘睒彌國覆、（若しは）山國覆、（若しは）恭敬國覆、（若しは）藏語國覆なり。「再三」とは、五・六に非ず、極むること三を齊るなり。「少草地」とは、生草少き處なり。「波夜提」とは、上に説けるが如し。

覆屋人を雇はんとて價を斷むる時、當に實の價の如くにして高下することを得ず、應に作人に語げて言ふべし、「汝若し是の如くに[49]覆を知らば當に是の如きの價を與ふべし、若し是の如くに覆を知らざらんには是の如きの價を與へざる（べし）」と。[50]是の如くに要して分明に三たび處分せしめ已るに、（後に）比丘是念を作さく、「當に方便を作して草・木・竹を持して彼に往かんには、彼れ若し我れを見なば當に疾く好覆すべけん」と。屋師見已らんに、好くするも好くせざるにも波夜提を得

【四六】 盤馬。ぐるぐるめぐりゆく馬。

【四七】 原漢文には、「少草地」とあり。少は多に對せる語にあらずして、草なき地の意なり。即ち死土、草を生ぜざる地を選びて房舍を建つべきが故に、少草地とあるは無草地と解すべきなり。巴利戒文にも appaharite (having no grass) とあり。

【四八】 原漢文には、覆者有十種若草若泥若板若石灰若阿槃頭國摩竭提國拘睒彌國山國恭敬國覆藏語國覆とあり。最後の覆の一字は上の各國名の下に補ふべきものなるべし。中に於て山國、恭敬國、藏語國は明かならず。阿槃頭は阿槃提國（Avanti）、摩竭提は摩揭陀國（Magadha）なり。草泥板石灰は材料を示し、阿槃頭國覆以下は屋根の葺き方を示せるに非ざるか。十誦律には鳥翅にて覆へるものあるを記せり。

【四九】 覆を知る。知るは律行上の淨語にして、賣買又は契約の場合の使用語なり。かくかくに屋を葺くならばとの意。

【五〇】 原文には、如是要令分明三處分已比丘作是念とあり。宋・元・明・宮本には三の上に一の字ありて「分明一三處分已」と爲す。一三とは再三即

【四二】佛、拘睒彌に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者【四三】闡陀は勸化して房を作らんとせり。時に闡陀は覆屋具を集め草・木・竹等を辦へ已りて、往いて覆屋師に語げて言はく、「我れ衆人已に辦へぬ、我が與に屋を覆へ」。覆屋人言はく、「【四四】阿闍梨、我れに【四五】食直と作價とを與へよ」。爾の時、闡陀は其の價直に隨うて斷めて之れを與ふるに、時に作人卽ち往いて屋所に詣りぬ。闡陀、作人に語ぐらく、「此は是れ覆屋具なり」。覆屋人言はく、「覆屋に三種ありて厚薄同じからず、何等の覆を作さんと欲するや」。闡陀言はく、「汝、三種の厚薄を問ふを用ひて爲せん、現り有る所の草を盡く當に用ひて覆ふべし」。覆屋人言はく、「當に齊限あるべきなり、那ぞ盡く用ふるを得ん」。是の如きこと三たびに至りて、屋師復言はく、「一切世間に皆法限あり、法限の如くならんには世の稱讃する所たり」。闡陀言はく、「但盡く用ひて覆ふべし、何ぞ多言するを須ゐんや」。卽ち其言の如くに盡く用ひて之れを覆ふに、草多くして厚きが故に繫縛するも禁へず、始めて時雨を得たるに悉く皆斷じ解けて華の開敷せるが如く、竟夜雨を被りて衣鉢盡く濕ひぬ。闡陀、淸旦に往いて屋師の所に詣りて是の如きの言を作さく、「汝云何が我が爲に屋を覆ひしに、乃し是の如きに至りしや」。覆屋人言はく、「何を以ての故に」。闡陀言はく、「竟夜雨を被りて衣鉢盡く濕ひぬ」。覆屋人言はく、「我れ先に闍梨に語げざりしや、覆屋に三種の厚薄ありて同じからず、……乃至、語に隨ひて一切盡く與ひしなり」と。闡陀言はく、「汝當に更に我が爲に覆ふべし」。覆屋人言はく、「更に我に食直と作直とを與へよ」。闡陀言はく、「價直は汝先に已に得たり」。屋師言はく、「先に已に得たるは先に已に作し訖りぬ、若し更に作さんと欲せんには、價、先よりも三倍にせよ」と。……乃至、闡陀自ら王力を恃みて、強ひて更に覆はしめて而も直を與へず、闡陀復自ら其房を遶りて苦言呵責したりき。時に行人ありしに屋師語りて言はく、「諸人、是の沙門釋子を見よ、王の力勢を恃みて強ひて我れをして作さしめて而も直を與へず」と。行人卽ち嫌うて（云はく）、「云何が釋子なる王の勢力を恃みて強ひて人をし

【四二】波夜提第二十、覆屋過限戒。
【四三】闡陀。註（六の一四七）參照。
【四四】阿闍梨。註（三の二三三）參照。今は但に「師よ」と呼べるのみ。
【四五】食直・作價。食代と手間賃なり。

至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、知りつゝ蟲水を草泥に澆へ、若しは人をして澆へしめんには波夜提なり」と。

「丘丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。[三六]「蟲」とは、……乃至、微細なる有命(の者)なり。「水」とは、十種あり、上に說けるが如し。「草」とは、茅・芒等なり。「遲」とは、草遲・[三七]苦遲・象馬屎遲・牛屎遲等なり。「澆ふ」とは、自ら澆へ人をして澆へしむるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、水に蟲あるを知りつゝ、方便して澆ふること一たびし、息むこと一たびなるには一波夜提、息むことの多少なるに隨うて一々に波夜提なり。人をして澆へしめんに、一たび方便して語げんには一波夜提、若し更に「疾く疾く澆へよ」と語げんに、語々に波夜提なり。若し比丘、房舍・溫室を營作する者、若しは池水、若しは河水、若しは井水を須ゐんには、漉取して器に滿し、蟲なきを看て然して後に用ひよ。若し故ほ蟲あらんには、當に重囊にて漉して諦に之れを觀るべし。若し故ほ蟲あらんには三重に至れ。若し故ほ蟲あらんには、當に更に井を作りて前の如くに諦觀せよ。若し故ほ蟲あらんには、當に所營の事を捨てゝ餘處に至りて去るべし。[三八]漉水の法、當に交へて三枝を豎にして上頭を縛り、漉囊を以て之れに繫け、器を以て下に承くべし。漉囊中に恒に水を[三九]淳ぎ、數々井中に到らして著けよ。蟲の生ずるは常なくして、或は先に無かりしに今有り、或は今ありて後に無し。是故に比丘、日々に諦觀して蟲なきを便ち用ひよ。

若し比丘、知りつゝ蟲水を草に澆へ泥に澆へて、若しは自ら澆へ、(若しは)人をして澆へしめんには波夜提を得ん。若し蟲ある水を用ひて和上・阿闍梨の與に洗浴せんには波夜提を得ん。若しは器を洗ひたる水、(若しは)[四〇]米瀋、(若しは)一切の漿・[四一]苦酒の諸に蟲ある者を用ひて、草・遲に澆ふるは波夜提を得るなり。是故に說きたまり。

【三六】蟲。乃至して略せるは第三卷の註(六二)の本文に「水蟲とは魚・龜・提彌祇羅・修羅・修修羅・修修磨羅、是の如き等の水中の諸蟲にして、食すべき者」とあるを略せるなり。されば蟲ある水とは、微生物のみならず魚類等をも含む意なり。

【三七】苦遲。木皮を混じたる遲なり。

【三八】漉水法。漉水囊は註(三の一一八)參照。

【三九】淳。原漢文には停とせり。「恒に水を停む」としては意明かならず、「恒に水を淳ぐ」ときは、漉中に新たに蟲を生ずる畏れなき故なり。よりて今、停を改めて淳とせり。宋・元・明・宮本皆淳とせり。

【四〇】米瀋。米をそゝぎたる汁。

【四一】苦酒。大麥酒なるも、今は酢をいふならん。

く、「汝云何か閣上に[二七]尖脚牀を敷きて力を用ひて坐せしや、今日より後、閣上に尖脚牀を敷いて坐することを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、曠野に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、[二八]閣屋上に在りて尖脚牀を敷き、若しは坐し若しは臥せんに波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「閣」とは、第二重なり。「屋」とは、[二九]世尊所聽の如し。「尖脚」とは、橛の如し。「牀」とは、十四種あり、上に說けるが如し。若しは遲土を以て地をして堅牢と作し、若しは坐し若しは臥せんに波夜提なり。若しは[三〇]板にて（地を）密に作し、若しは圓脚、若しは[三一]邊閣にて閣下に人の坐する無きには皆無罪なり。若し疎く地を作せるに、尖脚の臥牀・坐牀に若しは坐し若しは臥せんには波夜提なり。若しは[三二]反牀して坐せんには越毘尼罪を得、若しは横に椅に著くは越毘尼罪、若し二脚尖り二脚圓きも波夜提、是の如くに若しは二、若しは三・四脚尖れるも波夜提、四脚圓かなるは無罪なり。是故に說きたまへり。

[三三]佛、曠野精舍に住したまひき。時に營事の比丘、蟲ある水を以て草遲に澆へて世人の爲に譏らるらく、「沙門[三四]瞿曇は無量に方便して殺生を毀呰し離殺を讚歎せるに、而も今沙門は[三五]蟲水を以て草遲に澆へり、此は是れ敗壞の人なり、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「營事の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、具に上事を問うて（言はく）、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、正に應に世人の嫌ふ所たるべし。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず。今日よりして後、蟲水を草遲に澆ぐを聽さず」と。佛、諸丘丘に告げたまひて、曠野精舍に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃

【二七】尖脚牀（Āhaccapādaka-mañca）。

【二八】閣屋（Uparivehāsakuṭi）。中人立ちて頭を天井に障へられざる程度の小屋にして階あるもの。

【二九】世尊所聽。比丘は樹下に坐するを本分とするも、檀越より房舍供養ある時は房舍に坐臥するも可なりと聽したまへりとの意なり。

【三〇】縛隙（ワレメ）を塞ぎたる所（Paduraṅsañcita）なり。

【三一】邊閣。閣上の片隅をいふならん。

【三二】反牀。後方へそりかへりて坐するなり。

【三三】波夜提第十九、用蟲水戒。諸律には拘睒彌とせるに、巴利律のみ Aggāḷavi cetiya として僧祇と一致す。又諸律は闡陀比丘を制緣人となすも、僧祇は但に營事の比丘とし、巴利律もたゞ Āḷavikā bhikkhū とせり。

【三四】瞿曇。註（八の一九四）參照。

【三五】蟲水（Sappāṇaka udaka）。蟲ある水なり。

若し住處少からんには、一比丘當に一柱間に牀褥を敷き、尼師壇にて上を覆ひ、已にして和上・阿闍梨に向うて、或は禮拜問訊し、或は誦を受くべし。去れる後、比丘來りて先なる尼師壇を卻けて自らの尼師壇を敷き、坐し已りて細聲にて[一七]唄を作さんに、先住の比丘來りて見已りて是念を作さく、「誰か能く[一八]他法を斷ぜしや」とて、則ち自ら尼師壇を持して去らんに、是の比丘は波夜提罪なり。坐禪し、誦經し、病まんにも、亦是の如し。若し後より來りて他の牀上に眠らんに、若し是れ上座ならんには應に語げて言ふべし、「長老、世尊の制戒を知らざるや」と。若し眠れる比丘、是れ下座ならんには應に呵責すべし、「汝、善く戒相を知らず、汝、世尊の制戒を知らず、云何が後より來りて他の牀上に眠れるや」と。若し比丘、他處に在りて[一九]經行せんに、先の比丘來るを見ては應に當に避去すべし。若し比丘、夜眠る時振動し竊語するも、擾亂せんとの意を作さゞるには無罪なり。比丘を擾亂するは波夜提、比丘尼を(擾亂するは)[二〇]偸蘭遮、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼を(擾亂するは)[二一]越毗尼罪を得、俗人を(擾亂するは)[二二]越毗尼心悔を得るなり。是故に說きたまへり。

[二三]佛、[二四]曠野精舍に住したまひき。二比丘ありて共住せるに、上座は閣下に下座は閣上にて、上座は坐禪し下座は誦經せり。上座、時到りて[二五]入聚落衣を著し鉢を持して曠野聚落に入りて食を乞ふに、疾く得て速かに還るに下座方に去りぬ。上座食し已りて鉢を澡ぎ擧げて常處に置き、足を洗うて[二六]結跏趺坐せりき。下座晚く食を得て乃し還り、還り已りて重閣上に上り、鉢を常處に置きて並に是言を作さく、「噓、極れぬ」と。卽ち身を縱にして坐せるに、牀脚下に脫して卽ち上座の頭を傷け頭より血流出したりき。上座是の如きの言を作さく、「我れを殺さんとす、我を殺さんとす」。諸比丘は聲を聞き已りて卽ちに來り聚集して問ふらく、「何の故に是の如きや」。上座具に共事を說くに、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白しぬ。佛言はく、「彼の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に問ひたまは

【一七】唄(Pathn)。唄匿(バイノク)の略にして婆陟とも婆師とも音譯す。聲を引いて梵音偈頌を詠ずるなり。

【一八】他法。先に到着して坐席を預じめ取り置きたるを意味す。

【一九】經行。註(一の四四、五の一〇九)參照。

【二〇】偸蘭遮。註(一の一二二)偸蘭罪參照。今の場合は比丘尼に對して比丘よりも重く判ぜしなり。

【二一】越毗尼罪。註(二の三五)參照。

【二二】越毗尼心悔。註(二の八二)參照。

【二三】波夜提第十八、閣上尖脚牀坐戒。

【二四】曠野精舍。註(六の七七)參照。諸律皆舍衞城とせり。

【二五】入聚落衣。僧伽梨なり、註(一の四八・一八二)參照。

【二六】結跏趺坐。註(二の一六)參照。

丘の房を得て宿し、夜に戸を閉ぢて眠りしに、時に六群の比丘は協せて先なるを嫌み、故に盗に滑遅を以て戸閫の上に塗り、行處に當りて滑遅及び塼石を著きぬ。此の比丘、夜(中)に出でゝ脚、滑處を蹈みて塼石上に倒れしかば、是の如きの言を作さく、「諸長老よ、六群の比丘は我れを殺さんとて、我が頸を折らんとて、故に是の如きの事を作して我れを擾亂せんと欲せるなり、誰か能く此と共に住せんや」と。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり」。諸比丘、佛に白して言さく、「六群の比丘は但に此の一惡事のみには非じ、世尊が憍薩羅國に在して遊行したまひし時も諸比丘を擾亂し、……乃至、各々、尼師壇を持して出で去りぬ」と。佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が他の先に敷置せるを知りつゝ、後より來りて擾亂して他をして去らしめんと欲せしや。此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘、他比丘にして先に牀褥を敷置せるを知りつゝ後より來りて擾亂せんと欲して故に敷置して是念を作さく、「樂はざる者は自ら當に出で去るべし」と。[一六]是の如きの因縁を作して異らざらんには波夜提なり』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「先に敷く」とは、是れ初めに敷くなり。「牀褥」とは、前に說けるが如し。「後より來りて敷置すと」は擾亂して他をして出さしめんと欲するが故なり。是の如きの因縁を作して異らざらんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

【一六】是の如きの因縁を以てして、他の因縁に非ざるには波夜提罪なりとの意。巴利文には……etad eva paccayaṃ karitvā anuññaṃ, pācitti-yan ti とあり。

卷の第十五

單提九十二事法を明すの四

[一]佛、[二]拘睒彌に在りて、[三]人間に遊行したまひき。爾の時、世尊[四]初夜に諸の[五]聲聞の爲に法を說きたまひ、法を說き已りて諸比丘は各還りて房に住せり。時に[六]六群の比丘は餘處に於て談話し、久しきを經て乃し還りて房戸を扣きしに、房内の人問うて言はく、「誰なりや」。答へて言はく、「我は是れ六群の比丘なり、此間に宿らんと欲す」。房内の比丘言はく、「此房已に滿てり」。六群の比丘復更に軟語して苦に求むらく、「我れに少許の一坐を容るゝの處を與へよ」と。是の如く苦に求むるも得ず、復餘房に至るに亦復得ざりしかば、復諸の[七]下座比丘の宿處、若しは[八]溫室若しは禪坊若しは講堂に到りて戸を扣くに、堂内の比丘問ふらく、「誰なりや」。六群の比丘言はく、「我れ此に來りて宿らんと欲す」。堂内の比丘言はく、「此堂已に滿てり」。六群比丘復重ねて苦に求めて止まざりしかば、堂内の比丘即ち爲に戸を開くに、房に入るを得已りて趣ちに縱に身を牀上に横へて臥し、或は手・肘・膝を以て扠して邊人に築き、又是言を作さく、「諸長老、[九]一色と作し去れ」と。是語を作し已りて即ち燈を吹いて滅し、更に外なる伴比丘を喚びて言はく、「諸[一〇]梵行人、來り入る可し」と。來りて入り已るに前に在る者を膝頭にて蹴り、後に在る者を肘頭にて築き、放氣して調戲せり。諸比丘は是念を作さく、「誰か能く共に此の[一一]非威儀の人と共に一處に在らんや」とて、即ち[一二]尼師壇を持して出で去りぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「我れ[一三]憍薩羅より行いて舍衞城に還れる時を待ちて、更に此事を(我れに)白すべし、當に諸比丘の爲に戒を制すべけん」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。先に[一四]客比丘[一五]次に(よりて)六群比

【一】波夜提第十七、强敷坐戒。
【二】拘睒彌。註(六の一四六)參照。南京律にはクエンミ、北京律にはクセンミと讀み來れり。諸律皆舍衞城とす。
【三】人間遊行。註(一の四二)參照。
【四】初夜。註(一の一二九)參照。
【五】聲聞。註(一の二一)參照。
【六】六群比丘。註(六の一九二)參照。
【七】下座比丘。註(二の九六)上座の下參照。
【八】溫室。註(九の六八)參照。
【九】一色。燈を消して暗くするなり。
【一〇】梵行人。清淨行を修する人。註(四の七)參照。
【一一】非威儀。註(五の九六)參照。
【一二】尼師壇。註(八の一二)參照。
【一三】憍薩羅。拘睒彌とあるべきに憍薩羅とせるは怪しむべし。
【一四】客比丘(Āgantukā bhikkhū)。舊住比丘(Āvāsikā bhikkhū)に對する語なり。客來比丘、新來比丘の意。
【一五】次によりて。夏數多少の次第によりてとの意。

言はく、「比丘よ、汝出で去れ」と。是語を作さんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。若し比丘、比丘を牽きて出す時、彼の比丘、若しは柱を抱へ、若しは戶を捉へ。若しは壁に倚らんに、是の如きの一々處を牽き離さんには一々に波夜提なり。若しは口に呵叱して、彼の比丘をして語に隨ひて一々處を離れしめんには、一々に波夜提なり。若し方便して騙りて直に門より出さんには、一波夜提を得るなり。若し比丘、蛇鼠を瞋恚して驅出するは越毘尼罪なり。若しは是言を作さく、「此は是れ無益の物なり」と、(かくして)驅出せんには無罪なり。若し駱駝・牛馬にして塔寺の中に在り、塔寺を汙壞せんことを畏るゝが故に驅出せんには無罪なり。若し比丘、比丘を騙りて出すは波夜提、若し比丘尼を騙りて出すは偸蘭遮、若し式叉摩尼・沙彌・沙彌尼を騙るは越毘尼罪を得、下至、俗人を騙りて出すは越毘尼心悔なり。是故に說きたまへり。(十六竟)

摩訶僧祇律卷十四

し已りて客比丘に語りて言はく、「長老、汝何の處に住せんと欲するや」。答へて言はく、「此の房中に住せん」と。六群比丘言はく、「汝知るや、此は是れ誰が房なるかを」。答へて言はく、「我れ知る、是れ衆僧の房なり」と。六群比丘言はく、「此れ僧房なりと雖、我等六群比丘は已に先に此に在りて住せり」。客比丘言はく、「此は是れ[一四〇]四方僧の房なり、縱使[一四一]十六群比丘先に中に在りて住するとも、我れ亦當に次に依りて而して住すべけん、何に況んや六群比丘をや」と。六群比丘、比丘に語りて言はく、「若し長老住せんと欲せば便ち住せよ」と。客比丘住し已るに、六群比丘は即ち各々其の手脚を捉へ、或は頭を捉へて高く擧げて之れを出さんと欲せり。時に世尊は神足を以て虛空中に在りて來りたまふに、六群の比丘は世尊を見已りて即ち地を撲ちて而して去りぬ。佛、客比丘に語げたまはく、「汝但房中に在りて住せよ」と。復次に尊者難陀は是れ優波難陀の兄なりしが、(時に優波難陀は)難陀の共行弟子(に語りて言はく)、……乃至、房を驅出せり。房を出で已りて弟子大に呼ぶに、諸比丘は聲を聞き已りて皆驚き出でゝ看て是の如きの言を作さく、「此の比丘は今日二種の利を失せり、[一四二]斷食と失房となり」と。是の如くにして諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀・優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝等云何が四方僧房中に於て住しつゝ客比丘を牽出せしや、此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して、梵行人所に於て應に慈ある身行を修し、慈ある口意行を修し、慈もて常に供養供給すべきを讃說せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ。十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、僧房內に在りて、若しは自ら[一四三]牽出し、若しは人をして牽出せしめて、……乃至、

【一四〇】四方僧(Cātuddisa saṃgha, Catūhi disāhi āgata-bhikkhu-saṅgha)。十方僧ともいふ。四方即ち十方より集まり來れる僧、閻浮統集の意なり。

【一四一】十六群比丘。諸律皆十七群比丘(Sattarasa-vaggiyā bhikkhu)とせるに、僧祇律のみは十六群とせり。これ、祇十九卷第六十六波夜提水中戲戒中に童子迦葉八歲出家して阿羅漢を成ずるも十六群比丘と共に阿耆羅河水中にて浮戲拍水せりと記するより考ふるに、十七群中より證位を得たる童子迦葉のみを除いて十六群となせるにあらざるか。十七群は王舍城に於ける十七名より成れる少年友人の團體にして、大目連の度する所、優波離少年を上首とせるものなり。律藏結集の優波離は釋迦種族なる故に十七群の優波離にあらず。

【一四二】斷食と失房。尼薩耆波夜提法第廿四瞋恚奪衣戒には失食と失衣とせるに、今は斷食と失房とせり。これ僧祇律の戒因緣なるものゝ內容に於て多少の疑なき能はざる所なり。

【一四三】牽出(Nikkaḍḍhana)。

時、比丘あり即ち房に入りて住せんに、空ならざる故に越毘尼罪を得る(のみ)なり。若し已に去りしに、衣鉢を忘れ、還り來りて取りて白せんには無罪なり。若し比丘、道行に隨ふに、天陰りて雨ふらんと欲せしかば、年少比丘先に去り往いて精舍に至り、和上・阿闍梨の爲に床褥を取り(出し)已るに、天晴れて(更に)去らんと欲せんには當に白すべし、若し白せずして去らんには波夜提なり。若し衆多比丘、聚落精舍中に在りて宿して共に僧の床褥を受けんに、各々是念を作さく、「某甲故に當に付囑すべけん」と。去り已りて道中にて展轉して相問ふに、都べて囑せる者なからんには、諸比丘は當に差して二人を還さしめて付囑すべし。若し比丘、路行に在り、精舍に至りて中に宿しつゝ去るに床褥を囑せず、行くこと遠くして已にして展轉して相問ふに盡く付囑せる(者)なからんに、道にて比丘に逢ひ即ち問うて言はく、「長老、何の處に去らんと欲するや」。答へて言はく、「我れ某處に到らんと欲す」と。是の比丘即ち白して言はく、「我れ昨夜彼に宿し、來る時忘れて床褥を囑せざりき。長老、彼に到らば當に我が爲に付囑すべし」と。是の比丘復言はく、「我れも來る時亦忘れて付囑せざりき。長老、彼の精舍に往かば我が爲に付囑せよ」と。是の如く二人展轉して相に囑し已り、乃し齊しく精舍界に入るに至らんには「囑授せり」と名くるを得るなり。若し比丘、俗人の家に在りて宿して床褥臥具を得んに、去る時應に示語して去るべし。若し草敷を得んには去る時應に語げて言ふべし、「此草何の處に安かんと欲するや」と。主人の語に隨うて、應に之れを安くべし。若し檀越言はん、「但去りたまへ、我れ自ら當に料理すべし」と。(そのとき)比丘應に[一三八]小しく一角を斂めて而して去るべし。若し比丘、行路にて挽き亂れたる草にて坐を敷かんに、去る時聚め已りて當に去るべし。是故に說きたまへり。

[一三九]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に客比丘あり來りて六群比丘の房裏に到るに、六群比丘言はく、「善來、長老」と。是語を作し已りて洗脚水・塗足油・非時漿を與へ、止息

【一三八】原漢文には、比丘應小斂一角而去とあり。一角を斂むとは、一端を折りて蔵擧に擬するなり。行持極めて綿密なり。
【一三九】波夜提第十六牽出房戒。

へ衣を施せしに、諸比丘は僧房內に僧の坐具を敷き、收歛せずして便ち徑ちに去りぬ。世尊は五事の利益を以ての故に五日に一たび諸比丘の房を行りて諸比丘の房內を見たまふに、敷具上に蟲鼠糞穢・塵土不淨ありき。佛知りて而して故に諸比丘に問ひたまふに、諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白しぬ。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等出家人、更に給使して汝が爲に後時を料理するものの無きに、去る時何の故に擧げざりしや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、[一三三]內覆處に自ら[一三四]床褥を敷き、若しは人をして敷かしめ、去る時自ら擧げず、人をして擧げしめざらんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「內」とは、是れ覆處なり。「床座」とは、十四種あり、上に說けるが如し。「枕褥」とは、亦上に說けるが如し。「敷く」とは、若しは自ら敷き、若しは人をして敷かしむるなり。「去る」とは、餘處に去るなり。「自ら擧げず」とは、自ら擧げざるなり。「人をして擧げしめず」とは、他人をして擧げしめざるものにして波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、餘行せんと欲して去る時、房舍內に水を灑ぎ地を掃きて淨からしめ、[一三五]巨磨を以て地に塗り、褥枕を曬して燥かしめ、知床褥人に語げて是の如きの言を作す(べし)、「長老、[一三六]是れは床・褥・枕なり、一切應に付囑ずべし」と。示語せんに、若し知床褥人是れ下座ならば應に語げて言ふべし、「當に此の床褥を攝むべし」と。答へて言はく、「爾り」と。若し上座ならば、「此の床褥を付囑す」と。答へて言はく、「爾り」と。去るとき[一三七]白せざらんには波夜提なり。若し白せずして去る

【一三三】內覆處。巴利戒文には Saṃghike vihāre とせり。
【一三四】床褥(Seyyā)。
【一三五】巨磨。牛糞なり。
【一三六】原漢文には、長老是床褥枕一切應付囑示語若知床褥人是下(座)者應語言當攝此床褥……とあり。是床褥枕は是床是褥是枕とあるべきものなるべし。作法の時、是は床なり、是は褥なり、是は枕なりといふべきが故なり。
【一三七】白すとは單にまうすことにあらず、作法白なり。

て二十五肘を離れんには亦波夜提なり。若し比丘、病みて露處に在りて眠り、弟子來りて師を禮せんに、若し師起ち去らば弟子應に覆處に擧ぐべし。若し二人共に一床に坐するあり、若し上坐去らんと欲する時應に下坐に囑すべし。下坐去らんと欲する時應に上坐に白して言ふべし、「我れ去らんと欲す、此床當に何の處に擧ぐべき」と。上坐若し「汝自ら去れ、此床我れ自ら當に擧ぐべし」と言はんに、爾の時去るは無罪なり。若し比丘、和上・阿闍梨の爲に床褥を敷き已りて而して去るは越毘尼罪、若し和上・阿闍梨にして我が爲に敷けりと知らば、去る時には應に囑すべく、若し囑せずして去るは越毘尼罪なり。二十五肘とは、極大靈雨の時にも兩重衣に徹らざるを得る故なり。若し比丘、衆僧の床上に形像を安きしに、餘の比丘來りて禮拜し、手に觸れつゝも而も擧げざらんには波夜提なり。若し衆多比丘、次第に禮拜し、手に觸れて最後の者に屬せんに、或は[一三一]囑授にして是れ屬に非ず、或は屬にして是れ囑授に非ず、或は亦は囑(授)し亦は屬し、或は囑(授)に非ず屬に非ざるあり。「囑(授)にして屬に非ず」とは、沙彌是れなり。「屬にして囑(授)に非ず」とは、上座比丘是れなり。「亦囑(授)し亦屬す」とは、下座比丘是れなり。「囑(授)に非ず屬に非ず」とは、俗人是れなり。若し大德比丘に多くの弟子ありて爲に床褥を敷くに、若し師が己れの爲に敷けりと知らば、去る時應に人に囑して擧げ(しむ)べく、囑せざらんには越毘尼罪を得ん。若し衆僧の床褥を私住處の露地に在りて敷き、去る時擧げざらんには波夜提を得ん。衆僧の床褥を衆僧住處の露地に在りて敷き、去る時擧げざるには越毘尼なり。若し私床褥を僧(住處)の露地に在りて敷き、去る時擧げざるには越毘尼罪を得ん。若し私床褥を私(住處)の露地に在りて敷き、去る時擧げざるは越毘尼罪なり。若し俗人の床褥を露地に在りて敷かんに、去らんには應に語げて知らしむべし。僧の床褥を白衣家に在りて敷き、去る時擧げざるは越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

[一三二]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に婆羅門あり、衆僧を宿請して食を供

床褥を收藏し得る故なり。註(八の一〇八)參照。

【一二八】共に知るとは、共にあづかりまもる意。

【一二九】知敷人。知事なり、或は知事の命を受けて床褥を敷きたる人。

【一三〇】暴露。明本に曝露となせり。暴は曝の同音寫なり。

【一三一】囑授と屬。囑授は上尊より下位にいひつける意、屬は下位より上尊にたのみ托する意なり。

【一三二】波夜提第十五覆處敷僧物戒。

り汝(等)に因みて諸比丘の爲に制戒せん」と。佛、諸比丘に告げたまひて、跋渠河に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、僧住處にて[一二三]露地に[一二四]臥床・[一二五]坐床・[一二六]褥・[一二七]枕を、若しは自ら敷き若しは人をして敷かしめんに、去る時自ら擧げず人をして擧げしめざらんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「僧住處」とは、若しは阿練若住處、若しは聚落住處なり。「臥床・坐床」とは、[一二八]十四種あり、團脚臥床・團脚坐床・臥褥床・坐褥床・開藤臥床・開藤坐床・[一二九]烏那陀臥床・烏那陀坐床・[一三〇]陀彌臥床・陀彌坐床なり。「褥」とは、[一三一]劫貝褥・[一三二]毛毳褥・[一三三]氈褥・[一三四]迦尸褥・[一三五]草褥なり。「枕」とは、劫貝枕・毛毳枕・氈枕・迦尸枕なり。「敷く」とは、若しは自ら敷き、若しは人をして敷かしむるなり。「去る」とは、餘行するなり。「擧げず」とは、自ら擧げず、人をして擧げしめざる(ものにして)波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し露地にて說法せんと欲せんには、[一三六]知床褥人、床褥を敷き已るに、若し去りて[一三七]二十五肘を離るゝに囑せざるは波夜提罪なり。若し二人して共に[一二八]知らんには、一人行かんと欲する時應に第二人に囑すべし。第二人行かんと欲せば、應に第一人の還るを待つべく、付囑し已りて然して後に當に去るべし。若し床褥を敷き訖りて、後に人あり來りて坐せんに、[一二九]知敷人捨て去るを得て無罪なり。若し春月、露地に敷置して。年少比丘上に坐して眠らんに。即ち彼の比丘に囑す(と爲すなり)。若し床上に比丘なきには、若し比丘、夜起きて大小行して僧床の一々に觸れ、觸れ已りて捨て去らんに、所觸に隨うて一々に波夜提を得るなり。若し是の床上に比丘あらば、即ち彼人に囑す(と爲すものにして)無罪なり。若し僧の知事人、床褥を付(囑)せんと欲して故に出して露地に著き、捨離すること二十五肘ならんには波夜提を得ん。若し僧の床褥を受得して[一三〇]暴曬する時、捨て去り

【一二三】露地(Ajjhokāsa)。
【一二四】臥床(Mañca)。
【一二五】坐床(Pīṭha)。
【一二六】褥(Bhisi 及び Koccha)。
【一二七】枕。巴利戒文には枕に相當する語を引かず。恐くは枕は褥の語の中に含まるゝものなるべし。
【一二八】十四種床。十種のみにして十四種を列ねず。
【一二九】烏那陀臥床。明かならず。根橘易土集に烏日擢(曲)なる語あり、若し烏那陀を曲の梵音とせば十誦律にいふ所の曲脚床のことなるべし。
【一三〇】陀彌臥床。明かならず。
【一三一】劫貝褥。十誦律の劫貝貯褥、綿(劫貝)を入れたる褥。
【一三二】毛毳褥。十誦律の毳貯褥、毳は鳥の腹毛。
【一三三】氈褥。毛おりの褥、又は羊毛等を入れたる褥。
【一三四】迦尸褥。Kāsa(葦の類)を入れたる褥。
【一三五】草褥。十誦律の文闍草(Muñja)貯褥等の如し。
【一三六】知床褥人(Senāsanapaññāpaka)。床褥を典知する人、知事なり。
【一三七】二十五肘。僧祇律の界勢分なり。この勢分外に出づれば床褥を護るの念薄きによりて犯罪となる故に他に囑すべきなり。二十五肘とせる理由は大雨來るとも馳せ歸りて

て惡道に入らん」。

時に捕魚人は大網を捉り、石を沈め瓠を浮かして水に順ひ、而して邊に上ること各々二百五十人、叫喚しつゝ網を挽いて岸に向ふに、諸比丘見已りて佛に白して言さく、「世尊、此人若し佛法の中に於て是の如くに精進せんには大に法利を得ん」と。爾の時、世尊は事に因みて偈を說いて言はく、

「謂ふ所の勤精進とは、一切の欲に名くるには非じ、能く衆惡を離れて、法を以て自ら活命するにこそ謂ふなれ」。

[一〇三]……迦毗羅本生經の中に廣く說くが如し。爾の時、衆魚の、網に墮ちたる中に一大魚あり、百頭ありて頭々各異れり。世尊之れを見て便ち其字を喚びたまふに、即ちに世尊に應へまつりぬ。世尊問うて言はく、「汝の母は何處に在りや」。答へて言さく、「[一〇四]某園廁中にて蟲と作れり」。佛言はく、「此の大魚は[一〇五]迦葉佛の時に[一〇六]三藏比丘と作りしも、惡口の故に雜類頭の報を受け、母は其の利養を受けたるが故に廁中の蟲と作りしなり」と。佛、此の因緣を說きたまふに、時に五百の人は即ち網するを止めて出家し、道を修めて皆羅漢を得て[一〇七]跋渠河の邊に住しき。佛、阿難に告げたまはく、「此の諸の客比丘の爲に床座を敷けよ」と。……乃至、阿難、佛に白さく、「願はくは佛、客比丘を安慰したまへ」。佛、阿難に告げたまはく、「汝自ら我れ已に[一〇八]四禪の中に入りて客比丘を安慰せしを知らざるなり」[一〇九]爾の時、各露地に在りて床褥を敷きしに、食を乞はんと欲し時至りて此の諸比丘は各神力を以て[一一〇]北鬱單越に至る者あり、[一一一]三十三天に至る者あり、[一一二]龍王宮に至りて乞食する者ありて、床褥は露地に在り日に炙け風に飄ひ塵坌にて汙穢せりき。佛知りて而して故に問ひたまふに、諸比丘は上の因緣を以て具に世尊に白しぬ。佛言はく、「此の諸比丘の來るを待て」と。來り已るに佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日よ

【一〇三】迦毗羅本生經。賢愚經第十迦毗梨百頭品（大正藏4. 422b）と大要同じ。
【一〇四】園廁。かはや。
【一〇五】迦葉佛(Kassapa Buddha)。過去七佛中の第六佛。
【一〇六】三藏比丘。經律論の三藏に通曉せる比丘。
【一〇七】跋渠河（Vaggumudā nadī）。
【一〇八】四禪。註(四の二一一)、並に解題(p. 14)(定中安慰)參照。
【一〇九】原漢文には、爾時各在露地敷床褥欲乞食時至此諸比丘各以神力有至北鬱單越者三十三天者龍王宮乞食者床褥在露地日炙風飄塵坌汚穢とあり。有至の二字を三十三天の上にも、龍王宮の上にも添へて讀むべきなり。
【一一〇】北鬱單越(Uttarakuru)。須彌山の北方に位する洲にして四大洲の一なり。北拘盧洲ともいふ。
【一一一】三十三天(Tāvatiṃsa)。忉利天にして須彌山の頂上にあり、帝釋天は此天の王なり。
【一一二】龍王宮。龍王の宮殿、大海の底に在り、龍王の神力によりて化作せらる。

くべからず。上座應に言ふべし、「平等に與へよ」と。若し肉を行す時、偏して上座にのみ多くを與へんには、上座應に「一切盡く爾りや」と問ふべし。答ふるに「[九九]止、上座に與ふること多きのみ」と言はゞ、上座は應に「平等に與へよ」と語ぐべし。若し多くを須ゐざらんには少しく取り、少しく取り已りて語ぐべし、「餘人には平等に與へよ」、是の如きの好食は應に平等に與ふべし」と。若し沙彌にして食を行す時、偏へに師にのみ（多くを）與へんには、知事人は應に言ふべし、「平等に與へよ」と。若し沙彌にして「汝何を以て自ら行さゞる」と言はんに、是の知事人は應に此の沙彌を[一〇〇]推けて出し、更に餘人をして行さしむべし。若し行食人、僧中の大德の人を見て便ち多くを與へ、餘人には便ち少しく與ふるを見んには、應に行食人に語げて言ふべし、「僧中には高下なし、汝平等に與へよ」と。

或は嫌にして呵責に非ざるあり、或は呵責にして嫌に非ざるあり、或は亦嫌にして亦呵責なり、或は嫌に非ず呵責に非ず。「嫌にして呵責に非ず」とは、已れが器中の食を持して比坐の器中の食に比べて是の如きの言を作さく、「此は平等なりや不や」と、是れを「嫌にして呵責に非ず」と名く。是の如くに四句廣く說くべし。「嫌にして呵責ならざる」は越毗尼罪を得ん、「呵責にして嫌ならざる」も越毗尼罪を得ん、「亦嫌にして亦呵責せん」には波夜提罪を得ん、「嫌に非ず呵責ならざる」には無罪なり。是の故に說きたまへり。

[一〇一]佛、[一〇二]跋祇國に在して人間に遊行じたまひ、比丘衆と與に倶に一故河の邊に至りたまふに、時に諸の捕魚人、網を捉りて魚を捕へぬ。諸比丘見已りて佛に白して言さく、「世尊、是の捕魚人は應に是事を作すべからざるに而も勤作せり」と。世尊は諸比丘の問に因みて、已にして卽ち偈を說いて言はく、

「已に得難き身を得たりしに、云何がして諸惡を作すや、染愛、身に著するが故に、命終し

【九九】原漢文には、答言止與上座多耳上座應語平等與とあり。

【一〇〇】原漢文には、是知事人應推此沙彌出更使餘人行とあり。

【一〇一】波夜提第十四、露敷僧物戒。

【一〇二】跋祇國。註（一の五四）跋耆國の下參照。

れ食を作して早くより辦へて尊者を待ちしも來りたまはず、謂へらく、「祇洹中に人ありて僧に供へしならん」と。彼の請を受けたりと謂ひて、此の所の供食我れ已に噉盡せり」。難陀語りて言はく、[九六]「汝、我が食を斷たんと欲するや」。爾の時、優婆夷即ち家中作人の[九七]殘宿食を以て之れを與ふるに、得已りて精舍に還り詣り、……廣く說くこと上の如し……。陀驃言はく、「汝去くこと太だ晚かりしなり」。時に尊者陀驃は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無數に方便して多欲を毀呰して少欲を讚歎せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘[九八]嫌責せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「嫌責」とは、若しは拜人、拜囑人、拜囑々人なり。「拜人」とは、尊者陀驃の如きを、是れを「拜人」と名く。「拜囑人」とは、陀驃摩羅子、餘人を倩うて僧事を料理せ(しむ)るが如し、是れを「拜囑人」と名く。「拜囑々人」とは、所倩の人、復轉じて人を倩うて僧事を料理せ(しむ)るを、是れを「拜囑々人」と名く。是(等)の人を嫌責せんには、波夜提を得るなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し僧中にて種々の餅を行さんに、當に次第に(あたりて)來らんには應に取るべし。若し意中に欲せざらんには過ぎて去らしめよ。若し淨人、「何を以て取らざるや」と問はんに、答へて「我れ是れを用ひず、更に餘の者を取らんと欲す」と言ふは無罪なり。若し乳粥・酪粥・胡麻粥・魚肉粥を行さんに、若し是の如きの種々の粥を行す時、若し杓に滿して上座に與へんには、上座は應に便ち受

辦待尊者不來謂祇洹中有人供僧謂受彼請此所供食我已噉盡とあり。難解なり。

【九六】汝。大正藏經には汝となし、縮藏には今となせり。推するに今とする方正しかるべし。汝とする時は唯責むる意のみ現はれて、時正に中に逼まりて食時過ぎんとする危急の時なる意現はれず。されば今とする方この兩意よく現はるゝが如し。麗藏には今となせり。

【九七】殘宿食。昨日(宿)の殘りの食。

【九八】嫌責 (Ujjhāpanaka khiyanaka)。

て是事を以て往いて世尊に白せり。佛、陀驃に語げたまはく、「凡そ出家人の法は應に平等に食を與ふべきなり。汝當に知るべし、少きを得ては足せず、多きを得ては亦厭くことなけん、好を得るものと惡を得るものと倶に周悉せざらん」と。是に於て長老陀驃は即ち[九〇]三品食を作し、精麤次第周くして而して復始めぬ。

爾の時、難陀・優波難陀は晨に起きて入聚落衣を著し鉢を持し、往いて[九一]食家に至りて優婆夷に語りて言はく、「我れに食を與へよ」と。優婆夷言はく、「尊者、食時未だ至らず、我れ未だ面を洗ひ及び器物を洗ふを得ざれば、未だ出家人の食を作すを得ず」と。時に檀越の婦女弱小の(もの)方に起きて澡浴するに、裸にして形體を露せる者ありき。時に難陀比丘、諸根を攝せずして縱に女色を看しかば、優婆夷是念を作さく、「此の比丘は非毗尼の人なり、或は過惡を生ぜん、中に久しく停めざれ、且く[九二]作人の麤食を與へて速かに遣して去らしめん」と。是念を作し已りて即ち作使人の麤食を與ふるに、是の比丘、食を得已りて即ち精舍に還りね。爾の時、長老の比丘あり、時到りて入聚落衣を著し鉢を持し、威儀[九三]庠序として往いて食家に至るに、檀越種々に美食を施し、鉢に滿たして而して還りぬ。時に難陀・優波難陀見已りて是の如きの言を作さく、「長老陀驃よ、世尊は平等に分食せよと說きたまへり、此の二食を觀よ、平等なりと爲すや不や」と。陀驃言はく、「汝往くこと太だ早かりしなり、是れ食時に非ず」と。明日、難陀は入聚落衣を著し鉢を持して城に入るに、路中にて象鬪・馬鬪を看、俗人の言論するを聽けり。時に優婆夷念言すらく、「阿闍梨は昨日來りしも食を得ざりき、今應に早く辦ふべし」と。檀越家、食を作して久しくして辦へしに、時至るも來らざれば優婆夷復是念を作さく、「尊者、昨日來ること早かりしに、今日何の故に來らざる。祇洹精舍中或は僧に供ふるあり、是故に來らざるならん」とて、即ち夫主・小兒と共に食し盡しぬ。時に難陀、[九四]中に逼りて方に來り優婆夷に語りて言はく、「我れに食を與へよ」と。優婆夷言はく、[九五]『我

奉衆僧尊者舍利弗目連供佛者侍者收攝與衆僧及舍利弗目連者或行或不行とあり。衆僧の次に及の字を入れて解すべきなり。舍利弗目連も衆僧中に攝すべきも特に拔き出して尊敬供養せるを知るべきなり。後の文にも衆僧及び舍利弗目連とあるによりて知らる。

【八七】學地(Sekha)。阿羅漢の證果に達してもはや學すべきもののなき完全なる狀態なる無學地(Asekha)に對し、不還果以下の聖者の位を學地といふ。

【八八】.知らしむとは、典知する義なり。

【八九】原漢文には、爾時隨宜差食若是長老上座與上食中座與中間食下座與麁食とあり。

【九〇】三品食。其意明かならず。

【九一】食家。食ある家の意にあらず。男女共住する所、即ち村に至りてとの意なり。

【九二】作人。下男の類なり。

【九三】庠序。庠は養なり、序は學なり。學問を敎へ、長幼の序を明にし老者を饗せし處即ち學舍の意なり。今は威儀整然として諸根を調御して乞食に赴く姿をいふ。

【九四】中に逼りてとは、中時即ち正午近くなりてとの意。

【九五】.原漢文には、我作食早

し「我れに塔物を示せ」と言はんに、亦塔寶物を示すを得ず、復妄語するを得ず、應に塔邊の供養具・諸器物等を示すべし。賊若し「我れに淨廚を示せ」と言はんに、比丘、妄語するを得ず、復錢物處を示すを得ず、應に釜鑊瓮器等を示すべし。若し屠家の畜生走らんに、比丘に問ふらく、「見しや不や」と。比丘、妄語するを得ず、復處を示すを得ず、應に言ふべし、「[八四]指甲を看る、指甲を看る」(梵音には不見と同じ)と。若し比丘、阿練若處に在りて住し、囚ありて逃走せんに、比丘に問ふらく、……上の畜生中の答の如し。若し比丘、僧中にて異を問ひ異を答へんには波夜提を得、衆多人の中、和上・阿闍梨の前、諸長老比丘の前にし異を問ひ異を答へんには越毘尼罪を得るなり。是故に說きたまへり。

[八五]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。[八六]爾の時、世の人 信敬深厚にして、多く飲食を持して世尊に供養し幷に衆僧(及び)尊者舍利弗・目連に奉ぜしが、佛に供ふ(べき)者を侍者收攝し、衆僧及び舍利弗・目連に與ふ(べき)者を或は行し或は行さゞるありて、人の料理する(もの)なく停置して臭穢なりき。爾の時、尊者陀驃は[八七]學地に在りしが是念を作さく、「若し我れ無學を得なば當に僧事を營理して安樂なることを得せしめん」と。是念を作し已りて初夜・後夜に精勤行道し、即ち阿羅漢を成じて三明六通を得たりき。已にして是念を作さく、「我れ何ぞ有爲事を作すを須ゐん、我れ應に當に修習して少欲にして無事なるを樂しまん」と。佛、陀驃に語りたまはく、『汝本、學地に在りし時是の如きの言を作さく、「我れ若し無學を得んには當に僧事を料理すべけん」と。汝是の如きの語を作せりや不や』。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「陀驃、汝先に願ひしが如くに今應に作すべし」。答へて言さく、「當に世尊の教の如くにすべし」。爾の時、僧即ち拜して九事を[八八]知ら(しめ)たること、先に說けるが如し。[八九]爾の時、宜しきに隨うて食を差ち、若し是れ長老上座には上食を與へ、中座には中間食を與へ、下座には麤食を與へしに、六群の比丘、怨情嫌恨し

【八四】指甲(Nakha)。本文には指押とせるも宋・元・明・宮本には指甲となせり。押は甲の同音寫なるも今改めて甲とせり。即ち正直に見たりと云はゞ畜生に對して慈悲心を缺き、見ずといはゞ妄語戒を犯す故に、たゞ指甲を見ると答へしものなり。有部律(二八)諸佉鉢奢弭、諸佉は爪甲、又は不の義、鉢奢は見、弭は我の義なれば我不見の義なりと細釋せり。即ち na kho passāmi(私は見ない)に於て na kho の二語を合して nakho と發音する時爪の意となる(泉芳氏璟の指示による)。而して根橋易土集に有部律二十八に云はくとして獵者走鹿を問はんに即ち應に先に自ら指甲を觀じて彼人に報じて諸佉鉢奢弭と云ふべし、若し更に問はんには應に自ら太虛(nabho=nabho)を觀じて彼人に報じて納婆鉢奢弭といふべしとあり。これ爪甲を看ることによりて妄言ならざるを表はし、而も見ざるの義を表はせるもの、佛の善巧方便なりとせり。

【八五】波夜提第十三嫌責戒。諸律皆慈地比丘を犯緣とするに本律のみ優波難陀とせり。

【八六】原漢文には、爾時世人信敬深厚多持飲食供養世尊幷

なり、我れ常に汝の爲に無量に方便して、擾亂語を呵責して隨順語を讚歎せざりしや、汝今云何が擾亂事を作せる、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、拘睒彌に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、異語惱他[79]せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「異語惱他」とは、八事あり。何等をか八とす。一には羯磨を作さん時、二には如法に論ずる時、三には阿毗曇[80]を論ずる時、四には毗尼を論ずる時、五には不異論、六には不異人、七には停論、八には異語惱他なり。「羯磨を作す」とは、比丘和集して折伏[81]羯磨・……乃至、別住羯磨を作すを、是れを「羯磨を作す」と名く。「如法に論ず」とは、常に非ず斷に非ずと說くを、是れを「如法に論ず」と名く。「阿毗曇」とは、九部修多羅を、是れを「阿毗曇」と名く。「毗尼」とは、廣略[82]の波羅提木叉なり、是れを「毗尼」と名く。「不異論」とは、本所論を離れて更に餘事を論ずるを得ざるを、是れを「不異論」と名く。「不異人」とは、先に問へる人を離れて更に餘人に問ふを得ざるを、是れを「不異人」と名く。「停論」とは、法を說く時に當りて語りて言はく、「住めよ、後當に更に論ずべし」と、是れを「停論」と名く。「異語惱他」とは、尊者闡陀の如くに異語して他を惱ますなり。是れを八事と名け、中に於て異語惱他するは波夜提なり。此の八事を離れたるには、波夜提に非ず。若し人、比丘に問うて言はく、「何處より來れる」。答へて言はく、「過去中より來る」。「何處に去るや」。答へて言はく、「未來中に向うて去る」。「何處に眠るや」。「八木上[83]に眠る」。「汝今日何處にて食せしや」。答へて言はく、「五指にて食せり」と。是の如くに問ふに、正しく答へざるには越毗尼罪なり。若し賊來りて寺中に入り比丘に問うて言はく、「我れに僧物を示せ」と。比丘、爾の時、珍寶等の諸物を示すを得ず、復妄語するを得ず、應に房舍・床坐等を示すべし。賊若

【七九】異語惱他(Aññavādaka vihesaka)。問題外の事を道理あるが如くに語りて他を惱亂するなり。

【八〇】阿毗曇(Abhidhamma)。阿毗達磨とも音譯し、九部の修多羅につきて諸法の事理を問答決擇せるもの、論藏なり。しかし今は九部修多羅をいへり。

【八一】折伏羯磨等。註(七の四八—五三)參照。

【八二】廣略波羅提木叉。戒本につき戒序以下隨順法までの全體を廣波羅提木叉といひ、戒序・四波羅夷又は十三僧殘法までを誦するを略波羅提木叉といふ。

【八三】八木上。八本の脚ある臥牀なるべし。

に尊者闡陀來らず、僧、人を遣して闡陀に語らしめて言はく、「僧集りて羯磨事を作さんと欲す、長老、來るべし」と。闡陀是念を作さく、「今我れを喚ぶは正に當に我罪を治罰せんと欲するなり、更に餘事なかるべけん」と。復是の思惟を作さく、「我れ今當に阿誰をか擾亂して、能く一切僧をして皆共に擾亂して羯磨を作すことを得ざらしむべき。正に當に尊者[七〇]大目揵連を擾亂せんには此事を辦ず可けんと、然も目連は大神力あれば我が不可なるを知りて、或は能く我れを捉へて他方世界に擲たん、此事不可なり」と。復更に思惟すらく、「若し[七一]大迦葉を擾亂せんには此事を辦ずべけんも、然も大迦葉は大威徳あれば或は能く衆中に於て我れを折辱せん、此事不可なり」と。復、是念を作さく、「尊者[七二]舍利弗は心柔輭質直にして共に語ること易し。若し彼れを擾亂せんには一切僧をして擾亂せしめて、我が與に羯磨を作すを得ざらしむ可けん」と。闡陀來りて僧中に入り已りて是の如きの言を作さく、「尊者舍利弗、我れ義を問はんと欲す」と。舍利弗言はく、「今、餘事の爲に集僧せり、此れ問義の時に非ず」。闡陀、復、尊者舍利弗に語げて言はく、「佛の正法の如くんば非時あること無けん。現法中に善果を得て煩惱の熱を除かんは、諸賢聖も悦可して盡く時を擇ばざるなり」。尊者舍利弗言はく、「所問を聽かん」。闡陀言はく、「世尊は[七三]四念處を說きたまへり、何等か是れ四念處なりや」。時に尊者舍利弗、爲に四念處を說くに、闡陀復言はく、「我れ四念處を問はず、我れ[七四]四正勤を問はん、長老、但我が爲に四正勤を說きたまへ」。舍利弗言はく、「汝、四正勤を聞かんと欲せんには聽け」とて、即ち爲に四正勤を說くに、闡陀復言はく、「我れ[七五]四如意足を問はん」と。是の如くにして[七六]五根・五力・[七七]七覺分・八聖道分より四念處に[七八]如りて反覆三問せるに、時に諸比丘は坐すること久しくして疲乏せしかば各々散出せしに、僧和合せずして遂に羯磨を成ぜざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「闡陀を呼び來れ」と。來り已るに佛、闡陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「闡陀よ、此は是れ惡事

【七〇】 大目揵連（Mahā mog-gallāna）。神通第一。舍利弗と共に出家し、舍利弗と同じく世尊入滅前に寂す。
【七一】 大迦葉（Mahā kassa-pa）。頭陀行第一、釋尊滅後、經律二藏の大結集をなせり。
【七二】 舍利弗。註（一の一五）參照。
【七三】 四念處。註（四の二〇八）參照。
【七四】 四正勤。註（四の二〇九）參照。
【七五】 四如意足。註（四の二一〇）參照。
【七六】 五根五力。註（四の一六一）參照。
【七七】 七覺分・八聖道分。註（四の一六一）參照。
【七八】 原漢文には、如是五根五力七覺分八聖道分如四念處反覆三問とあり。如四念處は難解なり。今如の字をいたりてと讀せり。

んと欲する時草を捉へて挽き、斷ちて復更に捉へんに、是の如きの比は無罪なり。若し水の爲に漂はされて[六五]若し草を捉へんに、隨うて斷ち隨うて斷たんにも亦無罪なり。若し泥作時に渇して水を飮まんと欲せば、若し手に泥あらんに樹葉の中にて飮むことを得ん。若し淨人にして葉を取る者なきには、樹上の生葉の中に就て飮むことを得るも、但挽いて斷ぜしむるを得ず。高くして得べからざらんには、樹を搖りて乾落せる葉を取り、水を取りて飮むべし。若し比丘、新生青輭の葉を斷ぜんには波夜提、若し長足堅强の葉を斷ぜんにも波夜提、若し葉已に萎黄せるを斷ぜんには越毗尼、若し風吹いて三種の葉の落ちたるを取用せんには無罪なり。若し比丘、生果を摘まば波夜提、半熟せるは越毗尼罪を得、熟せるを取るは無罪なり。若し比丘、道行して夜宿する時、生草を挽いて枯草の想を(なす)は越毗尼罪を得、乾草に生(草)の想を(なす)も越毗尼罪を得、生草に生(草)の想を(なす)は波夜提、乾草に乾(草)の想を(なす)は無罪なり。[六六]若しは城若しは聚落中に人ありて樹を祠らんに、枝葉燥くと雖皆折り取ることを得ず、折らば越毗尼罪を得ん。樹木の四句、亦上の生草中に說くが如し。若し比丘、大小行に水を須ゐんには、當に池水に詣るべし。水中に若し浮萍ありて遍く水上に滿るに、水を取りて用ひんと欲せんには、手を以て撥き開いて水を取り用ふるを得ず。當に牛馬の行處、若しは蛇、若しは[六七]蝦蟇の行處を覓むべし。若し諸の行處なきには土塊を捉りて仰擲して是の如きの言を作さく「[六八]梵天上に至り去れ」と。若し塊石下る時に水を打ちて開ける處は、用ふるを得て無罪なり。若し水中の浮萍草を翻覆せんには越毗尼罪を得、若し捉りて岸上に擲たんには波夜提を得ん。水に入りて浴する時、水草、身に著かんには、當に水を以て澆ぎて下らしめて水に入るべし。若し朝菌を斷ずるは越毗尼罪を得、若し乾ける牛屎を拾ふ時、生草を合せ(拾ふ)は波夜提罪なり。是故に說きたまへり。

[六九]佛、拘睒彌に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、僧集りて羯磨事を作さんと欲する

【六五】原漢文には、若捉草隨斷隨斷亦無罪とあり。隨斷斷は隨斷隨斷として、隨の字を二度に讀むべきなり。

【六六】原漢文には、若城若聚落中有人祠樹枝葉雖燥皆不得折取折者得越毗尼罪とあり。

【六七】蝦蟇(Maṇḍūka)。南京律にてはカハ、北京律にてはカマクと讀みならはせり。

【六八】この作法は僧祇律にあるのみ。

【六九】波夜提第十二異語惱他戒。

ず、若し爾らんには有罪にして、皆應に[59]「是れを知り是れを淨せよ」と言ふべし、(若し爾らば)無罪なり。五種生を以て池水中、若しは井中、若しは大小便中、糞掃中に擲たんには越毗尼罪を得、若し種、爛壞せば波夜提罪を得ん。若し比丘、草をして生ぜざらしめんと欲するが故に、中に在りて經行せんに、行ずる時越毗尼罪を得、若し草を傷くること蚊脚許りの如きにも波夜提を得、是の如くに立・坐・臥せんに亦是の如し。若し錐を以て樹に畫かんとて、傷くること蚊脚の如きにも波夜提を得ん。若し[60]石上に衣を生ぜんに、比丘、衣を浣はんと欲せんには自ら除却することを得ず、應に淨人をして知らしめ、然して後に衣を浣ふべし。若し日炙して乾燥せるには自ら剝ぎ却くるを得て無罪なり。若し雨後に材木、地に著かんに、比丘自ら擧ぐるを得ず、擧げんには越毗尼罪を得、若し草を傷くること蚊脚許りの如きにも波夜提を得ん。若し淨人先に擧げて、比丘後より佐くるには無罪なり。若し比丘、僧伽梨・鬱多羅僧・安陀會・尼師壇・枕・褥・革屣の[61]衣上に[62]湄を生ぜんに、淨人をして知らしめて日中に著き、[63]暴し已りて自ら採み修へ去るを得ん。若し餅上に湄を生ぜんに、淨人をして知らしめ已りて、然して後に食するを得べし。若し僧中にて豆・胡麻・[64]果蓏・甘蔗を行さんに、是の如き等、上座は應に「作淨せしや未だしや」と問ふべし。若し「未だ作さず」と言はゞ、應に作淨せしむべし。若し「已に作せり」と言はゞ、應に食すべし。若し一器の中に衆多の果有る在らんに、若しは一果の處を作淨せんには、餘は亦通じて「淨せり」と爲すことを得るなり。若し器を異にして在らんには、當に別に一々の器に作淨すべし。若し甘蔗に葉を著けたるは、當に莖々に別に作淨すべく、若し葉なきには合束するを得ること果の如くにして、總じて作淨するを得るなり。若し比丘、阿練若處に在りて住せんに、夏安居中に草生じて道を覆ひ、道を失はんことを畏るゝが故に兩草を攬りて相結ばんには越毗尼罪を得ん。若し餘物を以て結び、識を作して去り、還り已りて解くは無罪なり。若し比丘、山中に在りて住せんに、泥雨にて滑り行いて地に倒れ

【五九】原漢文に、皆應言知是淨是無罪とあり。知足淨是の四字は律行上の淨語なり。

【六〇】石上衣。藻類なり。

【六一】衣上。表面なり。

【六二】湄。みづぎはの意にしてまゆの意味なきも、湄は糜(ビ)に通じ眉に通ずる故にまゆの意味に解し得るなり。「面に黴黴無し」とある如し。今、衣上の湄とは、黴を生じたる衣をいふ。或は湄は黴の同音寫なり。

【六三】暴。宋・元・明・宮本には燥の字となせり。暴は曝の音寫なれば、燥も暴も別異なきなり。

【六四】果蓏。註(六の一七五)參照。

「時種」とは、穀時の種穀・麥時の種麥にして、此種は當に火淨若しは脫皮淨を用ふべし。[五二]拘睒提國土にて穀聚を作すに非人の偸むを畏れて灰火を以て上を遶らして識を作すが如きは、是れを即ち「淨せり」と爲すなり。[五三]摩々帝、[五四]倉穀の未だ淨せざるあり、年少比丘の、法を知らずして、淨人をして火淨せしむるを畏れ、倉穀盡くるに至るまで比丘恒に「舂き去れり」と語言するを得んに犯罪ならざるが如き、是れを「時種」と名く。

「非時種」とは、穀の、麥に至る時・麥の、穀に至る時應に火淨若しは剝皮淨すべし、是れを「非時種」と名く。

「水種」とは、[五五]優鉢羅花・[五六]拘物頭花・[五七]香亭花にして、是の如き等の根は當に火淨若しは刀中劈すべし、是れを「水種」と名く。

[五八]「先作後生」とは、粳米若しは蘿蔔根あらんに、當に火淨・刀中劈すべし、是れを「先作後生」と名く。

「陸種」とは、十七種穀なり、當に脫皮淨若しは火淨すべし、是れを「陸種」と名く。

若しは自ら截り、若しは人をして截らしめ、自ら破り、人をして破らしめ、自ら碎き、人をして碎かしめ、自ら燒き、人をして燒かしめ、自ら皮を剝ぎ、人をして皮を剝がしむるあり。

「自ら截る」とは、若し自ら方便して五種生を截らんに竟日止めざらんには一波夜提を得ん。若し中間に息み已りて更に截らば、息むに隨うて一々に波夜提なり。「人をして截らしむ」とは、一たび方便して語りて、人をして一日截らしめんには一波夜提を得す。若し中間に語りて「疾く疾く截れよ」と言はんに、一々の語に隨うて波夜提なり。是の如くに一切を破り・碎き・燒き・剝皮する四事を、自ら作し若しは人をして作さしめんに亦是の如し。若し僧の爲に知事人と作らんに、一切、淨人に語りて「是れを截れ、是れを破れ、是れを碎け、是れを燒け、是れを剝げよ」と言ふことを得

【五二】　拘睒提國。明かならず。

【五三】　摩々帝。註（三の二三九・九の五四）參照。

【五四】　原漢文には、如摩々帝有倉穀未淨畏年少比丘不知法使淨人火淨至倉穀盡比丘恒得語言舂去不犯罪是名時種とあり。難解なり。この倉穀とは脫皮せるものならん。即ち脫皮淨せるものは比丘の食用に適當するものなり。然るに法（律行）を知らざる年少比丘が更に火淨して、淨の上に更に淨するを畏るゝ故に舂き去れりといひしものなるか。しかし何故にこの妄言をなすものなるか解し難し。

【五五】　優鉢羅花。註（三の一五七）參照。

【五六】　拘物頭花。註（三の一五九）參照。

【五七】　香亭花。明かならず。註（三の一六一）須健提の下參照。

【五八】　先作後生。明かならず。或は先に作淨しつゝ、後に芽を生ずる如き場合をいふにあらざるか。

更生種あり。

〔二〕裏核種とは、【四三】呵梨勒・【四四】鞞醯勒・【四五】阿摩勒・【四六】佉殊羅・酸棗にして、是の如きの比は應に【四七】爪甲淨して核を去りて食すべく、若し核を合食せんと欲せんには當に火淨すべし、是れを「裏核種」と名く。

「膚裏種」とは、祕鉢羅・【四八】破求・優曇鉢羅・梨㮈にして、是の如き等の膚裏種は應に火淨を作すべし。若し熟時に爛れて樹上より自ら落ち下る時、木石等に觸れて皮を傷くること蚊脚の如くなるには卽ち名けて「淨せり」と爲すなり。子を合食するを得ず、若し食せんと欲せんには當に火淨すべし、是れを「膚裏種」と名く。〔三〕

「殼裏種」とは、椰子・胡桃・石榴にして、是の如き等の殼裏種は當に火淨を作し、若しは破るべし、是れを「殼裏種」と名く。

「檜裏種」とは、【四九】香菜・【五〇】蘇荏にして、是の如き等は、若し未だ子あらざらんには手揉修淨し、若し子あらんには火淨すべし、是れを「檜裏種」と名く。

「角裏種」とは、大小豆・【五一】摩沙豆にして、是の如き等は、若し未だ子を成ぜざらんには手揉修淨し、若し子成ぜんには火淨せよ、是れを「角裏種」と名く。

「鸚鵡啄」とは、若し鳥啄みて破れ、地に落ちて傷くること蚊脚の如くなるには、卽ち名けて「淨せり」と爲す。核を去りて食するを得、若し子を食せんと欲せんには當に火淨すべし、是れを「鸚鵡淨」と名く。

「完出」とは、噉食し已りて糞中より出づること、牛馬獼猴の糞中より出づるが如きを、是れを「完出」と名け、卽ち名けて「淨せり」と爲す。

「火燒」とは、若しは樹果にして野火の爲に燒かれて地に落ちんには、卽ち名けて「淨せり」と爲す、是れを「火燒淨」と名く。

【三九】 優曇鉢羅(Udumbara)。梨子の如くにして、八種漿の第五。

【四〇】 蘿勒蔘蓮。明かならず。巴利律には ajjuka, phaṇijjaka, hirivera の三をあげて aggabija(心種?)を例證せり。

【四一】 手揉修淨。手にて揉むことによりて作淨せりと爲すなり。

【四二】 皺皮淨。穀物作淨法なり。

【四三】 呵梨勒。註(三の九九)參照。

【四四】 鞞醯勒。註(三の一〇〇)參照。

【四五】 阿摩勒。註(三の一〇一)參照。

【四六】 佉殊羅(Khadira)。根橘易土集に渇樹羅とあるものに相當す。形は小棗の如く澁くして甜し、椶櫚の如くにしてその果に多く漿あり。

【四七】 爪甲淨(Nakhaparicita)。爪にて傷けたる上にて核を去りて食す。

【四八】 破求。根橘易土集に星の名とする故に今と相違す。

【四九】 香菜。豆の若菜。

【五〇】 蘇荏。蘇は乃ち荏の類、味辛くして桂の如し。紫蘇のこと。

【五一】 摩沙豆(Māṣa)。豆類。

よ、瞿曇は無量に方便して殺生を毀呰して不殺生を讃歎せしに、而も今自ら手づから樹を斫り・華を採りて物命を傷殺せること、沙門の法を失せり、何の道か之れあらんや」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「營事の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に告げたまはく、[二八]「此は是れ惡事なり、是中に命無しと雖人をして惡心を生ぜしむべからず、汝等も亦可しく作事を少くして諸緣務を棄捨すべし。今日より自ら手づから斫りて種子を斷し鬼村を傷破することを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて曠野に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、[二九]種子を壞し鬼村を破せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「種子」とは、五種あり、[三〇]根種・[三一]莖種・[三二]心種・[三三]節種・[三四]子種にして、是れを五種と爲す。「鬼村」とは、樹・木・草なり。「壞す」とは、斫伐し毀傷するなり。斫伐し毀傷せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

「根種」とは、薑根・藕根・芋根・[三五]蘿蔔根・葱根にして、是の如き等の根種は[三六]火淨若しは[三七]刀中析淨を用ふるなり、是れを「根種」と名く。「莖種」とは、尼拘律・[三八]祕鉢羅・[三九]優曇鉢羅・楊柳(等)にして、是の如き比の莖種は應に火淨若しは刀中析淨すべし、是れを「莖種」と名く。「節種」とは、竹葦・甘蔗(等)にして、是の如き等は當に火淨若しは刀中析淨し、若しは甲にて芽目を摘却するなり、是れを「節種」と名く。「心種」とは、[四〇]蘿勒蓼藍(等)にして、是の如き比の心生ぜるは當に火淨若しは[四一]手揉修淨すべし、是れを「心種」と名く。「子種」とは、十七種穀にして……第二戒の中に說けるが如し……當に火淨若しは[四二]脫皮淨を作すべし、是れを「子種」と名く。

(種に)裹核種・膚裹種・殼裹種・檜裹種・角裹種・鸚鵡啄・完出・火燒・時種・非時種・水種・陸種・先作

【二八】原漢文には、是中雖無命不應使人生惡心汝等亦可少作事業捨諸緣務とあり。作事業の三字を宋・元・明・宮本には作事棄とせり。今これによりて業を棄となす。諸緣務とは、諸の雜緣なり。

【二九】種子を壞し鬼村を破すとは、巴利戒文に Bhūtagāma-pātavyatā とあるに相當するものにして Bhūtagāma は生草木と有情村との兩意に解し得るを以て種子と鬼村との二語を成ぜしなり。

【三〇】根種(Mūlabīja)。

【三一】莖種(Khandhabīja)。

【三二】心種(Aggabīja)。明かならず。十誦律に自落種子とあるものに同じ。

【三三】節種(Phalubīja)。

【三四】子種(Bījabīja)。

【三五】蘿蔔根。大根類なり。

【三六】火淨(Aggiparicita)。果菜作淨法にして、食せんとする時は淨人をして芋・大根等に一度火を觸れしむるなり。これ壞生種戒を護らんが爲にしてこの火淨作法によりて犯戒とならないのである。

【三七】刀中析淨(Satthaparicita)。果菜作淨の一、淨人をして刃物を以て藕根等を傷くるなり。

【三八】祕鉢羅(Pipphala)。菩提樹なり。

「若し比丘、半月に波羅提木叉經を誦する時、是の如きの言を作さく、「長老、半月に〔二三〕雜碎戒を誦するを用ひて爲するものぞ、諸比丘をして〔二四〕疑悔を生ぜしめん」と。是の如くに戒を〔二五〕輕呵することを作さんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「半月」とは、若しは十四日・十五日なり。「波羅提木叉」とは、〔二六〕十修多羅なり。「說く」とは、和合して僧半月半月に說くなり。「雜碎戒」とは、四事・十三事を除ける餘は是れなり。諸比丘をして疑悔を生ぜしめんには波夜提を得るなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。輕呵に三種あり、未だ說かざる時に呵するあり、說く時に呵するあり、說き已りて呵するあり。「未だ說かざる時に呵す」とは、先に是の如きの言を語るなり、「長老、爲に是の雜碎戒を說くこと莫れ、我れ疾く疾く竟らんことを欲するが故に」と、是れを「未だ說かざるに呵す」と名く。「說く時に呵す」とは、說戒の時是の如きの言を作さく、「長老、是の雜碎戒を說くを用ひて爲するものぞ、諸比丘をして疑悔を生ぜしめん」と、是れを「說く時に呵す」と名くるなり。「說き已りて呵す」とは、說き已るに是の如きの言を作さく、「汝向に是の雜碎戒を說けり、汝何の故に廣く說いて我れをして坐すること久しくして疲極して死なんと欲せしめしや」と、是れを「說き已りて呵す」と名く。未だ說かざる時に呵するは越毗尼罪、說く時に呵するは波夜提、說き已りて呵するは越毗尼心悔なり。是故に說きたまへり。

妄語及び種類、兩舌以に更擧、無淨及び句法、過人と說麤罪、親厚と輕呵戒、是に初跋渠竟れり。

〔二七〕佛、曠野精舍に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、營事の比丘自ら手づから樹を斫り・枝葉を折り・自ら花果を摘みしかば、世人の嫌ふ所と爲りて是言を作さく、「汝等是の沙門を看

【二三】雜碎戒（Khuddānukhuddaka sikkhāpada）。小々戒とも譯され、通常三十尼薩耆波夜提以下をいふ。

【二四】疑悔。戒行につき疑をいだき、且つ出家となりしを悔ゆるの心を起さしむる意。巴利戒文には kukkucca（さげすみ）、vihesā（なやまし）、vilekha（うろたへしむ）の三語にて示す。

【二五】輕呵戒（Sikkhāpadavivaṇṇaka）。輕呵は誹謗する意。

【二六】十修多羅。註（七の一四）十二修多羅の下參照。先には十二といひ、こゝには十とせり。

【二七】波夜提第十一壞生種戒。曠野精舍は註（六の七七）參照。

若し僧中にて分物せんに、僧伽梨・欝多羅僧・安陀會・尼師壇・覆瘡衣・雨浴衣・腰帶・[14]編繩・鉢・小鉢・銅盂・扇・傘蓋・盛油革嚢・刀子・革屣・[15]澡瓶、是の如き等の一切の應分物來らんには、次に當りて應に取るべし。若し意に取ることを欲せざらんには、過して取らざるを聽す。若し人問うて、「汝何を以て取らざるか」と言はんに、應に答へて言ふべし、「此れ我が須うる所に非ず」と。取らんと欲する餘物後に來らんに、須ゐんには應に取るべく、無罪なり。若し物を行す者唱へて言はく、「隨意に自恣に取れ」と。比丘、爾の時、須うる所の者に隨うて、自恣に取るを得て無罪なり。「遮」とは、三種あり、或は與へ已りて遮し、與うる時に遮し、未だ與へざるに遮するなり。與へ已りて遮するは波夜提を得、與ふる時に遮するは越毗尼を得、未だ與へざる時に遮するは越毗尼心悔を得るなり。是故に說きたまへり。

[16]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時六群の比丘、半月に[17]波羅提木叉經を誦する時、[18]四事を誦する時には默然し、[19]十三事の時には瞋り、[20]三十事の時には便ち語り、[21]九十二事の時には便ち起ちて是の如きの言を作さく、「[22]諸長老、誰か能く是戒を持たんや、是れを誦するを用ひて爲するものぞ、諸天は當に能く此戒を持つべけんも、諸比丘をして疑悔を生ぜしめざらんや」と。爾の時、波羅提木叉を誦せる者は慚愧せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、如來は饒益せんと欲するが故に諸弟子の爲に半月に波羅提木叉を說くことを制せしに、汝云何が中に於て輕呵して說くことを遮せしや」。佛、比丘に語げたまはく、「此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

【一四】 編繩。明かならず。

【一五】 澡瓶。水瓶なり、註(三の一二一)參照。

【一六】 波夜提第十輕呵戒。四分・巴利は第七十二條、其他の諸律は第十條とす。

【一七】 波羅提木叉經。戒本なり。註(一の一二三)參照。

【一八】 四事。四波羅夷法。

【一九】 十三事。十三僧殘法。

【二〇】 三十事。三十尼薩耆波夜提法。

【二一】 九十二事。九十二波夜提法。

【二二】 原漢文には諸長老誰能持是戒用誦是爲諸天當能持是戒不使諸比丘生疑悔とあり。

ものありき。是の陀驃、僧に白して是言を作さく、「是の舍那糞掃衣は分つ可からざれば、長老摩訶迦葉に與ふ可きや不や」と。諸比丘は咸言はく、「與ふ可し」と。是の陀驃、後に諍言あらんことを恐れしが故に、卽ち更に僧中に於て唱言すらく、「是の糞掃舍那衣を長老摩訶迦葉に與へん」と、是の如くに三唱したりき。唱へ已るに六群比丘坐より起ちて是言を作さく、「阿誰か與へよと言ひしや、六群の比丘、與へよと爲せしや不や、汝、是唱を作せるは平等心に非ず、汝は私に相親愛して故に僧物を廻らして與へんとするなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に然り、世尊」。佛、比丘に語りたまはく、『此は是れ惡事なり、是の如きの梵行人には汝の皮肉血髓を須うとも猶ほ尙ほ當に與ふべきに、況んや是れ糞掃衣にして分つ可からざるものなるをや。僧中にて「與へよ」と唱へしに、而も復還つて遮せんとす。汝先に默然して與へし時は貴人の相に似たるに、今還りて更に遮すること賤人の相に似たり。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、僧應に分つべき物を先に和合して與ふるを聽しつゝ、後還りて遮せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「僧」[一]とは、八種あり、上に說けるが如し。「物」[二]とは、八種あり、時藥……乃至、淨不淨(物)なり。「先に聽す」とは、先に僧中にて分物せんに、共に和合して與ふるなり。「後に遮す」とは、是の如きの言を作さんに、「長老は[三]親厚に隨うて僧物を次て與ふ」と、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

【一】僧八種。本律卷十一の終り參照。
【二】物八種。註(三の四一)時藥以下の本文參照。
【三】親厚に隨うて(Yathā-santatam)とは、私的關係によりてとの意。

「若し比丘、他の比丘の麤罪を知りて未受具戒人に向うて說かんには、僧の羯磨せるを除いて波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知りて」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「麤罪」とは、四事・十三事なり。「未受具足」とは、比丘・比丘尼を除くなり。比丘尼は具足を受けたりと雖、亦向うて說くことを得ざるなり。「說く」とは、前人に語りて知らしむるなり。「僧の羯磨せるを除く」との「羯磨せり」とは、若しは白不成就・衆不成就・羯磨不成就なるを、是れを「羯磨せり」とは名けざるなり。若し白成就し、衆成就し、羯磨成就せるを、是れを「羯磨せり」と名け、世尊は無罪と說きたまへり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、他の麤罪を知るも、僧未だ羯磨を作さゞらんには彼の麤罪を說くことを得ず。若し人ありて、「某甲比丘は婬を犯じ飲酒せしや」と問はゞ、應に答へて言ふべし、「彼れ自ら當に知るべし」と。若し僧已に羯磨を作さんに、巷を循りて唱說するを得ず。若し問ふ(もの)ありて、「彼の比丘は婬を犯じ飲酒せる者なりや」と言はんに、比丘應に彼れに問うて言ふべし、「汝何の處にて聞きしや」。答へて言はく、「我れ某處にて聞けり」。比丘應に答へて言ふべし、「我れも亦是の如き處にて聞けり」と。若し比丘、未受具戒人に向うて比丘の四事・十三事を說かんに波夜提を得ん。三十尼薩耆・九十二波夜提を說くは越毗尼罪、四波羅提提舍尼法・衆學・威儀を說くは越毗尼心悔なり。比丘尼の八波羅夷・十九僧殘を說くは偸蘭罪を得、三十尼薩耆・百四十一波夜提・八波羅提提舍尼・衆學・威儀(を說く)は越毗尼心悔を得るなり。沙彌・沙彌尼の十戒を說くは越毗尼罪を得、下至、俗人五戒には越毗尼心悔を得るなり。是故に說きたまへり。

[7] 佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者[8]陀驃摩羅子は、僧羯磨して[9]九事を典知せり、……十三事中に廣く說けるが如し。爾の時、[10]舍那糞掃衣にして分つ可からざる

【七】 波夜提第九羯磨後遮遮戒。
【八】 陀驃摩羅子。註(六の一七〇)參照。
【九】 九事。註(六の一七二)典知の本文參照。次の十三事は十三僧伽婆尸沙法なり。
【一〇】 舍那糞掃衣。舍那(Sāṇa)卽ち奢那樹の皮をとりて衣となせる粗布なり。糞掃衣は註(一の五六)弊衲衣參照。

落衣を著し鉢を持して城に入り、次(第)に行いて食を乞うて一家舍に到るに、時に男子卽ち女人に語りて言はく、「汝、出家人に食を施せ」と。女人問うて言はく、「何道の出家なりや」。答へて言はく、「釋種の出家なり」。女人言はく、「我れ食を與へず」。問うて言はく、「何の故に與へざるか」。答へて言はく、「此れ非梵行の人なり、是故に與へず」。比丘、女人に語りて言はく、「姊妹、我れは是れ梵行人なり」。女人言はく、『尊者迦盧比丘は大名德の人なるに猶ほ尙ほ梵行を修すること能はず、汝今云何が自ら「我れは是れ梵行人なり」と言ふや』。比丘是の惡語を聞いて心に愁惱を懷き、更に乞食せずして卽ち精舍に還りて一日食を斷ちぬ。食を斷てるが故に四大羸弱して世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「汝今何の故に四大羸弱せしや」。上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、『比丘よ、汝何ぞ彼れに語らざる、「縱令、迦盧比丘は是れ梵行に非ざるとも、何ぞ我が梵行を修するを妨げんや」と』。答へて言さく、『世尊、我れ能く彼れに向うて說かんも、但、世尊の制戒、「未受具戒人に向うて他の麤罪を說くことを得ず」と、是故に說かざりしなり』。佛言はく、「善哉、善哉、善男子、乃し能く命の爲の故なるにも佛の敎戒に違せざらんとは」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の迦盧比丘は、在家・出家人皆(その)非梵行なるを知れり。僧應に與に[六]非梵行羯磨を作すべし」と。作法せんには應に是說を作すべきなり、

「大德僧聽きたまへ、是の迦盧比丘は、在家・出家人悉く是れ(その)非梵行なるを知れり。若し僧時到らば僧は迦盧比丘の非梵行を說くことを忍聽せんとす、白すること是の如し」と。

是の如くに白三羯磨するなり。佛、諸比丘に問ひたまはく、「已に迦盧比丘の與に說非梵行羯磨を作せしや未だしや」。答へて言さく、「已に作せり」。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

【六】非梵行羯磨(àpattija-riyunta)。

卷の第十四

單提九十二事法を明すの三

[一]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、居士ありて衆多の知識比丘を請ぜしに、是の諸比丘の中に一長老比丘の、[二]摩那埵を行ずるありて下に在りて行・坐せり。檀越の優婆夷見已りて問うて言はく、「尊者の坐處先には上に在りしに、今何の故に乃し此中に坐するや」。答へて言はく、「坐處を得て便ち坐せるのみ、何ぞ問ふを須ゐんや」。優婆夷言はく、「我れ尊者の坐處は正に應に此に在るべきを知る、我れ亦悉く諸の尊者の坐處を知れり」。時に難陀、優婆夷に語りて言はく、「汝、何の故に汝の阿闍梨を呼びて上座に在りて坐せ(しめ)んと爲すや。汝の阿闍梨は小兒時の戲、猶ほ故ほ未だ除かざるなり」。優婆夷聞き已りて心に歡喜せずして是念を作さく、「[三]我が阿闍梨すら故ほ當に小々の戒を犯ぜしが故に此の下坐に在るべきか」と。卽ち飯筐の飮食を捉りて地に擲ち去りて是言を作さく、「尊者自ら此中に於て食を取れ」と。是語を作し已りて房裏に入り、戸の一扇を掩ひて而して偈を說いて言はく、

「出家して已に久しきを經て、梵行を修習しつゝ、童子の戲(なほ)止まざるに、云何が信施を受くるや」。

諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、難陀に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、[四]梵行人の中にて閒に放逸し已にして還如法と作りしに、云何が嗤弄して未受具戒人に向うて其[五]麤罪を說くや。今日より後、未受具戒人に向うて他の麤罪を說くを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に乞食の比丘あり、時到りて入聚

【一】 波夜提第八說麤罪戒。

【二】 摩那埵。註(五の二三)參照。

【三】 原漢文に、我阿闍梨故當犯小々戒故在此下坐とあり。

【四】 原漢文に、梵行人中間放逸已還作如法とあり。

【五】 麤罪(Duttbulla āpatti)。四波羅夷・十三僧殘をいふも、四波羅夷罪を犯せる者は滅擯せらるゝ故に今は十三僧殘罪のみを意味するなり。

し義を說き・味を說かんには波夜提を得、義を說くに非ず・味を說くに非ざるには無罪なり。若し書・手相・印を作して義を現はして・味を現はさゞるは越毗尼罪を得、若し味を現はして・義を現はさざるは越毗尼心悔、義を現はし・味を現はさんには偸蘭遮、義を現はさず・味を現はさゞるは無罪、……下至、阿羅漢相を現はすは越毗尼心悔なり。是故に說きたまへり。

摩訶僧祇律卷第十三

ひて舍衛城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、

「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、自ら[八八]過人法を得たりと稱して、我れ是の如く知り是の如く見たりとて[八九]實を說かんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「自ら過人法を稱す」とは、過人法とは上に說けるが如し。若しは自ら「我れ[九〇]法智なりや」と言ふは越毘尼心悔にして、若し「我れ法智」と言ふは越毘尼罪なり。若し「我れ法智を得て證を作せり」と言はんには波夜提なり。……句々は上に廣く說けるが如し、……乃至、[九一]十無學法(を得たりと言ひて)實を說かんには波夜提なり。若し比丘、女人に語りて、「某處に夏安居せる比丘は盡く凡夫に非ず」と言はんに越毘尼心悔を得ん。問うて言はく、「尊者も亦中に在りしや」。答へて言はく、「亦中に在りき」と、越毘尼罪を得ん。若し優婆夷問うて言はく、「尊者も亦此法を得たりや不や」。答へて言はく、「得たり」と。說いて實なるには波夜提なり。若し比丘、優婆夷に語げて言はく、「某處に自恣せし比丘は凡夫に非ず、皆是れ阿羅漢なり」と、越毘尼心悔を得ん。優婆夷言はく、「尊者も亦彼間に自恣せしや」。答へて言はく、「是の如し」と、越毘尼罪を得ん。復問ふ、「尊者も亦阿羅漢を得たりや」。答へて言はく、「得たり」と、說いて實なるには波夜提罪なり。若し復言はく、「某處繩里の比丘は王家・大臣家・長者家・居士家・汝が家・汝が家の眷屬の爲に經を授くる比丘なり、乃至、是の如くにして去りし比丘、(是の如くにして)住し・坐し・臥し、是の如きの衣を著し、是の如きの鉢を捉り、是の如きの食を食せし(比丘は皆凡夫に非ず、皆是れ阿羅漢にして勝妙の法を得たりと言ふ)も亦是の如し。若し中國語にて邊地に向うて說き、若しは邊地語にて中國に向うて說き、若しは中國語にて中國に向うて說き、若しは邊地語にて邊地に向うて說き、若しは義を說いて味を說かざるは越毘尼罪、若し味を說いて義を說かざるは越毘尼心悔、若

【八八】過人法。註(四の一四〇・一九九以下)參照。
【八九】實。實なるに於て(Bhūtasmiṃ)の意なり。
【九〇】法智。註(二の六九)參照。
【九一】十無學法。註(四の二四三)參照。

り。「法」とは、佛の所說、佛の印可したまふ所なり。佛の說とは、佛の自說なり。佛の印可したまふ所とは、聲聞弟子及び餘人の說にして、佛之れを印可したまへるなり。諸の善法、……乃至、涅槃を是れを名けて「法」と爲す。「教」とは、爲に說き・示し・語るなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

若し比丘、未受具戒人に教へて「眼は無常なり」と言はしめんに、一時は擧り・一時は下り・一時は聲を斷じ、合するを樂と爲して遮せざらんには波夜提なり。耳・鼻・舌・身・意・[八二]十八界・[八三]五陰・[八四]六界、……乃至、諸法苦・空・無常・非我も亦是の如し。若し比丘、共行弟子・依止弟子に[八五]八群經・波羅耶那經・論難經・阿耨達池經・緣覺經、是の如き等の種々經を受けて、若しは共に擧げ・共に下げ・共に斷ぜんには、應に是の如くに弟子に教へて言ふべし、「汝、我が誦すること斷ずるを待ちて汝當に誦すべし」と。若し是の如くに教ふるも、語を受けずんば復教ふることを得ざれ。若し彼の弟子、是言を作さく、「願はくは阿闍梨、更に我れに經を授けたまへ」と。師は爾の時應に語げて言ふべし、「若し汝復倶に誦せざらんには、我れ當に汝に授くべし」と。是の如き等の弟子、……乃至、優婆塞・優婆夷に授くるを得ず。若し比丘、共に經を誦せんに、上座應に誦せんには下座は心中にて默逐すべし。若し上座誦すること[八六]利ならずんば、下座應に誦すべく、上座は應に心にて默誦して逐ふべし。乃至、優婆夷も亦是の如し。若し僧中にて偈を唱說する時、一偈を同說するを得ず、同時に各々に餘偈を別說するを得るなり。是故に說きたまへり。

[八七]佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。……第四戒妄語中の事々因緣にて廣說せるが如し。但し此中にて實を說くを以て異と爲すのみ、……乃至、佛、比丘に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、譬へば婬女の色を賣りて自ら活くるが如くに、汝等も亦爾り。乃し微妙の實法を以て人に向うて說くこと、口腹の爲の故に色を賣りて活命するに(似たり)」と。佛、諸比丘に告げたま

【八二】十八界。註(八の一二六)界の下參照。

【八三】五陰。註(八の一二五)陰の下參照。

【八四】六界。地水火風空識の六大をいふ。

【八五】八群經・論難經・阿耨達池經・緣覺經。僧祇律二十三卷註(一〇八)に八跋祇經とあるものも八群經のことなるべし。木村泰賢氏著阿毘達磨論研究30頁及び35頁註(3)八經の漢巴對照に出づる八經のことなるべし。Majjhima N. (III, part II, 135—142)、(1) Cūḷakammavibhaṅgasuttaṃ (中阿四四、分別鸚鵡經)。(2) Mahākammavibhaṅgasuttaṃ (中阿四四、分別大業經)。(3) Saḷāyatanavibhaṅgasuttaṃ (中阿四二、分別六處經)。(4) Uddesavibhaṅgasuttaṃ (中阿四二、分別觀法經)。(5) Araṇavibhaṅgasuttaṃ (中阿四三、分別拘樓瘦無諍經)。(6) Dhātuvibhaṅgasuttaṃ (中阿四二、分別六界經)。(7) Saccavibhaṅgasuttaṃ (中阿七、分別聖諦經)。(8) Dakkhiṇāvibhaṅgasuttaṃ (中阿四七、分別瞿曇彌經)。論難經以下其出據明かならず。

【八六】利。巧妙なること。

【八七】波夜提第七實得道戒。

或は亦見にして亦聞なり、或は見に非ず聞に非ざるなり。「見にして聞に非ず」とは、眼に遙かに比丘と女人とを見て語聲を聞かざるなり。廣く是の如くに四句を說くべし。見て聞えざらんには越毘尼罪を得、聞えて見えざらんにも亦是の如し。見えず聞えざらんには波夜提、亦見え亦聞ゆるには無罪なり。是故に說きたまへり。

[七五] 佛、[七六] 曠野城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、營事の比丘あり、衆多の童子に句々を敎へ[七七] 波羅耶那を說けり。時に一婆羅門あり是念を作さく、「何の處にか善勝の法あらん、我れ當に彼に出家すべし」と。是念を作し已りて便ち曠野精舍に往いて出家を求めんと欲せしに、比丘、諸童子をして學誦せしむること、如ら童子の學堂中に在りて受誦するの聲に似たるを見ぬ。時に婆羅門是念を作さく、「我れ今勝法を求めて彼に從うて出家せんと欲せしに、而も此中[七八] 嘖々として如ら童子の學堂中に在りて學誦するの聲に似たり、亦復何者か是れ師にして、誰か是れ弟子なるやを知らず」と。彼人見已りて不敬信の心を生じ、竟に佛を見たてまつらずして卽ちに便ち還歸して復出家せざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「營事の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、營事の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が[七九] 未受具戒人をして句法を誦せしむるや、今日より後、未受具戒人の爲に[八〇] 句法を說くことを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて曠野城に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、未受具戒人に敎へて句法を說かんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「未受具戒」とは、比丘・比丘尼を除くなり。比丘尼は、具足を受けたりと雖、亦敎ふるを得ざるなり。「句法」とは、若しは[八一] 句・味・字、句・味・字を共に誦するな

【七五】 波夜提第六未具同誦戒。
【七六】 曠野城。註(六の七七)參照。
【七七】 波羅耶那(Pārāyana)。スッタニパータの最後の一聚(Pārāyanavagga)にして總じて十七經を收め、ガーター(偈)として最古のものとせらる。雜阿含(四三)、智度論(三一)に波羅延經とあり。枳橘易土集に、「瑜伽倫記第五云、波羅延者經名、從請人爲名、波羅名彼岸、延之言趣。十誦律第二十四云過道經」とあり。
【七八】 嘖々。小兒の啼聲。
【七九】 未受具戒人(Anupasampanna)。未だ比丘の具足戒を受けざる人、卽ち沙彌・沙彌尼等の同法にあらざる人。
【八〇】 句法。句々(Anupada)を誦するを敎ふるなり。
【八一】 句・味・字。句義・句味・字義にして名句文の三身に相當す。字義は文身に、句味は名身に、句義は句身に相當す。眼は無常なりといふは義を顯はすものなれば句義にして、眼又は無常の語は體を顯はすものなれば句味なり。字義は字形又は文字の組織をいふ。

者、願はくは我が爲に法を說きたまへ」。比丘應に彼の女人に語げて言ふべし、「世尊の制戒、淨人なくして女人の爲に說法することを得ず」と。女人、比丘に白して言はく、「我れ佛の法を知れり。世尊が聽したまへる所の如くに、願はくは我が爲に說きたまへ」と。比丘、爾の時、此女の爲に一偈半を說くことを得ん。若し二女人ならば、三偈を齊りて（說くを）得て無罪なり。若し比丘、聚落に入りて敎化せんに、衆多の女人あり、來りて法を聽かんと欲せば、各々に爲に六句を說くを得ん。應に第一女に語りて言ふべし、「我れ汝の爲に六句を說かん」と。說き已りて復第二女に語りて言はく、「我れ汝の爲に六句を說かん」と。是の如くにして衆多なるには無罪なり。比丘出で已りて諸女送り出で、比丘の足を禮して與に別れんに、比丘、爾の時、若し呪願して、「汝をして速かに苦際を盡さしめん」と言はんに波夜提を得ん。若し「汝をして無病なるを得て安樂住ならしめん」と言はんには無罪なり。出で已りて復餘家に詣りて法を說き、先の女人復隨ひ來り外に在りて遙かに聽かんに、比丘見已りて語げて言はく、「汝復來りて聽きしや」。答へて言はく、「爾り」。比丘言はく、「汝は深く法を樂へり、聽く可し」と、是の比丘、波夜提罪を得ん。此の女人を見ると雖共語せず、直に餘の女人の爲に法を說かんには、先の女人聞くと雖無罪なり。若し比丘、女人の爲に法を說く時、淨人、坐に在りて聽くことなしと雖、作人行來し住息し、外に向ひ內に向ひ、或は閣上・閣下に有りて遙に相見聞せんには無罪なり。若し俗人家にして道に向ひ、比丘、內に在りて女人の爲に說法せんに、淨人なしと雖、但路上に行人斷えずして見聞するを得んには亦無罪なり。若し路上に行人斷えて見聞することなきには、爲に說くことを得ず。若し女人あり、來りて塔を禮し、塔を禮し已りて比丘に白して言はく、「尊者、此は是れ何等の塔なりや、願はくは我れに名處を語げたまへ」。比丘、爾の時語言するを得ん、「此は生處塔・得道處塔・轉法輪處塔・泥洹處塔なり」と、所問に隨うて事々に答ふるを得て無罪なり。淨人に四種あり、或は見にして聞に非ず、或は聞にして見に非ず、

【七三】一偈半卽ち六句の法を說き已りて、別るゝ際にこの語をいはんに七句となりて犯罪となるとの意。
【七四】この語は呪願の語なれば說法語にあらざる故に無罪なり。

ん。今日より後、男子なきにも女人の爲に五六語を說くことを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衞城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、淨人なくして女人の爲に法を說かんに[七二]五六語を過ぎんには波夜提なり、有知男子あるを除く」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「有知男子なし」とは、若しは盲、若しは聾も亦「淨人なし」と名く。若し一は盲にして一は聾ならんに、此の二人あらば一淨人に當つるを得ん。淨人ありと雖、眠れるは亦「男子なし」と名くるなり。「女人」とは、若しは母若しは姊妹にして、若しは大、若しは小、（若しは）在家、（若しは）出家なり。「法」とは、佛の所說・佛の印可なり。佛の所說とは、佛、口づから自ら說きたまひしなり。佛の印可とは、佛弟子・餘人の所說を、佛の印可したまひし所なり。「說」とは、敎誦し解說するなり。「五六語」とは、二種あり、長句と短句となり。長句とは、一切惡作すこと莫れ（の如し）。短句とは、眼無常（の如し）。「有知男子あるを除く」とは、若し減七歲にして好惡の語・義・味を解せざるを、名けて無知男子と爲す。過七歲なりと雖、好惡の語・義・味を解せざらんには、亦無知男子と名く。若しは七歲、若しは過七歲にして、好惡の語・義・味を解するを、是れを有知男子と名くるなり。

復次に女人あり、淸旦に來りて塔を禮し、塔を禮し已りて來りて比丘の足を禮し、白して言さく、「尊者、我れ法を聞かんと欲す、願はくは我が爲に說きたまへ」と。比丘、爾の時、爲に一偈半を說くを得ん。是の比丘、聚落に入りて若し更に先の女人の爲に、五六語を說かば波夜提なり。世尊が五六語を制したまへる所以は、一日の中に說くを得ればなり。若し比丘、阿練若處に在りて住するに、女人あり來りて塔を禮し、塔を禮し已りて次で來りて比丘の足を禮し、白して言さく、「尊

【七二】過五六語（Uttarichappañcavācā）。

まはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「優陀夷、汝云何が無心の男子を以て淨人に當て、而して女人の爲に法を說きしや」。佛言はく、「今日より無心男子を以て[七二]淨人に當て、而して女人の爲に法を說くを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、優陀夷、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して舍衞城に入り、……乃至、尊者阿難に答へて言はく、「汝、此の抱上せる小兒、飮乳の小兒、臥せる小兒を見ざるや。一人にて便ち足れり、何に況んや多人をや」。尊者阿難食を乞ひ、食し已りて上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」。來り已るに佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「優陀夷、汝云何が嬰兒を以て淨人に當て、而して女人の爲に法を說きしや。今日より乳下の嬰兒を以て男子に當て、而して女人の爲に法を說くを得ず」と。

復次に佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、毗舍佉鹿母病めるに、尊者阿難晨に起きて入聚落衣を著し、往いて疾を問うて言はく、「優婆夷、所患何似、大苦惱と爲さゞるや不や」。答へて言はく、「所患差えず、堪忍すべからず。願はくは尊者、我が爲に法を說きたまはんことを」。阿難答へて言はく、「世尊は淨人なきに女人の爲に法を說くことを聽したまはず」。優婆夷言はく、「若し多く說くことを得ざらんには、我が爲に五六語を說くを得るや不や」。阿難答へて言はく、「我れ、得るや不やを知らざれば、未だ敢て便ち說かじ」。優婆夷言はく、「阿闍梨に和南したてまつる」。阿難言はく、「疾患速かに除けかし」と、言ひ已りて便ち去りぬ。尊者阿難還りて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住するに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「阿難、汝何れより來れる」。阿難卽ち上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に告げたまはく、「毗舍佉鹿母は是れ智慧人なれば、阿難、汝若し爲に五六語を說きたらんには、彼病便ち差えて安樂住を得しなら

【七二】淨人。說法の時の淨人、卽ち有知男子なり。

て滅し已るに、客比丘あり、……乃至、新受戒比丘(を見て)、……更に發起せんには波夜提なり」と。

[六六]「常所行事諍」とは、若し僧所作の事、如法に辦じ、如法に[六七]結集し、如法に出し、如法に捨し、如法に與ふ(等)の是の如きの、世尊の弟子比丘衆所行の無量事は、皆七滅諍に於て一々事を止めて滅するなり、是れを「常所行事諍」と名く。是故に說きたまへり。

[六八]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優陀夷、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次(第)に行いて食を乞うて一家に到り、衆多の女人の爲に法を說きぬ。時に尊者阿難次(第)に行いて食を乞うて其家に到り、見已りて問うて言はく、「長老、何等をか作せる」。答へて言はく、「我れ此の諸女の爲に法を說けるなり」。:尊者阿難、優陀夷に語げて言はく、「云何が比丘と名けん、[六九]有知男子なきに而も獨り女人の爲に法を說かんとは」。阿難、食を乞ひ、食し已りて世尊の所に往き、頭面に禮足して上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。來り已るに佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に是事を作せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が有知男子なくして女人の爲に法を說きしや。今より以後、有知男子なきに女人の爲に法を說くを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時、尊者優陀夷、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次(第)に行いて食を乞うて一家に到り、衆多の女人の爲に法を說きぬ。時に尊者阿難行いて食を乞うて其家に到り、見已りて問うて言はく、「長老、何等をか作せる」。答へて言はく、「女人の爲に法を說けるなり」。阿難言はく、「長老、世尊の言を聞かずや。男子なきに女人の爲に法を說くことを得ざるを」。答へて言はく、「阿難、汝此の[七〇]石人・木人・草人・畫人を見ざるや。一人にて便ち足れり、況んや復衆多をや」と。尊者阿難、食を乞ひ、食し已りて此の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。來り已るに世尊は優陀夷に問ひた

【六六】常所行事諍。註(一二の四三)參照。

【六七】結集(Saṃgāyati)。衆僧相集りて法と律とを復誦するなり。

【六八】波夜提第五與女說法戒。

【六九】有知男子(Viññū purisaviggaha)。男女好惡の語を解し得る男子。

【七〇】石人・木人・草人・畫人。彫刻繪畫人形等の無心男子なり。

毗尼滅を作すべしと」。佛、優波離に告げたまはく、『若し是れ下座にして過失あらんに、應に上座の所に詣り、頭面に禮足して是言を作すべし、「長老、我が所作非法にして過罪を侵犯せり。我れ今懺悔す、敢て復作さゞらん」と。上座は應に手を以て其頭を摩で、扶起して手に抱へ語げて言ふべし、「慧命よ、我れも亦汝に於て過あり、當に善恕せらるべし」と。若し上座に過あらんに、應に下座の所に至り手を捉りて言ふべし、「我が所作非法にして汝に於て過あり、我れ懺悔す、復作さゞらん」と。下座應に起ちて上座の足を禮して亦上の如くに懺悔せよ』。爾の時、尊者阿難往いて佛の所に至り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、謂ふ所の布草毗尼とは、云何が布草毗尼と名くるや」。佛、阿難に語げたまはく、『若し比丘、諍事起りて同止しつゝも和せず、二部衆忍せずして惡心を生じ、共に相言ひて各々不隨順法を說いて忍せざるの事起らんに、阿難、爾の時應に疾く疾く集僧して法の如く律の如くすべし。應に一部衆の中、宿德にして事の因緣を知り、辯才明了にして說法するに怯ならざる(者)あらんに、和合衆僧の功德を讚歎すべし。應に坐より起ち偏袒右肩し胡跪合掌して第二部衆に向うて是言を作すべし、「諸大德、我等云何が同一法中に信を以て出家して而も諍事を起し、同止しつゝも和せずして二部衆忍せず、各々惡心を生じて共に相言說し、法に隨順せずして忍せざるの事起れり、一切皆是れ不善思惟の致せる所なり、今世苦住して後惡道に墮せん。諸大德、當に各々此の諍事を棄つること草布地の如くせん。我れ今諸長老に向うて懺悔す、各々意を下して和合共住せよ」と。阿難、若し第二部衆の一切、默然として住せんには、第二衆中の宿德聰明にして辯才ある者即ちに應に起ちて懺悔すべし。懺悔法亦上に說くが如し。阿難、僧中是の如き諍事ありて起らんに、應に疾く疾く集僧し、法の如く、律の如くに、如草布地もて此の諍事を滅すべし』と。佛、阿難に告げたまはく、「此の一切諍事、[六〇]相打・[六一]相搏・[六二]牽出房・[六三]種類・[六四]兩舌・[六五]無根謗の如き、是の如き等の罪は皆應に如草布地毗尼中にて滅すべし。是の如くに如草布地も

【六〇】相打。波夜提第五十八。
【六一】相搏。波夜提第五十九。搏は搏の誤り。
【六二】牽出房。波夜提第十六。
【六三】種類。波夜提第二。
【六四】兩舌。波夜提第三。
【六五】無根謗。僧殘罪第八。

爾の時心に悅ばざること莫れ」。是の使比丘言はく、「我れ小く出でんと欲す」。出で已りて是念を作さく、「我若し尊者優波離に隨うて去かんに、或は能く我罪を苦治せん。我等今當に獨り拘睒彌に還りて。自ら共に此の諍事を滅すべし」。拘睒彌に到り已るに復諍事を滅すること能はずして復言はく、「長老、我れ自ら能く此の諍事を滅するを得ず、今當に還舍衛城に到りて此の諍事を滅すべし」。是語を作し已りて卽ちに舍衛城に往き、往いて尊者優波離の所に至りて是の如きの言を作さく、「善哉、尊者、拘睒彌比丘の爲に此の諍事を滅したまへ」。優波離、彼の比丘に語げて言はく、「故より我れ先に汝に語りしが如くに、彼に事あるに隨うて當に種々に如法治すべし。汝、爾の時心に悅ばざること莫れ、當に汝に隨うて去くべし」と。彼の比丘答へて言はく、「敢て復違せず」。[五五]優波離言はく、「去いて彼に還り至りて滅せん、此間の僧を亂すこと莫れ」。爾の時拘睒彌比丘、往いて佛の所に到り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、拘睒彌の比丘は同止するも和せずして更に相言說せり、唯願はくは世尊、此の諍事を滅したまはんことを」。佛。拘睒彌の比丘に告げたまはく、「汝、鬪諍して更に相言說し、同止しつゝも和せざらしむること莫れ。何を以ての故に。過去久遠の世の時、城あり[五六]迦毗羅と名け、王を[五七]婆羅門達多と名く……[五八]長壽王本生經の中に廣く說くが如し……」。佛、拘睒彌比丘に告げたまはく、「彼れ是の如くに國を破り家を亡せることありしに、……乃至、[五九]太子長生は父讎を報ぜず、猶更に和合して惡心を生ぜざりき。汝等云何が正法の中に於て信を以て出家して而も更に忿諍し、同止しつゝも和せざるや」。佛、優波離に告げたまはく、「汝往いて拘睒彌比丘の爲に、法の如く、律の如く、佛の敎の如くに、如草布地毗尼もて此の諍事を滅せよ」と。佛、復優波離に告げたまはく、諍事は三處に起り、三處に取り、三處に捨し、三處に滅すべし。……乃至、是の諍事(若し)淨ならば當に優婆塞と共に斷ずべく、若し是れ不淨事ならば當に喩して優婆塞を遣て出さしめ、是比丘の事、實なるに隨うて法の如く律の如くに、爲に如草布地

【五五】原漢文に「優波離言去還至彼滅莫亂此間僧」とあり。
【五六】迦毘羅。巴利律には迦尸國婆羅奈斯城とせり。
【五七】婆羅門達多(Brahmadatta)。
【五八】長壽王本生經。中阿含經卷十七(大正藏1,532a)四分律(四三)、Mv. 342 參照。十誦律(三〇)には廣說長壽王經已とあるのみ、五分律に無し。怨みは怨みによりて鎭むべからず、怨は怨みなきことによりて鎭むべきなりとの大なる訓誡の物語なり。
【五九】太子長生(Dighāvukumāra)。長壽王(Dighāti kosalarāja)の太子なり。

は、越毘尼罪を得ん。來り已らば當に更に行籌すべし。行籌し已りて數へ看るに、若し白籌多きこと一のみならんには應に唱言すべからず、多きこと一のみならんには應に是唱を作すべし、「是の如くに語る人多く、是の如くに語る人少し」と。是唱を作し已るに、應に多き者に從ふべきなり。更に五法成就するありて不如法に行籌す。何等をか五とす。如法語の人少く・非法語の人多し、法語を說く人、見を同じくせず、非法語を說く人、見を同じくす、非法を法と說き、法を非法と說くなり。是れに因りて行籌せんには、當に僧を破りて乃し僧をして別異なら(しむ)るに至るべし。是れを「五非法」と名く。上を翻するを「五(法)を成就して如法に行籌す」と名くるなり。爾の時、尊者阿難往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、謂ふ所の多覓毘尼滅とは、云何が名けて多覓毘尼滅と爲すや」。佛、阿難に告げたまはく、『諸の比丘よ、修多羅の中、毘尼の中、威儀の中に於て、「此は是れ罪・是れ非罪、是れ輕・是れ重、是れ可治・是れ不可治、是れ殘罪・是れ無殘罪なり」と言ひて鬪諍して相に言はんに、爾の時、應に疾く疾く集僧し、法の如く、律の如く、佛の教の如くに、其事の實なるに隨うて法の如く律の如くにして斷滅するなり。若し復了する能はざらんには、某方住處に長老比丘にして修多羅を誦し、毘尼を誦し、摩帝利伽[五二]を誦し、是の如くに若しは中年若しは少年比丘にして修多羅を誦し、毘尼を誦し、摩帝利伽を誦する者ありと聞かば、應に疾く往いて問ひ若しは請じ來りて、彼の比丘の所說に隨うて多覓毘尼を與へて諍事を滅すべし。滅し已ること是の如くなるに、阿難、若し客比丘あり、……乃至、新受戒比丘ありて……更に發起せんには波夜提なり。是れを「相言諍には多覓毘尼を用ひて滅す」と名くるなり』」と。

「[五三]如草布地毘尼滅相言諍とは(いかん)。佛、舍衛城に住したまひき。時に拘睒彌の比丘共に諍うて同止するも和せずして、法・非法、律・非律(等)を說き、……[五四]乃至、尊者優波離、彼の比丘に語げて言はく、「長老、我れ彼に往き已りて應に羯磨を作すべし。當に種々の羯磨を作して治擯すべし。汝等

【五二】摩帝利伽(Mātikā)。論藏(Abhi-dhamma)と同意に用ひらる。四分律には摩夷とす。

【五三】如草布地毘尼滅相言諍。布草毘尼を以て言諍を滅するなり。註(一二の四七)參照。

【五四】乃至。大正藏經第二十二卷(327b)二十一行罪言非罪以下(327c)二十四行滅此諍事までを乃至せり。

らば僧は某甲比丘を立てゝ行籌人と作さんとす、白すること是の如し」。
「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、僧、今、某甲比丘を立てゝ行籌人と作さんとす。諸大徳、某甲比丘を行籌人と作すことを忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧已に某甲比丘を立てゝ行籌人と作すことを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に。是事是の如くに持つ」と。

羯磨し已るに、此の比丘應に[五〇]二種の色籌を作すべし、一は黑、二は白なり。應に唱へて「非法者は黑籌を捉り、如法者は白籌を捉れ」と言ふべからず。應に是の如くに唱ふべし、「是の如くに語る者は黑籌を取れ、是の如くに語る者は白籌を取れ」と。行籌人、行籌せん時、當に心を立てゝ五法、內に在り、然して後に行籌すべし。應に不如法の伴を作すべからず、當に如法の伴を作すべし。行籌し訖りて數ふるに、若し非法籌乃し多きこと一なるに至らば應に唱ふべからず、非法の人多くして如法の人少きには當に方便を作して[五一]解坐すべし。若し前食時至らんと欲せんには應に「前食なり」と唱令すべし、若し後食時至らんには應に「後食なり」と唱令すべし。若し洗浴時至らんには當に「洗浴」と唱令すべし。若し說法時至らんと欲せんには當に「說法時到れり」と唱令すべし、若し毗尼を說く時到らんには當に「毗尼を說く時到れり」と唱ふべし。若し非法の者覺りて言はく、「我等勝を得たれば、我が爲に故に解坐するなり、我等をして起たざらしめよ、要らず此坐に卽して是事を決斷せよ」と。爾の時には精舍の邊りに若し小屋にして蟲なき者あらんには、應に淨人をして火を放たしめ已りて、「火起れり、火起れり」と唱言して卽ちに便ち散じ、起ちて火を救ふべし。近住處に如法の者あるを知らば應に往いて喚言すべし、「長老、向に行籌し訖るに非法の人多くして如法の人少なかりき。長老、當に法の爲の故に彼に往いて、如法者の籌をして多からしむべし、佛法增長するを得て亦自ら益功德を得ん」と。若し彼れ此語を聞いて來らざらんに

【五〇】二種色籌。塗りたるもの（黑）と塗らざるもの（白）となり。巴利文には Salākāyo vaṇṇāvaṇṇāyo katvā ......となす。

【五一】解坐。解散なり。

きの大諍も、唯正に共に草・非草を諍へるのみなるも、是故に諸比丘は鬪諍して同止するも和せず、法・非法、律・非律、重罪・輕罪、可治・不可治、法羯磨・非法羯磨、和合羯磨・不和合羯磨、應作・不應作を說けり。爾の時、坐中に一比丘ありて是語を作さく、「諸大德、此れ非法・非律にして修多羅と相應せず、毗尼と相應せず、優波提舍と相應せず、修多羅・毗尼・優波提舍と相違すれば但諸の染漏を起さんのみ。我が知る所の如くんば、是れ法、是れ律、是れ佛の教にして、修多羅・毗尼・優波提舍と相應せり、是の如くにして染漏を生ぜず」と。是の比丘言はく、「諸大德、我れ此諍を滅すること能はざれば、當に舍衞城に詣り世尊の所に到りて當に問うて此の諍事を滅すべし」と。是の比丘、到り已りて頭面に佛足を禮し、却いて一面に住して世尊に白して言さく、『拘睒彌の諸比丘は鬪諍して更相に言說し、同止するも和せず、……乃至、「我れ諍事を滅すること能はざれば、我れ當に往いて世尊に白して此の諍事を滅すべし」と、唯願はくは世尊、諸比丘の爲に此の諍法を滅したまはんことを』。爾の時佛、優波離に告げたまはく、「汝往いて拘睒彌比丘に、法の如く、律の如く、佛の教の如くに、所謂、多覓罪相を與へて此の諍事を滅せよ」。是の如くに[四四]諸の釋種及び諸の[四五]離車等、諍事の時、即了すべからざる者には亦多覓毗尼を與へて滅せよ。優波離、諍事は三處ありて起る、若しは一人、若しは衆多、若しは僧なり。亦應に三處に捨し、三處にて取り、三處にて滅すべし。優波離、汝往いて拘睒彌比丘所に詣り、法の如く、律の如く、佛の教の如くに此の諍事を滅せよ、所謂、多覓毗尼なり」と。……上の現前毗尼の中に廣く說けるが如し……[四六]乃至、「是の比丘の心(意柔)輭し已りて僧應に[四七]舍羅を行ずべし。比丘、五法成就するありて、僧應に羯磨して[四八]行舍羅人と作すべし。何等をか五とす。愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、取・不取を知るとなり」と。羯磨せんには應に是說を作すべきなり、

[四九]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、能く、衆僧の爲に行籌人と作らん。若し僧、時到

【四四】釋種。劫比羅城の釋迦種より出家せる比丘。
【四五】離車(Licchavi)。吠舍離城の梨車毘種族より出家せる比丘。
【四六】乃至。大正藏經第二十二卷(327 c)十八行の爾時より以下(328 b)六行の此諍事までを乃至せるなり。
【四七】舍羅(Salākā)。註(一二の六六)籌の下參照。舍羅によりて多數決を以て諍事を滅するを舍羅を行ずといふなり。
【四八】行舍羅人(Salākagāhāpaka)。
【四九】行舍羅人選差白二羯磨文。

つ「見ず」と言ひ、見ざるに復「見る」と言ひ、(復)自ら言はく、『我れ作せるを憶せず』と。汝、僧中にて是語を作すを以ての故に、僧は汝の與に覓罪相羯磨を作せるなり』と。是の如くに阿難よ、法の如く、毗尼の如く、世尊の教の如くに、覓罪相毗尼を與へて滅諍し已れるに、若しは客比丘あり、……乃至、更に發起せんには波夜提を得るなり。是れを「罪諍に覓罪相毗尼を用ひて滅し竟る」と名くるなり』と。

「相言諍」とは、[三七]三毗尼を用ひて滅す。(現前毗尼と多覓毗尼と布草毗尼となり。)前に已に現前毗尼を説き竟りぬ。

[三八]「多覓毗尼滅相言諍」とは(いかん)。佛、舍衛城に住したまひき。拘睒彌に時に[三九]二部の大衆ありて各一師あり、一を清論と名け、二を善釋と名けぬ。清論に一共行の弟子ありて雹口と名け、善釋に一共行の弟子ありて坫雹と名く。第一に依止弟子(あり)頭々伽と名け、第二に依止弟子(あり)陀伽と名く。第一に優婆塞弟子あり頭磨と名け、第二に優婆塞弟子(あり)無烟と名く。第一に檀越あり[四〇]優陀耶王と名け、第二に檀越(あり)[四一]渠師羅居士と名く。第一に優婆夷弟子(あり)[四二]舍彌夫人と名け、第二に優婆夷弟子(あり)摩犍提の女にして阿菟波磨と名く。第一に後宮青衣弟子(あり)頻頭摩邏と名け、第二に後宮青衣弟子(あり)波鉢摩邏人と名く。各五百比丘・五百比丘尼・五百優婆塞・五百優婆夷ありき。第一衆主、厠に入り行じ訖りて水を用ひんと欲するに、水中に蟲あるを見て草を以て器上に横へて相を爲せり。第二衆主の依止弟子、後より來りて厠に入り、水器上に草あるを見て便ち是言を作さく、「是れ何の無羞人なるぞ、草を持ちて水器上に著くるとは」。第一衆主の共行弟子、此語を聞き已りて其人に語りて言はく、[四三]「汝云何が乃し我が和上を持すに無羞人と名けたる」。此事を以ての故に二部四衆遂に大諍を生じぬ。時に拘睒彌國は城の内外を擧げて諍闘の聲にて内外嬈動せること、猶し金翅鳥王の海に入りて龍を取らんに水大に波涌するが如くなりき。是の如

あなどりかろんじて否定して詰問をしりぞくる意なり。

【三七】 三毘尼。宋・元・明の三本には二毘尼とせり。三毘尼を正しとす。即ち言諍には現前毘尼と多覓毘尼と布草毘尼とを用ふること已に第十二巻に記せるが故なり。

【三八】 多覓毘尼滅相言諍。註(一二の四六)參照。

【三九】 二部大衆。こゝに出せる善釋と清論の二師及びその徒衆につきては諸律に存せざるもの、但し善見律(一八)に簡明なる記述あり。

【四〇】 優陀耶王(Udena)。註(八の三七)舍彌の下參照。

【四一】 渠師羅居士(Ghosita)。コーサンビの長者、所有の林園を僧衆に献じて寺院を建立せり。具史羅園精舍(Ghositārāma)これなり。

【四二】 舍彌夫人。優陀耶王妃。註(八の三七)參照。

【四三】 原漢文には、汝云何乃持我和上名無羞人とあり。

罪相毗尼を與へて滅すべし』。羯磨せんには應に是說を作すべきなり、
『[二九]大德僧聽きたまへ、尸利耶婆比丘は僧中にて罪を見つゝ「見ず」と言ひ、見ざるに復「見る」と言ひ、(復)自ら「憶せず」と言へり。若し僧、時到らば僧は尸利耶婆比丘に覓罪相毗尼滅を與へんとす、白すること是の如し』。
『大德僧聽きたまへ、尸利耶婆比丘は僧中にて罪を見つゝ「見ず」と言ひ、見ざるに復「見る」と言ひ、(復)自ら「憶せず」と言へり。僧は今、尸利耶婆比丘に覓罪相毗尼滅を與へんとす。諸大德、尸利耶婆比丘に覓罪相毗尼滅を與ふることを忍するや(不や)、忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ』と。
是れ第一羯磨にして、第二第三亦是の如くにし、「僧は已に尸利耶婆比丘に覓罪相毗尼滅を與へ竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。
佛、諸比丘に告げたまはく、「是の比丘に僧、爲に[三〇]覓罪相毗尼羯磨を作し已らんに、是の比丘應に[三一]盡形壽に八法を行ずべし。何等をか八とす。人を度するを得ず、[三二]人に受具足戒を與ふるを得ず、[三三]人の依止を受くるを得ず、[三四]僧次請を受くるを得ず、僧の使行を作すを得ず、僧の與に說法人と作るを得ず、僧の與に毗尼を說く人と作るを得ず、[三五]僧の與に羯磨人と作るを得ず、僧、羯磨を作し已らんに是の比丘、盡壽まで捨するを得ず、是れを八法と名く」と。爾の時、尊者阿難は往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「謂ふ所の覓罪相毗尼とは、云何が名けて覓罪相毗尼と爲すや」と。佛、阿難に告げたまはく、『若し比丘、僧中にて罪を見つゝ「見ず」と言ひ、見ざるに復「見る」と言ひ、(復)自ら「憶せず」と言ひて[三六]觝慢を作さんに、爾の時、應に疾く疾く集僧すべし。集僧し已りて、修多羅の如く、毗尼の如くに、如法に此の比丘に隨うて覓罪相毗尼を與へて滅し已るや、僧は應に是の比丘に語げて言ふべし、「長老、汝、善利を得ず、云何が僧中にて罪を見つ

【二九】覓罪相毗尼白四羯磨文。
【三〇】覓罪相毗尼比丘行法八事。
【三一】盡形壽(Yāvnjīvika)。終身なり。
【三二】受具足戒。滿二十歲に至れる沙彌に比丘の大戒を授くるなり。
【三三】依止(Nissāya)。五年の間新受戒の比丘は長老比丘に依止して法と律との敎授を受くるなり。
【三四】僧次請。夏數の次第に從うて僧を代表して衆僧中より在家の請食に赴くなり。
【三五】原漢文には、「不得與僧作羯磨人」とあり。宋・元・明・宮本には此の八字なし。この一段は八法を述べたるも「不得」の文字を拾ふ時は九法になるなり。よりて三本等には此の一法を除けるにはあらざるか。今速斷し難きも此の一法は衆僧を統理する資格を奪ふもの故に當然存すべきなり。最後の盡壽まで捨するを得ずとは、この八法の資格をうばはれたる者は一生涯、この羯磨を拔く(捨する)ことが出來ぬとの意にして前八法に服從する期間を述べたもの、八法そのものには非ざるなり。
【三六】觝慢。觝は罪ををかして法に觸るゝこと、慢は輕んずるなり。卽ち罪を犯しつつ

の時、應に疾く集僧し、疾く集僧し已りて修多羅の如く、毗尼の如く、世尊の教の如くに、此の比丘の事、實なるに隨うて自言毗尼を與へて滅するなり。是の如く阿難よ、法の如く、律の如く、世尊の教の如くに、自言毗尼を用ひて諍事を滅し已れるに、若しは客比丘、……乃至、更に發起せんには波夜提罪を得るなり。 是れを「自言毗尼滅罪諍」と名くるなり』と。

「覓罪相毗尼」[三七]とは(いかん)。 佛、舍衛城に住したまひき。時に長老尸利耶婆[三八]、數々僧伽婆尸沙罪を犯ぜしかば、衆僧集まりて羯磨事を作さんと欲せり。 時に尸利耶婆來らず、卽ち使を遣して往いて喚ばしむらく、「長老尸利耶婆、衆僧集まりて法事を作さんと欲す」と。 尸利耶婆念言すらく、「正に當に我が爲の故に羯磨を作すならくのみ」と。 卽ち心に恐怖を生じつゝ已むことを得ずして來るに、諸比丘問うて言はく、「長老、僧伽婆尸沙罪を犯ぜしや」。 答へて言はく、「犯ぜり」。 彼れ歡喜心を生じて是念を作さく、「梵行人は我が邊に於て可懺悔の事を擧げて不可治の事には非ざりき」と。衆僧に白して言さく、「我れに小く出づることを聽せ」。 諸比丘は後に於て是言を作さく、「此の比丘、輕躁にして是れ不定の人なれば、出で去り已りて須臾にして當に妄語を作すべけん、應に當に三たび過めて、定んで實を問ひ已りて、然して後に羯磨を作さん」と。 尸利耶婆出で已りて是念を作さく、「我れ何を以ての故に此罪を受けんや、諸比丘は數々我が罪を治せり、我れ今應に是罪を受くべからず」と。 諸比丘卽ち尸利耶婆を呼び入れ、入り已るに問うて言はく、「汝實に僧伽婆尸沙罪を犯ぜしや」。 答へて言はく、「犯ぜず」。 諸比丘問うて言はく、「向に汝は何故に僧中に是罪ありと說きしに、復犯ぜずと言ふや」。 尸利耶婆言はく、「我れ是事を憶せず」と。 諸比丘は是事を以て佛に白すに、佛言はく、「尸利耶婆を呼び來れ」。 來り已るに、佛、是事を以て廣く尸利耶婆に問ひたまひ、「汝實に爾りや不や」と。 答へて言さく、「實に爾り」。 佛、諸比丘に告げたまはく、『尸利耶婆は衆僧中にて罪を見つゝ「見ず」と言ひ、見ざるに復「見る」と言ひて是語を作さく、「我れ憶せず」と。 僧當に覓

【三七】 覓罪相毘尼。
【三八】 尸利耶婆。 巴利律の七毘尼の下には Uvāla 比丘とせり。

言を作さば是事云何、「我れに是法なし」と』。羅睺羅、復佛に白して言さく、「世尊、若し是の如くんば、唯、世尊のみ我れを知りたまはん」。佛言はく、『彼れ復是の如きの言を作さば此事云何、「唯、世尊のみ我れを知りたまはん」と』。羅睺羅、復佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、我れに自言治を與へたまへ」。佛復羅睺羅に告げたまはく、『若し彼の比丘も亦是の如く言はゞ復當に云何がすべき、「願はくは世尊、我れに自言治を與へたまへ」と』。羅睺羅は佛に白して言さく、「若し爾らば願はくは世尊、倶に我(等)二人に自言治を與へたまへ」と。爾の時、世尊は衆多比丘の所に詣りたまひ、尼師壇を敷いて坐し已りて諸比丘の爲に廣く上事を說き、說き已りて諸比丘に告げたまはく、「此の比丘に自言毗尼滅を與へよ、何を以ての故に、未來世に或は惡比丘ありて清淨比丘を誹謗し、自言治を得ずして便ち驅出するが故に」と。佛、諸比丘に告げたまはく、『八非法ありて自言毗尼を與ふるあり。何等をか八とす。(1)重を問うに而も輕を說き、輕事、實ならざるを、是れを「非法にして自言治を與ふ」と名く。(2)輕を問ふに重を說き、(3)[三六]殘を問ふに無殘を說き、(4)無殘を問ふに殘を說き、(5)輕を問ふに輕を說き、(6)重を問ふに重を說き、(7)殘を問ふに殘を說き、(8)無殘を問ふに無殘を說く、是の如きの一々に皆實罪を說かざるを、是れを「非法にして自言治を與ふ」と名くるなり。八如法ありて自言治を與ふるあり。何等をか八とす。(1)重を問ふに輕を說き、實に輕罪あるに而も輕を說くを、是れを「如法に自言治を與ふ」と名く。(2)輕を問ふに重を說き、(3)殘を問ふに無殘を說き、(4)無殘を問ふに殘を說き、(5)重を問ふに重を說き、(6)輕を問ふに輕を說き、(7)殘を問ふに殘を說き、(3)無殘を問ふに無殘を說く、是の如きの一々に皆實を說くを、是れを「八如法にして自言治を與ふ」と名くるなり』と。爾の時、尊者阿難往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、『世尊、謂ふ所の自言毗尼滅とは、云何が自言毗尼滅と名くるや」。佛、阿難に告げたまく、『若し比丘と比丘と相に罪過を說かん、「若しは波羅夷なり、……乃至、越毗尼罪なり」と。阿難よ、爾

【三六】殘・無殘。殘は僧殘罪、無殘は波羅夷罪なり。波羅夷を犯せば比丘たる資格の殘りもなくなりて滅擯せらるゝが故なり。

に、爾の時、疾く疾く集僧せよ。集僧し已りて修多羅の如く毗尼の如くに、此の比丘の事、實なるに從うて不癡毗尼を與へよ。是の如くに阿難、法の如く、律の如く、世尊の教の如くに、不癡毗尼を以て誹謗諍事を滅し已るに、若しは客比丘、……乃至、愚癡無智にして、……猶し牛羊の如く……更に發起せんには波夜提罪を得るなり。是れを『不癡毗尼滅誹謗諍』と名くるなり』と。

〔二〇〕「罪諍」とは、若し比丘と比丘と相に罪過を説きて、若しは波羅夷、……乃至、越毗尼なりと(諍はんに)、此の罪諍は二毗尼を用ひて滅するなり。所謂、〔二一〕自言毗尼と〔二二〕覓罪相毗尼となり。

〔二三〕「自言毗尼」とは。佛、舍衛城に住したまひき。時に〔二四〕慧命羅睺羅、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して舍衛城に入り、次(第)に行いて食を乞ひ、得ては精舍に還り、食し已りて衣を執り鉢を持して常處に著し、尼師壇を持して〔二五〕得眼林に向ひて坐禪せんと欲せしに、中路にて一比丘、女人と與に非梵行を作せるを見たりき。見已るに、此の惡比丘是念を作さく、「佛子羅睺羅は我が非梵行を作せるを見たれば、必らず世尊に語らん。其の未だ語らざる間に及んで、我れ當に世尊の所に詣りて先に其過を説くべし」と。時に惡比丘、佛の所に詣り頭面に禮足して世尊に白して言さく、「我れ、尊者羅睺羅が得眼林に趣く中路にて、女人と共に非法事を作せるを見たり」と。爾の時、世尊は默然として答へたまはざりき。時に尊者羅睺羅、一樹下に在りて三昧を正受し、禪定より起ちて、來りて世尊の所に詣り、惡比丘の事を憶せずして、常法の如くに頭面に禮足し、却いて一面に住せり。爾の時、世尊は羅睺羅をして向の事を憶せしめんと欲して、故に即ち惡比丘を化作して其前に在らしめたまひしに、羅睺羅、見已りて即ち本識を發し、世尊に白して言さく、「我れ林中に向ふ中路にて、此の比丘、女人と共に非梵行を作せるを見たり」と。佛言はく、『羅睺羅よ、若し彼の比丘も亦是語を作さば是事云何、「我れ、羅睺羅が中路にて非梵行を作せるを見たり」と』。尊者羅睺羅、佛に白して言さく、「世尊、我れに是法なし」と。佛、羅睺羅に告げたまはく、『若し彼の比丘も亦是

〔二〇〕 罪諍。註(一二の四二)參照。
〔二一〕 自言毘尼(Paṭiññāya-vinaya)。自言治毘尼なり。
〔二二〕 覓罪相毘尼(Tassapā-piyyasikāvinaya)。
〔二三〕 自言毘尼。
〔二四〕 慧命羅睺羅(Āyasmā Rāhula)。慧命は尊者又は具壽と同じく敬稱なり。羅睺羅は釋尊の子、舍利弗を師として出家し、學行第一とせらる。
〔二五〕 得眼林(Andhavana)。開眼林なり、註(一の一二八)參照。

[一九]『大德僧聽きたまへ、長老難提・鉢遮難提は本、癡なりしも今は癡ならず、諸の梵行人は前の癡行を說くも、自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。已にして僧に從うて不癡毗尼滅を乞へり。若し僧時到らば僧は難提・鉢遮難提の與に不癡毗尼滅を作さんとす、白すること是の如し』と。

『大德僧聽きたまへ、是の難提・鉢遮難提は本、癡なりしも今は癡ならず、諸の梵行人は前の癡行を說くも、自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。已にして僧に從うて不癡毗尼滅を乞へり。僧今某甲の與に不癡毗尼滅を作さんとす。諸大德よ、難提・鉢遮難提に不癡毗尼滅を與ふることを忍するや(不や)、忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ』と。

是れ初羯磨なり、是の如くに第二第三して、「僧は已に某甲某甲に不癡毗尼滅を與へ竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(說くなり)。

佛、諸比丘に問ひたまはく、「已に難提・鉢遮難提に不癡毗尼を與へしや未だしや」と。答へて言さく、「已に與へぬ、世尊」。佛言はく、『五法成就して非法に不癡毗尼を與ふるなり。何等をか五とす。不癡に癡想して與へ、事を擧げたる人に請求して心をして柔輭ならしめず、僧に從うて不癡毗尼を乞はず、非法にして、不和合なるを、是れを「五非法を成就して不癡毗尼滅を與ふ」と名く。五如法を成就して不癡毗尼を與ふるなり。何等をか五とす。不癡に不癡想して與へ、事を擧げたる人に求請して心をして柔輭ならしめ、僧に從うて不癡毗尼を乞ひ、如法にして、和合せるを、是れを「五如法を成就して不癡毗尼を與ふ」と名くるなり』と。時に尊者阿難、往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、謂ふ所の不癡毗尼とは、云何が不癡毗尼と名くるや」。

佛、阿難に告げたまはく、『比丘あり、本、癡にして今は癡ならず、諸の梵行人は前の癡行を說かん

[一九] 不癡毘尼滅白四羯磨文。

に不癡毗尼滅を作すべし』。作法せんには、應に求聽羯磨を作すべきなり。唱へて言はく、
『[一六]大德僧聽きたまへ、是の長老難提・鉢遮難提は本、癡なりしも今は癡ならず。諸の梵行人は前の癡時の所行を説くも、自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。若し僧時到らば僧よ、是の難提・鉢遮難提比丘は僧に從うて不癡毗尼滅を乞はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、是の難提・鉢遮難提、僧に從うて不癡毗尼滅を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。

[一七]乞法せんには、是の難提・鉢遮難提、偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すなり、「我れは某甲なり、本、癡なりしも今は癡ならず。諸の梵行人は前の癡行を説くも、我れ作せるを知らず、作せるを憶せざれば、今僧に從うて不癡毗尼滅を乞はんとす、唯願はくは僧よ、我れに不癡毗尼滅を與へたまはんことを」と。

是の如くに第二第三に乞ふに、僧應に彼の比丘に語げて言ふべし、「僧には汝が事を説く者あること無し、汝が事を説く者(あらば)汝當に往いて、語げて復說くこと勿らしむべし」と。此の比丘應に彼の比丘の所に往いて言ふべし、「長老、我れ先に狂癡の時に作せる所は、我れ今作せるを知らず、作せるを憶せざるなり。願はくは長老、復我が癡時の所作を説くこと勿れ」と。彼の比丘若し止むれば善し、若し止めざらんには應に彼の和上・阿闍梨・及び同友知識に語げて是言を作すべし、『長老、汝の弟子若しは同友知識は我が本、癡なりし時の所作を説くも、我れ作せるを知らず、作せるを憶せざるなり。願はくは長老、我が爲に呵して彼れに語げたまへ、「復更に説くこと勿れ」と』。彼の和尚・阿闍梨は應に當に呵して語ぐべし、「汝、不善なり、戒相を知らず、世尊は癡狂心亂にて作せるは無罪なりと說きたまひしを聞かずや」と。[一八]彼の、事を說ける人、若し受くれば善し、(若し受けざらんには)、爾の時、僧は應に羯磨を作すべきなり。羯磨人は是の如くに唱ふなり、

[一六] 求聽乞不癡毘尼滅羯磨文。

[一七] 乞不癡毘尼滅文。

[一八] 原漢文には、「彼說事人若受者善爾時僧應作羯磨」とあり。若受者善の次に若不受者の四字あるべき筈なり。諸本皆この四字なし。

と與に事に從ひ、罪を犯ずるも如法に悔過すること能はざるなり」と言はんに、阿難よ、是の如きの比丘には僧は憶念毗尼滅を與ふべからず。是の如くに阿難よ、法の如く律の如くに憶念毗尼を與へて誹謗諍を滅し已るに、若しは客比丘、若しは去らんとする比丘、若しは與欲せる比丘(ありて)、若しは見不欲の比丘、若しは坐に在りて睡れる比丘、新受戒の比丘ありて、是の諸比丘の言はく、「是の如きの羯磨を作すとも成就せず、如法ならず、愚癡無智にして、別佛・別法・別僧なること猶し牛羊の羯磨を善くせず成就作せざるが如し」と。是の如くにして更に發起せんには波夜提罪なり。是れを「誹謗諍憶念毗尼滅」と名くるなり』と。

云何が「誹謗諍[一二]不癡毗尼滅」なりや。佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。尊者[一二]劫賓那に二の共行弟子あり、一を[一三]難提と名け、二を鉢遮難提と名けぬ。是の二比丘は本、狂[一四]癡病にして、病時には種々の[一五]非法を作しぬ。今已に差えたるに諸の梵行人は猶ほ故ほ其の癡狂時の所作を說きしかば、是の二比丘は是語を聞く時、[一五*]用ひて羞愧と爲せり。是の因緣を以て諸比丘に語るに、諸比丘は是事を以て具に世尊に白しぬ。佛言はく、「是の難提・鉢遮難提は本、癡狂病時に種々の非法を作せり。今癡已に差えたるに、諸の梵行人は猶ほ故ほ其の本癡狂時の所作を說けり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等當に屛處に於て三問し、多人中にて三問し、僧中にて三問すべし」と。屛處にて問はんには應に是言を作すべきなり、「長老、諸の梵行人は是語を作せり、汝知るや不や」。答へて言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」。是の如く第二第三(問)し、多人中にて三問し、衆僧中にて三問すること亦是の如し。諸比丘は是事を以て往いて世尊に白さく、『已に屛處にて三問し、多人中にて三問し、衆僧中にて三問せしも、自ら「作せるを知らず、作せるを憶せず」と言へり』と。佛、諸比丘に告げたまはく、『是の二比丘は本、癡なりしも今は癡ならず。諸の梵行人は前の癡時の所行を說くに、自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。僧應に與

【一二】　不癡毘尼滅。註(一一二の七四)參照。

【一二】　劫賓那(Mahākappina)。印度北邊の小國王たりしが佛陀の名聲を聞いて遠く來りて出家し、證果を得て後初め涅槃の樂みを味うて活動せざりしも佛の誡しめによりて教誡に從事し、比丘教誡第一とせらる。

【一三】　難提・鉢遮難提・巴利律には Gagga 比丘とせり。

【一四】　狂癡病(Ummattaka vipariyāsakata)。

【一五】　非法(Āpatti)。

【一五】*　用爲羞愧。用はとりあげての意なり。諸比丘の非難の語をとりあげて羞愧の念をいだけりとの意なり。或は用の字を以つてと讀むも可ならん。

念毗尼滅清淨住を與ふることを。(忍)せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ初羯磨にして、是の如くに第二第三して、「僧は已に長老陀驃・迦盧に憶念毗尼滅清淨住を與へ竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。

佛、諸比丘に問ひたまはく、「已に陀驃・迦盧に憶念毗尼を與へしや未だしや」。答へて言さく、「已に與へぬ」と。佛言はく、「比丘、五法成就して非法に憶念毗尼を與ふるなり。何等をか五とす。不清淨に清淨想して與へ、清淨に不清淨想して與へ、先に檢校せず、非法にして、不和合なるを、是れを「五非法にして憶念毗尼を與ふ」と名く。五如法にして憶念毗尼を與ふるなり。何等をか五とす。清淨に清淨想して與へ、[八]不清淨に不清淨想し、先に檢校し、如法にして、和合なるを、是れを「五如法にして憶念毗尼を與ふ」と名くるなり。時に諸比丘、佛に白して言さく、「云何が世尊、是の婬女人は賊の爲に逐はれしや」。佛言はく、「但に今日賊の爲に逐はれしのみにはあらじ、過去世の時已に曾て彼の爲に逐はれしなり。……」と。[九]怨家本生經の中に廣く說くが如し。

爾の時尊者阿難は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、云何が名けて憶念毗尼と爲すや」。佛、阿難に語げたまはく、『若し比丘にして比丘を謗りて、若しは波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提々舍尼・越毗尼なりと(言はんに)、當に疾く集僧すべし。疾く集僧し已りて是の比丘の和上・阿闍梨・同友知識に問うて是言を作せ、[一〇]「長老、汝、某比丘の先より來、(その)人と爲りを知るや、戒行は何似、誰と與に知識たる、彼の知識は善とや爲ん惡とや爲ん」と。若し、「某甲は先より來、戒行を持ちて清淨に、善き知識同友と與なり、小々の罪を犯さんにも心に慚愧を懷いて速疾に悔を除けり」と言はんに、是の如きの人には僧應に憶念毗尼を與ふべきなり。若し、「我れ、彼の比丘の先より來、戒行不清淨なるを知れり、又惡しき知識

【八】原漢文には、「不清淨不清淨想與」とあり、宋・元・明・宮本には與の字なし。不清淨なる比丘に對し不清淨なりとの想ひをなしつゝ憶念毗尼滅を與ふることなく、且つは如法作にあらざる故に今與の字を削除せり。

【九】怨家本生經。其出據を明かにせず。

【一〇】原漢文には、「長老汝知某比丘先來爲人戒行何似與誰爲知識彼知識爲善惡」とあり。戒行何似は戒行をいかに持つておるか、いかに尊重して承けておるかとの意なるべし。爲善惡の爲は二度に讀みて爲善爲惡として讀むべきなり。

し。諸比丘、佛に白して言さく、『世尊、是の陀驃・迦盧比丘を已に屏處に於て三問し、多人中にて三問し、衆僧中にて三問せしに、自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と』。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の陀驃・迦盧比丘は清淨にして無罪なれば、僧は應に憶念毗尼滅を與へて清淨共住すべし」と。求聽羯磨を作さんには、羯磨者は應に是說を作すべきなり。

『[五]大德僧聽きたまへ、是の長老陀驃・迦盧は諸の梵行人に是語を作して自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。若し僧時到らば僧よ、長老陀驃・迦盧は僧に從うて憶念毗尼滅清淨住を乞はんと欲す。諸大德は聽するや(不や)、是の陀驃・迦盧比丘、僧に從うて憶念毗尼滅清淨住を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。

乞法せんには、是の陀驃・迦盧比丘、偏袒右肩して革屣を脫し、右膝を地に著して是言を作さく、

『[六]我れは陀驃・迦盧比丘なり。諸の梵行人に是語を作せり、「我れ作せるを知らず、作せるを憶せず」と。我れは陀驃・迦盧なり、今僧に從うて憶念毗尼滅清淨住を乞ふ。唯願はくは僧、我れに憶念毗尼滅清淨住を與へたまはんことを』と。

是の如くに第二第三に乞はんに、羯磨人は當に是說を作すべきなり、

『[七]大德僧聽きたまへ、長老陀驃・迦盧は諸の梵行人に是語を作して自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。已にして僧に從うて憶念毗尼滅清淨住を乞へり。若し僧時到らば僧は長老陀驃・迦盧に憶念毗尼滅清淨住を與へんとす、白すること是の如し』。

『大德僧聽きたまへ、是の長老陀驃・迦盧は諸の梵行人に是語を作して自ら言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」と。已にして僧に從うて憶念毗尼滅清淨住を乞へり。僧は今長老陀驃・迦盧に憶念毗尼滅清淨住を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、長老陀驃・迦盧に憶

【五】求聽乞憶念毘尼滅羯磨文。

【六】乞憶念毘尼滅文。

【七】憶念毘尼滅白四羯磨文。

き。爾の時、門外に一長老比丘あり、迦盧と字く、門を去ること遠からずして一屛處あり、繩牀を敷いて而して坐せるに[三]衣四(方)に垂下せり。此の婬女、恐怖の中より來りて安隱處に趣かんとて、卽ち長老の牀下に入りしが、迦盧、爾の時三昧に入りて牀下を察せざりき。賊夜半の後に醉より醒め、婬女を剝がんと欲して覓むるに而も見えざりしかば、賊帥、諸の伴に問うて言はく、「汝等此の女人を見しや不や」。皆言はく、「見ざりき」。各々火を把りて求覓せしも都べて處を知らざりしかば、復相謂ひて言はく、「若し是の如くして得ずんば當に脚跡を求むべし」と。卽ち跡を尋ねて舍衞城門に到りしに門閉ぢたれば、復跡を尋ねて遂に祇洹門の下に至るに便ち其跡を失して向ふ所を知らざりき。賊、是の比丘を見ると雖、疑心あること無かりき。爾の時、天遂に曉に向ひ、舍衞城中已に明皷を打ち、復象馬鷄狗の聲を聞きしかば、爾の時賊帥便ち相謂ひて言はく、「今此女を失して所在を知らず、天復曉ならんと欲す、宜しく久しく停まるべからず、當に林中避隱の處に還るべし」と。是念を作し已りて卽ち林中に還りぬ。天曉にして城中の人民・象馬・車乘出城し、又諸の優婆塞も亦皆出城して世尊を禮覲し已り、過りて迦盧比丘を禮せしに、此の婬女、牀下よりして出づるを見たりき。衆人見已りて皆譏嫌して言はく、「此の阿練若(比丘)は云何が[四]納衣乞食ならんや、夜を通して婬女と與に事に從ひて曉に乃し放ち去ること沙門の法を失せり、何の道か之れ有らんや」と。

爾の時、長老陀驃摩羅子と迦盧比丘との醜名流布せしかば、諸比丘聞き已りて具に世尊に白すに、佛、比丘に言はく、「是の陀驃・迦盧比丘は非梵行の惡名流布せり、汝等當に屛處に於て三問し、多人中にて三問し、僧中にて三問すべし」と。屛處にて問ふとは、應に是問を作すべきなり、「長老陀驃・迦盧よ、諸の梵行人は是語を作せり、是事知るや不や」。答へて言はく、「作せるを知らず、作せるを憶せず」。是の如く第二第三(問)し、多人中にて三問し、衆僧中にて三問すること亦是の如

【三】原漢文には、敷繩牀而坐衣四垂下とあり。

【四】納衣乞食。糞掃衣を著する比丘、乞食行の比丘にして、納衣・乞食の頭陀行を行ずる少欲知足の比丘。

卷の第十三

單提九十二事(法)を明すの二

佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に城中に大富の婬女家あり、財寶多饒にして種々成就し、庫藏盈溢して守備牢固に、外賊伺ひ求めんとするも能く得る者なかりき。時に一賊主ありて善く方便を作し、使を遣して婬女に語らしめて言はく、「我等は某池上に詣りて多くの婬女を請じ、種々に飲食を設けて自恣に娛樂せんと欲す、汝便ち好く自ら莊嚴して彼の池上に詣るべし、不好ならしめて彼の爲に嗤はるゝこと勿れ」と。女人の心、妬勝を先と爲すを以て、名衣・上服・珠璣・瓔珞にて盡く以て身を嚴り、種々に莊飾し光焰、目を曜かして往いて彼請に赴きぬ。時に此の賊主、方便誘導して將ゐて避隱深邃の處に詣るに、婬女問うて言はく、「向には諸女を請ぜりと、今何の所に在りや」。答へて言はく、「須臾にして當に至るべし、且く歡樂を作さん」。彼の時、婬女便ち是念を作さく、「今此人を觀ずるに是れ賊なること疑ひなし、何を以てか之れを知る、此れ本期の處に非ず、又諸女悉く皆來らざればなり」。日遂に暮に向はんとせしかば婬女便ち言はく、「我れ家に還らんと欲す」。賊主報へて言はく、「且く相娛樂せん、何ぞ乃し忽々たりや」。時に女思惟すらく、「此れ定んで賊たり、必らず彼れの爲に困まされん。我れに妙術六十四種あり、今正に是れ時なり、若し用ひずんば何ぞ以て免濟せん」と。爾の時此女僞りて姿媚愛相を現じ、賊と與に杯を交はして自ら飲酒するが似くにして賊に勸めて盡さしめ、外に慇懃を現じて妖媚親附して內心に隔りを與へ、彼の賊心をして耽惑悅樂して復疑ひ有らざらしめぬ。時に賊主、獨り婬女を將ゐて一屛處に至るに、酒勢遂に發して醉うて覺むる所なかりき。此女徐に自ら身を斂めて賊を離れ、襆を收めて嚴飾して舍衛城に向ひしに、城門已に閉ぢたりしかば廻りて祇洹寺に向ふに亦閉ぢたり

【一】前卷の註(七五)の本文にて憶念毗尼の因緣を擧ぐるに前卷には陀驃摩羅子につき、今卷には迦盧比丘につきて詳說せるなり。

【二】珠璣。圓き珠と圓からざる珠。

りて久しからずして、時に尊者阿難は世尊の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住し、王舍城の諸比丘尼の所説を以て具に世尊に白さく、「……乃至、道を修して證を得たりき」と。尊者阿難是語を説き已りて、復、佛に白して言さく、「是事云何、唯願はくは解説したまへ」と。佛、阿難に告げたまはく、「諸比丘尼の所説の如くんば、眞實にして異ることなけん。何を以ての故に。若し比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷にして、其れ能く四念處に於て精勤に修習する有らば、一切皆成就することを得て證を得ん」と。[九四] 四念處經の中に廣く説くが如し。時に諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、何の因緣ありて王舍城の比丘尼は世尊に於て恩分を識らず、舍衞城に來りて阿難の所に詣り、世尊を觀たてまつらず、優陀夷をして杖を捉りて驅逐せしめ、尊者阿難、慇懃に請救せしや、唯願はくは解説したまはんことを」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「此の諸比丘尼は但に今日我れに於て恩分を識らず、優陀夷、杖を捉りて驅逐し、阿難慇懃に請救せるのみにはあらざるなり。過去世の時、已に曾て是の如くなりき。……」。[九五] 象王本生經の中に廣く説くが如し。

【九四】 四念處經 (Maha-satipaṭṭhāna s.)。中阿含第二十四 (M. 10, D. 22)。

【九五】 象王本生經。宋・元・明・宮本には雁王本生經となせり。本生經にあるべきも今明かにすること難し。

爾の時、世尊は王舍城の比丘尼の爲に隨順說法して示敎利喜したまふに、時に一比丘尼は法眼淨を得たりき。佛、諸比丘尼に告げたまはく、「汝等去る可し、還らんには來時の道を案ぜよ。若し五通居士若し所說あらんには、汝當に受行すべし」と。爾の時、王舍城の諸比丘尼は卽ち還りて五通聚落に趣くに、時に五通居士卽ち入定して此の諸比丘尼を觀見するに、已に佛に向うて懺悔して悉く皆清淨にして法器を成就せしかば、時に五通居士[九〇]案いで常法の如くに[九一]白騲の馬車に乘じて一由延を迎へ、遙かに諸比丘尼僧を見て便ち車を下りて步み進み、偏袒右肩して右膝を地に著し合掌して白して言はく、「善來、阿姨、行道疲極せざりしや」と。居士卽ち諸比丘尼を請じて前に在りて行か(しめ)、後に隨うて歸り、家中に到り已りて好新の房・牀褥・臥具を與へ、煖水洗足を與へ、塗足油を與へ、非時漿を與へ、暮に燈火を然し、安慰問訊して言はく、「阿姨、安隱住したまへ」と。明旦には齒木・澡水を供給し、種々の粥を與へ、時至りては隨適の飮食を與へぬ。食し已るに、偏袒右肩して右膝を地に著し合掌して白して言はく、「我れ今阿姨に夏安居せんことを請ぜん、我れ當に所須の衣食・牀臥・病瘦醫藥を供給すべし。當に經偈を受誦することを學せしむべし、唯布薩・自恣を除く」と。爾の時、諸比丘尼は是念を作さく、『今已に四月十二日なり、夏坐せんこと已に逼れり。又、世尊は復勅したまへり、「當に五通居士の語を受くべし」と』。是れを思惟し已りて卽ち便ち請を受けて夏安居せるに、居士日々に比丘尼の爲に[九二]四念處を說きぬ。諸比丘尼は此法を聞き已りて、初夜・後夜に精勤して懈らず、聖道を修習し成就して證を得たりき。諸比丘尼、[九三]自恣を受け竟りて(言はく)、「我等當に世尊(の所)に詣り、禮敬問訊して自ら果證を說かん」と。時に諸比丘尼は舍衞城に向ひ、阿難の所に到りて頭面に禮足し、却いて一面に住して尊者阿難に白して言はく、「如來應供正遍知は諸の聲聞の爲に四念處を說きたまへり。我等、初夜後夜に精進して懈らざりしかば、聖道を修習し成就して證を得たりき」と。是語を作し已りて便ち所住に還りぬ。諸比丘尼衆去

【九〇】案いで。次第にとの意なり。僧を供養するに次第あれば、次第に順うて常法の如くに供養する意なり。
【九一】白騲馬車。騲は牝畜の通稱なるも良馬の意に通ず。白良の馬車に駕する意。
【九二】四念處。註(四の二〇八)參照。
【九三】自恣。安居の最終日なり。註(四の二四八)參照。

世尊の語に餘の理ありて王舍城の比丘尼僧と言へり、僧たるを以ての故に是故に慇懃なるのみ」。佛言はく、「王舍城の比丘尼僧に前むことを聽さん」。阿難即ち比丘尼所に還りて語げて言はく、「諸姉、大に善利を得ん、世尊は汝等に前まんことを聽したまへり」と。諸比丘尼聞き已りて皆稱すらく、「善哉、善哉、阿難」と。即ち佛の所に前み頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「世尊、我等は不善にして小兒の愚癡の如くなりき。福田を識らず、恩養を知らず、世尊の教を受けざりき。我れ今自ら知りて罪を見ぬ、唯願はくは世尊、我が悔過を受けたまはんことを」。佛、王舍城の比丘尼に告げたまはく、「汝等不善にして小兒の愚癡の如くなりき。福田を識らず、恩養を知らず、世尊が來れと呼ぶに來らず、去か遣むるに去かざりき。汝今自ら罪を見たれば汝の悔過を聽さん、聖法の中に於て能く悔過せんに善根を增長せん、今より已去復更に作すこと勿れ」と。若し比丘、僧、如法に比丘尼僧を喚ばんに、比丘尼僧法として應に即ちに來るべし。若し來らざらんには、越毗尼罪を得ん。比丘僧は應に此の比丘尼僧の布薩・自恣を遮すべきなり。若し來らんに、時に門に入ることを聽さゞれ。若し比丘、僧、如法に衆多比丘尼を喚び、一比丘尼を呼ばんにも、亦是の如し。若し衆多比丘、如法に比丘尼僧を喚ばんに、法として應に即ちに來るべし。若し來らざらんには、越毗尼罪を得ん。應に此の比丘尼の布薩・自恣を遮すべし。若し來らんに、時に門に入ることを聽さゞれ。若し衆多比丘、如法に衆多比丘尼を喚び、一比丘尼を喚ばんにも、亦是の如し。若し一比丘、如法に比丘尼僧を喚び、衆多比丘尼を喚び、一比丘尼を喚ばんに、比丘尼法として應に即ちに來るべし。若し來らざらんには、越毗尼罪を得ん。應に此の比丘尼の布薩・自恣を遮すべし。若し來らんに、時に門に入ることを聽さゞれ。若し尼僧・若しは衆多比丘尼・若しは一比丘尼にして、比丘僧に向ひ・衆多比丘に向ひ・一比丘に向うて悔過せんに、法として、前に佛に向うての悔過法中に廣く說けるが如し。

此の諸比丘尼の來るを聞いて卽ち正受に入りて之れを觀ずらく、「諸比丘尼は何の因緣の爲の故に來りしや」と。觀じ已りて、彼の諸比丘尼は一切過ありて皆驅罰せられたるを見、「未だ過を解くを得ざれば是れ淨器に非ず、聖法の分なし」と、是觀を作し已りて都べて往いて迎へず、諸供養を設けざりき。諸比丘尼は展轉して借問し、來りて其門に至りて語りて言はく、「王舍城の諸比丘尼は今門外に在り」とて、居士をして知らしめしに、居士卽ち使人に勅して破屋と弊牀褥とを與へて、煖水洗足及び塗足油を供給せず、亦非時漿を與へず、亦問訊・安慰せず、夜に然燈せず、明旦復齒木・淨水を供給せず、麁飲食を與へ、食し已るに遣して速かに去らしめぬ。諸比丘尼は外に出で已りて自ら相謂ひて言はく、「我れ聞く、此の居士常に信心ありて衆僧を恭敬し供養せりと。今の如くんば之れを觀ずるに信敬あることなけん」と。中に比丘尼ありて諸人に謂ひて言はく、「止みね、止みね、阿姨、當に自ら觀察すべし。我等は世尊の敎に違せるに、此の供給を得たること已に自ら分に過ぎぬ」と。諸比丘尼、漸々に前み行いて舍衞城に到り、阿難の所に詣りて頭面に禮足し、却いて一面に住して阿難に白して言さく、「我等は世尊に見えて禮覲問訊せんと欲す、願はくは比丘尼僧の爲に世尊に白したまへ、唯哀れみて聽許したまはんことを」と。阿難答へて言さく、「善哉、諸姉」とて、卽ち佛の所に詣り頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「王舍城の比丘尼僧來りて世尊に覲え奉らんと欲す、聽したまはゞ當に命じて前ましむべし」と。佛、阿難に告げたまはく、「汝、王舍城の比丘尼僧をして、來りて我れに見えしむること莫れ」。阿難言さく、「善哉、(世尊)」。佛を禮して卽ち還りて比丘尼所に至り告げて言はく、『諸姉、世尊敎げたまふあり、「汝に前むを聽さず」と』。第二第三亦是の如くするに、佛、阿難に告げたまはく、「汝何の故に王舍城の比丘尼の爲に慇懃なること乃し爾るか」。阿難、佛に白して言さく、「世尊、我れ比丘尼想を作さず。何を以ての故に、世尊が來れと呼びたまふに來らず、去か遣めたまふにも去かざりしが故なり。但、

【八七】正受。禪定なり。

【八八】諸姉世尊有敎不聽汝前とあり。敎は敎命の意なり。

【八九】比丘尼想。比丘尼なりとの想、卽ち女想なり。阿難は特に女想をなして慇懃なりしにあらず、比丘尼僧賓なるが故に慇懃なりしなりとの意。

默然として去りたまひしや」と。時に諸比丘は佛向に說きたまへる所を聞いて卽ち答へて言はく、「大王、王舍城の諸比丘尼は世尊の敎命に從はずして、呼び來るも來らず、去か遣むるも去かざること是の如くなりき。大王當に知るべし、如來應供正遍知は、若し城邑聚落の比丘・比丘尼僧に於て、來れと語るも來らず、去か遣むるも去かざらんには、如來は便ち自ら避去したまふなり。今、王舍城の比丘尼僧は佛の敎に從はざりき、是故に世尊は默然として去りたまひしなり」と。王、是語を聞いて極めて大に瞋恚し、勅して諸臣に語らく、「現、我が境內の諸比丘尼僧を一切驅出せよ」と。時に智臣ありて卽ち王を諫めて言はく、「境內の諸比丘尼の一切に過あるに非ず、但、王舍城の比丘尼のみ世尊の敎に違へるなり」と。王卽ち臣言を用ひ諸の有司に勅して、王舍城の比丘尼を驅りて出さしめぬ。爾の時、諸司皆杖木・土塊・瓦石を捉りて諸比丘尼を打擲し、驅りて城を出さしめて是の責言を作さく、「汝、弊惡人、世尊の恩を蒙りて出家するを得て道を爲めしに、而も恭敬せずして佛の敎に違背せんとは。速かに出で丶坐を去れ、汝、弊惡の老嫗、我れをして世尊に見えず正法を聞かざらしめぬ、汝等速かに出でよ、此に住することを得ざれ」と。爾の時、優陀夷も亦杖を捉りて諸比丘尼を驅出し、呵責せること(八五)亦上に說けるが如し。王、諸臣に勅すらく、「汝等、比丘尼若し世尊の後に隨うて去るを觀ぜんには、汝等は當に爲に作法して護りて安隱なるを得せしむべく、若し餘處に向うて去らんには便ち其意に隨うて須らく作護すべからず」と。時に諸比丘尼は城を出で已りて各是言を作さく、「若し我等餘方に向はゞ在々處々に皆驅逐せられて住處を得ること無からん、我等今當に世尊の後に隨うて去るべし」と。(卽ち)世尊が朝に發ちたまひし所の處を諸比丘尼は暮に到り、是の如くにして道に在りて(八六)恒に一日を降てぬ。爾の時、世尊は化度せんと欲するが故に、五通居士聚落を過りて舍衞城に向ひたまへり。五通居士の常法として、比丘・比丘尼僧の來るを聞かば、一由延に至り迎へて種々供養を設けたりき。爾の時、五通居士は

【八五】爾時優陀夷亦捉杖驅出諸比丘尼呵責亦如上說とあり。亦如上說とあるも前に說けることなし。或は本卷末によらば象王本生經を言ふものならん。

【八六】世尊朝所發處、諸比丘尼暮到、如是在道恒降一日とあり。恒降一日は恒減一日の意にして、降の字は差降の意、卽ち世尊と比丘尼と恒に一日の差を以て道に在りきとの意なり。今その意を以て降の字をへだてぬと讀めり。

たまへり」。時に比丘尼、尊者阿難に語りて言はく、「我れ世尊所に於て事緣あることなきに、何の故に我れを呼びたまふや。若し事緣あらんには、呼びたまはざらんにも自ら往かん。尊者還り去りたまへ、我れに緣事なければ往くこと能はず」と。時に阿難是念を作さく、「此は是れ奇異なるかな、世尊の恩を蒙りて出家するを得て道を爲むるに、云何が佛に於て敬心を起さず、敎命に從はざるや」。爾の時、阿難還りて世尊の所に到り、頭面に禮足して是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に告げたまはく、「『汝往いて王舍城の比丘尼に語りて言へ、「汝に過ある(を以て)世尊は汝に勅して去かしめたまふなれば、此に住まることを得ざれ」と』。阿難、敎を受けて卽ち比丘尼所に往いて是言を作さく、「姉妹、汝に過ある(を以て)世尊は汝に勅して去かしめたまふなれば、此に住まることを得ざれ」と。比丘尼、尊者阿難に答へて言はく、「我れ城外に於て諸緣事なければ去くこと能はず、若し緣あらんには勅したまはずとも自ら去かん」と。爾の時阿難、是念を作さく、「奇異なるかな、世尊の恩を蒙りて出家するを得て道を爲むるに、云何が佛に於て敬心を生せずして、呼び來るも來らず、去か遣むるも去かざるか」と。阿難卽ち佛所に還りて頭面に禮足し、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に語げたまはく、「如來應供正遍知は若し城邑・聚落の比丘・比丘尼僧に於て、呼び來るも來らず、去か遣むるも去かざらんには、如來は自ら當に避去すべし。阿難、汝、我が僧伽梨を取り來れ」と。時に尊者阿難卽ち僧伽梨を授けまつるに、世尊中時に於て比丘僧に語げたまはずして唯、阿難を將ゐ、[八一]五通居士聚落を經過して舍衞城に向ひたまひき。爾の時、[八二]韋提希の子なる[八三]阿闍世王は父王を殺し已りて深く愁毒を懷き、常日三たび世尊に詣でゝ懺悔せり、淸旦と日中と[八四]晡時となり。晨朝に懺悔し已りて中時に復來りしに世尊に見えざりしかば、卽ち諸比丘に世尊の所在を問ふに、諸比丘答へて言はく、「世尊は已に去りたまひぬ」と。王、是言を作さく、「世尊は每に行きたまふ時、(若しは)一月(若しは)半月と常に我れに語げたまひしに、今何の因緣にて

【八一】 五通居士聚落。五神通を得たる居士の住せる聚落なるも、誰を指して五通居士といへるか明かならず。或は不還果を證し、説法第一の稱ある質多居士にあらざるなきか。

【八二】 韋提希(Vedehi)。頻婆娑羅王(瓶沙王)妃。註(一の一七一)王舍城の下參照。

【八三】 阿闍世王。註(一の一七一)王舍城の下參照。

【八四】 晡時。日暮なり、午後四時頃。

時已に至れり』と。長老復言はく、「姉妹、汝目ら知れ、我れに是事なし」と、是の如くに三たび說いて去りぬ。是時、衆中の諸の不信の者は便ち是念を作さく、「此等二人は皆是れ年少なれば、必ず此事あらん」と。[八〇]中信の人は皆疑惑を生ずらく、「有りとや爲ん、無しとや爲ん」と。諸の上信の者は便ち是言を作さく、「此の尊者は已に三毒を滅して惡法永く盡きたれば此事あることなし」と。爾の時、「尊者陀驃摩羅子は非梵行を作せり」との惡名流布して、屛處にも亦聞え、衆多にも亦聞え、僧中にも亦聞えければ、諸比丘は上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘よ、是の陀驃摩羅子は非梵行事にて惡名流布せり、汝等當に屛處に於て三たび問ひ、衆多人中にて三たび問ひ、僧中にて三たび問ふべし」と。屛處にて問はんには、應に是問を作すべきなり、「陀驃摩羅子長老、慈地比丘尼は是語を作せり、是事知るや不や」。時に長老言はく、「我れ作せるを知らず、作せるを憶せず」と。是の如く第二第三に問ひ、衆多人中にて三たび問ふこと亦是の如くにして、衆僧中にて問うて言はく、「陀驃摩羅子長老、慈地比丘尼は是言を作せり、是事知るや不や」。答へて言はく、「我れ作せるを知らず、作せるを憶せず」。第二第三に問ふも亦是の如くなりき。諸比丘は是事を以て往いて世尊に白さく、『長老陀驃摩羅子を已に屛處にて三問し、多人中にて三問し、僧中にて三問せしも、自ら言はく、「我れ作せるを知らず、作せるを憶せず」と』。佛、諸比丘に告げたまはく、「此の陀驃摩羅子は淸淨無罪なるに、是の慈地比丘尼は自ら犯ぜりと言へるのみ、應に驅出すべし」と。時に王舍城の比丘尼は世尊を嫌うて是の如きの言を作さく、「是の斷事の不平等なるを看よ、二人倶に罪を犯ぜしに云何が比丘を置して比丘尼を驅りしや、若し倶に罪あらば當に倶に出すべし、若し罪なくんば當に倶に置すべし。云何が世尊は一を驅りて一を置したまひしや」と。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に告げたまはく、「汝往いて王舍城の比丘尼僧を呼び來れ」。「唯然り、世尊」。爾時、阿難は比丘尼所に至りて是言を作さく、「諸姉妹、世尊は汝等を呼び

比丘尼とす。

【七七】妊身。姙娠の同音寫なり。

【七八】陀驃摩羅子。註(六の一七〇)參照。

【七九】佐產人。助產婦なり。

【八〇】中信。原漢文には忠信之人皆生疑惑爲有爲無とあり、諸本亦忠信とせるも、今、明本によりて中信となせり。次の上信に對する語なれば中信とすべきなり。中も忠も同音寫なり。

くに阿難よ、法の如く・律の如く・佛の敎の如くに現前毘尼を用ひて諍事を滅し已るに、[六八]若し客比丘、若しは去らんとする比丘、若しは[六九]與欲比丘、若しは見不欲の比丘、若しは新受戒比丘、若しは坐に在りて睡れる比丘ありて、是の諸比丘は是言を作さく、「是の如きは不好の羯磨にして、[七〇]別佛・別法・別僧なること、[七一]牛羊僧の羯磨を善くせず羯磨成就せざるが如し」と。阿難よ、是の如くにして更に發起せんには波夜提罪を得るなり。是れを「相言諍」と名け、現前毘尼を以て滅するなり』と。

[七二]「誹謗諍」とは、若し比丘、見ず・聞かず・疑はざるに、比丘、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毘尼を犯ぜりとて、是の五篇罪を以て謗るを、是れを「誹謗諍」と名け、二毘尼を用ひて滅するなり、所謂、[七三]憶念毘尼滅と[七四]不癡毘尼滅となり。云何が[七五]憶念毘尼なりや。佛、王舍城に住したまひき。[七六]慈地比丘尼、非梵行を作して遂に便ち[七七]妊身せしかば、六群の比丘所に到りて是言を作さく、「我れ非梵行事を作して今は娠あり、尊者、誰と與に嫌ひありや、我れ能く之れを謗らん」と。六群報へて言はく、「善哉、姉妹、乃し我が爲に饒益事を作さんと欲すとは。[七八]陀驃摩羅子は是れ我が生怨なり、我れに破房舍及び不好の牀褥・麁惡の飮食を與へぬ。若し此人久しく梵行に在らんには、我等は長夜に苦を受けん。汝、此の比丘を齋日、大衆說法の時に中に在るを看なば、汝當に彼の衆中に往いて非梵行を以て謗るべし」と。答へて言はく、「當に尊者の敎の如くせん」と。是の比丘尼若しは月の八日・十四日・十五日大衆說法の時、往いて衆前に到りて是言を作さく、「尊者、我が爲に酥・油・粳米・諸飮食を辦へ、具に房舍を治し、並に[七九]佐產人を求めよ、我が產時至りたれば」と。是の長老答へて言はく、「姉妹、汝自ら之れを知れ、我れに此事なし」と。比丘尼復言はく、『奇怪なり、奇怪なり、汝は是れ丈夫なり、晨に去りて夜來り我れと共に事に從ひしに、而も今說いて言はく、「我れに此事なし」と。復多くを言ふこと勿れ、但當に我が爲に酥・油等を辦へよ、我れ今產

【六八】原漢文には、若有客比丘、若去比丘、若與欲比丘、若見不欲比丘、若新受戒比丘、若在坐睡比丘、是諸比丘作是言、如是不好羯磨別佛別法別僧如牛羊僧不善羯磨羯磨不成就とあり。見不欲比丘とは預じめ比坐に自已の意見をのべて自らは出席しつゝも意見をのべざるをいふ。

【六九】與欲比丘。註(八の一三〇)欲の下參照。諍論採決の時に缺席せる比丘にして、後になりてその決議に異議をのぶるをいふ。

【七〇】別佛・別法・別僧。別の三寶に歸依するの意、卽ち衆僧の和合決議にあらずして、一部別衆の決議なりといひて異議を立つるなり。

【七一】牛羊僧。牛羊の方隅を解せざるが如き僧、卽ち法を知らず律を知らざる僧衆の意。

【七二】誹謗諍。

【七三】憶念毘尼滅(Sativinaya)。

【七四】不癡毘尼滅(Amūjhavinaya)。

【七五】憶念毘尼。

【七六】慈地比丘尼(Mettiyabhummajaka bhikkhuni)。註(六の一九一)慈地比丘及び註(七の三)姉妹比丘尼の下參照。巴利律は慈比丘尼・地比丘尼の二人なりとす。僧祇は一

不善なり、何ぞ衆僧は非法非律に斷事すること有らんや」と。　彼の比丘若し言はん、「我れ未だ曾て僧中にて語りしことあらざれば、願はくは衆僧我れに儀法を教へたまへ」と。爾の時應に教へて是言を作さしむべし、「我れ今此の諍事の因緣を出さん、僧の教勅に隨うて我れ當に奉行すべし」と。彼の比丘、若し僧語に隨はざらんには、復應に語げて言ふべし、「汝若し僧教を受けずんば、我れ當に僧中にて〔六六〕籌を拔いて汝を驅りて衆より出すべし」と。　是の比丘、若し復語に隨はざらんには、爾の時復應に優婆塞を遣して、是の比丘に問うて言はしむべし、「汝當に僧教に隨ふや不や、若し隨はずんば我れ當に汝に白衣法を與へ、汝を驅りて聚落城邑より出すべし」と。是の比丘の所諍の事、若し是れ小々の諍事なりと知らば、僧は即ち優婆塞の前にて滅せよ。若し是れ鄙穢の事ならんには優婆塞を慰喩して出さしめ已り、僧は法の如く・律の如く・修多羅の如くに其事に隨うて、〔六七〕實つるに現前毗尼を用ひて除滅せよ」と。

爾の時、尊者阿難は往いて佛の所に到り、頭面に禮足して世尊に白して言さく、「謂ふ所の、現前毗尼滅とは、云何が名けて現前毗尼滅と爲すや」。佛、阿難に告げたまはく、『比丘の諍事は、法を非法とし、律を非律とし、罪を非罪とし、輕罪を重罪とし、可治罪を不可治罪とし、法羯磨を非法羯磨とし、和合羯磨を不和合羯磨とし、應作(羯磨)を不應作羯磨とするなり。阿難、若し是の如きの事ありて起らんに、應に疾く集僧すべし。疾く集僧し已りて此事を檢校し、法の如く・律の如く・修多羅の如くに、其事に隨うて、實つるに現前毗尼を用ひて除滅せよ。若し五非法を成就せんに、現前毗尼を與ふることを成ぜず。何等をか五とす。現前せざるに與へ、問はず、過を受けず、如法ならず、和合せざるに與ふ、是れを「五非法」と名け、現前毗尼を與ふることを成ぜざるなり。若し五如法を成就せんには、現前毗尼を與ふることを成ず。何等をか五とす。現前するに與へ、問ひ、過を受け、如法に、和合して與ふ、是れを「五法成就して、現前毗尼を與ふ」と名くるなり。是の如

は或は闡賴吒又は他還吒と同義なるにあらざるか。

【六四】有事比丘。諍事を起せる比丘の意、即ち僧伽に反對して非法非律を主張する比丘の意なり。

【六五】此事を出すとは、非法を主張せる事の誤りなりしを白狀することなり。

【六六】籌(Salākā)。舍羅と音譯し、人數を算する器、竹木を以て之を作り、投票等にも使用す。短きは五寸、長きは二尺なり。籌の數は界內僧衆の數に同じて法事の際に僧集の有無を數ふるもの、若し比丘非法をなして驅出せらるゝ時は比丘たる資格を失ふ故に一籌を拔き取りて僧數に足せしめざるなり。

【六七】原漢文には、隨其事實用現前毗尼除滅とあり。

て、心に敬畏を生じて諍事滅し易からん。若し冬時に在りて此の諍事を滅せんには、當に風寒なき溫煖の屏處に於て治すべし。客比丘來らんには當に爐火を與ふべし。若し是れ春時ならば當に涼處に於てし、若しは樹下に牀座を敷きて冷水・漿飲を行すべく、當に扇を以て扇ぐべし。若し是れ夏時ならば當に高涼處に於てし、隨時に所須の事々を供給すべし。「爾の時、當に一の堪能なる比丘にして黠慧あり、事の因緣を知り、怯弱ならず、他の過を求めず、衆を畏れざるの人を擧ぐべし。若し優婆塞來らば當に爲に和合僧の功德を讚歎すべし。「復、優婆塞に語げよ、「世尊說きたまへるが如し、一法世に出づれば天・人をして苦惱せしめ、天・人をして利を失せしめん。謂ふ所の一法とは、衆僧を壞亂するもの、身壞命終して直に[六二]泥犁に入らん。復優婆塞よ、世尊說きたまへるが如し、一法世に出でんに天・人、安樂にして、天・人利を得ん。謂ふ所の一法とは、衆僧を和合するもの、身壞命終して善處に生ずるを得ん、(即ち)天上・人中なり。是の如くに優婆塞よ、大功德を得んと欲せんには當に衆僧を和合すべし」と。二衆語る時、是の比丘應に其事を諦觀して、其語の字・句・義味を取るべし。時に坐中に比丘あり、[六三]非闥賴吒比丘にして闥賴吒相を作して是語を作さく、「聽け、諸大德は本是の如きの語を作せしに、今は是の如きの語を作して相應せず」と。時に此人若し性輭にして折伏す可くんば、應に僧中に語りて羞愧せしむべし、「汝、不善にして不和合事を作し、不和合見を作せり、衆僧は今日是事の爲に故に此中に於て集まりしなり」と。若し是の惡人、執性剛暴にして、能く諍事を增長せんには應に輭語して語言すべし、「長老、衆僧今日聚集せるは此事を滅せんが爲の故なり、我れ當に長老と共に伴と作り、和合して此の諍事を滅すべし」と。若し是比丘の心意に柔輭となり已らば、爾の時、僧の斷事人は[六四]有事比丘に語げて言ふ(べし)、「汝[六五]今此事を出せよ」と。此の比丘是の如きの言を作さく、「我れ今此事を出さん、願はくは僧は我が與に法の如く律の如くに斷じたまへ」と。爾の時應に此人を呵責して慚羞せしむべく、應に語ぐべし、「汝、

【六二】泥犁。註(一の一四七)地獄の下參照。

【六三】非闥賴吒比丘。原漢文には、時坐中有比丘、非闥賴吒比丘作闥賴吒相作是語、聽諸大德本作如是語今作如是語不相應とあり。非闥賴吒比丘が闥賴吒の相を現ずとは解し難し。十誦律(五六)に闥賴吒比丘行法云何、有二十二法當知是利根多聞、何等二十二、善知事起根本、善分別事相、善知事差別、善知事本末、善知事輕重等とありてこの二十二法を成就して能く諍事を過むるを闥賴吒比丘行法と名くとあり。されば闥賴吒とは諍事を斷ずる辯護士の如きものなるべし。又本律第二十六巻に他邏吒に非らざるに他邏吒に似たるもの七事ありとして狂・心亂・鈍・癡・病・利・二衆利の七事非他邏吒を擧ぐ。この文意より推するに他邏吒とは自らの利養を考慮せず偏へに和合僧伽の爲に諍事を滅せんとて仲裁の勞をとり以て非法のものを制御せんとする比丘をいふなるべし。今の文に非闥賴吒比丘等とあるは、斷事比丘にあらざるに斷事比丘の相をなして正當なる判斷に異議をさしはさむをいふならん。枳橋易土集に怛囉吒是れ叱呵攝伏の義とあり、怛囉吒

を禮し已りて、拘睒彌の比丘所に往いて言はく、「長老、還り去りて彼の諍事起れる所に到り、當に彼間にて滅すべく、此間にて斷事すること莫れ。何を以ての故に、此間の衆僧和合して歡喜して諍はず、共に擧を一にして住すれば應に擾亂すべからず」と。爾の時、拘睒彌の比丘は尊者優波離に白して言さく、「大德、我れ若し能く彼に於て諍事を滅し(得)んには此に來り詣らじ。唯願はくは尊者、我が爲に彼に至りて此の諍事を滅したまへ」と。優波離言はく、「我れ若し往いて彼に到らんには、應に羯磨を作すべき者には羯磨を作し、應に治罰すべき者には當に之れを罰すべく、應に[五二]折伏羯磨・[五三]不語羯磨・[五四]發喜羯磨・[五五]擯出羯磨・[五六]擧羯磨・[五七]別住羯磨・[五八]摩那埵羯磨・[五九]阿浮呵那羯磨を作すべし。是の如き是の如き過あらんに、我れ當に是の如きの羯磨を作して治すべく、汝等爾の時、心に悅ばざること莫れ」と。彼の[六〇]使比丘、尊者優波離に白して言さく、「我等若し是の如き過あらんに、當に是の如きの治を受けて、心に悅ばざること無かるべし」と。時に尊者優波離、復佛の所に至りて佛に白して言さく、「世尊、彼の比丘の諍事を滅せんと欲せんには、當に云何が心を用ふべきや」。佛、優波離に告げたまはく、『諍事を滅せんと欲せんには、當に先に自ら身力・福德力・辯才力・無畏力を籌量し、事の緣起を知るべし。比丘先に自ら是の如き等の力ありや(不や)を思量し、又此の諍事の起來して未だ久しからざらんには、此人の心調軟にして諍事滅す可きこと易からん。此の比丘、爾の時[六一]應に往いて諍事を滅すべきなり。若し自ら思量して上の諸力なく、諍事起りて已に久しからんには、其人剛强にして卒に滅し(得)べきに非ざれば、當に大德の比丘を求めて共に此事を滅すべし。若し大德の比丘なからんには、當に多聞の比丘を求むべし。若し多聞の者無からんには、當に阿練若比丘を求むべし。若し阿練若比丘なからんには、當に大勢力ある優婆塞を求むべし。彼の諍へる比丘、優婆塞を見已りて、心に慚愧を生じて諍事滅し易からん。若し復此の優婆塞なからんには、當に王若しは大臣に於て勢力ある者を求むべし。彼の諍へる比丘、此の豪勢を見

【五二】折伏羯磨。註(七の四八)參照。
【五三】不語羯磨。註(七の四九)參照。
【五四】發喜羯磨。註(七の五〇)參照。
【五五】擯出羯磨。註(七の五一)參照。
【五六】擧羯磨。註(七の五二)參照。
【五七】別住羯磨。註(五の二九)參照。
【五八】摩那埵羯磨。註(五の二三)參照。
【五九】阿浮呵那羯磨。註(五の二五)出罪の下參照。
【六〇】使比丘。コーサンビより使者として來れる比丘。
【六一】原漢文には、應作滅諍とあるも、今は宋・元・明・宮本に應往滅諍事とあるに依れり。

丘、是語を作さく、「諸大德、此れ法に非ず、律に非ず、修多羅と相應せず、毗尼と相應せず、[四九]優波提舍と相應せず、修多羅・毗尼・優波提舍と相違せんには諸の[五〇]染漏を起さん。我が所說の如きは、是れ法、是れ律、是れ佛敎にして、修多羅・毗尼・優波提舍と相應して染漏を生ぜざるなり」と。是の比丘言はく、「諸大德、我れ此諍ひを滅すること能はざれば、我れ舍衞城に詣りて世尊の所に到り、當に問うて此の諍事を滅すべし」と。是の比丘到り已りて頭面に佛足を禮し、却いて一面に住して佛に白して言さく、『世尊、拘睒彌の諸比丘は鬪諍相言して同止するも和合せず、所謂、法を非法とし、……乃至、「……我れ此の諍事を滅すること能はざれば、當に世尊の所に往いて、問うて此の諍事を滅すべし」と。唯願はくは世尊、諸比丘の爲に此の諍事を滅したまはんことを』と。爾の時世尊は優波離に告げたまはく、「汝往いて拘睒彌國に詣り、法の如く律の如くに此の諍事を滅せよ。所謂、現前毗尼もて滅せよ。[五一]優波離、諍事は三處ありて起るなり、若しは一人、若しは衆多、若しは僧なり。亦應に三處にて捨し三處にて取り三處にて滅を取るべし。優波離、汝往いて拘睒彌比丘所に詣り、法の如く律の如くに此の諍事を滅せよ、所謂、現前毗尼もて滅せよ」と。尊者優波離、佛に白して言さく、「世尊、比丘、幾法を成就せんに、能く此の諍事を滅することを(うる)や」と。佛、優波離に告げたまはく、「比丘、五法を成就せんに、能く諍事を滅することを(得)ん。何等をか五とす。是れ實にして是れ不實に非ず、是れ利益にして不利益に非ず、伴を得て伴を得ざるに非ず、平等の伴を得て平等の伴を得ざるに非ず、時を得て時を得ざるに非ずと知るなり。優波離、若し非時に斷事せんには、或は破僧し、或は僧諍ひ、或は僧離散せん。若し時を得て滅諍せんには、僧破れず、諍は亦、分散せさらん。是れを「五法成就す」と爲し、比丘能く諍事を滅して、諸の梵行者の爲に愛念稱讚せられん。今汝往いて拘睒彌比丘所に詣り、法の如く、律の如く、佛の敎の如くに斷事せよ、所謂、現前毗尼もて滅せよ」と。爾の時、尊者優波離は世尊の足

【四一】 諫諍（Anuvādādhikaraṇa）。
【四二】 罪諍（Āpattādhikaraṇa）。
【四三】 常所行事諍(Kiccādhikaraṇa)。
【四四】 相言諍事。法相の是非を爭ふもの、この諍事を滅するにつき七毗尼中、現前・多覓・布草の三毗尼を以て滅す。
【四五】 現前毗尼滅（Sammukhāvinaya）。
【四六】 多覓毗尼滅(Yebhuyyasikāvinaya)。多數決なり。
【四七】 布草毗尼滅（Tiṇavatthārakavinaya）。
【四八】 現前毗尼。
【四九】 優波提舍(Upadesa)。論議と譯し、十二部經の一。問答して理を論じゆく論議經なり。
【五〇】 染漏。煩惱は眞性を染汚し、正道を漏失し生死に漏落せしむる故に染漏といふ。
【五一】 原漢文には「優波離諍事有三處起若一人若衆多若僧亦應三處捨三處取三處滅」とあり。難解にして其意知り難し。三處は屛處と衆多比丘(三人以下)中と僧(四人以上)中となり。この三處に於て諫め、三處に於て執見を捨てしめ、三處に於て諍事を滅する意なるも三處にて取るとはいかなる意なるか。

爲せり」と。佛言はく、「癡人、梵行人を惱亂すること、此は是れ惡事なり、云何が樂と爲すや」。佛、六群の比丘に語げたまはく、「汝常に聞かずや、我れ無數の方便を以て、梵行人所に於て身常に慈を行じ、口と心とに慈を行ぜんことを讃歎せしを。常に應に恭敬すべきに、汝今云何が是の惡事を作せる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘、僧、法の如く律の如く[三四]諍事を滅し已れるを知りつゝ、還更に[三五]發起せんとて是言を作さく、[三六]「此の羯磨不了なり、當に更に作すべし」と。是の如きの因縁を作して異らさらんには波夜提なり』と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「僧」とは、八種あること、上に說けるが如し。「諍事」とは、四種あり、相言諍・誹謗諍・罪諍・常所行事諍なり。「法の如く律の如く諍事を滅す」とは、[三七]七滅諍事の中の一々(をもちて)法の如く律の如くに[三八]滅するなり。滅し已れるに更に發擧して、是の如きの因縁を(作して)異らさらんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。

[三九]四諍とは、[四〇]相言諍・[四一]誹謗諍・[四二]罪諍・[四三]常所行事諍なり。

[四四]「相言諍事」には三毗尼を用ひて一々に滅するなり。何等をか三とす。[四五]現前毗尼滅、[四六]多覓毗尼滅、[四七]布草毗尼滅なり。

[四八]「現前毗尼」とは。佛、舍衞城に住したまひき。時に拘睒彌の比丘、鬪諍相言して同止するも和合せず、法を非法と言ひ、律を非律と言ひ、罪を非罪と言ひ、重罪を輕罪とし、可治を不可治とし、法羯磨を非法羯磨とし、和合羯磨を不和合羯磨とし、應作を不應作とせり。爾の時、坐中の一比

【三四】諍事(Adhikaraṇa)。

【三五】發起(Ukkoṭana)。諍を再發して混亂せしむるなり。

【三六】原漢文には、「此羯磨不了當更作如是因縁不異者波夜提」とありて作の字一字のみなるも、こは當更作作如是……とあるべきなり。その當時の寫經形式として一字にて二度に讀むは通例なるのみならず、僧祇比丘戒本にも比丘尼戒本にも二字を記せるを以て明かなり。且つ宋・元・明等の諸本皆一字のみなるも、行事上に於て、羯磨不成就なる故に更に再議せよとの意味なれば「此羯磨不了當更作」とすべく、次に是の如きの方便因縁を作して他の異れる方便因縁にあらずとの意なれば「作如是因縁不異者波夜提」となして、一連とせず、二句に切るべきなり。

【三七】七滅諍法。註(七の一七)參照。

【三八】原漢文には、「如法如律滅諍事者七滅諍事中一々如法如律滅已更發擧如是因縁不異者波夜提」とあり。前後の關係上、滅の字を二度に讀みて、文を二分すべきなり。

【三九】四諍(Cattāri adhikaraṇāni)。

【四〇】相言諍(Vivādādhikaraṇa)。

知識にも、皆波夜提なり。是れを「病」と名く。「罪」とは、下・中・上あることなく、一切罪を皆「下」と名く。若しは言はく、「汝、波羅夷……乃至、越毘尼罪を犯ぜり」と。…復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。是念を作さん、「彼れを別離して已れと與に合せしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。「罵」とは、下・中・上（あること）なく、一切の罵を皆「下」と名け、世間の惡罵、婬穢醜惡語を作すなり。若し是の如きの罵を作し、……乃至、離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは言はく、「汝の父母・和上・阿闍梨・同友知識は……」と、皆波夜提なり。是れを「罵」と名く。「結使」とは、下・中・上あることなく、一切の結使を皆「下」と名く。（言はく）「汝は是れ愚癡人、闇鈍無知にして猶し泥聚の如し、亦牛・羊・白鵠・角鴟の如し」と、是の如きの種々語を作すなり。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。是れを「結使」と名くるなり。

比丘所に於て兩舌せんには波夜提、比丘尼所に於て兩舌せんに偸蘭罪、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼に於ては越毘尼、俗人に於ては越毘尼心悔なり。是故に說きたまへり。

[三] 佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に六群の比丘は、衆僧、法の如く律の如くに諍事を滅し已れるを知りつゝ是言を作さく、「此事了せず、當に更に斷ずべし」と。六群の比丘、此語を作し已るや、還諍事起りて和合住せざりき。諸比丘は是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に衆僧、法の如く律の如くに諍ひを滅し已れるを知りつゝ更に發起せしめたりしや」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「何の故に是の如くせしや」。答へて言さく、「我れ是の如きの方便を作して以て樂と

【三】 波夜提第四發諍戒。此戒は四分律は第六十六條、巴利律は第六十三條、五分律は第五條、其他の諸律は僧祇と同ず。又この戒の下に於て約30頁にわたりて七滅諍を記述せるは注意すべし。

れを「下」と名く。「中」とは、(言はく)、「汝は是れ賣香肆上の人なり、……乃至、通使人なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、若し離るゝにも離れざるにも、皆波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも皆波夜提なり。是れを「中」と名く。「上」とは、(言はく)、「汝は是れ金銀肆……乃至、銅肆上の人なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、彼れ若し離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。是れを「上」と名く。是れを「業」と謂ふなり。「相貌」とは、下・中・上あり。「下」とは、若しは言はく、「汝は瞎眼なり、……乃至、鋸齒なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、彼れ若し離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。是れを「下」と名く。「中」とは、若しは言はく、「汝は大黑・大白・大黃・大赤なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。是れを「中」と名く。「上」とは、若しは言はく、「汝に三十二相・圓光・金色あり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。是れを「上」と名く。「病」とは、下・中・上なく、一切病を皆「下」と名く。若しは言はく、「汝に癬疥、……乃至、癲狂あり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して已れに向はしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友

已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、兩舌せんには波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「兩舌」とは、七事あり。何等か七種、姓・業・相貌・病・罪・罵・結使なり。「姓」とは、下・中・上あり。「下」とは、「汝は是れ旃陀羅なり、……乃至、皮師なり」と。復言はく、「誰か汝を知らんや、是れ某甲說けるのみ」と。是念を作さん、「彼れを離して己れと與に合せしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、皆波夜提を得ん。若しは言はく、「汝の父母は是れ旃陀羅なり、……乃至、皮師なり」と。復言はく、「誰か汝を知らんや、是れ某甲說けるのみ」と。是念を作さん、「彼れを別離して己れと與に合せしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、皆波夜提なり。若しは言はく、「汝の和上・阿闍梨は是れ旃陀羅なり、……乃至、皮師なり」と、亦波夜提なり。同友知識も亦是の如し。是れを「下」と名く。「中」とは、言はく、「長老、汝は是れ中間姓・吏兵姓・伎兒姓なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを離して己れと與に合せしめん」と欲せんに、若し離るゝにも離れざるにも、皆波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも、皆波夜提なり。是れを「中」と名く。「上」とは、若しは言はく、「長老、汝は是れ刹利・婆羅門種なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して己れに向はしめん」と欲せんに、若し彼れ離るゝにも離れざるにも、波夜提なり。若しは言はく、「汝の父母・和上・阿闍梨・同友知識……」と、皆波夜提なり。是れを「上」と名く。是れを「種姓」と謂ふなり。「業」とは、下・中・上あり。「下」とは、（言はく）、「汝は是れ屠兒なり、……乃至、魁膾なり」と。復言はく、「我れ汝を知らず、是れ某甲說けるのみ」と。若し是念を作さん、「彼れを別離して己れに向はしめん」と欲せんに、彼れ若し離るゝにも離れざるにも、皆波夜提なり。若しは父母・和上・阿闍梨・同友知識にも皆波夜提なり。是

し、是語を作して彼れをして慚羞せしめんと欲せんには波夜提を得ん。父母も亦爾り。和上・阿闍梨には偸蘭罪、同友知識には越毗尼罪を得ん。是れを「罵」と名く。「結使」とは、下・中・上なく、一切の結使を盡く「下」と名く。「汝は是れ愚癡闇鈍の無知人なること猶し泥團の如し、羊・白鵠・角鵄〔二九〕の如し」と、是の如くに種々語して、彼れをして慚羞せしめんには波夜提を得ん。父母も亦爾り。和上・阿闍梨には偸蘭罪。同友知識には越毗尼罪を得ん。

若し比丘、上の如き七事の種類毀呰を作さんには波夜提を得ん。比丘尼を種類毀呰せんに偸蘭罪、式叉摩尼・沙彌・沙彌尼を(毀呰せんに)越毗尼罪を得、俗人を種類(毀呰)せんに越毗尼心悔を得ん。是故に說きたまへり。

〔三〇〕佛、舍衞城に住して廣く說きたまへること上の如し。時に六群の比丘、方便して諸の年少比丘を誘問すらく、「汝、某甲比丘の父母・種姓・事業を識れりや不や」と。彼の年少の比丘は共性質直なりしかば事に隨うて說きしに、六群の比丘後に於て瞋恚し、時に是言を作さく、「汝は是れ旃陀羅・剃髮師・織師・瓦師・皮師の種姓なり」と。是語を作し已りて復言はく、「我れ自ら是れを知らざりしも、某甲比丘、汝を說けるのみ」と。比丘、是語を聞き已りて極めて慚羞を生じぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に諸の年少比丘を誘問して……乃至、比丘をして慚羞せ(しめ)たりしや不や」と。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝、何の故に是の如くせしや」。答へて言さく、「我れ是事を作して、用ひて以て快樂せり」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、梵行人の邊に於て〔三一〕兩舌を作すこと、此は是れ苦事なるに方に言ひて樂と爲さんとは」。佛、無數に方便して呵責し已りて爲に因緣を說きたまへり。〔三二〕三獸本生經の中に廣く說けるが如し。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、

〔二九〕角鵄。みゝづくなり。

〔三〇〕波夜提第三兩舌戒。

〔三一〕兩舌(Pesuñña)。兩者を聞はして離間せしむるの語をなすなり。

〔三二〕三獸本生經。四分・五分・十誦・有部の四律は夫々此戒の下に出せるも巴利律には缺く。三獸とは十誦律による に好毛の獅子と好牙の虎と兩舌せる野干なり。獅子と虎とを聞はしめんとて野干は兩者に惡口を告げ、その奸詐なるを知られて殺さるゝに至りし本生譚なり。

と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんと欲せんには偸蘭罪を得ん。父母も亦是の如し。若しは「汝の和上・阿闍梨は……」と言はんに越毘尼罪を得ん。若しは「汝の同友知識は……」と言ひて、彼れをして慚羞せしめんと欲せんには越毘尼心悔を得ん。是れを「中業」と名く。「上業」とは、若しは言はく、「汝は是れ金銀摩尼銅器の店肆に居するの人」なりと、是語を作して彼人をして慚羞せしめんと欲せんには越毘尼罪を得ん。父母・和上・阿闍梨も亦是の如し。若し「同友知識は……」と言はんには越毘尼心悔を得ん。是れを「上業」と名く。「相貌」とは、下・中・上あり。「下」とは、若しは言はく、「汝は是れ瞎眼・曲脊・跛脚なり、臂は鳥翅の如し、榼頭なり、鋸歯なり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんには波夜提罪を得ん。父母も亦爾り。和上・阿闍梨には偸蘭罪、同友知識には越毘尼罪なり。是れを「下相貌」と名く。「中」とは、「汝は是れ大黒・大白・大黄・大赤なり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんには偸蘭罪を得ん。父母も亦然り。和上・阿闍梨には越毘尼罪を得ん。同友知識には越毘尼心悔を得ん。是れを「中相貌」と名く。「上」とは、言はく、「汝に三十二相・圓光・金色あり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんには越毘尼罪を得ん。父母・和上・阿闍梨も亦爾り。同友知識には越毘尼心悔を得ん。是れを「上相貌」と名く。「病」とは、下・中・上あることなく、一切の病を盡く「下」と名く。「汝等は癬疥・黄爛・癩病・癰疽・痔病・不禁・黄病・瘧病・痟羸病・顚狂、是の如き等の種々病あり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんと欲せんには波夜提罪を得ん。父母も亦爾り。和上・阿闍梨には偸蘭罪を得ん。同友知識には越毘尼罪なり。是れを「病」と名く。「罪」とは、上・中・下なく、一切罪を盡く「下」と名く。「汝、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提々舍尼・越毘尼罪を犯ぜり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんに波夜提なり。父母も亦爾り。和上・阿闍梨には偸蘭罪。同友知識には越毘尼なり。是れを「罪」と名く。「罵」とは、下・中・上あることなく、一切の罵を盡く「下」と名く。世間罵、婬逸汚穢なる一切の悪罵を作

【三七】 榼頭。さかだる、瓶の如き形の頭。

【三八】 不禁。僧祇律二十三巻に諸根不禁或小便時大便漏出進止須人不能自起とある故に常に大小便を漏らすものなるべし。

り」と（言ひ）、若し此語を作して彼れをして慚羞せしめんには波夜提罪を得るなり。若し「汝の父母は是れ旃陀羅なり、……乃至、皮師なり」と言ひ、是語を作して彼れをして慚羞せしめんに波夜提なり。若し「汝の和上・阿闍梨は是れ旃陀羅なり、……乃至、皮師なり」と言ひ、彼れをして慚羞せしめんには偸蘭遮を得るなり。若し「汝の同友知識は是れ旃陀羅なり、……乃至、皮師なり」と言ひ、是語を作して彼れをして慚羞せしめんには越毘尼罪なり。是れを「下」と名く。「中」とは、言はく、「汝等は是れ中間の種姓なり」と、是語を作して彼人をして慚羞せしめんと欲せんには偸蘭罪を得ん。若しは「汝の父母は是れ中間の種姓なり」と言はんに、偸蘭罪を得ん。若しは「汝の和上・阿闍梨は是れ中間の種姓なり」と言ひて、彼れをして慚羞せしめんと欲するは越毘尼罪なり。若しは「汝の同友知識は是れ中間の種姓なり」と言ひて、彼れをして慚羞せしめんと欲せんに越毘尼心悔を得ん。是れを「中間」と名く。「上」とは、其人に語げて言はく、「汝は是れ刹利・婆羅門種なり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんと欲せんに越毘尼罪なり。若しは言はく、「汝の父母は是れ刹利・婆羅門種なり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんと欲せんに越毘尼罪を得ん。若しは言はく、「汝の和上・阿闍梨は是れ刹利・婆羅門種なり」と、是語を作して彼れをして慚羞せしめんと欲せんに越毘尼罪を得ん。若しは「汝の同友知識は是れ刹利・婆羅門種なり」と言ひて、彼れをして慚羞せしめんと欲せんに越毘尼心悔を得ん。是れを「種姓」と名く。「業」とは、下・中・上あり。「下」とは、若しは言はく、「汝は是れ屠兒・賣豬人・漁獵人・捕鳥人・張㨶人[二五]・守城人・魁膾人[二六]なり」と、是語を作して彼人をして慚羞せしめんと欲せんには波夜提罪を得ん。父母も亦是の如し。若しは「汝の和上・阿闍梨は是れ屠兒なり、……乃至、魁膾なり」と言はんに偸蘭罪を得ん。若しは「汝の同友知識は是れ屠兒なり、……乃至、魁膾なり」と言はんには越毘尼罪を得ん。是れを「下業」と名く。「中」とは、言はく、「汝は是れ賣香人・坐店肆人・田作人・種菜人なり、汝は是れ通使人なり」

【二三】 瓦師(Kumbhakārasip-pa)。

【二四】 皮師(Cammakārasip-pa)。

【二五】 張㨶人。罟を道に施して鳥獸を取る者をいふ。

【二六】 魁膾人。註(四の九五)參照。

提なり」とす。二法成就するありて、知りて而して妄語するに波夜提なり。何等をか二とす。背想・異口說するに「知つて而して妄語するに波夜提なり」とす。一法成就するありて、知りて而して妄語するに波夜提なり。何等をか一とす。異口說するに「知りて而して妄語するに波夜提なり」とす。是故に說きたまへり。

[九]佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時六群の比丘、輭語して諸の年少比丘を誘問して言はく、「汝の名字は何等なりや、汝の家姓は何等、父母の名字は何等、汝が家は本何の生業を作せしや」と。年少の比丘は其姓質直なりしかば實を以てして答ふらく、「我家は是の如し、是の如きの姓名、是の如きの生業なりき」と。彼の六群の比丘、後に於て嫌恨せし時便ち是言を作さく、「汝は是れ極下の賤種なり、汝は是れ[一〇]旃陀羅なり、剃髮師なり、織師なり、瓦師なり、皮師なり」と。年少の比丘は此語を聞き已りて、極めて慚羞を懷けり。諸比丘聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に輭語して諸の年少比丘を誘問し、後に嫌恨して便ち……乃至、瓦師なり皮師なりと說きしや」と。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、六群の比丘よ、汝云何が梵行人の邊に於て[一一]種類形相語を作せしや、……[一二]難提本生經の中に廣く說くが如し、……乃至、佛、諸比丘に告げたまはく、……畜生すら尙ほ毀呰するを惡めり、況んや復、人(に於て)をや」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止して住せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、種類形相語するは波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。種類毀呰に七事あり、[一四]種姓・[一五]業・[一六]相貌・[一七]病・[一八]罪・[一九]罵・[二〇]結使なり。「種姓」とは、下・中・上あり。「下」とは、「汝は是れ旃陀羅・[二一]剃毛師・[二二]織師・[二三]瓦師・皮師の種姓な

【九】波夜提第二種類形相語戒。

【一〇】旃陀羅(Caṇḍāla)。四姓外の卑族、屠殺を業とす。執暴惡人・下姓・屠者などゝ譯す。

【一一】種類形相語(Omasavāda)。種姓、家庭、職業、技藝、病、面貌、煩惱、犯罪等によりて毀呰して人心を傷くるをいふ。

【一二】難提本生經。昔、德叉尸羅國(Takkasilā)に婆羅門あり、難提(Nandivisāla)なる耕牛(Balibadda)を有し他の長者の牛と競爭せし時、難提牛を毀呰せしを以て敗れ次で稱譽せしを以て勝てり、畜生すら稱譽を喜ぶことを示す本生譚なり。五分・四分・巴利最もよく相似するも、特に四分と巴利とは一致す。しかし難提なる牛の名を出せるは本律と巴利律とのみなり。

【一四】種姓(Jātiyā)。

【一五】業(Kamma)。

【一六】相貌(Liṅga)。

【一七】病(Ābādha)。

【一八】罪(Āpatti)。

【一九】罵(Akkosā)。

【二〇】結使(Kilesa)。煩惱なり。

【二一】剃毛師(Nahāpitanaippa)。

【二二】織師(Pesakāranaippa)。

ことを見ず・聞かず・知らず・識らずして不疑なりと言ふなり、波夜提罪を得ん。「不疑」とは、不疑なることを見・聞き・知り・識りつゝ疑なりと言ひ、不疑なることを見ず・聞かず・知らず・識らずして疑なりと言ふなり、波夜提罪を得ん。「決定」とは、決定せることを見・聞き・知り・識りつゝ不決定なりと言ひ、決定せることを見ず・聞かず・知らず・識らずして不決定なりと言ふなり、波夜提罪を得ん。「不決定」とは、不決定なることを見・聞き・知り・識りつゝ決定せりと言ひ、不決定なることを見ず・聞かず・知らず・識らずして決定せりと言ふなり、波夜提罪を得ん。「一向說」とは、見・聞き・知り・識りつゝ、見ず・聞かず・知らず・識らずと言ふなり、波夜提罪を得ん。有と知りつゝ而も無と言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。無と知りつゝ有と言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。實には有りつゝも無なりと謂ひて、而も有りと言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。實には無なるも有りと謂ひつゝ、而も無しと言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。實には有りて有りとの想ひしつゝ、而も無しと言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。實には無にして無しとの想ひしつゝ、而も有りと言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。實には有りて無しとの想ひしつゝ、而も有りと言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。實には無きに有りとの想ひしつゝ、而も無なりと言ひて、知りて而して妄語するは波夜提罪を得ん。

五法成就するありて、知りて而して妄語するに波夜提罪を得ん。何等をか五とす。實有・有想・轉心・背想・異口說なり、是れを五事の「知りて而して妄語するに波夜提なり」と爲す。四法成就するありて、知りて而して妄語するに波夜提なり。何等をか四とす。有想・轉心・背想・異口說なり、是れを四(事)の「知つて而して妄語するに波夜提なり」と爲す。三法成就するありて、知りて而して妄語するに波夜提なり。何等をか三とす。轉心・背想・異口說するに「知つて而して妄語するに波夜

り已りて(佛)具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して妄語を呵責して實語を稱歎せるを。汝今云何が知りて而して妄語せしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衞城に依止せる比丘を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、[六]知りて而して妄語するは波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に說けるが如し。「知りて」とは、先に念知するなり。「妄」とは、事爾らざるなり。「語」とは、[七]口業にて說くなり。「波夜提」とは、制罪を分別するの名なり。

賢聖語八事と直說と妄と不妄と疑と不疑と決定と非決定と一向說となり。「賢聖語八事」とは、見たるを見たりと言ひ、聞けるを聞けりと言ひ、妄れるを妄れりと言ひ、識れるを識れりと言ひ、見ざるを見ずと言ひ、聞かざるを聞かずと言ひ、妄らざるを妄らずと言ひ、識らざるを識らずと言ふ、是れを八事賢聖語と名け、無罪なり。「八事非賢聖語」とは、見たるを見ずと言ひ、聞けるを聞かずと言ひ、妄れるを妄らずと言ひ、識れるを識らずと言ひ、見ざるを見たりと言ひ、聞かざるを聞けりと言ひ、妄らざるを妄れりと言ひ、識らざるを識れりと言ふ、是れを「八事非賢聖語」と名け、波夜提罪を得るなり。「直說」とは、[八]見たり・聞けり・知れり・識れり・見ず・聞かず・知らず・識らずと(言ふ)、是れを「直說」と名け、波夜提罪を得ん。「妄」とは、妄を見て不妄なりと言ひ、妄を聞いて不妄なりと言ひ、妄を知りて不妄なりと言ひ、妄を識りて不妄なりと言ひ、妄なることを見ず・聞かず・知らず・識らずして不妄なりと言ふなり、波夜提罪を得ん。「不妄」とは、不妄なることを見・聞き・知り・識りつゝ妄なりと言ひ、不妄なることを見ず・聞かず・知らず・識らずして妄なりと言ふなり、波夜提罪を得ん。「疑」とは、疑なることを見・聞き・知り・識りつゝ不疑なりと言ひ、疑なる

【六】知而妄語(Sampajāna-musāvāda)。

【七】口業說。宋・元・明三本には異口說とし、宮本には異說とせり。今、改めず。

【八】見・聞・知・識(Diṭṭhaṃ, sutaṃ, mutaṃ, viññātaṃ)。

卷の第十二

東晋天竺三藏佛陀跋陀羅法顯と共に譯す

一單提九十二事法を明すの一

二佛、舍衛城に住して廣く說きたまへること上の如し。爾の時衆僧、一處に集在して羯磨を作さんと欲せしに、長老、三尸利耶婆來らざりしかば卽ち使を遣し往いて呼んで言はく、「長老、衆僧集りぬ、法事を作さんと欲す」と。尸利耶婆念言すらく、「正に當に我が爲の故に羯磨を作すならくのみ」と。卽ち心に畏怖を生じつゝ止むことを得ずして而して來りぬ。來り已るに諸比丘問うて言はく、「長老、汝、僧伽婆尸沙を犯ぜしや」。答へて言はく、「犯ぜり」。彼れ心に歡喜を生じて是念を作さく、「諸の梵行人は我邊に於て四可懺悔の事を擧げて不可治の事には非ざりき」と。（次いで）衆僧に白して言さく、「我れに小く出づることを聽したまへ」。諸比丘は後に於て是言を作さく、「此の比丘多端なれば定んで五出さゞらん、去り已りて須臾にして當に妄語を作すべけん、當に三たび過めて定んで實を之れに問ふべし」と。是の尸利耶婆出で已りて是念を作さく、「我れ何の故に事なきに而も是罪を受くるや、此の諸比丘は恒に數々我罪を治せり、我れ今應に是罪を受くべきにあらず、今寧ろ妄りて衆僧に語らんに當に我が妄語罪を治すべけん、治すると雖故ほ輕ければ」と。諸比丘は卽ち尸利耶婆を呼び入れ、入り已るに問うて言はく、「汝、僧伽婆尸沙罪を犯ぜしや」。答へて言はく、「犯ぜず」。諸比丘問うて言はく、「汝、向には何の故に犯ぜりと言ひしや」。答へて言はく、『衆僧、向には我れをして犯ぜしめんと欲せり、是故に我れ答へて「犯ぜり」と言へるのみ、我れ今罪あるを憶せず』と。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「尸利耶婆を呼び來れ」と。來

【一】單提（Pācittiya）。尼薩耆波夜提三十事を捨墮といふに對し、財事に關することなくして單に執著心・瞋恨心等の妄心に關する犯罪九十二事を示す故に波夜提罪を單提若しは單墮といひしなり。本律第二十三卷には九十二純波夜提の語あり。波夜提は註（三の一八八・八の一）參照。諸律多く九十事にして、巴利律と僧祇律と優波離問佛經のみ九十二事を列し、五分律は九十一事とす。

【二】波夜提第一妄語戒。

【三】尸利耶婆。四分律は象力比丘、十誦律は訶多釋子比丘、巴利律は Hatthaka Sakyaputta とす。此等は皆同じ。五分律は沙蘭法師、有部は羅怙羅とせり。

【四】可懺悔事。僧殘罪のこと。波羅夷重罪は滅擯する故に不可治の事なるも、僧殘罪は懺悔して淸淨僧に復歸するを得る故に可懺悔事といひしなり。

【五】出さずとは、罪狀を自白せざる意。

◇ ◇

目次

（本丁）（通頁）

律部 九

西本龍山譯

國譯一切經

大東出版社藏版